

宍粟市地域防災計画 改訂素案

平成18年11月
(平成24年 8 月一部改訂)
(平成27年 9 月一部改訂)
(令和 7 年 3 月一部改訂)
(令和 7 年 月一部改訂)

宍粟市防災会議

第 1 編

総 則

第1編 総則もくじ

第1章 計画の前提	1
第1節 計画の趣旨	1
第1款 計画の目的	
第2款 計画の理念	
第3款 計画の性格と役割	
第4款 計画の構成	
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱	2
第2章 災害の履歴と今後想定される災害	8
第1節 宍粟市の自然的、社会的条件	8
第1款 自然的条件	
第2款 社会的条件	
第2節 風水害の履歴	9
第1款 平成21年台風第9号による災害	
第2款 平成30年7月豪雨災害	
第3款 県内の風水害	
第4款 宍粟市域の風水害	
第3節 浸水被害の想定	24
第1款 千種川水系の浸水想定	
第2款 揖保川水系（国管理区間）の浸水想定	
第3款 揖保川水系（県管理区間）の浸水想定	
第4節 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所	26
第5節 地震の履歴	27
第6節 地震規模の想定とその被害想定	28
第1款 海溝型地震	
第2款 内陸型地震	
第3款 想定される震度（最大値）	
第4款 地震動予測結果震度分布図	
第5款 宍粟市に被害を及ぼす地震の被害想定	
第7節 大規模事故等の履歴	42
第1款 雪害の履歴	
第2款 その他大規模事故の履歴	
第8節 大規模事故等の被害想定	42
第1款 雪害の被害想定	
第2款 道路災害の被害想定	
第3款 原子力事故の被害想定	

第1章 計画の前提

宍粟市地域防災計画は、本章の方針に基づき定める。

第1節 計画の趣旨

第1款 計画の目的

この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条の規定に基づき、宍粟市域の災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、迅速な災害応急対応を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

- 1 宍粟市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、指定公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等の災害予防に関する計画
- 3 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、災害情報の収集・伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他宍粟市域の防災に関し、宍粟市防災会議が必要と認める事項

第2款 計画の理念

「人の和（わ）で 命を守る まちづくり」

平成21年台風第9号災害をはじめとする災害の教訓から、計画の理念に「人の和（わ）で命を守るまちづくり」を掲げる。災害に動じない宍粟市をつくりあげるため、住民、地域、行政が「自助」「共助」「公助」の3つの力を結集して、減災と災害対策に取り組む。

1 自助

災害は必ずやってくることを認識し、正しい情報の取得と経験を積み重ね、それぞれが自分の身は自分で守るための知識と備え、行動力を身に付ける。

2 共助

正に災害が起ころうとしているときに行政が行える支援は限られ、また、個人の力では対応できない事態も発生する。災害時は地域で力を合わせ対応することが求められる。消防団や自主防災組織などが中心となり、地域が減災に取り組む。

3 公助

気象観測機器の整備や職員の災害対応訓練を通じて、正確な情報を基にした迅速な情報伝達を行う。災害が発生した場合は、被害情報を迅速に収集し、即時に被災者支援制度をまとめ、住民へ提供する。また、平常時から「自助」「共助」の力の向上を図る施策を展開する。

なお、男女共同参画の視点から、本地域防災計画や避難所運営の意思決定の場における女性の参画を促進するとともに、救援物資や避難所の運営対策面において、要配慮者や女性、子育て家庭のニーズに配慮するものとする。

第3款 計画の性格と役割

- 1 この計画は風水害及び地震、大規模事故等に関して、市とその他の防災関係機関、さらには関係団体や住民の役割と責任を明らかにするとともに、基本的な指針を示すものである。

- 2 この計画は次のような役割を果たすことを期待するものである。
 - (1) 市とその他の防災関係機関においては、この計画を推進するための細目等の作成、及び風水害対策並びに地震災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。
 - (2) 関係団体や住民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。
- 3 この計画は防災に関する諸般の状況変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。
- 4 この計画は、兵庫県地域防災計画を基準とし、県の計画に抵触してはならない。

第4款 計画の構成

この計画は、次表のとおり6編からなる本編と、より詳細な情報を綴る資料編で構成する。第1編の総則と第2編の災害予防計画、第6編の災害復旧計画は、「風水害」、「地震」、「大規模事故等」の情報を一括するが、第3編から第5編までの応急対策計画は、災害種別ごとに記述する。

構成	内容
第1編 総則	本計画の方針と災害の履歴、今後想定される災害などを示す。
第2編 災害予防計画	災害に備え日ごろから行政や地域、住民が取り組むべき活動を示す。
第3編 風水害 応急対策計画	災害種別ごとに災害対策本部や防災関係機関が行うべき応急対策を示す。
第4編 地震 応急対策計画	
第5編 大規模事故等 応急対策計画	
第6編 災害復旧計画	被災者の生活を安定させるための緊急措置や公共施設の復旧に係る財政措置などを示す。
資料編	第1編から第6編に付随する情報の詳細を綴る。

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体は、主として次に掲げる事務又は業務を処理するものとする。

1 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
国土交通省 姫路河川国道事務所	公共土木施設(直轄)の整備と防災管理	1 水防警報の発表伝達(指定河川等)、水防応急対策の技術指導 2 公共土木施設(直轄)の応急対策の実施	被災公共土木施設(直轄)の復旧
農林水産省 近畿農政局 姫路地域センター	応急食料品の供給可能数量の把握	応急食料品(政府所有米穀を含む)を調達する際の情報提供・助言等	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
気象庁 神戸地方気象台		気象、地象、水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	
林野庁 兵庫森林管理署	1 国有保安林、治山施設、落石防止施設、地すべり防止等の整備 2 国有林及び治山施設における災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧

2 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第3師団 姫路駐屯地第3特科隊		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施	
海上自衛隊呉地方隊 阪神基地隊	港湾や沿岸海域を警備	武力攻撃事態、海難救助、林野火災、水不足等に対応	

3 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
危機管理部 災害対策課	県、市、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整	県、市、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整	県、市、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整
西播磨県民局 総務企画室		1 県災害対策本部の指示伝達に関すること 2 災害情報及び災害応急対策実施状況の収集 3 災害救助法等による救助活動	
龍野土木事務所 龍野土木事務所災害事業所	1 所管公共土木施設の整備と防災管理 2 水防力の整備強化	1 所管公共土木施設の応急対策 2 水防警報の発表、伝達及び水防応急対策	所管被災公共土木施設の復旧
龍野健康福祉事務所		1 医療救護 2 社会福祉施設等における人的被害調査 3 防疫、水道等応急保健衛生対策	1 保健衛生関係施設の復旧支援 2 社会福祉施設の復旧支援
光都農林振興事務所	1 農林関係施設の整備及び防災管理 2 保安林、地すべり防止施設等の整備、治山事業の推進 3 災害予防対策についての推進指導	農林関係施設の応急対策	1 農林関係施設の復旧 2 被災農林業者に対する災害融資
光都土地改良センター	農業土木施設の整備及び防災管理	農業土木施設の応急対策	被災農業土木施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
龍野農業改良普及センター	災害予防対策についての推進指導	災害時における病虫害の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	被災農家に対する災害融資
龍野県税事務所			災害時における税の減免に関すること
播磨西教育事務所	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 所管教育施設の応急対策 2 被災児童生徒の応急教育対策	所管被災教育施設の復旧
宍粟警察署		1 被害実態の把握 2 被災者の救出及び救護 3 避難の指示、警告及び誘導等 4 行方不明者の捜索及び遺体の見分 5 交通の安全と円滑の確保 6 防犯対策	

4 広域事務組合

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西はりま消防組合	1 防災に関する組織体制の整備 2 防災関係機関が実施する防災対策への助言・協力 3 防災訓練の実施 4 その他災害予防の推進	1 情報の収集、伝達及び被害調査 2 被災者に対する救助及び救護措置 3 その他災害発生の防御又は拡大の防止措置 4 その他災害応急対策の推進	

5 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
宍粟市	1 防災に関する組織体制の整備 2 防災に関する訓練の実施及び防災思想の普及 3 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 4 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検 5 その他災害予防の推進	1 避難情報の発令又は誘導 2 情報の収集、伝達及び被害調査 3 被災者に対する救助及び救護措置 4 災害時における応急教育 5 廃棄物、環境対策の実施 6 緊急輸送の確保 7 災害時における保健衛生 8 その他災害発生の防御又は拡大の防止措置 9 その他災害応急対策の推進	1 施設及び設備の復旧 2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付 3 各種支援制度の適用 4 市税の減免措置等 5 その他災害復旧の推進

6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西日本電信電話株式会社（兵庫支店） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西支社） KDD I 株式会社 ソフトバンク株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	電気通信施設の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧
関西電力送配電株式会社（姫路本部）	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧
日本赤十字社（兵庫県支部）		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分 3 義援金の配分	
日本放送協会（神戸放送局）	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社（関西支社福崎高速道路事務所）	有料道路施設の整備と防災管理	高速道路の応急対策	有料道路施設の復旧
西日本ジェイアールバス株式会社（神戸営業所）		緊急陸上輸送	
ヤマト運輸株式会社		緊急陸上輸送	
日本郵便株式会社（播磨山崎郵便局）		1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	

7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
一般社団法人兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障がい等の被災者への精神的身体的支援
神姫バス株式会社 株式会社ウイング神姫		緊急陸上輸送	
一般社団法人兵庫県トラック協会		救助用物資及び復旧資財の緊急陸上輸送	
一般社団法人兵庫県LPガス協会	LPガスによる災害防止のための保安啓発指導教育	LPガスによる災害防止のための保安	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
株式会社ラジオ関西 (姫路支社) 株式会社サンテレビジョン 兵庫エフエム放送株式会社		1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧

8 公共的団体

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
宍粟市消防団	1 水防訓練の実施 2 火災予防運動の実施	1 消防防災活動 2 人命救助、財産保全活動 3 災害危険地域の警戒 4 被害情報の収集伝達	
自主防災組織	1 防災関係機関が実施する防災対策への協力 2 防災訓練の実施	1 被災者の救出、被災世帯の調査、救援物資の配布等の協力 2 避難の誘導及び被害情報の伝達 3 要配慮者の支援	
兵庫西農業協同組合 ハリマ農業協同組合	1 農業用施設及び農作物の管理指導 2 防除用農薬の備蓄及び防除用器具の整備	1 市の行う農業関係被害調査、応急対策に関する協力 2 農作物等の災害応急対策についての指導	被災農家に対する融資又は融資の斡旋
宍粟市商工会		1 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保及び斡旋 2 災害時における物価安定についての協力	
しろう森林組合	間伐等による災害に強い森づくりの促進	1 共同利用施設の災害応急対策 2 復旧資材等の確保及び斡旋	被災組合員に対する融資又は融資の斡旋
宍粟市社会福祉協議会	1 ボランティアの登録 2 災害ボランティアコーディネーターの養成	1 災害ボランティアセンターの設置 2 災害時におけるボランティア活動に関する連絡調整 3 災害時におけるボランティアの受入態勢の確保 4 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力	

9 介護・医療団体

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
老人福祉施設 社会福祉施設		福祉避難所として高齢者や障がいのある人の受入についての協力	
宍粟市医師会など		1 医療情報の収集伝達 2 医療体制、医薬品、医療資器材の確保	

第2章 災害の履歴と今後想定される災害

第1節 宍粟市の自然的、社会的条件

第1款 自然的条件

1 位置及び市域の概況

宍粟市は、兵庫県中西部に位置し、北部は養父市・鳥取県、東部は朝来市・神河町・姫路市、南部はたつの市、西部は佐用町・岡山県と接している。

京阪神と中国地方を結ぶ中国縦貫自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が市内で交差する西播磨内陸の交通の要衝となっており、本市の中心部から神戸まで約70kmで約90分、大阪までは約100kmで120分の位置関係にある。

面積は、658.60km²で東西方向約32km、南北方向約42kmと広大で、兵庫県土の7.8%を占めているが、市域の大部分を山地が占めており、兵庫県下最高峰の氷ノ山、三室山、後山をはじめとする1,000mを超える山々がそびえ、氷ノ山後山那岐山国定公園や音水ちくさ県立自然公園に属し、県下を代表する清流一級河川揖保川、千種川が流れる自然豊かな地域である。

本市の南部を横断する山崎断層は、東端は福崎町から西端の岡山県美作市より那岐山の北側に達する左横ずれ断層で、延長80kmに及んでいる。

2 地質

本市の地質は、大部分が山地であることから、山地を形成する花崗岩など火成岩が主なものとなっている。

3 気候

本市は、南部は瀬戸内海斜面に位置し瀬戸内型気候の影響を受け、北部は中国山地の影響を受けた内陸型気候である。日本海と瀬戸内海の間の中の内陸部にあるため、山間部特有の低温多雨型であり、冬季の積雪量は北部では100cmを超えるところもある。

第2款 社会的条件

本市の人口が集中する旧山崎町では、昭和40年代から60年頃までは人口が増加傾向にあったが、平成2年国勢調査以降は減少傾向が続いている。本市の北部の旧一宮町、旧波賀町、旧千種町では昭和30年代から減少傾向が続いており、市域全体でも昭和30年代以降は減少している。

市域全体の65歳以上の高齢者人口は、昭和35年の4,354人（8.0%）から令和2年の12,648人（36.4%）と増加、今後ますます高齢化が進むことが懸念される。自主防災組織を中心とした地域防災力の向上のため、平常時からのコミュニティの充実と高齢者など要配慮者や避難行動要支援者対策が必要となっている。

人口の推移

国勢調査 単位：人

年 区分	昭和35	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2
山崎町	27,243	27,005	26,900	26,663	25,971	25,155	24,465	23,108	21,877
一宮町	14,407	12,107	12,034	11,559	10,600	9,955	9,068	8,101	7,213
波賀町	6,830	5,407	5,164	5,058	4,860	4,536	4,122	3,704	3,237
千種町	6,110	4,461	4,356	4,405	4,029	3,656	3,283	2,860	2,492
計	54,590	48,980	48,454	47,685	45,460	43,302	40,938	37,773	34,819
指数	100	89.7	88.8	87.4	83.3	79.3	75.0	69.2	63.8
内高齢者	4,354	7,292	8,275	9,667	10,606	11,132	11,369	12,118	12,648
高齢化率	8.0%	14.9%	17.1%	20.3%	23.3%	25.7%	27.8%	32.1%	36.4%

第2節 風水害の履歴

第1款 平成21年台風第9号による災害

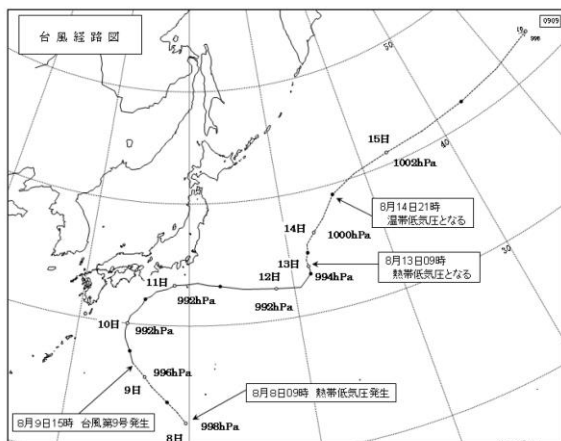
1 気象状況

8月8日9時に日本の南海上で発生した熱帯低気圧は北西に進み、8月9日15時に同海域で台風第9号となった。台風第9号は北に進み、10日に四国、紀伊半島の南海上を通り、11日には東海地方、関東の南海上を通過、日本の東海上へ進んだ。その後、13日9時に日本の東海上で熱帯低気圧に変わり、14日21時に温帯低気圧となった。

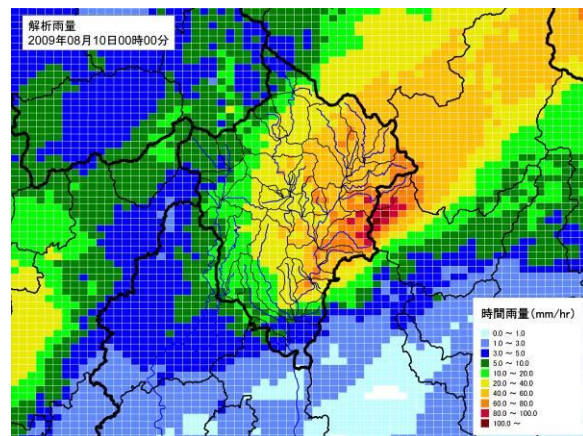
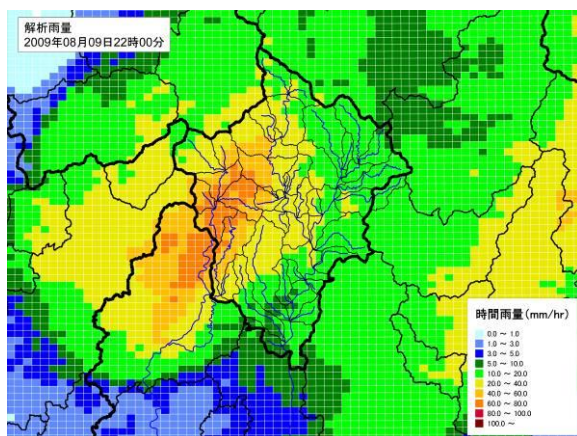
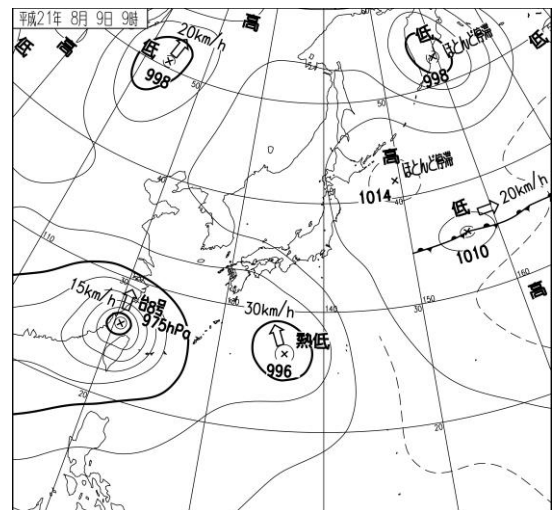
熱帯低気圧及びそれから変わった台風第9号周辺の湿った空気の影響で、8日から11日にかけて西日本及び東日本の太平洋側と東北地方の一部で大雨となった。この期間の総雨量が四国ではところにより700mmを超えたほか、徳島県、香川県、岡山県、兵庫県の一部では、8月の月降水量平年値の2倍を超える記録的な大雨となった。

この大雨により、一宮町東市場（気象庁一宮観測所）では、昭和51年に観測を開始してから最大の時間雨量となる78mm（22:38～23:38）を記録、24時間雨量は8月では最も多い207.5mmに達した。

平成21年台風第9号経路図



経路上の○印は傍に記した日の9時、●印は21時の位置を示す。
また、経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧・温帯低気圧の期間を示す。



資料提供（台風経路図、天気図、解析雨量図）：気象庁

主な観測所の雨量

単位：mm

観測地点	桑垣	戸倉	引原	三方	神戸	山崎	千種
時間最大	50	37	44	63	61	13	71
24時間	205	129	216	欠測	191	135	251

2 河川の水位

台風第9号による豪雨では、河川の水位が急激に上昇する現象が確認された。三軒家水位観測所の水位は23時10分に氾濫注意水位の3.0mに達し、その50分後には右岸堤防高の4.27mに迫る4.2mを記録している。その他の水位観測所においても、1時間に1m以上の水位の上昇が確認されている。

引原川

水位 (m)	局名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	8月9日				8月10日		
					20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00
	石亀	—	—	—	↑0.90	↑0.98	↑1.11	↑2.04	↑2.08	↓1.97	↓1.74
	上野	2.00	2.80	—	↑1.72	↑1.88	↑2.10	↑3.34	↑3.43	↓3.08	↓2.79
雨量 (mm)	戸倉				15	7	26	37	22	9	4
	引原ダム				23	9	28	43	34	6	3

揖保川

水位(m)	局名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	8月9日				8月10日		
					20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00
	西深	2.50	3.30	—	↑1.24	↑1.36	↑1.51	↑2.13	↑3.52	↑4.22	↓3.51
	三軒家	2.00	3.00	3.20	↑1.87	↑1.96	↑2.14	↑2.85	↑4.20	↑4.57	↓4.52
雨量 (mm)	三軒家				7	8	10	36	59	4	1
	山崎				3	8	13	12	6	0	0

菅野川

水位(m)	局名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	8月9日				8月10日		
					20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00
	春安	1.20	1.50	1.70	↑0.89	↑0.96	↑1.09	↑1.46	↑1.71	↓1.62	↓1.58

志文川

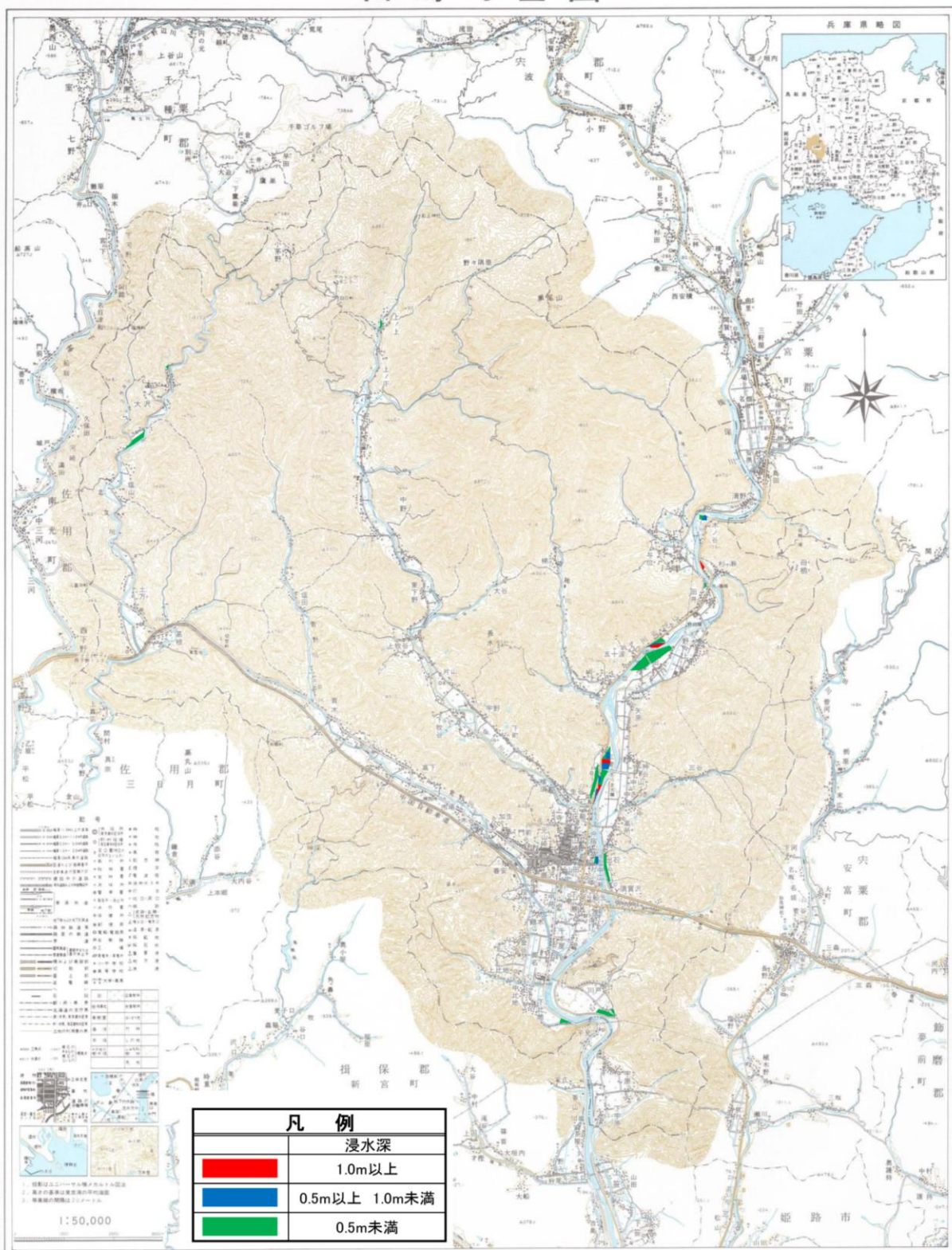
水位(m)	局名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	8月9日				8月10日		
					20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00
	三日月	1.10	1.60	1.80	↑1.08	↑1.20	↑1.48	↑1.92	↑2.00	↑2.20	↓2.03
	米田	1.30	1.80	—	↑2.18	↑2.29	↑2.44	↑2.70	↑3.23	↑3.39	↓3.32
雨量 (mm)	中野				11	14	24	40	21	1	2

千種川

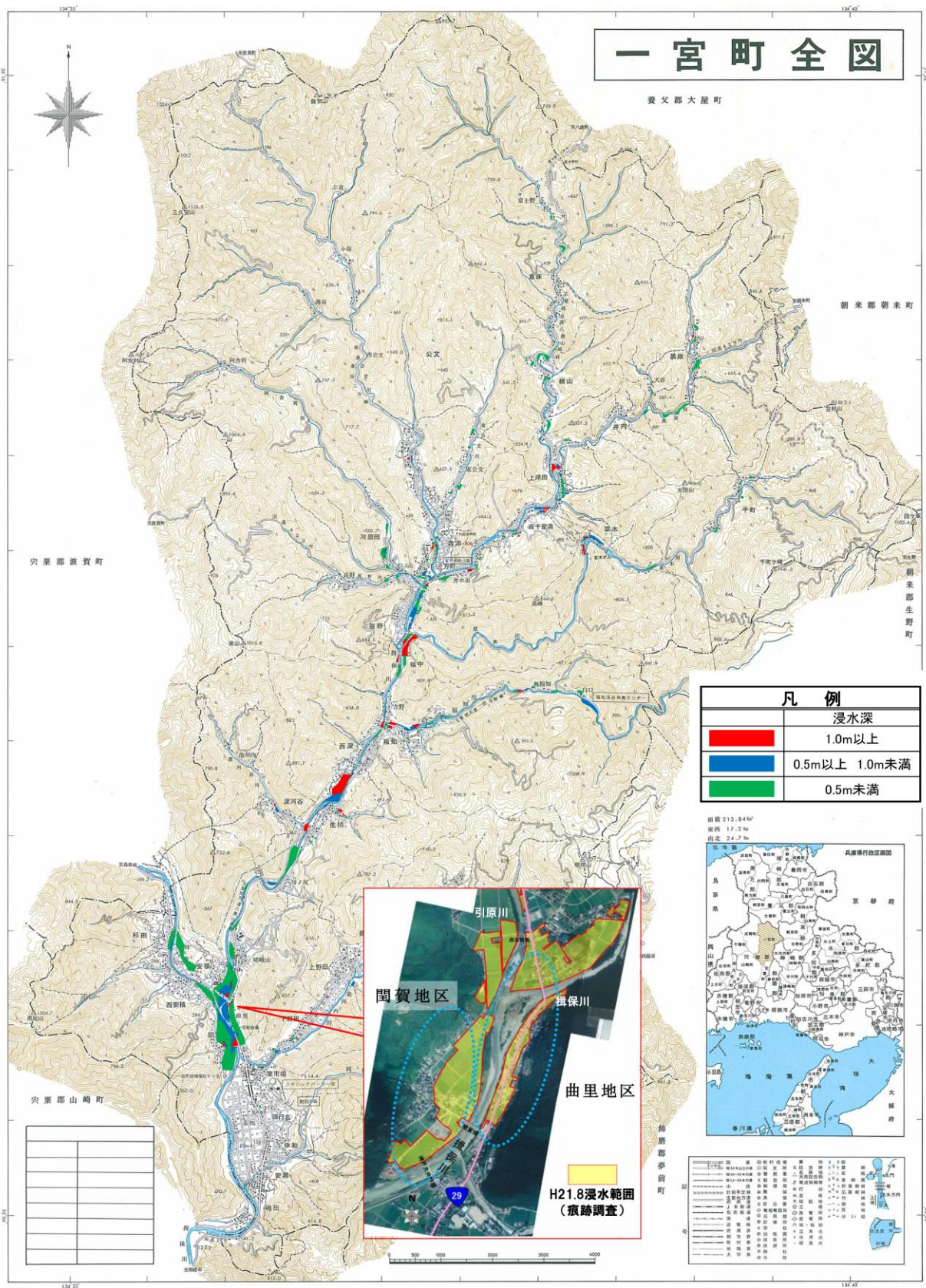
水位(m)	局名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	8月9日				8月10日		
					20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00
	千種	1.10	1.60	2.00	↑1.24	↑1.39	↑2.11	↑2.63	↓2.51	↓2.13	↓1.91
	上三河	1.50	2.10	2.50	↓1.86	↑2.25	↑3.34	↓0.00	→0.00	→0.00	→0.00
	上郡	2.70	3.40	3.80	↑3.94	↑4.74	↑5.31	↑5.66	↑6.01	↑6.24	↓6.13
雨量 (mm)	千種				21	35	71	19	16	4	1

3 山崎町域浸水実績図

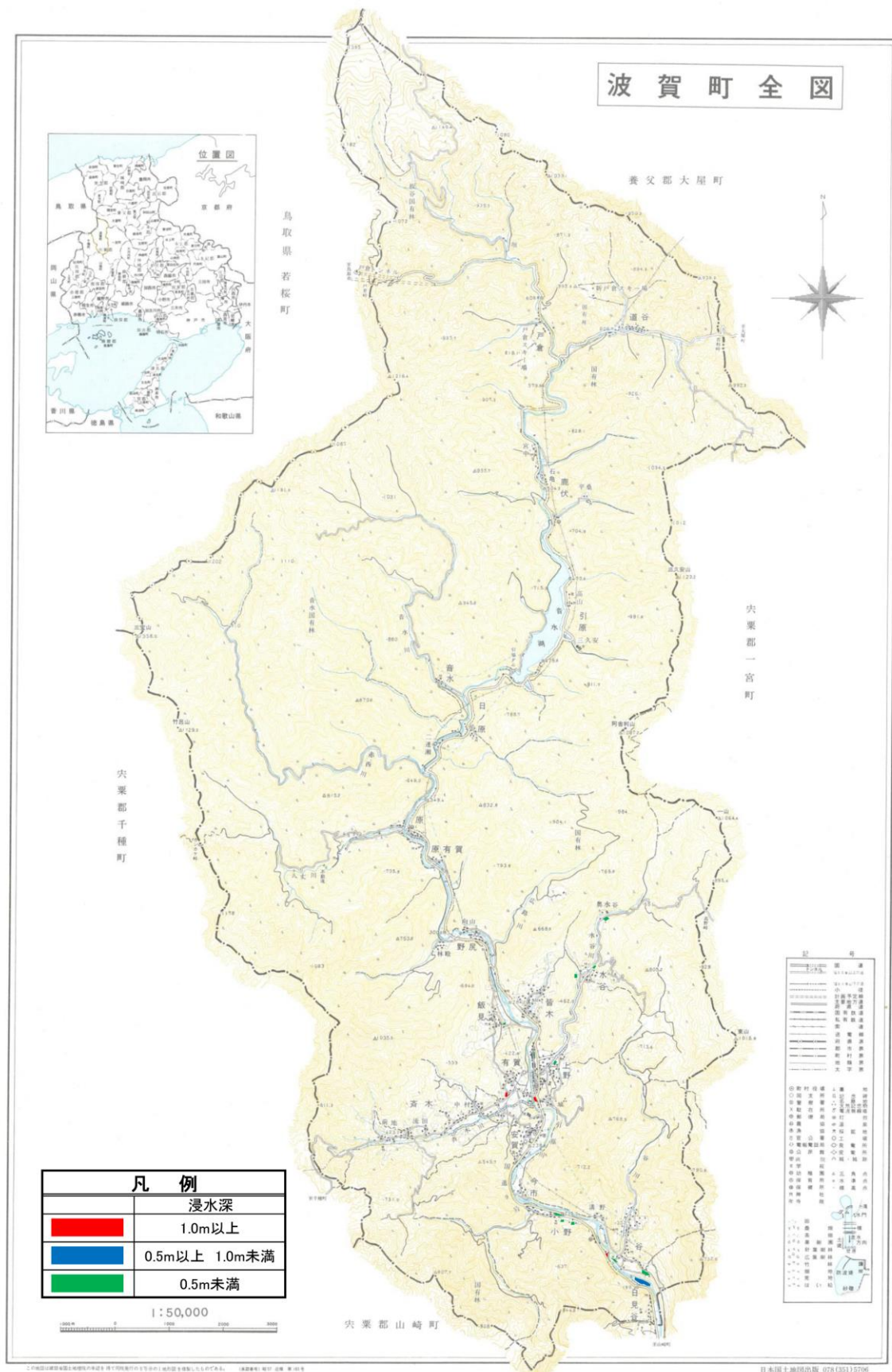
山崎町全図



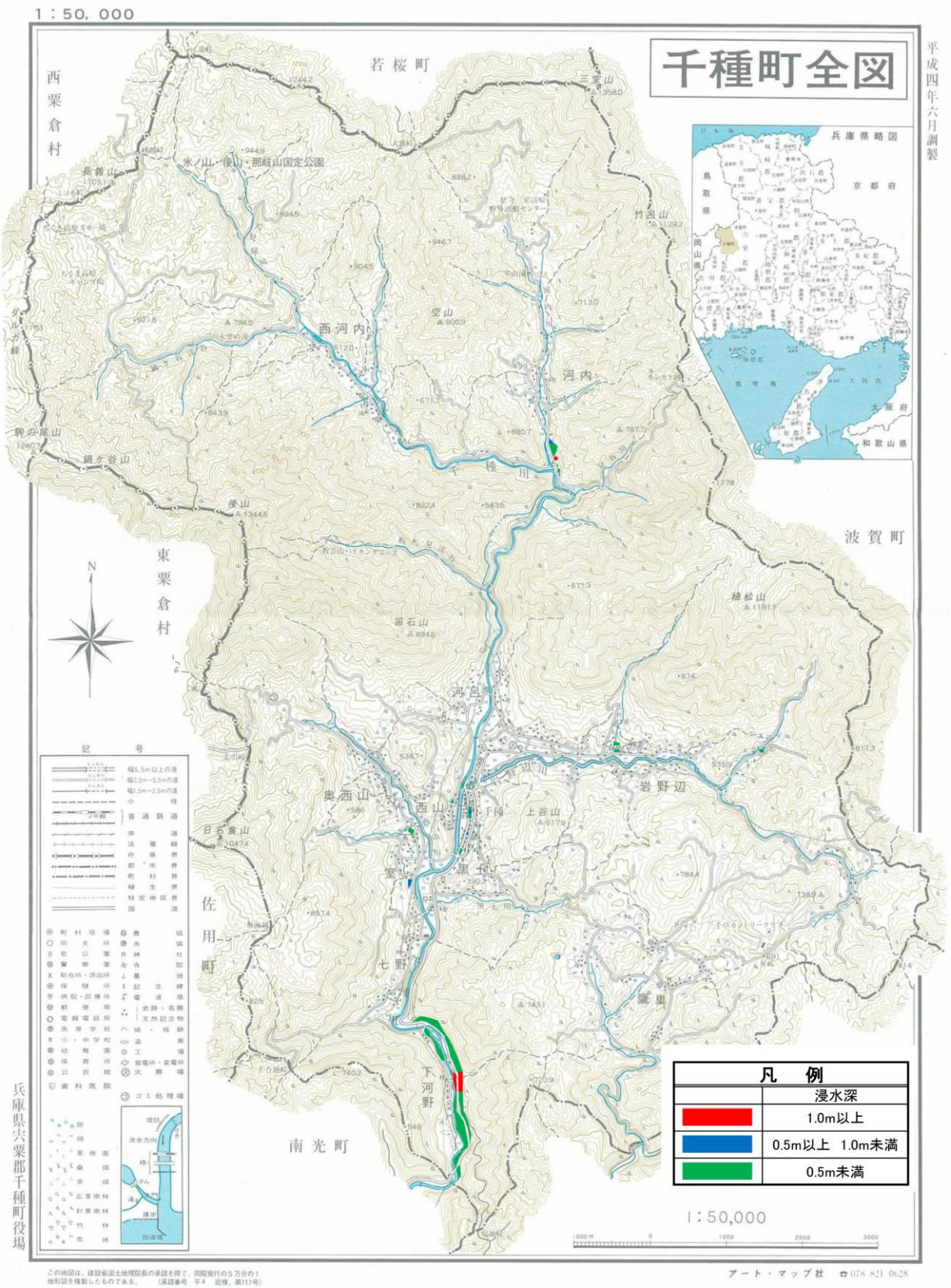
4 一宮町域浸水実績図



5 波賀町域浸水実績図



6 千種町域浸水実績図



7 被害状況

(1) 法適用の経緯

平成21年8月9日 災害救助法、被災者生活再建支援法の適用
 平成21年9月15日 本激甚災害の指定（全国・農地関係）
 平成22年3月17日 局地激甚災害の指定（旧一宮町、旧千種町・公共土木施設関係）

(2) 人的被害

地域	死者、行方不明者	負傷者（軽傷）
山崎町	0人	2人
一宮町	0人	1人
波賀町	0人	1人
千種町	0人	0人
合計	0人	4人

(3) 住宅被害

地域	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水
山崎町	1件	3件	21件	11件	63件
一宮町	13件	21件	68件	41件	189件
波賀町	1件	0件	3件	2件	29件
千種町	3件	2件	6件	9件	73件
合計	18件	26件	98件	63件	354件

(4) ライフラインの被害

区分	被害状況	復旧完了日
水道	断水465戸	9月8日
電気	停電2,700戸	9月4日

(5) 道路被害（全面通行止路線数）

道路種別	路線数	備考
国管理道路	1路線	国道29号（波賀町2か所、山崎町2か所）
県管理道路	16路線	
市管理道路	25路線	

(6) 公共土木施設の被害（災害査定の国庫補助決定数値）

区分	兵庫県龍野土木管内		宍粟市	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
河川	97	1,459,965	97	645,379
砂防	30	596,816	-	-
道路	55	1,233,114	81	453,227
橋梁	-	-	4	128,618
水道	-	-	3	54,136
下水道	-	-	4	36,775
合計	182	3,289,895	189	1,318,135

(7) 農林水産業の被害（西播磨県民局まとめによる）

① 農産物の被害

作物名	面積（ha）	被害額（千円）
黒大豆	11.9	8,870
水稻	71.1	28,880
ぶどう	0.07	736
合計	83.07	38,486

② 畜産物の被害（西播磨県民局まとめによる）

区分	頭数	被害額（千円）
肉用牛	14	7,700

③ 農畜産業施設の被害（西播磨県民局まとめによる）

施設種類	被害額（千円）
パイプハウス	455
ぶどう棚	850
トラクター等	27,400
牛舎・鶏舎	12,250
連絡橋・防護柵	13,222
農協倉庫・営農センター等	4,600
合計	58,777

（８）農地・土地改良施設の被害（災害査定の国庫補助決定数値）

区分	件数	被害額（千円）
農地	74	237,816
農業 用 施 設 等	頭首工	110,223
	水路	79,977
	揚水機	1,795
	道路	13,892
	橋梁	12,198
	小計	218,085
合計	138	455,901

（９）治山関係の被害（西播磨県民局まとめによる）

区分	箇所数	被害額（千円）
林地荒廃	53	1,519,608

（10）林道関係の被害（西播磨県民局まとめによる）

種別	路線数	被害額（千円）
市管理	38路線	205,684

（11）社会福祉施設の被害

区分	施設名	備考
社会福祉施設	まどか園	道路寸断による一時孤立と停電
	みどり苑	浸水被害
保育所	一宮北保育所	駐車場と園庭の冠水、フェンス倒壊、正門流出
	かしわの保育所	雨漏り
	一宮ひかり保育所	床下浸水

（12）教育関係施設の被害

区分	学校名	備考
市立学校	一宮北中学校	土砂流入
	千種中学校	登校路法面崩落
県立高校	山崎高等学校	演習林、作業道崩落
	伊和高等学校	グラウンド土砂流入
	千種高等学校	校舎法面崩落、土砂流入

（13）指定文化財の被害

区分	名称	備考
県指定	河呂農村歌舞伎舞台	柱の基礎一部崩落
市指定	家原遺跡	法面崩落
	波賀城跡	法面崩落

(14) 店舗・工場等の被害（西播磨県民局まとめによる）

業種	事業所数	被害額（千円）
製造業	89	108,920
商業	76	28,520
その他	54	48,200
合計	219	185,640

(15) 観光関連施設の被害

施設名	備考
福知溪谷休養センター	福知川の氾濫による被害

8 被災者支援の概要

(1) 人的支援

派遣元	延人数	内容
県	113人	家屋被害調査、健康指導（保健師）ほか
県内市町	209人	災害ゴミ収集ほか
自衛隊	-	給水支援

(2) ボランティア支援

項目	状況
ボランティアセンター設置日	8月10日
ボランティアの総数	延べ1,712人

(3) 支援制度

① 被災者生活再建支援金（国）

区分	基礎支援金額 ※単身世帯は4分の3	申請件数	加算支援金額（住宅再建）※単身世帯は4分の3		
			建設・購入	補修	賃貸
全壊	100万円	21件	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	50万円	27件			

② 被災者生活再建支援金（県・市）

区分	支援金額	申請件数
半壊	25万円	111件
床上浸水	15万円	38件
床上浸水（損害割合10%未満）	5万円	26件

③ 義援金

市は被害家屋（棟）を対象、県は住民票世帯を対象に義援金を配分したため、配分件数に相違がある。

宍粟市義援金第1次配分

単位：円

区分	配分単価	件数	配分額
全壊	300,000	18	5,400,000
大規模半壊	150,000	26	3,900,000
半壊	120,000	112	13,440,000
床上浸水	60,000	64	3,840,000
被災児童支援	3,000	181	543,000
合計	-	401	27,123,000

宍粟市義援金第2次配分

単位：円

区分	配分単価	件数	配分額
全壊	130,000	18	2,340,000
大規模半壊	65,000	26	1,690,000
半壊	52,000	112	5,824,000
床上浸水	25,000	64	1,600,000
被災児童支援	0	0	0
合計	-	220	11,454,000

兵庫県義援金第1次配分

単位：円

区分	配分単価	件数	配分額
死亡	220,000	0	0
重症	110,000	0	0
全壊	220,000	18	3,960,000
大規模半壊・半壊	110,000	146	16,060,000
床上浸水	40,000	67	2,680,000
合計	-	231	22,700,000

兵庫県義援金第2次配分

単位：円

区分	配分単価	件数	配分額
死亡	100,000	0	0
重症	50,000	0	0
全壊	100,000	18	1,800,000
大規模半壊・半壊	50,000	146	7,300,000
床上浸水	20,000	67	1,340,000
合計	-	231	10,440,000

④ 住宅応急修理（平成21年度一般会計決算額）

地域	件数	金額（千円）
山崎町	26件	4,042
一宮町	70件	19,386
波賀町	2件	1,040

⑤ 車両借上料（平成21年度一般会計決算額）

種別	件数	金額（千円）
災害ゴミ運搬用車両	4件	295
ゴミ撤去用重機	5件	521

⑥ 民家等土砂撤去補助金（平成21年度一般会計決算額）

地域	件数	金額（千円）
山崎町	15件	2,183
一宮町	59件	11,434
波賀町	5件	396
千種町	30件	2,947

⑦ 被災住宅等解体廃棄物運搬補助金（平成21年度一般会計決算額）

地域	件数	金額（千円）
一宮町	13件	2,962
千種町	3件	

⑧ 災害見舞金（平成21年度一般会計決算額）

件数	金額（千円）
756件	16,414

⑨ 被災者生活復興資金貸付（平成21年度一般会計決算額・利子補給額）

件数	県負担額（千円）	市負担額（千円）
32件	261	130

※利子額の3分の2を県、3分の1を市が負担

⑩ ひょうご住宅災害復興ローン、住宅災害復興融資利子補給制度

件数	金額（千円）
0件	0

※住宅のほか家財なども対象になる「⑨被災者生活復興資金貸付制度」があるため利用がなかった。

⑪ 高齢者住宅再建支援事業補助金（平成21年度一般会計決算額）

件数	金額（千円）
1件	1,000

第2款 平成30年7月豪雨災害

1 概要

平成30年6月29日に発生した台風第7号は、本市に7月4日に最接近し、その影響で、特に本市北部で累加雨量100mmを超える雨を観測した。その後、台風は温帯低気圧に変わり梅雨前線を伴って、西日本に停滞し、その前線に南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、5日朝から7日夕方にかけて断続的に大雨となり、本市の雨量観測局では、最大1時間雨量58mm、累加雨量480mmを記録した。また、6日23時49分には大雨特別警報が本市で初めて発令された。

2 降雨の状況

本市が市内に設置している雨量観測局の記録では、この期間の最大日雨量は7月6日に三方北部浄水場で観測した242mmであった。気象庁が発表している一宮観測所における平年7月の雨量は272.9mmで、この1日だけで1か月分に相当する雨が降ったことになる。

時間最大	58mm	(7月6日23時～7月7日0時 染河内浄水場)
24時間	242mm	(7月6日1時～7月7日0時 三方北部浄水場)
累加雨量	480mm	(7月5日5時～7月7日22時 染河内浄水場)

3 河川の水位

本市に設置されている水位計のうち、主な観測記録は次表のとおりである。

引原川

水位 (m)	局名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	氾濫危険 水位	最高水位（日時）	氾濫注意水位以上の 継続期間(日時)
	上野	2.00	2.80	－	3.30（6日24:00）	6日24:00～7日14:00

揖保川

水位 (m)	局名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	氾濫危険 水位	最高水位（日時）	氾濫注意水位以上の 継続期間(日時)
	山崎第二	2.30	3.60	4.10	3.92（7日2:00）	7日1:00～7日4:00
	三軒家	2.00	3.00	3.50	4.23（7日1:00）	6日21:00～7日15:00
	曲里	2.00	3.00	－	4.22（7日1:00）	6日21:00～7日15:00
	西深	2.00	3.30	－	3.23（7日1:00）	－

千種川

水位 (m)	局名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	氾濫危険 水位	最高水位（日時）	氾濫注意水位以上の 継続期間(日時)
	千種	1.10	1.80	2.80	2.33（6日24:00）	6日20:00～7日3:00

4 被害状況

(1) 法適用の経緯

平成30年 7 月 5 日 災害救助法、被災者生活再建支援法の適用
平成30年 7 月27日 本激甚災害の指定

(2) 人的被害

死者：1 人

(3) 住宅被害

地域	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊
山崎町	0件	0件	0件	1件	13件	4件
一宮町	1件	1件	1件	3件	17件	0件
波賀町	1件	0件	0件	1件	32件	2件
千種町	0件	0件	0件	2件	12件	1件
合計	2件	1件	1件	7件	74件	7件

(4) 道路被害（全面通行止路線数）

道路種別	路線数	備考
国管理道路	2路線	国道29号、国道429号
県管理道路	12路線	
市管理道路	3路線	

(5) 公共土木施設の被害（国、県管理施設は含まない）

区分	件数	備考
河川	58	高野川（一宮町河原田）、小原川（一宮町公文）、西谷川（千種町七野）ほか
道路	40	飯見野尻線（波賀町飯見）、深河谷線（一宮町深河谷）、谷水谷線（波賀町上野）ほか
橋梁	1	椿下橋（一宮町河原田）
公園	1	せせらぎ公園
水道	18	配水池、給水管等
下水道	10	圧送管、公共ます等
合計	128	-

(6) 産業の被害

区分	件数	備考
農業基盤	935	農地600か所、農業施設（農道、水路、頭首工）335か所
営農施設	34	ビニールハウスなどの農業施設、獣害防止施設
山林関係	190	林道109か所、山腹崩壊81か所
商工業関係	26	商業・工業施設
観光関係	4	甚大な被害を受けた施設（国見の森公園、赤西セラピーロードほか）
合計	1,189	-

5 被災者支援の概要

(1) 人的支援

派遣元		延人数	内容
自衛隊		43人	救助活動
消防		34人	救助活動
警察		92人	救助活動
海上保安庁		7人	救助活動
消防団		9人	救助活動
兵庫県まちづくり技術センター		12人	被災状況調査、災害報告資料の作成支援

(2) ボランティア支援

項目	状況
ボランティアセンター受入期間	7月10日～8月2日（11日間）
ボランティアの総数	延べ323人

第3款 県内の風水害

兵庫県内に被害をもたらした代表的な風水害を次表にまとめた。

発生年月日	名称（要因）	死者・不明者	負傷者	地域
昭7.7.1～2	梅雨前線による豪雨	33人	31人	主に東播磨
昭9.9.21	室戸台風	281人	1,523人	県内全域
昭13.7.3～5	梅雨前線による豪雨	731人	1,463人	県内全域
昭25.9.3	ジェーン台風	41人	904人	県内全域
昭36.6.24～28	梅雨前線による豪雨	41人	119人	阪神、淡路、東播磨
昭42.7.7～9	昭和42年7月豪雨	100人	102人	阪神、淡路
昭46.7.16～18	相生豪雨	22人	100人	西播磨
昭51.9.8～13	台風17号	19人	41人	県内全域
昭58.9.24～29	台風第10号	13人	16人	丹波、東播磨
平16.10.19～21	台風第23号	26人	135人	県内全域
平21.8.9～10	台風第9号	22人	7人	播磨北西部、但馬南部
平23.9.2～4	台風12号	1人	17人	淡路、東播磨、但馬南部
平23.9.19～22	台風15号	1人	18人	主に淡路
平26.8.16～17	8月豪雨	1人	4人	主に丹波
平30.7.5～	平成30年7月豪雨	2人	11人	県内全域

昭和40年代までは台風と梅雨前線が災害をもたらしていたが、昭和50年代以降は台風が災害の主たる誘因となっている。また、昭和40年代までは死者が100人以上の災害が多いが、昭和50年代以降は風水害による被害者が減少している。しかし、平成16年台風第23号では、県内の死者が26人、負傷者が130人、また平成21年台風第9号では、県内の死者が22人に達し、風水害が過去のものでないことを再認識させた。

第4款 宍粟市域の風水害

神戸地方気象台がまとめた兵庫県災害年表から「宍粟」「山崎」「一宮」「波賀」「千種」「西播磨」の地名が記載された災害を抽出して次表にまとめた。

発生年月日	災害名	気象要因	状況
昭1.7.25	水害	雷雨	宍粟郡山崎町附近浸水家屋10戸
昭3.6.24	水害	低気圧	宍粟郡では橋流出、田畑被害あり
昭13.7.3～5	水害	梅雨前線	千種の諸川著しく氾濫し、道路、橋梁、堤防の流失、決壊等が相当続出した。
昭16.8.15	風水害	台風	宍粟郡16町歩浸水
昭17.8.27～28	風水害	台風	宍粟郡三方村では橋梁流失1か所、井堰流失2か所
昭18.9.20	水害	熱帯低気圧	宍粟郡戸原村では病舎流失1戸、水田流失5町歩、冠水田76町歩。西谷村では堤防決壊。
昭19.9.4	水害	低気圧	宍粟郡三方村では橋梁流失3か所、井堰流失3か所、田畑冠水5町歩。
昭20.9.17～18	風水害	枕崎台風	宍粟郡城下村では堤防決壊、水田流失埋没1町歩。安師村橋梁流失5か所、道路破損3か所、堤防決壊1か所、田畑流失1町歩。河東村では道路決壊4か所、橋梁流失1か所。葛沢村では井堰破損8か所、橋梁流失7か所。神野村では田畑流失埋没8町歩、橋梁流失1か所、家屋流失6戸、同浸水200戸、水稻無収穫7町歩。神戸

発生年月日	災害名	気象要因	状況
			村では死者1人、傷者多数、家屋被害298戸、橋梁破損4か所、耕地冠水80町歩。下三方村では家屋被害3戸、道路決壊15か所、耕地冠水35反歩。三方村では橋梁流失破損7か所、井堰破損決壊6か所、水田冠水15町歩。西谷村では家屋浸水7戸。奥谷村では家屋流失4戸、同倒壊5戸、田畑流失7町歩、田畑冠水13町歩
昭20. 10. 8～11	風水害	低気圧	宍粟郡城下村では堤防道路決壊7か所、家屋被害32戸、水田流失1町歩。下三方村では橋梁流失6か所、道路決壊22か所。三方村では堤防決壊6か所、田畑埋没4町歩。千種村では家屋流失4戸、倒壊5戸、その他20戸、田畑流失7町歩、田畑冠水13町歩。
昭21. 6. 18～19	水害	前線	宍粟郡下三方村では家屋被害18戸、道路破損5か所、井堰3。
昭22. 7. 9	水害	熱帯低気圧	宍粟郡河東村では堤防決壊60か所。三方村では家屋流失、井堰流失各2、下三方村では家屋被害10戸、道路破損3か所、井堰2、堤防決壊3か所、耕地被害5町歩、橋梁流失2か所
昭23. 9. 10	水害	雷雨	宍粟郡河東村では橋梁流失5か所。下三方村では家屋被害7戸、道路井堰破損各2か所、堤防水路決壊2か所。
昭24. 6. 19～20	水害	デラ台風	宍粟郡下三方村では家屋被害8戸、道路破損4か所、井堰決壊1か所、耕地被害6町歩、橋梁流失2か所。
昭24. 7. 31	水害	ヘスター台風	西播地方では堤防損傷30か所、橋梁流失13か所、冠水田602町歩。
昭24. 9. 18～20	水害	雷雨	宍粟郡戸原村では家屋流失20戸、同浸水200戸、水田流失7町歩、護岸決壊800米、山崩200町歩。前線が日本海より南下し兵庫県通過に際しもたらした豪雨で、19日夜半宍粟郡南部を中心として揖保・宍粟・神崎・加古・飾磨の各郡に雷雨の中心と目される宍粟郡安師村では250mmに達する雨量があったものと見られ、このため河川氾濫し水害を起こした。
昭26. 7. 8～15	水害	梅雨前線	宍粟郡戸原村－田畑被害65町歩。三方村井堰流失1。土万村－田畑被害5町歩、倒伏による稔実不良126石。
昭38. 7. 10～11	水害	梅雨前線	梅雨前線が西日本に停滞し、前線上を低気圧が東進してきたため大雨となった。特に県内では、11日早朝から、県中部の岸田川、矢田川の上流地帯で強く降り始め、この強雨域は次第に南下して、6時頃には県中部の山岳地帯に移動して、揖保川上流の安積付近で強雨を降らせながら9時過ぎまで停滞した。別の西から移動してきた強雨域が9時頃から県内へ入り、千種町などで強雨を降らせた後、先の北から南下してきた強雨域と合体してさらに強雨を降らせながら東へと移動していった。このため、県内各地で山崩れや河川の氾濫による被害が発生した。県内の被害状況は死者4人、家屋の全壊3棟、半壊31棟、流失9棟、一部破損25棟、床上浸水524棟、床下浸水926棟、非住家被害40棟、山・崖崩れ44か所、堤防決壊212か所、橋梁流失147か所、道路損壊126か所、水田流失・埋没211ha、水田冠水897ha、畑流失・埋没50ha、畑冠水53ha、鉄軌道被害2か所、通信施設被害24回線、木材流失220鯖、船舶の沈没2隻、流失1隻、ろかい等による舟の被害6隻、公共土木関係の被害額11億7,513万円、農林水産関係の被害額9億2,321万円など。
昭46. 7. 23～26	水害	梅雨前線	25日から26日にかけて県北部地方を中心に強い雨が降った。この間の総降水量は、県中部で200～300mm、県北部で100～150mmに達して水害が発生した。県内の被害は、西播地方と但馬地方であり、死者2人、家屋の全壊2戸、破損2戸、床下浸水185戸、山・崖崩れ9か所、道路損壊6か所、水田冠水30haなど。
昭51. 9. 8～13	水害	台風第17号	8日に淡路島南部で200mm、9日は淡路島南部と県南西部沿岸地域で100mm、10日には県南東部を除く全域で200mm以上、県南西部の沿岸地域では300～500mmという記録的な大雨が降った。11日は県南西部の県境付近で200～300mm、12日も引き続き県南西部で100mmという大雨が降り続いた。台風が九州に上陸した13日になって県南西部の大雨はやっと弱まったが、午後になって県中部で50～100mmの強雨が降った。この期間の総降水量は、県中部と南西部で500mm以上に、県南西部の沿岸地域では500mm以上、家島では1,000mm以上という

発生年月日	災害名	気象要因	状況
			記録的な量に達し、大きな災害が発生した。県内の被害状況は、死者16人、行方不明者3人、負傷者41人、家屋の全壊124戸、半壊252戸、一部破損73戸、床上浸水17,042戸、床下浸水57,412戸、山・崖崩れ769か所、堤防決壊184か所、橋梁流失73か所、道路損壊292か所、鉄軌道被害9か所、通信施設被害1回線、水田流失・埋没859ha、水田冠水3,463ha、畑流失・埋没12ha、畑冠水2,751ha、木材流失1などで、土木関係の被害額641億1,324万円、農林関係の被害額410億7,592万円、港湾関係の被害額10億4,755万円、文教施設の被害額11億8,414億円、商工関係被害額121億6,869万円、その他の被害額53億3,312万円。
昭54.6.26～7.2	水害	梅雨前線	雨の降り初めから29日12時までの雨量は、佐用178mm、洲本と福崎で173mm、一宮で169mmに達し、千種川では堤防がえぐられ始めたため、付近の住民に避難命令が出された。県内の被害状況は、家屋半壊1戸、床下浸水91戸、土木関係では山・崖崩れ11か所、橋梁流失4か所、河川損壊672か所、道路損壊154か所など総額4億4,000万円、また、農林関係では田畑冠水、溜め池・水路損壊など総額9億円に上った。
昭57.7.24～25	昭和57年7月豪雨	梅雨前線	県南部地方でも総降水量が100mmを超えた所がでて、佐用・一宮町で2件の山・崖崩れが発生したほか、南西部中心に被害がでた。
昭58.9.24～29	風水害	台風第10号	県内では河川の氾濫、山・崖崩れ等の災害が多く発生した。県内の被害状況は、死者13人、負傷者16人、家屋全壊11棟、半壊45棟、一部破損21棟、床上浸水1,783棟、床下浸水10,792棟、非住家被害8棟、病院施設被害1か所、通信施設被害178か所などで、土木関係の被害額219億2,070万円、農林関係の被害166億6,367万円、商工被害37億0,627万円、文教施設被害（20か所）1億0,328万円、その他被害3億9,219万円。
平2.9.12～20	風雨害	台風第19号	19日に風雨が強まり、県内各地に大きな被害をもたらした。県内の被害状況は死者2人、負傷者3人、家屋全壊3棟、半壊4棟、一部破損2棟、床上浸水1,644棟、床下浸水9,069棟、山・崖崩れ40か所、堤防決壊6か所、橋梁流失6か所、道路損壊20か所、船舶被害4隻、通信施設障害7,310回線、田畑流失・埋没71ha、田畑冠水8,006ha、農業関係の被害73億6,787万円、林業関係の被害15億2,446万円、水産業関係の被害5,915万円、その他、電力・水道への被害、交通傷害など。
平5.7.27～28	風水害	台風第5号	台風が日本海へ抜けた後、南から暖湿流が入って県南西部を中心に大雨が降った。台風の強風によって、27日夕方から淡路島からの航路に欠航がでた。また、28日の夜半過ぎに宍粟郡千種町で鉄砲水が起こり、車庫兼物置が直撃を受けて跡形もなく壊れた。
平16.10.19～21	強風害 洪水害 浸水害 山崖崩れ害 強雨害	台風第23号	兵庫県では、台風と前線の影響による総降水量（19日～20日）は、洲本で372mmの降水量を記録したほか、各地で記録的な大雨となり、県内各地で大きな災害をもたらした。死者、行方不明者26人、負傷者130人、住家全壊650棟、住家半壊・一部破損8130棟、床上浸水1674棟、床下浸水9531棟、道路損壊246か所、橋の流失2か所、鉄軌道被害11か所、山崖崩れ16か所、堤防決壊103か所、冠水13ha、農業被害1044か所、水産業被害5か所、林業被害958か所、停電179822戸
平21.8.9～10	洪水害 浸水害 山崖崩れ害 強雨害	台風第9号	死者20人、行方不明者2人、重傷3人、軽傷4人住居全壊165棟、半壊972棟、一部損壊2棟、床上浸水335棟、床下浸水1,493棟、土砂災害50か所、堤防決壊10か所、土砂崩れ及び冠水により88か所で通行止め。交通機関運休：山陰本線（上郡～網干、浜坂～福知山）、播但線（寺前～和田山）、姫新線（西栗栖～上月）、智頭急行（大原～上郡）、農業被害：1172ha・161か所、水産業被害：5か所、林業被害：567か所、ライフライン：断水5,645世帯、停電4,930世帯
平30.7.5～8	平成30年7月豪雨	梅雨前線	梅雨前線が西日本に停滞し、南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、兵庫県では5日朝から7日朝にかけて断続的に大雨となった。死者2人、負傷者11人、住居全壊・流失16棟、半壊・一部損壊99棟、床上浸水68棟、床下浸水707棟、山崖崩れ・地すべり582か所、農業被害115ha、1億5,043万円

第3節 浸水被害の想定

兵庫県（県土整備部土木局総合治水課）及び国土交通省（姫路河川国道事務所）による洪水浸水想定区域図により、千種川水系と揖保川水系の浸水想定をまとめた。

第1款 千種川水系の浸水想定

1 想定条件

- (1) 対象河川 千種川、河内川、西河内川、岩野辺川、西山川、志文川、矢野川
- (2) 対象区間 県管理区間
- (3) 想定規模 おおむね1,000年に1回程度起こる大雨
- (4) 雨量条件 24時間雨量578mm

2 浸水想定（想定最大規模）

- (1) 千種川水系北部（千種川と岩野辺川の合流地点よりも上流）

上流部の河内「出合橋」から「新橋」までの区間で最大5.0m以上10.0m未満の浸水が想定される。また、河呂「清水橋」南側の右岸でも5.0m以上10.0m未満の浸水が想定される。

- (2) 千種川水系南部

黒土「室橋」南側や七野「門田橋」付近の左岸、「七野大橋」南側右岸でも最大5.0m以上10.0m未満の浸水が想定される。さらに南下し、下河野「宮前橋」南側右岸や「農業集落排水下河野地区処理施設」付近でも最大5.0m以上10.0m未満の浸水が想定される。志文川でも上流域の大沢から塩山までの間で最大5.0m以上10.0m未満の浸水が想定される。県道千種新宮線塩山付近で冠水による交通障害が生じるおそれがある。また、佐用町船越と佐用町河崎で県道若桜下三河線が冠水（最大10.0m未満）するおそれがあるため、千種町への交通に支障が生じる可能性が高い。

第2款 揖保川水系（国管理区間）の浸水想定

1 想定条件

- (1) 対象河川 揖保川、中川、元川（洪水予報区間）、林田川、栗栖川、引原川（水位周知区間）
- (2) 対象区間 国管理区間
- (3) 想定規模 おおむね1,000年に1回程度起こる大雨
- (4) 雨量条件 12時間雨量354mm

2 浸水想定（想定最大規模）

- (1) 引原川（揖保川合流点上流2km付近から下流）

杉田、西安積、安積で最大5.0m以上10.0m未満の浸水が想定される。国道29号が冠水し交通に支障が生じる可能性が高い。

- (2) 揖保川一宮町域（揖保川合流点から下流）

上流の閏賀から安積、東市場、須行名、伊和、安黒、嶋田まで、すべての地域で浸水が想定される。浸水深は最大で5.0m以上10.0m未満とされる。国道29号が冠水し交通に支障が生じる可能性が高い。

- (3) 揖保川山崎町域

上流の清野から木ノ谷、与位、杉ヶ瀬、田井、野々上、五十波、岸田、矢原、三津、神谷、生谷、中、高所、上寺、山崎、中広瀬、山田、須賀沢、船元、下広瀬、中井、段、鶴木、野、千本屋、御名、金谷、上比地、中比地、下比地、川戸、宇原、下宇原まで、すべての地域で浸水が想定される。浸水深は最大で5.0m以上10.0m未満の地域（川戸南部）がある。このため国道29号、県道宍粟下徳久線、県道宍粟新宮線、県道宍粟香寺線が冠水し交通に支障が生じるおそれがある。

第3款 揖保川水系（県管理区間）の浸水想定

1 想定条件

- (1) 対象河川 揖保川(倉床川含む)、滝川、菅野川、三谷川、伊沢川、梯川、母栖谷川、頃谷川、岡城川、染河内川、引原川(揖保川合流点上流2km付近から上流)深河谷川、福知川、草木川、公文川、東公文川、黒原川、道谷川、音水川、皆木川、水谷川、千保川、斉木川、小野川、谷川
- (2) 対象区間 県管理区間
- (3) 想定規模 おおむね1,000年に1回程度起こる大雨
- (4) 雨量条件 12時間雨量354mm

2 浸水想定（想定最大規模）

(1) 揖保川水系波賀町域

上流域では平地が少ないため浸水箇所は限定されるものの、戸倉、道谷、鹿伏で0.5m以上から3.0m未満、音水、日ノ原でも3.0m以上5.0m未満の浸水箇所がある。原から日見谷までの下流域では、河川沿いすべての地域で浸水が想定され、最も深い場所では10.0m以上20.0m未満とされる。国道29号が冠水し、交通に支障が生じるおそれがある。

(2) 揖保川水系一宮町域

上流の倉床から横山、黒原、井内、上岸田、百千家満、千町、草木、公文、森添、三方町、河原田、福野、福中、福知、西深、生栖、深河谷、安積まで、すべての地域で浸水が想定される。浸水深は最大で5.0m以上10.0m未満とされる。染河内川では東河内から能倉、上野田、下野田まで、すべての地域で浸水が想定される。浸水深は最大で3.0m以上5.0m未満とされる。三方地区、下三方地区、染河内地区の主要道路である国道429号、県道養父穴栗線、県道道谷三方線、県道森添三方線、県道一宮生野線、県道加美穴栗線が不通となる可能性が高い。

(3) 揖保川水系山崎町域

揖保川の支流では、与位、杉ヶ瀬、梯、五十波、三谷、中で浸水が想定される。また、伊沢川では上流の上ノから生谷まですべての地域で浸水が想定される。浸水深は最大で5.0m以上10.0m未満とされる。県道岩野辺山崎線が冠水により不通となる可能性がある。

第4節 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所

国や県、市が指定する災害危険箇所等の箇所数を次表にまとめた。なお、箇所ごとの具体情報は資料編に掲載する。

1 災害危険箇所数（令和5年4月1日時点）

区分・所管		地域	山崎	一宮	波賀	千種	合計
重要水防箇所（国土交通省管理区間）	姫路河川国道事務所		53	29	0	0	82
〃（兵庫県管理区間）	県龍野土木事務所		1	1	1	0	3
山地災害危険地区 山腹崩壊危険地区	県治山課		103	83	55	34	275
〃 崩壊土砂流出危険地区	県治山課		205	162	76	63	506
〃 地すべり危険地区	県治山課		0	6	3	0	9

※山地災害危険地区は林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成28年7月）に基づくもの。所管は兵庫県農政環境部農林水産局治山課

2 法指定区域数（令和6年4月1日時点）

区分・所管		地域	山崎	一宮	波賀	千種	合計
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	県砂防課		321	331	148	134	934
〃（土石流）	県砂防課		212	152	57	68	489
〃（地すべり）	県砂防課		1	5	1	2	9
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	県砂防課		297	310	120	122	849
〃（土石流）	県砂防課		91	40	30	17	178
〃（地すべり）	県砂防課		0	0	0	0	0
災害危険区域	市都市整備課		0	0	0	0	0
宅地造成工事規制区域	県建築指導課		2	0	0	0	2
急傾斜地崩壊危険区域	県砂防課		13	11	5	7	36
地すべり防止区域	県砂防課・治山課・農地整備課		0	1	0	0	1
砂防指定地	県砂防課		27	28	15	10	80

※土砂災害警戒区域は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく指定区域

※災害危険区域は「建築基準法」に基づく指定区域

※宅地造成工事規制区域は「旧宅地造成等規制法」に基づく指定区域

※急傾斜地崩壊危険区域は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定区域

※地すべり防止区域は「地すべり等防止法」に基づく指定区域

※砂防指定地は「砂防法」に基づく指定区域

第5節 地震の履歴

兵庫県内のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震（1926年以降は気象庁震度データベースによる）は次のとおりである。県内では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。この中で20世紀だけをみると、北但馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震（死者6,401人、負傷者40,092人）の被害が大きい。

兵庫県内で震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発生年月日		推定規模 (M)	名称等
1	599. 5. 28	(推古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 22	(大宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 15	(天平 17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11	(天長 4. 7. 12)	6. 5～7. 0	
○ 5	868. 8. 3	(貞観 10. 7. 8)	7. 0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8. 26	(仁和 3. 7. 30)	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22	(承平8 (天慶1) . 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17	(嘉保3 (永長1) . 11. 24)	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3	(正平 16. 6. 24)	8 ¹ / ₄ ～8. 5	
10	1449. 5. 13	(文安6 (宝徳1) . 4. 12)	5 ³ / ₄ ～6. 5	
11	1498. 9. 20	(明応 7. 8. 25)	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21	(永正 7. 8. 8)	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25	(天正 7. 1. 20)	6. 0±1/4	
14	1596. 9. 5	(文禄5 (慶長1) . 7. 13)	7 ¹ / ₂ ±1/4	
15	1662. 6. 16	(寛文 2. 5. 1)	7 ¹ / ₄ ～7. 6	
16	1707. 10. 28	(宝永 4. 10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26	(寛延4 (宝暦1) . 2. 29)	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23	(嘉永7 (安政1) . 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24	(嘉永7 (安政1) . 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6	(文久4 (元治1) . 1. 28)	6 ¹ / ₄	
21	1891. 10. 28	(明治24)	8. 0	濃尾地震
○ 22	1916. 11. 26	(大正5)	6. 1	
○ 23	1925. 5. 23	(大正14)	6. 8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7	(昭和2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12	(昭和2)	5. 2	
26	1946. 12. 21	(昭和21)	8. 0	南海地震
27	1963. 3. 27	(昭和38)	6. 9	越前岬沖地震
◎ 28	1995. 1. 17	(平成7)	7. 3	兵庫県南部地震
29	2000. 10. 6	(平成12)	7. 3	鳥取県西部地震
○ 30	2013. 4. 13	(平成25)	6. 3	淡路島地震

注1 番号列の○印は県内で震度6以上、◎は県内で震度7以上と推定される地震

注2 「鎮増私聞記」では1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

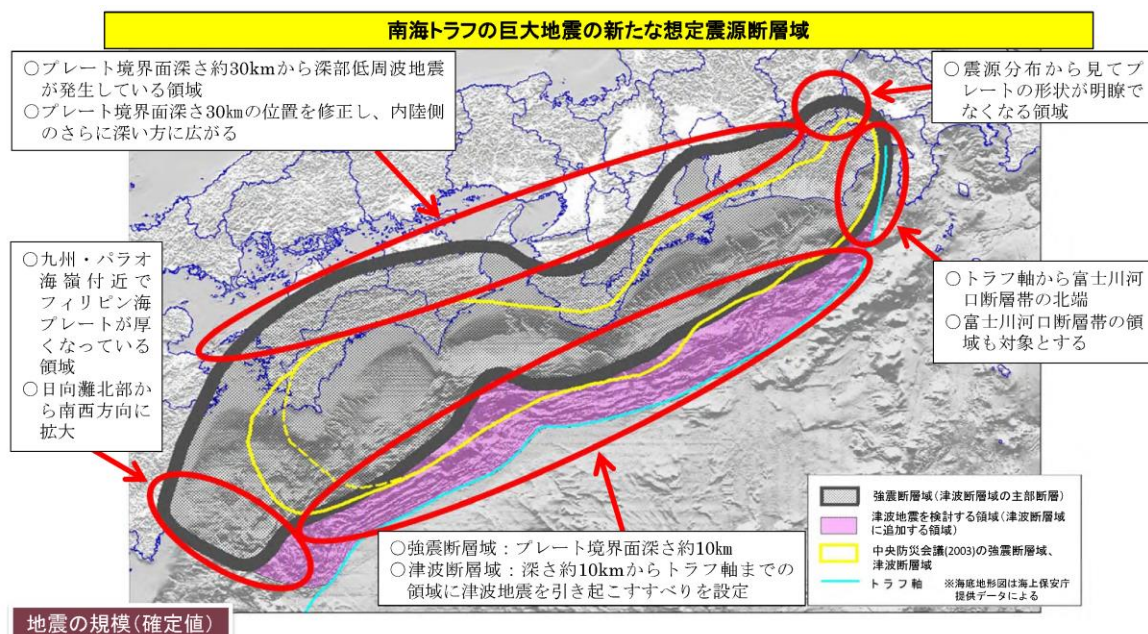
第6節 地震規模の想定とその被害想定

地震には大別して2つのタイプがある。東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）など、海洋プレートの境界で発生する「海溝型地震」と、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）など、断層のずれによって発生する「内陸型地震」である。地震規模の想定は、この2つのタイプの地震に区分し、県内に震度5強以上の揺れを生じさせるとする地震を対象に行う。

なお、この想定は兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会がまとめた「地震動予測結果及び液状化危険度予測結果（平成22年5月20日）」及び「平成23年度兵庫県防災会議幹事会資料 地震被害想定結果について（平成23年5月23日）」並びに「地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和7年1月1日）」によるものである。

第1款 海溝型地震

太平洋紀伊水道沖のプレート境界である南海トラフを震源とする地震で、「南海地震」「東南海・南海地震」「東海・東南海・南海地震」の3つのパターンが県内に震度5強以上の揺れを生じさせると想定される。今後30年以内での南海トラフ地震の発生確率は70%程度とみられ、極めて注意が必要な地震である。過去には県内にも沿岸部を中心に被害を生じさせているが、宍粟市での被害は記録されていない。直近では1946年12月21日（M8.0、震源の深さ20 km）に発生している。



	南海トラフの巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

出典：「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ：最終報告（平成25年5月28日公表）」、
南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）【別添資料1】南海トラフ巨大地震の地震像」（内閣府）
(https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20130528_houkoku_sl.pdf)

第2款 内陸型地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震で、次表に示す県内8地震と県外13地震、その他41地震が県内に震度5強以上の揺れを生じさせると想定される。これらは数千年単位の周期で発生している。

1 県内に震度5強以上の揺れを生じさせると想定される内陸型地震

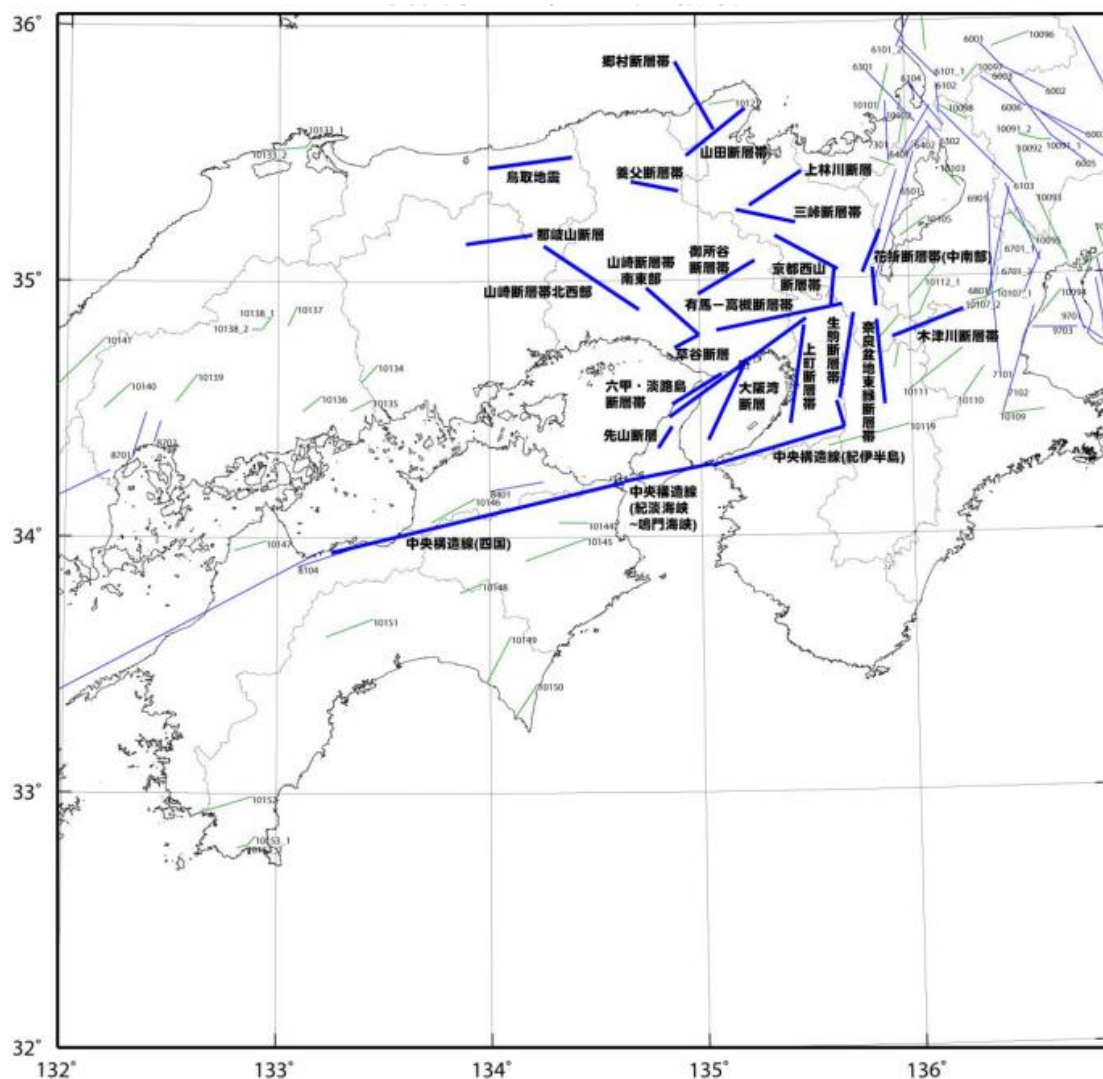
マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層 (R 6.1.1 現在)

県内	県外
(1) 山崎断層帯 (①主部北西部②主部南東部③草谷断層)	(1) 上町断層
(2) 六甲・淡路島断層帯 (①六甲山地南縁-淡路島東岸②淡路島西岸③先山断層)	(2) 中央構造線断層帯 (※2) (①紀伊半島側②四国側)
(3) 中央構造線断層帯 (鳴門海峡-紀淡海峡)	(3) 奈良盆地東縁断層帯
(4) 有馬-高槻断層帯	(4) 山崎断層帯 (那岐山断層帯)
(5) 大阪湾断層	(5) 生駒断層帯
(6) 山田断層帯 (主部)	(6) 三峠・京都西山断層帯 (①京都西山断層帯②三峠断層③上林川断層)
(7) 御所谷断層 (※1)	(7) 山田断層帯 (郷村断層帯)
(8) 養父断層 (※1)	(8) 木津川断層帯
	(9) 鳥取地震 (鹿野断層)

※1 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

※2 中央構造線断層帯（四国側）は6断層区間（内4区間が県内に震度5強以上の揺れを生じさせる）、中央構造線断層帯（紀伊半島側）は3断層区間から成る

2 県内に震度5強以上の揺れを生じさせると想定される断層



出典：「兵庫県地域防災計画 地震災害対策計画令和6年11月修正」（兵庫県）
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp>)

3 県内断層地震の想定

(R 7. 1. 1 現在)

断層帯名	起震断層	活動区間	地震規模(M)	活動期間(年)	最新活動時期(歴史地震)	地震発生確率(%)	
						30年	50年
有馬-高槻			7.5 (7.5±0.5)	1,000-2,000	西暦1596年(慶長元年) 慶長伏見地震	ほぼ0-0.04	ほぼ0-0.1
六甲・淡路島	主部	六甲山地南縁- 淡路島東岸	7.9	900-2,800	西暦16世紀	ほぼ0-1	ほぼ0-2
六甲・淡路島	主部	淡路島西岸区間	7.1	1,800-2,500	西暦1995年(平成7年) 兵庫県南部地震	ほぼ0	ほぼ0
六甲・淡路島	先山		6.6	5,000-10,000	西暦11世紀以後、西暦17世紀初頭以前	ほぼ0	ほぼ0
山崎	主部	南東部	7.3	3,900	4世紀以後、6世紀以前	ほぼ0-0.01	ほぼ0.001-0.02
山崎	主部	北西部	7.7	1,800-2,300	西暦868年(貞観10年) 播磨国地震	0.1-1	0.2-2
山崎	草谷		6.7	6,500	4世紀以後、12世紀以前	ほぼ0	ほぼ0
中央構造線		紀淡海峡- 鳴門海峡	7.5	4,000-6,000	約3100年前以後、約2600年前以前	0.005-1	0.009-2
大阪湾			7.5	3,000-7,000	西暦9世紀以後	0.005以下	0.009以下
山田	主部		7.4	—	3300年前以前	—	—
御所谷			—	—	—	—	—
養父			—	—	—	—	—

4 県外断層地震の想定

(R 7. 1. 1 現在)

断層帯名	起震断層	活動区間	地震規模(M)	活動期間(年)	最新活動時期(歴史地震)	地震発生確率(%)	
						30年	50年
山崎	那岐山		7.3	24,000-53,000	—	0.06-0.1	0.09-0.2
上町			7.5	8,000	約28000年前以後、約9000年前以前	2-3	3-5
生駒			7.0-7.5	3,000-6,000	西暦400年頃以後、西暦1000年頃以前	ほぼ0-0.2	ほぼ0-0.3
中央構造線		金剛山地東縁区間	6.8	6,000-7,600	西暦1世紀以後、西暦3世紀以前	ほぼ0	ほぼ0
中央構造線		五条谷区間	7.3	—	約2,200年前以後、西暦7世紀以前	—	—
中央構造線		根来区間	7.2	2,500-2,900	西暦7世紀以後、西暦8世紀以前	0.008-0.3	0.02-0.5
中央構造線		讃岐山脈南縁東部	7.7	900-1,200	西暦16世紀以降	1以下	2以下
中央構造線		讃岐山脈南縁西部区間	8.0 もしくはそれ以上	1,000-1,500	西暦16世紀以後、17世紀以前	ほぼ0-0.4	ほぼ0-0.9
中央構造線		石鎚山脈北縁区間	7.3	1,500-1,800	西暦15世紀以後	0.02以下	0.03以下
三峠・京都西山	京都西山		7.5	3,500-5,600	約2400年前以後、西暦2世紀以前	ほぼ0-0.8	ほぼ0-1
三峠・京都西山	上林川		7.2	—	—	—	—
三峠・京都西山	三峠		7.2	5,000-7,000	西暦3世紀以前	0.4-0.6	0.7-1
山田	郷村		7.4 もしくはそれ以上	10,000-15,000	西暦1927年(昭和2年)北丹後地震	ほぼ0	ほぼ0
三方・花折	花折	中南部	7.3	4,200-6,500	約2,800年前以後、西暦6世紀以前	ほぼ0-0.6	ほぼ0-1
木津川			7.3	4,000-25,000	西暦1854年(安政元年)伊賀上野地震	ほぼ0	ほぼ0
奈良盆地東縁			7.4	5,000	約11,000年前以後、約1,200年前以前	ほぼ0-5	ほぼ0-7
鹿野ー吉岡			7.2	4,600-9,200 程度	西暦1943年(昭和18年)鳥取地震	ほぼ0	ほぼ0

5 その他地震の想定

想定される伏在断層による地震想定M6.9(41地震)の活動期間、発生確率等は不明である。

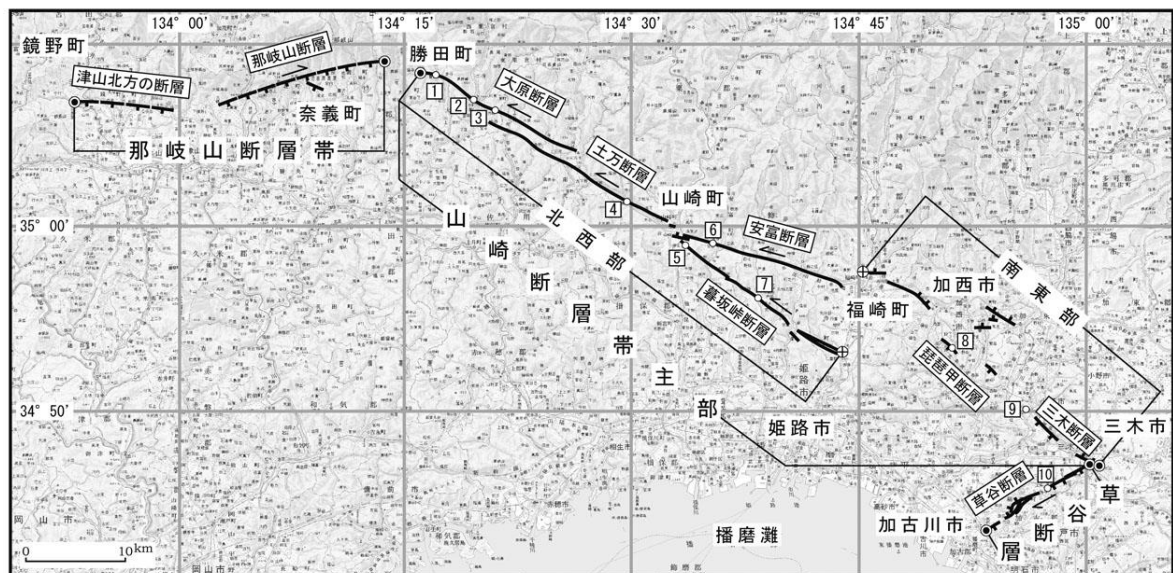
第3款 想定される震度（最大値）

県による地震被害想定の結果より、本市の震度が5弱以上のものを次表にまとめた。なお、東海・東南海・南海地震、山崎断層帯地震、その他地震（宍粟市直下地震）の震度分布は次項第4款の1～7に示す。

(H26. 1. 1 現在)

市町名	海溝型	内陸型								
	南海トラフ	山崎断層帯					御所谷断層帯	養父断層帯	鳥取地震	その他地震(直下地震)
		那岐山断層帯	主部南東部	主部北西部	主部南東部・草谷断層	大原・土万・安富・主部南東部				
	M9.0	M7.3	M7.3	M7.7	M6.7	M8.0	M7.2	M7.0	M7.2	M6.9
宍粟市	5強	5弱	5強	6強	5強	6強	5弱	5弱	5弱	6強
相生市	6弱	5弱	5強	6弱	5強	6弱	4以下	4以下	4以下	6強
たつの市	6強	5強	6強	7	6強	7	4以下	5弱	4以下	7
赤穂市	6弱	5弱	5強	6弱	5強	6弱	4以下	4以下	4以下	6強
太子町	6弱	5強	6強	7	6強	6強	4以下	4以下	4以下	7
上郡町	5強	5弱	4以下	5強	5弱	5強	4以下	4以下	4以下	6強
佐用町	5強	5弱	4以下	6強	5弱	6強	4以下	4以下	4以下	6強

山崎断層帯位置図

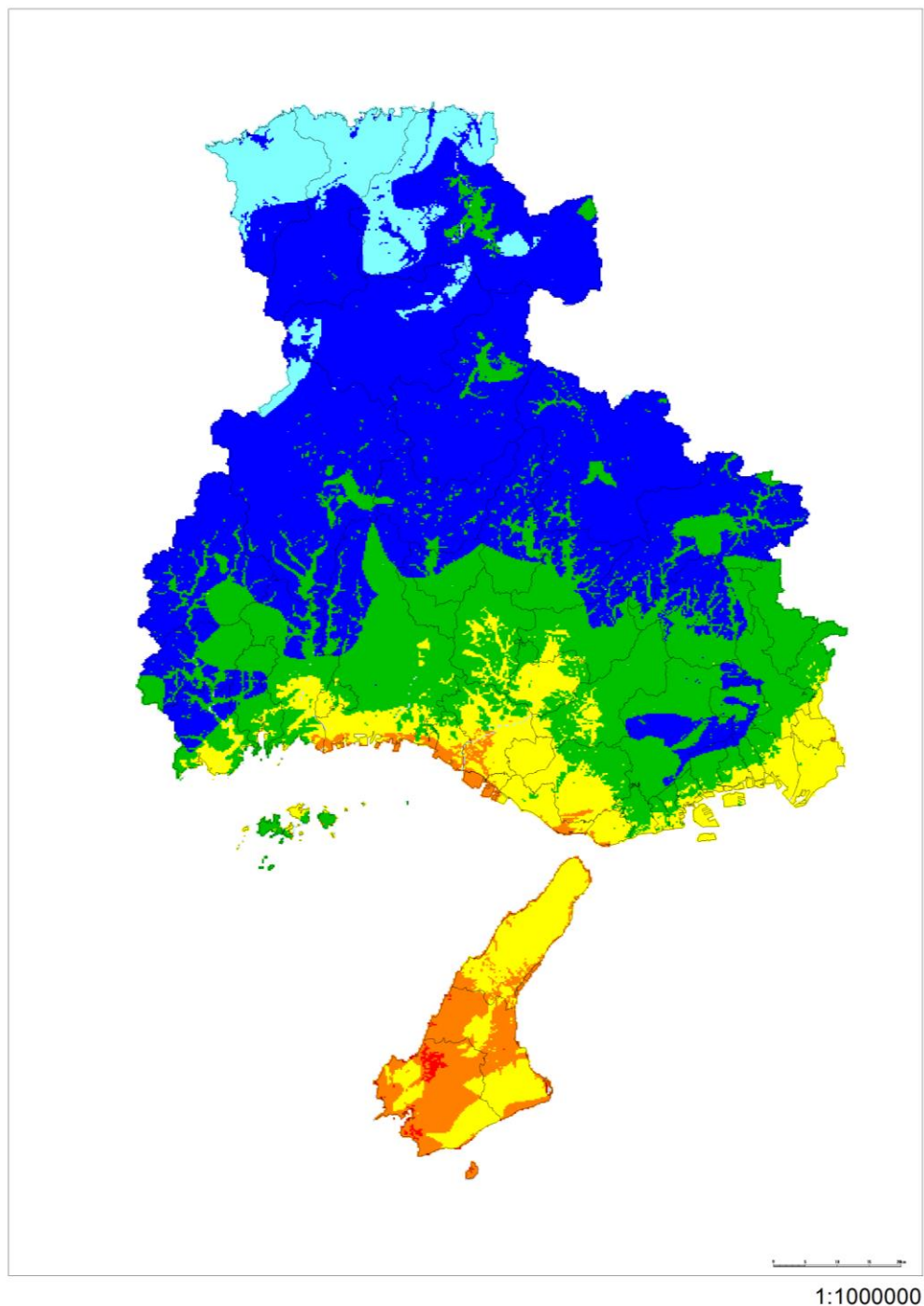


出典：「山崎断層帯」（地震調査研究推進本部）

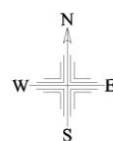
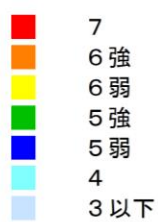
(https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/yamazaki/)

第4款 地震動予測結果震度分布図

1 南海トラフ巨大地震の震度分布図

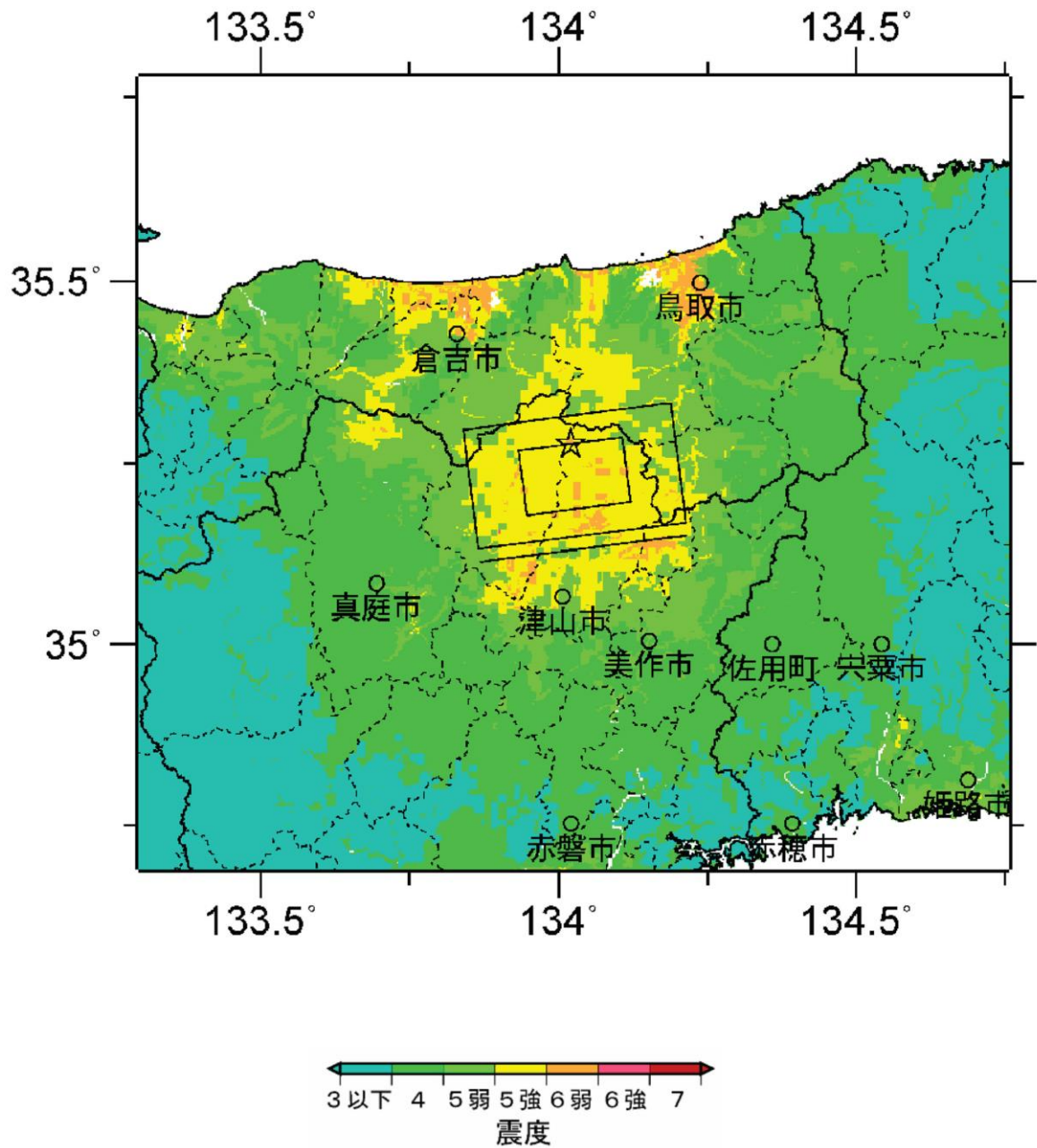


地表震度



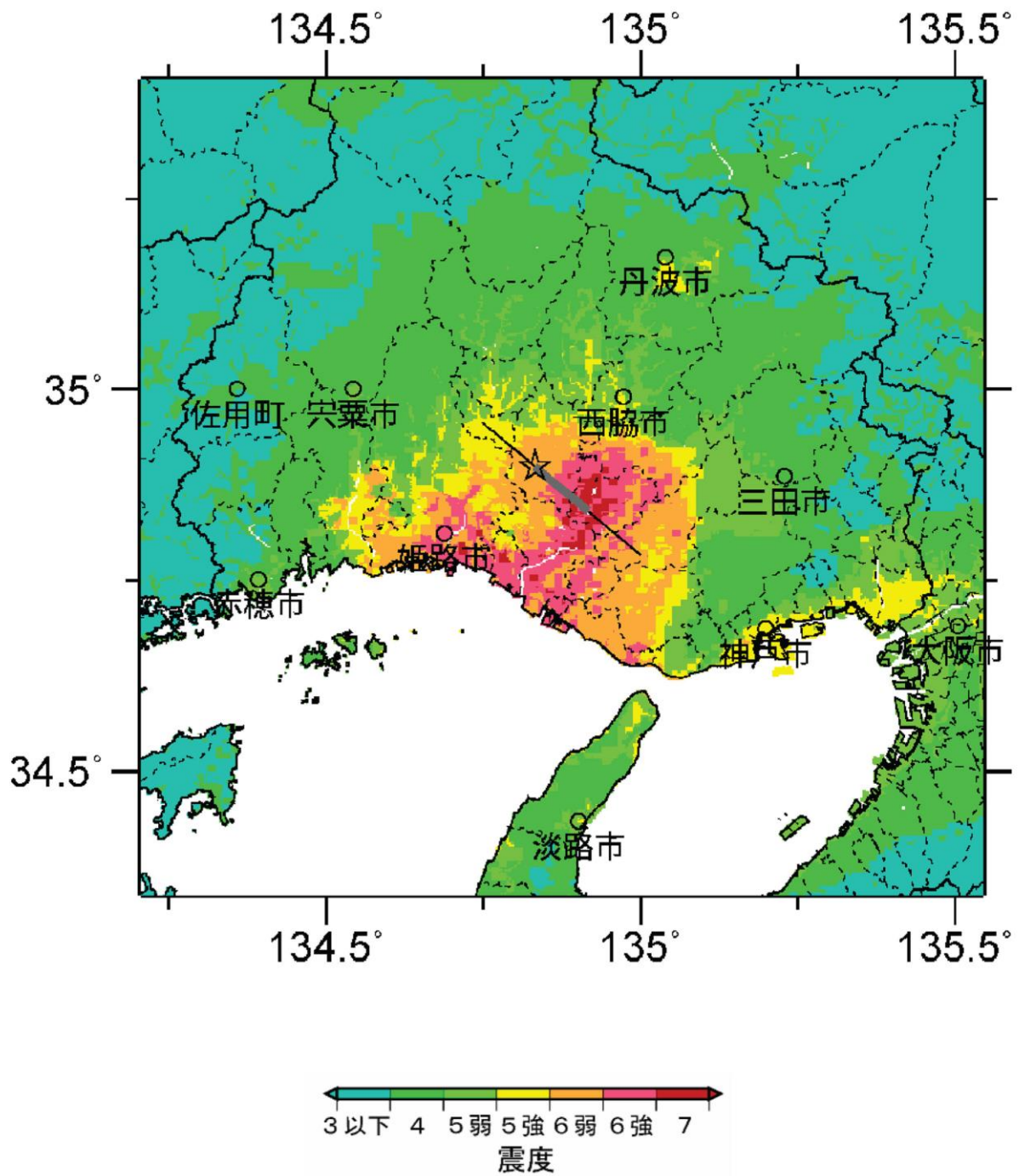
出典：「兵庫県の地震・津波被害想定（南海トラフ）」（兵庫県）
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp>)

2 山崎断層帯（那岐山断層帯）の震度分布図



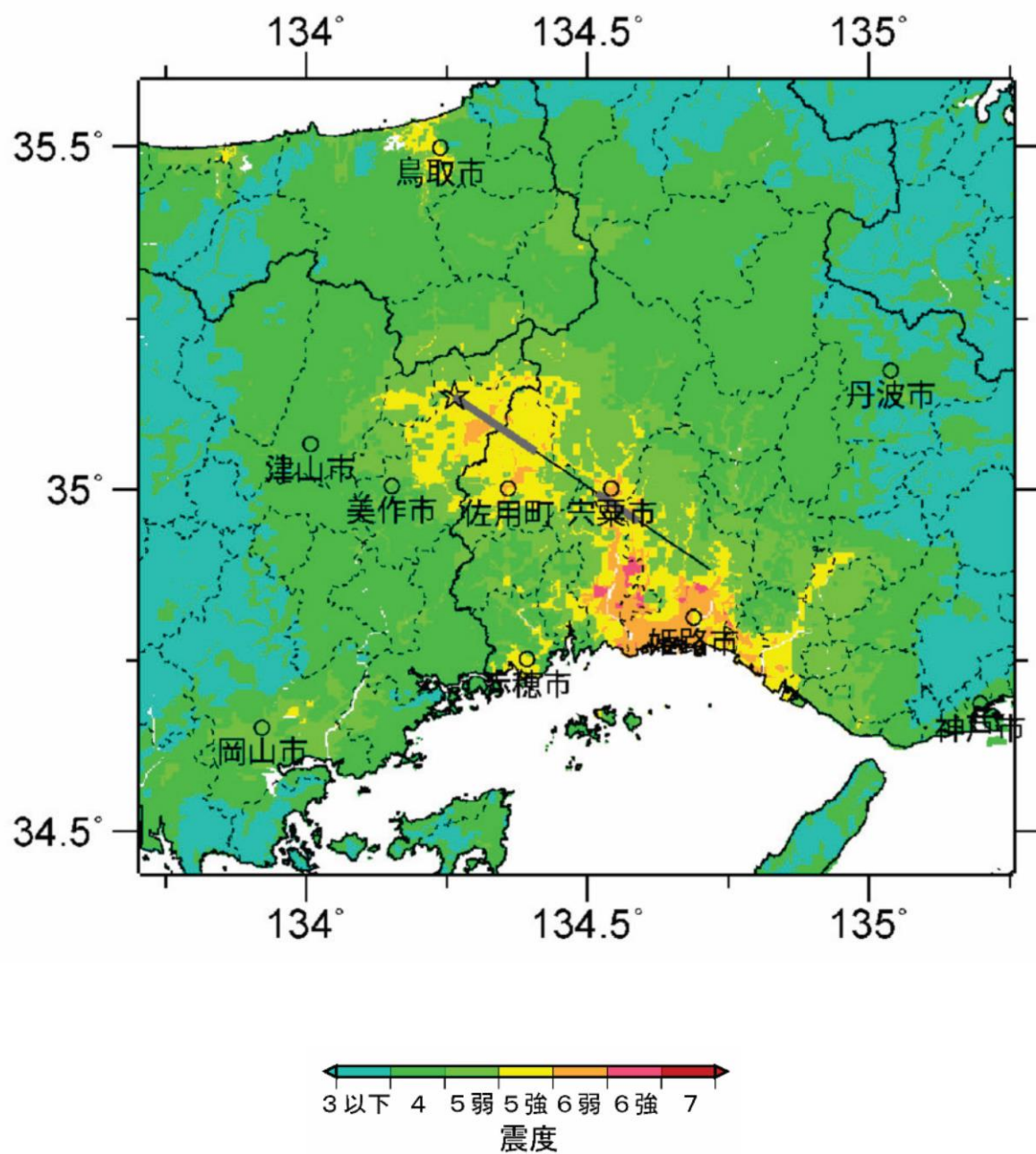
出典：「山崎断層帯」（地震調査研究推進本部）
(https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/yamasaki/)

3 山崎断層帯（主部南東部）の震度分布図



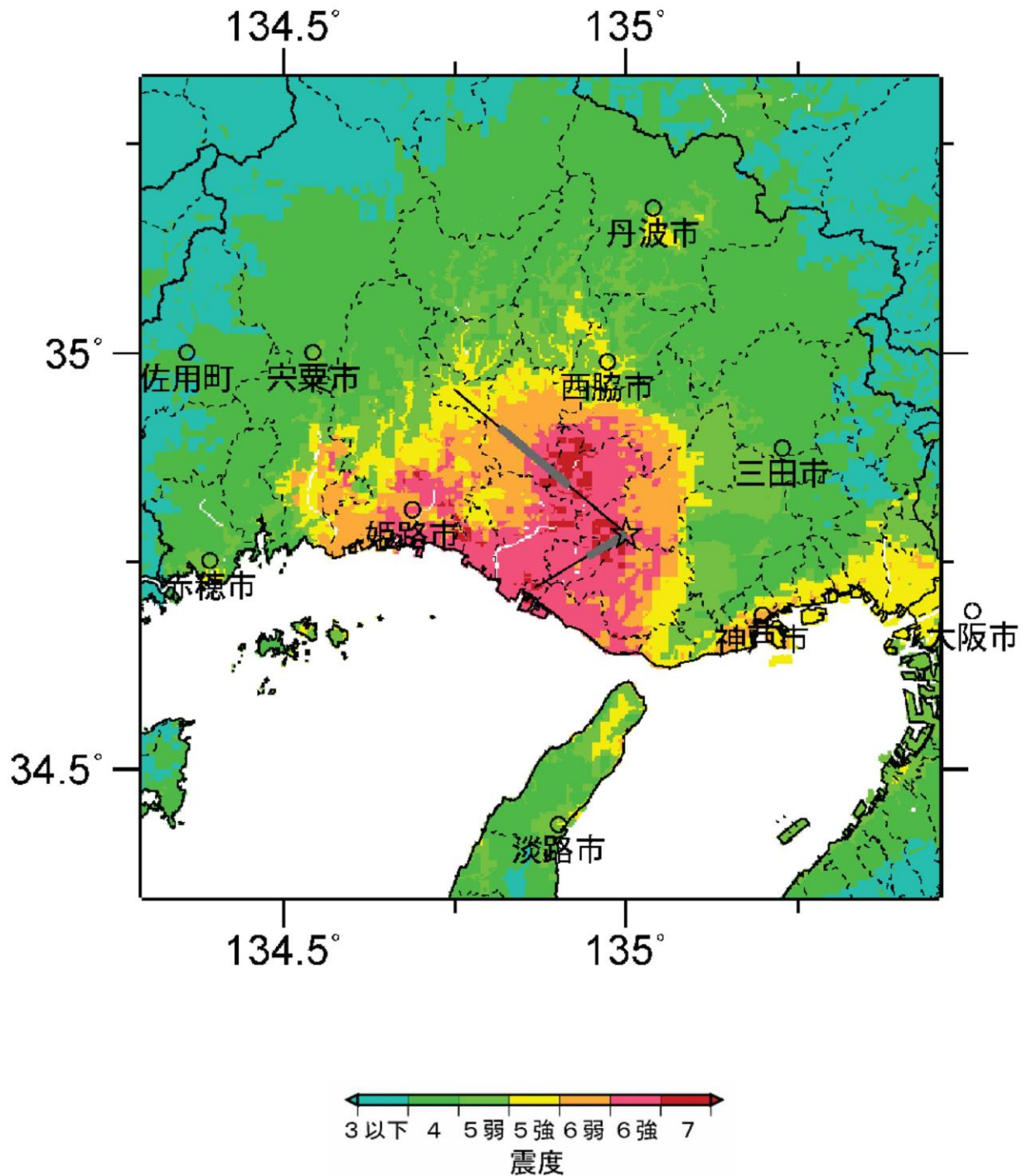
出典：「山崎断層帯」（地震調査研究推進本部）
(https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/yamasaki/)

4 山崎断層帯（主部北西部）の震度分布図



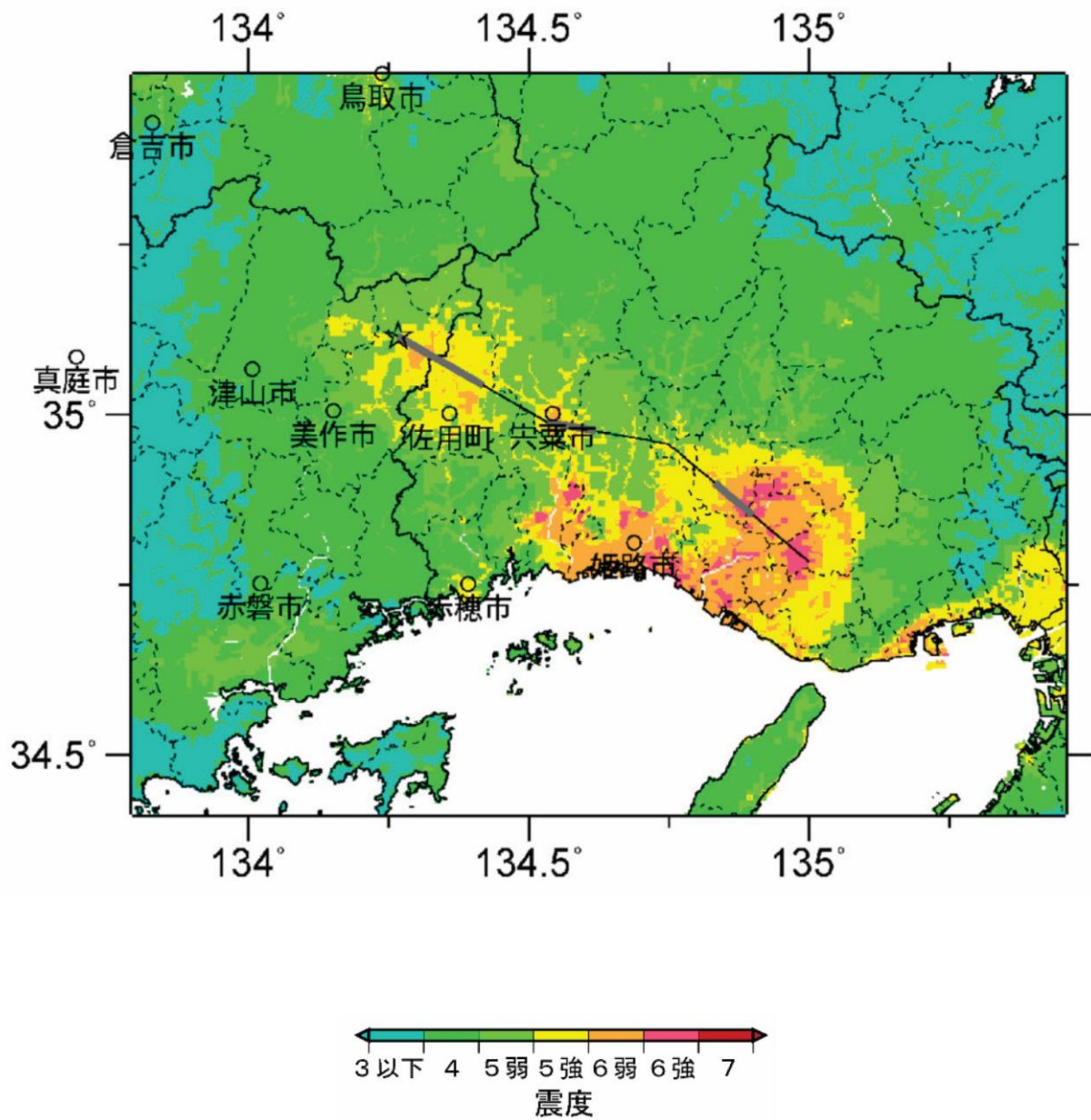
出典：「山崎断層帯」（地震調査研究推進本部）
(https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/yamasaki/)

5 山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）の震度分布図



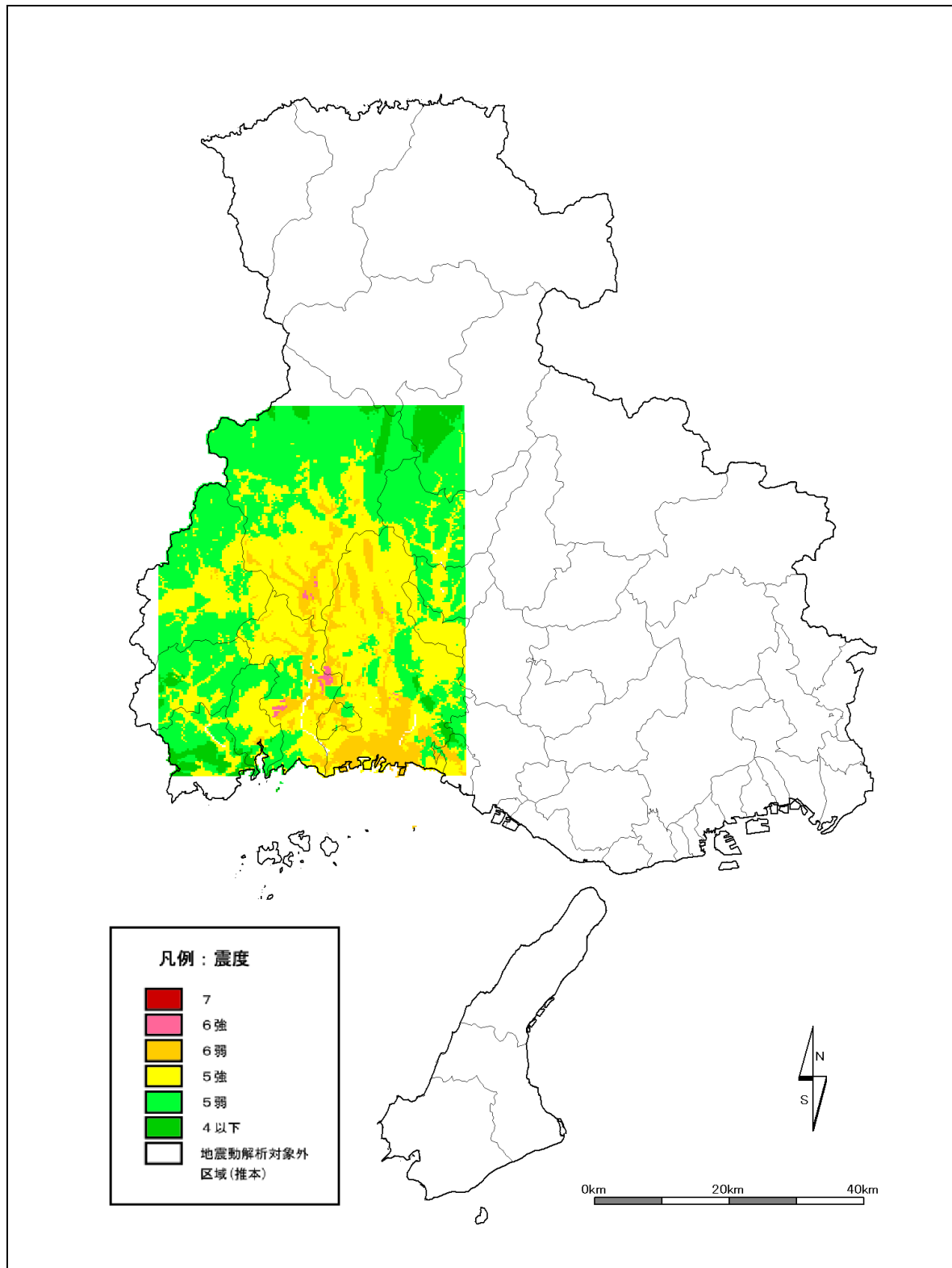
出典：「山崎断層帯」（地震調査研究推進本部）
(https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/yamasaki/)

6 山崎断層帯（大原・土万・安富・主部南東部）の震度分布図



出典：「山崎断層帯」（地震調査研究推進本部）
https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/yamasaki/

7 その他地震（M6.9 宍粟市直下地震）の震度分布図 ※震源は宍粟市役所の直下を想定



出典：「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）」（兵庫県）
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp>)

第5款 中央市に被害を及ぼす地震の被害想定

前3款で示した地震のうち、本市に被害を及ぼすと想定されている地震の被害想定を以下に示す。なお、これらの被害想定手法は資料編に掲載する。

1 県内の主要地震における被害想定

(1) 南海トラフ巨大地震

揺れ		液状化	火災	建物倒壊(冬5時)			火災(冬18時)		建物被害による避難者数
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	消失棟数	死者	負傷者	負傷者のうち重傷者	焼死者		
							風速6m/s未満	風速6m/s以上	
0	41	1	0	0	7	0	0	0	8

崖崩れ				道路被災			避難者			帰宅 困難者
全壊 棟数	半壊 棟数	1日後	4日後	1日後	4日後	負傷者の うち 重傷者	1日後	4日後	1か月 後	
0	0	8	8	8	8	0	8	8	4	

(2) 山崎断層帯(大原・土万・安富・主部南東部)地震

揺れ		液状化	火災	建物倒壊(冬5時)			火災(冬18時)		建物被害による避難者数
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	消失棟数	死者	負傷者	負傷者のうち重傷者	焼死者		
							風速6m/s未満	風速6m/s以上	
414	2,157	40	9	27	153	11	1	2	1,771

崖崩れ				道路被災		
全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	死者	負傷者	負傷者のうち重傷者
92	215	6	8	1	2	1

避難者		避難所生活者				帰宅困難者
1日後 ①＋②	4日後 ③＋⑤	1か月後 ④＋⑥	⑤10時間後	⑥100時間後 (約4日後)	1000時間後 (約1か月後)	
			26%	15%	3%	
5,293	4,129	2,658	1,376	619	80	7,968

①：建物被害による避難者数(発災直後)

②：断水による避難者数(1日後)

③：断水による避難者数(4日後)

④：断水による避難者数(1か月後)

(3) 養父断層帯地震

揺れ		液状化	火災	建物倒壊(冬5時)			火災(冬18時)		建物被害による避難者数
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	消失棟数	死者	負傷者	負傷者のうち重傷者	焼死者		
							風速6m/s未満	風速6m/s以上	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

崖崩れ				道路被災		
全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	死者	負傷者	負傷者のうち重傷者
0	0	0	0	0	0	0

避難者		避難所生活者				帰宅困難者
1日後 ①+②	4日後 ③+⑤	1か月後 ④+⑥	⑤10時間後	⑥100時間後 (約4日後)	1000時間後 (約1か月後)	
			26%	15%	3%	
0	0	0	0	0	0	7,968

- ①：建物被害による避難者数（発災直後）
 ②：断水による避難者数（1日後）
 ③：断水による避難者数（4日後）
 ④：断水による避難者数（1か月後）

2 内陸型地震における被害想定

(1) 山崎断層帯（主部南東部）地震

揺れ		液状化	火災	建物倒壊(冬5時)			火災(冬18時)		建物被害による避難者数
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	消失棟数	死者	負傷者	負傷者のうち重傷者	焼死者		
							風速6m/s未満	風速6m/s以上	
0	1	0	1	0	0	0	1	1	2

(2) 山崎断層帯（主部北西部）地震

揺れ		液状化	火災	建物倒壊(冬5時)			火災(冬18時)		建物被害による避難者数
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	消失棟数	死者	負傷者	負傷者のうち重傷者	焼死者		
							風速6m/s未満	風速6m/s以上	
1,107	3,017	45	15	71	267	29	1	2	3,105

(3) 山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震

揺れ		液状化	火災	建物倒壊(冬5時)			火災(冬18時)		建物被害による避難者数
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	消失棟数	死者	負傷者	負傷者のうち重傷者	焼死者		
							風速6m/s未満	風速6m/s以上	
0	2	0	1	0	0	0	1	1	3

(4) 宍粟市直下地震（M6.9 震源は宍粟市役所の直下を想定）

揺れ		液状化	火災	建物倒壊(冬5時)			火災(冬18時)		建物被害による避難者数
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	消失棟数	死者	負傷者	負傷者のうち重傷者	焼死者		
							風速6m/s未満	風速6m/s以上	
494	2,754	46	9	31	193	13	1	1	2,221

第7節 大規模事故等の履歴

第1款 雪害の履歴

県内の雪害は昭和9年、昭和38年に発生している。昭和38年は豊岡市で1mの積雪、竹野町（現豊岡市）で2.5mの積雪を記録した。近年は暖冬傾向にあり、積雪量は減少しているが、平成22年12月31日から翌1日にかけて山陰地方を襲った豪雪は、鳥取県米子市で観測開始以降最大の89cmを記録、西部の平野部でも60cmを超える積雪を観測した。この豪雪は年の瀬から正月に発生したことにより、鉄道や道路の交通に混乱を生じさせた。鳥取県琴浦町から大山町の国道9号では、自動車事故を発端に約1,000台の車が立ち往生する大渋滞が発生、山陰自動車道でも同様に渋滞が発生した。また、島根県松江市美保関町では孤立集落が発生する事態となった。宍粟市内でも波賀町戸倉で同2日間に75cm（国土交通省戸倉基地提供）の降雪があったが、大事には至らなかった。

第2款 その他大規模事故の履歴

市内では、大規模火災や危険物事故など、突発性重大事案が発生した記録はない。

第8節 大規模事故等の被害想定

第1款 雪害の被害想定

雪害による被害の想定は、第2編第5章第1節「雪害の予防対策」に合わせて示す。

第2款 道路災害の被害想定

本計画においては、道路構造物の被災による事故、道路上における自動車の関係する事故の他に、歩道上等において多数の群衆で混雑し、転倒により多数の死傷者が発生するという雑踏事故を「道路災害等」に含めて考える。

道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、災害の事象により次の5つに分類する。

- 1 道路構造物（トンネル、橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- 2 自動車の火災又は爆発
- 3 自動車からの危険物等の流出
- 4 道路上での大きな交通事故
- 5 道路上等での極端な雑踏による被害

さらに、事故原因別に、管理上の瑕疵による場合と、自然現象等による場合の2つに区分できる。

なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指す。

また、2～4については、道路トンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生した場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

第3款 原子力事故の被害想定

本款では、市域及び県域で想定される原子力事故とその被害想定、原子力事業所の現状などについて必要な事項を示す。

1 被害想定の対象範囲

原子力事故は以下に示すとおり事業所外運搬、事業所外放出、不法廃棄、県外原子力災害の4種を想定する。

(1) 事業所外運搬

運搬に使用する容器外に放射性物質、又は放射線が異常な水準で放出される事態が発生し、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「放射性物質の輸送」という。）

(2) 施設外放出

放射性同位元素、又は放射線が異常な水準で放射性同位元素取扱施設外に放出される事態が発生し、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「放射性同位元素取扱施設災害等」という。）

(3) 不法廃棄

放射性同位元素取扱施設外において放射性物質が発見される事態が発生し、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「不法廃棄等事案」という。）

(4) 県外原子力災害

県外の原子力施設における事故により放射性物質が環境中に放出され、県内において社会不安が高まる事態が発生し、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「県外原子力災害等事案」という。）

2 放射性物質の輸送

(1) 現状

放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分されている。放射性物質の輸送は、全国で年間約28万回実施されており（H20国土交通省）、兵庫県内においても医療用線源や核燃料物質の輸送が行われている。このうち、B型輸送物及び強化セキュリティレベルに係るA型輸送物の輸送については事業者等が県公安委員会に届け出る必要があるが、セキュリティ上、輸送ルートや日時は非公開とされている。

輸送物の種類

種類	概要	主な用途	
		核燃料物質 各原料物質	放射性同位元素 放射性医薬品
I P輸送物	放射能濃度が低いものなど、危険性が比較的小さいものに限定することで安全性を確保する輸送物	低レベル放射性廃棄物、未照射天然ウラン、原子炉廃材 等	低レベル放射性廃棄物
L型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を極少量に制限することにより、その危険性を極めて小さなものに抑えたもの	微量の放射性資料 等	微量の線源（放射性同位元素装備機器、放射線照射器具、放射性医薬品、実験用トレーサー 等）
A型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を一定量に制限するとともに、通常予想される出来事（降雨、振動、取扱中の衝撃）に対する強度を持たせたもの	原子力発電所用の新燃料集合体、六フッ化ウラン、二酸化ウラン 等	放射線照射装置の密封線源、放射線応用計測器の密封線源 等
B型輸送物	1 輸送物中に大量の放射性物質を収納しているので、輸送中に遭遇する大事故（火災、衝突、水没等）にも十分に耐えられるように、極めて強固な放射性輸送物としたもの	使用済核燃料、高レベル放射性廃棄物、MOX燃料集合体 等	放射線照射装置の密封線源、放射性医薬品の原料等

出荷梱包数（輸送物区分別、年度別）

年度 輸送物区分	2019	2020	2021	2022	2023
L型輸送物	4,061	3,301	3,186	2,642	2,496
A型輸送物	2,947	2,952	2,882	3,057	2,733
B型輸送物	26	26	23	19	29
合計	7,034	6,279	6,091	5,718	5,258

(2) 被害の想定

L型輸送物、A型輸送物及びI P輸送物は、万一収納物の漏えいが生じた場合でも一般公衆の被ばくが定められた線量の限度を超えないよう、収納物の放射能の量、放射線量率が制限されている。また、B型輸送物は、収納する放射能の量が多いため、極めて頑丈な輸送容器で安全性を担保することとされている。

一方で、輸送に当たっては、輸送物の種類に応じ、放射性物質である旨の標識を付け、関係書類や測定機器、保護具を携行することとされており、B型輸送物の一部については専門家の同行が義務づけられているなど、事故発生に備えた対策も講じられている。

さらに、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）では、事業所外運搬時に容器から1 m離れた場所において100 μ Sv/h以上の放射線量が検出された場合には、原子力事業者が国、県、市町へ通報することとされ（特定事象）、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合には原子力緊急事態宣言が予定されている。そのため、本計画では交通事故等により放射線が容器外に漏れ、原子力緊急事態に至る場合を想定する。

災害の発生場所	兵庫県内
災害の内容	輸送中の事故、自然災害による被災等による放射能の容器外への漏えい
災害の規模	原子力緊急事態に至る災害

3 放射性物質の取扱施設

(1) 近隣の状況

令和5年3月31日時点で市内に放射性同位元素取扱事業所は1か所存在する。

近隣市町には次のとおり所在している。

放射性同位元素取扱事業所数（令和5年3月31日時点）

市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数
宍粟市	1	上郡町	4	神河町	0
相生市	3	佐用町	2	養父市	2
赤穂市	3	姫路市	35	朝来市	3
たつの市	4	市川町	0		
太子町	0	福崎町	1		

※原子力規制委員会資料

http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou4-1.html

(2) 被害の想定

近隣市町の放射性物質取扱施設は、取り扱っている放射性物質の量が少ないため、災害による被災や火災等によって施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。

しかしながら、消火や救助活動に当たって不用意に線源に近づくことにより、消防職員等が被ばくするおそれがあるほか、火災や爆発によって放射性物質が飛散する可能性もある。

そのため、本計画では、放射性物質取扱施設における事故により施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出される事態を想定する。

災害の発生場所	放射性物質取扱施設
災害の内容	自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく傷病者等※1の発生
災害の規模	施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模

※1 放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。）

4 放射性物質の不法廃棄等

(1) 現状

放射性物質は、運搬中を除き、基本的に関係法令により許可を受け又は届出を行った事業所の外で放射性物質が発見されることはない。

しかしながら、全国的に見ると毎年のように放射性同位元素の紛失・誤廃棄が発生しており、関西においても想定外の場所で放射性物質が発見され、大きな問題となった事例もある。

(2) 被害の想定

放射線は目に見えないため、放射性物質が管理区域外で発見されることはまれである。しかしながら、福島第一原発事故以降、民間団体や個人で線量計を購入して空間線量を計測するケースも増えており、思わぬ場所で発見されることは十分考えられる。また、放射性物質のまきちらしや爆破など、犯罪やテロに使われる可能性もある。

本計画では、管理区域外での放射性物質の発見、故意の廃棄・まきちらし等を想定するが、これらの事態については発生場所や規模をあらかじめ想定しておくことは困難である。

5 原子力施設

(1) 現状

原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。

(2) 被害の想定

① 被害想定の対象

兵庫県に対する危険性の観点から、福井県内の原子力発電所において大規模な災害が発生した場合を想定する。

② 原子炉施設で想定される放射線の放出

原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているほか、大規模な自然災害や火災・内部溢水・停電等によるシビアアクシデントを防止するために、津波防護壁や防潮扉の設置、非常用電源の強化などの対策がとられている。さらに、万一シビアアクシデントが発生しても、炉心損傷の防止、格納容器の閉じ込め機能等の維持、放射性物質の拡散抑制のための対策がとられている。これらの深層防護が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やガレキ等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

③ 本計画が前提とする災害

兵庫県は、原子力災害対策重点区域には入っていないが、不測の事態にも対処できるよう、予期されない事態によって原子力施設の格納容器等の大規模な損壊に至る事態を仮定して本計画を作成する。

災害の発生場所	福井県内の原子力発電所
災害の内容	何らかの原因で原子力発電所から大量の放射性物質が環境中に放出される事態
災害の規模	兵庫県内において飲食物の摂取制限、屋内退避等の緊急防護措置を講ずる必要が生じる規模

発電用原子炉施設等の原子力災害対策重点区域

施設の種類		重点区域の目安（半径）
発電用原子炉施設		おおむね50 k m 又は30 k m（※1参照）
試験研究用等原子炉施設	10MW＜熱出力≤100MW	5 k m
	2MW＜熱出力≤10MW	500m
	熱出力≤2MW	－
ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08 T B q 以上	5 k m
	ウラン235の取扱量が0.08 T B q 未満	1 k m
	敷地境界から500m以内での取扱量が0.08 T B q 未満	500m
	濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.08 T B q 未満	－

※1 発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域

区域	重点区域の目安（半径）	定義
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	おおむね5 k m	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
緊急的防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	おおむね30 k m	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置を準備する区域

宍粟市から原子力発電所の距離及び立地状況

発電所名（原子炉番号）	市境からの距離	設置者	所在地	炉型	認可出力
高浜発電所（1号機） （2号機） （3号機） （4号機）	約80 k m	関西電力(株)	福井県大飯郡 高浜町	P W R	82.6万 k w 82.6万 k w 87.0万 k w 87.0万 k w
大飯発電所（1号機） （2号機） （3号機） （4号機）	約90 k m		福井県大飯郡 おおい町		117.5万 k w 117.5万 k w 118.0万 k w 118.0万 k w
発電所名（原子炉番号）	市境からの距離	設置者	所在地	炉型	認可出力
美浜発電所（1号機） （2号機） （3号機）	約125 k m		福井県三方郡 美浜町		34.0万 k w 50.0万 k w 82.6万 k w
敦賀発電所（1号機） （2号機）	約130 k m	日本原子力発電(株)	福井県敦賀市	B W R P W R	35.7万 k w 116.0万 k w
島根原子力発電所（1号機） （2号機）	約130 k m	中国電力(株)	島根県松江市 鹿島町	B W R	46.0万 k w 82.0万 k w

宍粟市から研究用原子炉施設の距離及び立地状況

名称	市境からの距離	設置者	所在地	炉型	熱出力
原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん） ※H20.2.12廃止措置認可、 廃止措置作業中	約130 k m	独立行政法人 日本原子力研究開発 機構	福井県敦賀市	A T R	—
高速増殖原型炉もんじゅ				F B R	71.4万 k w
近畿大学原子炉	約95 k m	近畿大学	大阪府東大阪市	濃縮ウラン軽 水減速 黒鉛反 射非均 質型	1 w
京都大学研究用原子炉 K U R	約95 k m	京都大学	大阪府泉南郡 熊取町	濃縮ウラン軽 水減速 軽水冷 却非均 質型	0.5万 k w
京都大学臨界集合体実験装 置K U C A				濃縮ウラン非 均質型 軽水減 速・固 体減速	100 w

宍粟市から核燃料加工施設の距離及び立地状況

事業所名	市境からの距離	所在地	濃縮度	処理方法	年間最大 処理能力
原子燃料工業(株) 熊取事業所	約95 k m	大阪府泉南郡熊取町	5%以下	棒状加工	P W R 燃 料284トン U

第 2 編

災害予防計画

第2編 災害予防計画もくじ

第1章 基本方針	1
第1款 災害予防計画の目標	
第2款 災害予防計画の構成	
第2章 災害対策に関する防災基盤の整備	3
第1節 水害防止施設等の整備	3
第1款 河川施設の整備	
第2款 ため池の整備	
第3款 井堰・頭首工の管理	
第2節 地震観測施設の整備	8
第3節 建築物等の耐震性の確保	8
第1款 公共施設対策	
第2款 一般建築物対策	
第4節 地盤災害の防止施設等の整備	10
第1款 法指定区域の整備	
第2款 法指定区域以外の災害危険箇所の整備	
第3款 宅地造成等の規制	
第4款 災害危険区域の対策	
第5款 住宅土砂災害対策移転支援事業	
第5節 交通関係施設の整備	11
第1款 道路防災対策の推進	
第2款 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	
第6節 ライフライン関係施設の整備	13
第1款 ライフライン事業者との連携	
第2款 水道施設等の整備	
第3款 下水道施設等の整備	
第7節 避難設備の整備	14
第8節 事業の活用による防災基盤の整備	15
第1款 地震防災緊急事業	
第2款 地方債	
第3章 災害応急対策への備え	18
第1節 組織体制の整備	18
第1款 防災組織体制のあり方	
第2款 防災機関との連携	
第3款 地域組織との協働	
第4款 応急対策業務のマニュアル化	
第2節 職員研修と訓練の実施	19
第1款 職員研修	
第2款 防災訓練	
第3節 相互応援体制の確立	20
第1款 国や県、他市町村との連携	
第2款 民間事業者との連携	
第3款 応援・受援体制の整備	
第4款 広域避難・広域一時滞在の体制の整備	
第4節 情報通信機器の活用と整備	26
第1款 情報収集用の通信機器	
第2款 情報発信用の通信機器	

第3款	機器によらない情報収集	
第4款	その他の情報収集手段	
第5款	住民への情報伝達手段	
第5節	防災拠点の整備	29
第1款	災害対策本部	
第2款	地域防災拠点	
第3款	広域防災拠点	
第4款	コミュニティ防災拠点	
第5款	物資の一時集積場所	
第6款	重要施設の防災対策	
第6節	防災資機材の整備	31
第1款	水防資機材	
第2款	救助用資機材	
第3款	被災者用資機材	
第7節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	32
第1款	災害ボランティアの定義等	
第2款	ボランティア団体等との連携強化	
第3款	災害時のボランティア受入体制の整備	
第4款	災害ボランティアコーディネーターの養成	
第5款	災害時のボランティアに関する啓発	
第6款	ボランティア団体の支援体制等	
第8節	備蓄、調達体制の整備	33
第1款	家庭内備蓄の推進	
第2款	食料及び生活必需品の公的備蓄	
第3款	応急給水	
第4款	衛生物資	
第9節	緊急輸送体制の整備	37
第1款	緊急輸送道路ネットワークの形成	
第2款	緊急交通路の事前指定	
第3款	ヘリコプターの臨時離着陸場適地の活用（再掲）	
第10節	災害医療システムの整備	41
第1款	家庭内備蓄の推進（再掲）	
第2款	災害対応病院の指定	
第3款	公立穴栗総合病院の運営	
第4款	広域医療体制の確立	
第5款	災害救急医療体制の整備	
第6款	医療救護所の設置	
第11節	家屋被害認定士制度の整備	43
第1款	家屋被害認定士	
第2款	被災宅地危険度判定制度	
第12節	廃棄物対策の充実	44
第1款	災害廃棄物処理計画の策定	
第2款	応援体制の整備	
第13節	要配慮者対策への備え	45
第1款	要配慮者対策の方針	
第2款	避難行動要支援者名簿の整備	
第3款	個別避難計画の整備	
第4款	情報伝達体制の整備	
第5款	避難所における支援	
第14節	要配慮者利用施設の避難確保対策	51
第1款	要配慮者利用施設の管理者等の義務	
第2款	要配慮者利用施設への連絡体制の充実	

第15節 避難行動のあり方と避難所の選定	51
第1款 避難行動のあり方	
第2款 避難所の選定	
第3款 在宅避難者対策	
第4款 避難者の受入れ	
第5款 避難所管理運営体制の整備	
第6款 施設、設備の整備	
第7款 避難所運営組織の育成	
第8款 避難所運営マニュアルの作成	
第9款 感染症に対応した適切な避難対策	
第10款 避難情報の発令対策	
第16節 水防対策等の充実	55
第1款 雨水出水浸水想定区域の指定・公表	
第2款 要配慮者利用施設に対する対応	
第3款 住民への周知	
第4章 住民参加による防災力の向上	56
第1節 防災知識の普及	56
第1款 住民が備えるべき事項	
第2款 職員が習熟すべき事項	
第3款 児童生徒に対する防災教育	
第2節 自主防災組織の育成	57
第1款 実施機関	
第2款 自主防災組織の取組	
第3節 消防団の育成	61
第1款 基本的方針	
第2款 活動	
第3款 育成強化対策	
第4節 企業との連携	62
第1款 企業が果たすべき役割	
第2款 事業所の自衛防災組織	
第3款 市の役割	
第5節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進	63
第1款 通勤・通学・帰宅困難者等への支援	
第2款 普及啓発	
第5章 大規模事故等の災害予防対策	65
第1節 雪害の予防対策	65
第2節 大規模火災の予防対策	66
第1款 火災に強いまちづくり	
第2款 火災に対する建築物の安全化	
第3款 消防施設等の整備強化	
第4款 火災予防対策	
第3節 危険物等の事故の予防対策	67
第1款 危険物の保安対策	
第2款 火薬類の保安対策	
第3款 毒物・劇物の保安対策	
第4款 ガスの保安対策	
第4節 道路災害の予防対策	70
第1款 道路交通における安全のための情報伝達体制の整備	
第2款 雑踏事故の予防	
第5節 原子力事故の予防対策	71

- 第1款 原子力災害等に関する法令
- 第2款 緊急時モニタリング体制の整備
- 第3款 救援・救護活動体制の整備
- 第4款 住民等への広報体制の整備
- 第5款 原子力防災に関する知識の普及啓発

第6章 大規模広域災害時の受入対策	79
第1節 避難対策	79
第2節 組織体制	79
第3節 原子力災害時の受入れ	79

第 1 章 基本方針

自然災害に動じないまちづくりには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティによる共助が、それぞれの役割を担う必要がある。社会のさまざまな主体が協働して被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。市、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

本災害予防計画は、災害市強靱化計画をふまえ、日頃から安全な地域社会を形成することにより、被害を最小限に抑えるため、また、災害時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、事前の準備を行うための計画である。

第 1 款 災害予防計画の目標

本災害予防計画は、次の 3 つの目標を達成するための計画である。

- 1 安全で安心できるまちをつくる
- 2 災害への備えをつくる
- 3 自助、共助による防災力を高める

第 2 款 災害予防計画の構成

前款に掲げた目標を達成するための本災害予防計画の構成は、次のとおりである。

1 災害対策に関する防災基盤の整備…第 2 章

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧が図られる「安全・安心のまちづくり」を進めるため、次の事項を中心に防災基盤の整備内容等を明示する。

- (1) 水害防止施設等の整備
- (2) 地震観測施設の整備
- (3) 建築物等の耐震性の確保
- (4) 地盤災害の防止施設等の整備
- (5) 交通関係施設の整備
- (6) ライフライン関係施設の整備
- (7) 避難設備の整備
- (8) 事業の活用による防災基盤の整備

2 災害応急対策への備え…第 3 章

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開できるよう、行政が業務体制の確保をはじめとする平時から備えるべき防災組織体制や連絡体制、備蓄物資などを明示する。

- (1) 組織体制の整備
- (2) 職員研修と訓練の実施
- (3) 相互応援体制の確立
- (4) 情報通信機器の活用と整備
- (5) 防災拠点の整備
- (6) 防災資機材の整備
- (7) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- (8) 備蓄、調達体制の整備
- (9) 緊急輸送体制の整備
- (10) 災害医療システムの整備
- (11) 家屋被害認定士制度の整備
- (12) 廃棄物対策の充実
- (13) 要配慮者対策への備え
- (14) 要配慮者利用施設の避難確保対策
- (15) 避難行動のあり方と避難所の選定
- (16) 水防対策の充実

3 住民参加による防災力の向上…第4章

災害は必ずやってくることを認識し、正しい情報の取得と経験を積み重ね、だれもが自分の身は自分で守るための知識と備え、行動力を身に付ける。また、消防団や自主防災組織などが中心となり、地域が減災に取り組む。「自助」と「共助」の精神の醸成を図る取組を示す。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 自主防災組織の育成
- (3) 消防団の育成
- (4) 企業との連携
- (5) 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

4 大規模事故等の災害予防対策…第5章

- (1) 雪害の予防対策
- (2) 大規模火災の予防対策
- (3) 危険物等の事故の予防対策
- (4) 道路災害の予防対策
- (5) 原子力事故の予防対策

5 大規模広域災害時の受入対策…第6章

- (1) 避難対策
- (2) 組織体制
- (3) 原子力災害時の受入

第2章 災害対策に関する防災基盤の整備

被害を防止し、又は最小限に抑えるために必要な水害防止施設や建築物の耐震性の確保など、防災基盤のあり方と現状を示す。

第1節 水害防止施設等の整備

本市の河川は、市域の東部を南北に貫流する一級河川揖保川と、西部を南北に貫流する二級河川千種川に、引原川をはじめとする大小の支流が注いでいる。市の北部の源流から中流域は流れが急流である。山間部では土石流による災害が、南部の平坦地では本流の溢水による洪水が発生する危険性があり、十分な警戒態勢を整える必要がある。

以下に、被害の軽減に効果のある河川施設や情報機器などの整備状況、またその拡充施策を示す。

第1款 河川施設の整備

1 引原ダム

揖保川上流の引原川には、昭和33年に洪水調節が行える引原ダム（洪水調節・発電・工業用水・不特定かんがい）が整備されている。その治水容量は5,650,000 m^3 、東京ドーム約5個分の容積になる。梅雨時期や台風シーズンなど、水位の上昇が予測される場合は、速やかに光都土木事務所と連携し、予備放流の状況や実況水位、今後の放流予測などの確認を行う必要がある。

また、気候変動の影響により、近年、豪雨災害が頻発化・激甚化していることから、ダムの貯水容量拡大や放流設備増強等、既設ダムを有効活用する「ダム再生」により、更なる治水安全度の向上に取り組み、揖保川流域における浸水被害を軽減する。

（1）引原ダムの洪水調節水位等の基準

名称	標高水位	備考（放流ゲートの高さは464.0m）
ダム天端	475.00m	
上限水位	474.00m	
サーチャージ水位（洪水時満水位）	473.70m	総貯水容量21,950千 m^3 ・有効貯水容量18,400千 m^3
ただし書き操作開始水位	472.50m	
常時満水位（10月～翌6月）	472.00m	
常時満水位（7月～9月）	471.00m	
予備放流水位（11月～翌5月）	470.00m	
予備放流水位（6月・10月）	468.30m	
予備放流水位（7月～9月）	467.20m	473.70mサーチャージ水位との差が治水に用いられる。治水容量は5,650千 m^3
発電最低水位	445.00m	472.00m常時満水位（10月～翌6月）との差が利水に用いられる。利水容量は16,800千 m^3
堆砂位	440.00m	

(2) 引原ダムの諸元

設置 河川名	位置	目的	堤高 (m)	集水面積 (k m ²)	湛水面積 (k m ²)	総貯水 容量 (千k m ³)	洪水調節 方式
引原川	波賀町 日ノ原	治水・工業用水・ 水力発電・かんがい	66.0	48.2	0.88	21,950	不定率

2 河川堤防

揖保川の下流域では順次、河川整備計画に基づき川改修が進められているが、洪水時に注意を要する重要水防箇所は、揖保川と引原川をあわせて85か所（令和6年4月1日時点・国県とも・詳細は資料編に掲載）存在する。平成21年台風第9号では、揖保川の最上流域である一宮町倉床から下流の山崎町宇原まで、いたるところで溢水（浸水実績図は第1編総則に掲載）が確認された。

市は洪水による被害を軽減させるため、洪水浸水想定区域や広域避難所などを示したハザードマップを作成し住民に周知するほか、国や県に計画的な堤防の整備と、河川の浚渫を要請する。

3 排水樋門

揖保川の一宮町域と山崎町域には、洪水時に内水と外水を調整する排水樋門が、以下の表に示すとおり12か所整備されている。樋門の操作は業務を委託する地元消防団や自治会の操作員が行う。なお、樋門の点検は5月～10月が月2回、11月～翌4月が月1回行うものとする。

排水樋門の諸元

名称	操作受託団体	所管	構造等
大西排水樋門	消防団 東市場部	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.00m×1.00m×1門
名畑排水樋門	消防団 須行名部	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.80m×1.80m×1門
嶋田排水樋門	消防団 嶋田部	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.00m×1.00m×1門
出合排水樋門	嶋田自治会	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 2.40m×2.40m×1門
七社排水樋門	嶋田自治会	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 1.50m×1.50m×1門
クラカケ排水樋門	嶋田自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 3.00m×3.00m×2門
須賀沢排水樋門	須賀沢自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 1.50m×1.50m×1門
川戸下流樋門	川戸自治会	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・浮体構造起伏ゲート 4.10m×2.336m×2門
川戸排水樋門	川戸自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 1.50m×1.30m×1門
下宇原排水樋門	下宇原自治会	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.25m×1.25m×1門
宇原谷川排水樋門	下宇原自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 2.50m×3.70m×2門
鶴木排水樋門	鶴木自治会	兵庫県 龍野土木事務所	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.50m×1.50m×1門

4 量水標

量水標は市内に8か所（令和6年3月31日時点）整備されている。
市が避難情報の発令に用いる河川水位情報は、第3編の風水害応急対策計画に示す。

量水標の設置状況（令和6年3月31日時点）

河川名	名称	水位設定（m）				一般公開	所在地	所管
		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険			
引原川	石亀	—	—	—	—	○	波賀町鹿伏	兵庫県 龍野土木事務所
引原川	上野	2.00	2.80	—	—	○	波賀町上野	兵庫県 龍野土木事務所
揖保川	西深	2.50	3.30	—	—	○	一宮町西深	兵庫県 龍野土木事務所
揖保川	三軒家	2.00	3.00	3.10	3.50	○	一宮町安積	兵庫県 龍野土木事務所
揖保川	曲里	2.00	3.00	—	—	○	一宮町安積	国土交通省
揖保川	山崎第二	2.30	3.60	3.90	4.10	○	山崎町船元	国土交通省
菅野川	春安	1.20	1.50	1.60	1.80	○	山崎町春安	兵庫県 龍野土木事務所
千種川	千種	1.10	1.80	2.00	2.80	○	千種町千草	兵庫県 龍野土木事務所

5 雨量計

雨量計は揖保川水系に22か所、千種川水系に5か所、計27か所（令和6年3月31日時点）に整備されている。河川水位の想定に当たり、上流域の実況雨量を確認する手段として整備され、市内全域の降雨状況を把握できるようになった。

雨量計の設置状況（令和6年年3月31日時点）

水系	名称	一般公開	所在地	所管
揖保川水系	戸倉	○	波賀町戸倉	兵庫県龍野土木事務所
	引原	○	波賀町日ノ原（県引原ダム管理所北西50m）	国土交通省
	引原ダム	○	波賀町日ノ原	兵庫県龍野土木事務所
	引原ダム	×	波賀町日ノ原	国土交通省
	原	○	波賀町原（原浄水場）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	上野	○	波賀町上野	兵庫県龍野土木事務所
	桑垣	○	一宮町倉床	国土交通省
	倉床	○	一宮町倉床	兵庫県龍野土木事務所
	黒原	○	一宮町黒原（にこにこ広場）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	公文	○	一宮町公文（三方北部浄水場）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	三方	○	一宮町三方町（一宮北中学校）	国土交通省
	福知	○	一宮町福知（旧福知溪谷休養センター）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	西深	○	一宮町福知	兵庫県龍野土木事務所
	安積	○	一宮町西安積	兵庫県龍野土木事務所
	神戸	○	一宮町安積（揖保川閘賀橋下流50m）	国土交通省
	一宮	○	一宮町東市場（センターいちのみや跡地）	気象庁
	三軒家	○	一宮町東市場	兵庫県龍野土木事務所
	東河内	○	一宮町東河内（染河内浄水場）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	山崎	○	山崎町庄能（龍野土木事務所宍粟事業所）	兵庫県龍野土木事務所
	宍粟中野	○	山崎町中野	兵庫県龍野土木事務所
千種川水系	中野	○	山崎町中野（旧都多幼稚園東隣）	国土交通省
	山崎	○	山崎町船元（国土交通省山崎維持出張所）	国土交通省
	塩山	○	山崎町塩山（塩山公民館）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	西河内	○	千種町西河内（ちくさ高原浄化センター）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	河内	○	千種町河内	兵庫県龍野土木事務所
	岩野辺内海	○	千種町岩野辺（内海集会所）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	千種	○	千種町千草（千種市民協働センター）	兵庫県龍野土木事務所

※国土交通省の道路管理用雨量計（戸倉、引原、野尻）は対象から外す。

6 河川監視カメラ

河川監視カメラは市内に15か所（令和6年3月31日時点）あり、その詳細は次表のとおりである。平成21年の台風第9号では、県管理河川である支流部の被害も大きく、計画的に支流部のカメラが整備されている。

河川監視カメラの設置状況（令和6年3月31日時点）

名称	対象河川	設置場所	一般公開	所管
曲里	揖保川	閭賀橋	○	国土交通省
五十波	揖保川	神河橋	○	国土交通省
山崎第二	揖保川	穴栗橋	○	国土交通省
福知	福知川	福知橋	○	兵庫県龍野土木事務所
百千家満	揖保川	砂出河原橋	○	兵庫県龍野土木事務所
三方町	公文川	高見橋	○	兵庫県龍野土木事務所
福中	草木川	福住橋	○	兵庫県龍野土木事務所
東市場	染河内川	三軒家橋	○	兵庫県龍野土木事務所
杉田	引原川	杉田橋	○	兵庫県龍野土木事務所
上野	引原川	波賀橋	○	兵庫県龍野土木事務所
千草	千種川	荒神橋	○	兵庫県龍野土木事務所
河内	西河内川	出合橋	○	兵庫県龍野土木事務所
土万	志文川	土万大橋	○	兵庫県龍野土木事務所
生谷	伊沢川	生谷橋	○	兵庫県龍野土木事務所
千本屋	菅野川	城下橋	○	兵庫県龍野土木事務所

第2款 ため池の整備

本市には、老朽化した、ため池が多数存在しており、豪雨時や大規模地震時においては、全てのため池（市内74か所）に警戒が必要である。ため池の破損や決壊による災害を未然に防ぐため、次のような防災体制の整備と指導を行う。また、危険なため池については、ため池管理者等の協力を得た上で、随時改修を進めるものとする。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池については、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供する。

なお、各ため池の具体情報は資料編に示す。

【防災体制】

- 1 ため池管理者は監視人を配置する。
- 2 応急対策資材（土のう・杭等）を準備する。
- 3 集中豪雨又は台風による大雨が予想される時はあらかじめ樋管を抜いて減水する。
- 4 余水吐の小さな池は危険時に切開し決壊を防ぐ。
- 5 ため池管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第3款 井堰・頭首工の管理

市内にある井堰・頭首工は、かんがい用水を取り込むための農業用施設であり、管理については水利組合や受益者代表者が担っている。

台風や集中豪雨による河川の増水等が想定される場合は、河川の増水等が想定される場合は、事前に井堰・頭首工の管理者が洪水を防止するための措置を行う。

第2節 地震観測施設の整備

市は気象庁や研究機関が進める地震観測施設の整備に協力するものとする。震度は被害の予測や職員配備基準（震度5弱で2号配備）に欠かせない情報であり、また、長期的には地震予知の研究に資するものでもあるため、その拡充に努める。なお、現時点（令和6年3月31日時点）で整備されている地震観測施設は、次のとおりである。

地震観測施設の設置状況（令和6年3月31日時点）

種類		所在地	所管	設置場所
地震計	高感度地震観測施設	波賀町日ノ原字二連瀬3	独立行政法人 防災科学技術研究所	日ノ原多目的広場
	広帯域地震観測施設	山崎町大沢字差ノ谷1227-41	独立行政法人 防災科学技術研究所	山林
	強震観測施設 ※2施設とも震度 計算機能あり	波賀町上野234-1	独立行政法人 防災科学技術研究所	旧市民センター波賀跡地
		山崎町船元34-1	独立行政法人 防災科学技術研究所	宍粟消防署敷地南西隅
震度計		山崎町中広瀬125-7	気象庁	夢公園敷地内
		一宮町安積1347-3	兵庫県	一宮市民協働センター内
		千種町千草168	兵庫県	千種市民協働センター内
高感度地震計・・・人が感じない微弱な揺れまでを記録できるよう地下100m以深に設置される。震源分布の把握や日本列島周辺の地下構造の推定に活用される。				
広帯域地震計・・・はやい揺れからゆっくりした揺れまでを正確に記録する地震計で、温度や気圧の変化に影響を受けやすいためトンネルなどに設置される。日本列島周辺で発生した地震メカニズムの推定や地下構造の推定に用いられる。				
強震計・・・被害をおこすような強い揺れを記録する地震計で地表に設置される。データは地震ハザード評価や被害リスク評価などに活用される。				

第3節 建築物等の耐震性の確保

本節では地震の揺れによる建築物の損壊、焼失を軽減するために必要な施策を定める。なお、既存建築物の耐震改修、応急対策上の重要建築物の耐震性の強化は年次計画により進めるものとする。また、災害復旧時の根幹となる道路等の公共施設についても、あらかじめ耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第1款 公共施設対策

1 公共施設等耐震化事業計画

公共施設耐震化事業における対象とする施設は、次のとおりとする。

- （1）地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- （2）災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）
- （3）不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

なお、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

市は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ県に協議する。

公共施設等耐震化事業計画に基づき、公共施設等耐震化事業の計画的執行に努める。

2 老朽建築物の改築促進

- (1) 地震発生時における避難、救護、応急対策活動等の拠点となる防災上重要な建築物の耐震性の強化を図る。
- (2) 老朽度の著しい建物、又は構造上危険と判定されるものは、点検・評価を実施し、計画的・効率的に耐震建物への改築を促進する。
- (3) 耐震診断判定の実施検討を図る。

3 学校施設の整備

災害時における児童生徒、教職員等の安全を確保するため、また指定避難所として機能するよう次の整備を図る。

(1) 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第2款 一般建築物対策

耐震対策は建築基準法で一定の水準が確保されているが、建築基準法は建築物の全ての形状まで定めるものでなく、新しい構造方法を規制するものとはなっていない。また、既存の建築物においては、ピロティ形式のものや壁量が極めて少ないもの、柱の配置及び建築形状が不安定なもの等が少なくなく、これらについては、耐震性の向上を図る改修等が必要である。市は、建築物の設計、工事管理の業務に携わる建築士や建設業者等の関係団体に対し、建築基準法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努めることとする。また、建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努めるとともに、公共施設等でのポスターの掲示、イベント等での災害実例の紹介等により草の根意識啓発活動を実施し、一般住民に対し建築物の耐震性強化等の普及啓発に努めるものとする。

1 簡易耐震診断推進事業の推進

市及び県は、昭和56年5月以前に建築された住宅について、住宅所有者の希望に応じ耐震診断を行うことにより住宅の安全に関する住民の意識を高め耐震化の促進に努める。

2 建築物の落下物対策の推進

(1) ガラス、看板等の落下防止

市は多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止の安全対策や、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

(2) 家具等転倒防止

市はタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒、又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

市は住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、市内の通学路、避難路及び避難所等を重点にブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。また、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう広報するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣、撤去等を奨励するとともに、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

本市は山地面積が市域全体の約9割を占め、急峻な山峡に多くの集落がある。これらの集落の裏山は大部分が急傾斜地を形成しており、豪雨時にはその崩壊により人的、物的被害の発生が危惧される。本節では地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な施策について定める。

第1款 法指定区域の整備

1 対象とする区域

法に基づく土砂災害に係る指定区域（指定地）は、次の5つがある。その地域別、所管別の区域数は第1編第2章第4節に、そのほかの具体情報は資料編の一覧に示す。

- （1）土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- （2）土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- （3）急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- （4）地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- （5）砂防指定地（砂防法）

2 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は前1の対象となる区域の土砂等を要因とする災害に対応するため、県が実施する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業へ協力する。

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の把握と住民への周知

市は県が実施する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対する調査、状況把握に協力するとともに、ハザードマップを作成更新し、住民への周知を図る。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の巡視や土砂災害防止月間（6月）を中心とした防災思想の周知に協力する。

4 土砂災害に関する知識の普及啓発

（1）総合土砂災害対策推進連絡会における各種土砂災害関係情報の提供

市、県、関係機関は、警戒避難体制の整備等のソフト対策を中心に、効果的な土砂災害予防対策の推進を目的として西播磨県民局で設置された連絡会を通じて広報する。

（2）講習会などによる啓発

市及び県は、土砂災害の原理、前兆現象の認知、避難行動などについて、イベント時等に土石流模型実験、降雨実験など装置を利用した体験型の啓発等を行う。また、児童を対象として、自然に親しむ、森林の機能など自然に関心を持ってもらう一方、自然災害の恐さ、避難の重要性に関する学習の機会を提供する。

5 防災意識の向上施策

市及び県は、住民の災害時行動を理解するとともに、土砂災害の予測困難性の広報や地域の災害履歴確認、地域住民の参画と協働による防災マップの作成を通じて、住民の防災意識の向上を図る。

第2款 法指定区域以外の災害危険箇所の整備

1 対象とする箇所

法に基づく指定区域以外で土砂災害に警戒が必要となる箇所は、次のとおりである。その地域別、所管別の箇所数は第1編第2章第4節に、そのほかの具体情報は資料編の一覧に示す。

（1）山地災害危険地区

- ① 山腹崩壊危険地区
- ② 崩壊土砂流出危険地区
- ③ 地すべり危険地区

2 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進
前1款の2と同様とする。

3 災害危険箇所の把握と住民への周知
前1款の3と同様とする。

第3款 宅地造成等の規制

宅地の造成等に伴うがけ崩れや土砂の流出等の災害を予防するため、宅地造成工事に対する規制を実施し、災害の発生を防止する。宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき県が指定する区域は市内に2か所(2,703ha)ある。その地域別の箇所数は第1編第2章第4節に、そのほかの具体情報は資料編に示す。

市及び県は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行う。

- 1 防災措置についての文書による指導
- 2 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告
- 3 法令に基づく工事の停止、土地の使用禁止及び必要措置の命令
- 4 法令に基づく改善命令

第4款 災害危険区域の対策

本市では建築基準法第39条に基づく災害危険区域は指定していないが、今後、著しく危険と認められる地域については、条例を定め区域指定を行うものとする。

第5款 住宅土砂災害対策移転支援事業

市は、土砂災害が発生するおそれのある区域の危険住宅を除去し移転を促進するため、住宅の所有者に必要な助成を行う。

- 1 補助対象となる住宅の要件
土砂災害特別警戒区域に存する危険住宅。
- 2 住宅除却費の補助 限度額1,333千円(補助率2/3)
- 3 移転先住宅の助成
金融機関から資金を借り入れた場合、利子相当額を助成する。
限度額は4,210千円(建物:3,250千円、土地:960千円)(補助率10/10)
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費を助成する。
限度額は2,000千円(補助率10/10)

第5節 交通関係施設の整備

本節では災害時に負傷者や急病者を搬送するために重要な交通網の整備について定める。

第1款 道路防災対策の推進

本市の道路網は、南北の幹線道路を国道29号、主要地方道若桜下三河線、養父宍粟線など、東西を国道429号、主要地方道宍粟下徳久線、加美宍粟線などによって構成され、中国縦貫自動車道とともに広域道路網を形成し、播磨科学公園都市へのアクセス道路が整備された。中心部から広がる農村部の生活道路は年次的に改良を進めているが、中心市街地と集落間を結ぶ幹線道路は未整備の部分がある。こうした現状をふまえ、市街地集中交通の排除の役割と農村部の交通の円滑化を図るため計画的な整備を図る必要がある。また、生活道路の整備は住民の日常生活の上で最も身近な問題であり、今後もその整備拡充を図るとともに、交通安全と緑の空間を取り入れた良好な居住環境作りが必要である。

1 予防対策

盛土法面の路側法面の被覆工事の促進など、道路構造を保全し、安全で快適な居住環境と円滑な道路交通を確保するため、平素より計画的、効率的に点検を行い異常の早期発見に努める。災害時には無線機等の活用による情報の収集を行い、しーたん通信などを通じて広報を行う。

2 事業計画

- (1) 道路交通の安全と円滑な通行を確保するため、高速道路、主要地方道及び一般県道の整備促進を図り、道路改良、舗装補修事業を実施し災害を未然に防止する。
- (2) 降雨による道路面のうわ流れを防止し、舗装及び補修工事を実施する。
- (3) 異常気象時における道路交通の危険を防止するため、通行規制基準を設定し、その実施に当たり警察等関係機関と連絡を図り実施する。

第2款 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

本市は658平方キロに及ぶ広範囲な市域を有する上、急傾斜地等の災害危険箇所も多いため、道路が寸断された場合に輸送路が断たれるほか、孤立集落が発生する可能性も考えられる。これらを考慮した場合、ヘリコプターによる負傷者や物資の搬送は重要である。市は市域均一にヘリコプター臨時離着陸場の適地を確保し、航空輸送の円滑化を図る。

市が指定し県に登録するヘリコプターの臨時離着陸場適地は、次のとおりである。なお、孤立可能性集落への応急対策（GPSによるヘリコプター駐機地点とホイスト昇降地点）については、第3編～第5編の応急対策計画に示す。

消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地(全12か所)

番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ
西161	山崎スポーツセンター野球場	山崎町下町1	山崎スポーツセンター	62-1880	川崎CH-47J	90m×90m
西162	本多公園グラウンド	山崎町中井26-1	まちづくり推進課	63-3000	川崎バートルKV-107	110m×60m
西163	かみかわ緑地公園	山崎町岸田521	住宅土地政策課	63-3000	川崎CH-47J	150m×95m
西166	スポニックパーク一宮グラウンド	一宮町東市場1090-3	指定管理者 同施設管理棟	72-1331	川崎バートルKV-107	120m×120m 扇形
西168	伊和高等学校グラウンド	一宮町安積616-2	同校事務室	72-0240	川崎CH-47J	100m×140m
西 播 285	家原遺跡公園「三方の里」	一宮町三方町624-1	三方町出張所	74-0001	川崎バートルKV-107	90m×50m
西169	波賀市民グラウンド	波賀町上野164-6	同指定管理者	75-3811	川崎CH-47J	50m×60m
西170	鹿伏くるみの里グラウンド	波賀町鹿伏175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎バートルKV-107	60m×70m
西171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀97-1	同指定管理者	75-3811	川崎バートルKV-107	140m×140m 扇形
西172	谷 山村広場	波賀町谷179-13	波賀市民協働センター	75-2220	AS332L1	50m×60m
西173	千種中学校運動場	千種町河呂60-1	教育総務課	63-3000	川崎CH-47J	125m×80m
西174	ちくさ高原ネイチャーランド駐車場	千種町西河内1047	委託先 同施設管理室	76-3555	川崎CH-47J	80m×170m

第6節 ライフライン関係施設の整備

本節では住民生活に直結するライフライン関係施設の整備方法等について定める。

第1款 ライフライン事業者との連携

電気、電気通信、電話、ガス事業者との連絡体制を確立し、被害状況と対策、復旧状況などの情報を共有する。市は、安定的な電力供給及び電気通信のため、県及び各事業者が倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際は協力する。なお、非常時の連絡体制は第3編～第5編の応急対策計画に示す。

第2款 水道施設等の整備

被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧が可能となるよう水道関係施設に次の対策を行うものとする。

1 水道施設の整備

災害による断水等の被害を軽減できるよう重要度の高い基幹施設については、更新計画に基づき計画的に整備を進めるものとする。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 浄水場、配水池等
- ② 主要な管路

(2) 施設の機能を発揮させるための施設

- ① 情報電送設備
- ② 自家発電設備
- ③ 遠方監視システム

2 水道施設の保守点検

施設の安定稼働を目的とし、定期的な巡視点検を実施する。

(1) 水道台帳の整備

(2) 浄水施設・取水施設・配水池関連施設・水管橋等

(3) 被災の可能性が高い箇所の把握

3 断水対策

基幹施設の系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の配置・制水弁の配置）による被害区域の限定化を図ることとする。

4 図面の整理

緊急時に適切な対応が行えるよう図面等を整理し、施設の現況を把握することとする。

5 協定に基づく相互応援活動

県内全市町と各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会が平成10年3月に締結した「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄や連絡方法などの必要な調整を定期的に行い、相互応援活動が円滑に実施できるよう努める。

6 資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所（防災倉庫等）を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

第3款 下水道施設等の整備

被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧が可能となるよう下水道関係施設に次の対策を行うものとする。

1 下水道施設等の整備

災害時においても下水道の機能を保持できるよう重要度の高い基幹施設については、更新計画に基づき計画的に整備を進める。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 汚水処理施設、ポンプ場等
- ② 主要な管路

(2) 施設の機能を発揮させるための設備

- ① 自家発電設備
- ② 緊急通報装置

2 下水道施設等の保守点検

施設の安定稼働を目的とし、定期的な巡視点検を実施する。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 汚水処理施設・ポンプ場関連施設
- (3) 被災の可能性が高い箇所の把握

3 図面の整理

緊急時に適切な対応が行えるよう図面等を整理し、施設の現況を把握することとする。

4 資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所（防災倉庫等）を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

第7節 避難設備の整備

円滑な避難行動に必要な設備などの整備方針を示す。

1 避難路

指定避難所に連絡する道路を避難路と想定し、円滑な避難行動が行えるよう道路や水路の境が識別できるような工夫を行うほか、段差の解消などに努める。

2 指定避難所の外灯

施設照明や防犯灯、街路灯のみでは照度が確保できない指定避難所では、その敷地内に外灯を整備する。設置する外灯は外部電力に頼らない蓄電式のものが望ましい。外灯の設置状況は次のとおりである。

指定避難所の外灯の設置状況（令和7年4月1日時点）

No	施設名	住所	設置数
1	山崎南小学校	御名20-2	1
2	山崎南中学校	金谷40	1
3	旧戸原小学校	宇原337	2
4	山崎東中学校	三津371	6
5	葛沢小学校	宇野419-1	2
6	生涯学習センター学遊館	東下野18	1
7	相生学院栄栗校（旧土万小学校）	塩山37-17	1
8	一宮南中学校	東市場834	1
9	県立森林大学校（旧染河内小学校）	能倉772	3
10	旧三方小学校	三方町560	2
11	一宮北中学校	三方町274	1
12	波賀小学校	安賀748-2	12
計			33

※城下小学校と戸原小学校は令和7年4月1日から城下小学校の場所で山崎南小学校となる。

3 指定避難所の整備

施設を所管する市各担当部局は、指定避難所としての機能が果たせるよう施設や設備の拡充に努めるものとする。指定避難所には、被災者が最低限の生活を送ることができるよう毛布や救助用資機材などの備蓄物資、しーたん通信やテレビなどの情報収集機器を計画的に備えていくものとする。

第8節 事業の活用による防災基盤の整備

本節では国の防災基盤施設の整備事業について、必要な事項を示す。

第1款 地震防災緊急事業

学校や医療機関、緊急輸送路などの防災基盤の整備に関しては、地震防災対策特別措置法により、国の財政上の特別措置を受けることができる。特別措置を受けるには、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画（以下「計画」という。）に市の対策事業を反映させる必要がある。本款では、地震防災緊急事業の対象となる事業と第3次計画に市が反映させた事業を示す。

1 計画の経緯

- （1）第1次 平成8年～平成12年
- （2）第2次 平成13年～平成17年
- （3）第3次 平成18年～平成22年
- （4）第4次 平成23年～平成27年
- （5）第5次 平成28年～令和2年
- （6）第6次 令和3年～令和7年

2 対象事業

- （1）避難地
- （2）避難路
- （3）消防用施設
- （4）消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- （5）緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- （6）共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- （7）医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- （8）社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) (7) から (11) までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

3 財政上の特別措置

(1) 補助率の嵩上げ

- ① 消防用施設の整備 1/3→1/2
- ② 社会福祉施設(木造)の改築 1/2→2/3
- ③ 公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校
改築(危険度の高い校舎・屋内運動場・寄宿舎) 1/3→1/2
補強(非木造の校舎・屋内運動場 ※幼稚園・特別支援学校を除く) 1/3→1/2
補強(危険度の高い校舎・屋内運動場・寄宿舎) 1/3→2/3
- ④ 防災行政無線設備等の整備 1/3→1/2
- ⑤ 飲料水施設・自家発電設備等 1/3→1/2
- ⑥ 備蓄倉庫の整備 1/3→1/2
- ⑦ 救護施設等の整備 1/3→1/2

(2) 地方債の特例

地方債について特別の配慮(地方財政法第5条)

(3) 交付税の特例

補助率の嵩上げ事業に係る起債の元利償還金について基準財政需要額に算入

4 計画に反映させた事業

(1) 第4次計画

- ① 基幹農道整備事業(避難路) 1か所0.89km(兵庫県)
- ② 森林整備事業(避難路) 1か所0.40km(兵庫県)
- ③ 緊急消防援助隊設備整備費補助事業(消防用施設) 1か所
- ④ 施設整備事業(消防用施設) 2か所
- ⑤ 道路事業・橋梁架替(緊急輸送道路) 1か所0.30km(兵庫県)
- ⑥ 障害福祉サービス事業所等耐震化整備補助金(社会福祉施設) 1施設(社会福祉法人)
- ⑦ 公立学校施設整備事業(校舎) 5校
- ⑧ 公立学校施設整備事業(屋内運動場) 1校

(2) 第5次計画

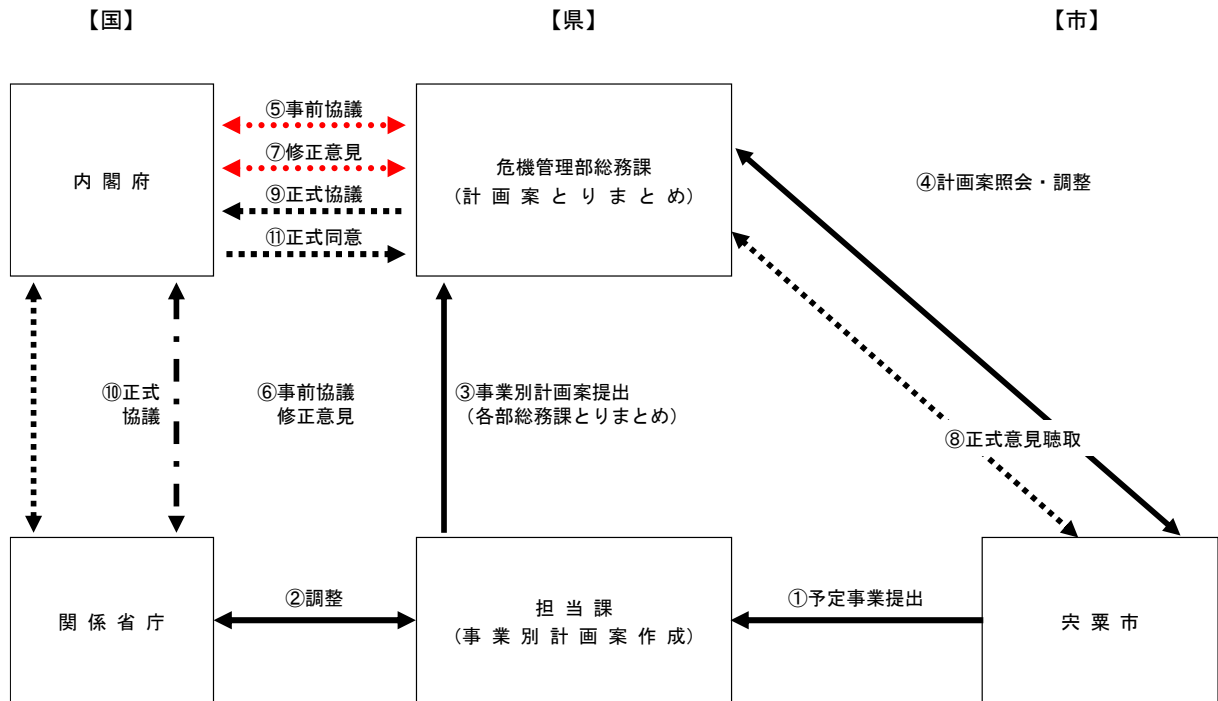
- ① 道路事業(緊急輸送道路) 1か所0.20km(兵庫県)
- ② 道路事業・橋梁橋梁架替(緊急輸送道路) 1か所0.23km(兵庫県)

- ③ 公立学校施設整備事業（校舎） 1 校
- ④ 公立学校施設整備事業（屋内運動場） 1 校
- ⑤ ため池等整備事業（ため池） 9 か所（兵庫県）

(3) 第6次計画

- ① 道路事業（緊急輸送道路） 1 か所0.24 k m（兵庫県）
- ② 公立学校施設整備事業（校舎） 4 校
- ③ ため池等整備事業（ため池） 3 か所（兵庫県）
- ④ ため池等整備事業（ため池） 6 か所

5 計画作成の流れ



第2款 地方債

防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部が後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方交付税の措置が講じられる。なお、次に示すもののほか、過疎対策事業債・辺地対策事業債（充当率100%、交付税算入率70%～80%）などの活用が考えられる。

1 防災基盤整備事業

地方公共団体が単独事業として行う防災基盤の整備事業が対象とされる。

(1) 事業内容

- ① 消防防災施設整備事業
- ② 消防広域化対策事業
- ③ 緊急消防援助隊施設整備事業

(2) 財政措置

一般事業は防災対策事業債75%（交付税算入率30%）、一般財源25%である。国の周波数再編に伴うデジタル化関連事業は防災対策事業債90%（交付税算入率50%）である。

2 公共施設等耐震化事業

地方公共団体が単独事業として行う避難拠点となる公共施設等の耐震化事業が対象とされる。防災対策事業債90%（交付税算入率50%）、一般財源10%であるが、前款の地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設については、交付税算入率が3分の2に引き上げられる。

第3章 災害応急対策への備え

本章では次編以降の応急対策計画（第3編～第5編）を円滑に展開できるよう、行政や地域、住民が平時から備えるべき事項を示す。

第1節 組織体制の整備

以下に市の防災組織体制と防災関係機関との連携のあり方などを示す。

第1款 防災組織体制のあり方

1 市

市は災害から住民の生命と財産を守るため、異常気象などの事象や規模に応じた段階的な防災組織体制を整える。なお、市の防災組織体制は第3編から第5編の第2章に示す。また、より詳細な職員一人ひとりの配置先は、毎年4月に見直しを行う職員配備計画として別に定めるものとする。

2 宍粟市防災会議

市は災害対策基本法第16条に基づき宍粟市防災会議を設置し、防災に関するさまざまな事象を継続的に検討審議し推進する。

(1) 宍粟市防災会議の所掌事務

- ① 宍粟市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ⑤ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 宍粟市防災会議の委員

- ① 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が指名する職の者
- ② 兵庫県警察の警察官のうちから市長が指名する職の者
- ③ 指定地方行政機関の職員のうちから市長が指名する職の者
- ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する職の者
- ⑤ 副市長及び教育長
- ⑥ 西はりま消防組合消防長
- ⑦ 消防団長及び消防団副団長
- ⑧ 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- ⑨ 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

第2款 防災機関との連携

市は県や警察、神戸地方気象台など、前1編第1章第2節に示す防災機関と平時から連携するとともに、市単独では対応が困難な災害が生じた場合は、これらの防災機関に協力を要請し災害応急対策にあたるものとする。なお、円滑に連携が図られるよう事前に協定を結ぶなどの措置を行うものとする。

第3款 地域組織との協働

多発する豪や前触れの無い地震など、災害の発生が予測できない事象が近年、増加する傾向にある。行政主導の防災対策だけでは、十分なものとはいえず、平時から地域の防災力を高めておく必要がある。市は地域と連携の上、自助と共助、公助の役割分担を明確にし、あらゆる災害に対応できるよう自主防災組織や消防団などの組織作りを支援するものとする。なお、自主防災組織が自ら行う救助資機材や情報関連機器の整備事業に対して、宍粟市自主防災組織育成支援事業補助金を支給している。

第4款 応急対策業務のマニュアル化

市は応急対策計画（第3編～第5編）を円滑に実施できるよう、初動対応期の重要優先業務等をまとめた「災害時の職員初動マニュアル」を作成し、職員に周知する。マニュアルは本地域防災計画の応急対策を、実施する担当部局ごとに時系列に並び替えたものとする。

第2節 職員研修と訓練の実施

職員を対象とした研修や住民を対象とした防災訓練の実施について、必要な事項を以下に示す。

第1款 職員研修

災害応急対策には、被害認定調査や避難所の運営など、通常の業務にはないものが数多くある。市はこれらの業務を担当する職員を対象とした実務研修の実施や、学識経験者等を講師とした研修会、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、個々の専門知識と対応能力の向上を図る。研修の実施に当たっては、職員の人事異動を考慮し、できるだけ多数の職員が参加できるよう計画するものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。なお、他市町で災害が起こった場合の職員派遣においても、実務を経験できる機会をとらえ、積極的に必要な支援を行うものとする。

以下に専門知識が必要となり、特に事前研修を深めるべき業務を示す。

- 1 家屋被害認定士（罹災証明書の発行に必要な家屋被害認定調査を実施する）
- 2 被災建築物応急危険度判定業務（地震発生後に建物の安全性を判定する）
- 3 被災宅地危険度判定業務（地震、土砂災害などの発生後に宅地の安全性を判定する）
- 4 避難所運営業務
- 5 災害対策本部運営業務

第2款 防災訓練

市は防災訓練を実施し組織体制の課題を明らかにするとともに、その結果を改善に活かす。以下に行うべき訓練の種類や内容を示す。

1 総合防災訓練

市は地域ごとに異なる自然条件や起こりうる災害の種別を考慮し、各市民局を単位とする総合防災訓練を実施する。訓練の実施時期や場所、想定する災害、訓練内容などは参加機関との協議により決定する。防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い、感染症対策に十分配慮し、避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。なお、主な参加機関と実施すべき訓練は次のとおりである。

（1）主な参加要請機関

市、西はりま消防組合宍粟消防署、消防団、自主防災組織、学校、社会福祉協議会、県、警察署、自衛隊、国土交通省山崎維持出張所、ライフライン事業者など

（2）実施する訓練の種類

① 災害対策本部設置訓練

職員の参集、被害情報の収集と伝達、応急対策の検討、広域応援要請など、市民局現地災害対策本部と本庁災害対策本部の設置運営に係る訓練

② 地域連携訓練

自主防災組織、学校、事業所による避難行動や避難所の開設に係る訓練

（ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取組を加味するよう工夫するとともに、緊急地震速報、避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、緊急事態を想定した実戦的な訓練も取り入れるなど、

課題に応じた訓練の実施に努める)

③ 参加機関の対策訓練

参加機関が独自に実施する救助訓練や復旧訓練、消火訓練など

④ 広域連携訓練

県防災ヘリコプターや自衛隊の受入れ、物資の集積と避難所への配送に係る訓練

⑤ 展示、体験型訓練

平時に取り組むべき防災対策の周知、初期消火体験、災害疑似体験など

2 組織別防災訓練

市は現行の防災体制を検証するための以下の訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。また、自主防災組織等が目的に応じて実施する個別訓練に対し助言や指導、支援を行う。

(1) 抜き打ち訓練

① 職員非常参集訓練

② 情報収集伝達訓練

(2) 図上訓練

① 対策のシミュレート訓練

② 他機関との連携訓練 等

(3) 実地訓練

① 水防訓練

② 消防訓練

③ 災害救助訓練

④ 災害警備訓練

⑤ 林野火災訓練 等

(4) その他の訓練

① 災害ボランティアの受入訓練

② 災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

③ 避難所運営に関する訓練

④ 要配慮者への情報伝達、避難誘導訓練

⑤ 帰宅困難者への対応訓練

⑥ 広域避難訓練 等

第3節 相互応援体制の確立

市は応急対策が困難な大規模災害の発生を想定し、県や他市町、企業などと連携した応急対策体制を確立する。

第1款 国や県、他市町村との連携

市は西播磨ブロックと県、国との相互連携を基本に、広域防災ネットワーク体制を構築する。なお、協力体制をより明確にするため、あらかじめ必要な対策を明記した協定を結ぶよう努める。

現時点（令和6年3月31日時点）で市が結ぶ協定は次のとおりである。

国県や市町村間で結ぶ協定（消防署の業務を除く）

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市、西粟倉村	H8. 7. 1	原則有償
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	西播磨5市6町	H18. 3. 27	原則有償
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	県、県内全市町	H18. 11. 1	原則有償
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	八頭町、若桜町	H24. 8. 6	原則有償
播磨広域防災連携協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	播磨地域13市9町	H26. 4. 22	原則有償
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	千葉県匝瑳市	H26. 11. 22	原則有償
兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	上郡町、佐用町、美作市、西粟倉村、智頭町	R2.4.1	別途協議
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	1 応急給水作業 2 応急復旧工事 3 資機材、車両等の提供	県、県内市町、県内水道企業団、日水協 県支部、県簡水協会	H10. 3. 16	原則有償
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	1 資機材の提供 2 職員の派遣 3 焼却、破碎等の中間処理	県、県内市町、一部事務組合	H17. 9. 1	原則有償
災害時等の応援に関する申し合わせ	1 情報収集（情報連絡員リエゾン派遣、ヘリコプターの活用） 2 職員、専門家の派遣 3 通信機器の提供 4 災害対策用機械の提供	国土交通省 近畿地方整備局	H24. 8. 9	無償
災害時の協力に関する覚書	1 被害情報の収集・伝達 2 災害時の食料等の調達及び備蓄品の提供 3 避難場所の提供及び公有地の使用	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	H27. 10. 1	原則有償
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	1 医療救護チームの派遣 2 患者の受入れ 3 医師や看護師、医療技術職員、事務職員の派遣 4 応急医薬品等の提供	（神戸市）、（兵庫県）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、（公立豊岡病院組合管理者）、（公立八鹿病院組合管理者）	H8. 1. 16	別途協議
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立伊和高等学校	H25. 3. 15	無償
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立千種高等学校	H25. 3. 15	無償

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立山崎高等学校	R6.3.4	無償
新型コロナウイルス濃厚接触者専用避難所に関する覚書	感染症等の濃厚接触者等に関する専用避難所	県立山崎高等学校	R3.6.1	

第2款 民間事業者との連携

市は前款の協定のほか、民間事業者等とも積極的に協定を結び、あらゆる災害の応急対策に取り組むものとする。現時点（令和6年3月31日時点）で市が結ぶ協定は次のとおりである。

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の事前設置	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	H25.6.3	無償
災害時における応急対策業務に関する協定	1 河川決壊を防ぐための築堤、土のう積 2 道路の障害物除去、仮ガードレールの設置 3 市が必要とする応急作業	宍粟防災組合	H26.4.1 (H22.4.1～)	無償
災害時における緊急測量業務等に関する協定	1 復旧工法の検討に必要な測量作業 2 被災状況の写真撮影 3 緊急測量作業	宍粟市測量・設計災害対策協力会	H26.4.1 (H22.4.1～)	有償
災害に係る情報発信等に関する協定	1 ヤフーサービス上への市ホームページキャッシュサイトの掲載 2 避難情報、避難所状況等のヤフーサービス上への掲載	ヤフー株式会社	H24.11.12	無償
災害時等における相互協力に関する協定	1 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援 2 資機材及び物資の提供 3 敷地、施設の提供 4 緊急開口部を活用した緊急車両の通行	NEXCO西日本関西支社福崎管理事務所	H24.5.8	有償
覚書（テレビ再放送サービスに関する覚書）	指定避難所でのテレビ再放送サービス	姫路ケーブルテレビ株式会社	H24.4.1	無償
災害等相互応援に係る協定	1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保	宍粟市管工事組合	H21.5.15	有償
災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	1 電力設備の復旧のための優先的な道路啓開の実施 2 道路啓開にあたり障害となる電力設備の適切な処置	関西電力送配電株式会社	R4.4.1	実施した者が負担
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	兵庫県自動車整備振興会西播北支部	H21.2.13	無償
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	株式会社八木木材	H30.3.2	無償
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	株式会社宮辻造林	R5.3.29	一部有償
災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	食料品、日用品の供給と運搬	マックスバリュ西日本(株)	H18.12.27	有償

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	1 食料品、日用品の供給と運搬 2 避難場所(駐車場)の提供	山崎商業開発(株) イオン(株)西日本カンパニー	H18.6.27	有償
災害時等における「山崎町」と「山崎町区内郵便局」との相互協力に関する覚書	被害、避難情報の提供	山崎町区内郵便局代表 播磨山崎郵便局	H10.10.29	有償
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	1 災害時における相互協力 2 地域見守り支援 3 不法投棄の情報提供 4 道路損傷等による危険個所の情報提供 5 その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること	播磨広域連携協議会(姫路市、加古川市、たつの市、小野市、高砂市、西脇市、三木市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町)、日本郵便株式会社近畿支社	H25.5.31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定
災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	H9.12.16	無償
緊急時における生活物資の確保に関する協定	食料品、日用品の確保と供給	生活協同組合コープこうべ	H26.3.18	有償
災害時における物資供給に関する協定書	作業用品、日用品の確保と供給	NPO法人コメリ災害対策センター	H27.1.16	有償
災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッド、段ボール製品の確保と供給	山崎紙器(株) セツカートン(株)	H27.10.1	有償
災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	ゴダイ株式会社	H28.11.17	有償
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	株式会社ナフコ	R元.10.21	有償
災害時における救援物資の輸送等に関する協定	救援物資の輸送等	一般社団法人兵庫県トラック協会	R3.2.15	有償
災害時における物資供給(ユニットハウス等)に関する協定	避難所等へのユニットハウス等の供給、運搬	三協フロンティア株式会社	R3.2.19	有償
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	住宅地図の貸与と地図複製利用許可、地図製品の供給	株式会社ゼンリン	R4.1.18	一部有償
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給	株式会社ナンバホームセンター	R4.10.31	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正久福祉会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人波賀の里福祉会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人千種会	H27.8.20	有償

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	医療法人社団翠輝会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人恩徳福祉会	H28.2.12	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	医療法人社団山中医院	H30.10.15	別途協議
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	株式会社すまいる	H30.11.30	別途協議
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	R2.7.22	別途協議
災害時における施設利用支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	有限会社伊沢の里 播磨いちのみや株式会社 宍粟メイプル株式会社	R6.6.17	有償
災害時等における宍粟市と宍粟市社会福祉協議会のボランティア活動等に関する協定書	ボランティアセンターの開設、運営	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	H27.8.20	有償
災害時におけるボランティア支援に関する協定	ボランティアへの資機材等の提供	山崎ライオンズクラブ	H29.11.17	無償
災害時におけるLPガス等支援協力に関する協定書	LPガス及び燃焼機器等の機材の優先的供給、運搬	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部	H27.9.2	有償
災害時における支援協力に関する協定	1 緊急通行車両等への優先的給油 2 給油取扱所を一時休憩所として水道水及びトイレの提供 3 避難所へ石油類燃料を可能な限り優先的に供給	兵庫県石油商業組合	R6.2.14	有償
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	行政書士による被災支援の相談窓口の設置	兵庫県行政書士会	H28.10.1	無償
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	1 相続に関する相談 2 不動産登記及び商業、法人登記に関する相談 3 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 4 成年後見制度に関する相談 5 その他司法書士に定める業務に関する相談	兵庫県司法書士会	R6.4.16	無償
災害時における連携協力に関する協定	1 被災者に対する弁護士による相談 2 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供	兵庫県弁護士会	R4.7.19	協議

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
災害時における医療救護活動に関する協定	1 傷病者に対する応急措置 2 トリアージ 3 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 4 軽症患者、搬送困難な患者等に対する医療 5 死亡の確認 6 その他医療救護活動に関すること	宍粟市医師会	H30.3.22	
災害時における医療救護活動に関する協定	1 市が設置する救護所での医師の処方に基づく調剤及び服薬指導 2 救護所における医薬品等の供給管理 3 衣料品等集積所における医薬品等の仕分け及び管理 4 災害医療救護班長（責任者）が指示する事項 5 その他医療救護活動に関すること	兵庫県薬剤師会西播支部 宍粟市薬剤師会	H30.3.22	
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置 2 救護所及び避難所等における歯科巡回診療等の実施 3 その他歯科医療救護活動に関すること	宍粟市歯科医師会	H30.3.22	
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	1 災害発生現場等の被害状況の把握 2 被災者の捜索 3 物資の運搬	(株)エアアシストジャパン (株)ドリームクエスト	R7.3.18	有償

第3款 応援・受援体制の整備

関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておく。

なお、応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品を携帯させるように留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第4款 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、県、市、その他防災関係機関等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討する。

第4節 情報通信機器の活用と整備

状況が刻々と変わる自然災害に対して最善の対策が実施できるように、市は通常の電話やテレビのほか、次に掲げる情報通信機器を活用し情報を収集するとともに、その拡充と保守に努める。なお、災害時に円滑に通信を行うためには、操作が複雑な非常用通信機器に慣れる必要があることから、日常的に職員が使用するよう努める。

第1款 情報収集用の通信機器

気象情報や交通情報、河川情報などは、以下に示すインターネットサイトから収集する。なお、一般公開されるシステムについては、定期的に広報紙に掲載するなど、その周知にも努めるものとする。

防災情報サイト（システム）

名称等	内容	アドレス等	二次元 バーコード
【一般公開】 宍粟市土砂災害 情報等提供シス テム（※しそ うチャンネル）	市内雨量局、河川ライブカメラ、 量水標の情報が網羅され、水防に 不可欠な情報が閲覧できる。また 雨量情報のメール配信機能も利用 できる。 ※しそチャンネルでは本システ ムの情報がランダムに放映され る。	携帯端末用 http://shiso- weather.info/mobile/index. html パソコン用 http://shiso-weather.info/	
【一般公開】 河川ライブカメ ラシステム	県と市が管理するサイト。本編第 2章第1節に示す河川監視カメラの うち、県が管理する12台の実況画 像が閲覧できる。	パソコン用 http://www.mizumori.jp/tatsuno/	—
【一般公開】 防災情報提供セ ンター	国土交通省が運営するサイト。レ ーダー解析雨量や雨量計雨量、河 川水位、積雪など、リアルタイム の情報が閲覧できる。	携帯端末用 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosa ijoho/i-index.html パソコン用 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosa ijoho/	
【一般公開】 話そうはりま	姫路河川国道事務所が運営するサ イト。揖保川の3か所（閤賀橋、 神河橋、宍粟橋）と国道29号の16 か所（戸倉北、兵坂南、道の駅は がなど）の実況画像が閲覧でき る。	パソコン用 http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/ index.php	—
【一般公開】 ハイウェイ交通 情報 i Highway	西日本高速道路株式会社が運営す るサイト。事前に「マイルート登 録とメール設定」を行うことで、 高速道路の通行止め情報などが登 録する端末に届く。	携帯端末用 http://ihighway.jp パソコン用 http://ihighway.jp/web/index.html	
【一般公開】 気象庁サイト	レーダー解析雨量など、気象に関 する精度の高い情報が閲覧でき る。	パソコン用 http://www.jma.go.jp/jma/index.ht ml	—
【一般公開】 兵庫県地域別土 砂災害危険度	兵庫県が運営するサイト。土壌中 の雨量がどの程度なのかを分析 し、5kmメッシュで土砂災害の 危険度を予測する。	パソコン用 http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.j p/catv/area48.html 携帯端末用 http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.j p/mobile/	

名称等	内容	アドレス等	二次元 バーコード
【一般公開】 兵庫県ＣＧハザードマップ	前1編第2章第3節の「浸水被害の想定」や同第4節の「風水害が発生するおそれのある危険箇所」など、最新のハザードマップが閲覧できる。	携帯端末用 http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/ パソコン用 http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/	
【一般公開】 雪氷気象情報	姫路河川国道事務所が運営するサイト。国道29号（戸倉、野尻、山崎）の1時間ごとの予測積雪量が閲覧できる。行政専用サイトはIDとパスワードが必要である。	パソコン用（公開用） http://www.micosfit.jp/himeji/ （行政専用） http://www.micosfit.jp/himeji_kanri/	—
【一般公開】 NHKデータ放送	デジタル波対応のテレビでNHKを選局し、dボタンを操作することで河川水位情報や台風情報を閲覧できる。その他の民放でも同様の操作で避難情報などを取得することができる。	—	—
【行政専用】 ※一部一般公開あり フェニックス防災システム	県内全ての市町や県機関などが備える防災用端末で、あらゆる気象情報、防災情報を閲覧することができる。県が発令する水防指令や水防警報、引原ダムの放流状況などを瞬時に伝達する。	携帯端末用（一般公開用） http://hyogo.bosaiinfo.jp/mobile	
【行政専用】 防災情報提供システム	気象庁が行政機関に提供する気象情報システムで利用には専用のIDとパスワードが必要である。第3編の風水害応急対策計画で詳細を示すが「規格化版流域雨量指数」や「土砂災害警戒判定メッシュ情報」など、より密な気象予測が閲覧できる。	—	—
【行政専用】 市町村向け川の防災情報	国土交通省が提供するシステムで利用には専用のIDとパスワードが必要である。なお、一般公開される「川の防災情報」は、本表中「防災情報提供センター」から接続できる。	—	—

第2款 情報発信用の通信機器

本款に示す情報発信機器は、非常電源装置や衛星通信回線を有し、通常の情報発信機器の機能が失われた場合においても、一定時間は通信が可能である。ただし、操作が複雑なものもあることから、平常時から定期的に使用するよう努める必要がある。

通常の通信が失われた場合に使用する通信機器

名称等	機能等
【行政専用】 フェニックス防災システム	前1款に示す情報収集機能のほか、県内の行政機関に被害情報の発信や救助要請を行うことができる。市役所本庁舎の端末には、県内の行政機関を結ぶテレビ電話機能も付随する。
【行政専用】 兵庫衛星通信ネットワーク ※LASCOMテレビレシーバー	有線回線が断絶する被害が発生した場合は、全国の行政機関を衛星で結ぶ兵庫衛星通信ネットワークを活用する。市はこのシステムを市役所本庁舎と3市民協働センターの4か所に備える。なお、このシステムは一般加入電話と通信が行えない。専用となる電話番号は、電話機本体に番号簿を備えるほか、重要な連絡先は第3編から第5編の応急対策計画に示す。
衛星携帯電話とGPS端末 宍粟市の位置 ・ブロック（6A） ・ユニット（4087、4187）	災害時に機動力を発揮する衛星携帯電話を市役所本庁舎に2台、3市民協働センターに各1台、三方町出張所に1台、計6台を保有している。孤立集落や山間部で遭難事故が発生した場合には、位置を知らせるGPS端末とともに職員を現地に派遣し、通信を確保する。

第3款 機器によらない情報収集

通信機器によらない人と人を通じた情報収集手段について必要な事項を示す。

1 神戸地方気象台ホットライン

通信機器で取得した情報だけでは分析が十分でない場合、市は神戸地方気象台の気象予報士が相談に応じるホットラインを利用するものとする。平常時に利用する一般加入電話のほか、緊急時は兵庫衛星通信ネットワークを利用した衛星電話（7-982-33）が利用できる。

2 実況河川水位の目視等

水位計が整備されていない支流や避難情報の発令に目視確認が必要な場合は、河川監視職員のほか、地元消防団や自主防災組織の連絡員から情報を収集する。また、隣接する自治体と電話連絡をとるなどして、今後の雨量や河川水位の状況を予測するものとする。

第4款 その他の情報収集手段

平時から市内アマチュア無線の愛好家らと連携し、災害時の情報収集の補完的役割を要請できるよう連絡体制を整える。なお、山崎アマチュア無線クラブとは「災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定」を結んでいる。

第5款 住民への情報伝達手段

市は次の伝達手段により、迅速かつ正確に住民や職員、防災機関へ防災情報の伝達を行う。なお、しろう防災ネットや市公式SNS、ひょうご防災ネットは、事前に登録が必要であることから、広報紙などを通じて定期的に同システムの周知を行うものとする。

- 1 しーたん通信
- 2 しろう防災ネット電子メール・エリアメール
- 3 FAX（自治会・要配慮者利用施設・配信希望の要配慮者・報道機関・警察署・県・姫路河川国道事務所・西日本高速道路・神姫バス・関西電力・NTT西日本）
- 4 電子メール（自治会）
- 5 しろうチャンネル
- 6 市ホームページ
- 7 市公式SNS（フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ）
- 8 広報車
- 9 ひょうご防災ネット

しろう防災ネットのQRコード(一般用)



第5節 防災拠点の整備

災害応急対策活動の拠点となる市役所などの防災機能を点検し、必要な整備を行うとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討する。

第1款 災害対策本部

どのような災害であっても災害対策本部と現地災害対策本部の機能が維持できるよう、平時から次の施設や機器の拡充に努める。

- 1 市役所本庁舎、市民協働センターの浸水防止対策
- 2 自家発電装置の設置と点検、燃料の更新
- 3 情報収集機器の整備点検
- 4 通信機器、伝達機器の整備点検
- 5 水・食料等の常備
- 6 重要な行政データのバックアップ

第2款 地域防災拠点

支援物資や他市町派遣要員、自衛隊員などの受け皿となる地域防災拠点は、市役所本庁舎と3市民協働センター、三方町出張所の5か所とし、各施設にこれら業務に対応できる十分なスペースと配備職員数を確保する。なお、市内の指定避難所を開設した時は地域防災拠点に位置付けるため、備蓄物資や情報通信機能の整備拡充を図るものとする。

- 1 地域防災拠点に必要な機能
 - (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
 - (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
 - (3) 物資、復旧資機材の備蓄施設
 - (4) 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
 - (5) 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
 - (6) 臨時ヘリポート
 - (7) 耐震性貯水槽、井戸等
 - (8) 広域避難スペース
 - (9) 救急医療、高齢者・障がいのある人のケア機能との連携 等

2 地域防災拠点に位置付ける施設

施設名称	所在地	電話番号
市役所本庁舎	山崎町中広瀬133-6	0790-63-3000
一宮市民協働センター	一宮町安積1347-3	0790-72-1000
三方町出張所	一宮町三方町633	0790-74-0001
波賀市民協働センター	波賀町上野257	0790-75-2220
千種市民協働センター	千種町千草168	0790-76-2210
指定避難所	市内各所 ※市が指定する避難所は第3編～第5編の応急対策計画に示す	—

公園や広場は地域住民の一時（いっとき）避難地の役割を担うとともに、他市町の支援隊や自衛隊などの駐屯地、復旧資材の集積場所、廃棄物の集積場所、仮設住宅の建築地など、数多くの役割を担う。市は都市公園のほか、地域に身近な公園や緑地の整備も推進するものとする。

第3款 広域防災拠点

県は、大規模災害時の救援・救護・復旧活動等の拠点や物資等の西播磨エリアの拠点として下記のとおり設定する。

所在地	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能
上郡町光都	西播磨広域防災拠点(播磨科学公園都市内)	○	○	○
赤穂市御崎	赤穂海浜公園	○	○	×

第4款 コミュニティ防災拠点

自治会を単位に組織された自主防災組織が運営する自治会館等をコミュニティ防災拠点に位置付ける。コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。市は自主防災組織による自治会館等の備蓄物資や情報通信機器の拡充を促し、必要な経費の一部を助成する。

1 コミュニティ防災拠点に必要な機能

(1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能

- ① 避難・滞留空間
- (2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- (3) 情報通信設備
 - ① 圏域内の住民への情報連絡装置（同報無線、拡声器等）
 - ② 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備（しーたん通信やラジオ、トランシーバーなど）
- (4) 対象地区内の防災活動に必要な設備
 - ① 備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
 - ② 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
- (5) 電気、飲料水等の自給自足機能
 - ① 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備
 - ② 飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸
- (6) 救急医療、高齢者・障がいのある人のケア機能との連携 など

2 施設の要件

コミュニティ防災拠点は日常的に住民が利用できる開放的な施設であることを前提とする。緊急時用の通信設備や備蓄物資、防災用資機材の収容スペースなどを備える施設が望ましい。

第5款 物資の一時集積場所

広い範囲で大規模な災害が発生した場合、調達した物資を一時的に次の施設に集積する。搬送には自衛隊や民間事業者、ボランティアなどの協力を要請し、トラックなどの車両で避難所を定期的に巡回、配布する。物資の一時集積場所は地理的に配送効率がよい場所であることや、広い屋内施設であること、トラックの駐車スペースがあることなどが望まれるため、避難所として使用していない学校体育館の活用も検討する。また、山崎スポーツセンターを物資集積センターに指定し、市内全域をトラックで巡回する手段もあるほか、小規模な災害で物資の必要量が少ない場合は、より効率的な代替施設の利用も検討する。

物資の一時集積場所（大規模災害の場合）

名称	所在地	電話番号
山崎スポーツセンター体育館	山崎町下町1	0790-62-1880
スポニックパーク一宮体育館（指定避難所）	一宮町東市場1090-3	0790-72-1331
波賀中学校体育館（指定避難所）	波賀町安賀244	0790-75-2015
千種保健福祉センター屋内運動施設	千種町室1060-1	0790-76-8600

物資の一時集積場所の代替場所（小規模災害の場合）

名称等
市役所北側公用車棟
一宮市民協働センター南側 公用車棟
波賀市民協働センター東側 公用車棟
千種市民協働センター南側 公用車棟

第6款 重要施設の防災対策

1 重要施設の登録

病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有する。

2 平時からの取組

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第6節 防災資機材の整備

本節では発災時に必要となる防災資機材の整備拡充策について定める。なお、各種資機材の保有状況は、備蓄物資とあわせ資料編に示す。

第1款 水防資機材

市は水防活動に必要な土のうや懐中電灯などの水防資機材の拡充に努める。なお、水防資機材の保管場所は、次表のとおり本庁と各市民協働センター単位に設ける。また、保有する資機材では防ぎきれない事態に備える必要もあることから、民間事業者などとの協定についても進めるものとする。

水防資機材の保管場所

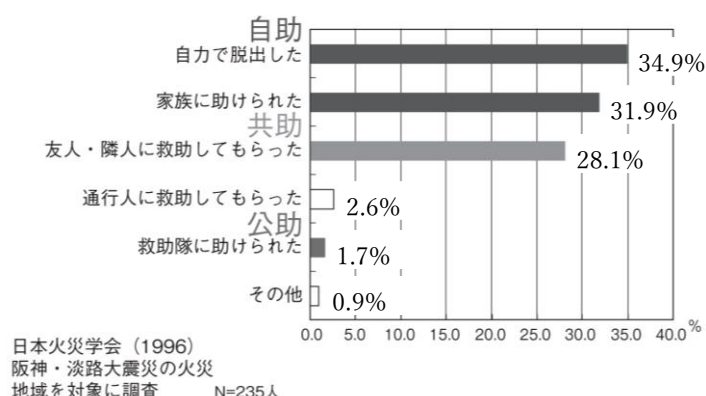
保管場所	所在地	備考
市役所 北駐車場 水防倉庫	山崎町中広瀬133番地3	
一宮市民協働センター 南側倉庫	一宮町安積1347-3	
波賀B&G海洋センター 西側倉庫	波賀町有賀29-1	
防災倉庫	千種町千草849-8	物資備蓄倉庫兼用

第2款 救助用資機材

市はチェンソーや油圧ジャッキなど、救助に要する資機材を備え、住民が発災時に活用できるよう整理点検を行う。なお、発災時に市が実施できる救助は、わずかになることが想定されることから、地域が支えあう共助の力が発揮できるよう自主防災組織や消防団の資機材拡充の支援に重点を置くものとする。

※参考

だれに助けてもらいましたか



左の図は日本火災学会が阪神・淡路大震災の後に実施した「実際に生き埋めになったり閉じ込められたりしたときに、あなたは一体だれに助けてもらいましたか」という調査の結果である。「自力で脱出した」が34.9%、「家族に助けられた」が31.9%、「友人・隣人に救助してもらった」が28.1%であった。自助による救助が約7割、共助が約3割を占める結果となった。一方で「救助隊に助けられた」は1.7%に留まっている。原因は消防能力を超える被害の大きさにあった。119番は繋がらず、また、繋がったとしても道路がガレキで寸断され、特殊車両が通行できなかった。

この調査結果は、地域で被害が発生した場合、救助に関しては自助と共助が最も重要であることを示している。

第3款 被災者用資機材

市は毛布や仮設トイレなど、被災者の生活を支援する資機材の拡充に努める。また、保有する資機材では防ぎきれない事態に備える必要もあることから、他市町や民間事業者などと結ぶ物資の協定が機能するよう平常時から連携を深めるよう努める。

第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

災害時におけるボランティア活動は、被災した住民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、関係団体との連携による活動環境の構築やボランティアの受入体制の整備に努めることが重要である。以下にボランティア活動が円滑に行われるよう平常時に取り組むべき事項を示す。

第1款 災害ボランティアの定義等

1 災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防止するため、その能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人又は団体

2 災害ボランティアの区分

(1) 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

(2) 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

第2款 ボランティア団体等との連携強化

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努める。

1 災害発生時の連絡体制の整備

災害発生時に行政機関と市社会福祉協議会、ボランティア団体が速やかに連絡をとれる体制を整備する。

2 ボランティア団体とのネットワーク整備

災害時のボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行

政機関と市社会福祉協議会、ボランティア関係団体とのネットワークを構築する。また、ボランティア団体相互のネットワーク化を支援する。

第3款 災害時のボランティア受入体制の整備

災害発生時に被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れ、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートなどを行う災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が運営し、市は同センターの設置場所の確保、運営に必要な資機材、情報等の提供を行う。

1 宍粟市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全域のボランティアニーズの総合調整を行う。

2 地域災害ボランティアセンター

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

第4款 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害時の不確実性が高い中でボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者・地域住民・行政機関とボランティア、ボランティア相互間を的確に結びつける調整役としての資質を持つ、コーディネーターが不可欠である。宍粟市社会福祉協議会やボランティア関係団体との協働により災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

第5款 災害時のボランティアに関する啓発

災害時にボランティアによる活動が有効に行われるように、災害時のボランティア活動についての理解を深める啓発活動を推進する。

第6款 ボランティア団体の支援体制等

1 宍粟市社会福祉協議会

社会福祉協議会は発災時に「宍粟市災害ボランティアセンター」を中心的に運営する。平常時は災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるように災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整や近隣市町村の社会福祉協議会との連携を図る。

2 日本赤十字社兵庫県支部

日本赤十字社兵庫県支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等の研修を通じ、災害時のボランティア活動への組織的な活動を促し、災害時のボランティア活動の中心的な役割を担える体制を整える。

第8節 備蓄、調達体制の整備

被災者の生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要がある、特に食料や飲料水、生活必需品の提供が重要となる。以下に災害時に必要な物資を確保できるよう平常時に取り組むべき事項を示す。

第1款 家庭内備蓄の推進

各家庭内においては、平時から最低でも3日分、できれば1週間程度の食料や飲料水、最低限の生活物資、医薬品のほか、血液型、病歴、通院先、保険証の写しなどの個人情報を書き記したものを事前に準備しておくことが望まれる。市は家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえてPRに努め、家庭内備蓄の促進を図る。

第2款 食料及び生活必需品の公的備蓄

市民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における最大避難者数（山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部））を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。

1 目標数量

市は、下表の区分に従って2日分の備蓄に努める。その際、1日分は現物備蓄、もう1日分は本編第3節に示す事業者との協定をふまえた流通在庫備蓄とする。

備蓄目標数量

	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
コミュニティ域又は小中学校区レベル	1人3日分※1 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分※1	2日分	1日分

※1 可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

2 品目

食料や生活必需品、は、前1款に定める備蓄のほか、本章第3節に示す協定を活用する。なお、必要とされる物資や食料は時間の経過とともに移り変わるものであるため、支援物資を募集する場合は、その担当部局と避難所を運営する部局において十分調整を行うこととする。必要とされる物資は、おおむね次のとおりである。なお、実施に当たり高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

必要とされる食料や生活必需品

被災状況	発災直後 ライフライン断絶	発災～3日目 ライフライン断絶	3～4日目 電気、水道一部復旧	5日目以降 電気、水道復旧
食料品の条件	調理不要の食品		主食＋副食品	自炊食材
食料品	アルファ米 乾パン 水 ミルク(粉・液体)	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料	カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 味噌・醤油・塩
	粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品			
医薬品	医薬品、医療器具、医療用品			
燃料等	LPガス、LPガス器具(卓上ガスコンロ)、小型エンジン発電機			
生活必需品	毛布、哺乳ビン、タオル、トイレトペーパー、生理用品、ティッシュペーパー、カイロ、軍手、ロープ、バケツ、ポリタンク、マッチ、ライター、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、ポリ袋、雨具、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、せっけん、洗面セット、紙皿、茶碗、紙コップ、箸、スプーン、文房具、防犯ブザー、ホイッスル、仮設トイレ等			

※障がいのある人等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する

3 備蓄物資の保管場所

部局	保管場所	所在地	備考
本庁	宍粟防災センター	山崎町鹿沢65-3	
一宮市民協働センター	一宮市民協働センター	一宮町安積1347-3	
波賀市民協働センター	波賀市民協働センター	波賀町上野257	
千種市民協働センター	千種市民協働センター	千種町千草168	水防資機材倉庫兼用

4 備蓄の考え方

備蓄物資の保管場所は前1で示したが、物資がより迅速に避難者の元へ届くように、次の考え方で拠点備蓄と分散備蓄を推進するものとする。

(1) 拠点備蓄・・・前1の備蓄で、市役所や市民協働センターなどの地域防災拠点に備えるもの

(2) 分散備蓄・・・指定避難所や地域の避難所に備えるもの

※コミュニティ防災拠点となる地域の避難所の備蓄は「自主防災組織育成支援事業」を活用し、自主防災組織が主体的に整備を進めるものとする。

5 備蓄物資等の調達

(1) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(2) 無人航空機の活用

交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

6 給与対象者

災害時に食料や生活必需品を提供する対象は、次表のいずれかに該当する人とする。

給与対象者

食料	生活必需品
避難所等に避難する被災者	住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
住家が被害を受け炊事ができない人	
病院やホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者	
災害応急対策に従事する人	

7 物資ごとの対象者

県の地震被害想定結果（平成21～22年）において、最も大きな被害を本市に及ぼすと想定されている山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）における避難者数から物資等の給与対象者数を算出した。なお、地震被害想定が実施された当時から本市の人口が減少しているため、人口の減少率をふまえ、令和6年4月現在の人口比率から、表「年齢・性別棟ごとの避難者数（想定）」のとおり算出した。市は、表「年齢・性別等ごとの避難者数（想定）」及び前6をふまえ、備蓄を推進する。また、市が備蓄する物資のうち、主要な品目については、表「主な備蓄ごとの対象者」を参考に、年齢や性別等の特性に応じた備蓄を推進する。なお、災害発生時に、現物備蓄が不足する市民局が発生した場合は、市役所又は他の市民局から物資の補給及び流通在庫備蓄により補うものとする。備蓄数の現況は、資料編に示す。

年齢・性別等ごとの避難者数（想定）

	①0 歳	②1～2 歳	③0～3 歳	④1、2 歳・ 80 歳～	⑤3～79 歳	⑥要介護度 3 以上	⑦10～55 歳 女性	⑧総数
宍粟市 (合計)	20	45	80	575	3,560	120	895	4,155
山崎	10	30	50	370	2,295	75	620	2,675
一宮	5	10	20	120	730	25	165	855
波賀	5	5	10	55	300	15	70	360
千種	5	5	10	45	245	10	50	295

※（注）人口減少をふまえた山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）における避難者数を令和6年4月30日現在の宍粟市住民基本台帳の市民局ごとの人口比率に按分

主な備蓄物資ごとの対象者

	品目	対象者
食料	アルファ化米	⑤3～79 歳
	お粥・にゅうめん	④1、2 歳, 80 歳～
	パン類	⑤3～79 歳
	ミルク(粉・液体)	①0 歳
	飲料水	⑧総数
生活必需品	毛布	⑧総数
	タオル	⑧総数
	トイレットペーパー	⑤3～79 歳
	ティッシュペーパー	⑧総数
	紙おむつ(乳幼児用)	③0～3 歳
	紙おむつ(大人用)	⑥要介護度 3 以上
	生理用品	⑦10～55 歳女性

第3款 応急給水

食料や生活必需品のほか、迅速に被災者へ届けなければならないのが「水」である。本款では応急給水の基準等について定める。

1 目標給水量

目標とする被災者1人当たりの給水量は、3日目までが3L、10日目までが3～20L、20日目までが20～100L、以降は速やかに施設を復旧させ、被災前の水準をめざすものとする。

1人1日当たりの目標給水量

期間	水量（1人1日当たり）	水の用途	給水方法
3日目まで	3L	飲み水	ペットボトル
4～10日	3～20L	調理、洗面	給水車
11～20日	20～100L	浴用、洗濯	仮設配管給水
21日目以降	100～被災前の水準	通常生活	各戸給水

2 給水体制

市は飲料水兼耐震性貯水槽（60 t）を宍粟防災センターに備えるほか、運搬給水に必要な給水タンクやポリ容器、給水袋などを備蓄するとともに、管路の復旧や仮設配管、臨時給水栓に要する資機材の確保体制を整える。また、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく市町間の訓練に参加し、相互応援活動が円滑に実施できるよう努める。

応急給水用資機材の保有状況

種類	数量
給水車（2.8m ³ ）	1台
ポリ容器（300L以上）	5個
ポリ容器（50L以上300L未満）	2個
ポリ容器（18L以上50L未満）	149個
ポリ袋（5L以上20L未満）	400袋

第4款 衛生物資

災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど
健康管理用資材等	非接触型体温計など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、靴カバーなど
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など

第9節 緊急輸送体制の整備

災害時には、さまざまな道路交通の混乱が予想されるが、救命救急活動や消火活動、物資の輸送などを円滑に進めるには、道路の通行を確保することが極めて重要となる。以下に道路交通を確保するために、平常時に行うべき取組を示す。

第1款 緊急輸送道路ネットワークの形成

緊急輸送道路とは、被災者の救助に必要な物資や資機材、要員を輸送する車両が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象に指定する。地域防災拠点（市役所や市民協働センター、出張所）や消防署、警察署、公立災害総合病院などを結ぶ路線と、市外と結ばれる路線を指定するものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努める。緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止し、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

1 緊急輸送道路の指定状況

県と市が指定する緊急輸送道路は次表のとおりである。なお、位置図は次項に示す。

指定者	路線名	指定区間 / 区間延長	市内区間 延長	管理者
兵庫県	中国縦貫自動車道	兵庫県内 / 117.9 km	15.0 km	西日本高速道路(株)
兵庫県	一般国道29号	姫路市林田町下伊勢～鳥取県境 / 64.7 km	49.6 km	国土交通省
兵庫県	一般国道429号	千種町西山～波賀町上野 / 16.5 km	16.5 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 宍粟新宮線	山崎町船元～たつの市新宮町新宮 / 10.2 km	3.4 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 大屋波賀線	養父市大屋町若杉～波賀町戸倉 / 3.4 km	3.4 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 宍粟下徳久線	山崎町山田～佐用町下徳久 / 22.9 km	11.7 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 若桜下三河線	千種町黒土～佐用町下三河 / 13.1 km	5.0 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 田井中広瀬線	山崎町中広瀬～山崎町山田 / 0.1 km	0.1 km	兵庫県
兵庫県	市道宝殿線	波賀町上野～波賀町上野 / 0.1 km	0.1 km	宍粟市
宍粟市	主要地方道 養父宍粟線	一宮町安積橋～一宮町新三方橋 / 9.6 km	9.6 km	兵庫県
宍粟市	一般国道429号	一宮町新三方橋～一宮町井ノ田橋 / 0.4 km	0.4 km	兵庫県

第2款 緊急交通路の事前指定

緊急交通路は、大規模な災害が発生した際には、被災地へ向かう消防や警察、自衛隊などの緊急車両の通行を円滑にするため、一般車両の通行が規制される。災害対策基本法に基づいて、県公安委員会が指定するもので、県内の指定想定路は次々頁に示す40路線、市内では中国縦貫自動車道及び国道29号が対象となる。道路管理者は、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

緊急交通路の通行には、県公安委員会が発行する「緊急」の標章が必要となる。標章は宍粟警察署へ届出を行えば交付されるが、他市町の応援などで中国縦貫自動車道及び国道29号を利用することもあることから、即時に対応できるよう通行する可能性の高い車両（防災指揮車、給水車）については事前届出を行い、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくものとする。なお、令和5年8月以前に交付された緊急通行車両等事前届出済証も有効であるため、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができる。

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

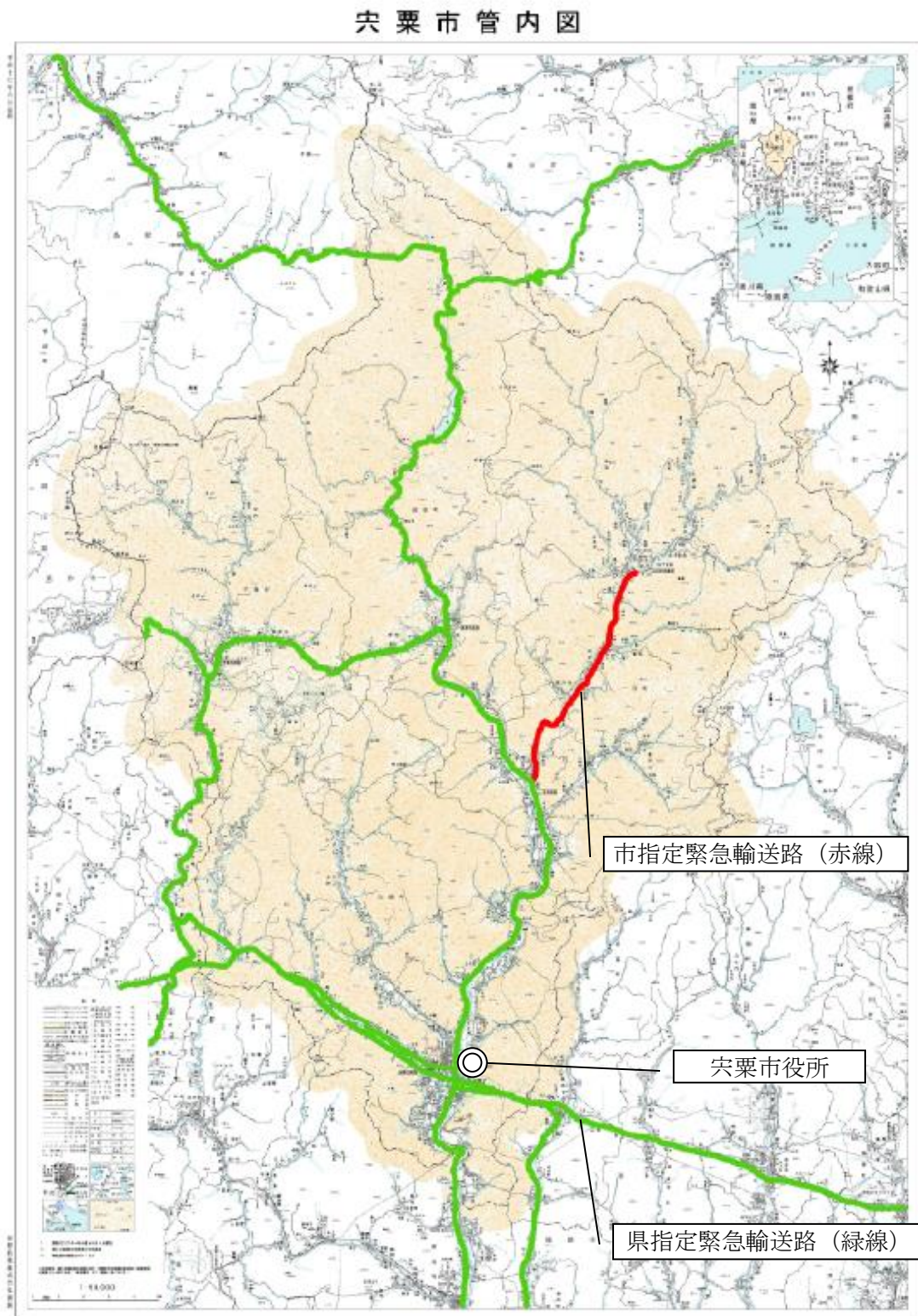
宍粟市役所所有車両の事前届出済車両

目的	車名	車番	所属
人員輸送用	トヨタ シエンタ	姫路501め3879	財務課
人員輸送用	トヨタ ノア	姫路501の4602	財務課
給水車	ミツビシ キャンター	姫路830さ1134	上下水道課
ごみ収集車	イスズ エルフ	姫路100さ9543	生活衛生課

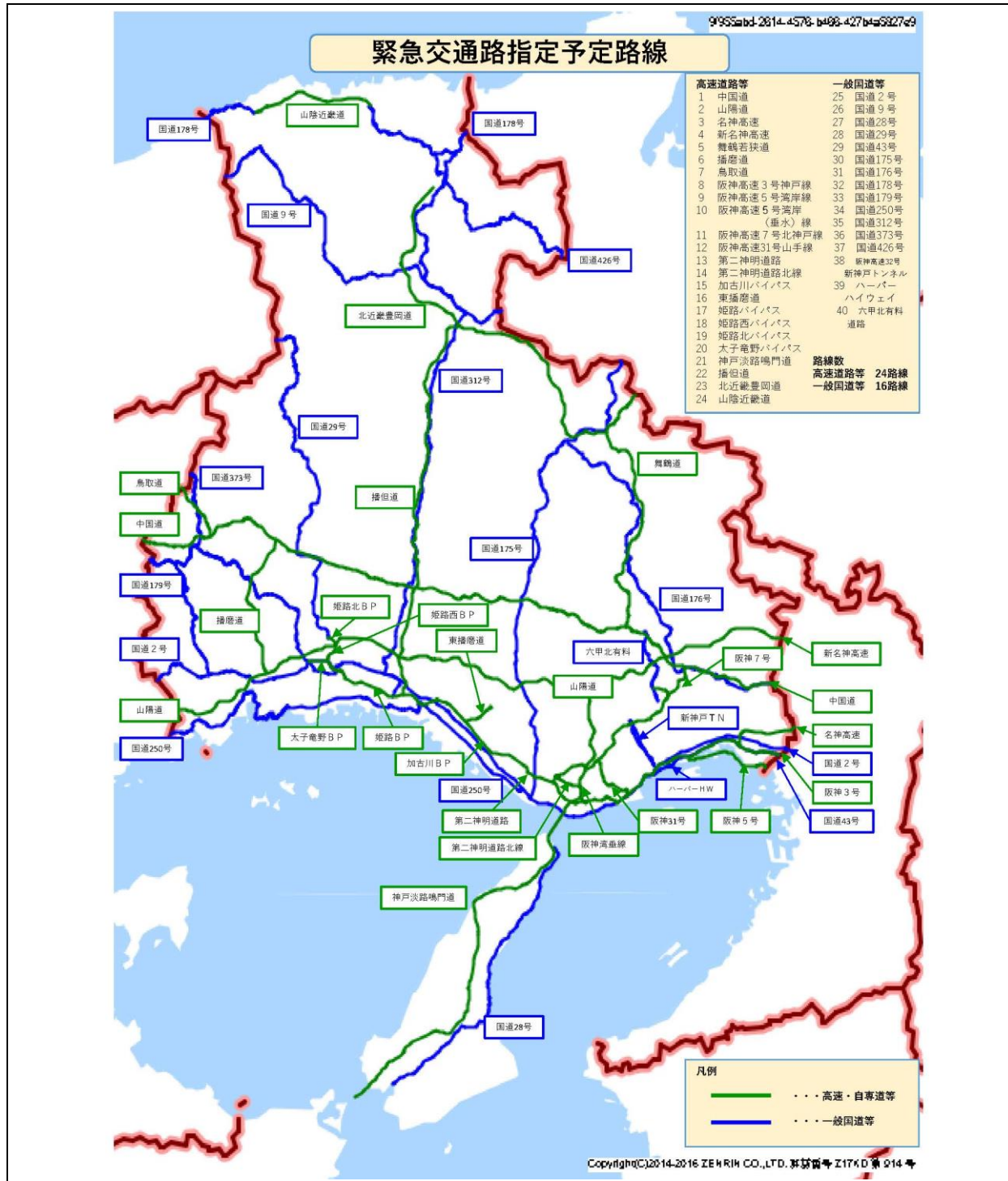
第3款 ヘリコプターの臨時離着陸場適地の活用（再掲）

緊急輸送には、第2章第5節に定めたヘリコプター臨時離着陸場適地も活用するものとする。

県、市が指定する緊急輸送道路（第1款）



兵庫県公安委員会が事前に示す緊急交通路指定予定路線（第2款）



出典：兵庫県警察ホームページ

(<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/regulation/saigai/data/rosen.pdf>)

緊急交通路の通行に必要となる「緊急」の標章（他府県の緊急交通路でも有効）



標章の諸元

- 1 A5サイズ
- 2 背景はシルバー色、記号は黄色、「緊急」と枠線は赤色、その他の文字は黒色
- 3 記号にフォログラムあり

第10節 災害医療システムの整備

災害時の医療需要に対応するため、公立宍粟総合病院の機能充実を図るとともに、宍粟市医師会との協力体制を充実させ、多数の負傷者等に対する救急医療や避難所における医療対策を想定した災害医療システムの整備に努めるものとする。

なお、災害救急医療には、助かる可能性のある人から優先して助けるという「トリアージ」の考え方が必要であるため、応急対策時に速やかに対処できるよう平常時から関係者の意識の醸成を図るものとする。

第1款 家庭内備蓄の推進（再掲）

各家庭内においては、平時から最低でも3日分、できれば1週間程度の食料や飲料水、最低限の生活物資、医薬品のほか、血液型、病歴、通院先、保険証の写しなどの個人情報を書き記したものを事前に準備しておくことが望まれる。市は家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえてPRに努め、家庭内備蓄の促進を図る。

第2款 災害対応病院の指定

市は災害時に医療活動を行う災害対応病院に、公立宍粟総合病院を指定する。発災時は災害拠点病院や兵庫県災害医療センターと連携し、傷病者の治療にあたるものとする。

第3款 公立宍粟総合病院の運営

大規模災害時には、別に定める「災害医療マニュアル」及び「BCPマニュアル」により、限られた人的物的医療資源の状況の中、傷病者に必要最小限の医療を行い診療機能が維持できるように努める。

第4款 広域医療体制の確立

災害時はライフラインの途絶などにより医療機関の能力が低下することが想定されるとともに、同時多発する傷病者への対応を余儀なくされるため、重病患者や人工透析患者などの定期的な治療を要する人への対応が困難になることも想定される。災害時に適切な医療を供給するためには、広域連携が不可欠となる。

兵庫県では、平成8年に兵庫県広域災害・救急医療情報システム(Hyogo wide area disaster, medical care information system)を導入し、平成25年7月現在、県内の医療機関353、行政28、消防49、医師会36、健康福祉事務所31などを含め計500以上の機関／組織が利用している。

このシステムは、消防本部(健康福祉事務所や医師会も要請可能)がモードを切り替えて、同時に複数の医療機関に受入要請ができることで、一度に多数(5～10名以上)の傷病者を複数の医療機関に搬送しなければならないと考えられる事案で活用している。

このシステムは、災害時にモードを切り替えることにより、厚生労働省が整備している広域災害救急医療情報システム「Emergency Medical Information System(EMIS)」に連動し、情報が登録されることにより、参加医療機関の支援依頼情報(被災状況やDMATの派遣の必要性など)と支援可能な情報(災害派遣の可能な人員や患者の受入可能な数等など)が、全国のどこからでも、インターネットに接続したPCやスマートフォンで確認することができる。

被災した医療機関や救護所へDMATの派遣が必要となった場合は、このシステムを活用し、地域医療情報センター(龍野健康福祉事務所)、医務課、災害医療センター(災害救急医療情報指令センター)に派遣要請を行う。

災害拠点病院等

二次医療圏	医療機関名	救急医療体制				
		災害拠点病院	救急救命センター	D M A T 指定病院	ドクターヘリ拠点病院	ドクターカー配備病院
神戸	兵庫県災害医療センター	○	○	○	防災ヘリ対応	○
	神戸大学医学部附属病院	○		○	防災ヘリ対応	
東播磨	県立加古川医療センター	○	○	○	○	○
中播磨	県立はりま姫路総合医療センター	○	○	○	○	○
	姫路医療センター	○		○		○
	姫路赤十字病院	○		○		
西播磨	赤穂市民病院	○		○		

- 1 災害拠点病院：建物が耐震耐火構造で、資器材等の備蓄があり自己完結できること。近接地にヘリポートの確保ができる医療機関
- 2 救急救命センター：重篤救急患者の対応として高度の診察機能を備え、専用病床を確保し24時間受入可能な医療機関
- 3 D M A T 指定病院：（Disaster Medical Assistance Team）災害急性期に活動できる機能性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームを持つ医療機関
- 4 ドクターヘリ拠点病院：播磨地域を中心に救命医療を行うことのできる救急医療専用のヘリコプターを駐機し、重篤患者等に対応する基地病院
- 5 ドクターカー配備：ドクターヘリと同様に医療機器等を搭載し、医師及び看護師が同乗し重篤患者に対応するドクターカーを配備している医療機関

第5款 災害救急医療体制の整備

市は、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。

市は、ドクターヘリコプター等の臨時離着陸場の整備や宍粟市医師会をはじめとする各医療機関と兵庫県消防防災航空隊や西はりま消防組合等と連携し、救急医療体制の協力に努める。

ドクターヘリ臨時離着陸場 全42か所（令和6年3月31日）については表1、2のとおり。

市は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

1 消防防災ヘリコプター離発着場を兼ねる（12か所）

番号	町名	県指定場所
1	山崎町	山崎スポーツセンター
2	山崎町	本多公園グラウンド
3	山崎町	かみかわ緑地公園
4	一宮町	スポニックパーク一宮
5	一宮町	伊和高等学校グラウンド
6	一宮町	家原遺跡公園「三方の里」
7	波賀町	谷 山村広場
8	波賀町	波賀総合スポーツ公園
9	波賀町	波賀市民グラウンド
10	波賀町	鹿伏くるみの里グラウンド
11	千種町	千種中学校グラウンド
12	千種町	ちくさ高原ネイチャーランド

2 ドクターヘリコプター離発着場（30か所）

番号	町名	場所	番号	町名	場所
1	山崎町	山崎西中学校	17	一宮町	はりま一宮小学校
2	山崎町	山崎南中学校	18	一宮町	一宮南中学校
3	山崎町	城下小学校	19	一宮町	県立森林大学校
4	山崎町	城の子公園	20	一宮町	旧下三方小学校
5	山崎町	中国道山崎インター	21	一宮町	御形神社駐車場
6	山崎町	河東小学校	22	一宮町	旧三方小学校
7	山崎町	山崎東中学校	23	一宮町	一宮北中学校
8	山崎町	神野小学校	24	一宮町	百千家満グラウンド
9	山崎町	神野運動公園	25	一宮町	ゲストハウス繁盛校(旧繁盛小学校)
10	山崎町	蔦沢小学校	26	波賀町	波賀小学校
11	山崎町	生涯学習センター学遊館	27	波賀町	波賀中学校
12	山崎町	中野ふれあい広場	28	波賀町	フォレストステーション波賀
13	山崎町	旧都多小学校	29	千種町	旧千種東小学校
14	山崎町	山崎西小学校	30	千種町	旧千種北小学校
15	山崎町	土万グラウンド			
16	一宮町	伊和神社駐車場			

第6款 医療救護所の設置

医療救護所は、DMATや県（DHEAT）等を受入れる拠点となるため、大規模災害時の傷病者の救助に欠かせない。できるだけ早い段階で開設する必要があることから、あらかじめ設置する場所を次のとおり想定する。

医療救護所の設置想定場所

- 1 救助が必要な地点の公共施設（山崎文化会館など）、又は公共的施設
- 2 指定避難所

第11節 家屋被害認定士制度の整備

本節では、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士の育成や、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備について定める。

第1款 家屋被害認定士

- 1 家屋被害認定士の役割
 - (1) 災害時に市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
 - (2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
 - (3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な研修・訓練を行う。
- 2 被害調査の判定方法の統一化
市は、県と協力して、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化を図る。
- 3 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備
市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第2款 被災宅地危険度判定制度

- 1 判定資機材の備蓄
市は、県と分担し、実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

- 2 実施計画
 - (1) 実施主体
市は、危険度判定を実施する場合は、被災宅地危険度判定業務実施マニュアル第2章（実施本部の業務）に基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。
 - (2) 対象
地震又は豪雨により被災した宅地を対象とする。
 - (3) 実施方法
実施本部、支援本部、宅地判定士は、実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制を執り、危険度判定を実施する。
 - (4) 判定結果の活用
判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

第12節 廃棄物対策の充実

本節では、廃棄物対策の備えについて定める。

第1款 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記する。

計画内容としての必須の事項

目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの設置計画・管理計画、住民への広報

第2款 応援体制の整備

1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

市及び県は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備する。

2 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市が負担する。

第13節 要配慮者対策への備え

本節では、介護を要する高齢者や障がいのある人、難病を患う人など、避難行動にハンデキャップのある要配慮者対策への平常時の備えを定める。

第1款 要配慮者対策の方針

要配慮者に関する支援は、家族などによる自助と地域の共助が中心的な役割を果たすものとする。市は避難情報を発令するとともに、要配慮者と避難支援等関係者までの伝達体制の整備を図る。また、自宅で生活をする要配慮者のうち、自力で避難することが困難な要配慮者を「避難行動要支援者」と位置づけ、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の避難支援体制の強化を図る。

1 要配慮者と避難行動要支援者の定義

要配慮者とは適切な避難行動を自力で行うことが困難な人のことで、一般的には高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、日本語に不慣れな外国人などのことをいう。一方で避難行動要支援者とは前述の要配慮者のうち、医療機関や家族の介助を受けている人など日常的にだれかの支援がある人を除いた人をいう。市は真に支援を要する避難行動要支援者を次のとおり定義し、重点的に避難対策にあたる。

市が定義する「避難行動要支援者」

- 生活の基盤が自宅にあり、避難時に支援を要する次の（1）～（6）の人
- （1）要介護認定3～5
 - （2）身体障がい者手帳1、2級
 - （3）療育手帳A
 - （4）精神障がい者保健福祉手帳1級
 - （5）難病認定者（県から情報提供がある人）
 - （6）市又は自主防災組織などが支援の必要性を認める人

2 市が担う支援対策

市は次の対策を通常の業務に位置付け、各部局において対策の実施に備える。

対策順	市の対策部	支援内容
1	市長公室	避難情報（高齢者等避難）の発表に関する体制整備
2	市長公室 健康福祉部 総務部	要配慮者や要配慮者利用施設等と避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備
3	健康福祉部	避難行動要支援者の特定と情報提供を行うための本人同意の取得及び同意を得た個人情報の事前提供
4	市長公室 健康福祉部	発災時における同意を得られない個人情報の提供に関する体制整備
5	健康福祉部	避難行動要支援者の安否確認のための体制整備
6	健康福祉部	共助による支援が届かない要配慮者に対する緊急措置に関する体制整備
7	教育委員会事務局	要配慮者の避難生活支援に対する避難所運営のための体制整備
8	市長公室 各市民局まちづくり推進課	平時から市としての自主防災組織への啓発

3 自主防災組織や消防団などの共助が担う支援対策

- (1) 市が提供する避難行動要支援者の避難行動支援と生活支援
- (2) 自主防災組織が把握する要配慮者の避難行動支援と生活支援

第2款 避難行動要支援者名簿の整備

1 個人情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、本人の同意を得て、名簿情報を提供する。ただし、本人に同意を求めた場合において、本人による不同意の意思表示が明示されなかったときは、本人の同意を得たものとして取り扱う。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意なく名簿情報を提供する。新たに避難行動要支援者の定義に該当する人には、それぞれの申請手続き時などに説明の上、同意を得るものとする。個人情報を提供する避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。

避難支援等関係者

- (1) 自主防災組織
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 西はりま消防組合宍粟消防署
- (4) 宍粟警察署
- (5) 宍粟市社会福祉協議会

なお、個人情報を扱う避難行動要支援者名簿の信頼性を高めることが、情報の共有化を進めることにつながることから、提供先には個人情報の保護に関する法律及び宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例を周知する。

2 共有すべき個人情報の種類

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号、FAX番号、電子メールアドレス
- (6) 心身の状況や必要な支援の内容

3 避難行動要支援者名簿の更新と管理

市は適宜、避難行動要支援者名簿の確認作業を実施するとともに、登録情報の更新を行う。
また、避難行動について、避難行動要支援者と避難支援等関係者の理解を深める取組を進める。

なお、避難行動要支援者名簿は避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理を徹底する。

第3款 個別避難計画の整備

市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことをふまえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、個別避難計画を作成・共有するなど地域における支援体制の整備に努める。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

1 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成方法は、避難行動要支援者やその家族などが自ら作成する方法（以下「セルフプラン方式」という。）と市や自主防災組織などが避難行動要支援者等とともに作成する方法とがある。人工呼吸器や酸素供給装置などを利用する難病患者等に対しては、消防署や病院など関係する機関と連携し、避難支援等関係者とともに病院等への搬送方法などを具体化する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

2 個人情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得て、個別避難計画情報を提供する。

3 共有すべき個人情報の種類

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号、FAX番号、電子メールアドレス
- (6) 心身の状況や必要な支援の内容
- (7) 住居の状況
- (8) 避難支援等関係者の連絡先
- (9) 緊急時の家族・親族などの連絡先
- (10) 避難ルート
- (11) その他避難行動に必要な事項

4 避難行動完了までの目標時間

避難行動の迅速化に努めるため、次の経過時間を基準に計画を作成する。

- (1) 高齢者等避難の発令から20分…避難行動要支援者と避難支援等関係者が避難行動を開始
- (2) 〃 の発令から90分…避難行動完了

5 個別避難計画の更新と管理

市は適宜、個別避難計画の確認作業を実施するとともに、登録情報の更新を行う。また、避難行動について、避難行動要支援者と避難支援等関係者の理解を深める取組を進める。

なお、個別避難計画は避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理を徹底する。

6 個別避難計画の活用

市は発災時、避難支援等関係者や自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の避難行動を確認する。また、避難所での安否確認や避難所生活の支援にも、個別避難計画を活用するものとする。

平常時は避難支援体制の整備に向けた取組に活用するとともに、ハザードマップや避難場所を地図情報（GISを含む）と組み合わせ、現状の課題を視覚的に把握するよう努める。災害時には限られた人員を効果的に投入し、戦略的な避難支援を実施できるように常に整理を行う。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の意義、あり方を市長公室が中心となって自主防災組織や自治会などの地域の関係者に説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は、避難しようとしている人を支援するものであり、支援者本人が、想定される災害の状況を正しく認識し、避難が必要であることや無事に避難し得ること等の理解は、個人情報提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、1人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者は、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難の実施において負傷等があった場合は、災害対策基本法に基づく補償の対象となる。

8 訓練・研修の実施

要配慮者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者支援に必要な人材の育成に努める。

自主防災組織等は、個別避難計画に基づく防災訓練等に取り組む。

第4款 情報伝達体制の整備

市は平常時から避難行動要支援者の安否確認や緊急措置などの対策を実施するため、連絡体制の確立に努める。

1 市と地域の連絡体制

市の連絡窓口は健康福祉部が担い、地域の連絡窓口は①避難支援等関係者、②民生委員・児童委員、③自主防災組織の連絡員、④自主防災組織の会長が担うものとする。

不在者を想定し複数のルートを設けるが、状況に応じて一部の構成員に過度な負担をかけないよう配慮する必要がある。特に自主防災組織の会長は避難行動を総括する立場にあるため、

できるだけ①避難支援等関係者、若しくは②民生委員・児童委員を優先する。

2 市と福祉関係者との連携

平常時から要配慮者と接する社会福祉協議会や民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員、障がい者団体等の福祉関係者と、健康福祉部担当者並びに防災担当者が連携を深める。

市は、これらの関係者が集まる連携会議が必要と認める場合に開催するものとする。

また、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

3 避難情報の伝達

要配慮者や要配慮者利用施設等に避難情報が確実に届くように、複数の媒体を活用し情報を発信する。また、これらの手段が避難行動要支援者に活用されるよう、その啓発に努める。

要配慮者利用施設等においては、毎年5月までに関係部局と施設名簿の更新作業を行い、避難情報等の一斉FAXの送信に備える。

(1) 聴覚に障がいのある人への伝達手段

- ① しそう防災ネット電子メール
- ② ホームページ
- ③ 市公式SNS
- ④ テレビ放送
- ⑤ FAX

(2) 視覚に障がいのある人への伝達手段

- ① しーたん通信
- ② しそう防災ネット電子メール（メール読み上げ機能のあるパソコンや、携帯電話などの端末）

(3) 日本語があまり理解できない外国人への伝達手段

- ① ひょうごEネット電子メール及びスマートフォンアプリ（英語・韓国語・ベトナム語・中国語（簡体字・繁体字）・ポルトガル語・フランス語・ドイツ語・インドネシア語・イタリア語・スペイン語・タイ語）
- ② コミュニティFM、FM放送

(4) 要配慮者の安否確認に活用できる手段

- ① 災害用伝言ダイヤル「171」
- ② 災害用伝言板サービス、災害用伝言板（web171）（携帯電話を使用した安否確認サービス）



第5款 避難所における支援

本款では、避難所を開設してから市が実施すべき要配慮者の対策を定める。

1 避難所における要配慮者支援の方針

避難所のスペースや支援物資が限られた状況においては、介助者の有無や障がいの種類、程度などに応じて優先順位を決める。高齢者や障がいのある人などの枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応するものとする。

2 健康福祉部の避難所における支援

(1) 通常の避難所における支援

健康福祉部は指定避難所の避難者名簿などから安否確認を進め、確認できない避難行動要支援者を救助する手立てを講ずる。また、避難所の運営にあたる教育委員会事務局と連携し、要配慮者に対する生活支援を行う。保健師などからなる支援班を編成し、要配慮者のニーズに対応するものとする。

(2) 福祉避難所の開設支援

福祉避難所とは、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、福祉避難所を設置した場合、おおむね要配慮者10人に1

人の生活相談職員（生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）の配置、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器などの器物、紙おむつ、ストマ用装具などに要する費用の国庫負担を受けることができる。

福祉避難所は、施設がバリアフリーで生活相談職員の確保が比較的容易である「市保健福祉センター」等を活用する。また、適切な場所に施設がない場合は、民間の旅館、ホテルなどの借り上げや、応急的措置として特別教室や保健室など、一般の居住区画とは別の部屋を「福祉避難室」として対応するよう教育委員会事務局に要請する。

なお、介護保険関係施設の要配慮者の受入れには限界があるが、事業者と協定を結ぶなど、災害時に要配慮者の緊急入所ができるよう平常時の連携に努める。

（３）広域応援（派遣）職員の効果的な活用

避難所での要配慮者に対する医師や保健師、福祉関係者などの果たす役割は大きい。広域的な応援が必要と判断される場合は、直ちに災害対策本部を通じて県や協定締結市町に応援を要請する。避難所では派遣された保健師などを積極的に活用するとともに、効率的かつ効果的な活動が実施できるように、派遣された職員と十分な調整を行う。また、応援する側の市町へは、次の体制をとるよう要請する。なお、本市が応援する側である場合もまた同様の体制をとるものとする。

- ① 関係者の情報共有や支援活動の調整を担当する職員を確保すること
- ② 直接的な支援活動をする職員の後方支援（自らの衣食住、支援活動に必要な資機材の確保など）を担当する職員を確保すること
- ③ 基本的に１週間以上の活動期間とすること
- ④ 派遣された職員に過度の負担がかからないようローテーション勤務を実施すること
- ⑤ 派遣された職員は活動記録などによりスムーズな交替が実施できるよう努めること

（４）連携の構築

被災地には広域的な行政の応援やボランティアなど、さまざまな人的物的資源が集結する。これら関係者と積極的に情報を共有し、効率的かつ効果的な支援活動を実施することが重要となる。このため、「要配慮者避難支援連絡会議」を適宜開催し、各支援活動の実施状況や人的物的資源の状況、要配慮者ニーズの共有化を図る。関係機関などは、支援活動の状況把握や調整を担当できる職員を派遣する。なお、必要な場合は、要配慮者の支援に携わる派遣職員やボランティアからの相談に応じる「要配慮者支援センター」の設置を検討する。

３ 教育委員会事務局の避難所における支援

教育委員会事務局は、要配慮者の避難所での生活を守るため、施設の段差の解消や手すりの設置、トイレの洋式化などを進めるものとする。そのほか、自主防災組織や福祉関係者、避難支援等関係者の協力を得つつ、支援を要する高齢者や妊産婦、乳幼児などのニーズ（介護職員、手話通訳、要約筆記、マット、畳、段ボールベッド、毛布など）を把握し、必要な対策を災害対策本部へ要請するとともに、独自に対応できる対策を実施する。なお、要配慮者用の避難所として開設する福祉避難所（健康福祉部）が開設されない場合は、一般の居住区画とは別の和室などに「福祉避難室」を設け、要配慮者の生活の場を確保する。

第14節 要配慮者利用施設の避難確保対策

第1款 要配慮者利用施設の管理者等の義務

資料編に掲載している要配慮者利用施設で、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に設置されている施設の管理者等は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2により、災害が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。また、浸水想定区域外又は土砂災害警戒区域外に設置されている要配慮者利用施設についても、起こりうる災害を想定して、避難確保計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の策定及び訓練の実施について必要な助言又は勧告を行うものとする。

第2款 要配慮者利用施設への連絡体制の充実

市は、要配慮者利用施設と災害時の情報伝達体制の整備をし、定期的に確認を行うものとする。

第15節 避難行動のあり方と避難所の選定

避難とは安全な場所に退避し、難を逃れることである。避難路が安全かどうかを事前に確認せず避難所へ向かうのは、望ましい行動であるとはいえない。住民は自助の精神に基づき、「自らの命は自ら守る」を実践し、より安全な避難行動を選択することが大切である。平時から一時（いつとき）避難場所と指定避難所、避難経路を検討、把握しておく必要がある。市はできる限り正確で迅速な避難情報の伝達に努めるとともに、市が定義する要配慮者の避難支援にあたる。

また、避難に関する体制整備に当たっては、災害が重複して発生し得ることを考慮するとともに、地域の特性に応じた避難施設の確保や、避難路等の整備の推進に努める。

本節では市が平常時に周知すべき避難行動のあり方と、指定避難所の設定方針などを定める。

第1款 避難行動のあり方

市は避難行動に必要な次の考え方を広報紙や、職員出前講座などの機会に周知し、自助を促すものとする。また、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、住民の避難意識の向上を図る。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、第3編から第5編の応急対策に示すとおり、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

- 1 あらかじめ自らの一時避難場所と指定避難所、安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、避難経路を把握し、安全な避難行動を選択する。市内での避難が困難な場合、広域避難を検討する。
- 2 防災災害情報を幅広く収集する。
- 3 あらかじめ警戒レベルに応じた避難のタイミングを検討しておく。なお、家屋が流出したり、浸水したりするおそれがある地域の人は早めの避難を心がける。
- 4 自助による避難が困難な人は、自主防災組織や隣保、消防団などに、あらかじめ支援を要請する。
- 5 予定する避難場所へたどり着くことが困難な場合は、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認してから避難場所に向かう。
- 6 浸水深が50 c m(膝上)を上回る場合の避難は大変危険である。流速が早い場合は浸水深が20 c m程度であっても歩行が困難である。また、浸水深が10 c m程度であってもマンホールや用水路の位置が分からず危険である。逃げ遅れた場合は、自宅が河川から離れており

浸水想定深が3m未満であれば、洪水流を避け自宅の2階以上に垂直避難を行う。

- 7 洪水や土砂災害の危険がある場合、避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではない。一時的に頑丈な建物の2階以上へ逃れ、安全を確認した後、避難場所へ向かう。
- 8 自動車は浸水深が20cm程度でコンピュータが冠水し停止するおそれがある。また、ドアが水圧で開かず、脱出できないこともあることから、自動車での避難はできる限り避ける。
- 9 避難行動の妨げにならないよう非常持出品（懐中電灯、貴重品、食料、衣料、日用品、常備薬、お薬手帳など）はリュックサックなどで携行する。

第2款 避難所の選定

市は、学校や市管理施設等の公共的施設を対象に収容人員や災害に対する安全性等を考慮し、あらかじめ指定避難所及び指定緊急避難場所を選定する。指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図り、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。ただし、被害程度や避難者の状況に応じて、コミュニティ防災拠点（自治会館等）や民間施設を指定避難所として新たに指定できるものとする。避難生活を余儀なくされる被災者の立場を考慮し、柔軟に避難所の事後指定を行うものとする。

1 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づき指定する指定緊急避難場所は、災害からの危険を回避するために、災害の危険が及ばない場所又は施設を市が指定する。市は小中学校の校舎や運動場、市所有の公園、野球場を中心に指定緊急避難場所と位置付ける。

ただし、住民は安全な避難行動を自ら事前に検討し、市が指定する避難所にこだわることなく発災時には一時的に避難できる場所（近隣の頑丈な住宅や鉄筋コンクリート造の施設など）を把握するよう努める。なお、指定緊急避難場所の具体は第3編から第5編の各応急対策計画に示す。

また、必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

2 指定避難所

災害対策基本法第49条の7に基づき指定する指定避難所は、一時的に危険を回避するために、また避難生活が長期にわたる場合は生活の拠点になる場所となる。市は小中学校を中心に指定避難所と位置付け、担当職員を配置し運営を行う。指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。ただし、住民は安全な避難行動を自ら事前に検討し、市が指定する避難所にこだわることなく発災時には一時的に避難できる場所（近隣の頑丈な住宅や鉄筋コンクリート造の施設など）を把握するよう努める。なお、指定避難所の具体は第3編から第5編の各応急対策計画に示す。

（1）広域避難及び広域一時滞在への配慮

指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になり得ることについてあらかじめ同意を得るよう努める。

大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（2）自動車避難対策

自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情をふまえ、自動車避難又は車中泊避難を受入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、

地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(3) 学校の指定における留意点

学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市（危機管理課）は十分協議し、「学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。

(4) 感染症対策

避難所において、新型インフルエンザ等感染症（指定感染症及び新感染症を含む）の感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から危機管理課と健康福祉部が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。これらのことが円滑に行えるよう平常時から関係機関との調整に努めるものとする。

3 福祉避難所と福祉避難室

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者や障がいのある人などの要配慮者の避難生活が円滑に送られるよう市は、事前に旧町ごとの保健福祉圏域を単位に1か所以上の福祉避難所を設定する。また、まさに災害が起ころうとしている時点では、各指定避難所に福祉避難室を設け、要配慮者を支援する。なお、福祉避難所の具体は第3編から第5編の各応急対策計画に示す。

(1) 相談体制及び情報伝達体制の整備

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(2) 受入対象者の公示

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

福祉避難所で受入れべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第3款 在宅避難者対策

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

第4款 避難者の受入れ

住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

第5款 避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておく。また、避難所開設期間が7日を超えることも想定し避難所管理・運営体制を整備することとする。

第6款 施設、設備の整備

- 1 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。
- 2 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、衛星携帯電話・衛星通信を活用し

たインターネット機器等の情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図る。

- 3 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性の視点にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- 4 過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況をふまえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- 5 平常時から、井戸や給水タンクの整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく

第7款 避難所運営組織の育成

- 1 自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。
- 2 自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を把握するよう努める。
- 3 災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

第8款 避難所運営マニュアルの作成

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

避難所管理運営指針（兵庫県 平成25年版）の主な内容

基本方針	避難所の目的、機能、対象者 等
一般避難所	避難所指定方針 管理運営体制の整備 避難所の施設・設備、備蓄、通信手段 避難所不足への対応 管理責任者の配置と役割 避難者・避難所の情報管理、要配慮者の保護 食料・生活物資等の提供 女性及び要配慮者等への配慮 健康、衛生環境、広報、相談対応 等
福祉避難所	福祉避難所の目的、機能、対象者 福祉避難所の指定 必要な施設設備、物資・器材、人材 社会福祉施設、医療機関等との連携 運営体制の確保 等

第9款 感染症に対応した適切な避難対策

県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。また、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映する。

新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン（兵庫県 令和2年6月策定、令和5年5月改定）の主な内容

フェーズ0	事前準備 ・感染対策を考慮した収容人員の確認 ・十分な避難所数の確保 ・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保 ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 ・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知
フェーズ1	避難 ・適切な避難先の提示 ・避難情報発令時の留意事項
フェーズ2	避難所開設・受入れ・運営 ・避難所の開設 ・避難所の受入れ ・避難所運営
フェーズ3	避難所解消

第10款 避難情報の発令対策

避難情報を発令する際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第16節 水防対策等の充実

本節では、水災による被害の軽減を図るため、水防対策について定める。

第1款 雨水出水浸水想定区域の指定・公表

市長は、水防法に基づく、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。

第2款 要配慮者利用施設に対する対応

市は、浸水想定区域内に位置している施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

浸水想定区域内に所在する高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者利用施設は、自衛水防組織を設置するよう努め、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。（水防法第15条の3）

市は対象となる施設が自衛水防組織の設置を行う場合には、アドバイスなどの協力を行う。なお、要配慮者利用施設一覧については、資料編に示す。

第3款 住民への周知

浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布する。なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。また、避難場所、避難経路の総点検を行い、必要に応じてハザードマップの修正等を行う。

第4章 住民参加による防災力の向上

平成21年台風第9号及び平成30年7月豪雨による災害は、私たちに改めて自助と共助の必要性を認識させた。また、東日本大震災では、大堤防などの構造物に頼る防災にも限界があることが分かった。いま、私たちには、減災の考え方を主軸に災害から逃れ被害を軽減する工夫と行動が求められている。防災や減災の知識は、一部の専門家が知っていればよいものではなく、広く住民に根付くものでなければならない。

市は、平成21年に宍粟市が台風第9号で被災した8月9日と平成7年に阪神・淡路大震災が発生した1月17日を各家庭において防災や減災について話し合う機会として「家族防災会議の日」に制定した。

本章では、自助と共助がめざす「減災」について、取り組むべき活動を定める。

第1節 防災知識の普及

住民や職員が備えるべき防災に関する知識とその普及方法を以下に示す。

第1款 住民が備えるべき事項

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という自助の精神を基本に、家庭や地域、職場などで減災への取組を行うよう促し、自主防災思想の普及と徹底を図る。なお、市が周知すべき事項とその手段は次に示すとおりである。

1 周知が必要な事項

- (1) 本地域防災計画の概要
- (2) 地域防災の担い手となる「防災士」資格の取得と育成
- (3) 「自主防災マップ」と「わがまち防災ファイル」の作成
- (4) 自助と共助による減災力の向上と危機意識の醸成
- (5) 第3章第13節に示す避難行動のあり方
- (6) 次表に掲げる住民が備えるべき心得
- (7) 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進

平常時の心得	災害発生時の心得
① 地域の災害危険度の把握 ② 住宅の耐震性の確保と家具類の固定 ③ 家族の連絡体制の確保（災害用伝言ダイヤルや伝言板の活用） ④ 火災の予防 ⑤ 救急救命措置の習得（救急救命講習） ⑥ 避難路と避難場所の把握 ⑦ 食料や飲料水、物資の備蓄（最低3日分、できれば1週間程度） ⑧ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食など） ⑨ 自主防災組織の拡充 ⑩ 要配慮者への避難支援対策 ⑪ ボランティア活動への参加など	① テレビやラジオなどによる情報の収集 ② 自らの命を守る行動 ③ 出火防止と初期消火 ④ 要配慮者の避難支援 ⑤ 避難誘導 ⑥ 安否確認 ⑦ 救助活動 ⑧ 自宅と周辺地域の被災状況の把握 ⑨ 避難所での活動 ⑩ 自主防災組織での活動 ⑪ 自動車運転中や旅行中の対応など ⑫ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみ に照らした危険性の判断、自身は被害にあわ ないという思い込み（正常性バイアス）の克服 ⑬ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許さ れない」意識の徹底

2 周知の方法

- (1) 職員出前講座等の活用
- (2) 宍粟防災センターの活用
- (3) 広報紙や印刷物による普及
- (4) 広報車の巡回による普及

- (5) しそうチャンネルによる普及
- (6) 映画やビデオによる普及
- (7) 標語、図面、作文等の募集による普及

第2款 職員が習熟すべき事項

職員は防災担当者であるなしに関わらず、次の防災知識の習得に努めるものとする。また、それぞれの業務を通じて関わる応急対策の対応能力を磨くとともに、対策部ごとに必要な業務を整理した職員初動マニュアルの充実化に取り組むものとする。

- 1 市の防災体制と防災上処理すべき業務
- 2 災害発生時の配備計画とそれぞれが分担する任務
- 3 各関係機関等との連絡体制と情報収集伝達活動
- 4 関係法令の運用
- 5 災害発生原因についての知識
- 6 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等
- 7 その他

第3款 児童生徒に対する防災教育

学校の教育活動を通じて過去の災害での教訓を伝えるとともに、次の知識を身に付けさせるために地域の実情に即した防災教育を行う。

- 1 災害の種類や原因、必要な対策をとりあげ、防災知識の向上を図る。
- 2 防災訓練を実施し、初期消火や避難行動を習得させる。
- 3 防災施設や防災関係の催しなどでの体験学習を通じて、災害の脅威と減災の必要性などを学習するとともに、災害に対する平常時の心得や災害時に必要な行動などについて指導する。
- 4 パンフレットの配布やポスターの掲示、啓発ビデオの上映などにより意識の啓発を行うとともに、防災に関する図画、作文などにも取り組み、防災意識の向上に努める。
- 5 ボランティアの理念について習得を図るとともに、実践活動に取り組む。
- 6 防災教育実施ボランティア団体の活動を推進するために関係機関との調整を行う。

第2節 自主防災組織の育成

消防団とともに共助の中核的役割を担うのが自主防災組織である。第3章第6節にも示したが、行政が担う公助の力は、まさに災害が起ころうとしている時点では有効な救助手段とはならない。災害時に最も身近にある地域での助け合いが、減災には不可欠であることから地域住民の防災意識の向上と促進活動を図る。本節では、地域を単位とする自主防災組織の活動内容について定める。

第1款 実施機関

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実化を図る。共助の中核を担う自主防災組織の育成は、市の最重要防災対策の一つであり、その育成の度合いが減災力そのものであると認識しており、自主防災組織が自ら行う救助資機材や情報関連機器の整備事業に対して、宍粟市自主防災組織育成支援事業補助金を支給している。住民は災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織の活動に積極的に参加し、自らの地域の減災に寄与するよう努めるものとする。

第2款 自主防災組織の取組

自主防災組織が取り組むべき活動内容は、次に示すとおりである。

1 組織の結成

自主的な防災活動を行うには、住民同士が連帯感に基づいて活動することが必要なことから、自主防災組織は自治会を1つの単位として組織するものとする。ただし、過疎化の著しい地域については、この限りではない。

2 活動計画の作成

自主防災組織は、それぞれの規模や態様に応じて規約と活動計画を定め活動するものとする。なお、計画に盛り込むべき事項は次のとおりである。

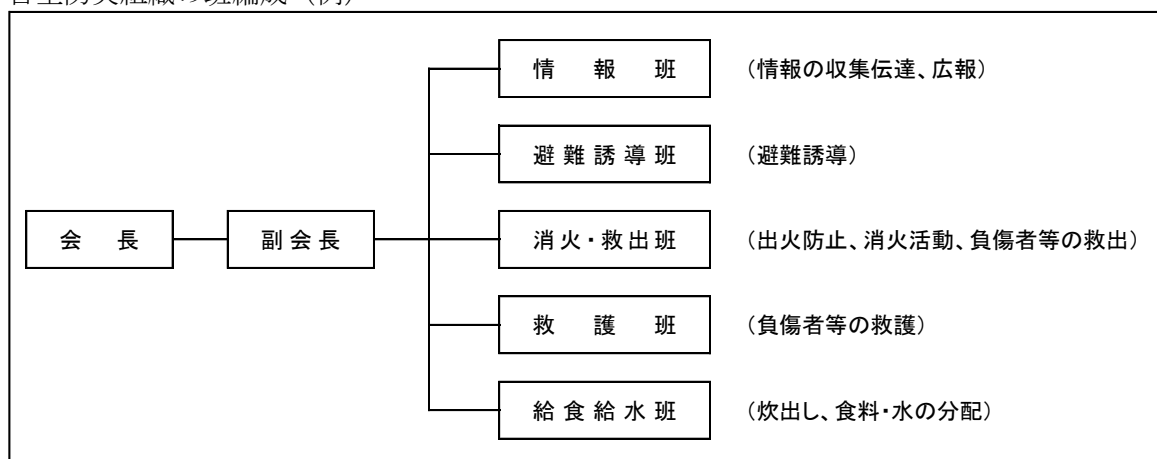
- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）
- (6) 救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難路、避難場所、避難所の運営協力等）
- (8) 給食・給水に関すること（食料、飲料水の確保、炊き出し等）
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）

3 組織の編成

組織は会長、副会長、情報班、避難誘導班、消火・救出班、救護班、給食給水班など、おおむね次図に掲げる例を参考に編成する。これにとらわれず、隣保ごとに細分化して班編成を行うことも考えられる。なお、組織編成に当たっては、次の（１）～（４）に留意するとともに、地元消防団との連携手段についてもあらかじめ定める必要がある。

- (1) 女性や若者の参加と昼と夜、いずれの場合でも活動に支障がないよう組織を編成する。
- (2) 水害や土砂災害の危険性が高い地区は、水防班やがけ地巡視班などを設ける。
- (3) 地域内の事業所の自衛消防組織や従業員についても、一定の役割を担える場合は、その役割を位置付ける。
- (4) 活動班員には地域の専門家や経験者を配置し、組織の活動に実効性をもたせる。

自主防災組織の班編成（例）



各班の活動内容

役割	平常時	災害時
本部	1 年間活動計画や予算、決算の作成 2 市や防災機関との協力体制作り 3 役員会等の開催	1 各班の指揮監督 2 被害状況の把握 3 市や防災機関との相互連絡
情報班 (連絡員)	1 広報活動 2 被災状況の把握方法の研究 3 市や防災機関との伝達方法の検討	1 広報活動 2 被害状況の把握と集約 3 市や防災機関との相互連絡
避難誘導班	1 避難経路や一時避難場所の安全点検 2 地域内の危険箇所の調査と安全対策 3 避難所運営方法の研究	1 避難経路の安全確認と決定 2 避難誘導と避難途上の安全確保 3 避難所の運営
消火・救出班	1 消火器材の操作習熟 2 資機材の保守点検 3 消火訓練の実施 4 消防団との連携調整 5 負傷者等の救出方法の検討	1 初期消火 2 消防署と消防団の後方支援 3 負傷者等の救出
救護班	1 要配慮者の情報収集と支援方法の検討 2 負傷者等の搬送方法の検討	1 要配慮者の支援 2 負傷者等の医療機関への搬送 3 負傷者等の状況把握
給食給水班	1 給食給水、救援物資の配布方法の研究 2 炊き出し・給水用資機材の保守点検	1 水、食料の確保 2 救援物資の配布 3 炊き出しの実施

4 備蓄の推進

自主防災組織は地域の中核組織として、次の資機材を備えるものとする。なお、資機材の整備に当たっては、市の支援制度を活用するものとする。

自主防災組織が備えるべき資機材

区分	内容
初期消火用資器材	可搬式散水装置、街頭用消火器格納箱、街頭用消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、消防用ホース、筒先、消火栓用キーハンドル、可搬式消防ポンプ、その他初期消火活動に必要な資器材
救助用資機材	発電機、投光器、チェンソー、はしご、救命ロープ、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、リヤカー、防災井戸、担架、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）、その他救護活動に必要な資機材
水防用資機材	土のう袋、鉄杭、救命胴衣、その他水防活動に必要な資機材
避難誘導用資機材	警笛、旗、腕章、ヘルメット、拡声器、その他避難誘導に必要な資機材
情報通信用資器材	携帯用無線通信機、携帯用ラジオ、その他情報通信に必要な資器材
感染症対策用資機材	間仕切り、段ボールベッド、その他感染症対策に必要な資機材
保管用施設	上記防災資機材の保管用格納庫

5 わがまち防災ファイルの作成

自主防災組織は、組織表や資機材台帳、人材台帳、要配慮者台帳などを整理するために、市が進める「わがまち防災ファイル」の作成に取り組むものとする。

6 自主防災マップの作成

自主防災組織は、避難経路や避難場所、危険箇所などを把握するために、「まち中歩き」を実践し、自主防災マップにその成果をまとめるものとする。

7 防災訓練の実施

自主防災組織は次表を参考に、地区ごとに予想される災害に対応した訓練を実施する。また、市が実施する総合防災訓練にも積極的に参加するものとする。

自主防災組織が実施すべき訓練の例示

災害種別	訓練内容
火災	消火器や消火栓、可搬ポンプなどの取扱い訓練、避難訓練など
水害	水防訓練、避難訓練など
土砂災害	避難訓練など
地震	倒壊家屋からの救出訓練など
その他	要配慮者の参加する避難誘導訓練 負傷者の手当と救命訓練 給食給水訓練

8 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築など地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。（災害対策基本法第42条の2）

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

9 フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済）の活用

フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済）は、兵庫県が条例に基づき実施する信頼性の高い制度である。この制度は阪神淡路大震災の教訓「助け合い（共助）」の精神に基づき考案され、平成17年9月に創設されたもので、地震保険、その他共済に加入していても給付される。平成21年台風第9号による災害では、創設以来初の給付金が支給された。市内では13戸に計1,250万円（平成24年11月末時点）が給付され、復興への大きな力となった。自主防災組織は、この制度の趣旨を広め加入を促進する。また、市は自助の一助となる本制度への加入を促進するため、住民一人ひとりへの広報活動に努めるものとする。なお、制度の概要は次のとおりである。あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

住宅再建共済の加入負担金（令和6年3月31日現在）

対象者	兵庫県内に住宅を所有する人	対象となる災害
住宅再建共済の加入負担金	1戸年額5,000円	地震・台風・水害等あらゆる自然災害
準半壊特約の加入負担金	1戸年額 500円（特約分）	
家財再建共済の加入負担金	1戸年額1,000円（単独加入1,500円）	

住宅再建共済制度の給付額（本体制度：半壊以上を対象とする制度）

給付金の種類	給付の対象	給付額
住宅再建共済給付金	半壊以上の被害で住宅を建築、購入	600万円
	全壊で住宅を補修	200万円
	大規模半壊で住宅を補修	100万円
	半壊で住宅を補修	50万円
	半壊以上の被害で住宅を建築、購入、補修せずに新たな住宅等に入居	10万円

※県外での建築・購入の場合は1／2とする。

※加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

- ・県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
- ・建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

住宅再建共済制度の給付額（付加制度：準半壊（損害割合10%以上）を対象とする制度）

給付金の種類	給付の対象	給付額
住宅再建共済給付金	準半壊（損害割合10%以上）で新たな住宅を建築・購入・補修	25万円
	準半壊（損害割合10%以上）で住宅を建築、購入、補修せずに新たな住宅等に入居	10万円

※県外での建築・購入の場合は1／2とする。

※加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

- ・県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
- ・建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

家財再建共済制度の給付額

給付金の種類	給付の対象	給付額
家財再建共済給付金	全壊で家財を補修、購入	50万円
	大規模半壊で家財を補修、購入	35万円
	中規模半壊・半壊で家財を補修、購入	25万円
	床上浸水で家財を補修、購入	15万円

※賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

第3節 消防団の育成

自主防災組織とともに共助の中核的役割を担うのが消防団である。第3章第6節にも示したが、行政が担う公助の力は、まさに災害が起ころうとしている時点では有効な救助手段とはならない。災害時に最も身近にある消防団の献身的な活動が減災には不可欠である。本節では、あらゆる災害で主体的に活動を行う消防団の活動内容や組織の育成方法について定める。

第1款 基本の方針

- 1 市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防機関組織（消防団）の充実を図る。
- 2 消防団は消防組織法第1条の規定に基づき、水火災、又は地震災害などを防除し、及びこれらの災害の被害の軽減に努める。
- 3 消防団の機能を継続的に保ち、さらなる強化を図るため、団員数の確保や消防団の育成強化対策を推進する。

第2款 活動

消防団は、災害発生時における警戒巡視や避難誘導、避難情報の伝達、救助救出活動のほか、平常時においては、訓練や広報活動に従事する。活動に当たっては市や自主防災組織を始めとする防災機関と緊密な連携をとって任務を遂行するものとする。なお、活動を行う上で必要となる装備や設備は、機動分団と機動部においては市が計画的に配備を行う。その他の分団や部においては、市が装備や設備に係る費用の一部を助成する。

- 1 災害防除活動（土のうの手配、土のう積みなど）
- 2 地域の情報収集
- 3 市や自主防災組織との情報連携
- 4 避難誘導
- 5 交通規制にかかる誘導
- 6 避難情報の伝達
- 7 救出・救助活動
- 8 平常時の応急手当の普及指導
- 9 警戒活動
- 10 広報活動 など

第3款 育成強化対策

消防団活動を担う消防団員数の減少は全国的な傾向であり、消防団組織における最大の課題である。市は消防団員を確保するため、広報紙やパンフレットで消防団の意義や存在価値を周知し、団員加入を促進するとともに、活動支援策や近隣団体との協力体制強化、NPOや事業者との連携等について検討を進める。また、消防団機能のさらなる強化を図るため、次の支援を実施する。

- 1 災害を想定した実践的な訓練への支援
- 2 円滑な消防団活動を行うための資機材の充実と車両の更新
- 3 効果的な活動を行うための常備消防、自主防災組織との連携
- 4 効率的な消防団活動を行うための組織再編
- 5 他の消防団との連携体制の構築
- 6 団員に必要な資格や技能の取得に対する実践的な教育訓練の実施
- 7 青年層や女性層の消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備

第4節 企業との連携

災害が大規模であるほど、地域や企業の組織化された集団による防災活動の重要性が高まる。本節では、企業が果たす減災への取組について定める。

第1款 企業が果たすべき役割

- 1 平常時の対策
 - (1) 事業継続計画（BCP）の作成
 - (2) 防災計画の作成
 - (3) 自衛防災組織の育成
 - (4) 防災訓練の実施
 - (5) 地域の防災訓練への参加
 - (6) 防災体制の整備
 - (7) 復旧計画の作成
 - (8) 物資の備蓄（最低3日分、推奨1週間程度）
 - (9) 各計画の点検・見直し
 - (10) テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備 等
- 2 災害時の役割
 - (1) 従業員、顧客、入所者等の安全確保
 - (2) 経済活動の維持
 - (3) ボランティア活動への支援等、地域への貢献
 - (4) 一時避難所として施設の提供

第2款 事業所の自衛防災組織

- 1 対象施設
 - (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、旅館、学校、病院、老人福祉施設等）
 - (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
 - (3) 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
 - (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル）等
- 2 自衛防災計画の作成
 - (1) 予防計画
 - ① 予防管理組織の編成
 - ② 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
 - ③ 消防用設備等の点検整備
 - (2) 学習訓練計画
 - ① 防災学習
 - ② 防災訓練
 - (3) 応急対策計画
 - ① 応急活動組織の編成
 - ② 情報の収集伝達
 - ③ 出火防止及び初期消火
 - ④ 避難誘導
 - ⑤ 救出救護
- 3 自衛防災組織の活動
 - (1) 平常時
 - ① 防災訓練
 - ② 施設及び設備等の整備
 - ③ 従業員等の防災に関する教育の実施
 - (2) 災害時
 - ① 情報の収集伝達
 - ② 出火防止及び初期消火
 - ③ 避難誘導
 - ④ 救出救護

第3款 市の役割

- 1 自衛防災組織の育成指導
- 2 事業継続計画や防災計画の作成支援
- 3 地域の防災訓練等への参加促進
- 4 防災に関するアドバイス

第5節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

大地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、通勤・通学・帰宅困難者対策について定める。

第1款 通勤・通学・帰宅困難者等への支援

- 1 通勤・通学、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所等の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

- 2 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障がい発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。
- 3 要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

第2款 普及啓発

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の中での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努める。

第5章 大規模事故等の災害予防対策

本章では、これまでに示した予防対策のほか、起こりうる雪害や大規模事故などを想定し、その被害の軽減に必要な予防対策について定める。なお、本章に定めのない事項は、前章までの定めによるものとする。

第1節 雪害の予防対策

市北部に位置する旧波賀町と旧千種町は、豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による豪雪地帯に指定されている。同法による豪雪地帯の位置付けは「積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」とされる。市北部では集落が山間部に点在する地域が多く、旧波賀町と旧千種町には県が定義する「雪崩危険箇所」が142か所（県砂防課所管139、県治山課所管3、令和6年3月31日時点）存在する。

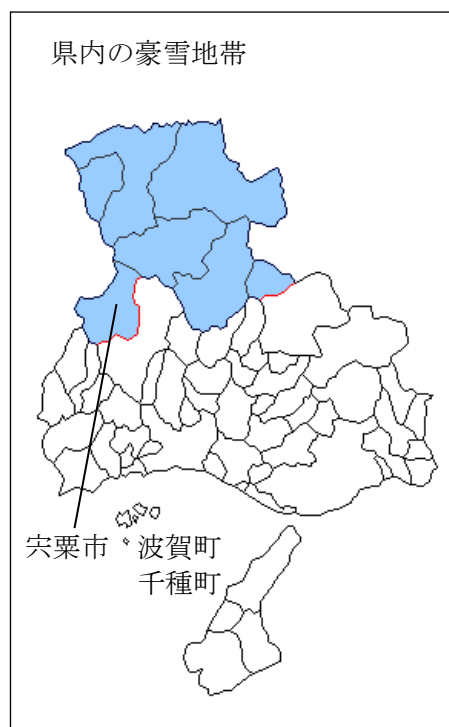
雪崩危険箇所（県治山課所管分 令和6年3月31日時点）

箇所番号	箇所名	位置	延長	斜面方角
524-な-2	三久安	引原三久安	100m	南西
524-な-3	大曲り	日ノ原大曲り	50m	北東
524-な-4	畑ヶ谷	道谷畑ヶ谷	150m	北西

※県砂防課が所管する雪崩危険箇所139か所は、資料編に掲載する。

市は、雪崩の被害を軽減させるための予防工と、雪崩を減勢するための防護工による総合的な対策の実施を県に要望するものとする。

雪害による被害は、雪崩をはじめ積雪による交通障がいや家屋の除雪作業事故、融雪水害などが想定される。市はこれらの被害に対する警戒避難体制の整備に努めるとともに、国土交通省や県と連携し、管轄を越えた効率的な除雪作業を実施するものとする。なお、雪害が発生した場合の応急対策は、第5編の大規模事故等応急対策計画に定める。



想定される雪害

- (1) 雪崩
- (2) 交通障害
- (3) 除雪作業事故
- (4) 融雪水害

1 車両滞留対策

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

2 警報等の伝達

市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること、雪道を運転する場合の心がけ（スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内に飲食物や毛布等の備え）について、周知に努める。

3 ボランティア等との協働・雪害に係る防災知識の普及

市は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講ずる。

なお、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努める。

特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

4 宍粟市高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金交付要綱

市は、単独で雪下ろしを実施することが困難な高齢者世帯等に対し、雪下ろし及びそれに伴う排雪に要した費用の一部を補助するために「宍粟市高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金交付要綱」を創設している。

第2節 大規模火災の予防対策

火災は住宅の密集化、建築物の高層化などにより、大規模化する可能性が増している。本節では、火災の延焼を最小限に抑制し、火災による死傷者を減らすために必要な予防対策を定めるものとする。

第1款 火災に強いまちづくり

市は火災の延焼を防ぐための道路などの構造物を計画的に配置するとともに、住宅密集地には火の手から身を守るための広場や公園などの広域避難場所の整備を進めるものとする。

災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定する。また、消防署等が災害時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の強度の向上を図る。

第2款 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

西はりま消防組合宍粟消防署は、多数が出入りする事業所について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備の設置を促進するものとする。また、事業者は当該建築物に設置した消防用設備等について、災害時にその機能を発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。なお、一般住宅においては、消火器や住宅用火災警報器の設置を促進する。

2 建築物の防火管理体制

西はりま消防組合宍粟消防署は火災等の被害を最小限に抑制するため、消防法第8条の規定による防火管理者の選任について指導し、防火管理体制の整備に努めるものとする。また、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導など、防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制が機能するよう充実化を図るとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。

建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

3 建築物の安全対策の推進

西はりま消防組合宍粟消防署は旅館や大規模店舗など、不特定多数の者を収容する施設（防火対象物定期点検報告制度の対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行うものとする。また、防火対象物点検制度及び防火管理者点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、点検基準に適合していることを示す防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。消防用設備等の未設置等の防火安全上の消防法令違反に対しては、是正指導を行うなど、危険な対象物の一掃を図る。

第3款 消防施設等の整備強化

市は消防施設や消防設備、消防水利等について、大規模地震や同時多発火災など多様な災害への対応も想定し、消防力の整備指針と消防水利の基準を満たすよう整備に努めるものとする。本市の消防力は、先の基準をおおむね満たしているが、機能の低下した施設の更新を進める必要がある。また、新機材等についても計画的に導入し、消防力の向上を図るものとする。整備事業の実施に当たっては、消防施設強化促進法及び消防施設整備費補助金交付要綱に基づく消防施設整備補助事業及び防災まちづくり事業等を活用することで、国の財政措置を受けるものとする。また、水道設備等の被害によって消防水利の確保に支障をきたすことのないよう防火水槽、耐震性貯水槽の整備、自然水利の利用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めるものとする。

第4款 火災予防対策

市は火災の発生を未然に防ぐために、次の対策を実施する。

1 一般火災予防対策

(1) 市と西はりま消防組合・栗消防署が行う消防予防行政については、立入検査を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底を図り、予防消防の基本である警火心の高揚を図る。

(2) 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、出火の予防に努めさせる。毎年全国一斉に実施される春秋火災予防運動に市内一円で広報活動を行うとともに、平常時においても広報活動に努める。また、消防団においては、平常時から防火パトロールや広報活動に努めるものとする。

(3) 防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

2 林野火災予防対策

(1) 広域的、総合的消防体制の確立

林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期、林野火災警報時における警戒体制、林野火災に対処する組織の強化を図る。

(2) 出火防止対策

林野火災の出火原因については、大部分が失火であることから出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視を実施する。

(3) 装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を促進する。

第3節 危険物等の事故の予防対策

本節では、消防法の別表第1に定めのある危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を抑制するため、各取扱い事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

第1款 危険物の保安対策

県及び西はりま消防組合は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。

1 危険物施設の把握と防災計画の策定

関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定することとする。

2 監督指導の強化

関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を

遵守させることとする。

3 消防体制の強化

県及び西はりま消防組合は、各事業ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。

4 防災教育

関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。

第2款 火薬類の保安対策

県及び西はりま消防組合は、火薬類を使用する事業所等において、火災、爆発等の災害の発生を防除するため、定期自主検査の実施、従事者の保安教育の強化推進、防災訓練等により自主防災体制の確立に努めるよう関係機関に指導を促す。

1 警戒体制の整備

台風の接近等により、作業の実施が危惧されるとき又は火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立することとする。

2 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令、雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令することとする。

3 警戒措置の実施

(1) 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ及び落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査することとする。

(2) 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施することとする。

4 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行うこととする。

5 火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとする。

(1) 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにすることとする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立することとする。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立することとする。

(4) 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立することとする。

6 保安教育の実施

県、警察及び関係団体は、火薬類に関する各種講演会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させることとする。事業者は、従業員に対し定期的かつ施設

の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図ることとする。なお、主な教育項目は次のとおりとする。

- (1) 関係法令
- (2) 火薬類に関する性質、保安管理技術
- (3) 地震に関する知識
- (4) 災害時における応急対策及び避難方法

7 防災訓練の実施

事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努めることとする。なお、主な訓練項目は次のとおりとする。

- (1) 緊急通信・通報・伝達訓練
- (2) 非常招集動員訓練
- (3) 救助・避難訓練
- (4) 応急措置実施訓練
- (5) 消火訓練
- (6) 広報訓練

8 防災技術の研究

関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

第3款 毒物・劇物の保安対策

県その他の関係機関は、毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱い責任者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、毒物劇物によって住民の保健衛生上に危害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに龍野健康福祉事務所、宍粟警察署、西はりま消防組合に届け出るよう指導する。

市は住民に対しては、毒物劇物の取扱い及び保存に関する知識の普及を図り、誤って災害を引き起こさないように努める。

第4款 ガスの保安対策

県及び西はりま消防組合は、高圧ガスやL Pガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガス関係事業所、L Pガス製造・販売事業者及びL Pガス消費者に対し、火災、爆発等の災害の発生を防除するため、定期自主検査の実施、従事者の保安教育の強化推進・防災訓練等により防災体制の確立に努めるよう指導する。

1 事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとする。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立することとする。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立することとする。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立することとする。

2 防災資機材の整備

県及び西はりま消防組合は、事業所に対して防災資機材等の整備促進を図るとともに、事業者が整備した防災資機材の種類や数量の把握に努める。また、その防災資機材の管理について指導を行う。事業者は防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努めることとする。また、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、外部から資機材を調達できる体制を整備することとする。

第4節 道路災害の予防対策

本節では、第5編に定める道路災害の応急対策が迅速かつ円滑に展開できるよう平時に備えるべき事項を定める。

第1款 道路交通における安全のための情報伝達体制の整備

1 道路管理者の体制整備

道路管理者は、神戸地方気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、神戸地方気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図る。

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 西はりま消防組合宍粟消防署の体制整備

西はりま消防組合宍粟消防署は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努める。また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏えい等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図る。なお、総務省消防庁においては、災害時に化学物質の名称が特定できる場合はもちろん、「におい、色、形あるいは一部の文字」などからでも物質を特定し、必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できるよう「危険物災害等情報支援システム」を構築しているので、その活用を図る。

3 市の体制整備

市は、県が実施する「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等を、県と連携し推進する。

第2款 雑踏事故の予防

雑踏は、不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

1 行事等の主催者等の留意事項

(1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。

- ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、宍粟警察署との連絡体制
- ② 西はりま消防組合宍粟消防署への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに西はりま消防組合宍粟消防署及び災害拠点病院（災害医療コーディネーター）等の公立宍粟総合病院と連携した救急・救護体制
- ③ 事故発生時に負傷者を受入れる医療機関の確保など市医師会及び医療機関との協力体制
- ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

- (2) 行事等の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、市医師会、医療機関等と連絡調整を行う。
- (3) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署、医療関係機関等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。
- (4) 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、地区医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。
- (5) 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

2 西はりま消防組合火栗消防署の体制の整備

- (1) 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請する。また、行事等が市の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮する。
- (2) 市医師会、医療機関（とくに災害拠点病院）との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、災害救急医療情報システムを活用し、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにする。
- (3) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。

第5節 原子力事故の予防対策

本節では、第5編に定める原子力事故の応急対策が迅速かつ円滑に展開できるよう平時に備えるべき事項を定める。

第1款 原子力災害等に関する法令

1 原子力関係の国内法体系

原子力基本法（昭和30年法律第186号）は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」ことを目的に制定された。この原子力基本法を柱に、原子力関係法が次の8分野で整備されている。

- (1) 組織に関するもの
 - ① 原子力委員会設置法（昭和30年法律第188号）
 - ② 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）
 - ③ 各省庁設置法
 - ④ 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）
 - ⑤ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第55号）
- (2) 放射線障害の防止等に関するもの
 - ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
 - ② 電気事業法（昭和39年法律第170号）
 - ③ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）－原子力船特殊規則
 - ④ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）
 - ⑤ 医療法（昭和23年法律第205号）
 - ⑥ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）－放射性医薬品製造規則
- (3) 従業員の放射線被ばくの防止に関するもの

- ① 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）－電離放射線障害防止規則
- ② 船員法（昭和22年法律第100号）
- ③ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）－人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）
- （4）放射性物質の輸送に関するもの
 - ① 航空法（昭和27年法律第231号）
 - ② 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
 - ③ 港則法（昭和23年法律第174号）
 - ④ 郵便法（昭和22年法律第165号）
 - ⑤ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
 - ⑥ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）
- （5）災害対策及び原子力損害の賠償に関するもの
 - ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
 - ② 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
 - ③ 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）
 - ④ 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）
- （6）電源開発に関するもの
 - ① 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）
 - ② 電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）
- （7）輸出入に関するもの
 - 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
- （8）計量に関するもの
 - 計量法（平成4年法律第51号）
 - （注1）主要なものだけを掲げた。
 - （注2）「新版原子力ハンドブック」（1994年、浅田忠一他監修、オーム社）をもとに加筆、修正

これらの法律のうち、対策に係る特に重要な法律は、原子炉などの設置、運転等を規制する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法・昭和32年法律第166号）」、放射性同位元素の取扱いを規制する「放射性同位元素等の規制に関する法律（放射線同位元素等規制法・昭和32年法律第167号）」、原子力災害に対する対策の強化を図る「原子力災害対策特別措置法（原災法・平成11年法律第156号）」である。

2 法令等に基づく各機関の予防対策に関する責務

原子力事業者は原子炉等規制法に基づき保安規定の作成が、放射性物質取扱い事業者は放射線障害防止法に基づく予防規定の作成が義務づけられている。また、各事業所の特殊性を考慮して、事業所ごとに予防対策を効率的に運用するための管理上の基準が設けられている。さらに原子力事業者には、原災法に基づく次の予防対策が義務づけられている。

- （1）原子力事業者防災業務計画の策定（第7条第1項）
- （2）原子力防災組織の設置（第8条第1項）
- （3）原子力防災管理者の選任（第9条第1項）
- （4）通報を行うために必要となる放射線測定設備の設置及び記録の公表（第11条第1項及び第7号）
- （5）放射線障害防護用器具、非常通信機器その他の資材、又は機材の備付け（第11条第2項）

なお、県市は法令に特別の定めはないが、対象原子力災害等から住民の生命、身体及び財産を保護するため、第5編の応急対策計画に定める対策を実施できるよう適切な予防対策を講じておく必要がある。

第2款 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時におけるモニタリング（空間放射線の測定、環境試料中の放射能の測定）体制の整備について定める。

1 原子力事業者の措置（核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等関係）

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、モニタリングの実施等といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担及び携行する資機材等を記載した運搬計画書並びに、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行することとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために所要の要員を配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。

2 放射性同位元素取扱い事業者の措置

放射性同位元素取扱い事業者、又は放射性同位元素取扱い事業者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素取扱い事業者等」という。）は、法令で定める放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定するために必要な体制を整備することとする。（放射線障害防止法第20条、第33条）

2 県市の措置

（1）モニタリングによる監視の実施等

① 平常時のモニタリング

県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。

また、防護対策の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視する。

環境放射能水準調査実施計画

空間放射線量率	通年連続
降下物	年12回
大気浮遊じん	年4回
水道水、土壌、精米、野菜類、牛乳、魚類	年1回

市は重大な県外原子力災害等事案が発生した場合に備え、市役所庁舎（市域南部）及び波賀市民協働センター（市域北部）において、人への影響を加味した平常時の空間放射線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）を測定し、データを収集するとともにホームページ等で公表する。

② 緊急時のモニタリングの強化

県は、原子力施設等で放射線の放出を伴う事故等が発生したときは、国の指示に基づき、環境放射線のモニタリングの強化を行う。

（2）体制の整備

① 機器等の整備・維持

県は、平常時・緊急時のモニタリングを行うため、国に対して高線量も測定可能なモニタリングポストの増設を求めるとともに、環境放射線のモニタリングに必要な機器等の整備・維持に努める。

モニタリングポストの設置場所

施設名	所在地	施設名	所在地
県立工業技術センター	神戸市須磨区	豊岡総合庁舎	豊岡市
尼崎総合庁舎	尼崎市	柏原総合庁舎	丹波市
姫路総合庁舎	姫路市	洲本総合庁舎	洲本市

② モニタリングポストの測定結果の公表

県は、常時、モニタリングポストの測定結果を国へ送信し、国が各都道府県の状況をホームページにおいて公表する。

③ 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストからの情報が入手できなくなるおそれがあることから、県は、万一モニタリングポストが稼働しない

場合に備え、サーベイメーター等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

④ 食品の放射性物質簡易検査体制の整備

県は、上記放射能水準調査により実施する項目以外の食品の放射性物質による汚染を検査するため、各健康福祉事務所及び県立健康科学研究所に簡易測定機器（ベクレルモニター）を整備する。

⑤ 飲料水の検査体制の整備

県、市、水道事業者、水道用水供給事業者は、飲料水のモニタリングが実施できる体制を整備する。

⑥ 関係機関との協力体制の整備

市は、県と緊急時のモニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

県は播磨科学公園都市に所在する(財)高輝度光科学研究センター等の公的研究機関及び(社)兵庫県放射線技師会等の技術者団体など、放射線モニタリング実施体制を整備している機関との間で、緊急時モニタリングに係る協力体制を構築するよう努める。

第3款 救援・救護活動体制の整備

対象原子力災害等に係る救援、救護活動体制の整備について定める。

1 消防活動体制の整備

(1) 西はりま消防組合は、放射性物質取扱施設の立地や高速道路の状況等もふまえ、防護措置の必要性を判断するための情報を迅速に収集し、必要に応じて防護措置の指示を住民等に伝達できるよう、次に掲げる消防活動体制の整備に努める。

① 放射線計測資機材、放射線防護資機材、汚染検査、避難退域時検査の整備

② 放射線に関する職員研修と職員訓練の実施（放射線計測、放射線防護、除染、放射線による影響など）

③ 事業所等の把握

(2) 県は西はりま消防組合が実施する消防活動体制の整備について、国及び専門家と協力し、必要な助言、情報提供等の支援を行う。

西はりま消防組合における防護資機材等整備状況

防護服		呼吸保護具		測定機器								
				個人被ばく線量計				環境放射線測定器				
放射能防護服	その他	酸素呼吸器	空気呼吸器	フィルムバッジ	ポケット線量計	熱ルミネセンス線量計	その他	空間線量計（電離箱式）	空間線量計（GM計数管式）	シンチレーション式	表面汚染検査計（GM計数管式）	その他
0	0	0	0	0	36個	0	0	1個	8個	0	5個	0

2 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用※1が発生する可能性がある。

UPZ※2外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県及び市において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。

なお、国は、UPZ内外において、安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施している。また、関西広域連合においても「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤の確保を行っている。災害発生時、原子力規制委員会

が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性があると判断した場合、県は、関係機関と連携し、円滑に配布及び服用できるよう努める。

※１：ヨウ素過敏症：発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥るおそれ。甲状腺機能異常症：ヨウ素剤を含む製剤の服用により症状悪化のおそれ。

※２：UPZ：予防的防護措置を準備する区域。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

3 放射性物質による健康被害への対応

放射性物質運搬中の事故等が発生した場合や放射性物質による汚染の可能性がある場合、その場所について、GM管式サーベイメーターを用いて放射性物質の環境測定を行う。バックグラウンドとは明らかに異なる放射性物質の存在を確認した場合は、測定値を記録し、その場所をできるだけ早く離れて、専門機関(放射線医学研究所等)に報告する。この場合、汚染核種が分かっている場合は併せて報告する。専門機関に相談の上、一時的な立入制限区域を設けた上で今後の対応を専門機関に相談する。

なお、健康被害が発生している可能性がある場合は、GM管式サーベイメーターで対外測定を行った上、体表面の汚染物質を取り除き、津山中央病院等(初期被ばく医療機関)に搬送し医師の指示を受ける。

4 緊急時医療体制の整備

(1) 関係職員の研修

県市及び医療関係機関は、放射線の基礎知識や放射線防護、除染、放射線障害、被ばく患者の取扱いなど、専門的な知識や技術を取得できるよう医療従事者等の研修への参加を促すものとする。

職員研修実施機関（１・２関係）

実施機関	研修内容
独立行政法人放射線医学総合研究所	放射線防護課程 放射線看護課程 医学物理コース 画像診断セミナー NIRS放射線事故初動セミナー NIRS被ばく医療セミナー
独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力人材育成センター	放射線基礎課程 放射線安全管理コース 放射線防護基礎コース 原子力一般（原子力防災従事者向け） など
財団法人日本原子力文化振興財団	自治体講師派遣制度 原子力研修講座 など

(2) 緊急時対応可能医療機関の把握

県市は次の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努めることとする。

① 放射線障害専門病院（重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設）

府県	病院名	住所	電話
千葉県	放射線医学研究所	千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111(代) 043-206-3189（緊急被ばく医療ダイヤル24H対応）

② 緊急被ばく医療施設

(ア) 初期被ばく医療機関

被ばく患者に対する初期診療(救急診療(創傷又は熱傷等の合併症の初期治療、汚染・被ばく患者の救急診療・放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対する安定ヨウ素

剤の投与を含む初期治療・汚染創傷に対する処置(除染を含む))を行う医療機関

(イ) 二次被ばく医療機関

初期被ばく医療機関では対応が困難で、被ばく医療に関する専門的な除染や診療(局所又は全身に高線量を被ばくした患者の診療開始・内部被ばくの可能性がある者の診療・合併症の根本的な治療)ができる医療機関

(ウ) 放射線障害の医療相談機関(三次被ばく医療機関)

初期及び二次被ばく医療機関で対応が困難で、被ばく医療に関する高度専門的な除染、線量評価、診療を提供できる医療機関

緊急被ばく医療施設一覧(近畿圏付近を抜粋)

府県	種別	病院名	住所	電話
石川県	二次	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2-1	076-237-8211(代)
		金沢大学附属病院	金沢市宝町13-1	076-265-2000(代)
		国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1-1	076-262-4161
福井県	初期	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘町33-1	0770-25-1600
		市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60	0770-22-3611
福井県	初期	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2	0770-52-0990(代)
		社会保険高浜病院	大飯郡高浜町宮崎87-14-2	0770-72-0880(代)
	初期支援	福井赤十字病院	福井市月見2-4-1	0776-35-3630(代)
		福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	0776-23-1111(代)
		福井県社会保険病院	勝山市長山町2-6-21	0779-88-0350(代)
		公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31	0778-51-2260
	二次	福井県立病院	福井市四ツ井2-8-1	0776-54-5151
	二次支援	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	0776-61-3111
京都府	初期	国立病院機構舞鶴医療センター	舞鶴市字行永2410	0773-62-2680
		舞鶴赤十字病院	舞鶴市字倉谷427	0773-75-4175(代)
		舞鶴共済病院	舞鶴市字浜1035	0773-62-2510
		綾部市立病院	綾部市青野町大塚20-1	0773-43-0123
		京都府立与謝の海病院	与謝郡与謝野町字男山481	0772-46-3371(代)
	二次	国立病院機構京都医療センター	京都市伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161
大阪府	初期	府立泉州救命救急センター	泉佐野市りんくう往来北2-24	072-464-9911(代)
		府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6166(代)
	二次	国立病院機構大阪医療センター	大阪府中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331(代)
岡山県	初期	津山中央病院	津山市川崎1756	0868-21-8111(代)
	二次	国立病院機構岡山医療センター	岡山市田益1711-1	086-294-9911
島根県	初期	松江赤十字病院	松江市母衣町200	0852-24-2111(代)
	二次	松江市立病院	松江市乃白町32-1	0852-60-8000(代)
		島根県立中央病院	出雲市姫原4-1-1	0853-22-5111(代)
	二次支援	島根大学医学部附属病院	出雲市塩治町89-1	0853-23-2111(代)
愛媛県	初期	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1耕地638	0894-22-3211
		四国電力(株)伊方健康管理室	西宇和郡伊方町九町コチワキ3-40-3	0894-39-0221(代)
	二次	愛媛県立中央病院	松山市春日町83	089-947-1111(代)
		愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	089-964-5111(代)
		松山赤十字病院	松山市文京町1	089-924-1111

放射線障害の医療相談機関(三次被ばく医療機関)

府県	病院名	住所	電話
千葉県	独立行政法人 放射線医学総合研究所	千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111(代) 043-206-3189(緊急被ばく医療ダイヤル24H対応)
広島県	財団法人 放射線影響研究所 広島研究所	広島市南区比治山公園5-2	082-261-3131(代)

第4款 住民等への広報体制の整備

市は、県と連携し、住民等に提供すべき情報の項目について整理する。なお、あらかじめ文例を用意しておくことが望ましい。

情報提供項目

1	原子力施設の状況(緊急事態区分)
2	放射性物質の放出状況
3	県内の放射線量の変化
4	とるべき防護措置の内容

屋内退避の注意喚起に係る広報文例

〇〇時〇〇分頃、〇〇原子力施設において放射性物質が周辺の地域に放出される事故が発生しました。
現在のところ、県内においては大気中の放射線量に変化はありません。
今後、原子力施設の状況や風向きによっては、屋内退避が必要となる場合がありますので、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報にご注意ください。

避難指示に係る広報文例

〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。
今後、この地域では放射性物質による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに屋内に退避(コンクリート屋内へ退避、〇〇地区へ避難)してください。

住民等へ情報を伝達する際は、日本語があまり理解できない外国人等へ配慮し、やさしい日本語の活用も図る。

やさしい日本語を活用した避難指示に係る広報文例

ここは危ないです。建物の中に入ってください。

第5款 原子力防災に関する知識の普及啓発

1 普及啓発の実施

下表に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

知識の普及啓発の活動に必要な場合は、国、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究機構)、原子力事業者等に協力を求める。

普及啓発の内容

1	放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
2	原子力災害とその特殊性に関すること
3	県、市町及び原子力事業者が講ずる対策の内容に関すること
4	緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

2 専門的情報の提供

市は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努める。

原子力又は放射線に関するホームページ

種別	機関	アドレス等	二次元 バーコード
放射性物質や放射線に関する情報	国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 量子医 学・医療部門	トップページ https://www.qst.go.jp/ 放射線の知識と教養 https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-knowledge_education/index.html 放射線被ばくのQ&A https://www.qst.go.jp/site/nirs/39506.html	トップページ  放射線の知識と教養  放射線被爆のQ&A 
放射線による健康影響等に関する情報	環境省	放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r4kisoshiryo.html	
原子力防災に関する情報	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力防災情報 https://www.jaea.go.jp/04/shien/research2_j.html	
放射線モニタリングに関する情報	原子力規制委員会	放射線モニタリング情報 https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/	

第6章 大規模広域災害時の受入対策

本章では、県内外において起こりうる大規模広域災害を想定し、市外の避難者の受入れについて定める。

第1節 避難対策

市は、指定避難所の中から広域一時滞在の用にも供することについて他の市町村からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努めるものとし、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなり得ることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

播磨地域広域避難計画

播磨地域22市町で構成する播磨広域連携協議会が作成する「播磨地域広域避難計画」に基づき、大規模広域災害時に相互に被災住民の受入れができる体制を構築する。

播磨地域広域避難計画における市内の受入施設

番号	避難所名	所在地	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域
1	県立山崎高等学校	山崎町加生 340	—	該当

第2節 組織体制

市は、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策(市外における応援活動を含む。)を行うために必要があれば、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する対応を行う。

第3節 原子力災害時の受入れ

市は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、避難者を受入れる。市では、京都府綾部市からの避難者の受入れを想定している。

1 情報連絡体制の整備

(1) 避難元府県・市町との情報の交換

市は、県外からの避難者の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう、京都府及び綾部市と連絡先を交換する。

(2) 避難者情報の共有

市は、随時、綾部市から、綾部市の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行う。

情報の例

幼稚園・保育園・こども園の園児数、学校の児童・生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

2 広域避難の受入体制の整備

(1) 組織体制の整備

市は、広域避難を受入れるための組織体制をあらかじめ定めておく。

(2) 避難所の指定

原子力災害時における対象地区ごとの受入施設は下表のとおりである。

原子力災害時の受入施設と対象地区（令和7年4月1日）

番号	避難所名	所在地	収容人数	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域	対象地区 (京都府綾部市)
1	宍粟防災センター	山崎町鹿沢 65-3	100	—	—	志賀郷志賀郷
2	宍粟市立山崎小学校	山崎町鹿沢 82	200	0.5～3.0	—	志賀郷志賀郷・篠田
3	生涯学習センター学遊館	山崎町東下野 18	100	0.5 未満	該当	志賀郷仁和
4	宍粟市立はりま一宮小学校	一宮町東市場 788	200	5.0～3.0	—	物部白道路
5	宍粟市立一宮南中学校	一宮町東市場 834	200	0.5～3.0	—	志賀郷向田・内久井
6	スポニックパーク一宮	一宮町東市場 1090-3	200	—	—	志賀郷西方
7	波賀B&G海洋センター	波賀町有賀 29-1	100	5.0～10.0	該当	志賀郷別所・志賀
8	宍粟市立千種小学校	千種町千草 29	200	0.5～3.0	—	志賀郷坊口・金河内

(3) 車両一時保管場所の選定

市は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

(4) 必要物資の把握、配布手順の確認

市は、綾部市からの情報をふまえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておく。

また、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておく。

第 3 編

風水害 応急対策計画

第3編 風水害応急対策計画もくじ

第1章 基本方針	1
第1款 応急対策計画の目標	
第2款 応急対策計画の構成	
第2章 組織と職員配備	3
第1節 組織の設置.....	3
第1款 防災体制の判断基準	
第2款 災害対策（警戒）本部の設置	
第3款 災害対策本部の組織と事務分掌	
第4款 災害対策本部の標識	
第2節 職員の配備.....	11
第1款 配備指令の伝達	
第2款 防災体制下の職員の行動	
第3節 職員の初動.....	12
第4節 市長権限の委譲.....	14
第5節 職員の健康管理.....	14
第3章 情報の収集と伝達	15
第1節 通信機器の確保.....	15
第2節 防災関係機関の伝達体制.....	16
第3節 気象予警報.....	17
第1款 気象予警報の発表基準	
第2款 気象予警報の伝達系統	
第3款 水害に関する情報	
第4款 水害に関する情報の伝達系統	
第5款 土砂災害に関する情報	
第4節 情報の収集.....	23
第1款 気象情報の収集手段	
第2款 被害情報の収集と通報の対応	
第3款 災害が発生するおそれのある異常現象発生時の通報	
第5節 情報の伝達.....	26
第1款 防災情報の伝達	
第2款 避難情報の発令	
第3款 警戒区域の設定	
第4款 報道機関への情報の発信	
第5款 県への報告	
第6款 庁内の情報共有	
第4章 住民と地域の行動	34
第1節 避難行動.....	34
第2節 自主防災組織の活動.....	35
第3節 消防団の活動.....	35
第5章 広域応援要請及び派遣	36
第1節 自衛隊の災害派遣要請.....	36
第2節 消防防災ヘリコプターの出動要請.....	38
第3節 緊急消防援助隊の要請.....	40
第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣.....	40

第1款	指定地方行政機関に対する応援要請	
第2款	国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣	
第3款	民間事業者等との協定に基づく応援要請	
第5節	災害ボランティアの要請と受入れ	45
第6章	被災者の応急救助	47
第1節	災害救助法による救助	47
第2節	避難対策	49
第1款	避難と避難誘導	
第2款	避難所の開設と運営	
第3款	愛玩動物の対策	
第3節	要配慮者の支援	56
第4節	孤立集落対策	57
第5節	救助救急、医療対策	59
第1款	救出対策	
第2款	住民からの安否確認に対する回答	
第3款	医療、助産対策	
第4款	行方不明者の搜索	
第6節	旅行者への対策	62
第7節	物資（食料と生活必需品）の供給対策	62
第8節	給水対策	64
第9節	住宅対策	66
第1款	住宅対策の種類と優先順	
第2款	住宅の応急修理	
第3款	住居の障害物除去	
第4款	仮設住宅の建設	
第10節	感染症対策	67
第1款	浸水地域の消毒	
第2款	ねずみ、昆虫等の駆除	
第3款	生活用水の供給等	
第4款	報告	
第5款	災害時感染症対策完了後の措置	
第11節	健康対策	70
第12節	遺体の収容と火葬	71
第1款	行方不明者の搜索	
第2款	遺体の安置と引き渡し	
第3款	遺体の埋火葬	
第7章	廃棄物処理対策	74
第1款	班の編成	
第2款	処理の方法	
第3款	県等への応援要請	
第4款	建築物の解体撤去工事等に対する措置	
第8章	交通輸送対策	76
第1節	交通応急対策	76
第2節	緊急輸送対策	77
第1款	緊急輸送の対象	
第2款	道路の啓開	
第3款	車両の撤去	
第4款	車両の確保と緊急交通路の通行	

第9章	ライフライン対策	80
第1節	ライフライン事業者との連携	80
第2節	給水対策	81
第3節	水道対策	81
	第1款 災害発生直後の対応	
	第2款 復旧過程	
第4節	下水道対策	82
	第1款 災害発生直後の対応	
	第2款 復旧過程	
第10章	教育対策	84
第11章	農林業対策	86
	第1款 農作物応急対策	
	第2款 畜産応急対策	
	第3款 林産物災害応急対策	
	第4款 流通対策	
第12章	二次災害防止対策	88
第13章	生活支援対策	90
第1節	総合相談窓口の開設	90
第2節	罹災証明書の発行と被災者台帳の作成	90
第3節	被災者の支援制度	97
第4節	義援金の受入れと配分	101

第 1 章 基本方針

第 2 編の災害予防計画では「平常時の備え」を示したが、本編では風水害が発生しようとしている時点から復興に向かうまでに自助、共助、公助が実施すべき応急対策を示す。

第 1 款 応急対策計画の目標

本風水害応急対策計画は、住民や地域、職員の初動を明確化し、それぞれが迅速に減災活動と被災者の救済措置を実施できるようにするための計画である。

第 2 款 応急対策計画の構成

前 1 款に掲げた目標を達成するための本風水害応急対策計画の構成は、次のとおりである。

1 組織と職員配備…第 2 章

防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、主に災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

- (1) 組織の設置
- (2) 職員の配備
- (3) 職員の初動
- (4) 市長権限の委譲
- (5) 職員の健康管理

2 情報の収集と伝達…第 3 章

非常通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段について示す。

- (1) 通信機器の確保
- (2) 防災関係機関の伝達体制
- (3) 気象予警報
- (4) 情報の収集
- (5) 情報の伝達

3 住民と地域の行動…第 4 章

住民と自主防災組織、消防団がとるべき行動を示す。

- (1) 避難行動
- (2) 自主防災組織の活動
- (3) 消防団の活動

4 広域応援要請及び派遣…第 5 章

法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要な手続きなどを示す。

- (1) 自衛隊の災害派遣要請
- (2) 消防防災ヘリコプターの出動要請
- (3) 緊急消防援助隊の要請
- (4) 国や県、他市町への応援要請及び派遣
- (5) 災害ボランティアの要請と受入れ

5 被災者の応急救助…第 6 章

被災者を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

- (1) 災害救助法による救助
- (2) 避難対策
- (3) 要配慮者の支援
- (4) 孤立集落対策

- (5) 救助救急、医療対策
- (6) 旅行者への対策
- (7) 物資（食料と生活必需品）の供給対策
- (8) 給水対策
- (9) 住宅対策
- (10) 感染症対策
- (11) 健康対策
- (12) 遺体の収容と火葬

6 廃棄物処理対策・・・第7章

大規模な災害により発生したガレキや、被災者の生活ごみ、仮設トイレのし尿対策などについて必要な事項を示す。

7 交通輸送対策・・・第8章

道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合の交通規制や患者の緊急搬送など、緊急輸送路の確保に必要な対策を示す。

- (1) 交通応急対策
- (2) 緊急輸送対策

8 ライフライン対策・・・第9章

通信サービスや電気、L P ガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道の復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について必要な事項を示す。

- (1) ライフライン事業者との連携
- (2) 給水対策（再掲）
- (3) 水道対策
- (4) 下水道対策

9 教育対策・・・第10章

災害時に学校が果たす役割や応急教育を実施するために必要な対策を示す。

10 農林業対策・・・第11章

農作物、林産物等の被害低減に必要な措置を示す。

11 二次災害防止対策・・・第12章

公共土木施設などの二次災害防止対策に必要な措置を示す。

12 生活支援対策・・・第13章

被災者の生活の再建に必要な支援策を示す。

- (1) 総合相談窓口の開設
- (2) 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成
- (3) 被災者の支援制度
- (4) 義援金の受入れと配分

第2章 組織と職員配備

災害応急対策を迅速に展開するためには、すべての職員が緊急時の組織体制や職員配備、各対策部の業務を理解しておく必要がある。本章では防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

※ 以下表中の対策部とは、災害発生時に、役割に応じた迅速な対応を行うため、宍粟市災害対策本部に加え、主に関係する公的機関、関係団体等の組織及び個人を記載。

対策部	全対策部

第1節 組織の設置

災害に警戒が必要な場合の市の防災体制は、大きく3つの段階に区分できる。第1段階は消防防災担当課が主に気象情報を収集する「準備体制（連絡員待機、警戒待機）」、第2段階は初期に必要な避難行動要支援者支援などにあたる「災害警戒本部体制（1号配備）」、第3段階はすべての対策部が応急対策活動にあたる「災害対策本部体制（2号、3号配備）」である。本節では災害が発生、又はそのおそれがある場合に市が整える防災体制について定める。

第1款 防災体制の判断基準

防災体制は次の1、2の基準とその他の気象情報から、市長が総合的に判断し決定する。ただし、状況により配備体制と異なる職員配備や避難情報等を発令することもある。

1 河川水位による防災体制の判断基準

体制	職員配備	判断の基準	配備人員	主な応急対策
準備体制	連絡員待機	市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、雨量や河川水位の情報を収集する必要があると防災担当部長が認めるとき	消防防災担当部局職員	・ 気象観測 ・ 自主避難の呼びかけ ・ 依頼のある指定避難所の開設 ・ 職員配備等の調整
配備調整会議体制	警戒待機	市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、市長が必要と認めるとき	市長、副市長、教育長、関係部局長・次長、情報通信担当部局職員	
災害警戒本部体制	1号配備	1 水防団待機水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ＝水防警報第1号 2 河川水位が橋梁迄あと2.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生じるおそれがあるとき	全職員の2割程度（主に副課長以上）	・ 一部の指定避難所の開設 ・ 要配慮者支援 ・ 河川監視 ・ 道路巡視 ・ 樋門操作指示 ・ 避難情報発令（高齢者等避難）
災害対策本部体制	2号配備	1 氾濫注意水位に達するおそれがあるとき ＝水防警報第2号 2 河川水位が橋梁迄あと1.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき	全職員の6割程度（主に係長以上）	必要な指定避難所の開設 ・ 避難情報発令（避難指示）
災害対策本部体制	3号配備	1 氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき（指定河川に洪水注意報が発表されたとき） ＝水防警報第3号 2 河川水位が橋梁まであと1.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき 1 避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき（指定河川に洪水警報が発表されたとき） 2 河川水位が橋梁まであと0.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 1 氾濫危険水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき 2 橋梁に水位が達するおそれがあるとき	全職員	・ すべての指定避難所の開設 ・ 避難情報発令（避難指示、緊急安全確保）
通常体制	解除	1 水防団待機水位を下回り、今後上昇するおそれがないとき 2 河川水位が橋梁まであと2.0mを下回り、今後上昇するおそれがないとき 3 暴風警報、大雨警報、洪水警報が解除されたとき	段階的に減員	避難情報等の解除

2 土砂災害危険度（土壌雨量指数）による防災体制の判断基準

体制	職員配備	判断の基準	配備人員	主な応急対策
準備体制	連絡員待機	市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、雨量や水位の情報を収集する必要があると防災担当部長が認めるとき	消防防災担当部局職員	・ 気象観測 ・ 自主避難の呼びかけ ・ 依頼のある指定避難所の開設
	警戒待機	市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、市長が必要と認めるとき	市長、副市長、教育長、各部局長・次長、情報通信担当課職員	
災害警戒本部体制	1号配備	1 水防団待機水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ＝水防警報第1号 2 河川水位が橋梁まであと2.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生じるおそれがあるとき	全職員の2割程度（主に副課長以上）	・ 一部の指定避難所の開設 ・ 要配慮者支援 ・ 河川監視 ・ 道路巡視 ・ 樋門操作指示 ・ 避難情報発令（高齢者等避難）
災害対策本部体制	2号配備	1 氾濫注意水位に達するおそれがあるとき ＝水防警報第2号 2 河川水位が橋梁まであと1.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき。	全職員の6割程度（主に係長以上）	・ 必要な指定避難所の開設 ・ 避難情報発令（避難指示）
災害対策本部体制	3号配備	1 市内に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ気象庁のキキクルで大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 2 大雨注意報が発表され、夜間～翌朝早朝に非常に強い降雨になる可能性が高いとき 3 湧水や地下水が濁る、量が変わるなどの前兆現象が確認されたとき	全職員	・ すべての指定避難所の開設 ・ 避難情報発令（避難指示、緊急安全確保）
		1 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 市内に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつキキクルの予測が土砂災害発生危険基準線（CL※1）を超え、さらに降雨が継続する見込みのとき 3 市内に大雨警報（土砂災害）が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表されたとき 4 土砂災害の前兆現象（斜面の崩壊、はらみ、擁壁や道路に亀裂が入るなど）の現象が確認されたとき		
		1 市内に土砂災害警戒情報が発表され、かつ実況で土砂災害発生危険基準線（CL）を超えるとき 2 市内に土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発令されたとき 3 土砂災害が発生したとき 4 山鳴り、河川の流木、斜面の亀裂などが確認されたとき 5 避難指示による避難が十分でなく、さらに住民に避難を促す必要があるとき		

体制	職員配備	判断の基準	配備人員	主な応急対策
通常体制	解除	1 水防団待機水位を下回り、今後上昇するおそれがないとき 2 河川水位が橋梁まであと2.0mを下回り、今後上昇するおそれがないとき 3 暴風警報、大雨警報、洪水警報が解除されたとき 4 土砂災害警戒情報が解除され2時間先の予測雨量が土砂災害発生危険基準線（CL）を下回り、今後上昇するおそれがないとき	段階的に減員	避難情報等解除

※1 Critical Lineの略で、兵庫県が気象庁と提携しホームページで公表する「地域別土砂災害危険度」に表示される警戒基準線のことである。予測雨量がこのラインを超えると、土壤に含まれる雨による土砂災害の危険性が高まっていることを示す。

第2款 災害対策（警戒）本部の設置

災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると市長が認めるときは、災害対策基本法第23条及び宍粟市災害対策本部条例（平成17年条例174号）に基づき、宍粟市災害対策本部を宍粟市役所及び各市民協働センターに設置する。なお、災害対策本部が設置される前で、気象予警報や河川水位、土壌雨量指数などによって災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部（災害対策本部を準用）を宍粟市役所に設けて対処するものとする。

1 設置場所

災害対策本部は宍粟市役所3階に置く。なお、災害対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「宍粟市災害対策本部」の掲示を行う。

2 設置、廃止の基準

災害対策本部は、前1款の防災体制の判断基準により市長が設置する。なお、廃止する時期は、災害応急対策が完了したとき、又は本部長が前1款の防災体制の判断基準をもとに災害発生のおそれが解消したと認めるときとする。

3 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに防災関係機関と住民にその旨を公表する。

4 本部長の職務代理者

市長が登庁できない場合、若しくは登庁に時間を要する場合は、登庁した者の中から次の順位で職務代理者を決め、災害応急対策にあたる。

その順位は次のとおりとする。

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	防災担当部長
第4順位	その場における最高責任者

第3款 災害対策本部の組織と事務分掌

災害対策本部の組織と事務分掌は、それぞれ次のとおりとする。なお、本部長が応急対策に要すると判断する場合は、必要な人材を本部員に加えることができる。

災害対策本部の組織図

本部長		市長
副本部長		副市長 教育長
災害対策本部(宍粟市役所)		
部局名	対策部名	本部員
市長公室	本部室	市長公室長
総務部	総務対策部	総務部長
議会事務局		議会事務局長
市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長
健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長
産業部	産業対策部	産業部長
農業委員会事務局		農業委員会事務局長
建設部	土木水道対策部	建設部長
会計課	会計対策部	会計管理者
教育委員会事務局	教育対策部	教育部長
公立宍粟総合病院	－	事務部長
消防団	－	消防団長 副団長 山崎支団長
西はりま消防組合 宍粟消防署	－	署長
宍粟警察署	－	署長
市民局(復旧期のみ)	－	市民局長
現地災害対策本部(各市民局)		
部局名	本部員	
一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官	
波賀市民局	市民局長 市民局副局長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官	
千種市民局	市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官	

災害対策本部（本庁）の事務分掌

主管部局	主管課等	事務分掌
市長公室	危機管理課	1 本部の設置、運営に関すること 2 気象情報、河川情報の収集に関すること 3 消防団の配備に関すること 4 配備指令とその伝達に関すること 5 避難情報の発表に関すること 6 警戒区域の設定に関すること 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関すること 8 広域応援要請に関すること 9 被害状況の総括に関すること 10 市民局との連絡調整に関すること 11 災害救助法の適用申請事務に関すること 12 罹災届出証明書の発行に関すること 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関すること 14 被災者生活再建支援制度に関すること
市長公室	秘書政策課 地域創生課	1 指定避難所開設の確認に関すること 2 避難者数の市内集計に関すること 3 自治会の被害状況調査の市内集計に関すること 4 支援制度の取りまとめ、周知に関すること 5 市長のメッセージと避難所訪問に関すること 6 穴栗市災害見舞金及び義援金の配分、支給に関すること
総務部 議会事務局	広報情報課	1 避難情報の伝達に関すること 2 交通情報の伝達に関すること 3 避難状況の伝達に関すること 4 報道機関の対応に関すること 5 写真の撮影と映像の保存、広報に関すること
	総務課 財務課 議会事務局	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること 2 緊急通行車両の確保に関すること 3 行政支援の調整と動員計画に関すること 4 職員の健康管理に関すること 5 安否情報に関すること
市民生活部	まちづくり推進課 人権推進課	1 一時避難所等開設の確認に関すること（山崎地域） 2 広域避難所以外の避難者数の集計に関すること（山崎地域） 3 自治会の被害状況調査に関すること（山崎地域） 4 自治会との連絡調整に関すること（山崎地域）
	税務課	1 家屋被害認定調査に関すること 2 罹災証明書の発行に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること
	市民課 生活衛生課	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること
健康福祉部	社会福祉課 高年福祉課 障がい福祉課 福祉相談課 保健福祉課 子育て支援課	1 要配慮者の支援に関すること 2 社会福祉協議会との調整に関すること（災害ボランティアセンターの設置など） 3 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関すること 4 被災者生活復興資金貸付制度に関すること 5 被災者の健康管理に関すること 6 救護所の開設に関すること 7 応急医療に関すること 8 食品衛生対策、感染症対策に関すること 9 福祉避難所の運営に関すること

主管部局	主管課等	事務分掌
産業部 農 業 委 員 会 事務局	農業振興課 森林環境課 商工観光課 農業委員会事務局	1 河川の監視に関すること 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関すること 3 山林の被害調査と復旧に関すること 4 林道の被害調査と復旧に関すること 5 風呂の無料開放に関すること 6 一時宿泊所の確保に関すること
建設部	建設課 住宅土地政策課	1 道路の巡視と交通規制に関すること 2 緊急輸送路の確保に関すること 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する こと 4 道路上の支障となる放置車両の移動に関すること 5 応急危険度判定に関すること 6 住宅の応急修理に関すること 7 住宅の障害物除去に関すること 8 仮住宅の確保（市営、県営住宅）に関すること 9 仮設住宅の建築に関すること 10 住宅災害復興融資利子補給制度に関すること 11 高齢者住宅再建支援制度に関すること 12 ひょうご住宅災害復興ローン制度に関すること
	水道管理課 上下水道課	1 応急給水に関すること 2 上下水道の被害調査と復旧に関すること
教 育 委 員 会 事務局	教育総務課 学校教育課 こども未来課 施設整備課 社会教育文化財課 山崎給食センター	1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること 2 避難所の運営に関すること 3 避難所の物資、食料の調達に関すること 4 救援物資の確保と配送に関すること 5 児童生徒の保護、施設利用者の安全確認に関すること（管理下にあ る場合） 6 応急教育に関すること
会計課	会計管理者 会計課	1 災害対策本部の支援に関すること 2 義援金の募集に関すること 3 義援金の送金に関すること（他市町の支援）
公立宍粟 総合病院	—	1 患者の安全確保に関すること 2 応急医療に関すること 3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること
消防団本部	—	1 消防団員の出動命令に関すること 2 警戒活動に関すること 3 水防活動に関すること 4 避難誘導に関すること 5 救助活動に関すること 6 消火活動に関すること 7 広報活動に関すること 8 行方不明者の捜索に関すること 9 本部室との連絡調整に関すること
西はりま 消防組合	—	1 被害情報の収集と本部室との連絡調整に関すること 2 救急救助活動に関すること 3 消火活動に関すること 4 兵庫県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動要請 に関すること 5 ヘリコプター臨時離着陸場適地の開設に関すること 6 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 7 行方不明者の捜索に関すること

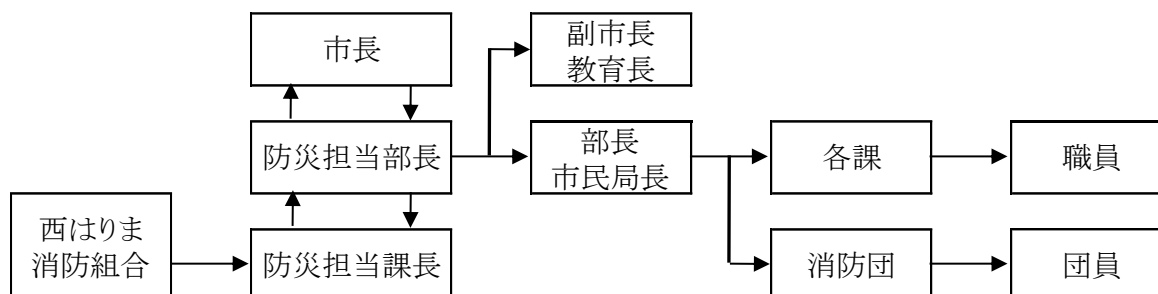
※各対策部はこの事務分掌表によるもののほか、通常所管する施設の被害調査、及び本編第13章第3節に示す各種支援制度の実施にもあたるものとする。

現地災害対策本部（市民局）の事務分掌

主管課等	事務分掌	本庁部局
まちづくり推進課 三方町出張所	1 現地本部の設置、運営に関すること 2 気象情報、河川情報の収集に関すること 3 消防団の配備に関すること 4 配備命令に関すること 5 避難情報の発令と伝達に関すること 6 警察など、関係機関との連絡に関すること 7 本部室との連絡調整に関すること 8 罹災届出証明書の発行に関すること	市長公室 市民生活部
	1 避難所開設の確認に関すること 2 避難者数の集計に関すること 3 自治会の被害状況調査に関すること 4 2、3の報告に関すること 5 自治会との連絡調整に関すること 6 被災者生活再建支援制度に関すること	
	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること 2 緊急通行車両の確保に関すること	総務部 議会事務局
	1 罹災証明書の発行に関すること	市民生活部
	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること	
	1 住宅の応急修理に関すること 2 住宅の障害物除去に関すること	
	1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること 2 避難所の運営に関すること	建設部
	1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること 2 避難所の運営に関すること	教育委員会 事務局
	1 要配慮者の支援に関すること 2 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関すること 3 被災者の健康管理に関すること 4 救護所の設置に関すること 5 応急医療に関すること 6 福祉避難所の運営に関すること	健康福祉部
	1 河川の監視に関すること 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関すること 3 山林の被害調査と復旧に関すること 4 林道の被害調査と復旧に関すること	産業部
北部事務所	1 道路の巡視と交通規制に関すること 2 緊急輸送路の確保に関すること 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関すること 4 応急給水に関すること 5 上下水道の被害調査と復旧に関すること	建設部
	1 避難所の物資、食料の調達に関すること 2 施設利用者の安全確認に関すること	教育委員会 事務局
給食センター	1 患者の安全確保に関すること 2 応急医療に関すること 3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること	健康福祉部
診療所	1 患者の安全確保に関すること 2 応急医療に関すること 3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること	健康福祉部
消防支団本部	1 消防団員の出動命令に関すること 2 警戒活動に関すること 3 水防活動に関すること 4 避難誘導に関すること 5 救助活動に関すること 6 消火活動に関すること 7 広報活動に関すること 8 行方不明者の捜索に関すること 9 本部との連絡調整に関すること	市長公室 市民生活部

2 勤務時間外の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間外は、西はりま消防組合の情報指令員が異常の発生を防災担当課長へ伝達する。防災担当課長は防災担当部長へ、防災担当部長は市長と協議の上、備えるべき防災体制を副市長、教育長、各部局長へ伝達する。部局長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。



第2款 防災体制下の職員の行動

1 参集時の行動

配備指令が伝達された場合、原則として職員は地域で活動せず、防災体制を整えるために配備に就くものとする。地域での救助活動には、別に定める職員配備計画で消防団員として活動することがあらかじめ定められている職員があたる。交通路の断絶など、計画配備に就けない事情がある場合は、配備先の上司に連絡の上市民協働センターや指定避難所など、直近の防災拠点で配備に就くものとする。なお、参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する。

参集時の留意事項

- 1 原則、地域で活動せず参集する
- 2 計画配備に就けない場合は、直近の職場へ向かう
- 3 参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する

※職員配備が優先できるよう平常時から家族や近隣、地域と有事の体制を話し合う必要がある。

2 参集直後の行動

職員は所属する対策部の「災害時の職員初動マニュアル」や本応急対策計画に従い、業務を迅速かつ的確に実施し、その結果を対策部長に報告する。各対策部長は状況の把握に努めるとともに、現活動状況や対策に必要な人員、広域応援要請の要否を災害対策本部に報告する。

3 突発的な災害で配備指令がない場合の行動

配備指令の有無にかかわらず被害が生じるおそれがある場合、職員は職員配備計画に基づき、自ら配置に就くものとする。突発的な災害である場合、参集時に災害対策本部が開設されていない状況も想定される。この場合、参集した職員が初動班を立ち上げ、災害対策本部を設置する。初動班は被害状況の把握に努めるとともに、人命救助を最優先に応急対策を進めるものとする。

対策部	全対策部

第3節 職員の初動

各対策部が実施する災害応急対策は、本章第1節の事務分掌表に示したが、これらの対策のうち、発災前後の初動期に必要なものを次に示す。各対策部は次節に示す「市長権限の委譲」もふまえ、迅速に初動対策にあたるものとする。なお、次表2列目に示す「対策期」は、時間の経過を表す概念として、以降の記述にも活用する。

時系列に示す職員の初動（風水害）

経過	対策期	対策	指揮	連携
発災前	警戒期	組織（災害対策本部）の設置	本部室	
		配備指令の伝達	本部室	
		通信機器の確保	本部室	総務対策部
		気象情報の収集と伝達	本部室	総務対策部
		河川監視	産業対策部	
		避難情報の伝達	本部室	総務対策部
		要配慮者の支援	健康福祉対策部	
		道路巡視と交通規制	土木水道対策部	
		緊急通行車両の確保	総務対策部	
		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室
6時間	救助期	人命救助、消火活動	西はりま消防組合	
		応急医療	公立宍粟総合病院	
		緊急輸送道路の確保	土木水道対策部	
		広域応援要請（防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊）	西はりま消防組合	
		広域応援要請（自衛隊・県・協定市町村）	本部室	
24時間	応急期	被害情報の収集と伝達	本部室	全対策部
		避難所の運営と職員配置	教育対策部	
		応援隊との調整	総務対策部	本部室
		家屋の被害状況調査（→防疫→被害認定調査）	市民生活対策部	
		応急給水	土木水道対策部	
		上下水道の復旧	土木水道対策部	
		ライフライン事業者との連携	本部室	
		災害ボランティアセンターの設置	健康福祉対策部	
		救援物資の確保と避難所への配送	教育対策部	健康福祉対策部
		避難所仮設トイレの設置	市民生活対策部	
		廃棄物の収集と処理	市民生活対策部	
		遺体の安置	市民生活対策部	
48時間	応急期	救護所の開設	健康福祉対策部	公立宍粟総合病院
		防疫	市民生活対策部	
		食品衛生と感染症対策の指導	健康福祉対策部	
		義援金の受入と配分	会計対策部	
72時間	復旧期	罹災証明書の発行と被害認定調査	市民生活対策部	
		支援制度の整理と周知	本部室	
		し尿の収集と処理	市民生活対策部	
		住居の障害物除去（原則10日以内に完了）	土木水道対策部	
72時間以降	復旧期	住宅の応急修理（原則1か月で完了）	土木水道対策部	
		仮住宅の確保	土木水道対策部	
		仮設住宅の建築（原則20日以内に着工）	土木水道対策部	
		こころのケア	健康福祉対策部	
		職員の健康管理	総務対策部	健康福祉対策部
		遺体の埋火葬	市民生活対策部	

対策部	全対策部

第4節 市長権限の委譲

大規模災害が発生した場合、権限の多くを市長に集中する方式では、処理限界を超える情報が集中し、迅速に被災者を救済するという目的が阻害されることが予想される。この問題を軽減するため、初動期においては事前に権限を各対策部に委譲し、市長は大局的な観点から指示や調整を行うものとする。なお、市長が保持する権限はおおむね次に掲げるものを想定する。これらに属さない権限に関する業務は、本応急対策計画のほか、「災害時の職員初動マニュアル」をもとに各対策部で即時に対応するものとする。

市長が保持する権限

権限の種類	根拠法令等
柔軟な財政措置に関する意思決定と各部署への周知	
活動優先順の決定（人命救助、緊急輸送路確保、被害認定調査等）	
職員の配備調整	
初動活動期における消防、警察、自衛隊など人命救助機関との調整	
避難の指示、警戒区域の設定	災害対策基本法第60条、63条関係
知事に対する緊急消防援助隊の要請	緊急消防援助隊運用要綱
知事等に対する応援の要請	災害対策基本法第68条関係
知事に対する自衛隊の災害派遣要請	災害対策基本法第68条の2関係
他市町村長等への応援要請	災害対策基本法第67条関係
放送事業者等に対する放送の要請	災害対策基本法第57条関係
災害救助法特別基準の知事への適用要請	
報道機関への広報対応と住民へのメッセージ	

対策部	本部室・総務対策部・健康福祉対策部・現地災害対策本部

第5節 職員の健康管理

本部室は職員の参集状況により、人員を要する対策部へ職員を配置するほか、絶対的な人員が不足する場合は、県や他市町職員の支援を要請する。また、災害対応が長期にわたる場合、職員の心のケアや健康管理に努めるものとする。

1 適切な人員配備

総務対策部は、各対策部から応援要請がある場合や今後の活動において人員の不足を生じるおそれがあると判断した場合は、災害対策本部と協議の上、各対策部の活動に支障を生じさせないよう応援要請のあった対策部へ職員を異動させるなどの措置を行う。

2 広域応援要請

本部室は絶対的な人員が不足する場合、市長と協議の上県や他市町の職員の派遣を求める。この場合、各対策部で不足する人員と支援を希望する業務などを総務対策部が取りまとめ、本部室が西播磨県民局総務企画室を通じて要請する。なお、広域応援要請に必要な事項は本編第5章に示す。

3 職員の健康管理

総務対策部は職員を交代で休息させるため、職員の異動や広域応援要請など、あらゆる手段を講じ適切な人員配備に努める。健康福祉対策部は職員の心のケアなどの健康管理を行い、休暇を取得させるなどの助言を総務対策部に対して行う。また、総務対策部は全職員が公平に休暇を取得できるように配慮した勤務ローテーションを組むよう各対策部に指示する。感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

第3章 情報の収集と伝達

災害から住民を守るためには、正確な情報に基づく避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を迅速に伝達することが重要である。本章ではその情報源となる通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段を示す。

対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部

第1節 通信機器の確保

対策部は電話やFAX（一斉同報機能含む）、フェニックス防災システム、しーたん通信、庁内ウェブなどの機能が良好な状態にあることを確認し、防災関係機関相互の通信と住民への伝達手段を確保する。また、停電に備え、各庁舎の自家発電装置が使用できるよう運転準備を行う。

災害時の通信手段は平常時と変わらず一般加入電話とIP電話（市役所内部）を活用するが、その通信手段が断たれた場合は、次表に示す非常通信機器を活用する。なお、災害時に連携が必要となる県内機器設置機関の電話番号は、資料編に掲載する。

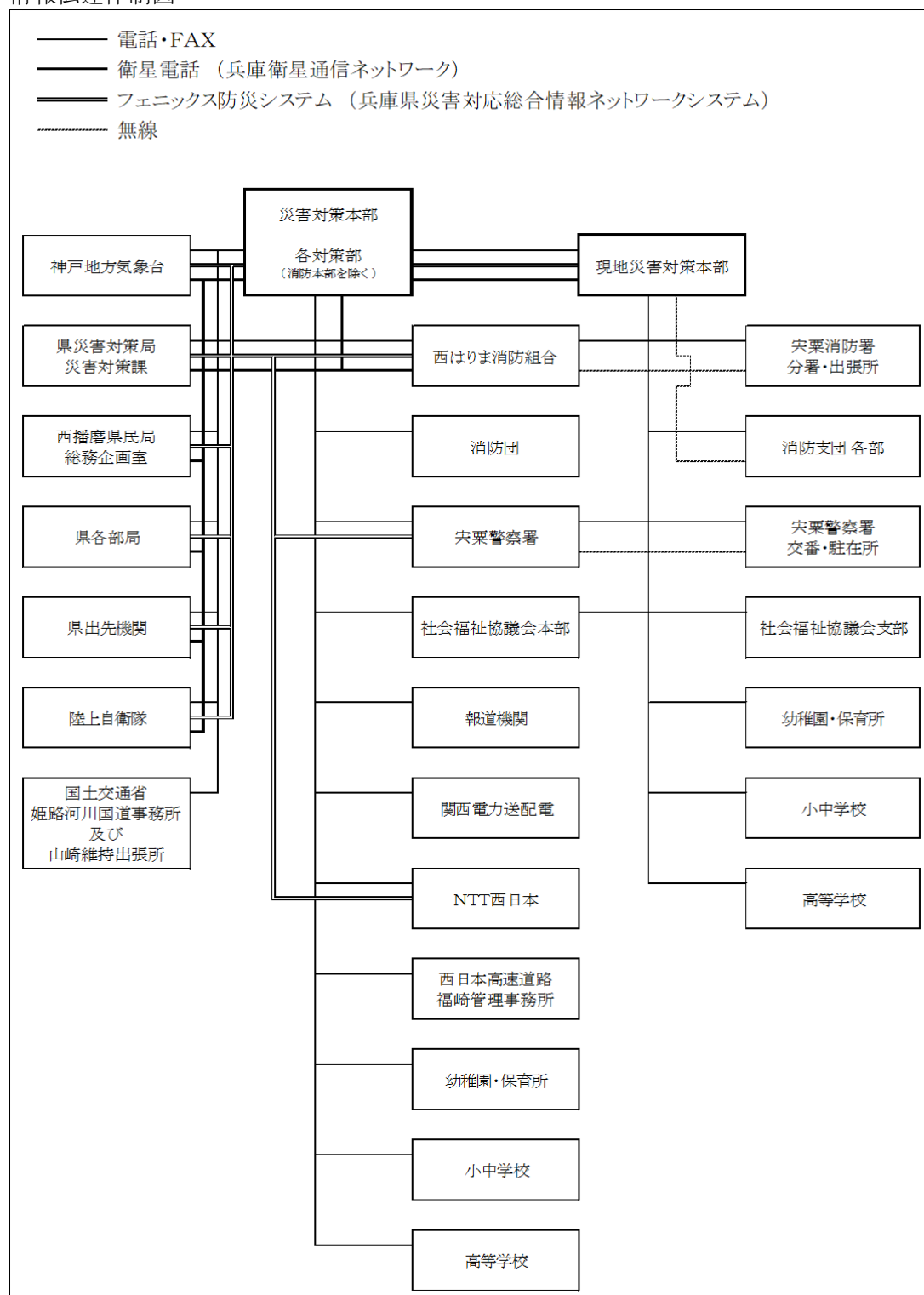
非常時に使用する通信機器

通信機器	機器設置機関		番号簿等
衛星電話・衛星FAX（兵庫衛星通信ネットワーク） ※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可	市内	宍粟市役所 宍粟事業所（龍野土木） 引原ダム管理所	電話機に備え付け 県内は資料編に掲載
	県内	兵庫県庁 県民局ほか県機関 西はりま消防組合 各市町 各消防本部	
	国内	都道府県機関 各市町村 各消防本部	
テレビ電話（フェニックス防災システム） ※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可	市内	宍粟市役所	テレビ画面で検索
	県内	兵庫県庁 県民局ほか県機関 県内各市町	
衛星携帯電話（NTTドコモ） ※一般加入電話と通信可	—	宍粟市役所	080-2411-9109 080-2411-9110
		一宮市民協働センター	080-2411-9111
		三方町出張所	080-2411-9114
		波賀市民協働センター	080-2411-9112
		千種市民協働センター	080-2411-9113
通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか）	市内	宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局	—

第2節 防災関係機関の伝達体制

防災関係機関等、相互の情報伝達は、次図に示すとおり行う。図中の細い実線で結ぶ間は電話やFAXなどの有線通信を、太い実線は衛星電話（兵庫衛星通信ネットワーク）を、二重線はフェニックス防災システムを、点線は無線通信をそれぞれ示す。円滑に災害応急対策を進めるには、図に表記のある機関すべてが、情報を共有する必要があるため、新たな情報がある場合は、相互に伝達するよう努める必要がある。

情報伝達体制図



対策部	全対策部

第3節 気象予警報

災害応急対策を迅速に行うには、災害の発生を事前に予測する必要がある。近年は短時間に降る大雨の頻度が増加する傾向にあり、以前に増して予測に基づく行動が求められる。本節では災害応急対策の初動に欠くことのできない気象警報などの発表基準とその伝達経路を示す。

第1款 気象予警報の発表基準

気象庁や国土交通省、県が発する警報や注意報などの発表基準を示す。

1 特別警報、警報、注意報の発表基準

気象庁は雨量などが次表に示す値に達すると予想される場合に、気象業務法に基づく警報や注意報などを発表する。

宍粟市	府県予報区	兵庫県（県内の発表区域図は資料編に示す）	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた区域	播磨北西部	
特別警報※1	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準※1	16
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準※1	139
		流域雨量指数基準※1	菅野川流域=10 伊沢川流域=14.2 引原川流域=23.3 千種川流域=19.4 志文川流域=10.6
		複合基準※2	揖保川流域=（6,36） 引原川流域=（6,20.9） 千種川流域=（6,17.4） 志文川流域=（6,9.5）
		指定河川洪水予報による基準	揖保川上流〔山崎第二〕 揖保川下流〔龍野〕
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪		20m/s 雪を伴う
	大雪	平地の降雪の深さ	12時間20 c m
		山地の降雪の深さ（宍粟市）	12時間50 c m
注意報	大雨	表面雨量指数基準※2	8
		土壌雨量指数基準※2	107
		流域雨量指数基準※1	菅野川流域=8 伊沢川流域=11.3 引原川流域=18.6 千種川流域=15.5 志文川流域=8.4
		複合基準※3	揖保川流域=（6,26.6） 引原川流域=（6,14.9） 千種川流域=（6,12.4） 志文川流域=（6,6.7）
		指定河川洪水予報による基準	揖保川上流〔山崎第二〕 揖保川下流〔龍野〕
	強風	平均風速	12m/s
	風雪		12m/s 雪を伴う

注意報	大雪	平地の降雪の深さ	12時間10 c m
		山地の降雪の深さ（宍粟市）	12時間25 c m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実行湿度60%	
	なだれ	① 積雪の深さ70 c m以上あり降雪の深さ20 c m以上 ② 積雪の深さ50 c m以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上※4	
	低温	最低気温-4℃以下※4	
	霜	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温2℃以下	
	着雪	24時間降雪の深さ：20 c m以上 気温：2℃以下※4	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量110mm	

※1 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

※2 表中の「表面雨量指数」とは、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まるかを指数化したもの、「土壌雨量指数」とは、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨などが、土壌中にどれだけ貯まっているかを指数化したもの、また「流域雨量指数」とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から指数化したものである。指数化の詳細は気象庁のホームページで参照できる。

※3 表面雨量指数、流域雨量指数の組合せによる基準値を表している。

※4 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値

2 注意報の本文中で警報に関する言及

台風の接近や冬型気圧配置の強まる場合など、かなり早くから警報基準を超える可能性を高い精度で予想できる場合、注意報発表時に、警報に切り替える可能性があることを注意報の本文に盛り込む（ただし、注意報の本文中で警報の可能性を述べても、あくまで注意報として発表しているものであり、防災対策に要する時間を考慮して警報に切り替える。また、警報を発表する前に常に注意報で警報の可能性を言及できるものでなく、突発的な大雨等では、急に警報を発表する場合もある。）。

3 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で神戸地方気象台が発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切り、天気予報の対象地域と同じ県南部単位で発表する。2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位（冬期は県南部単位）で発表する。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

4 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

5 気象情報

気象情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に神戸地方気象台が発表する。気象情報には、大雨に関する情報、顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で発表する。

6 火災警報の発令基準

消防法第22条第3項に基づく火災警報は、知事から通報を受けた場合のほか、気象の状況が西はりま消防組合火災予防規則第5条に該当する場合は、管理者が発令する。消防法では、市町村長である。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下であり、かつ、最大風速が7 m以上となると予想されるとき。
- (2) 現に、風速10m以上であるとき、又は風速10mになると予想されるとき。ただし、降雨、降雪の場合は除く。

第2款 気象予警報の伝達系統

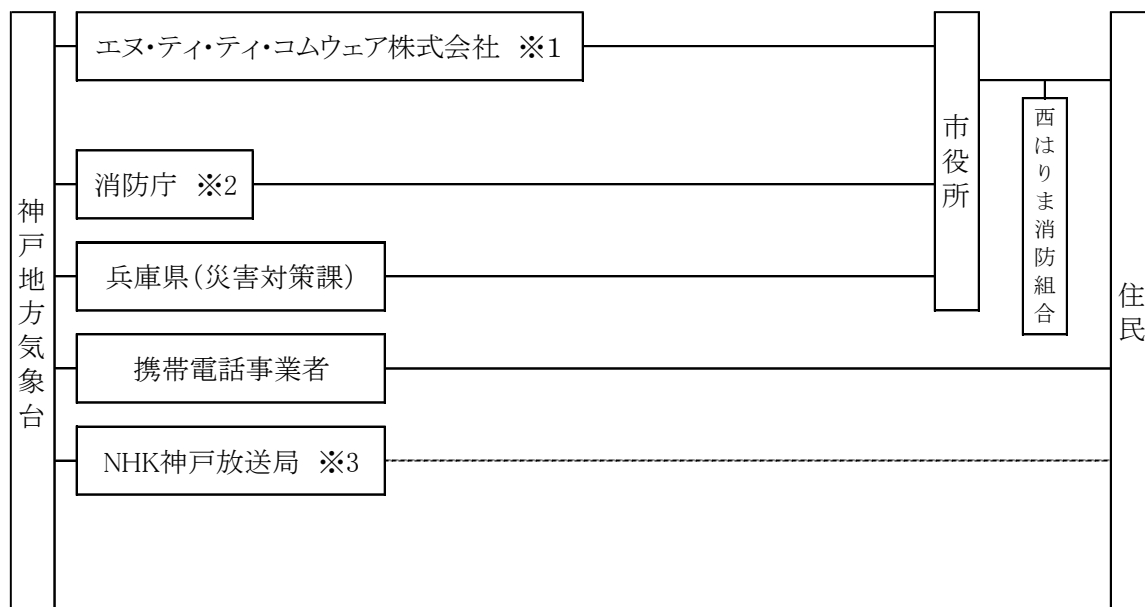
気象庁や国土交通省、県が発する警報や注意報などの伝達経路を示す。

1 警報と注意報の伝達系統

気象予警報等の伝達は、フェニックス防災システムで行う。

さらに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は、警報を市に通知することとする。

関係機関は、気象情報等を速やかに市民に周知徹底する。



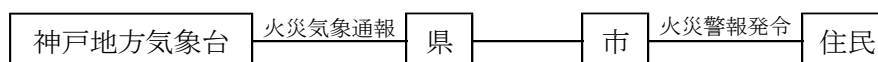
※1 特別警報、警報のみ伝達する。

※2 全国瞬時警報システム（Jアラート）による。

※3 9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪拠点放送局に通知する。

2 火災警報の伝達系統

火災警報の発令に伴う通報は、神戸地方気象台から県を通じて市へ伝達される。



第3款 水害に関する情報

1 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

2 河川水位(対象：水位周知河川)

国、県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や特別警戒水位到達情報の通知及び周知等を行う。

水位	内容
氾濫危険水位	市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位(特別警戒水位)
避難判断水位	市長の高齢者等避難情報等の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位(警戒水位)
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位(通報水位)

3 指定河川洪水予報の発表基準

気象庁と国土交通省、又は気象庁と県は、水防法と気象業務法に基づき共同で水防活動の利用に適合する指定河川洪水予報を発表する。指定河川洪水予報は、河川の水位が次表に示す基準に該当する場合に発表される。市内では国土交通大臣が指定する揖保川(引原川合流地点付近から下流)が対象となる。

量水標	
危険	← はん濫危険水位
警戒	← 避難判断水位
注意	← はん濫注意水位

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

- ・対象河川区域：揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流）
 ※1 左岸は安積873番地先、右岸は安積1409番地2先
- ・基準観測所：山崎第二

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
洪水注意報(発表)又は洪水注意報	氾濫注意情報	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水警報(発表)又は洪水警報	氾濫警戒情報	・氾濫危険水位(特別警戒水位)に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	氾濫危険情報	・氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報又は氾濫発生情報(氾濫水の予報)	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
洪水注意報(警報解除)	氾濫注意情報(警戒情報解除)	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	

4 水防警報の発表基準

国土交通省、又は県は河川の水位が次表に示す基準に該当する場合に、水防法に基づく水防警報を発表する。

(1) 国土交通大臣(姫路河川国道事務所長)の発する水防警報

体制	発表基準	対象河川区域	基準観測所
第1号待機	氾濫注意水位に達する3時間前	揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流） ※1 左岸は安積873番地先、右岸は安積1409番地2先	龍野
第2号準備	氾濫注意水位に達する2時間前		
第3号出動	氾濫注意水位に達する1時間前		
第4号解除	水防活動の必要がなくなったとき		

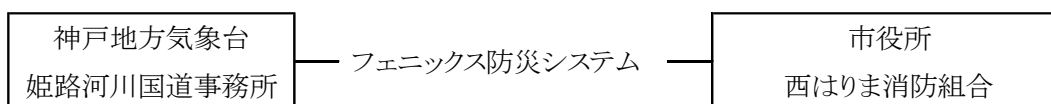
(2) 知事（西播磨県民局長）の発する水防警報

体制	発表基準	対象河川区域と基準観測所
第1号待機	水防団待機水位を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき	揖保川全域：三軒家 引原川全域：三軒家 菅野川全域：春安 千種川全域：千種、上三河、上郡
第2号準備	氾濫注意水位に達するおそれがあるとき	
第3号出動	氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき	
第4号解除	氾濫注意水位を下回り、今後上昇するおそれがないとき	

第4款 水害に関する情報の伝達系統

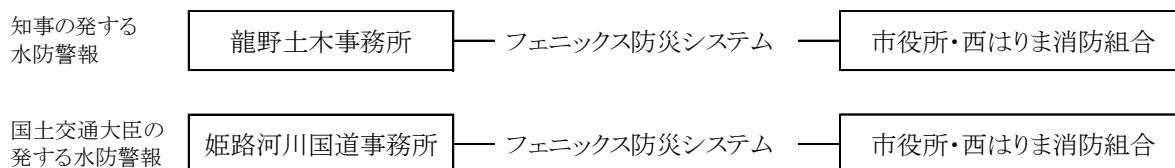
1 指定河川洪水予報の伝達系統

市内で指定河川洪水予報の対象となる河川は、国が管理する揖保川上流（引原川合流地点付近から下流）のみで、その予報はフェニックス防災システムにより市へ伝達される。千種川も県の洪水予報の指定河川に当たるが、その範囲は上郡町から下流であるため対象から外れる。



2 水防警報の伝達系統

揖保川の国管理区間における水防警報は姫路河川国道事務所から、そのほかの水防警報は、龍野土木事務所からフェニックス防災システムにより市へ伝達される。



第5款 土砂災害に関する情報

1 土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2 地域別土砂災害危険度

県は、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。

地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュごとに色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市による避難指示地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。また、令和元年度からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示している。

3 箇所別土砂災害危険度

県は、より局所的に危険度を予測する箇所別土砂災害情報についても、フェニックス防災システムを用いて、システム整備が完了した市に対して、順次、情報提供する。

箇所別土砂災害危険度は、県独自のシステムで、土砂災害警戒区域ごとに、地形、地質情報と実績降雨、予測降雨を用いて、斜面の危険度を予測するシステム。斜面を10mメッシュごとに色分けして危険度を表示する。

4 危険度を色分けした時系列

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって危険度を色分けした時系列を提供する。

注意警戒時系列は、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を、3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

5 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を提供する。

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

第4節 情報の収集

災害応急対策に当たる上で必要となる気象情報や被害状況などの情報収集手段について必要な事項を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部・産業対策部

第1款 気象情報の収集手段

対策部は住民が避難行動を適切に行えるよう第2編第3章第4節に示す通信機器の活用や防災関係機関との連携を図り、気象情報の収集に努める。

1 通信機器の活用

第2編に示した通信機器のうち、特に有効なものを次表に再掲する。対策部はこれらの通信機器を優先的に活用し気象情報を収集する。なお、表中の「主に収集する情報」は、そのシステムが、他に比べ優れていると思われる観測機能を示す。

通信機器名	主に収集する情報	アドレスなど
フェニックス防災システム	水防指令や水防警報、気象警報などの発表状況を確認する	行政専用システム IDとパスワードが必要
河川ライブカメラシステム	ライブカメラで河川水位が周知されない支流12地点の水位を確認する	http://www.mizumori.jp/tatsuno/
姫路河川国道事務所ホームページ「話そうはりま」	ライブカメラで閤賀橋、神河橋、穴栗橋の3地点の水位を確認する	https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.html
気象庁ホームページ	レーダー・ナウキャストで1時間後の降水量を予測する	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
兵庫県ホームページ「地域別土砂災害危険度」	土壌雨量による土砂災害の危険度を確認する	http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.jp/chiikidosya/
防災情報提供システム	規格化版流域雨量指数から雨の危険度を予測する	行政専用システム IDとパスワードが必要
市町村向け「川の防災情報」	河川水位の状況を確認する	行政専用システム IDとパスワードが必要

2 神戸地方気象台との連携

通信機器で得る気象情報のほか神戸地方気象台と連携し、今後の降雨量の見通しなど、より詳細な情報の交換を行う。

3 近隣市町村との連携

気象庁のレーダー・ナウキャストなどで得る雨雲が、宍粟市ほどの程度の雨を降らせるのかを予測するために、実況で雨が降る近隣市町村と連携し、風雨の状況を確認する。

4 河川監視地点（河川監視職員・消防団員）からの情報

避難情報を遅滞なく発令できるよう産業対策部の河川監視職員（1班2人）は、溢水が危惧される地点で河川を目視し、水位の状況を産業対策部、又は本部室へ連絡する。活動は原則、1号配備から避難指示を発令するまでの間とする。なお、本部室、又は現地災害対策本部は、河川監視職員のほか、現地で活動する消防団員からも情報を収集するものとする。

（1）河川監視地点

地域	地点
山崎町	杉ヶ瀬 井ヶ瀬橋付近（左岸）
	田井 神河橋付近（右岸）
	三津 さつき大橋付近（右岸）
	下比地 プライト標識工業付近
	東下野 伊沢川
	高下 菅野川広岡橋付近
	塩山 志文川塩山大橋付近
一宮町	安積 安積橋付近（左岸）
	楽里 楽里カーブ付近（左岸）
	福中 福住橋付近（左岸）
	福知 福知橋付近（両岸）
波賀町	上野 波賀橋付近（左岸）
千種町	黒土 室橋付近（左岸）
	千草 荒神橋付近（両岸）

（2）河川監視職員の活動内容

河川監視職員は河川監視地点の河川水位や堤防、橋梁を監視し、次の事象があった場合に産業対策部、又は本部室へ報告する。

- ① 堤防の崩れ、亀裂などが確認できたとき
- ② 河川水位が目視で「橋梁下1m」に達したとき
- ③ 水位の上昇が急激なとき
- ④ その他、防災上必要な異常を発見したとき
- ⑤ 監視を終了したとき

（3）河川監視職員の安全確保

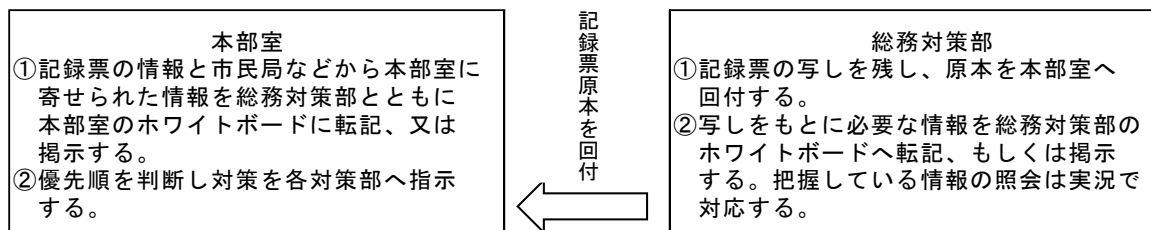
本部長が河川監視職員の活動に危険があると判断する気象下では、職員の地点配備を見送るものとする。また、職員自身が配備地点で危険を感じた場合は、指令の有無にかかわらず撤収するものとする。なお、活動は最低1チーム2人以上で行う。

河川監視職員はライフジャケットやヘルメット、懐中電灯や通信機器など、身を守るために必要な備品を必ず装備し地点配備に就くものとする。

対策部	全対策部

第2款 被害情報の収集と通報の対応

各対策部は自らが管轄する施設や構造物などの被害状況や、通報のあった緊急事案を本部室へ報告する。また、総務対策部は住民から通報のあった緊急事案を災害対応記録票に記入の上、総務対策部と本部室の両ホワイトボードに転記、若しくは掲示するとともに、本部室に対策の決定を求める。なお、各対策部（現地災害対策本部を含む）も同手法により通報に対応する。



1 通報の受信に必要な用具

- (1) 災害対応記録票（資料編に掲載）
- (2) ホワイトボード
- (3) ボードマーカー

2 記録票に記入せずに対応する情報

これまでに寄せられた情報をもとに回答できる問合せに関しては、災害対応記録票に記入せず、受信者が即時に回答する。交通規制箇所や避難所開設状況、被害状況など、ホワイトボードに記載された事項などが考えられる。

3 通報受信時の注意事項

- (1) 報道機関から未確認情報の照会があった場合は、確認中である旨を伝え記録票に記入する。本章第5節第4款に示す会見の時刻が定まっている場合は、その時刻もあわせて伝える。
- (2) 災害時には一時に通報があるため、通報者の氏名や連絡先などの情報が曖昧であれば、本部室が判断する緊急出動の優先順を下げる可能性がある。冷静に対応し、記録票に事実を正確に記入する。
- (3) 記録票は総務対策部に写しを残し、原本を速やかに本部室へ回付する。
- (4) 総務対策部の職員のうち最低2人は、電話対応に必要な情報をホワイトボードに転記、又は掲示し情報を整理するとともに、本部室との調整にあたる。

対策部	本部室

第3款 災害が発生するおそれのある異常現象発生時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

1 発見者の通報

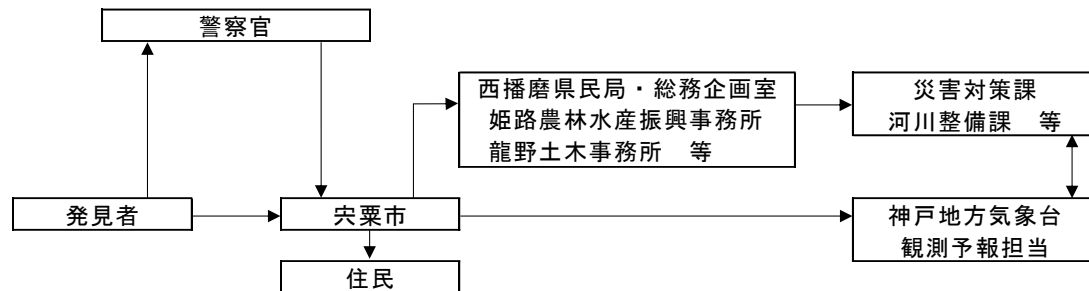
異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

2 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市長及び上部機関に通報する。

3 市長の通報

1、2により通報を受けた市長は、直ちに神戸地方気象台観測予報担当及び西播磨県民局に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。



第5節 情報の伝達

住民と防災関係機関、報道機関への防災情報の伝達手段などについて、必要な事項を示す。

対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部

第1款 防災情報の伝達

対策部は気象情報や防災体制、被害状況などの防災情報を迅速に発表するよう努める。

1 伝達すべき防災情報の種類

伝達すべき防災情報を次表に示す。発表する情報は、避難行動を行うに当たっての判断基準となるため、その情報に至った理由もあわせ、簡潔に伝達できるよう努める必要がある。

時期	種類	備考
警戒期	気象情報	① 気象予警報 ② 土砂災害警戒情報 ③ 記録的短時間大雨情報 ④ 特別警報
	河川水位の状況	
	水防	下水道の排水施設における雨水出水特別警戒水位到達情報
	市の防災体制	① 災害警戒本部の設置 ② 災害対策本部の設置
	避難所の開設情報	
	避難情報	① 高齢者等避難 ② 避難指示 ③ 緊急安全確保
	警戒区域の設定	
	避難者数	発災当日は避難所開設から1時間おきに集計し発表する
	交通情報	道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
応急期	被災状況と応急措置の状況	
	避難者数	1日1回、時間を定めて集計し発表する
	交通情報	
	ライフラインの状況	① 電気 ② 電話 ③ 水道
	人的被害、家屋被害の状況	
	医療機関の状況	
	感染症対策活動の実施状況	
	物資の供給状況	① 食料 ② 生活必需品 ③ 燃料
	その他住民や事業所のとるべき措置	① 火災・土砂災害・危険物施設等に対する対応 ② 電話の利用制約 ③ 食料・生活必需品の確保
復旧期	被災者支援情報	① 罹災証明 ② 支援制度 ③ 義援金 など

2 防災情報の伝達手段

対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位以下の発信用原稿として活用できるよう総務対策部へ回付する。なお、避難情報の発令様式としーたん通信放送文例は資料編に掲載する。

順	伝達手段	伝達対象	対策部
1	フェニックス防災システム	県、警察署ほか端末設置機関 ※同時に、Ｌアラート（災害情報共有システム）を介して下記報道機関へ伝達される。 ① テレビデータ放送視聴者（ＮＨＫ・サンテレビ） ② ラジオ聴者（ラジオ関西） ③ Ｙａｈｏｏ！ＪＡＰＡＮ（防災速報・天気・災害）	本部室
2	しーたん通信	市内加入者	総務対策部
3	しそう防災ネット 緊急速報メール （エリアメール）	システム登録者 携帯電話契約者 ＮＴＴドコモ、ａｕ、ソフトバンク、ワイモバイル	本部室
4	一斉同報ＦＡＸ	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関（平常時用・県情報伝達体制連絡会用） ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県（災害対策課・西播磨総務防災課） ⑥ 龍野土木事務所（管理課・宍粟事業所） ⑦ 姫路河川国道事務所（道路管理第二課・山崎維持出張所） ⑧ 西日本高速道路㈱関西支社 福崎高速道路事務所（運転手配付用） ⑨ ㈱ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ ＮＴＴ西日本 兵庫支店災害対策室	総務対策部
5	電子メール	自治会	
6	しそうチャンネルＬ時放送	市内契約者	
7	市ホームページ	全地域	
8	市公式ＳＮＳ	システム登録者 （フェイスブック、Ｘ、ＬＩＮＥ、ユーチューブ）	
9	広報車	全地域	
10	ひょうご防災ネット	システム登録者	本部室

対策部	本部室・現地災害対策本部

第２款 避難情報の発令

情報収集で得た防災情報をもとに、市長は被害を受けるおそれがある地域の住民を対象に避難情報の発令を行う。その基準は、第２章第１節の防災体制の判断基準に示したが、本款では避難情報の意味合いや、通信が断たれた場合にその判断を行う者を示す。

１ 発令要件と求める行動

避難情報は災害対策基本法に規定される。このほか、避難指示のみを規定する法律には水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法、原子力災害対策特別措置法などがある。それぞれに市が住民へ求める行動は次表のとおりであるが、これらに法的な強制力はない。

(1) 住民に求める行動

種別	住民へ求める行動	非常持出品
高齢者等避難	危険な場所にいる高齢者や介助の必要な人は、避難を開始する。その家族や近隣の住民は、避難の支援を開始する。通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意と避難準備を開始する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※法的な強制力はない	避難行動の障害にならないようリュックサックなどに入れて携行する。 ・懐中電灯 ・携帯電話と充電器 ・携帯ラジオ ・飲料水 ・非常食 ・医薬品 ・衣類 ・貴重品
避難指示	危険な場所にいる全員が、直ちに避難を開始する。避難所までの道のりに危険な場所がある場合や、避難に余裕がない場合は、近くの丈夫な建物の2階以上に避難する（堤防の隣接地でない浸水想定深が3m未満の地域の場合）。 ※拘束力は高くなるが法的な強制力はない	
緊急安全確保	すでに災害が発生又は切迫している状況で、避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険であるため、その場において命が助かる最善の方法をとる。 ※拘束力は高くなるが法的な強制力はない	

〔参考〕 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の参考となる情報

- 河川等の氾濫 水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）
- 雨水出水 公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）
- 土砂災害 濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等
（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」ほかより）

(2) 発令要件

実施責任者	災害別	要件	根拠法令
市長(指示等)	全災害	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
水防管理者(指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事(指示等)	全災害	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき	災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた職員(指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
警察官(指示)	全災害	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官(指示)	全災害	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

2 非常時における発令の判断

原則として避難情報は、現地災害対策本部（市民局長）と災害対策本部（市長）が協議の上発令するが、通信が断たれた場合や緊急を要する場合は、現地災害対策本部の判断により発令できるものとする。ただし、その場合にあっても現地災害対策本部は災害対策本部との連絡確

保に努め、後に災害対策本部に発令の事実を報告するものとする。なお、避難に関する情報の発信は、河川の水位や予測降雨量、土砂災害に関する情報に加え、上下流域の状況や、ホットラインを通じた気象台の助言、防災気象情報システムの活用、河川管理者の助言、現場の巡視、通報などを参考に総合的かつ迅速に行うものとする。

3 避難情報の内容

避難情報を発令する際、以下の事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された地域名
- (2) 避難経路及び避難先
- (3) 避難時の服装、携行品
- (4) 避難行動における注意事項

対策部	本部室・現地災害対策本部

第3款 警戒区域の設定

災害により住民の生命が危ぶまれる場合、市長は災害対策基本法に基づき危険のある地域を「警戒区域」に設定し、その区域への立ち入りを制限したり、禁止したり、又はその区域からの退去を命令したりできる。これらの立入制限や立入禁止、退去命令には法的な拘束力がある。また、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域は市長のほか、知事や警察官、消防職員、消防団員、自衛官も設定することができる。それぞれが警戒区域を設定するために必要とする要件は次表のとおりである。

警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条第1項
知事	県知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第73条第1項
消防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条第1項
警察官	前項の場合において、市長若しくはその委任を受けて同項に規定する市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条第2項
警察官	前項の場所においては、消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。	水防法 第21条第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	第一項の規定は、市長その他同項に規定する市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条第3項

第4款 報道機関への情報の発信

対策部は責任者を副本部長(副市長)とし、防災情報を積極的に報道機関へ提供し、住民への周知を図る。伝達手段は前1款に示すとおりであるが、本款では市が所有する情報伝達設備が麻痺した場合や大規模な災害が発生した場合の伝達手段について必要な事項を定める。

1 放送の要請

市が所有する放送伝達設備が麻痺した状況下で、緊急を要する災害対策基本法第56条の規定に基づく予報や警報、通知を伝達する必要がある場合、市長は同法第57条の規定により、基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。なお、放送の形式は放送事業者がその都度決定する。

(1) 放送要請の手続き

県が放送事業者と結ぶ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項(連絡責任者等)

(2) 協定締結放送事業者

県と協定を結ぶ放送事業者は、日本放送協会(NHK)、ラジオ関西、サンテレビジョン、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送(ラジオ大阪)、FM802である。

2 緊急警報放送の要請

電波法施行規則第2条第1項第84条の2号に定める緊急警報信号による「緊急警報放送」は、緊急かつ多くの人命や財産に重大な影響のある災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市長が日本放送協会(NHK)に対して要請する。

(1) 緊急警報放送を要請できる事項

緊急警報放送による放送を要請できる事項は次のとおりである。

- ① 住民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 知事が特に必要と認めるもの

(2) 緊急警報放送の要請手続き

県が日本放送協会と結ぶ「緊急警報放送の要請に関する覚書」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ 災害の状況(災害の種類、災害発生日時、災害の発生場所、その他)
- ⑤ その他必要な事項(連絡責任者等)

3 記者会見の開催

対策部は大規模な被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、速やかに記者控室を兼ねる記者会見場を市役所4階の会議室に開設する。記者会見場には記者席と会見者席を設け、記者用の電源(コードリール)や資料を掲示するホワイトボードなどを準備する。

市長は住民の生命に関する情報(人的被害、行方不明者など)や住家被害、公共土木施設被害、避難所、ライフラインの状況など、その時点で把握できている情報を定時に発表する。発災直後は2、3時間ごとの定期に発表する必要がある。

会見で発表する情報の例示

初動時	応急復旧時
① 災害の発生状況 ② 洪水等に関する情報 ③ 災害対策本部の設置 ④ 安否情報 ⑤ 被害状況の概要 ⑥ 避難所などの情報 ⑦ 救援活動の状況 ⑧ 二次災害防止に関する情報 ⑨ 災害応急対策の実施状況 ⑩ 医療機関の活動状況 ⑪ 水や食料などの物資供給状況 ⑫ ボランティア受入情報 等	① ライフラインの被害状況と復旧見込み ② 生活必需品の供給状況 ③ 道路・交通情報 ④ 医療情報 ⑤ 教育関連情報 ⑥ 災害ごみの処理方法 ⑦ 相談窓口の開設状況 ⑧ 罹災証明書、義援金関連情報 ⑨ 住宅関連情報 ⑩ 各種貸付、融資制度などの支援情報 ⑪ 各種減免措置などの状況 ⑫ 復興関連情報 等

対策部	本部室

第5款 県への報告

本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、県へ報告する。なお、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。

1 報告の基準

市は原則として、災害対策本部を設置したすべての災害について、県へ状況を報告する。なお、被害状況などから判断する報告の基準は次のとおりとする。

(一般基準)

- (1) 災害救助法の適用基準に合致すると判断される災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) 前記(1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害
- (4) 市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

(風水害)

- (5) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- (6) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(社会的影響基準)

- (7) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

(その他)

- (8) 被害に対して国の特別の財政的援助を要する災害

2 報告の内容

(1) 緊急報告

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、西はりま消防組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、西播磨県民局それぞれに対し報告する。

消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

- (2) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

報告すべき災害を覚知したとき、直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、「災害概況即報」の様式により把握できた範囲から逐次、西播磨県民局へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を西播磨県民局へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で、「被害状況即報」の様式により、西播磨県民局に報告する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに西播磨県民局に文書で災害確定報告を行う。

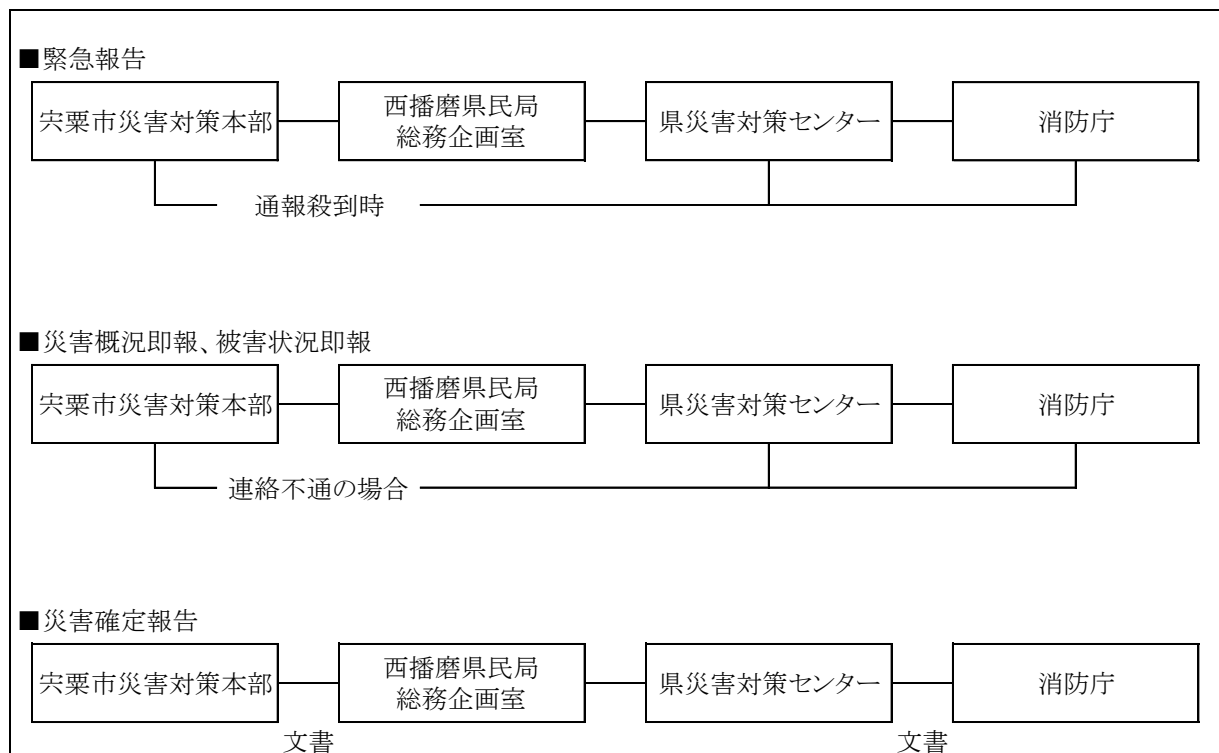
(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う。

人命救助要請や孤立集落がある場合などは、広域応援要請を行うための情報として、県への報告（要請）が必要となる。その詳細は本編第5章に示す。

3 報告の系統

被害状況の報告は原則、西播磨県民局を通じて県災害対策センター（県庁）へ行う。なお、県との通信が途絶えた場合は、消防庁応急対策室へ報告するが、この場合も県との連絡に努め、後に報告する。報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で報告する。



報告先	衛星電話	一般加入電話	F A X
西播磨県民局 総務企画室	7-15187-189-1124	0791-58-2112	0791-58-2328
兵庫県危機管理部 災害対策課	7-151-3140	078-362-9988	078-362-9911
兵庫県災害対策本部	—	—	—
消防庁応急対策室	7-048-500-9043421	03-5253-7527	03-5253-7537
消防庁休日夜間（宿直室）	7-048-500-9049101	03-5253-7777	03-5253-7553

4 報告の手段

あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

西播磨県民局への被害状況の報告は原則、フェニックス防災システムで行う。システムが不通である場合は、一般加入電話やF A Xによるが、これらも不通である場合は、本章第1節に示す衛星電話や衛星F A X、テレビ電話をもって行う。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

対策部	本部室・総務対策部・市民生活対策部

第6款 庁内の情報共有

対策部は前1款の1「伝達すべき防災情報の種類」のうち、応急期の情報（避難者数、交通情報、ライフラインの状況、人的被害と家屋被害の状況、医療機関の状況）と復旧期の情報（被災者支援情報）を庁内ウェブや市ホームページ、館内放送などを用いて周知し、職員間で共有化する。なお、罹災台帳（罹災証明書の発行のための住宅被害調査結果をベースにした基礎資料）などの個人情報を含むものは、庁内ウェブ閲覧板機能などを活用し効率的に伝達する。

第4章 住民と地域の行動

平成21年台風第9号及び平成30年7月豪雨による災害は、私たちに改めて自助と共助の必要性を認識させた。また、東日本大震災では、大堤防などの構造物に頼る防災にも限界があることが分かった。いま、私たちには、減災の考え方を主軸に災害から逃れ被害を軽減する工夫と行動が求められている。

本章では、住民と自主防災組織、消防団がとるべき行動を示す。

対策部	住民

第1節 避難行動

大雨時の最適な避難行動は、置かれた状況に応じて異なることから、一律の行動パターンを示すことは困難である。住民一人ひとりが状況に応じて自ら判断し、適切な行動を選択する必要がある。本節では、平成21年台風第9号災害などを受け内閣府が設置した「大雨災害における避難のあり方等検討会」の報告書（平成22年3月）から、住民が参考とすべき避難行動のあり方を示す。

1 被害発生予想が可能となるような情報収集

適切な避難行動を開始するためには、被害発生予想が可能となるように、平時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、しーたん通信等、多様なメディアを通して、気象官署の発する予警報や地方公共団体からの防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。

2 地域特性に応じた早期避難

土砂崩れや堤防の決壊によって家屋が流失するおそれがある地区や氾濫水の影響で家屋が浸水するおそれのある地区に居住している人は、身の安全を確保するための場所へ早期に避難しなければならない。特に、子どもや高齢者、障がいのある人など避難行動を実施する上で支援を要する要配慮者が、そうした地区に居住している場合は、確実に身の安全が確保されるよう支援者と一緒の避難行動を早期に開始されるべきである。

3 冠水時等の屋外移動の回避

夜間や激しい降雨時、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は避けるべきである。

特に流れがあり、浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水している）場所での避難行動は危険であること、流速が早い場合は浸水深20cm程度でも歩行不可能であること、浸水深が10cm程度でもマンホールや用水路等の位置が分からず転落のおそれがあり危険であることなどをふまえ、洪水等で冠水している状況下での屋外移動は極力避けなければならない。

4 垂直避難

急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった場合には、自宅を立退き、避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、浸水による建物倒壊の危険がない場合には、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも選択肢とすべきである。

5 土砂災害からの避難

避難所へ避難する際は、がけ崩れのおそれがある斜面や土石流発生のおそれがある溪流の通過は避ける必要がある。また、土石流発生のおそれがある場合には、流れに対して直角方向にできるだけ離れること、溪流をわたって対岸に避難することは避けることなどに留意する必要がある。土砂災害の際に避難所への避難が困難な場合には、自らの命を守るために最低限必要な行動として、周囲の建物より比較的高い建物や鉄筋コンクリート等の堅固な構造物に避難すべきである。また、建物内では、2階以上、かつ、斜面と反対側の窓のない部屋に避難すべきである。

対策部	自主防災組織

第2節 自主防災組織の活動

大規模な災害が発生した場合、市や消防署など公助が担う救助機能を超える通報が寄せられる。自主防災組織は消防団等と連携し、要配慮者の避難支援や避難誘導、救助など、次に示す活動に当たり、地域の減災化を図る。また、「連絡員」を選任し、市に的確な対応を促すとともに、防災情報の共有化に努める。

自主防災組織の活動の例示

- 1 テレビやラジオ等による情報の収集
- 2 自らの命を守る避難行動
- 3 出火防止と初期消火
- 4 配慮者の避難支援
- 5 避難誘導
- 6 安否確認
- 7 救助活動
- 8 自宅と周辺地域の被災状況の把握
- 9 避難所での活動 など

対策部	消防団

第3節 消防団の活動

消防団は自主防災組織と連携し、水防活動など次に示す活動に当たり、地域の減災化を図る。また、地域の状況を随時、支団本部（災害対策本部）へ連絡し、的確な対応を促す。

消防団の活動の例示

- 1 災害防除活動（土のうの手配、土のう積み等）
- 2 地域の情報収集
- 3 市や自主防災組織との連携
- 4 要配慮者の支援
- 5 避難誘導
- 6 交通規制にかかる誘導
- 7 避難情報の伝達
- 8 救出・救助活動
- 9 平常時の応急手当の普及指導
- 10 警戒活動
- 11 広報活動 など

第5章 広域応援要請及び派遣

市単独では災害応急対策が不可能であると判断した場合、市長は様々な機関や団体に支援を要請できる。本章では次表に示す法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要な手続きなどを示す。

法令等に定めのある応援要請

要請先	要請ができる事項	根拠法令等
指定地方行政機関の長	職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊法第83条第1項
	兵庫県消防防災ヘリコプターの出動要請	兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
	緊急消防援助隊の要請	緊急消防援助隊運用要綱
	指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第1項
	他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第2項
	応援の要求と応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条
	職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
市長	応援の要求	災害対策基本法第67条
	職員の派遣要請	地方自治法第252条の17

対策部	本部室・総務対策部

第1節 自衛隊の災害派遣要請

市長は災害の発生に際し、市の組織だけでは事態を収拾することができない場合、又は事態が急変し緊急を要する場合に、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の災害派遣を知事に求める。

1 自衛隊の活動範囲

市長は次表に示す応急対策に自衛隊の支援を要すると判断した場合、西播磨県民局長と宍粟警察署長に協議の上、知事に自衛隊の災害派遣を求める。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
道路や水路の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の除去等
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等

項目	活動内容
項目	活動内容
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯、給水及び入浴支援	被災者への炊飯、給水及び入浴支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による。
危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 支援要請の手続き

市長は次の事項を明らかにし知事（県災害対策課、設置時は県災害対策本部）に対して自衛隊の災害派遣を要請する。なお、知事に要請ができない場合には直接、自衛隊（中部方面特科連隊）に通知することができる。この場合、後に速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

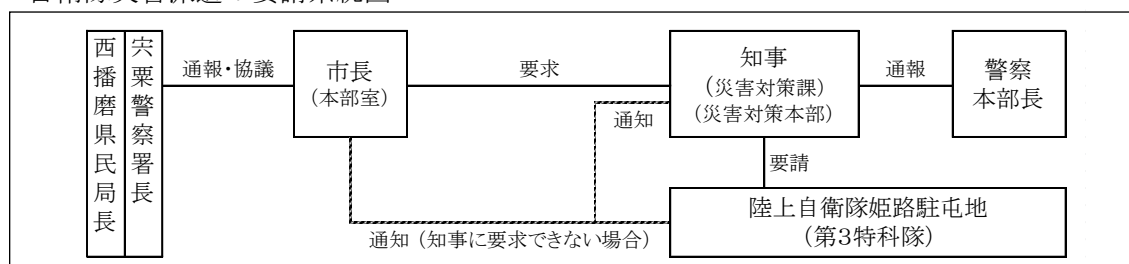
- （１）災害の状況及び派遣を要請する理由
- （２）派遣を希望する期間
- （３）派遣を希望する区域及び活動内容
- （４）要請責任者の職氏名
- （５）災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- （６）派遣地への最適経路
- （７）連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

自衛隊の出動要請先

区分	要請先	電話番号	F A X 番号
勤務時間内外	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911～9912
		7-151-3140	7-151-6380
勤務時間内	（災害対策本部未設置時） 兵庫県 災害対策課	078-362-9988	078-362-9911～9912
		7-151-5361	—
勤務時間外	（防災・危機管理班）	078-362-9900	078-362-9911～9912
		7-151-5361	—
県と不通の場合 （勤務時間内）	陸上自衛隊姫路駐屯地 中部方面特科連隊	0792-22-4001 内線：650、238	0792-22-4001 内線：239
		7-984-31～33	7-984-61
県と不通の場合 （勤務時間外）	陸上自衛隊姫路駐屯地 中部方面特科連隊	0792-22-4001 内線：302(当直司令)	0792-22-4001 内線：398
		7-984-31～33	7-984-61

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

自衛隊災害派遣の要請系統図



3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。なお、この場合にはできる限り早急に知事に連絡し、所要の手続きをとるものとする。自主派遣の判断基準は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 受入体制と準備

本部室は自衛隊の応急対策が迅速かつ効果的に実施できるように、次の事項についてあらかじめ体制を整える。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者と連絡方法の確認
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、又はキャンプ設営適地（小中高等学校グラウンドやスポーツ施設）などの受入拠点の準備と活用するヘリコプター臨時離着陸場適地（第2編第2章第5節）の決定

5 撤収の要請

市長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、知事に自衛隊の撤収の要請を行う。

6 経費の負担区分

自衛隊が救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担するものとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借り上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）

対策部	本部室・西はりま消防組合

第2節 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害による被害を最小限に抑えるため、市長は県が運航する消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。なお、同ヘリコプターの運航は原則、夜明けから日没までの間に限られる。

1 消防防災ヘリコプターの活動範囲

- (1) 救急活動
 - ① 医師の同乗による緊急患者の搬送及び病院への搬送
 - ② 緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送
- (2) 救助活動
被災者の捜索及び救助
- (3) 災害応急対策活動

- ① 災害等の状況把握並びに監視
- ② 緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送
- (4) 火災防御活動
- (5) 情報収集活動

2 支援要請の手続き

消防防災ヘリコプターの出動要請は、西はりま消防組合を介し「兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき行う。西はりま消防組合は、次に示す事項を明らかにした上で、兵庫県消防防災航空隊へ緊急出動を要請し、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運行要請書を県（消防防災航空隊）へ提出する。なお、県災害対策本部が設置された場合は、同組合を通じて出動要請を行う。

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要な事項

消防防災ヘリコプターの出動要請先

区分	要請先	電話番号(昼間)	FAX番号(昼間)
県災害対策本部非設置時	西はりま消防組合	0791-76-7300	0791-72-7119
県災害対策本部設置時	兵庫県災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911

※市から要請した場合、西はりま消防組合に連絡することとする。（場外離着陸場の警戒が必要）

要請者において措置する事項

1	離発着場の選定
2	離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

3 受入体制と準備

対策部は消防防災ヘリコプターの受入に当たり、次の事項についてあらかじめ体制を整える。

- (1) 患者が離着陸場に至るまでの交通手段を確保する。
- (2) 着陸すべき場所に適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。
- (3) 現地責任者を離着陸場に待機させ、必要に応じ機長との連絡にあたる。
- (4) 緊急輸送の場合、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。
- (5) 活用するヘリコプター臨時離着陸場適地（第2編第2章第5節、本編第6章第4節）と可能である場合はGPSによるヘリコプター駐機地点とホイスト昇降地点を明らかにする。

対策部	本部室・西はりま消防組合

第3節 緊急消防援助隊の要請

市長が災害の状況や市の消防力、県内の消防応援力だけでは十分な対応がとれないと判断した場合は、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

緊急消防援助隊の出動要請先

区分	要請先	電話番号	FAX番号
平日の昼間	兵庫県危機管理部 消防保安課	078-362-9824	078-362-9915
		7-151-3417	7-151-6384
休日と夜間	兵庫県災害対策センター（宿日直）	078-362-9900	—
		7-151-5361	—

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣

市単独での災害応急対策が困難である場合、市長は法令に基づき国の指定地方行政機関や県、市町村の応援を求めることができる。本節では、これら法令に基づく要請や市が結ぶ協定に基づく要請を行うために必要な手続きを示す。

対策部	本部室・総務対策部

第1款 指定地方行政機関に対する応援要請

市長は災害対策基本法第29条第2項に基づき、必要がある場合は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条第1項に基づき、知事に指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求めることができる。これらの派遣の要請やあつせんを求める場合は、災害対策基本法施行令第15条及び第16条の規定により、次の事項を記載した文書をもって行う必要がある。

- 1 派遣を要請する文書に記載する事項
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を要請する期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣に必要な事項
- 2 派遣のあつせんを求める文書に記載する事項
 - (1) 派遣のあつせんを求める理由
 - (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣のあつせんを求める期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

対策部	本部室・総務対策部・市民生活対策部・土木水道対策部・公立中央総合病院

第2款 国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣

市が他の市町村などと結ぶ協定は、次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。なお、応援要請を行うに当たっては、食料や宿泊所の確保を応援側で手配するよう依頼するとともに、次に示す事項を伝達する必要がある。

1 国県や市町村間で結ぶ協定（消防署の業務を除く）

名称	主な内容	締結相手	要請先
兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市、西栗倉村	各市町村防災担当課
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	西播磨5市6町	姫路市 危機管理室
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	県、県内全市町	西播磨県民局総務企画室 兵庫県災害対策本部
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	八頭町、若桜町	各町防災担当課
播磨広域連携防災協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	播磨地域13市9町	連絡主管：姫路市 連絡副主管：たつの市
災害時相互応援協定	1 資器材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	千葉県匝瑳市	匝瑳市
兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	上郡町、佐用町、美作市、西栗倉村、智頭町	各市町村防災担当課
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	1 応急給水作業 2 応急復旧工事 3 資機材、車両等の提供	県、県内市町、県内水道企業団、日水協県支部、県簡水協会	西磨ブロック代表市町
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	1 資機材の提供 2 職員の派遣 3 焼却、破砕等の中間処理	県、県内市町、一部事務組合	西播磨県民局 環境課 若しくは近隣市町
災害時等の応援に関する申し合わせ	1 情報収集（情報連絡員リエゾン派遣、ヘリコプターの活用） 2 職員、専門家の派遣 3 通信機器の提供 4 災害対策用機械の提供	国土交通省 近畿地方整備局	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
災害時の協力に関する覚書	1 被害情報の収集・伝達 2 災害時の食料等の調達及び備蓄品の提供 3 避難場所の提供及び公有地の使用	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	—
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	1 医療救護チームの派遣 2 患者の受入れ 3 医師や看護師、医療技術職員、事務職員の派遣 4 応急医薬品等の提供	（神戸市）、（兵庫県）西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、（公立豊岡病院組合管理者）、（公立八鹿病院組合管理者）	1 公立神崎総合病院 2 相生市民病院
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立伊和高等学校	県立伊和高等学校
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立千種高等学校	県立千種高等学校
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立山崎高等学校	県立山崎高等学校

名称	主な内容	締結相手	要請先
新型コロナウイルス濃厚接触者専用避難所に関する覚書	感染症等の濃厚接触者等に関する専用避難所	県立山崎高等学校	県立山崎高等学校

2 応援を要請する場合に明らかにする事項

- (1) 被害の状況と応援を求める理由
- (2) 希望する物資や資機材の品名と数量
- (3) 派遣を希望する職員の職種と必要人員
- (4) 応援の場所とその経路
- (5) 応援を必要とする期間 など

3 応援職員等の拠点確保

応援職員等の受入れの際には、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

対策部	本部室・土木水道対策部・産業対策部・教育対策部

第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請

市が民間事業者等と結ぶ協定は次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	要請先
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	西日本電信電話株式会社 兵庫支店
災害時における応急対策業務に関する協定	1 河川決壊を防ぐための築堤、土のう積 2 道路の障害物除去、仮ガードレールの設置 3 市が必要とする応急作業	宍粟防災組合	同組合会長
災害時における緊急測量業務等に関する協定	1 復旧工法の検討に必要な測量作業 2 被災状況の写真撮影 3 市が必要とする緊急測量作業	宍粟市測量・設計災害対策協会の	同協会会長
災害に係る情報発信等に関する協定	1 ヤフーサービス上への市ホームページキャッシュサイトの掲載 2 避難情報、避難所状況等のヤフーサービス	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社 ソーシャルアクション室
災害時等における相互協力に関する協定	1 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援 2 資機材及び物資の提供 3 敷地、施設の提供 4 緊急開口部を活用した緊急車両の通行	NEXCO西日本関西支社福崎管理事務所	同事務所長
覚書(テレビ再放送サービスに関する覚書)	指定避難所でのテレビ再放送サービス	姫路ケーブルテレビ株式会社	姫路ケーブルテレビ株式会社
災害等相互応援に係る協定	1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保	宍粟市管工事組合	同組合会長

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	1 電力設備の復旧のための優先的な道路啓開の実施 2 道路啓開にあたり障害となる電力設備の適切な処置	関西電力送配電株式会社	関西電力送配電株式会社
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	兵庫県自動車整備振興会西播北支部	同会西播北支部長
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	(株)八木木材	(株)八木木材
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	(株)宮辻造林	(株)宮辻造林
災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	食料品、日用品の供給と運搬	マックスバリュ西日本(株)	同社各店舗
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	1 食料品、日用品の供給と運搬 2 避難場所(駐車場)の提供	山崎商業開発(株) イオン(株)西日本カンパニー	山崎商業開発(株) イオン山崎店
災害時等における「山崎町」と「山崎町区内郵便局」との相互協力に関する覚書	被害、避難情報の提供	山崎町区内郵便局代表 播磨山崎郵便局	同左
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	1 災害時における相互協力 2 地域見守り支援 3 不法投棄の情報提供 4 道路損傷等による危険個所の情報提供 5 その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること	播磨広域連携協議会（姫路市、加古川市、たつの市、小野市、高砂市、西脇市、三木市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町）、日本郵便株式会社近畿支社	日本郵便(株)
災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	同クラブ会長
緊急時における生活物資の確保に関する協定	食料品、日用品の確保と供給	生活協同組合コープこうべ	第6地区本部長
災害時における物資供給に関する協定書	作業用品、日用品の確保と供給	NPO法人コメリ災害対策センター	(株)コメリ
災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッド、段ボール製品の確保と供給	山崎紙器(株) セツカートン(株)	山崎紙器(株) セツカートン(株)
災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	ゴダイ(株)	ゴダイ(株) 管理本部本部長
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	(株)ナフコ	(株)ナフコ
災害時における救援物資の輸送等に関する協定	救援物資の輸送等	一般社団法人兵庫県トラック協会	一般社団法人兵庫県トラック協会
災害時における物資供給(ユニットハウス等)に関する協定	避難所等へのユニットハウス等の供給、運搬	三協フロンテア(株)	三協フロンテア(株)

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	住宅地図の貸与と地図複製利用許可、地図製品の供給	(株)ゼンリン	(株)ゼンリン
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給	株式会社ナンバホームセンター	株式会社ナンバホームセンター
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会、社会福祉法人正久福祉会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、有限会社信翁会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉法人恩徳福祉会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	各施設
災害時における施設利用支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	有限会社伊沢の里 播磨いちのみや株式会社 宍粟メイプル株式会社	各運営事業者
災害時における宍粟市と宍粟市社会福祉協議会のボランティア活動等に関する協定書	災害ボランティアセンターの開設、運営	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会
災害時におけるボランティア支援に関する協定	ボランティアへの資機材等の提供	山崎ライオンズクラブ	同会会長
災害時におけるLPガス等支援協力に関する協定書	LPガス及び燃焼機器等の機材の優先的供給、運搬	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部
災害時における支援協力に関する協定	1 緊急通行車両等への優先的給油 2 給油取扱所を一時休憩所として水道水及びトイレの提供 3 避難所へ石油類燃料を可能な限り優先的に供給	兵庫県石油商業組合	兵庫県石油商業組合
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	行政書士による被災支援の相談窓口の設置	兵庫県行政書士会	兵庫県行政書士会
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	1 相続に関する相談 2 不動産登記及び商業、法人登記に関する相談 3 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 4 成年後見制度に関する相談 5 その他司法書士に定める業務に関する相談	兵庫県司法書士会	兵庫県司法書士会
災害時における連携協力に関する協定	1 被災者に対する弁護士による相談 2 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供	兵庫県弁護士会	兵庫県弁護士会

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における医療救護活動に関する協定	1 傷病者に対する応急措置 2 トリアージ 3 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 4 軽症患者、搬送困難な患者等に対する医療 5 死亡の確認 6 その他医療救護活動に関すること	宍粟市医師会	同会会長
災害時における医療救護活動に関する協定	1 市が設置する救護所での医師の処方に基づく調剤及び服薬指導 2 救護所における医薬品等の供給管理 3 衣料品等集積所における医薬品等の仕分け及び管理 4 災害医療救護班長（責任者）が指示する事項 5 その他医療救護活動に関すること	兵庫県薬剤師会西播支部 宍粟市薬剤師会	同会会長
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置 2 救護所及び避難所等における歯科巡回診療等の実施 3 その他歯科医療救護活動に関すること	宍粟市歯科医師会	同会会長
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	1 災害発生時現場等の被災状況の把握 2 被災者の捜索 3 物資の運搬	(株)エアアシストジャパン (株)ドリームクエスト	(株)エアアシストジャパン (株)ドリームクエスト

対策部	本部室・健康福祉対策部・社会福祉協議会

第5節 災害ボランティアの要請と受入れ

ボランティア活動は、被災した住民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、対策部内の連携による活動環境やボランティアの受入体制を整えることが重要である。本節ではボランティア活動が、円滑に行われるために必要な対策について定める。

1 災害ボランティアセンターの開設

対策部は被害状況などから、災害ボランティアセンターの要否を判断する。開設が必要な場合、健康福祉対策部は社会福祉協議会にセンターの開設を要請する。社会福祉協議会は、健康福祉対策部などから寄せられた被害状況をもとに、原則として被災地に隣接する支部に地域災害ボランティアセンターを、本部に宍粟市災害ボランティアセンターを開設するものとする。ただし、市全域に被害が生じた場合などについては、各支部が独立してセンターを運営することも検討が必要である。なお、健康福祉対策部は必要に応じて調整を行う職員と運営資機材をセンターに提供し、開設を支援するものとする。

感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し、感染症予防措置の周知徹底を図る。

(1) 宍粟市災害ボランティアセンターの役割

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全域のボランティアニーズの総合調整を行う。

(2) 地域災害ボランティアセンターの役割

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣され

たボランティアの支援等を行う。

2 スタッフの確保

大規模な災害により、センターの運営スタッフが不足する場合、対策部は日本赤十字社兵庫県支部や他市町社会福祉協議会の職員の派遣を要請する。また、市内で運営ボランティアを募ることも検討する。

3 センターが担う業務

社会福祉協議会はセンターの開設にあわせ、次の業務を行うものとする。

- (1) 道路案内看板の設置（主要道路）
- (2) 被災者ニーズの把握
- (3) ボランティアの募集
- (4) ボランティアの受入れと保険加入手続き
- (5) ボランティアと支援を必要とする住民とのコーディネート
- (6) 被災状況の把握と市役所等への情報提供、支援要請
- (7) 障がいのある人や高齢者などの要配慮者の状況確認
- (8) その他、被災状況や時期により必要と認められるもの

4 ボランティアの募集方法

社会福祉協議会は、被害規模に応じてボランティアを市内のみで募集するか、広域で募集するかを判断する。市内のみで募る場合はその旨をホームページで告知するとともに、しーたん通信などを活用し周知する。広域で募る場合は、ホームページに募集記事を掲示するとともに報道機関などを活用し周知する。なお、どちらの場合においても、市と社会福祉協議会のホームページの連携が必要である。ボランティアの募集に当たり、社会福祉協議会と健康福祉対策部がそれぞれのホームページに掲示すべき事項は次のとおりである。

- (1) ホームページに明記する事項
 - ① 必要とするボランティアの種類
 - ② 活動場所
 - ③ 個人で準備する物品
 - ④ 活動にかかる注意事項
 - ⑤ ボランティア保険の個人加入の要否
 - ⑥ センターの連絡先

- (2) 募集に当たり注意が必要な事項

- ① 被災者のニーズは時期により変化する。また、交通路の断絶などで被災地へ派遣できない場合もあるため、必要とする活動や人数を正確に発信する必要がある。
 - ② ボランティアは休日に集中し、平日に不足する傾向がある。平日に活動できるボランティアのみを募集することも検討する。

- (3) 各機関との調整

被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第6章 被災者の応急救助

本章では、被災した住民やそのおそれのある住民を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

対策部	全対策部

第1節 災害救助法による救助

災害救助法は生活の糧を奪われた被災者を応急的に救うための法律で、基準を超える被害が生じた場合に知事が適用する。この場合、同法による救助には知事があたり、市長はこの補助を行うことになるが、現地での対策は知事から委任を受けた市長があたることになる。

1 適用基準

災害救助法は原因が同一の災害による被災者が救助を要する状態にあり、次表の基準のいずれかに該当する場合に適用される。なお、人口要件は直近の国勢調査確定値（宍粟市が3万人以上5万人未満、兵庫県が3百万人以上）が用いられる。

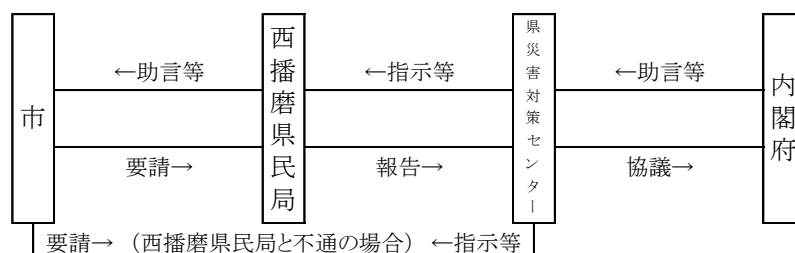
災害救助法の適用基準	根拠
住家の滅失が市内に60世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第1号
住家の滅失が県内に2,500世帯以上、かつ市内に30世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第2号
住家の滅失が県内に12,000世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第3号の前段
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情※1がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき ※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第1条）	災害救助法施行令第1条第1項第3号の後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準※2に該当するとき ※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第1号） ※ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第2号）	災害救助法施行令第1条第1項第4号

備考1 半壊と半焼は2世帯で1滅失、床上浸水は3世帯で1滅失

備考2 令和2年国勢調査確定値は市内が34,819人、県内が5,465,002人

2 適用手続き

前1の基準に該当する見込みがある場合、対策部は西播磨県民局（総務企画室）へ被害状況の報告と災害救助法の適用を要請する。なお、西播磨県民局への伝達系統が断たれた場合は、県災害対策センター（災害対策課）に行く。



3 救助の実施

地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

4 救助の内容

災害救助法による救助の種類とその実施期間は、次表のとおりである。知事は救助を実施するとともに、その一部を市長に委任する。市長は救助の補助にあたりとともに、委任のあった救助を実施する。

災害救助法による救助の種類

種類	実施期間（延長可）	市の対策部
避難所の設置	原則7日以内	教育対策部
応急仮設住宅の供与	原則20日以内に着工	土木水道対策部
炊き出しその他による食品の給与	原則7日以内	教育対策部
飲料水の供給	原則7日以内	土木水道対策部
被服、寝具その他生活必需品の提供又は貸与	原則10日以内	教育対策部
医療及び助産	原則14日以内 原則分娩の日から7日以内	健康福祉対策部 公立安栗総合病院
被災者の救出	原則3日以内	西はりま消防組合
被災した住宅の応急修理	原則1か月以内	土木水道対策部
学用品の給与	原則教科書等1か月以内 原則文房具等15日以内	教育対策部
埋葬	原則10日以内	市民生活対策部
遺体の搜索	原則10日以内	本部室（消防団） 総務対策部
遺体の処理	原則10日以内	市民生活対策部
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	原則10日以内	土木水道対策部

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。

6 実施期間の延長

市長は前4に示す実施期間で救助を実施することが困難であると判断する場合は、知事に期間の延長を要請する。

第2節 避難対策

市が防災体制下で発する避難情報の発令から避難所の開設に至るまでの避難対策について、必要な事項を示す。

対策部	住民・自主防災組織・消防団

第1款 避難と避難誘導

市は本編第2章第1節に示す防災体制の判断基準に基づき、避難情報を住民へ伝達する。住民は早めの避難行動を心がけるとともに、本編第4章に示す「避難行動のあり方」をふまえた行動をとるものとする。自主防災組織と消防団、避難支援等関係者は連携して避難誘導にあたるとともに、要配慮者の避難を支援する。職員は避難誘導には原則あたらず、自助と共助による避難行動を支援する。なお、市は消防団員でもある職員は原則、消防団員としての活動を優先する配備を計画するものとする。

避難行動の手順

- 1 電気のブレーカーを落とす（通電火災を防ぐ）
- 2 戸締りをする
- 3 非常持出品を入れたリュックサックを背負う
- 4 状況に応じ荷物は最小限にする
- 5 避難行動のあり方（第4章）をふまえ早期に行動する
- 6 避難は原則、徒歩で行うが、自動車を利用せざるを得ない場合は特に早期に行動する
- 7 高齢者や子どもなどの要配慮者を介助する
- 8 家族とともに事前に打ち合わせた避難場所へ避難する
- 9 自主防災組織などが決めた集合場所があればそこへ集合する

対策部	本部室・教育対策部・避難所担当職員・小中高等学校・健康福祉対策部

第2款 避難所の開設と運営

市長は事前に指定する避難所から必要な避難所を選定し、開設を指示する。職員配備計画に示す避難所担当職員は、しそ防ネットを通じてメールで配信される避難所開設指令（警戒期のおおむね1号～2号配備の時期）を受け、直ちに避難所を開設するとともに、避難者の受入れにあたる。なお、市長は被害の状況に応じて、事前に指定する避難所のほか、自治会施設や民間施設に協力を求め、これらの施設の中から、事後に避難所を指定することができる。

1 指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設（◎災害の種別や程度によって開設できない場合もある）

番号	校区	指定避難所	収容 人員 (人)	洪水時	河川氾濫時の浸水想定深	土砂災害警戒 区域	地震時	大規模 火災時
1	山崎西中	山崎小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
2		山崎西中学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
3		宍粟防災センター	100	○	－	－	○	×
4		県立山崎高等学校	200	○	－	該当	○	○
5		相生学院宍粟校（旧土万小学校）	100	○	－	－	○	○
6		山崎西小学校	200	○	－	該当	○	○
7	山崎南中	山崎南小学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
8		山崎南中学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
9		旧戸原小学校	100	△	3.0～5.0m	該当	○	○
10	山崎東中	河東小学校	200	△	5.0～10.0m	該当	○	○
11		神野小学校	200	△	3.0～5.0m	該当	○	○
12		山崎東中学校	200	○	－	該当	○	○
13		薦沢小学校	100	○	－	該当	○	○
14		旧都多小学校	100	△	0.5～3.0m	該当	○	○
15		生涯学習センター学遊館	100	△	0.5m未満	該当	○	○
16	一宮南中	はりま一宮小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
17		一宮南中学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
18		スポニックパーク一宮	200	○	－	－	○	○
19		県立伊和高等学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
20		県立森林大学校（旧染河内小学校）	100	○	－	該当	○	○
21	一宮北中	旧下三方小学校	100	○	－	該当	○	○
22		一宮北中学校	200	△	0.5～3.0m	該当	○	○
23		ゲストハウス繁盛校（旧繁盛小学校）	100	△	0.5～3.0m	－	○	○
24	波賀中	波賀中学校	200	△	0.5～3.0m	該当	○	○
25		波賀小学校	200	○	－	該当	○	○
26		波賀B＆G海洋センター	100	△	5.0～10.0m	該当	○	○
27		旧野原小学校	100	△	5.0～10.0m	－	○	○
28	千種中	千種小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
29		千種中学校	200	○	－	－	○	○
30		県立千種高等学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
合　　計			4,900					

○：使用可 △：状況により使用可 ×：使用不可

2 指定緊急避難場所

公園・広場等

番号	指定避難場所	収容 人員 (人)	洪水時	河川氾濫時の浸水想定深	土砂災害警戒区域	地震時	大規模火災時
1	夢公園	—	×	5.0～10.0m	—	○	○
2	本多公園グラウンド	—	×	5.0～10.0m	—	○	○
3	城の子公園	—	×	3.0～5.0m	—	○	○
4	かみかわ緑地公園	—	×	3.0～5.0m	—	○	○
5	神野運動公園	—	×	0.5～3.0m	該当	○	○
6	山崎スポーツセンター	—	×	0.5～3.0m	該当	○	○
7	土万運動公園	—	×	0.5m未満	—	○	○
8	菅野防災広場	—	×	0.5～3.0m	—	○	○
9	御形公園広場	—	×	0.5～3.0m	—	○	○
10	家原遺跡公園	—	○	—	—	○	○
11	みかた四季公園	—	○	—	該当	○	○
12	波賀総合スポーツ公園	—	×	3.0～5.0m	該当	○	○
13	波賀市民グラウンド	—	○	—	—	○	○
14	エーガイヤ屋内運動施設	—	×	0.5～3.0m	—	○	○

◎地震及び大規模火災時においては公園や野球場、学校のグラウンド等を指定する。

3 開設基準

地域防災拠点（市役所本庁舎、各市民協働センター、三方町出張所）の管轄範囲を単位として、市長が次表に示す基準をもとに指定避難所の開設を指示する。必要に応じて個別に開設することもあるが、避難所開設の遅れが避難行動に支障を生じさせるおそれもあることから、原則として地域防災拠点を単位として、同時期一斉に開設するものとする。また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。なお、判断は開設基準のほか、神戸地方気象台の助言や現場の巡視、自主防災組織や消防団の通報などをもとに総合的に行う。市の防災体制は本編第2章第1節に示す「防災体制の判断基準」による。

指定避難所の開設基準（原則として地域防災拠点を単位とする）

開設する避難所	河川水位等	職員配備の状況
一部の指定避難所（中学校区に1～3か所程度）	水防団待機水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき	おおむね1号配備
全指定避難所の開設	氾濫注意水位に達するおそれがあるとき	おおむね2号配備

4 受入対象者

避難所に受入れる対象者は、次に定めるとおりとする。ただし、発災前後は条件を満たすか否かの判断が困難であるため、厳密に区分することなく受入れるものとする。

（1）災害による被災者

- ① 住家が被害を受け居住の場所を失った人
- ② 災害に遭遇し避難が必要な旅行者
- ③ 道路等が通行できず帰宅できない人

（2）災害により被害を受けるおそれがある人

- ① 避難情報等の発令のある区域の人
- ② 緊急に避難する必要のある人

5 教職員等の応援

市立小中学校の教職員等は、災害対策本部の要請に基づき、市の避難所担当職員の補助にあたる。なお、市の避難所担当職員に事故があるときは、避難所の開設と運営に自らあたるものとする。

6 開設期間の延長

避難所の開設期間はおおむね7日以内とするが、被害の状況や避難者数等を考慮し、県と協議の上開設期間を延長する。

7 避難所の開設

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやしーたん通信、市公式SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

8 避難所の開設手順

避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

順	項目	内容
1	事前準備	災害対策本部から開設指令がある前に、携帯電話の充電を完了させるとともに、「避難所開設・運営マニュアル（各様式含む）」、筆記具、懐中電灯、携帯電話充電器などを準備し、リュックサックなどで携行する。
2	施設の解錠と開門	門を大きく開き、敷地内のすべての照明（外灯を含む）を点灯させる。体育館などは暗幕カーテンを開き、夜間でも避難経路が明るく照らされるようにする。
3	避難者への協力要請	避難者に対して協力を呼びかけ、手分けして開設準備にあたる。
4	施設の安全確認	建物と周囲に異常がないかを目視で確認する。柱や壁、周囲の崖に亀裂があるなど、危険な要素がある場合は、他の避難所へ移動させるなどの措置を検討するとともに、本部室（現地災害対策本部）へその旨を連絡する。
5	開設の報告	開設準備が整えば、本部室（現地災害対策本部）へ報告する。また、避難所までの経路に危険な箇所があった場合にはその旨もあわせて連絡する。
6	避難者の受入れ	高齢者や障がいのある人などの要配慮者を優先して避難所へ誘導するとともに、世帯ごとに避難者名簿を配付し記入を依頼する。
7	避難者数の報告	世帯から回収した避難者名簿をもとに、避難者数を集計する。初動期における本部室（現地災害対策本部）への報告は、開設直後から1時間おきに行う。翌日からは本部室が指定する時刻（おおむね1日1回）に報告する。なお、避難者の中に治療を要する人がある場合は、本部室へ救援を要請する。
8	居住組（班）の編成	共同生活を行う単位となる居住組（班）を編成する。原則として隣保を1つの単位とし、それぞれ組（班）長を選出する。避難生活が続く場合、居住組がリーダーの選出や避難所のルール作りに役立つ。なお、旅行者などの地域外の人はまとめて一つの居住組とする。
9	居住場所の割当	居住組ごとに居住場所を割り振る。高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児などは、施設の1階にある和室や空調設備の整った部屋を優先して割り振る。
10	避難所運営委員会の設置	住民による運営が行えるよう居住組の組長からなる避難所運営委員会を設置し、リーダーを選出する。発災直後は1日1回、夕食時に開き前夜の会議以降に生じた問題点について協議する。はじめの会議では、避難所の基本的なルール作りや各班の役割、災害対策本部への要請事項などが議題となる。
11	購入物品の記録	避難所で独自に購入した生活用品などは、後に災害対策本部から代金を支払うため、購入物品の記録を残すようにする。様式は「避難所開設・運営マニュアル」に示す。
12	支援物資の記録	避難所へ直接的に提供のあった支援物資などは、物品名や数量、提供者の住所、氏名、連絡先などを記録する。

9 感染症対策

避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

避難所運営に当たっては、感染症予防のための手洗い・うがいの徹底や清掃等の衛生対策に努める。また、含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

10 女性及び要配慮者への配慮

要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

女性のニーズ例

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり 等

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

11 仮設トイレの確保

避難所施設内のトイレが使用できない場合、教育対策部はその復旧措置を図るとともに、応急仮設トイレの設置を市民生活対策部へ要請する。なお困難が続く場合は、県に仮設トイレの確保を要請する。

12 入浴対策

避難生活が長期に及ぶ場合、教育対策部は指定避難所に仮設風呂と洗濯機の設置を進めるものとする。なお、応急的な入浴対策は、官民入浴施設の開放や自衛隊への協力要請により行う。

13 生活環境対策

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

14 大災害における措置

大規模な災害により市内の施設では被災者を収容できない場合には、隣接市町の施設の利用について、県に要請するものとする。この場合、被災者を輸送する手段についてもあわせて検討する。

15 福祉避難所の開設

一般の指定避難所は、必ずしも高齢者や障がいのある人、妊産婦に配慮した構造ではないほか、常に介助を要する人にとっては避難生活を続けることが困難な場所である。これらの住民には、それぞれの特性に応じた専用の避難所である福祉避難所の開設が必要となる。健康福祉対策部は被害の程度や教育対策部の要請に応じて、福祉避難所を開設する。なお、事前に指定する福祉避難所は次に示すとおりであるが、必要に応じて民間の高齢者福祉施設や社会福祉施設に受入れを求めるなどの措置も必要となる。

(1) 市が事前に指定する福祉避難所

地域	施設名	収容人数	浸水想定深	土砂災害警戒区域
山崎地域	宍粟防災センター3階、4階	60人	—	—
一宮地域	一宮市民協働センター	15人	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	波賀市民協働センター	50人	0.5m～3.0m	—
千種地域	千種保健福祉センター	20人	0.5m～3.0m	—

(2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所

地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域
山崎地域	特別養護老人ホームありがとう	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	養護老人ホームだんだん	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	特別養護老人ホームやまさき白寿園	0.5m～3.0m	該当
山崎地域	特別養護老人ホームしそうの杜	3.0m～5.0m	—
山崎地域	グループホームやまなか	—	—
山崎地域	小規模多機能型居宅介護施設すまいる	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	しそう自立の家	0.5m～3.0m	—
一宮地域	特別養護老人ホームまどか園 ※1	—	該当
一宮地域	グループホームまどか園	—	該当
一宮地域	はりま自立の家	—	該当
一宮地域	やすらぎ介護センター	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	特別養護老人ホームかえで園	—	該当
波賀地域	老人保健施設むつみ園	—	該当
波賀地域	グループホームささゆり	0.5m～3.0m	—
千種地域	特別養護老人ホームちくさの郷	—	—

※1 一宮地域 特別養護老人ホームまどか園は、令和7年4月1日に山崎地域に移転予定で、浸水想定深、土砂災害警戒区域共に非該当となる。

(3) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの配慮を必要とする人とする。なお、一時的な避難については、通常の指定避難所に避難を求め、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(4) 福祉避難所の支援要請

健康福祉対策部は、前(1)に定めるもののほか、民間施設に協力を求め、福祉避難所を開設する。なお、市内の施設だけでは対応が困難な場合は、県や他の市町村に受入れを要請する。この場合の要請は、前第5章「広域応援要請及び派遣」に基づき、本部室が行う。

16 要配慮者への配慮

(1) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(2) 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

(3) 食料、生活必需品の供給

市は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

(4) 福祉サービスの提供

市は、県と連携し、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がいのある人等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障がい福祉サービスの利用が可能であることを留意する。

(5) 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障がいのある人等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

17 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースを避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

18 広域避難・広域一時滞在

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。

また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在有に関する事項について助言を求める。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れを協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

対策部	市民生活対策部・県・避難所担当者

第3款 愛玩動物の対策

1 放置された愛玩動物の対応

市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設

置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

2 避難所等における愛玩動物の対応

指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。市は、必要に応じ、家庭動物のためのスペース及び資材を確保し、動物救援本部に対し、動物の受入状況等について情報提供する。

対策部	健康福祉対策部・避難支援等関係者・民生委員・児童委員・自主防災組織・消防団

第3節 要配慮者の支援

健康福祉対策部は、第2編第3章第13節の「要配慮者対策への備え」に基づき、避難行動要支援者の安否を確認の上、避難支援等関係者や自主防災組織などと連携し避難行動を支援する。本節では再度、避難行動要支援者の定義を確認するとともに、その対策を示す。

1 要配慮者と避難行動要支援者の定義

要配慮者とは適切な避難行動を一人で行うことが困難な人のことで、一般的には高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、日本語に不慣れな外国人などのことをいう。一方で避難行動要支援者とは前述の要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、自力で避難することが困難な人をいう。市は真に支援を要する避難行動要支援者を次のとおり定義し、重点的に避難対策にあたる。

市が定義する「避難行動要支援者」

生活の基盤が自宅にあり、避難時に支援を要する次の（1）～（6）の人

- （1）要介護認定3～5
- （2）身体障がい者手帳1、2級
- （3）療育手帳A
- （4）精神障がい者保健福祉手帳1級
- （5）難病認定者（県から情報提供がある人）
- （6）市又は自主防災組織などが支援の必要性を認める人

2 避難誘導体制

健康福祉対策部は避難情報の発令状況や避難所開設状況を把握した上で、個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難誘導を行う。地域の連絡窓口は①避難支援等関係者、②民生委員・児童委員、③自主防災組織の連絡員、④自主防災組織の会長が担うものとする。不在者を想定し複数のルートを設けるが、状況に応じて一部の構成員に過度な負担をかけないように配慮する必要がある。特に自主防災組織の会長は避難行動を総括する立場にあるため、できるだけ①避難支援等関係者、若しくは②民生委員・児童委員を優先する。

なお、避難支援等関係者や自主防災組織で対応できない事態が生じた場合は、地元の消防団、若しくは消防署へ救助を要請する。

3 専門家による支援

市は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、セラピスト、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

4 外国人への情報伝達等

外国人市民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語等による情報提供、相談を行う。

（1）外国人の被災情報の把握

県、県警察本部、外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。また、外国人団体等に照会してニーズを把握する。

(2) 外国人への情報提供

外国人相談窓口を開設するよう努める。

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市は、県と連携し、社会福祉施設の被害状況調査を行う。また、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 災害障がい者（災害で障がいを負った方）への対応

市は、県と連携し、災害で障がいを負った方の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

災害で障がいを負った方は入院等で被災地外に移動する場合があります、また、障がい固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

7 災害遺児（災害で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

(1) 災害遺児の把握と支援の実施

市は、県と連携し、災害遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

災害遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

(2) 民間支援団体等との連携

災害遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

8 その他必要な事項

要配慮者の避難所生活に必要な対策や必要な事項は、第2編第3章第13節の「要配慮者対策への備え」に示す。

対策部	本部室・西はりま消防組合・現地災害対策本部・土木水道対策部・産業対策部

第4節 孤立集落対策

土砂災害などで集落が孤立した場合に必要な応急対策を示す。なお、被害が甚大な地域ほど情報が入らないものであるため、孤立する可能性がある集落については、特に市が情報を収集するよう努める必要がある。

1 孤立可能性集落

災害により孤立するおそれがある孤立可能性集落は、次表のとおり22集落を想定している。土木水道対策部は緊急輸送道路のほか、これら集落へのアクセス道路についても巡視を強化する。なお、同集落の自主防災組織や消防団は、特にアクセス道路の状況を市へ通報するとともに、平常時から第2編第3章第8節の「家庭内備蓄の推進」に示す物資のほか、ジャッキやバール、ロープなどの救助用資機材の整備に努める必要がある。

孤立する可能性がある集落

集落名	集落のおおよその中心位置		ヘリコプターの駐機スペース				事前に想定するホイスト地点	
	緯度	経度	使用できる機種	使用条件	緯度	経度	緯度	経度
大谷	N35° 03'16.68"	E134° 31'41.99"	—	—	—	—	N35° 03'14.38"	E134° 31'34.64"
上ノ上	N35° 06'10.14"	E134° 30'09.11"	—	—	—	—	N35° 05'50.84"	E134° 30'04.57"
柿	N35° 03'30.84"	E134° 32'29.51"	小型機	災害時	N35° 03'02.52"	E134° 32'34.69"	N35° 03'02.52"	E134° 32'34.69"
三谷	N35° 01'09.24"	E134° 34'17.51"	小型機	災害時	N35° 01'04.10"	E134° 33'51.59"	N35° 01'04.10"	E134° 33'51.59"
小茅野	N35° 06'29.61"	E134° 28'53.51"	小型機	災害時	N35° 06'27.84"	E134° 29'30.88"	N35° 06'27.84"	E134° 29'30.88"
塩田	N35° 03'21.99"	E134° 28'53.51"	小型機	災害時	N35° 03'20.04"	E134° 28'53.94"	N35° 03'21.10"	E134° 28'55.02"
上ノ下の一部	N35° 04'32.79"	E134° 30'26.39"	—	—	—	—	N35° 04'31.37"	E134° 30'19.48"
深河谷	N35° 08'38.82"	E134° 35'22.31"	小型機	災害時	N35° 08'39.70"	E134° 35'22.74"	N35° 08'24.48"	E134° 35'36.78"
倉床の一部	N35° 14'46.98"	E134° 39'00.47"	—	—	—	—	N35° 14'08.21"	E134° 39'00.25"
千町	N35° 11'48.21"	E134° 41'23.03"	小型機	災害時	N35° 11'25.73"	E134° 41'05.10"	N35° 11'25.73"	E134° 41'05.10"
草木	N35° 11'19.89"	E134° 39'30.71"	小型機	災害時	N35° 11'01.48"	E134° 40'02.68"	N35° 11'01.48"	E134° 40'02.68"
福知の一部	N35° 09'39.00"	E134° 39'24.23"	—	—	—	—	N35° 09'35.46"	E134° 39'30.28"
西公文の一部	N35° 13'57.42"	E134° 36'29.27"	—	—	—	—	N35° 14'15.82"	E134° 36'21.92"
黒原の一部	N35° 12'48.39"	E134° 40'18.23"	—	—	—	—	N35° 12'58.65"	E134° 40'17.36"
河原田の一部	N35° 13'07.86"	E134° 34'56.39"	—	—	—	—	N35° 13'05.73"	E134° 34'58.98"
音水	N35° 13'45.03"	E134° 31'26.87"	—	—	—	—	N35° 13'44.67"	E134° 31'29.24"
野尻の一部	N35° 11'09.27"	E134° 31'29.03"	—	—	—	—	N35° 11'05.02"	E134° 31'23.63"
日ノ原	N35° 13'16.71"	E134° 31'44.15"	—	—	—	—	N35° 13'14.41"	E134° 31'52.14"
鹿伏の一部	N35° 15'36.54"	E134° 33'10.55"	—	—	—	—	N35° 15'35.30"	E134° 33'13.36"
岩野辺の一部	N35° 09'31.92"	E134° 29'12.95"	—	—	—	—	N35° 09'29.44"	E134° 29'09.28"
西河内の一部	N35° 12'14.76"	E134° 25'52.07"	—	—	—	—	N35° 12'10.69"	E134° 25'51.20"
七野の一部	N35° 07'47.49"	E134° 25'58.55"	—	—	—	—	N35° 07'45.01"	E134° 25'57.25"

2 ヘリコプターの出動要請

孤立集落に緊急医療が必要な患者がある場合やアクセス道路の復旧に目途が立たない場合は、本部室、又は西はりま消防組合が県消防防災ヘリコプターや自衛隊機の出動を要請する。この場合、現地の活動地点などは、GPSを利用し座標を取得する。前1の表中に示す数字は、孤立可能性集落のGPSによる位置情報のほか、同集落内に想定するヘリコプターの駐機スペースとホイスト地点を示す。現地にGPS端末がない場合は、住所のほか、表中に想定する緯度・経度を要請先に伝えるものとする。なお、ヘリコプターの出動要請手続きは、前第5章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

3 道路の啓開

土木水道対策部と産業対策部は、アクセス道路の応急復旧工事を実施し、3日以内の孤立解消をめざす。なお、応急復旧工事は市が直営で行うほか、前第5章第4節第4款に示す協定締結事業者に応援を要請し実施するものとする。

4 通信機器の確保

一般加入電話や携帯電話などの通信が断たれた場合、県消防防災ヘリコプターや自衛隊機により孤立する集落へ本編第3章第1節に示す衛星携帯電話を持ち込み、現地との通信を確保するものとする。この場合、現地集落が救助を要請する可能性もあることから、位置情報を示すGPS端末もあわせて携行する。

5 ヘリコプター臨時離着陸場適地（再掲）

市が県に登録するヘリコプター臨時離着陸場適地は次のとおりである。前1に示す駐機スペースとあわせ必要に応じて活用する。

ヘリコプター臨時離着陸場適地

番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ
西161	山崎スポーツセンター 野球場	山崎町下町1	山崎スポーツセン ター	62-1880	川崎CH-47J	90m×90m
西162	本多公園グラウンド	山崎町中井26- 1	まちづくり推進課	63-3000	川崎パートル KV-107	110m×60m
西163	かみかわ緑地公園	山崎町岸田521	住宅土地政策課	63-3000	川崎CH-47J	150m×95m
西166	スポニックパークー宮 グラウンド	一宮町東市場 1090-3	指定管理者 同施設管理棟	72-1331	川崎パートル KV-107	120×120m 扇形
西168	伊和高等学校グラウン ド	一宮町安積 616-2	同校事務室	72-0240	川崎CH-47J	100×140m
西 播 285	家原遺跡公園「三方の 里」	一宮町三方町 624-1	三方町出張所	74-0001	川崎パートル KV-107	90m×50m
西169	波賀市民グラウンド	波賀町上野 164-6	同指定管理者	75-3811	川崎CH-47J	50m×60m
西170	鹿伏くるみの里グラウ ンド	波賀町鹿伏 175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎パートル KV-107	60m×70m
西171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀97- 1	同指定管理者	75-3811	川崎パートル KV-107	140m×140m 扇形
西172	谷 山村広場	波賀町谷179- 13	波賀市民協働セ ンター	75-2220	AS332L1	50m×60m
西173	千種中学校運動場	千種町河呂60- 1	教育総務課	63-3000	川崎CH-47J	125m×80m
西174	ちくさ高原ネイチャー ランド駐車場	千種町西河内 1047	委託先 同施設管理室	76-3555	川崎CH-47J	80m×170m

第5節 救助救急、医療対策

救助期に行う救出活動から安否確認、行方不明者の捜索までを示す。

対策部	西はりま消防組合・消防団

第1款 救出対策

被災者の救出活動は、西はりま消防組合と消防団が主にその役割を担い、自主防災組織がその補助にあたる。救出が困難な事態がある場合、西はりま消防組合は県消防防災ヘリコプターの出動を県消防防災航空隊へ要請するとともに、本部室にその旨を伝達する。また、救出要請が対応能力を超えると判断する場合は、消防長が「兵庫県広域消防相互応援協定」による応援隊の派遣を姫路市消防局長に、市長が自衛隊及び緊急消防援助隊の災害派遣を知事に、それぞれ要請するものとする。

なお、これらの要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第5章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

対策部	総務対策部・現地災害対策本部

第2款 住民からの安否確認に対する回答

大規模な災害が発災した直後は、住民の安否を確認する通報が市役所へ殺到する。対策部は警察署や避難所などから寄せられる情報を整理し、被災者等の権利利益を侵害することのないよう配慮しながら安否の問合せに対応する。特にDVにより所在を伏せているものの取扱いに注意する。(災害対策基本法第86条の15)

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。

あわせて、市は、県の定める基本方針に基づき対応することとする。

1 受付体制の整備

大規模な災害が発生した直後の混乱期には、被災者の家族や親戚などから安否を確認する問合せが殺到することが予想される。対策部は安否確認に関する住民からの照会を他の通報と区分して整理するとともに受付簿を作成し、取りまとめを行い状況によっては対策部内に専属班を設け対応するものとする。

2 安否情報の範囲

発災直後に詳細な安否情報を把握するのは困難であるため、この時期は警察署から寄せられる身元が判明した死亡者の情報のみを取り扱うものとする。生存者の安否は各避難所へ照会するよう伝えとともに、混乱した状況が治まり次第、各避難所の避難者名簿を整理し対応する。適切な情報提供のために必要な場合は、警察等にも依頼し情報の収集に努める。

3 安否情報の回答

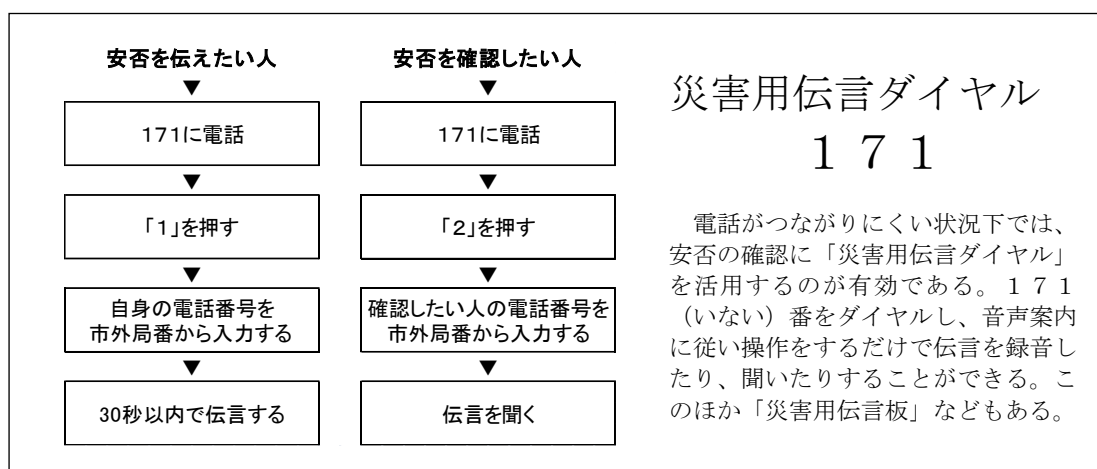
被災者の安否情報の問合せに対しては、照会者から身分証明書の提示を求めるものとし、原則電話での問合せには対応しないものとする。

照会者と被災者との関係により回答できる内容は以下のとおりとする。

- (1) 被災者の同意を得ている場合や同居の親族である場合は、安否、負傷状況、居所等
- (2) 被災者の親族又は職場の関係者等である場合は、安否、負傷状況
- (3) 被災者の知人である場合は、安否情報

4 安否確認手段の伝達

安否を確認する手段として、「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」などがある。対策部はこれらの手段を試すよう問合せで対応するものとする。ただし、当人同士が事前にこれらの存在を知らない場合は、安否の確認ができる可能性は低いと思われる。



対策部	健康福祉対策部・公立宍粟総合病院

第3款 医療、助産対策

医療機関だけでは医療及び助産対策が困難と判断した場合、健康福祉対策部は、救護所を開設し、公立宍粟総合病院及び宍粟市医師会等に救護班の編成と派遣を要請する。なお不足する場合は、直ちに県や自衛隊に医療チームの派遣を要請するものとする。要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第5章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

1 救護所の設置基準

- (1) 医療機関が被害を受け、医療機能が低下したとき
 - (2) 患者が多数で医療機関の対応が困難であるとき
 - (3) 被災地と医療機関の距離、傷病者数と搬送能力などから被災地での医療が必要なとき
- 市内の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、宍粟市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 災害時を想定した医療体制の検討

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と調整し、災害時に必要となる次の事項について、連携した受援体制の構築を図る。

- (1) 救護班の編成
- (2) 救護所の設置
- (3) 医薬品の備蓄（調達）
- (4) トリアージの実施（トリアージタグの備蓄）
- (5) 重症患者の搬送体制
- (6) その他必要な事項

3 救護所の設置予定場所と収容人員

救護所は原則として被災地に隣接する公共施設に開設するものとする。想定する施設は次のとおりである。ただし、屋内施設が確保できない場合は、小中学校のグラウンドや公園スペースなどを活用するものとし、救護テントなどの資機材の確保を医療チームの派遣要請とあわせ行う。

救護所設置予定施設

設置予定施設名	収容人員(人)	備考
指定避難所	—	公共施設のみを想定
宍粟市山崎文化会館	100	
一宮市民協働センター	50	
波賀市民協働センター	50	
千種保健福祉センター	50	
その他公共施設	—	被災地近隣施設

4 医薬品の供給

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と連携し、必要な医薬品の確保に努めるとともに、不足するものについては、本章第7節に示す方法により県機関や被災地域外の企業などから協力を求める。

5 書籍類及び帳簿等の整備

医療及び助産を施した場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 医薬品衛生材料受払簿
- (3) 救護班活動状況
- (4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (5) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (6) 助産台帳
- (7) 助産関係支出証拠書類

対策部	本部室・総務対策部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署

第4款 行方不明者の搜索

対策部は受け付けた搜索願や自主防災組織から寄せられる情報をもとに、行方不明者リストを作成し、警察署に提供する。消防団は警察署と連携し行方不明者の搜索を実施する。なお、不足する場合は、自衛隊の災害派遣など本編第5章に示す「広域応援要請及び派遣」を活用するものとする。

1 搜索期間

災害救助法では行方不明者の搜索は災害発生の日から10日以内とされる。通常4日目以降の生存率は極端に下がることから、3日目までは救出のための搜索、4日目以降は遺体の搜索として扱う。

2 搜索期間の延長

災害発生の日から11日以上が経過しても、なお遺体を搜索するやむを得ない事情がある場合は、知事に期間の延長を求める。

3 行方不明者を発見した場合の措置

搜索中に行方不明者を発見した場合、直ちに警察署と本部室、西はりま消防組合に発見日時や場所、状況などを連絡する。

4 搜索のために支出する費用

搜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合、兵庫県災害救助法施行細則に定められた限度内において県の負担となるが、その他の場合は市が負担する。搜索のために支出する費用の範囲は、重機その他搜索に必要な機械や器具等の借り上げ費、修繕費及び燃料費とし、その額は限度内における実費とする。

5 書籍及び帳簿等の整備

搜索を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録簿
- (2) 物資受払状況（被災者救出用等機械器具及び燃料等）
- (3) 被災者救出状況等記録簿
- (4) 救出用等関係支払証拠書類

対策部	本部室・現地災害対策本部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署

第6節 旅行者への対策

対策部は警察や交通機関の管理者などと協力し、宿泊施設の旅行者や自力で帰宅することが困難な滞留者に対し、避難行動などを支援する。

1 旅客者の安全確保

対策部は警察署と連携して公共交通機関に避難情報などを伝達し、旅客者の安全確保を求める。事業者は道路施設や車両の安全性を確認し、旅客者の安全を確保する。なお、事業者が安全性を確保できない場合は、直近の指定避難所へ旅客者を誘導する。

2 宿泊客等の安全確保

対策部は警察署と連携して宿泊施設や観光施設の管理者に気象情報や避難情報を伝達し、安全確保を求める。施設の管理者は施設の安全性を確認し、宿泊客等の安全を確保する。施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた施設の宿泊客を安全な施設へ移送するなどの措置を実施するものとする。なお、施設管理者が安全を確保できない場合は、直近の指定避難所へ宿泊客等を誘導する。

対策部	教育対策部・健康福祉対策部

第7節 物資（食料と生活必需品）の供給対策

災害により食料や生活必需品が確保できない被災者に対して、速やかに供給を行い、人身の安全に万全を期するものとする。

1 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者や乳幼児、障がいのある人に対して優先的に供給するものとする。また、食物アレルギー対象者等への供給には十分注意を払うものとする。

- (1) 避難所等に避難する被災者
- (2) 住家が被害を受け炊事ができない人（在宅被災者）
- (3) 病院やホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

(4) 災害応急対策に従事する人

2 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が被害を受けた人
- (2) 被服や寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した人
- (3) 生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

3 物資の確保

教育対策部は避難所へ配送する食料や生活必需品を公的備蓄品（資料編に掲載）のほか、本編第5章に示す民間事業者との協定や県への応援要請を活用し確保、配送するものとする。避難者から必要とされる食料や物資は時間の経過とともに変化するため、避難所を運営する教育対策部は、健康福祉対策部と連携して必要な物資を確保するものとする。健康福祉対策部は、実施に当たり高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

なお、急を要する場合は避難所から直接、供給可能な最寄りの商店へ物資の発注を行えるものとし、その指示は教育対策部が行う。この場合、あわせて発注記録を残すよう伝える。

必要とされる食料や生活必需品（再掲）

被災状況	発災直後 ライフライン断絶	発災～3日目 ライフライン断絶	3～4日目 電気、水道一部復旧	5日目以降 電気、水道復旧
食料品の条件	調理不要の食品		主食＋副食品	自炊食材
食料品	アルファ米 乾パン 水 粉ミルク	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料	カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 味噌・醤油・塩
	粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品			
医薬品	医薬品、医療器具、医療用品			
燃料等	LPGガス、LPGガス器具（卓上ガスコンロ）、小型エンジン発電機			
生活必需品	毛布、哺乳ビン、タオル、トイレットペーパー、生理用品、ティッシュペーパー、カイロ、軍手、ロープ、バケツ、ポリタンク、マッチ、ライター、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、ポリ袋、雨具、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、せっけん、洗面セット、紙皿、茶碗、紙コップ、箸、スプーン、文房具、防犯ブザー、ホイッスル、仮設トイレ等			
衛生物資	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、靴カバー、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等			

※障がいのある人等に対する車いす、補聴器、ストマ用器具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する

4 県への要請

食料の供給が困難な場合又は緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請する。

- (1) 供給あつせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(6) その他参考となる事項

5 不足する物資の募集

近隣から物資を調達できない場合、健康福祉対策部は市のホームページや報道機関を通じて物資を募集する。

(1) ニーズの把握

一般的に夏の水害ではタオルやTシャツなどが、冬の災害では毛布やバスタオルなどが大量に必要となる。健康福祉対策部は、避難所を運営する教育対策部を通じて被災者が必要とする物資を把握する。

(2) 募集記事に明記する事項

物資の整理に時間を費やさないよう必要な物資を必要な数量だけ確保することや、扱いが困難な古着や生ものが届かないようにすることなど、募集に当たっては次の項目を明記する。

- ① 必要とする物資と数量
- ② 最低受付個数
- ③ 受け付けない物資（古着や生ものなど）
- ④ 内容物表示（品名、数量、サイズ）の依頼
- ⑤ 届け先
- ⑥ 問合せ先

(3) 募集した物資の整理保管

受け付けた物資は種類別に台帳に記録し、内容物の表記がある面を表側にして、種類別に積み上げる。なお、物資の出入りがある場合はその都度、台帳に記録し在庫管理を徹底する。なお、物資の一時集積場所や配送の手段は、第2編第3章第5節第5款に示す。

6 食料の供給における留意

すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、食物アレルギーや文化的配慮を十分に周知できるよう関係機関との調整を図る。この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

- (1) 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。
- (2) 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を「かめない」「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
- (3) 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

7 炊き出しの実施

教育対策部は、各給食センターの被害状況を把握し、炊き出しが実施できるかを検討する。大規模な被害により炊き出しの実施が困難である場合は、県や自衛隊、ボランティアなどに要請を行う。この場合、被災者が平等に機会を得られるよう実施場所などの調整に教育対策部があたる。なお、炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の敷地内を利用するものとする。

8 地域内輸送拠点の確保

状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

対策部	現地対策本部・教育対策部

第8節 給水対策

災害により飲料水が枯渇又は汚染し、現に飲料水に適する水を得ることができない人に対し、必要最小限の飲料水と生活用水の確保を図る。

1 給水対象者

災害により現に飲料に適する水を得ることができない人

2 水源及び給水量

(1) 水源

市は浄水場、配水池、宍粟防災センターに設置する60 t 貯水槽等の給水施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握し迅速に給水を実施する。

(2) 給水量

目標とする給水量は1人1日当たり、3日目までが3 L、10日目までが3～20 L、20日目までが20～100 L、以降は速やかに施設を復旧させ、被災前の水準をめざす。なお、3日目までの給水は、ペットボトルの飲料水を想定しているため、教育対策部が避難所へ配送する物資に必要な量の飲料水がある場合は、4日目以降の給水計画と施設の早期復旧を優先する。

1人1日当たりの目標給水量

期間	水量（1人1日当たり）	水の用途	給水方法
3日目まで	3 L	飲み水	ペットボトル
4～10日	3～20 L	調理、洗面	給水車
11～20日	20～100 L	浴用、洗濯	仮設配管給水
21日目以降	100～被災前の水準	通常生活	各戸給水

3 給水方法

(1) 土木水道対策部は運搬給水基地からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。

① 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い給水基地から給水車等により運搬供給する。

応急給水用資機材の保有状況

種類	数量
給水車（2.8㎡）	1台
ポリ容器（300 L以上）	5個
ポリ容器（50 L以上300 L未満）	2個
ポリ容器（18 L以上50 L未満）	149個
ポリ袋（5 L以上20 L未満）	400袋

(2) 人員や資材が不足する場合は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」による応援や、自衛隊の災害派遣を要請する。なお、要請を行うに当たり、次の事項を明らかにする。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- ⑥ その他必要な事項

(3) 給水は医療機関や救護所、避難所など、緊急性の高い施設から実施する。

4 広報

応急給水を実施する場合には、しーたん通信や広報車を活用し、その日時や場所、1人当たりの給水量などを広報するものとする。

5 給水施設の応急復旧

給水施設が破損した場合は、宍粟市管工事組合と結ぶ「災害等相互応援に係る協定」を活用し、迅速かつ効果的に応急復旧を行う。

第9節 住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住できない世帯に実施する対策の優先順と主要な対策の具体を示す。

第1款 住宅対策の種類と優先順

- 1 災害直後、直ちに市が行う必要のあるもの
 - (1) 避難所の設置
 - (2) 空き家のあっせん（公営住宅及び民間賃貸住宅）
 - (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
 - (4) 仮設住宅の供与、住宅の応急修理、住居の障害物除去
 - (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
 - (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん
- 2 前1に続きできるだけ早期に市が実施すべきもの
 - (1) 住宅金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
 - (2) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
 - (3) 公営住宅法による公営住宅の復旧
 - (4) 罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
 - (5) 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
 - (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
 - (7) 民間住宅の復興に対する支援

第2款 住宅の応急修理

住宅が半壊、半焼又は準半壊し、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない人若しくは大規模半壊した人に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、市がブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。なお、建築業者が不足したり、建築資機材を調達したりすることが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼するものとする。

- 1 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- 2 修理を必要とする戸数
- 3 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- 4 派遣を必要とする建設業者数
- 5 連絡責任者
- 6 その他参考となる事項

第3款 住居の障害物除去

住居に流入した土石等の障害物により、日常生活に著しい支障を及ぼしている人に対し、障害物の除去を行う。なお、対応が困難であるときは県に対し、次の事項を示して応援を求める。

- 1 除去を必要とする住家戸数
- 2 除去に必要な人員
- 3 除去に必要な期間
- 4 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 5 除去した障害物の集積場所の有無
- 6 その他参考となる事項

第4款 仮設住宅の建設

被災者等への応急仮設住宅の建設、管理は市長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行うものとするが、大規模災害など市で対応が困難な場

合には、知事に支援を要請するものとする。

1 供給対象者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した人
- (2) 住居する住家がない人
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することのできない人

2 供給方法

(1) 建設用地の選定

- ① 用地の選定に当たっては、原則として市有地、あるいは公有地とする。平時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。
- ② 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、所有者と賃貸契約を締結するものとする。
- ③ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。
- ④ 身体障がいのある人、高齢者等の要配慮者に配慮した用地とする。
- ⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅及び住宅の応急修理その他の応急工事を迅速かつ的確に実施するため、建設業者と協定の締結を推進するものとする。

3 県への協力要請

大規模災害により市が対応できない場合は、次の事項を県に示して、供給のあっせんを要請するものとする。

- (1) 被害戸数
- (2) 設置を必要とする型別戸数、建設場所
- (3) 連絡責任者

4 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障がいのある人向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮するものとする。

5 入居者の選定

入居者の選考に当たって民生委員・児童委員の意見を確認し、被災者の資力、その他の生活条件等を十分調査の上認定するものとする。また、高齢者、障がいのある人の優先入居等、要配慮者に十分配慮するものとする。

6 生活環境の整備

仮設住宅の整備とあわせて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進するものとする。なお、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

対策部	市民生活対策部・健康福祉対策部

第10節 感染症対策

災害が発生した場合、生活環境の悪化や被災者の病原菌に対する抵抗力の低下など、感染症が蔓延する可能性が高くなる。対策部は龍野健康福祉事務所や自主防災組織、住民などと連携し消毒や予防活動を実施する。

第1款 浸水地域の消毒

家屋が浸水するような水害が発生した場合、感染症が発生するおそれが高まるため、早期に消毒を実施する必要がある。本来なら、消毒はその場所の管理者が行うべきものであるが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条第2項に基づき、感染症を予防する目的で知事が指示した場合は、市が汚染された場所やその疑いのある場所（家屋や工場、店舗を問わずすべての場所）を消毒する。次にその手順と必要な薬剤などを示す。

1 消毒の手順

順	項目	内容
1	浸水した建物の数と地域の把握	本部室や地域の情報をもとに、浸水した建物の数（床下浸水を含む）とその地域を把握する。
2	薬剤と資機材の確保	資機材：作業服（長袖、長ズボン）、ゴーグル、マスク、ゴム手袋、噴霧器、移動用車両 薬 剤：「(2) 消毒に使用する薬剤の例示」による（平成21年台風9号災害では、床下や屋外には消石灰を、屋内の壁や床、家財には塩化ベンザルコニウム液を使用）
3	消毒方法の決定	職員が消毒を行うのが原則であるが、状況によっては各戸に薬剤とその使用方法を配付し対応を求める。この場合でも高齢者のみの世帯などについては、職員が消毒を実施する必要がある。 次の事項の消毒を実施する。 1 飲料水の消毒 2 家屋の消毒 3 トイレの消毒 4 芥溜（ごみだめ）、溝渠（こうきょ）の消毒 5 患者輸送用器などの消毒
4	消毒範囲の設定	把握した情報から、消毒が必要な建物や範囲を決定する。後に被害が明らかになった場所はその都度、対応する。
5	人員の確保	人員が不足する場合は、本部室を通じて他の対策部や県、協定に基づく市町村の応援を要請する。
6	実施班の編成	他の市町村の応援要員を受入れた場合、市の職員が各班に1人は入るよう班編成を行う。班編成が決まれば、移動用の車両を班の数だけ確保するよう総務対策部へ要請する。
7	職員研修の実施	薬剤の希釈方法や消毒の方法、注意事項などの研修を行い、応援職員に必要な知識を与える。
8	広報	しーたん通信などで消毒を実施する旨を周知する。また、各戸に対応を求める場合は、薬剤の使用方法などをまとめたビラを作成し、薬剤とともに届ける。
9	消毒の実施	各班に分かれ消毒を実施する。希釈に必要な水は、現地で水道水などを調達する。作業が終了すれば、班ごとに作業日報を作成し、その日の業務を終える。

2 消毒に使用する薬剤の例示 参考文献：水害時の消毒法（社団法人名古屋薬剤師会）

対象	薬剤名	調達先	量の積算	使用方法
床下、屋外	消石灰	農協、ホームセンター	1軒20kg(1表)	全体にまんべんなくふりかけ、飛散しないようジョウロなどで軽く水をまく。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
	クレゾール石けん液	薬局	1軒300ml	30倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
	オルソ剤	薬局	1軒200ml	50倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
壁、床、家財	塩化ベンザルコニウム液	薬局	10%製品の場合、1軒につき100ml	塩化ベンザルコニウム(塩化ベンゼトニウム)の濃度を0.1%に希釈し、噴霧器で散布するか、浸した布でふく。その後は風通しをよくし、乾燥させる。
	塩化ベンゼトニウム液	薬局		※10%製品の場合は100倍に希釈(10mlに水1,000ml) ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意 ※食品工場では消毒用アルコールを使用
食器	次亜塩素酸ナトリウム ※煮沸消毒で対応可(沸騰後30分以上煮沸する)	薬局	—	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.02%になるよう希釈し、水洗いした食器を浸す。5分以上浸した後、自然乾燥させる。 ※界面活性剤が含まれるものは、すすぎが必要 ※10%製品の場合は2mlに水1,000ml ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム	薬局	—	汚染された井戸水は飲まない方がよい。やむを得ない場合のみ煮沸するか、残留塩素が1～2ppmの濃度になるよう調整し、30分以上放置してから飲用する。 ※界面活性剤が含まれるものは使用不可 ※10%製品の場合は水1リットルにつき1滴 ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意
廃棄物集積所の害虫駆除など	スミチオン乳剤	農協 薬局	—	散布方法や対象となる害虫により希釈濃度が変わる。薬剤の使用法を確認のうえ使用すること。

【注意を要する事項】

- 1 泥などの汚れは、薬剤を散布する前に洗い流すか、雑巾などで拭き取る
- 2 長袖、長ズボン、ゴーグル、マスク、ゴム手袋を着用し、皮膚や目に薬剤がかからないようにすること
- 3 皮膚に薬剤が付着した場合は、大量の水と石けんでよく洗い流すこと。目に入った場合は水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けること
- 4 使用する直前に希釈すること
- 5 希釈濃度を守ること
- 6 浄化槽には散布しないこと
- 7 他の薬剤などと混合しないこと
- 8 誤飲を防ぐよう薬剤を小分けにしない。やむを得ない場合は薬剤名を容器に明記すること

第2款 ねずみ、昆虫等の駆除

県（龍野健康福祉事務所）は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条に基づくねずみ族、昆虫等の駆除について、住家の被害戸数などの基準に基づき、その対象地域を定める。対策部は県の指示に基づき、速やかにねずみ、昆虫等の駆除にあたる。

- 1 ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものとする。
- 2 ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

第3款 生活用水の供給等

県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

第4款 報告

- 1 対策部は感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに県に報告する。
- 2 感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

第5款 災害時感染症対策完了後の措置

災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、県に提出する。

対策部	健康福祉対策部

第11節 健康対策

対策部は県（DHEAT）と連携し、被災者のこころのケアと健康管理を行うための巡回健康相談や訪問指導、巡回栄養相談などを実施する。

1 巡回健康相談

- (1) 対策部は県や医師会、応援医療チームなどと連携し、医師や保健師などによる巡回健康相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、健康に関する様々な相談に応じるとともに、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、特に配慮を要する人をはじめ、被災者の心身の健康状況の把握に努めるものとする。支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (2) 巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。また、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。
- (3) サービス提供に向け、県、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う
- (4) 市、県及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

2 巡回栄養相談

対策部は県と連携し栄養士による巡回栄養相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、栄養状態の確認とその改善を図るための指導を行う。

避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。巡回栄養相談の実施に当たり、連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 職員の健康管理

災害対策が長期間に及ぶ場合、対策部は職員の身体的、精神的な健康状態を調査し、その結果を総務対策部に報告するものとする。総務対策部は直ちに異常が認められる職員を休ませるとともに、適切なローテーションを組み直すよう各対策部に指示する。

4 精神科救護所の設置と巡回

県は精神科救護所を設置し、被災された精神障がいのある人の継続的医療の確保と精神疾患の急発を予防するための巡回相談を実施する。

5 食品衛生に関する広報

対策部は、県と連携し、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

対策部	市民生活対策部・消防団・宍粟警察署

第12節 遺体の収容と火葬

災害により多数の死者が発生したと想定される場合、市が警察署や消防団などと連携し、遺体の捜索や収容、火葬などの一連の業務を担い、人心の安定を図る。

第1款 行方不明者の捜索

本章第5節第4款に示す。

第2款 遺体の安置と引き渡し

市は、遺体を発見した場合は、速やかに宍粟警察署へ連絡する。災害による死者や行方不明者が発生した場合、早期に遺体の身元を確認し、遺族に引き渡す必要がある。住民の安否にかかわることであり、また、問合せも殺到するおそれがあることから、迅速な対策の実施が求められる。以下に、多数の遺体が発見された場合の手順と措置を示す。なお、このような事態が発生した場合、市が大規模の被害を受けているものと想定できることから、自衛隊の災害派遣や緊急消防援助隊など、本編第5章に示す「広域応援要請及び派遣」を最大限に活用し、即時に対策を実施するものとする。

遺体の収容から引き渡しまでの手順

順	項目	内容
1	遺体数の把握	本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の収容数を想定する。
2	遺体安置所の選定	次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。 ・屋内施設を基本とする。 ・市内に複数箇所を確保する。 ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。 ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有すること。 ・照明設備、水道設備を有していること。
3	協力の要請	医師会と葬祭事業者、消防団に次の処置について協力を求める。 医師会：遺体の縫合 葬祭事業者：棺とドライアイスの確保、遺体の搬送と洗浄、消毒 消防団：行方不明者の捜索
4	遺体の収容	捜索により発見された遺体を搬送、収容し、発見の日時や場所、氏名などを確認の上、情報を表記する札を掲示するとともに、遺体処理台帳を作成する。
5	遺体の検視、検案	警察官の検視と医師の検案が速やかに行われるよう協力する。
6	遺体の処置	医師会と葬祭事業者の協力のもと、遺体の洗浄と消毒、縫合を行い、棺にドライアイスとともに収め安置する。
7	遺体の身元確認	警察署と連携し身元引受人の発見に努めるとともに、行方不明者に関する遺族の相談に応じる。数多く身元不明者がある場合は、遺体ごとに身体の特徴や服装、人相などを用紙に記すか、所持品などを写真に収めるなどにより掲示する。
8	遺体の引き渡し	身元が判明した場合は、だれにいつ引き渡したかを遺体処理台帳に記載し、遺族に引き渡す。
9	行旅死亡人の処理	一定の期間、安置しても身元が確認できず、引取人のない遺体は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定に基づき処理する。
10	期間の延長	処置期間（10日以内）が不足する場合は、県知事に処置期間の延長を要請する。

第3款 遺体の埋火葬

災害による死者が多数ある場合、市内斎場施設の被害状況を確認の上、全遺体の火葬処置を検討する。次に、市が埋葬を行う基準とその手順などを示す。

1 埋葬の基準

市が埋葬を実施する基準は次のとおりである。

- (1) 緊急避難を要するため、遺族が埋葬を行うことが困難である場合
- (2) 遺族がない場合
- (3) 墓地や火葬場の浸水、流失等により個人では埋葬を行うことが困難な場合
- (4) その他埋葬を行うことが困難な場合

2 遺体の埋火葬手順

順	項目	内容
1	遺体数の把握	本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の数を想定する。
2	市営斎場の状況確認	市営斎場の被害やライフラインの状況、斎場職員の出勤状況を確認し、火葬に必要な物品（火葬用品、灯油、骨つぼなど）の調達を依頼する。なお、斎場に被害がある場合は、復旧見込みを確認する。
3	火葬方法の検討	① 死者数や被害状況、市営斎場の機能を総合的に判断し、全遺体の火葬計画を策定する。 ② 県に被害状況を報告し、必要があれば市外斎場の利用について協力を要請するとともに、その利用方法を調整する。
4	斎場利用の情報提供	火葬計画に基づき、遺族に市内外で利用できる斎場やその日時などの情報を提供する。
5	遺体の火葬	① 埋火葬許可書を発行し、斎場へ遺体を搬送する。搬送手段の確保が困難な場合は、関係機関やボランティアへ協力を要請する。 ② 市外の斎場を利用する場合は、当該火葬場と協議し、遺体を搬送する。 ③ 埋火葬台帳を作成し、埋葬年月日や死亡者氏名、埋葬費などを記す。
6	遺骨、遺留品の一時保管	遺骨と遺留品を遺体が収容されていた安置所に一時保管する。
7	期間の延長	火葬期間（10日以内）が不足する場合は、県知事へ火葬期間の延長を要請する。

3 市営斎場

斎場名	所在地	電話番号
あじさい苑	姫路市安富町安志726	66-3353
しらぎく苑	宍粟市一宮町杉田503-3	72-0912
つつじ苑	宍粟市千種町千草793-6	76-2210（千種市民協働センター）

第7章 廃棄物処理対策

大規模な災害により発生したガレキや、被災者の生活ごみ、仮設トイレのし尿対策などについて必要な事項を定める。

第1款 班の編成

対策部は次のとおり部内にガレキ対策にあたるガレキ処理班、生活ごみとし尿の処理にあたる清掃班を編成するものとする。

1 ガレキ処理班

ガレキ処理班は、災害により発生する家屋や建築物、構造物などのあらゆるガレキ（災害廃棄物）の処理にあたる。

2 清掃班

避難所や在宅の被災者などのごみ処理、し尿処理にあたる。

第2款 処理の方法

1 ガレキ処理

(1) 情報の収集と全体処理量の把握

計画的にガレキ処理を実施する必要があることから、損壊建物数等の情報を収集し、ガレキの全体処理量を推計する。なお、ガレキ処理の必要性について県へ連絡する。

(2) 仮集積所の確保

大量に発生したガレキの処理には、相当期間を要することから、一時的にガレキを集積する仮集積所を開設する。この場合、分別、再利用、再資源化に留意し、最適な方法でガレキを処理できるよう搬入する。

(3) 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上の支障があるもの等から優先的に撤去するものとする。

(4) 処理方法

現有の資機材を用いて処理を行うが、必要により建設業者等の車両を借り上げ、又は廃棄物処理業者に委託して、迅速に処理するものとする。

2 ごみ処理

(1) 情報の収集

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

処理施設の被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮集積所を確保するものとする。

(3) 生活ごみ・粗大ごみの収集、処理

避難所の生活に支障が生じることがないように避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了するようにする。ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借り上げるとともに被災地住民及び消防団員等の協力を得て迅速に行うものとする。

(4) ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をすることとする。

3 し尿処理

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

しそうクリーンセンターの被害状況と稼動見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をするものとする。

第3款 県等への応援要請

- 1 ガレキ・生活ごみ・し尿等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うものとする。
- 2 近隣市町等で応援体制が確保できない場合、又は最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。
- 3 ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第4款 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市は、県と連携し、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（第3版）（令和5年4月）を参考に対策を行うよう指導する。

第8章 交通輸送対策

道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合、通行者の安全を確保するための交通規制措置や、重症患者の緊急搬送を実施するための交通路の確保が急務となる。また、被災者の食料や生活必需品を確保する上でも輸送路の確保が急がれる。本章では、これらの応急対策について必要な事項を示す。

対策部	本部室・土木水道対策部・現地災害対策本部・宍粟警察署

第1節 交通応急対策

災害が発生するおそれがある場合、土木水道対策部は宍粟警察署や国、県とともに道路パトロールを強化し、異常の発見に努めるとともに、二次災害を防ぐ措置を行う。

1 交通規制の実施

道路パトロールにより土木水道対策部が異常を発見した場合、当該道路管理者と宍粟警察署、本部室へ通報するとともに、二次被害を防ぐためにバリケードを設置し、次表に示す根拠に基づき、交通を規制するための措置を行う。なお、異常の発見者が他の機関である場合もまた同様の措置を行うものとする。

交通規制の実施者とその範囲

実施者	範囲	根拠法
道路管理者	①道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ②道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 通報連絡体制

道路や橋梁などの異常を発見した者は、速やかに警察官、又は市長に通報するものとする。通報を受けた警察官、又は市長は、当該管理者に連絡するとともに、本部室は本編第3章第5節第1款に示す「防災情報の伝達手段」に基づき住民や関係機関に周知する。なお、電力や通信、水道、その他道路占用工作物の被害による場合は、直ちに当該機関に通報する。通報を受けた機関は、それぞれが定める業務計画により、速やかに応急処置を実施し道路交通を確保するものとする。

3 交通規制に伴う措置

交通規制を実施する場合、規制を行う区間や対象、期間などを宍粟警察署に連絡するとともに、立番を配置するなど、交通の混乱を未然に防ぐ措置を実施するものとする。

4 事前の通行規制

国道と中国縦貫自動車道には、利用者の安全を確保するための通行規制基準が設けられている。それぞれの規制基準は次のとおりである。

(1) 国道の通行規制基準

道路名	区間	基準
国道29号	波賀町戸倉～波賀町戸倉峠	連続雨量200mm
国道29号	波賀町原～波賀町戸倉	連続雨量160mm
国道429号	波賀町水谷～一宮町河原田	スネーク曲線雨量100mm

(2) 中国縦貫自動車道の通行規制基準

区間	連続雨量	組合せ雨量	
		連続雨量	時間雨量
滝野社 I C～福崎 I C	280mm	190mm	40mm
福崎 I C～山崎 I C	280mm	190mm	45mm
山崎 I C～佐用 I C	250mm	160mm	45mm
佐用 I C～作東 I C	230mm	150mm	45mm
佐用 J C T～佐用 T B	210mm	150mm	45mm

(3) 県道の通行規制基準

道路名	区間	基準
養父宍粟線	一宮町倉床	連続雨量110mm (24時間雨量)
一宮生野線	一宮町奥福知	連続雨量110mm (12時間雨量)
千種新宮線	山崎町小茅野～千種町鷹巣	連続雨量100mm (12時間雨量)
大沢岩野辺線	山崎町小茅野	連続雨量100mm (12時間雨量)
道谷三方線	一宮町公文	連続雨量110mm (12時間雨量)
上ノ波賀線	山崎町上ノ下	連続雨量110mm (12時間雨量)

第2節 緊急輸送対策

市は定期的に治療を要する難病患者や人工透析患者、又は災害による負傷者の搬送を最優先に、緊急輸送対策を実施する。

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部

第1款 緊急輸送の対象

緊急輸送対策を実施する対象は、おおむね次のとおりとする。

項目	輸送対象の想定
人命救助	・傷病者と救助救急活動の従事者 ・緊急輸送経路の応急復旧に要する人員や物資
被害の拡大防止	・消防水防活動や交通規制等に要する人員や物資 ・政府や県、市の災害対策要員 ・ライフラインの初動応急対策に要する人員や物資
災害応急対策	・食料や飲料水、生活必需品 ・被災地の外へ輸送を要する傷病者や被災者 ・災害復旧に要する人員や物資

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部

第2款 道路の啓開

対策部は人工透析患者や負傷者の搬送路確保を最優先に、第2編第3章第9節に示す緊急輸送路のほか、患者と医療機関を結ぶ市道の啓開を実施する。ただし、旧町間を結ぶ緊急輸送路はすべて国県道であるため、被害が発生した場合は、いかに迅速に管理者へ状況を伝えられるかが重要となる。口頭で被害を連絡するほか、現場のデジタル画像を送信するなどの手段で国県担当者の状況把握を促し、着手を急がせる工夫も必要となる。また、被害規模や被害箇所数などから、管理者の対応が困難であると思われる場合は、復旧事業者が必要に応じて他の事業者を活用できるよう管理者へ助言することも必要である。なお、市道の啓開は市が直営で行うほか、本編第5章に示す「災害時における応急対策業務に関する協定」を活用し迅速に対応する。また、県は、市から要請があり、かつ、市における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、市が管理する市道について、啓開又は災害復旧に関する工事を市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部

第3款 車両の撤去

災害時に道路上において故障や立ち往生車両による緊急車両等の通行不能を解除するため、道路管理者は以下の手順で対応する。なお、下記の行為により生じた損失については、災害対策基本法第82条において損失補償を行うものとする。

1 措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

2 県公安委員会との連携

(1) 指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

(2) 公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

3 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内にある者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとる。

対策部	総務対策部・現地災害対策本部

第4款 車両の確保と緊急交通路の通行

対策部は災害応急対策に要する車両を確保し、各対策部の要請にあわせ配車を行う。

1 車両の確保

市が所有する公用車から災害復旧に使用できる車両を確保し、各対策部の要請に応じて配車の調整を行う。車両が不足する場合は、本編第5章に示す「災害時における障害物除去等の協力に関する協定」に基づく要請を行うほか、県、その他の民間事業者に協力を求めるものとする。なお、数多くの車両を同時に必要とする災害応急対策は、次表のものが想定される。

同時に数多くの車両を要すると想定される業務

項目	対策部	備考
消毒	市民生活対策部	浸水家屋などの感染症対策
応急危険度判定	土木水道対策部	建物の倒壊危険度を判定
家屋被害認定調査	市民生活対策部	罹災証明書に記載する家屋被害の程度を調査

2 緊急交通路の通行

兵庫県公安委員会が災害対策基本法に基づき規制する「緊急交通路」の通行に関しては、公安委員会が発行する「緊急」の標章及び確認証明書が必要となる。その詳細は第2編第3章第9節に示す。

交通規制の実施者

実施者	範囲	根拠法
道路管理者	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
公安委員会	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

3 燃料の確保

緊急通行車両の燃料は、本編第5章第4節第3款に示す「災害時における燃料の優先供給に関する協定」を活用し、速やかに補給を要請する。

第9章 ライフライン対策

電話や電気、L P ガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道などの復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について、必要な事項を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部

第1節 ライフライン事業者との連携

対策部は電話と電気、ガスの早期復旧を図るため、各事業者と次のとおり連絡体制を確立し、被害情報と対策情報を共有するとともに、本編第3章第5節に示す方法により住民へ伝達する。また、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

1 市の連絡窓口

市の対策部（連絡窓口）は、本部室と現地災害対策本部とする。なお、災害対策本部を設置するまでは、市長公室危機管理課と市民局まちづくり推進課が対策にあたる。

市の連絡先

課名等	対策部名等	電話番号	F A X 番号	備考
宍粟市役所 危機管理課	本部室	0790-63-3119	0790-63-3064	直通
		0790-63-3000	0790-63-3061	代表
一宮市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-72-1000	0790-72-1596	代表
波賀市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-75-2220	0790-75-3599	代表
千種市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-76-2210	0790-76-8020	代表

2 電話

住民や消防団などからの通報をもとに、電話の不通状況やその原因を確認し、N T T 西日本兵庫支店災害対策室に復旧を要請する。N T T 西日本は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

N T T 西日本の連絡先

支店等	課名等	電話番号	F A X 番号	備考
兵庫支店（神戸）	災害対策室	078-393-9440	078-326-7363	
	113担当	078-393-8320	078-325-1346	休日・夜間
兵庫支店（姫路）	公共担当	079-225-2877	079-225-2875	
		0120-184244		
電話の故障 （住民の通報先）	—	113	—	固定電話から
	—	0120-444-113	—	携帯電話から

3 電気

住民や消防団などからの通報をもとに、停電の状況やその原因を確認し、関西電力送配電姫路本部に復旧を要請する。関西電力送配電は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

関西電力送配電株式会社の連絡先

支店等	電話番号	F A X 番号	備考
姫路本部	平常時：0800-777-3081	079-227-0615	休日夜間とも

4 ガス

住民や消防団などからの通報をもとに、L P ガスの被害状況を確認し、次に示す事業者に復旧を要請する。各自業者は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

L P ガス取り扱い事業者の連絡先

地域	事業者名	電話番号	F A X 番号
山崎	ホンジョウプロパン（株）	0790-63-1234	0790-62-0096
	(有)長尾商店	0790-62-0245	0790-64-0511
	(株) J A ドリーム住まいるガスセンター山崎出張所	0790-62-8991	0790-63-1771
	三木産業（株）山崎工場	0790-62-0429	0790-64-2037
	三保産業（株）兵庫営業所	0790-63-0695	0790-64-3785
一宮	(有)丸居商店	0790-72-1133	0790-72-1135
	(有)志水礦油店	0790-72-0267	0790-72-0268
	(有)一宮産業	0790-74-0143	0790-74-0143
	(有)小林建材店	0790-72-0121	0790-72-0510
	(株)グリーンホームハリマ	0790-72-1660	0790-72-1668
波賀	(協)波賀ガスセンター	0790-75-2252	0790-75-2252
千種	(有)千種ガスセンター	0790-76-2502	0790-76-2502
—	一般社団法人 兵庫県 L P ガス協会	078-361-8064	078-361-8073

対策部	土木水道対策部

第2節 給水対策

本編第6章第8節に示す。

対策部	土木水道対策部

第3節 水道対策

機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

第1款 災害発生直後の対応

1 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

2 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市は、水道事業者と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

第2款 復旧過程

1 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

2 施設ごとの復旧方法

(1) 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

(2) 送・配水施設並びに給水管

配水池場・ポンプ場については、(1)と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

① 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

② 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

3 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

4 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

対策部	土木水道対策部

第4節 下水道対策

機能が停止した下水道施設の早期復旧を図るため、市は次のとおり応急対策を実施するものとする。

第1款 災害発生直後の対応

1 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施するものとする。

(1) 被害状況の調査と点検

災害発生後、次の事項に留意して、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施するものとする。

① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

② 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ台帳等を作成して実施する。

③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

2 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員や資機材が不足する場合には、県や他の自治体に広域的な支援の要請を行うものとする。

第2款 復旧過程

1 復旧方針の決定

被災箇所への応急復旧に当たっては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して迅速な復旧に努めることとする。

2 施設ごとの応急措置・復旧方法

(1) 管路施設

① 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じるものとする。

② マンホール等からの溢水

(ア) 水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(イ) バキューム等を利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

(ウ) 分流式下水道の汚水管渠からの溢水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

③ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じるものとする。

(2) ポンプ場及び処理場施設

① ポンプ設備の機能停止

損傷箇所などの点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じるものとする。

② 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施するものとする。

③ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めるものとする。

④ 池及びタンクからの溢水や漏水

土のうなどによって流出防止に措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止するものとする。

3 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

第10章 教育対策

災害により教育施設が被災し、又は児童、生徒、園児（以下「児童生徒等」という。）の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急教育を実施し、教育の確保を図るものとする。

1 学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

2 応急教育の実施のための措置

(1) 市教育委員会は児童生徒等の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育事務所を通じて県教育委員会に報告することとする。

- ① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ② 校区の通学路や交通手段等の確保
- ③ 児童生徒等の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ④ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合には、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか学校給食の実施が困難になった場合も報告するものとする。

(2) 教育委員会は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。

- ① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）
- ② 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ③ 災害時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- ④ 被災職員の代替等対策
 - (ア) 複式授業の実施
 - (イ) 二部授業の実施
 - (ウ) 近隣府県、市町等からの人的支援の要請
 - (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - (オ) 教育委員会事務局職員の応援

(3) 災害救助法に基づく措置

市は、学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

① 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

② 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

3 心の健康管理

(1) 被災児童生徒への心のケア

- ① 教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ 教育支援センター、健康福祉部等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

- ① 災害救急医療チーム派遣制度の確立
- ② グループワーク活動の展開

4 教育施設の応急復旧対策

(1) 学校施設の応急復旧対策

被災者が発生した場合は、災害の多少を問わず次のような措置をとるものとする。

- ① 災害直後の施設の被害の範囲、程度、被害部分の位置等を説明する写真を教育事務所を通して県教育委員会事務局に提出する。

- ② 直接的応急復旧

被害を受けた部分について本工事を実施する前に一時的な復旧工事を行う。

- ③ 間接的応急復旧

被害箇所そのものの復旧ではないが校舎が全壊（半壊）したために応急教育計画に基づき体育館の仮設仕切、仮設トイレの設置等を行う。

(2) 学校施設の確保

- ① 校舎

軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。なお、被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、応急復旧が終わるまで応急教育実施予定場所において実施する。

- ② 校庭

校庭の被害については使用に危険のない程度の応急修理を行い、校舎等復旧工事の完了をまって整備する。

- ③ 備品等

被害により、流失、破損等使用不能の児童生徒用机、椅子の補充については、余剰のものを使用する等授業に支障のないようにするものとする。

(3) 社会教育施設の応急復旧対策

市の管理する社会教育施設（図書館等）が災害等により、被害を受けた場合は次のような措置をとる。

- ① 被害の程度、範囲等を調査して教育事務所を通じて電話連絡及び所定の様式により県教育委員会事務局に報告を行う。

- ② 学校施設に準じて応急復旧対策を行う。

(4) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を經由して、県教育委員会に報告する。

5 応急教育実施の予定場所

市教育委員会並びに校長等は、教育施設や児童生徒等の被害の状況を確認し、安全にして適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに実施状況を逐次教育事務所を通じて県教育委員会へ報告する。学校施設の被害が激しく仮設教室の建設が著しく遅延するときは、最寄りの自治会館、社寺等を借り上げて応急教育を実施する。

第11章 農林業対策

災害により農作物、林産物等に被害が発生したときは、的確、円滑な応急対策を実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第1款 農作物応急対策

1 主要作物

対策部は光都農林振興事務所・龍野農業改良普及センター(以下「県」という。)及び兵庫西農業協同組合、ハリマ農業協同組合等(以下「農協等」という。)と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

(1) 水稻

- ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

2 野菜

対策部は県及び農協等と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

3 果樹

対策部は県及び農協等と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

- (1) 露出した根部の覆土(地震により地割れ、地すべり等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

4 花き

対策部は県及び農協等と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

5 しいたけ

対策部は県及びしそ森林組合等と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

第2款 畜産応急対策

1 防疫対策

- (1) 災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ねずみ、害虫等の防除徹底の指導に努めるものとする。
- (2) 市長は、被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を家畜保健衛生所に報告するものとする。
- (3) 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、姫路家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の散布を行う。また、発生のおそれのある疾病については、姫路家畜保健衛生所に要請し、ワクチン接種を行うものとする。
- (4) 伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し、病家畜の出荷停止、死亡獣畜の埋却、家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び畜舎内外の消毒の徹底に努めるものとする。
- (5) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品を確保する。
- (6) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保を図る。

2 飼料の確保

災害時において畜産農家は自給飼料の確保に最大限の努力をするものとし、万一手持飼料が流出し、又は供給機関からの供給が途絶えたときは、市は、県に要請する等飼料の確保に努めるとともに、貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導するものとする。

第3款 林産物災害応急対策

- 1 対策部はしそ森林組合と協力し被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。
- 2 対策部は災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに所有者等関係者に対し、そのけい留を指示するものとする。
- 3 対策部は所有者等関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導するものとする。
- 4 災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病虫害の発生防除のため折損木等の早期除去を所有者等関係者に指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努めるものとする。

第4款 流通対策

対策部は災害発生時において情報収集に努めるとともに、所有者等関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めるものとする。

第12章 二次災害防止対策

災害により公共土木施設が決壊、流出又は埋没等した場合には、復旧及び補強並びに付け替え等応急対策に必要な措置を速やかに講じ、人心の安定、社会経済活動の早期回復を図るものとする。なお、対策部は応急工事を迅速に施工するため、あらかじめ動員の確保、動員の体制及び資材の調達先、調達先からの輸送方法等を定めておくものとする。

1 土砂災害

- (1) 対策部は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (2) 対策部は管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (3) 対策部は危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。
- (4) 対策部は土砂災害警戒区域において異常等が発見された場合、関係機関等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

2 道路、橋梁

- (1) 道路管理者は早急に緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するものとする。
- (2) 道路管理者は危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図るものとする。
- (3) 道路管理者は緊急輸送路について重点的に復旧を行い、交通の確保を図るものとする。
- (4) 道路管理者は危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施するものとする。

3 河川

- (1) 河川管理者は緊急点検を実施し、被害状況を把握の上、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するものとする。
- (2) 河川管理者は危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図るものとする。

4 ため池

- (1) ため池管理者は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
- (2) ため池管理者はそれぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 対策部は危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

5 森林防災対策

- (1) 対策部は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
- (2) 対策部は管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置の推進
 - ③ 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去を行うものとする。
- (3) 対策部は危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

6 農業土木施設

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。

- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

7 宅地防災対策

- (1) 対策部は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
- (2) 対策部は管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の設置
- (3) 対策部は民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

第13章 生活支援対策

前章までは、主に災害救助法に基づく被災者の応急救助策を示したが、本章では被災者の生活の再建に必要な支援策を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部

第1節 総合相談窓口の開設

災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合、対策部は総合相談窓口となる復興支援室を開設する。復興支援室は被災者の相談に応じるとともに、市が実施する支援制度の解説を行う。

1 支援制度の整理と周知

対策部は復興支援室の開設に先立ち、各対策部が実施する支援制度の概要をまとめた冊子を作成し、ホームページに掲示するとともに、自治会や避難所を通じて被災者に配付する。

2 復興支援室の開設

対策部は必要に応じて復興支援室を開設し、前1に示す冊子などをもとに、被災者の相談に応じる。開設場所は「罹災証明書」の発行窓口に併設するものとし、あらかじめその場所を次のとおり想定する。なお、人員が不足する場合は、他の対策部から職員を補充するほか、県に支援を要請するものとする。

復興支援室の開設場所

地域	開設場所	罹災証明書の発行窓口
山崎	宍粟市役所1階 市民ロビー	宍粟市役所1階 税務課窓口
一宮	一宮市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左
波賀	波賀市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左
千種	千種市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左

対策部	市民生活対策部

第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成

被害認定調査をもとに発行する罹災証明書は、家屋の被害程度を市長（火災は宍粟消防署長）が証明するもので、災害救助法による救助や被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税の減免、義援金の支給など、あらゆる支援制度の適用基準となるため、市長は災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、被災者の求めに応じ遅滞なく住家の被害やその他の被害の状況を調査し、被害の程度を証明し交付する。

市長は、被災者援護の効率的な実施に必要な場合は同法第90条の3に基づき罹災証明書の発行基礎となる被害認定調査を基に各種支援措置の実施状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。なお、台帳情報の取扱いについては、本節4の(1)～(5)に示すとおりとする。

1 罹災証明書の発行手順

被害認定調査と罹災証明書の発行手順、必要な措置を次表に示す。なお、被害認定調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施する。必要な調査表や指針などは「内閣府防災情報のページ<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>」に示される。

順	項目	内容
1	方針の確認	次の要素を考慮し、被害認定調査の実施方針と罹災証明書の発行方針を決定する。 ① 被災家屋数 ② 罹災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き ③ 国や県、他の被災自治体の動き ④ 被害認定調査の実施期間 ⑤ 罹災証明書の発行期間 など
2	調査方法の決定	調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施するが、次の事項は被害家屋の状況により決定する。 ① 一定範囲の全棟を調査するか、あるいは自治会や被災者からの申し出によるか（水害の場合は自治会や被災者の申し出によるものとする） ② 外観目視調査と立入調査を別々にするか、あるいは当初から立入調査を実施するか（水害の場合は当初から立入調査とする）
3	実施に関する広報	方針が決まり次第、速やかにその内容を広報する。このとき、罹災証明書と罹災届出証明書との違い、被災建築物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達する。
4	調査範囲の設定	調査の必要な世帯を決定する。後に被害状況が明らかになった場合は必要に応じて追加する。
5	人員の確保	調査人員が不足する場合は他の部署の応援を要請する。さらに必要に応じて県への支援を要請する。なお、職員の派遣期間はできるだけ長期（おおむね7日以上）となるよう調整する。
6	資機材の確保	調査に必要な資機材を準備する。 ① 調査携行品：調査票、住宅地図、デジタルカメラ、ヘルメット、傾斜計（さげふり）、コンベックス、画板 ② 調査員用車両 ③ パソコン、カードリーダー（写真データ取り込み用）
7	罹災台帳の作成	被害認定調査の判定結果を入力するための罹災台帳を作成する。罹災台帳には家屋データや地番、被害状況や住民基本台帳データなどを集約し罹災証明書の発行日欄を設ける。※後に被災者台帳のベース資料とする。
8	班の編成	1班2人の調査班を編成する。うち1人は宍粟市の職員とする。
9	研修の実施	調査方法の研修を実施する。
10	調査の実施	班別に調査を実施し、終了した班から、その結果を罹災台帳に入力するとともに、写真をパソコンに取り込み整理する。
11	結果の通知	判定結果とともに必要な手続きを被災者へ通知する。通知書には整理番号を付番するなど、罹災証明書が効率的に発行できるような措置を行う。
12	罹災証明書の発行	罹災証明書の発行窓口を市役所1階税務課と市民協働センターまちづくり推進課に開設し申請を受け付けるとともに、罹災台帳に基づき、罹災証明書を発行する。
13	被災者台帳の作成	罹災台帳を基に被災者台帳を作成する。外部団体への被災者情報提供の同意書は罹災証明書の発行受付時等に記入を依頼する。
14	再調査の受付	再調査を受け付けた場合、被災者の立会いのもと再調査を実施する。その結果、被災度判定に変更があった場合は、罹災台帳を修正する。
15	判定委員会の開催	再調査で申請者の了解が得られなかった場合は「宍粟市被害家屋等調査判定委員会規程」に基づき判定委員会を開催する。専門知識を有する建築士や不動産鑑定士、学識経験者など、委員会への出席を要請する必要がある場合もある。

2 証明書の種類

罹災証明書は本来、住家を対象に罹災の事実とその程度を世帯ごとに証明するもので、様々な支援制度の適用基準となるものである。しかし、一方では民間事業者の損害保険金の請求などにも利用されるため、住家以外の建物などを対象とした被災証明書、物品を対象とした罹災届出証明書を求められる場合がある。このため、市は次表の区分により証明書を取り扱うものとする。

なお、証明書の交付番号は発行にあたる課の文書番号を使用するものとするが、緊急時でそのいとまがない場合は適宜、発行元が分かる記号などを付し付番できるものとする。

罹災証明書等の種類

名称	対象	証明する事項	証明書の用途
罹災証明書	住家（店舗や倉庫などとの併用住宅を含む）	罹災の事実とその程度	各種の被災者支援制度
被災証明書	非住家	被災の事実とその程度	損害保険金の請求など
罹災届出証明書	主に物品	罹災の届出があった事実	損害保険金の請求など

3 被災者台帳の掲載・記録項目

被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

被災者台帳には以下の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他連絡先
- (9) 世帯構成
- (10) 罹災証明書の交付状況
- (11) 市長が台帳情報を宍粟市以外の者に提供することに被災者本人の同意がある場合の提出先
- (12) 前号に定める提出先に情報提供した場合の、日時とその旨
- (13) その他、被災者援護のために市長が必要と認める事項

4 外部からの情報収集と情報提供

被災者救護のために使用する場合に対し、外部団体へ以下のとおり提供する。

- (1) 市役所内における台帳情報(法第90条の4第1項第2号)
被災者援護に必要な場合は市役所内部でデータ共有する。
- (2) 被災者台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼(法第90条の3第4項)
関係地方公共団体等へ被災者台帳に必要な情報提供を求めることができる。
- (3) 他の地方公共団体からの台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第3号)
他の地方公共団体より被災者援護のために台帳情報の提供を求められた場合は、本人の同意なく情報提供を行う。
- (4) 本人の台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第1号)
本人により台帳情報の提供を求められれば提供する。
- (5) 本人の同意を得た台帳情報提供(法第90条の4第1項第1号)
本人が同意している場合は、提供依頼のある同意先に台帳情報を提供する。

交付番号

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※ の所在地	兵庫県宍粟市
住家※の被害 の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

特記事項	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

宍粟市長

印

(裏面)

- ・ この証明は災害救助の一環として応急的な救済を目的に、市長が確認できる被害について証明するものです。民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 罹災証明書は世帯ごとに発行します。「罹災程度」は、日常的に使用する住宅(別棟がある場合は含む)を対象に判定します。住宅に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象とはなりません。
- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定します。部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・ 「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体などの部位別に、表面に現れた被害を観察して判定します。表面に現れない被害がある場合には、「罹災程度」と異なることもあります。

交付番号

被災証明書

所有者住所	
所有者氏名	

被災原因	年 月 日の による

被災住家の所在地	兵庫県宍粟市		
被災物件の種類及び被災の事実又は被害の程度	☐ 住 家※		☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
	☐ 非住家	☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐ その他 ()	浸水区分 ☐ 床上 ☐ 床下 ☐ 被害あり

※本証明書における住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物以外のものをいう。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象外となる住家）

特記事項	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

宍粟市長

印

罹災届出証明書 交付願

交付番号

太枠内をご記入ください。

申請者 罹災者ご本人 でない場合は 委任状が必要 です	住 所	電話	—	—
	フリガナ			
	氏 名			

下記の内容について証明願います。

罹 災 日 時	年	月	日	時	分ごろ
罹 災 場 所	宍粟市 町				
罹 災 者 氏 名					
罹 災 者 住 所					
届 出 の 内 容					

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

宍粟市長

印

対策部	全対策部

第3節 被災者の支援制度

被災者の生活再建を支援する制度は、支援の方法（給付、貸付、現物支給、助成、税の減免）もその分野も多岐にわたる。以下に支援制度とその適用条件、実施する担当課などを示す。各対策部は住民生活の速やかな再建を図るために、これら制度の実施に早期に着手するものとする。

1 平成21年台風第9号災害において実施した制度

(1) 市の支援制度（県補助制度を含む）

制度名称	適用条件	根拠	種別	範囲	担当課
災害見舞金	災害	災害市災害等見舞金支給規則	給付	建物、死亡、負傷	秘書広報課
災害弔慰金		災害市災害弔慰金の支給等に関する条例	給付	死亡	
災害障害見舞金	住家の滅失が市内で5世帯以上あるときほか	平成12年厚生省告示第192号「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」	給付	負傷疾病による障害	社会福祉課
災害援護資金			貸付	住宅補修	
災害復旧に係る借入金金利補給	一定基準の災害(市独自基準)	災害市災害復旧に係る借入金金利補給金交付要綱	助成	市内金融機関で借入	消防防災課
市税の軽減 ▽申告納付等の期限延長▽納税の猶予▽個人市民税の減免▽固定資産税(都市計画税)の減免▽国民健康保険税の減免	災害	災害市税条例施行規則ほか	軽減	-	税務課
医療保険料の軽減 ▽後期高齢者医療保険料の減免▽後期高齢者医療保険料一部負担金の免除▽国民健康保険一部負担金の減免と猶予▽福祉医療一部負担金の免除▽国民年金保険料の免除▽介護保険料の減免▽介護給付サービス利用者負担金の減免▽障害福祉サービス利用者負担金の減免▽要援護者の緊急ショート利用料の減免	災害	-	軽減	-	市民課 社会福祉課 高齢・障害福祉課
上下水道料金の減免	災害	災害市水道事業料金減免規程ほか	軽減	-	水道部管理課
幼保保育料の減免	災害	災害市立幼稚園保育料徴収条例ほか	軽減	-	こども未来課
民家等へ流入した小規模な土砂の撤去支援	平成21年台風第9号災害	要綱等なし・重機借上、燃料費、回送費10分の10、業者発注は2分の1	助成	住宅等土砂撤去	生活衛生課
ゴミ運搬に係るトラック等リース料の経費負担	平成21年台風第9号災害	要綱等なし・トラック借上げ料10分の10	助成	災害廃棄物の運搬	生活衛生課
被災住宅等解体廃棄物運搬補助	平成21年台風第9号災害	災害市被災住宅等解体廃棄物運搬等補助金交付要綱	助成	住宅廃棄物の運搬処理	生活衛生課
合併浄化槽復旧支援	平成21年台風第9号災害(一宮)	災害市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱、災害市浄化槽の設置助成に関する条例施行規則	助成	合併浄化槽の復旧	水道部管理課
農地及び農業用施設の土砂撤去支援	平成21年台風第9号災害	災害市被災農地等災害復旧事業補助金交付要綱	助成	農地土砂撤去	農業振興課
鳥獣被害防護柵復旧支援	平成21年台風第9号災害	災害市鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要綱	助成	鳥獣被害防護柵の復旧	農業振興課
民有林林道内の流木・土砂等撤去支援	平成21年台風第9号災害	災害市林業振興基盤整備促進事業補助金交付要綱	助成	林道土砂撤去	森づくり課
災害関係の証明書等発行手数料の減免	平成21年台風第9号災害	-	軽減	防災証明書、住民票など	税務課
ボランティア災害共済加入負担金の免除	平成21年台風第9号災害	-	助成	ボランティア	社会福祉課
美しい村づくり資金災害資金金利補給(一部県負担)	局地天災	災害市美しい村づくり資金金利補給規則	助成	農家経営	農業振興課
被災者生活再建支援(県補助) ※被災者生活再建支援法で救われない床、床土浸水の世帯を支援するために創設	平成21年台風第9号災害	災害市被災者生活再建支援金交付要綱	給付	住宅	消防防災課
中小企業融資金利補給(県補助)	平成21年台風第9号及び6月9日～8月2日の豪雨	災害市平成21年台風第9号等災害対策中小企業融資金利補給金交付要綱	助成	事業再建	商工労政課
住宅災害復興融資金利補給(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市住宅災害復興融資金利補給制度実施要綱	助成	住宅補修、建築	都市整備課
高齢者住宅再建支援(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市高齢者住宅再建支援事業実施要綱	助成	住宅建設、購入	都市整備課
住宅再建に伴う一時転居者支援(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市住宅再建に伴う一時転居者支援事業実施要綱	助成	住宅再建の一時転居	都市整備課
農業近代化資金金利補給(一部県負担)	平成21年台風第9号災害	災害市農業近代化資金金利補給規則	助成	農業施設復旧	農業振興課
野生動物防護柵災害復旧事業補助金(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市野生動物防護柵災害復旧事業補助金交付要綱	助成	野生動物防護柵の復旧	農業振興課

(2) 国、県などの支援制度

実施者	制度名称	適用条件	根拠	種別	範囲	担当課
兵庫県	災害援護金	住家滅失が市内で5世帯以上あるときほか	災害援護金等の支給に関する規則	給付	住宅、死亡、重症	社会福祉課
	被災者生活復興資金貸付	平成21年台風第9号災害	平成21年度被災者生活復興資金貸付制度要綱	無利子貸付	家財・自動車購入、住宅補修	社会福祉課
	ひょうご住宅災害復興ローン	平成21年台風第9号災害	平成21年度災害に係るひょうご住宅災害復興ローン制度要綱	貸付	住宅建設、補修	都市整備課
	県税の軽減 ▽申告、納付等の期限延長 ▽納税の猶予 ▽軽油取引税の免除 ▽個人事業税の減免 ▽不動産取得税の減免 ▽自動車税の減免 ▽自動車取得税の減免 ▽納税証明書交付手数料の減免	災害	-	軽減	-	龍野県税事務所
	経営円滑化貸付(災害復旧枠)	平成21年台風第9号災害(中小企業者)	-	貸付	-	商工労政課
	借換貸付の金利引き下げ	平成21年台風第9号災害(中小企業者)	-	助成	既借入金の金利引き下げ	商工労政課
	地域産業振興資金貸付(災害復旧貸付)	平成21年台風第9号災害(地場産業従業員20人以下)	-	貸付	-	商工労政課
	災害復旧高度化事業	災害(兵庫県手延素麺協同組合)	-	無利子貸付	製造設備の組合員リース	商工労政課
	福祉医療機構災害復旧貸付利子補給	平成21年台風第9号災害(医療機関)	-	助成	施設機能復旧	健康増進課
	地域医療機能復旧支援	災害(在宅当番医制に参加している病院)	-	助成	施設機能復旧	健康増進課
国	生活衛生融資(災害復旧貸付)	災害(生活衛生関係営業者)	-	貸付	営業復旧	生活衛生課
	被災者生活再建支援	住家滅失が市内で10世帯以上ほか	被災者生活再建支援法	給付	住宅	消防防災課
	災害救助法による救助	住家滅失が市内で60世帯以上ほか 施行令第1条 ※一部は所得制限あり。適用時に国から要綱が示される。	災害救助法	原則現物支給の直接執行	住居の障害物除去 住宅の応急修理 学用品の給与 埋葬 ※世帯支援に関するもの	都市整備課 学校教育課 生活衛生課
	県社会福祉協議会	生活福祉資金の災害援護資金	災害で困窮した市民税非課税世帯	-	貸付	住宅補修、家財購入
住宅金融支援機構	災害復興住宅融資	災害	-	貸付	住宅	金融機関

2 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 実施機関

市

(2) 実施内容

- ①「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。
- ②これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、罹災証明書等の交付体制を整備する。

3 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額(下記アとイの合計で最大300万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区分 (2)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円
④世帯	50万円	補修 100万円 賃借 50万円
⑤世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

4 災害ケースマネジメントの推進

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

5 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入または補修資金の融資
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理事業による土地区画整理事業の計画及び実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

6 公営住宅法による災害公営住宅

災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。なお、建設に必要な要件は次のとおりである。

- (1) 暴風雨、洪水その他の異常な自然現象による場合
 - ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ② 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ③ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- (2) 火災による場合
 - ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ② 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- (3) 入居者の条件
次のいずれにも該当すること。
 - ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
 - ② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること
- (4) 建設戸数
被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）
- (5) 国庫補助
標準建設費の2／3国庫補助（激甚災害の場合は3／4）
- (6) 建設年度
原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

7 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

- (1) 国庫補助適用の基準
 - ① 再建設の場合
公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。
 - ② 補修の場合
1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

(ア) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

(イ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建設	1/2
損傷	補修	1/2

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある

8 被災住宅に対する融資等（災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付）

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

(1) 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

(2) 対象となる災害

① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

② 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

(3) 融資を受けることができる住宅の基準

① 新築家屋（建設）の基準

(ア) 店舗等の併用住宅は、住宅部分がおおむね1/2以上であること。

(イ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。

(ウ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。

(エ) 土地の権利が転貸借でないこと。

(オ) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

② 補修の基準

上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)のとおり。

(4) 条件（令和6年8月1日現在）

① 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合…………… 5,500万円

土地を取得しない場合…………… 4,500万円

② 貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）

年1.50%（令和6年8月1日現在）

③ 償還期間

建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内、補修の場合は据置1年）

(5) 融資の手続き

融資を希望する者は、市の発行する罹災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

対策部	本部室・会計対策部

第4節 義援金の受入れと配分

市が実施する公的支援のほか、対策部は災害の規模や被害の状況に応じて義援金を募集し、被災者に配分する。

1 義援金の受入れ

義援金の受入れに関して必要な事項とその手順を以下に示す。

義援金の受入手順

順	項目	内容
1	実施の判断	本部室の情報などをもとに、死者や行方不明者、住家の被害状況を把握し、義援金の必要性を判断する。
2	口座の開設	金融機関と調整し、義援金の受入専用口座を開設する。 ※平成21年の台風第9号災害では、西兵庫信用金庫、ゆうちょ銀行、ハリマ農業協同組合の3金融機関に口座を開設している。
3	窓口の開設	現金を受入れるための窓口を市役所1階と、市民協働センターまちづくり推進課に開設するとともに、募金箱を設置する。
4	募集の広報	義援金の振り込み方法や送金方法など、受入れに関する情報を庁内ウェブやホームページ、広報紙、しーたん通信などで広報する。
5	領収書の発行	指定された災害の義援金（税務署に確認が必要）は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当する。個人が義援金を支払った場合には、特定寄附金として寄附金控除（所得控除）の対象となり、法人が義援金を支払った場合には、その支払額の全額が損金算入の対象となる。義援金を支払った人が控除を受けるには、市が発行する領収書が必要となるため、寄附金控除を希望する人には、市長名の領収書を発行する。 ①寄附金控除額、又は寄附金の損金算入額の計算 個人が義援金を支払った場合 所得税における寄附金控除は次の算式で計算する。なお、特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度となる。 【その年中に支出した特定寄附金の額の合計額－2千円＝寄附金控除額】 法人が義援金を支払った場合 法人税における損金算入額は、支出した義援金の額の全額となる。 ②適用を受けるための手続き 所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、確定申告書の提出の際に義援金の領収書を添付、又は提示する必要がある。 法人税：確定申告書に義援金の金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに義援金の領収書を保存する必要がある。 ※市が他の市町村へ贈るための義援金を募る場合は、市が発行する領収書では寄附金控除が受けられない可能性がある。（市が募金募集委員会に参加するなどした場合を除く）この場合は、寄附金控除を考慮する必要がない募金箱で義援金を募集する。なお、寄附金控除を受けたい人がある場合は、直接被災地や日本赤十字社、兵庫県募金募集委員会などへ義援金を送るよう勧めるものとする。

2 義援金の配分

募集した義援金の配分に関して必要な事項とその手順を示す。

義援金の配分手順

順	項目	内容																				
1	配分委員会の設置	「宍粟市災害義援金配分委員会要綱」に基づき、義援金配分委員会を設置する。																				
2	配分基準の作成	罹災証明書の「罹災程度」を指数化し、義援金を公平に配分する。なお、平成21年台風第9号災害時の配分指数は次のとおりである。 <table><tr><th colspan="5">平成21年台風第9号災害の義援金配分指数</th></tr><tr><th>被害区分</th><th>全壊</th><th>大規模半壊</th><th>半壊</th><th>床上浸水</th></tr><tr><th>指数</th><td>100</td><td>50</td><td>40</td><td>20</td></tr><tr><th>その他</th><td colspan="4">小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給</td></tr></table>	平成21年台風第9号災害の義援金配分指数					被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	指数	100	50	40	20	その他	小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給			
平成21年台風第9号災害の義援金配分指数																						
被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水																		
指数	100	50	40	20																		
その他	小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給																					
3	配付方法の検討	被災者を励ます意味合いから、平成21年台風第9号災害では被災者宅を1軒ずつ訪問し、義援金を手渡ししている（対象世帯220件、19班体制）。配分回数は2回、1次が被災から約3か月後、2次が約8か月後であった。なお、兵庫県や日本赤十字社、報道機関などでつくる兵庫県災害義援金募集委員会の義援金も市が届けることになるため、市の義援金と配付時期を合わせるよう配慮する。なお、被災世帯数によっては、手渡しが困難な場合もあるため、被害状況と応援人員を考慮し配付方法を検討する必要がある。																				
4	状況の公表	義援金の受入状況や配分状況をホームページや広報紙などで随時公表する。																				

第 4 編

地震 応急対策計画

第4編 地震応急対策計画もくじ

第1章 基本方針	1
第1款 応急対策計画の目標	
第2款 応急対策計画の構成	
第2章 組織と職員配備	3
第1節 組織の設置.....	3
第1款 防災体制の判断基準	
第2款 災害対策（警戒）本部の設置	
第3款 災害対策本部の組織と事務分掌	
第4款 災害対策本部の標識	
第2節 職員の配備.....	9
第1款 配備指令の伝達	
第2款 防災体制下の職員の行動	
第3節 職員の初動.....	11
第4節 市長権限の委譲.....	12
第5節 職員の健康管理.....	12
第3章 情報の収集と伝達	13
第1節 通信機器の確保.....	13
第2節 防災関係機関の伝達体制.....	13
第3節 情報の収集.....	15
第1款 地震情報の収集	
第2款 被害情報の収集と通報の対応	
第4節 情報の伝達.....	19
第1款 防災情報の伝達	
第2款 避難情報の発令	
第3款 警戒区域の設定	
第4款 報道機関への情報の発信	
第5款 県への報告	
第6款 庁内の情報共有	
第4章 住民と地域の行動	27
第1節 避難行動.....	27
第2節 自主防災組織の活動.....	28
第3節 消防団の活動.....	28
第5章 広域応援要請及び派遣	29
第1節 自衛隊の災害派遣要請.....	30
第2節 消防防災ヘリコプターの出動要請.....	32
第3節 緊急消防援助隊の要請.....	33
第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣.....	33
第1款 指定地方行政機関に対する応援要請	
第2款 国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣	
第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請	
第5節 災害ボランティアの要請と受入れ.....	39
第6章 被災者の応急救助	41
第1節 災害救助法による救助.....	41

第2節 避難対策	43
第1款 避難と避難誘導	
第2款 避難所の開設と運営	
第3款 愛玩動物の対策	
第3節 要配慮者の支援	50
第4節 孤立集落対策	51
第5節 救助救急、医療対策	53
第1款 救出対策	
第2款 住民からの安否確認に対する回答	
第3款 医療、助産対策	
第4款 行方不明者の搜索	
第6節 旅行者への対策	56
第7節 物資（食料と生活必需品）の供給対策	56
第8節 給水対策	59
第9節 住宅対策	60
第1款 住宅対策の種類と優先順	
第2款 住宅の応急修理	
第3款 住居の障害物除去	
第4款 仮設住宅の建設	
第10節 感染症対策	62
第1款 消毒	
第2款 ねずみ、昆虫等の駆除	
第3款 生活用水の供給等	
第4款 報告	
第5款 災害時感染症対策完了後の措置	
第11節 健康対策	64
第12節 遺体の収容と火葬	65
第1款 行方不明者の搜索	
第2款 遺体の安置と引き渡し	
第3款 遺体の埋火葬	
第7章 廃棄物処理対策	67
第1款 班の編成	
第2款 処理の方法	
第3款 県等への応援要請	
第4款 建築物の解体撤去工事等に対する措置	
第8章 交通輸送対策	69
第1節 交通応急対策	69
第2節 緊急輸送対策	69
第1款 緊急輸送の対象	
第2款 道路の啓開	
第3款 車両の撤去	
第4款 車両の確保と緊急交通路の通行	
第9章 ライフライン対策	72
第1節 ライフライン事業者との連携	72
第2節 給水対策	73
第3節 水道対策	73
第1款 災害発生直後の対応	
第2款 復旧過程	
第4節 下水道対策	74

第1款	災害発生直後の対応	
第2款	復旧過程	
第10章	教育対策	76
第11章	農林業対策	78
第1款	農作物応急対策	
第2款	畜産応急対策	
第3款	林産物災害応急対策	
第4款	流通対策	
第12章	二次災害防止対策	80
第13章	生活支援対策	82
第1節	総合相談窓口の開設	82
第2節	罹災証明書の発行と被災者台帳の作成	82
第3節	被災者の支援制度	89
第4節	応急危険度判定の実施	92
第5節	義援金の受入れと配分	95

第 1 章 基本方針

第 2 編の災害予防計画では「平常時の備え」を示したが、本編では地震が発生した時点から復興に向かうまでに自助、共助、公助が実施すべき応急対策を示す。

第 1 款 応急対策計画の目標

本地震応急対策計画は、住民や地域、職員の初動を明確化し、それぞれが迅速に減災活動と被災者の救済措置を実施できるようにするための計画である。

第 2 款 応急対策計画の構成

前 1 款に掲げた目標を達成するための本地震応急対策計画の構成は、次のとおりである。

1 組織と職員配備・・・第 2 章

防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、主に災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

- (1) 組織の設置
- (2) 職員の配備
- (3) 職員の初動
- (4) 市長権限の委譲
- (5) 職員の健康管理

2 情報の収集と伝達・・・第 3 章

非常通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段について示す。

- (1) 通信機器の確保
- (2) 防災関係機関の伝達体制
- (3) 情報の収集
- (4) 情報の伝達

3 住民と地域の行動・・・第 4 章

住民と自主防災組織、消防団がとるべき行動を示す。

- (1) 避難行動
- (2) 自主防災組織の活動
- (3) 消防団の活動

4 広域応援要請及び派遣・・・第 5 章

法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要な手続きなどを示す。

- (1) 自衛隊の災害派遣要請
- (2) 消防防災ヘリコプターの出動要請
- (3) 緊急消防援助隊の要請
- (4) 国や県、他市町への応援要請及び派遣
- (5) 災害ボランティアの要請と受入れ

5 被災者の応急救助・・・第 6 章

被災者を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

- (1) 災害救助法による救助
- (2) 避難対策
- (3) 要配慮者の支援
- (4) 孤立集落対策
- (5) 救助救急、医療対策

- (6) 旅行者への対策
- (7) 物資（食料と生活必需品）の供給対策
- (8) 給水対策
- (9) 住宅対策
- (10) 感染症対策
- (11) 健康対策
- (12) 遺体の収容と火葬

6 廃棄物処理対策・・・第7章

大規模な災害により発生したガレキや、被災者の生活ごみ、仮設トイレのし尿対策などについて必要な事項を示す。

7 交通輸送対策・・・第8章

道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合の交通規制や患者の緊急搬送など、緊急輸送路の確保に必要な対策を示す。

- (1) 交通応急対策
- (2) 緊急輸送対策

8 ライフライン対策・・・第9章

電話や電気、LPガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道の復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について必要な事項を示す。

- (1) ライフライン事業者との連携
- (2) 給水対策（再掲）
- (3) 水道対策
- (4) 下水道対策

9 教育対策・・・第10章

災害時に学校が果たす役割や応急教育を実施するために必要な対策を示す。

10 農林業対策・・・第11章

農作物、林産物等の被害低減に必要な措置を示す。

11 二次災害防止対策・・・第12章

公共土木施設などの二次災害防止対策に必要な措置を示す。

12 生活支援対策・・・第13章

被災者の生活の再建に必要な支援策を示す。

- (1) 総合相談窓口の開設
- (2) 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成
- (3) 被災者の支援制度
- (4) 応急危険度判定の実施
- (5) 義援金の受入れと配分

第2章 組織と職員配備

災害応急対策を迅速に展開するためには、すべての職員が緊急時の組織体制や職員配備、各対策部の業務を理解しておく必要がある。本章では防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

※ 以下表中の対策部とは、災害発生時に、役割に応じた迅速な対応を行うため、宍粟市災害対策本部に加え、主に関係する公的機関、関係団体等の組織及び個人を記載。

対策部	全対策部

第1節 組織の設置

災害に警戒が必要な場合の市の防災体制は、大きく3つの段階に区分できる。第1段階は消防防災担当課が主に情報を収集する「準備体制（連絡員待機、警戒待機）」、第2段階は初期に必要な避難行動要支援者支援などにあたる「災害警戒本部体制（1号配備）」、第3段階はすべての対策部が応急対策活動にあたる「災害対策本部体制（2号、3号配備）」である。本節では災害が発生、又はそのおそれがある場合に市が整える防災体制について定める。

第1款 防災体制の判断基準

防災体制は次の基準と被害情報などから、市長が総合的に判断し決定する。

1 防災体制の判断基準

体制	職員配備	判断の基準	配備人員	主な応急対策
準備体制	連絡員待機	1 市内で震度3以下の地震を観測し、被害が生じるおそれがあるとき 2 防災担当部長が必要と認めるとき	消防防災担当部局職員	救急救助活動 災害対策本部設置 地震情報の収集 被害の把握 指定避難所の開設 要配慮者支援 避難情報の伝達 県への報告 ライフライン事業者との連携 広域応援要請
災害警戒本部体制	1号配備	1 市内で震度4の地震を観測したとき 2 小規模の被害が予想されるとき、又は発生したとき 3 市長が必要と認めるとき	全職員の2割程度(主に副課長以上)	
災害対策本部体制	2号配備	1 市内で震度5弱、又は5強の地震を観測したとき 2 中規模の被害が予想されるとき、又は発生したとき 3 市長が必要と認めるとき	全職員の6割程度(主に係長以上)	
	3号配備	1 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき 2 大規模の被害が予想されるとき、又は発生したとき 3 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき 4 市長が必要と認めるとき	全職員	
通常体制	解除	1 災害応急対策が完了したとき 2 市長が必要と認めるとき	—	避難情報等の解除

2 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合における応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第2款 災害対策（警戒）本部の設置

災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると市長が認めるときは、災害対策基本法第23条及び宍粟市災害対策本部条例（平成17年条例174号）に基づき、宍粟市災害対策本部を宍粟市役所及び各市民協働センターに設置する。なお、災害対策本部が設置される前で、被害状況によって警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部（災害対策本部を準用）を宍粟市役所に設けて対処するものとする。

1 設置場所

災害対策本部は宍粟市役所3階に置く。なお、災害対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「宍粟市災害対策本部」の掲示を行う。

2 設置、廃止の基準

災害対策本部は、前1款の防災体制の判断基準により市長が設置する。なお、廃止する時期は、災害応急対策が完了したとき、又は本部長が前1款の防災体制の判断基準をもとに災害発生のおそれが解消したと認めるときとする。

3 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに防災関係機関と住民にその旨を公表する。

4 本部長の職務代理者

市長が登庁できない場合、若しくは登庁に時間を要する場合は、登庁した者の中から次の順位で職務代理者を決め、災害応急対策にあたる。

その順位は次のとおりとする。

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	防災担当部長
第4順位	その場における最高責任者

第3款 災害対策本部の組織と事務分掌

災害対策本部の組織と事務分掌は、それぞれ次のとおりとする。なお、本部長が応急対策に要すると判断する場合は、必要な人材を本部員に加えることができる。

災害対策本部の組織図

本部長		市長		
副本部長		副市長 教育長		
災害対策本部(宍粟市役所)			現地災害対策本部(各市民局)	
部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員
市長公室	本部室	市長公室長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官
総務部	総務対策部	総務部長		
議会事務局		議会事務局長		
市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長		
健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官
産業部	産業対策部	産業部長		
農業委員会事務局		農業委員会事務局長		
建設部	土木水道対策部	建設部長		
会計課	会計対策部	会計管理者		
教育委員会事務局	教育対策部	教育部長	千種市民局	市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官
公立宍粟総合病院	－	事務部長		
消防団	－	消防団長 副団長 山崎支団長		
西はりま消防組合 宍粟消防署	－	署長		
宍粟警察署	－	署長		
市民局(復旧期のみ)	－	市民局長		

災害対策本部（本庁）の事務分掌

主管部局	主管課等	事務分掌
市長公室	危機管理課	1 本部の設置、運営に関する事 2 情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備指令とその伝達に関する事 5 避難情報の発表に関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関する事 8 広域応援要請に関する事 9 被害状況の総括に関する事 10 市民局との連絡調整に関する事 11 災害救助法の適用申請事務に関する事 12 罹災届出証明書の発行に関する事 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関する事 14 被災者生活再建支援制度に関する事
市長公室	秘書政策課 地域創生課	1 指定避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の市内集計に関する事 3 自治会の被害状況調査の市内集計に関する事 4 支援制度の取りまとめ、周知に関する事 5 市長のメッセージと避難所訪問に関する事 6 災害見舞金及び義援金の配分、支給に関する事
総務部 議会事務局	広報情報課	1 避難情報の伝達に関する事 2 交通情報の伝達に関する事 3 避難状況の伝達に関する事 4 報道機関の対応に関する事 5 写真の撮影と映像の保存、広報に関する事
	総務課 財務課 議会事務局	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関する事 2 緊急通行車両の確保に関する事 3 行政支援の調整と動員計画に関する事 4 職員の健康管理に関する事 5 安否情報に関する事
市民生活部	まちづくり推進課 人権推進課	1 一時避難所等開設の確認に関する事（山崎地域） 2 広域避難所以外の避難者数の集計に関する事（山崎地域） 3 自治会の被害状況調査に関する事（山崎地域） 4 自治会との連絡調整に関する事（山崎地域）
	税務課	1 家屋被害認定調査に関する事 2 罹災証明書の発行に関する事 3 被災者台帳の作成に関する事
	市民課 生活衛生課	1 防疫に関する事 2 廃棄物の収集と処理に関する事 3 遺体の処置、安置に関する事 4 遺体の埋火葬に関する事 5 し尿の収集と処理に関する事 6 避難所仮設トイレの設置に関する事
健康福祉部	社会福祉課 高年福祉課 障がい福祉課 福祉相談課 保健福祉課 子育て支援課	1 要配慮者の支援に関する事 2 社会福祉協議会との調整に関する事（災害ボランティアセンターの設置など） 3 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関する事 4 被災者生活復興資金貸付制度に関する事 5 被災者の健康管理に関する事 6 救護所の開設に関する事 7 応急医療に関する事 8 食品衛生対策、感染症対策に関する事 9 福祉避難所の運営に関する事

主管部局	主管課等	事務分掌
産業部 農業委員会 事務局	農業振興課 森林環境課 商工観光課 農業委員会事務局	1 河川の監視に関すること 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関すること 3 山林の被害調査と復旧に関すること 4 林道の被害調査と復旧に関すること 5 風呂の無料開放に関すること 6 一時宿泊所の確保に関すること
建設部	建設課 住宅土地政策課	1 道路の巡視と交通規制に関すること 2 緊急輸送路の確保に関すること 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する こと 4 道路上の支障となる放置車両の移動に関すること 5 応急危険度判定に関すること 6 住宅の応急修理に関すること 7 住宅の障害物除去に関すること 8 仮住宅の確保（市営、県営住宅）に関すること 9 仮設住宅の建築に関すること 10 住宅災害復興融資利子補給制度に関すること 11 高齢者住宅再建支援制度に関すること 12 ひょうご住宅災害復興ローン制度に関すること
	水道管理課 上下水道課	1 応急給水に関すること 2 上下水道の被害調査と復旧に関すること
教育委員会 事務局	教育総務課 学校教育課 こども未来課 施設整備課 社会教育文化財課 山崎給食センター	1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること 2 避難所の運営に関すること 3 避難所の物資、食料の調達に関すること 4 救援物資の確保と配送に関すること 5 児童生徒の保護、施設利用者の安全確認に関すること（管理下にあ る場合） 6 応急教育に関すること
会計課	会計管理者 会計課	1 災害対策本部の支援に関すること 2 義援金の募集に関すること 3 義援金の送金に関すること（他市町の支援）
公立宍粟 総合病院	—	1 患者の安全確保に関すること 2 応急医療に関すること 3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること
消防団本部	—	1 消防団員の出動命令に関すること 2 警戒活動に関すること 3 水防活動に関すること 4 避難誘導に関すること 5 救助活動に関すること 6 消火活動に関すること 7 広報活動に関すること 8 行方不明者の捜索に関すること 9 本部室との連絡調整に関すること
西はりま 消防組合	—	1 被害情報の収集と本部室との連絡調整に関すること 2 救急救助活動に関すること 3 消火活動に関すること 4 兵庫県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動要請 に関すること 5 ヘリコプター臨時離着陸場適地の開設に関すること 6 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 7 行方不明者の捜索に関すること

※各対策部はこの事務分掌表によるもののほか、通常所管する施設の被害調査、及び本編第13章第3節に示す各種支援制度の実施にもあたるものとする。

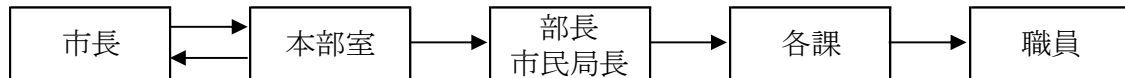
現地災害対策本部（市民局）の事務分掌

主管課等	事務分掌	本庁部局
まちづくり推進課 三方町出張所	1 現地本部の設置、運営に関すること 2 情報の収集に関すること 3 消防団の配備に関すること 4 配備命令に関すること 5 避難情報の発令と伝達に関すること 6 警察など、関係機関との連絡に関すること 7 本部室との連絡調整に関すること 8 罹災届出証明書の発行に関すること	市長公室 市民生活部
	1 避難所開設の確認に関すること 2 避難者数の集計に関すること 3 自治会の被害状況調査に関すること 4 2、3の報告に関すること 5 自治会との連絡調整に関すること 6 被災者生活再建支援制度に関すること	
	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること 2 緊急通行車両の確保に関すること	総務部 議会事務局
	1 罹災証明書の発行に関すること	市民生活部
	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること	
	1 住宅の応急修理に関すること 2 住宅の障害物除去に関すること	
	1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること 2 避難所の運営に関すること	
		建設部
		教育委員会 事務局
保健福祉課	1 要配慮者の支援に関すること 2 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関すること 3 被災者の健康管理に関すること 4 救護所の設置に関すること 5 応急医療に関すること 6 福祉避難所の運営に関すること	健康福祉部
北部事務所	1 河川の監視に関すること 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関すること 3 山林の被害調査と復旧に関すること 4 林道の被害調査と復旧に関すること	産業部
	1 道路の巡視と交通規制に関すること 2 緊急輸送路の確保に関すること 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関すること 4 応急給水に関すること 5 上下水道の被害調査と復旧に関すること	建設部
給食センター	1 避難所の物資、食料の調達に関すること 2 施設利用者の安全確認に関すること	教育委員会 事務局
診療所	1 患者の安全確保に関すること 2 応急医療に関すること 3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること	健康福祉部

の場合の伝達系統は次のとおりとする。

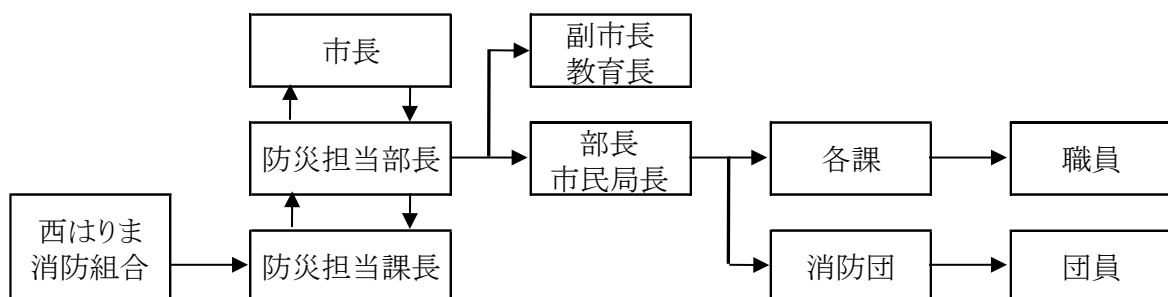
1 勤務時間内の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間内は市長と本部室が協議の上、本部室が備えるべき防災体制と配備指令を各部局長へ伝達する。部局長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。



2 勤務時間外の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間外は、西はりま消防組合の情報指令員が異常の発生を防災担当課長へ伝達する。防災担当課長は防災担当部長へ、防災担当部長は市長と協議の上、備えるべき防災体制を副市長、教育長、各部局長へ伝達する。部局長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。



第2款 防災体制下の職員の行動

1 参集時の行動

原則として職員は地域で活動せず、防災体制を整えるために配備に就くものとする。地域での救助活動には、別に定める職員配備計画で消防団員として活動することがあらかじめ定められている職員があたる。交通路の断絶など、計画配備に就けない事情がある場合は、配備先の上司に連絡の上市民協働センターや指定避難所など、直近の防災拠点で配備に就くものとする。なお、参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する。

参集時の留意事項

- 1 原則、地域で活動せず参集する
- 2 計画配備に就けない場合は、直近の職場へ向かう
- 3 参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する

※職員配備が優先できるよう平常時から家族や近隣、地域と有事の体制を話し合う必要がある。

2 参集直後の行動

職員は所属する対策部の「災害時の職員初動マニュアル」や本応急対策計画に従い、業務を迅速かつ的確に実施し、その結果を対策部長に報告する。各対策部長は状況の把握に努めるとともに、現活動状況や対策に必要な人員、広域応援要請の要否を災害対策本部に報告する。

3 突発的な災害で配備指令がない場合の行動

配備指令の有無にかかわらず被害が生じるおそれがある場合、職員は職員配備計画に基づき、自ら配置に就くものとする。突発的な災害である場合、参集時に災害対策本部が開設されていない状況も想定される。この場合、参集した職員が初動班を立ち上げ、災害対策本部を設置する。初動は被害状況の把握に努めるとともに、人命救助を最優先に応急対策を進めるものとする。

対策部	全対策部

第3節 職員の初動

各対策部が実施する災害応急対策は、本章第1節の事務分掌表に示したが、これらの対策のうち、発災後の初動期に必要となるものを次に示す。各対策部は次節に示す「市長権限の委譲」もふまえ、迅速に初動対策にあたるものとする。なお、次表2列目に示す「対策期」は、時間の経過を表す概念として、以降の記述にも活用する。

時系列に示す職員の初動（地震）

経過	対策期	対策	指揮	連携
6時間	救助期	組織（災害対策本部）の設置	本部室	
		避難所の運営と職員配置	教育対策部	
		通信機器の確保	本部室	総務対策部
		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室
		人命救助、消火活動	西はりま消防組合	
		応急医療	公立宍粟総合病院	
		避難情報の伝達	本部室	総務対策部
		広域応援要請（防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊）	西はりま消防組合	
		広域応援要請（自衛隊・県・協定市町村）	本部室	
		要配慮者の支援	健康福祉対策部	
		交通規制	土木水道対策部	
		緊急輸送道路の確保	土木水道対策部	
		緊急通行車両の確保	総務対策部	
24時間	応急期	被害情報の収集と伝達	本部室	全対策部
		応援隊との調整	総務対策部	本部室
		家屋の被害状況調査（→被害認定調査）	市民生活対策部	
		応急給水	土木水道対策部	
		上下水道の復旧	土木水道対策部	
		ライフライン事業者との連携	本部室	
		災害ボランティアセンターの設置	健康福祉対策部	
		救援物資の確保と避難所への配送	教育対策部	健康福祉対策部
		避難所仮設トイレの設置	市民生活対策部	
		廃棄物の収集と処理	市民生活対策部	
		遺体の安置	市民生活対策部	
48時間	応急期	救護所の開設	健康福祉対策部	公立宍粟総合病院
		防疫	市民生活対策部	
		食品衛生と感染症対策の指導	健康福祉対策部	
		応急危険度判定	土木水道対策部	
		義援金の受入と配分	会計対策部	
72時間	復旧期	罹災証明書の発行と被害認定調査	市民生活対策部	
		支援制度の整理と周知	本部室	
		し尿の収集と処理	市民生活対策部	
		住居の障害物除去（原則10日以内に完了）	土木水道対策部	
72時間以降	復旧期	住宅の応急修理（原則1か月で完了）	土木水道対策部	
		仮住宅の確保	土木水道対策部	
		仮設住宅の建築（原則20日以内に着工）	土木水道対策部	
		こころのケア	健康福祉対策部	
		職員の健康管理	総務対策部	健康福祉対策部
		遺体の埋火葬	市民生活対策部	

対策部	全対策部

第4節 市長権限の委譲

大規模災害が発生した場合、権限の多くを市長に集中する方式では、処理限界を超える情報が集中し、迅速に被災者を救済するという目的が阻害されることが予想される。この問題を軽減するため、初動期においては事前に権限を各対策部に委譲し、市長は大局的な観点から指示や調整を行うものとする。なお、市長が保持する権限はおおむね次に掲げるものを想定する。これらに属さない権限に関する業務は、本応急対策計画のほか、「災害時の職員初動マニュアル」をもとに各対策部で即時に対応するものとする。

市長が保持する権限

権限の種類	根拠法令等
柔軟な財政措置に関する意思決定と各部署への周知	
活動優先順の決定（人命救助、緊急輸送路確保、被害認定調査等）	
職員の配備調整	
初動活動期における消防、警察、自衛隊など人命救助機関との調整	
避難情報等、警戒区域の設定	災害対策基本法第60条、63条関係
知事に対する緊急消防援助隊の要請	緊急消防援助隊運用要綱
知事等に対する応援の要請	災害対策基本法第68条関係
知事に対する自衛隊の災害派遣要請	災害対策基本法第68条の2 関係
他市町村長等への応援要請	災害対策基本法第67条関係
放送事業者等に対する放送の要請	災害対策基本法第57条関係
災害救助法特別基準の知事への適用要請	
報道機関への広報対応と住民へのメッセージ	

対策部	本部室・総務対策部・健康福祉対策部・現地災害対策本部

第5節 職員の健康管理

本部室は職員の参集状況により、人員を要する対策部へ職員を配置するほか、絶対的な人員が不足する場合は、県や他市町職員の支援を要請する。また、災害対応が長期にわたる場合、職員の心のケアや健康管理に努めるものとする。

1 適切な人員配備

総務対策部は、各対策部から応援要請がある場合や今後の活動において人員の不足を生じるおそれがあると判断した場合は、災害対策本部と協議の上、各対策部の活動に支障を生じさせないよう応援要請のあった対策部へ職員を異動させるなどの措置を行う。

2 広域応援要請

本部室は絶対的な人員が不足する場合、市長と協議の上県や他市町の職員の派遣を求める。この場合、各対策部で不足する人員と支援を希望する業務などを総務対策部が取りまとめ、本部室が西播磨県民局総務企画室を通じて要請する。なお、広域応援要請に必要な事項は本編第5章に示す。

3 職員の健康管理

総務対策部は職員を交代で休息させるため、職員の異動や広域応援要請など、あらゆる手段を講じ適切な人員配備に努める。健康福祉対策部は職員の心のケアなどの健康管理を行い、休暇を取得させるなどの助言を総務対策部に対して行う。また、総務対策部は全職員が公平に休暇を取得できるように配慮した勤務ローテーションを組むよう各対策部に指示する。

感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

第3章 情報の収集と伝達

災害から住民を守るためには、正確な情報に基づく避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を迅速に伝達することが重要である。本章ではその情報源となる通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段を示す。

対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部

第1節 通信機器の確保

対策部は電話やFAX（一斉同報機能含む）、フェニックス防災システム、しーたん通信、庁内ウェブなどの機能が良好な状態にあることを確認し、防災関係機関相互の通信と住民への伝達手段を確保する。また、停電に備え、各庁舎の自家発電装置が使用できるよう運転準備を行う。

災害時の通信手段は平常時と変わらず一般加入電話とIP電話（市役所内部）を活用するが、その通信手段が断たれた場合は、次表に示す非常通信機器を活用する。なお、災害時に連携が必要となる県内機器設置機関の電話番号は、資料編に掲載する。

非常時に使用する通信機器

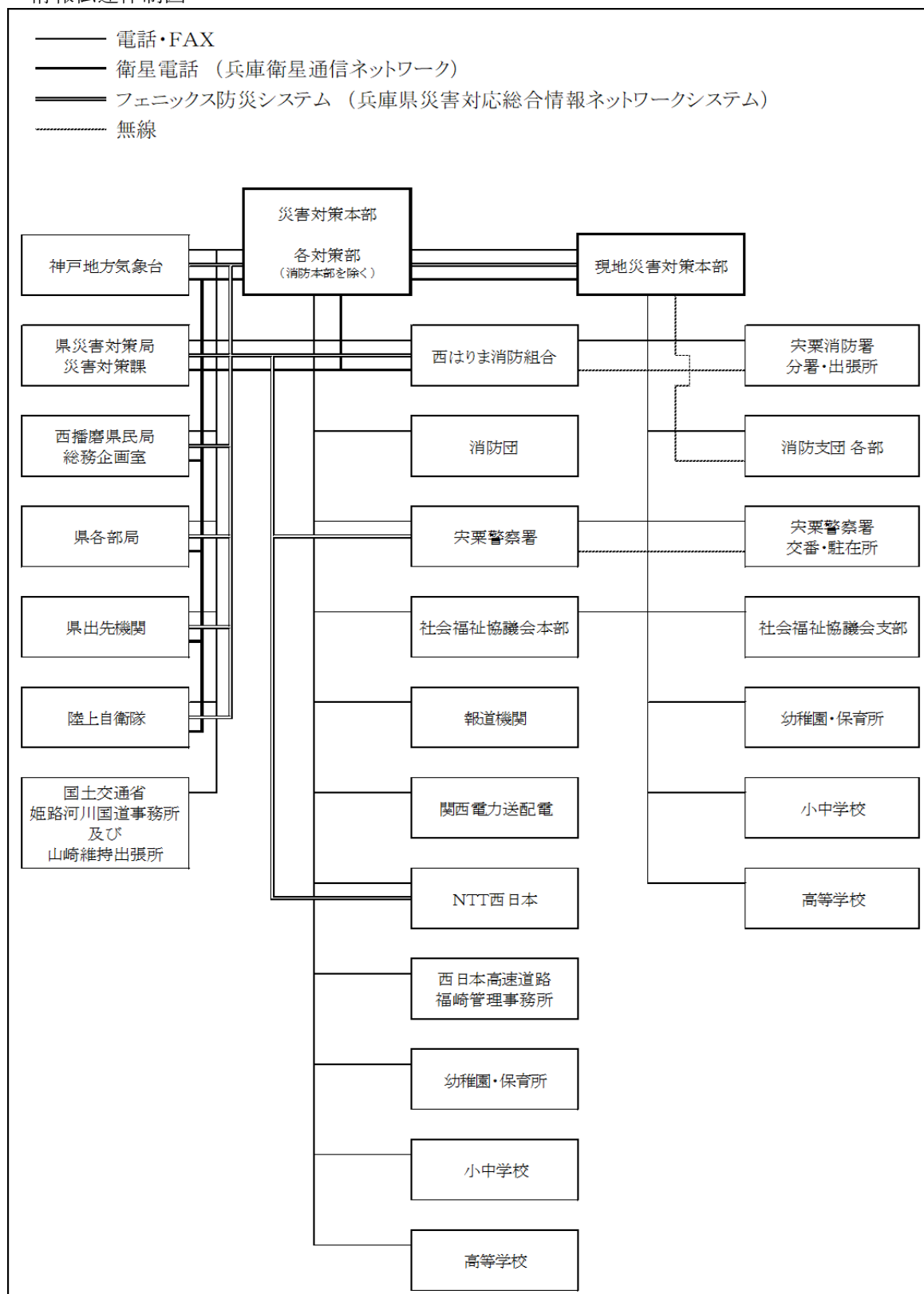
通信機器	機器設置機関		番号簿等
衛星電話・衛星FAX （兵庫衛星通信ネットワーク） ※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可	市内	宍粟市役所 宍粟事業所（龍野土木） 引原ダム管理所	電話機に備え付け 県内は資料編に掲載
	県内	兵庫県庁 県民局ほか県機関 西はりま消防組合 各市町 各消防本部	
	国内	都道府県機関 各市町村 各消防本部	
テレビ電話 （フェニックス防災システム） ※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可	市内	宍粟市役所	テレビ画面で検索
	県内	兵庫県庁 県民局ほか県機関 県内各市町	
衛星携帯電話 （NTTドコモ） ※一般加入電話と通信可	—	宍粟市役所	080-2411-9109 080-2411-9110
		一宮市民協働センター	080-2411-9111
		三方町出張所	080-2411-9114
		波賀市民協働センター	080-2411-9112
		千種市民協働センター	080-2411-9113
通信設備の優先使用 （災害対策基本法第79条ほか）	市内	宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局	—

対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部

第2節 防災関係機関の伝達体制

防災関係機関等、相互の情報伝達は、次図に示すとおり行う。図中の細い実線で結ぶ間は電話やFAXなどの有線通信を、太い実線は衛星電話（兵庫衛星通信ネットワーク）を、二重線はフェニックス防災システムを、点線は無線通信をそれぞれ示す。円滑に災害応急対策を進めるには、図に表記のある機関すべてが、情報を共有する必要があるため、新たな情報がある場合は、相互に伝達するよう努める必要がある。

情報伝達体制図



第3節 情報の収集

災害応急対策にあたる上で最初に必要となる地震の規模や被害状況などの情報収集手段について必要な事項を示す。

対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部

第1款 地震情報の収集

地震を覚知した場合、対策部は速やかにテレビやフェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワークなどにより地震の規模や余震に関する情報を収集する。なお、震度5弱以上が市内で観測された場合は、全市に被害が生じているものと推定し、速やかに応急対策を実施するものとする。

1 収集する地震情報

発災直後に収集する地震情報は、震度と震源、その規模に関する情報とする。気象庁が発表する基準は次のとおりである。なお、あわせて「気象庁震度階級関連解説表」を示す。

(1) 発災直後に収集する地震情報

種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域（全国188地域）と揺れの発現時刻が速報される。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表されない）	震源やその規模（マグニチュード）が発表される。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨が付加される。
震源と震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 1 震度3以上 2 津波警報又は注意報発表時 3 若干の海面変動が予想される場合 4 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名が発表される※1。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名が発表される。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名が発表される。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数が「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表される。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等が発表される。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）が図情報として発表される。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等が発表される。

種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

※1 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」 : 「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表
 - ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」 : 「震度4以上」を観測した市町村名を発表
 - ・その地震による最大震度が「震度4又は3」 : 「震度3以上」を観測した市町村名を発表
- (出典：気象庁地震津波業務規則)

(2) 気象庁震度階級関連解説表「人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況」

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(3) 気象庁震度階級関連解説表「木造建物（住宅）の状況」

震度	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ、亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ、亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(4) 気象庁震度階級関連解説表「鉄筋コンクリート造建物の状況」

震度	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂が多くなる。
6強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ、亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ、亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(5) 南海トラフ臨時情報の発表

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

2 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。

兵庫県内の緊急地震速報で用いる区域の名称は「兵庫県南西部」となっている。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。

3 神戸地方気象台との連携

通信機器で得る地震情報のほか神戸地方気象台と連携し、より詳細な状況を得る。

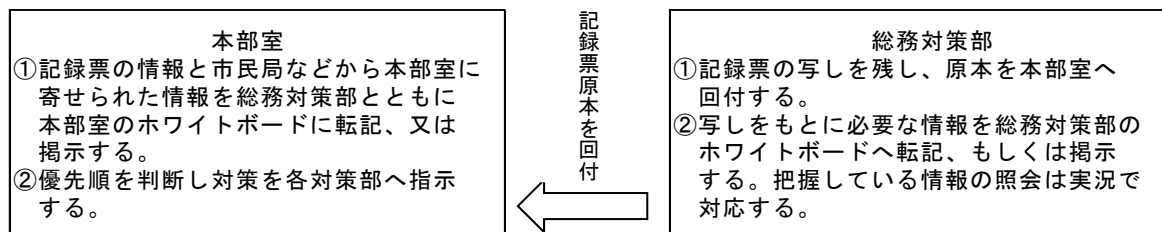
4 近隣市町村との連携

県や近隣市町村と連携し、被害の全容を把握する。

対策部	全対策部

第2款 被害情報の収集と通報の対応

各対策部は自らが管轄する施設や構造物などの被害状況や、通報のあった緊急事案を本部室へ報告する。また、総務対策部は住民から通報のあった緊急事案を災害対応記録票に記入の上、総務対策部と本部室の両ホワイトボードに転記、若しくは掲示するとともに、本部室に対策の決定を求める。なお、各対策部（現地災害対策本部を含む）も同手法により通報に対応する。



1 通報の受信に必要な用具

- (1) 災害対応記録票（資料編に掲載）
- (2) ホワイトボード
- (3) ボードマーカー

2 記録票に記入せずに対応する情報

これまでに寄せられた情報をもとに回答できる問合せに関しては、災害対応記録票に記入せず、受信者が即時に回答する。交通規制箇所や避難所開設状況、被害状況など、本部ホワイトボードに記載された事項などが考えられる。

3 通報受信時の注意事項

- (1) 報道機関から未確認情報の照会があった場合は、確認中である旨を伝え記録票に記入する。本章第4節第4款に示す会見の時刻が定まっている場合は、その時刻もあわせて伝える。
- (2) 災害時には一時に通報があるため、通報者の氏名や連絡先などの情報が曖昧であれば、本部室が判断する緊急出動の優先順を下げる可能性がある。冷静に対応し、記録票に事実を正確に記入する。
- (3) 記録票は総務対策部に写しを残し、原本を速やかに本部室へ回付する。
- (4) 総務対策部の職員のうち最低2人は、電話対応に必要な情報をホワイトボードに転記、又は掲示し情報を整理するとともに、本部室との調整にあたる。

4 直後に収集する被害情報

大規模な地震が発生した場合、各対策部が通常時に所管する業務の範囲にとらわれず、参集した人員をもとに効率的に被害の全容を把握する必要がある。発生の直後は住民からの通報による情報のほか、各対策部はおおむね次表に示す区分により被害情報を収集するものとする。

なお、通報のない地域は被害が甚大であるものと想定し、早期に職員を派遣するなどの措置を行う。

収集する被害情報と主な対策部

情報の種類	対策部
救急救助要請に関する情報	本部室・総務対策部・現地災害対策本部・西はりま消防組合・会計対策部
火災の発生状況	本部室・総務対策部・現地災害対策本部・西はりま消防組合・会計対策部
負傷者の受入状況	公立宍粟総合病院
避難所の開設状況と避難状況	教育対策部・健康福祉対策部
家屋の被害	土木水道対策部・市民生活対策部
道路の被害	土木水道対策部・産業対策部
ライフラインの状況	本部室・現地災害対策本部・土木水道対策部

第4節 情報の伝達

住民と防災関係機関、報道機関への防災情報の伝達手段などについて、必要な事項を示す。

対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部

第1款 防災情報の伝達

対策部は気象情報や防災体制、被害状況などの防災情報を迅速に発表するよう努める。

1 伝達すべき防災情報の種類

伝達すべき防災情報を次表に示す。発表する情報は、避難行動を行うに当たっての判断基準となるため、その情報に至った理由もあわせ、簡潔に伝達できるよう努める必要がある。

時期	種類	備考
警戒期	気象情報	① 気象予警報 ② 土砂災害警戒情報 ③ 記録的短時間大雨情報 ④ 特別警報
	河川水位の状況	
	市の防災体制	① 災害警戒本部の設置 ② 災害対策本部の設置
	避難所の開設情報	
	避難情報	① 高齢者等避難 ② 避難指示 ③ 緊急安全確保
	警戒区域の設定	
	避難者数	発災当日は避難所開設から1時間おきに集計し発表する
応急期	交通情報	道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
	被災状況と応急措置の状況	
	避難者数	1日1回、時間を定めて集計し発表する
	交通情報	
	ライフラインの状況	① 電気 ② 電話 ③ 水道
	人的被害、家屋被害の状況	
	医療機関の状況	
	感染症対策活動の実施状況	
	物資の供給状況	① 食料 ② 生活必需品 ③ 燃料
復旧期	その他住民や事業所のとるべき措置	① 火災・土砂災害・危険物施設等に対する対応 ② 電話の利用制約 ③ 食料・生活必需品の確保
	被災者支援情報	① 罹災証明 ② 支援制度 ③ 義援金 など

南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。また、市が管理する施設等の点検を行う。

2 防災情報の伝達手段

対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報

の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位以下の発信用原稿として活用できるよう総務対策部へ回付する。なお、避難情報の発令の様式は資料編に掲載する。

順	伝達手段	伝達対象	対策部
1	フェニックス防災システム	県、警察署ほか端末設置機関 ※同時に、Ｌアラートを介して下記報道機関へ伝達される。 ① テレビデータ放送視聴者（ＮＨＫ・サンテレビ） ② ラジオ聴者（ラジオ関西） ③ Y a h o o ! J A P A N（防災速報・天気・災害）	本部室
2	しーたん通信	市内加入者	総務対策部
3	しそう防災ネット 緊急速報メール（エリアメール）	システム登録者 携帯電話契約者 ＮＴＴドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイル	本部室
4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関（平常時用・県情報伝達体制連絡会用） ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県（災害対策課・西播磨県民局総務防災課） ⑥ 龍野土木事務所（管理課・宍粟事業所） ⑦ 姫路河川国道事務所（道路管理第二課・山崎維持出張所） ⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所（運転手配付用） ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ ＮＴＴ西日本 兵庫支店災害対策室	総務対策部
5	電子メール	自治会	
6	しそうチャンネルL時放送	市内契約者	
7	市ホームページ	全地域	
8	市公式SNS	システム登録者 （フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ）	
9	広報車	全地域	
10	ひょうご防災ネット	システム登録者	本部室

対策部	本部室・現地災害対策本部

第2款 避難情報の発令

情報収集で得た防災情報をもとに、市長は被害を受けるおそれがある地域の住民を対象に避難情報の発令を行う。以下にその基準を示すとともに、避難情報の意味合いや、通信が断たれた場合にその判断を行う者を示す。

1 発令要件と求める行動

避難情報は災害対策基本法に規定される。このほか、避難の指示のみを規定する法律には水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法、原子力災害対策特別措置法などがある。

市が発令を判断する基準と住民へ求める行動を以下に示す。

(1) 発令基準

- ① 余震により二次災害が発生するおそれがあるとき
- ② 火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき
- ③ 土砂災害などにより、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき
- ④ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき

(2) 住民に求める行動

種別	住民へ求める行動	非常持出品
高齢者等避難	危険な場所にいる高齢者や介助の必要な人は、避難を開始する。その家族や近隣の住民は、避難の支援を開始する。通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意と避難準備を開始する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※法的な強制力はない	避難行動の障害にならないようリュックサックなどに入れて携行する。 ・懐中電灯 ・携帯電話と充電器 ・携帯ラジオ ・飲料水 ・非常食 ・医薬品 ・衣類 ・貴重品
避難指示	危険な場所にいる全員が、直ちに避難を開始する。避難所までの道のりに危険な場所がある場合や避難に余裕がない場合は、近くの丈夫な建物に避難する。 ※拘束力は高くなるが法的な強制力はない	
緊急安全確保	すでに災害が発生又は切迫している状況で、避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険であるため、その場において命が助かる最善の方法をとる。 ※拘束力は高くなるが法的な強制力はない	

(3) 発令要件

実施責任者	災害別	要件	根拠法令
市長(指示等)	全災害	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
水防管理者(指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事(指示等)	全災害	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき	災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた職員(指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
警察官(指示)	全災害	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官(指示)	全災害	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

2 非常時における発令の判断

原則として避難情報は、現地災害対策本部（市民局長）と災害対策本部（市長）が協議の上発令するが、通信が断たれた場合や緊急を要する場合は、現地災害対策本部の判断により発令できるものとする。ただし、その場合にあっても現地災害対策本部は災害対策本部との連絡確保に努め、後に災害対策本部に発令の事実を報告するものとする。なお、避難に関する情報の発信は、ホットラインを通じた気象台の助言や現場の巡視、通報などを参考に総合的かつ迅速に行うものとする。

3 避難情報の内容

避難情報を発令する際、以下の事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された地域名
- (2) 避難経路及び避難先
- (3) 避難時の服装、携行品
- (4) 避難行動における注意事項

対策部	本部室・現地災害対策本部

第3款 警戒区域の設定

災害により住民の生命が危ぶまれる場合、市長は災害対策基本法に基づき危険のある地域を「警戒区域」に設定し、その区域への立入りを制限したり、禁止したり、又はその区域からの退去を命令したりできる。これらの立入制限や立入禁止、退去命令には法的な拘束力がある。警戒区域は市長のほか、知事や警察官、消防職員、消防団員、自衛官も設定することができる。それぞれが警戒区域を設定するために必要とする要件は次表のとおりである。

警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件（各法令条文の抜粋）	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条第1項
知事	知事は、地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第73条第1項
消防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条第1項
警察官	前項の場合において、市長若しくはその委任を受けて同項に規定する市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条第2項
	前項の場所においては、消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。	水防法 第21条第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	第一項の規定は、市長その他同項に規定する市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条第3項

第4款 報道機関への情報の発信

対策部は責任者を副本部長(副市長)とし、防災情報を積極的に報道機関へ提供し、住民への周知を図る。伝達手段は前1款に示すとおりであるが、本款では市が所有する情報伝達設備が麻痺した場合や大規模な災害が発生した場合の伝達手段について必要な事項を定める。

1 放送の要請

市が所有する放送伝達設備が麻痺した状況下で、緊急を要する災害対策基本法第56条の規定に基づく予報や警報、通知を伝達する必要がある場合、市長は同法第57条の規定により、基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。なお、放送の形式は放送事業者がその都度決定する。

(1) 放送要請の手続き

県が放送事業者と結ぶ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項(連絡責任者等)

(2) 協定締結放送事業者

県と協定を結ぶ放送事業者は、日本放送協会(NHK)、ラジオ関西、サンテレビジョン、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送(ラジオ大阪)、FM802である。

2 緊急警報放送の要請

電波法施行規則第2条第1項第84条の2号に定める緊急警報信号による「緊急警報放送」は、緊急かつ多くの人命や財産に重大な影響のある災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市長が日本放送協会(NHK)に対して要請する。

(1) 緊急警報放送を要請できる事項

緊急警報放送による放送を要請できる事項は次のとおりである。

- ① 住民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 知事が特に必要と認めるもの

(2) 緊急警報放送の要請手続き

県が日本放送協会と結ぶ「緊急警報放送の要請に関する覚書」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ 災害の状況(災害の種類、災害発生日時、災害の発生場所、その他)
- ⑤ その他必要な事項(連絡責任者等)

3 記者会見の開催

対策部は大規模な被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、速やかに記者控室を兼ねる記者会見場を市役所4階の会議室に開設する。記者会見場には記者席と会見者席を設け、記者用の電源(コードリール)や資料を掲示するホワイトボードなどを準備する。

市長は住民の生命に関する情報(人的被害、行方不明者など)や住家被害、公共土木施設被害、避難所、ライフラインの状況など、その時点で把握できている情報を定時に発表する。発災直後は2、3時間ごとの定期に発表する必要がある。

会見で発表する情報の例示

初動時	応急復旧時
① 災害の発生状況 ② 災害対策本部の設置 ③ 安否情報 ④ 被害状況の概要 ⑤ 避難所などの情報 ⑥ 救援活動の状況 ⑦ 二次災害防止に関する情報 ⑧ 災害応急対策の実施状況 ⑨ 医療機関の活動状況 ⑩ 水や食料などの物資供給状況 ⑪ ボランティア受入情報 など	① ライフラインの被害状況と復旧見込み ② 生活必需品の供給状況 ③ 道路・交通情報 ④ 医療情報 ⑤ 教育関連情報 ⑥ 災害ごみの処理方法 ⑦ 相談窓口の開設状況 ⑧ 罹災証明書、義援金関連情報 ⑨ 住宅関連情報 ⑩ 各種貸付、融資制度などの支援情報 ⑪ 各種減免措置などの状況 ⑫ 復興関連情報など

対策部	本部室

第5款 県への報告

本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集し、県へ報告する。その際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。

1 報告の基準

市は原則として、災害対策本部を設置したすべての災害について、県へその状況を報告する。なお、被害状況などから判断する報告の基準は次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) 市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害(市内で震度4以上を記録した地震又は市内に被害を生じた地震を指す。)
- (6) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

2 報告の内容

(1) 緊急報告

- ① 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ② 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、西はりま消防組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、西播磨県民局それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う）
- ③ ライフライン関係機関は、供給等に支障をきたした場合、次の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報する。

- (ア) 電話回線の障害状況
- (イ) 交通機関の運行状況及び施設の被災状況（高速道路）
- (ウ) 電力の供給状況
- (エ) 都市ガスの供給状況
- (オ) 水道の供給状況

（２）災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を西播磨県民局に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、西播磨県民局へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を西播磨県民局へ報告することとする。

（３）被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で、「被害状況即報」の様式により、西播磨県民局に報告する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

（４）被害状況確定報告

応急措置完了後速やかに西播磨県民局に文書で災害確定報告を行う。

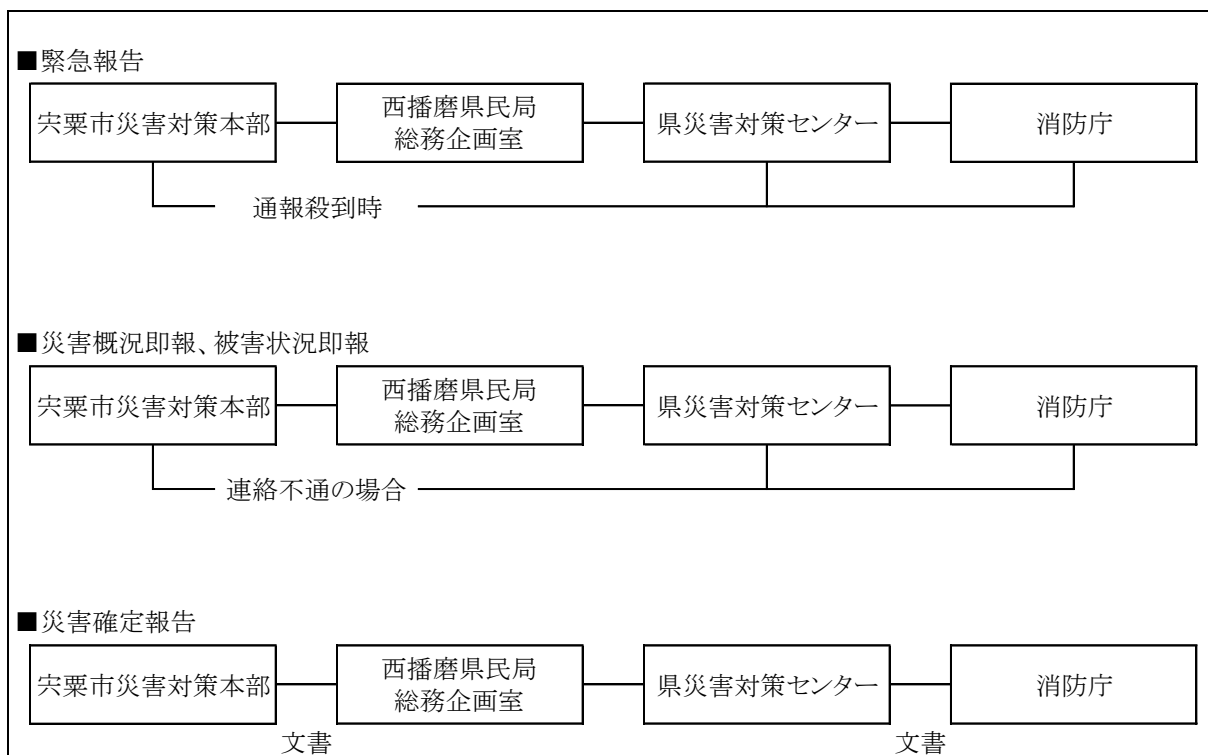
（５）その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

人命救助要請や孤立集落がある場合などは、広域応援要請を行うための情報として、県への報告（要請）が必要となる。その詳細は本編第5章に示す。

3 報告の系統

被害状況の報告は原則、西播磨県民局を通じて県災害対策センター（県庁）へ行う。なお、県との通信が途絶えた場合は、消防庁応急対策室へ報告するが、この場合も県との連絡に努め、後に報告する。報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。



報告先	地域衛星 通信ネットワーク	N T T回線	F A X
西播磨県民局 総務企画室	7-15187-189-1124	0791-58-2112	0791-58-2328
兵庫県災害対策局 災害対策課	7-151-3140	078-362-9988	078-362-9911
兵庫県災害対策本部	—	—	—
消防庁応急対策室	87-048-500-90-43422	03-5253-7527	03-5253-7537(N T T) 87-048-500-90-49033(衛星)
消防庁休日夜間(宿直室)	87-048-500-90-49102	03-5253-7777	03-5253-7553(N T T) 87-048-500-90-49036(衛星)

4 報告の手段

西播磨県民局への被害状況の報告は原則、フェニックス防災システムで行う。システムが不通である場合は、一般加入電話やF A Xによるが、これらも不通である場合は、本章第1節に示す衛星電話や衛星F A X、テレビ電話をもって行う。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

対策部	本部室・総務対策部

第6款 庁内の情報共有

対策部は前1款の1「伝達すべき防災情報の種類」のうち、応急期の情報（避難者数、交通情報、ライフラインの状況、人的被害と家屋被害の状況、医療機関の状況）と復旧期の情報（被災者支援情報）を庁内ウェブや市ホームページ、館内放送などを用いて周知し、職員間で共有化する。なお、罹災台帳（罹災証明書の発行のための住宅被害調査結果をベースにした基礎資料）などの個人情報を含むものは、庁内ウェブ閲覧板機能などを活用し伝達する。

第4章 住民と地域の行動

平成21年台風第9号による災害は、私たちに改めて自助と共助の必要性を認識させた。また、東日本大震災では、大堤防などの構造物に頼る防災にも限界があることが分かった。いま、私たちには、減災の考え方を主軸に災害から逃れ被害を軽減する工夫と行動が求められている。

本章では住民と自主防災組織、消防団がとるべき行動を示す。

対策部	住民

第1節 避難行動

同時に多発する地震による被害は、消防署や市役所などの公助の力を麻痺させる。危険が切迫した状況下で住民は、自らの命を守る最低限の行動を選択しなければならない。

1 避難行動の手順

- (1) 自分の身を守る行動をとる。
- (2) 火の始末をする。
- (3) 出入口を確保する。
- (4) 火災が発生したら初期消火をする。
- (5) 通電火災を防ぐため、ブレーカーを落とす。
- (6) あわてて外に飛び出さない。
- (7) ブロック塀など倒れやすいものに近づかない。
- (8) 山崩れ、がけ崩れにも注意する。
- (9) 徒歩で避難する。
- (10) 負傷者はみんなで助ける。
- (11) 正確な情報を見極める。

2 屋内での行動（出典：兵庫県防災対策）

居場所	身を守るための行動
家の中	テーブルの下に入って身を守り、座布団などで頭部を保護する。揺れが収まってから速やかに火の始末をし、窓や戸を開けて避難出口を確保する。2階にいたら階下に降りず、はだしで室内を歩かない。
ビルの中	カバンや座布団などで頭部を保護し、急いで机の下などに逃げる。本棚やOA機器などの移動や転倒に要注意。備品のない廊下の方が安全である。
スーパーデパート	バッグなどで頭を保護し倒れやすいショーケースなどから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、あわてて出口に殺到せず係員の指示に従い階段で避難する。
地下街	壁面や太い柱に身を寄せ、係員の指示に従う。火災が起こったときは、ハンカチなどで鼻と口をおおい、はうようにして、煙の流れる方向へ壁をつたって逃げる。
劇場ホール	バッグなどで頭を保護し、椅子と椅子の間にしゃがみこんで身をふせ、揺れが収まるまで様子をみる。あわてて出口に殺到せず、係員の指示に従い冷静に行動する。

2 屋外での行動（出典：兵庫県防災対策）

居場所	身を守るための行動
住宅街	できるだけ塀から身をはなすようにする。また、窓ガラスの破片や屋根瓦などが落ちてくることがあるので、建物の周りや狭い路地には近づかない。
商店街ビル街	頭をカバンなどで保護し、落下物に十分注意して公園や空き地などへ避難する。落下物がなくても、間口の広い木造の建物や自動販売機、ビルの塀ぎわなどは避ける。
海岸崖付近	速やかにその場を離れ、安全な場所に避難する。海岸では高台に避難し、絶対に海辺に近づかない。崖付近では危険がなくなるまで避難する。

3 乗り物に乗っているときの行動（出典：兵庫県防災対策）

状況	身を守るための行動
電車や地下鉄の車内	つり革や手すりなどにしっかりつかまる。途中でとまっても勝手に外に出たり、窓から飛び出したりすると危険である。乗務員のアナウンスに従い落ち着いた行動をとる。
車を運転中	地震を感じたら、徐々に速度を落とし、道路の左側に寄せてエンジンを切る。車を離れるときは、ドアをロックせず、キーをつけたままにしておく。

対策部	自主防災組織

第2節 自主防災組織の活動

大規模な災害が発生した場合、市や消防署など公助が担う救助機能を超える通報が寄せられる。自主防災組織は消防団と連携し、要配慮者の避難支援や避難誘導、救助など、次に示す活動に当たり、地域の減災化を図る。また、「連絡員」を選任し、市に的確な対応を促すとともに、防災情報の共有化に努める。

自主防災組織の活動の例示

- (1) テレビやラジオ等による情報の収集
- (2) 自らの命を守る避難行動
- (3) 出火防止と初期消火
- (4) 要配慮者の避難支援
- (5) 避難誘導
- (6) 安否確認
- (7) 救助活動
- (8) 自宅と周辺地域の被災状況の把握
- (9) 避難所での活動 など

対策部	消防団

第3節 消防団の活動

消防団は自主防災組織と連携し、次に示す活動に当たり、地域の減災化を図る。また、地域の状況を随時、支団本部（災害対策本部）へ連絡し、的確な対応を促す。

消防団の活動の例示

- (1) 災害防除活動（土のうの手配、土のう積み等）
- (2) 地域の情報収集
- (3) 市や自主防災組織との連携
- (4) 要配慮者の支援
- (5) 避難誘導
- (6) 交通規制にかかる誘導
- (7) 避難情報の伝達
- (8) 救出・救助活動
- (9) 平常時の応急手当の普及指導
- (10) 警戒活動
- (11) 広報活動 など

第5章 広域応援要請及び派遣

市単独では災害応急対策が不可能であると判断した場合、市長は様々な機関や団体に支援を要請できる。本章では次表に示す法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要な手続きなどを示す。

法令等に定めのある応援要請

要請先	要請ができる事項	根拠法令等
指定地方行政機関の長	職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊法第83条第1項
	兵庫県消防防災ヘリコプターの出動要請	兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
	緊急消防援助隊の要請	緊急消防援助隊運用要綱
	指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第1項
	他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第2項
	応援の要求と応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条
	職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
市長	応援の要求	災害対策基本法第67条
	職員の派遣要請	地方自治法第252条の17

対策部	本部室・総務対策部

第1節 自衛隊の災害派遣要請

市長は災害の発生に際し、市の組織だけでは事態を収拾することができない場合、又は事態が急変し緊急を要する場合に、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の災害派遣を知事に求める。

1 自衛隊の活動範囲

市長は次表に示す応急対策に自衛隊の支援を要すると判断した場合、西播磨県民局長と宍粟警察署長に協議の上、知事に自衛隊の災害派遣を求める。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
道路や水路の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の除去等
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯、給水及び入浴支援	被災者への炊飯、給水及び入浴支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による。
危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 支援要請の手続き

市長は次の事項を明らかにし知事（県災害対策課、設置時は県災害対策本部）に対して自衛隊の災害派遣を要請する。なお、知事に要請ができない場合には直接、自衛隊（中部方面特科連隊）に通知することができる。この場合、後に速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

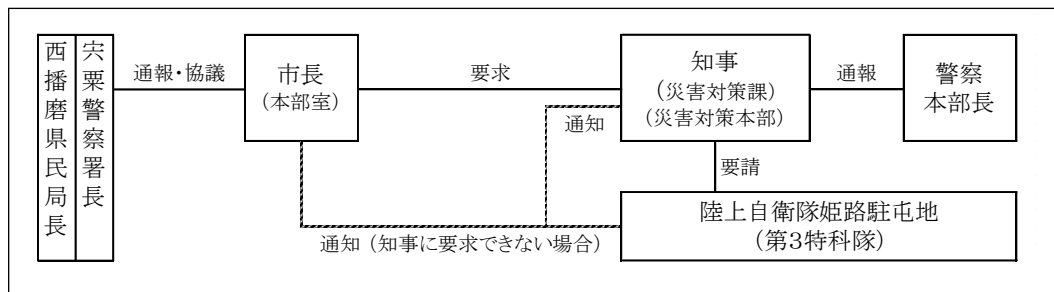
- （1）災害の状況及び派遣を要請する理由
- （2）派遣を希望する期間
- （3）派遣を希望する区域及び活動内容
- （4）要請責任者の職氏名
- （5）災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- （6）派遣地への最適経路
- （7）連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

自衛隊の出動要請先

区分	要請先	電話番号	F A X 番号
勤務時間内外	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911～9912
		7-151-3140	7-151-6380
勤務時間内	(災害対策本部未設置時) 兵庫県 災害対策課	078-362-9988	078-362-9911～9912
		7-151-5361	—
勤務時間外	(防災・危機管理班)	078-362-9900	078-362-9911～9912
		7-151-5361	—
県と不通の場合 (勤務時間内)	陸上自衛隊姫路駐屯地 中部方面特科連隊	0792-22-4001 内線：650、238	0792-22-4001 内線：239
		7-984-31～33	7-984-61
県と不通の場合 (勤務時間外)	陸上自衛隊姫路駐屯地 中部方面特科連隊	0792-22-4001 内線：302(当直司令)	0792-22-4001 内線：398
		7-984-31～33	7-984-61

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

自衛隊災害派遣の要請系統図



3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。なお、この場合にはできる限り早急に知事に連絡し、所要の手続きをとるものとする。自主派遣の判断基準は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 受入体制と準備

本部室は自衛隊の応急対策が迅速かつ効果的に実施できるように、次の事項についてあらかじめ体制を整える。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者と連絡方法の確認
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備(自衛隊の装備に係るものを除く)
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、又はキャンプ設営適地(小中高等学校グラウンドやスポーツ施設)などの受入拠点の準備と活用するヘリコプター臨時離着陸場適地(第2編第2章第5節)の決定

5 撤収の要請

市長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、知事に自衛隊の撤収の要請を行う。

6 経費の負担区分

自衛隊が救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担するものとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借り上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）

対策部	本部室・西はりま消防組合

第2節 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害による被害を最小限に抑えるため、市長は県と神戸市が所有する消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。なお、同ヘリコプターの運航は原則、夜明けから日没までの間に限られる。

1 消防防災ヘリコプターの活動範囲

- (1) 救急活動
 - ① 医師の同乗による緊急患者の搬送及び病院への搬送
 - ② 緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送
- (2) 救助活動
被災者の捜索及び救助
- (3) 災害応急対策活動
 - ① 災害等の状況把握並びに監視
 - ② 緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送
- (4) 火災防御活動
- (5) 情報収集活動

2 支援要請の手続き

消防防災ヘリコプターの出動要請は、西はりま消防組合を介し「兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき行う。西はりま消防組合は、次に示す事項を明らかにした上で、兵庫県消防防災航空隊へ緊急出動を要請し、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運行要請書を県（消防防災航空隊）へ提出する。なお、県災害対策本部が設置された場合は、同組合を通じて出動要請を行う。

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要な事項

消防防災ヘリコプターの出動要請先

区分	要請先	電話番号(昼間)	FAX番号(昼間)
県災害対策本部非設置時	西はりま消防組合	0791-76-7300	0791-72-7119
県災害対策本部設置時	兵庫県災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911

※市から要請した場合、西はりま消防組合に連絡することとする。（場外離着陸場の警戒が必要）

要請者において措置する事項

1	離発着場の選定
2	離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

3 受入体制と準備

対策部は消防防災ヘリコプターの受入に当たり、次の事項についてあらかじめ体制を整える。

- （１）患者が離着陸場に至るまでの交通手段を確保する。
- （２）着陸すべき場所に適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。
- （３）現地責任者を離着陸場に待機させ、必要に応じ機長との連絡にあたる。
- （４）緊急輸送の場合、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。
- （５）活用するヘリコプター臨時離着陸場適地（第２編第２章第５節、本編第６章第４節）と可能である場合はＧＰＳによるヘリコプター駐機地点とホイス昇降地点を明らかにする。

対策部	本部室・西はりま消防組合

第３節 緊急消防援助隊の要請

市長が災害の状況や市の消防力、県内の消防応援力だけでは十分な対応がとれないと判断した場合は、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

緊急消防援助隊の出動要請先

区分	要請先	電話番号	FAX番号
平日の昼間	兵庫県災害対策局 消防保安課	078-362-9824	078-362-9915
		7-151-3417	7-151-6384
休日と夜間	兵庫県災害対策センター（宿日直）	078-362-9900	—
		7-151-5361	—

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

第４節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣

市単独での災害応急対策が困難である場合、市長は法令に基づき国の指定地方行政機関や県、市町村の応援を求めることができる。本節では、これら法令に基づく要請や市が結ぶ協定に基づく要請を行うために必要な手続きを示す。

対策部	本部室・総務対策部

第１款 指定地方行政機関に対する応援要請

市長は災害対策基本法第29条第２項に基づき、必要がある場合は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条第１項に基づき、知事に指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求めることができる。これらの派遣の要請やあつせんを求める場合は、災害対策基本法施行令第15条及び第16条の規定により、次の事項を記載した文書をもって行う必要がある。

1 派遣を要請する文書に記載する事項

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を要請する期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣に必要な事項

2 派遣のあつせんを求める文書に記載する事項

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣のあつせんを求める期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

対策部	本部室・総務対策部・市民生活対策部・土木水道対策部・公立中央総合病院

第2款 国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣

市が他の市町村などと結ぶ協定（消防署の業務を除く）は、次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。なお、応援要請を行うに当たっては、食料や宿泊所の確保を応援側で手配するよう依頼するとともに、次に示す事項を伝達する必要がある。

1 国県や市町村間で結ぶ協定（消防署の業務を除く）

名称	主な内容	締結相手	要請先
兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市、西栗倉村	各市町村防災担当課
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	西播磨5市6町	姫路市 危機管理室
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	県、県内全市町	西播磨県民局総務企画室 兵庫県災害対策本部
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	八頭町、若桜町	各町防災担当課
播磨広域連携防災協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	播磨地域13市9町	連絡主管：姫路市 連絡副主管：たつの市
災害時相互応援協定	1 資器材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	千葉県匝瑳市	匝瑳市
兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	上郡町、佐用町、美作市、西栗倉村、智頭町	各市町村防災担当課
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	1 応急給水作業 2 応急復旧工事 3 資機材、車両等の提供	県、県内市町、県内水道企業団、日水協県支部、県簡水協会	西播磨ブロック代表市町
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	1 資機材の提供 2 職員の派遣 3 焼却、破碎等の中間処理	県、県内市町、一部事務組合	西播磨県民局 環境課 若しくは近隣市町
災害時等の応援に関する申し合わせ	1 情報収集（情報連絡員リエゾン派遣、ヘリコプターの活用） 2 職員、専門家の派遣 3 通信機器の提供 4 災害対策用機械の提供	国土交通省 近畿地方整備局	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時の協力に関する覚書	1 被害情報の収集・伝達 2 災害時の食料等の調達及び備蓄品の提供 3 避難場所の提供及び公有地の使用	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	—
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	1 医療救護チームの派遣 2 患者の受入れ 3 医師や看護師、医療技術職員、事務職員の派遣 4 応急医薬品等の提供	(神戸市)、(兵庫県)西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、(公立豊岡病院組合管理者)、(公立八鹿病院組合管理者)	1 公立神崎総合病院 2 相生市民病院
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立伊和高等学校	県立伊和高等学校
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立千種高等学校	県立千種高等学校
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立山崎高等学校	県立山崎高等学校
新型コロナウイルス濃厚接触者専用避難所に関する覚書	感染症等の濃厚接触者等に関する専用避難所	県立山崎高等学校	県立山崎高等学校

2 応援を要請する場合に明らかにする事項

- (1) 被害の状況と応援を求める理由
- (2) 希望する物資や資機材の品名と数量
- (3) 派遣を希望する職員の職種と必要人員
- (4) 応援の場所とその経路
- (5) 応援を必要とする期間 など

3 応援職員等の拠点確保

応援職員の受入れに際して、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

対策部	本部室・土木水道対策部・産業対策部・教育対策部

第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請

市が民間事業者等と結ぶ協定は次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	要請先
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	西日本電信電話株式会社 兵庫支店
災害時における応急対策業務に関する協定	1 河川決壊を防ぐための築堤、土のう積 2 道路の障害物除去、仮ガードレールの設置 3 市が必要とする応急作業	宍粟防災組合	同組合会長
災害時における緊急測量業務等に関する協定	1 復旧工法の検討に必要な測量作業 2 被災状況の写真撮影 3 市が必要とする緊急測量作業	宍粟市測量・設計災害対策協力会	同協会会長
災害に係る情報発信等に関する協定	1 ヤフーサービス上への市ホームページキャッシュサイトの掲載 2 避難情報、避難所状況等のヤフーサービス	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社 ソーシャルアクション室
災害時等における相互協力に関する協定	1 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援 2 資機材及び物資の提供 3 敷地、施設の提供 4 緊急開口部を活用した緊急車両の通行	NEXCO西日本関西支社福崎管理事務所	同事務所長
覚書(テレビ再放送サービスに関する覚書)	指定避難所でのテレビ再放送サービス	姫路ケーブルテレビ株式会社	姫路ケーブルテレビ株式会社
災害等相互応援に係る協定	1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保	宍粟市管工事組合	同組合会長
災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	1 電力設備の復旧のための優先的な道路啓開の実施 2 道路啓開にあたり障害となる電力設備の適切な処置	関西電力送配電株式会社	関西電力送配電株式会社
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	兵庫県自動車整備振興会西播北支部	同会西播北支部長
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	(株)八木木材	(株)八木木材
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	(株)宮辻造林	(株)宮辻造林
災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	食料品、日用品の供給と運搬	マックスバリュ西日本(株)	同社各店舗
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	1 食料品、日用品の供給と運搬 2 避難場所(駐車場)の提供	山崎商業開発(株)イオン(株)西日本カンパニー	山崎商業開発(株)イオン山崎店

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時等における「山崎町」と「山崎町区内郵便局」との相互協力に関する覚書	被害、避難情報の提供	山崎町区内郵便局代表 播磨山崎郵便局	同左
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	1 災害時における相互協力 2 地域見守り支援 3 不法投棄の情報提供 4 道路損傷等による危険個所の情報提供 5 その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること	播磨広域連携協議会（姫路市、加古川市、たつの市、小野市、高砂市、西脇市、三木市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町）、日本郵便株式会社近畿支社	日本郵便(株)
災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	同クラブ会長
緊急時における生活物資の確保に関する協定	食料品、日用品の確保と供給	生活協同組合コープこうべ	第6地区本部長
災害時における物資供給に関する協定書	作業用品、日用品の確保と供給	NPO法人コメリ災害対策センター	(株)コメリ
災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッド、段ボール製品の確保と供給	山崎紙器(株) セツカートン(株)	山崎紙器(株) セツカートン(株)
災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	ゴダイ(株)	ゴダイ(株) 管理本部 本部長
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	(株)ナフコ	(株)ナフコ
災害時における救援物資の輸送等に関する協定	救援物資の輸送等	一般社団法人兵庫県トラック協会	一般社団法人兵庫県トラック協会
災害時における物資供給（ユニットハウス等）に関する協定	避難所等へのユニットハウス等の供給、運搬	三協フロンテア(株)	三協フロンテア(株)
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	住宅地図の貸与と地図複製利用許可、地図製品の供給	(株)ゼンリン	(株)ゼンリン
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給	株式会社ナンバホームセンター	株式会社ナンバホームセンター
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会、社会福祉法人正久福祉会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、有限会社信翁会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉法人恩徳福祉会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	各施設

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における施設利用支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	有限会社伊沢の里 播磨いちのみや株式会社 宍粟メイプル株式会社	各運営事業者
災害時における宍粟市と宍粟市社会福祉協議会のボランティア活動等に関する協定書	災害ボランティアセンターの開設、運営	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会
災害時におけるボランティア支援に関する協定	ボランティアへの資機材等の提供	はりま一宮ライオンズクラブ	同会会長
災害時におけるLPガス等支援協力に関する協定書	LPガス及び燃焼機器等の機材の優先的供給、運搬	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部
災害時における支援協力に関する協定	1 緊急通行車両等への優先的給油 2 給油取扱所を一時休憩所として水道水及びトイレの提供 3 避難所へ石油類燃料を可能な限り優先的に供給	兵庫県石油商業組合	兵庫県石油商業組合
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	行政書士による被災支援の相談窓口の設置	兵庫県行政書士会	兵庫県行政書士会
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	1 相続に関する相談 2 不動産登記及び商業、法人登記に関する相談 3 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 4 成年後見制度に関する相談 5 その他司法書士に定める業務に関する相談	兵庫県司法書士会	兵庫県司法書士会
災害時における連携協力に関する協定	1 被災者に対する弁護士による相談 2 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供	兵庫県弁護士会	兵庫県弁護士会
災害時における医療救護活動に関する協定	1 傷病者に対する応急措置 2 トリアージ 3 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 4 軽症患者、搬送困難な患者等に対する医療 5 死亡の確認 6 その他医療救護活動に関すること	宍粟市医師会	同会会長

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における医療救護活動に関する協定	1 市が設置する救護所での医師の処方に基づく調剤及び服薬指導 2 救護所における医薬品等の供給管理 3 衣料品等集積所における医薬品等の仕分け及び管理 4 災害医療救護班長（責任者）が指示する事項 5 その他医療救護活動に関すること	兵庫県薬剤師会西播支部 宍粟市薬剤師会	同会会長
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置 2 救護所及び避難所等における歯科巡回診療等の実施 3 その他歯科医療救護活動に関すること	宍粟市歯科医師会	同会会長
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	1 災害発生時現場の被災状況の把握 2 被災者の捜索 3 物資の運搬	(株)エアーアシストジャパン (株)ドリームクエスト	(株)エアーアシストジャパン (株)ドリームクエスト

対策部	本部室・健康福祉対策部・社会福祉協議会

第5節 災害ボランティアの要請と受入れ

ボランティア活動は、被災した住民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、対策部内の連携による活動環境やボランティアの受入体制を整えることが重要である。本節ではボランティア活動が、円滑に行われるために必要な対策について定める。

1 災害ボランティアセンターの開設

対策部は被害状況などから、災害ボランティアセンターの要否を判断する。開設が必要な場合、健康福祉対策部は社会福祉協議会にセンターの開設を要請する。社会福祉協議会は、健康福祉対策部などから寄せられた被害状況をもとに、原則として被災地に隣接する支部に地域災害ボランティアセンターを、本部に宍粟市災害ボランティアセンターを開設するものとする。ただし、市全域に被害が生じた場合などについては、各支部が独立してセンターを運営することも検討が必要である。なお、健康福祉対策部は必要に応じて調整を行う職員と運営資機材をセンターに提供し、開設を支援するものとする。

感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

(1) 宍粟市災害ボランティアセンターの役割

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全域のボランティアニーズの総合調整を行う。

(2) 地域災害ボランティアセンターの役割

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

2 スタッフの確保

大規模な災害により、センターの運営スタッフが不足する場合、対策部は日本赤十字社兵庫県支部や他市町社会福祉協議会の職員の派遣を要請する。また、市内で運営ボランティアを募ることも検討する。

3 センターが担う業務

社会福祉協議会はセンターの開設にあわせ、次の業務を行うものとする。

- (1) 道路案内看板の設置（主要道路）
- (2) 被災者ニーズの把握
- (3) ボランティアの募集
- (4) ボランティアの受入れと保険加入手続き
- (5) ボランティアと支援を必要とする住民とのコーディネート
- (6) 被災状況の把握と市役所等への情報提供、支援要請
- (7) 障がいのある人や高齢者などの要配慮者の状況確認
- (8) その他、被災状況や時期により必要と認められるもの

4 ボランティアの募集方法

社会福祉協議会は、被害規模に応じてボランティアを市内のみで募集するか、広域で募集するかを判断する。市内のみで募る場合はその旨をホームページで告知するとともに、しーたん通信などを活用し周知する。広域で募る場合は、ホームページに募集記事を掲示するとともに報道機関などを活用し周知する。なお、どちらの場合においても、市と社会福祉協議会のホームページの連携が必要である。ボランティアの募集に当たり、社会福祉協議会と健康福祉対策部がそれぞれのホームページに掲示すべき事項は次のとおりである。

(1) ホームページに明記する事項

- ① 必要とするボランティアの種類
- ② 活動場所
- ③ 個人で準備する物品
- ④ 活動にかかる注意事項
- ⑤ ボランティア保険の個人加入の要否
- ⑥ センターの連絡先

(2) 募集に当たり注意が必要な事項

- ① 被災者のニーズは時期により変化する。また、交通路の断絶などで被災地へ派遣できない場合もあるため、必要とする活動や人数を正確に発信する必要がある。
- ② ボランティアは休日に集中し、平日に不足する傾向がある。平日に活動できるボランティアのみを募集することも検討する。

(3) 各機関との調整

被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第6章 被災者の応急救助

本章では、被災した住民やそのおそれのある住民を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

対策部	全対策部

第1節 災害救助法による救助

災害救助法は生活の糧を奪われた被災者を応急的に救うための法律で、基準を超える被害が生じた場合に知事が適用する。この場合、同法による救助には知事があたり、市長はこの補助を行うことになるが、現地での対策は知事から委任を受けた市長があたることになる。

1 適用基準

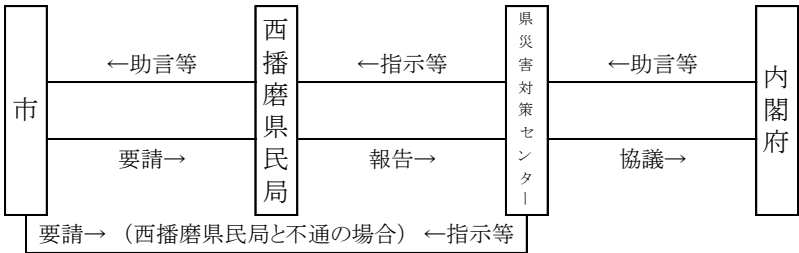
災害救助法は原因が同一の災害による被災者が救助を要する状態にあり、次表の基準のいずれかに該当する場合に適用される。なお、人口要件は直近の国勢調査確定値（宍粟市が3万人以上5万人未満、兵庫県が3百万人以上）が用いられる。

災害救助法の適用基準	根拠
住家の滅失が市内に60世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第1号
住家の滅失が県内に2,500世帯以上、かつ市内に30世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第2号
住家の滅失が県内に12,000世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第3号の前段
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情※がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき ※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第1条）	災害救助法施行令第1条第1項第3号の後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準※に該当するとき ※災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第1号） ※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第2号）	災害救助法施行令第1条第1項第4号

備考1 半壊と半焼は2世帯で1滅失、床上浸水は3世帯で1滅失
備考2 令和2年国勢調査確定値は市内が34,819人、県内が5,465,002人

2 適用手続き

前1の基準に該当する見込みがある場合、対策部は西播磨県民局（総務企画室）へ被害状況の報告と災害救助法の適用を要請する。なお、西播磨県民局への伝達系統が断たれた場合は、県災害対策センター（災害対策課）に行く。



3 救助の実施

地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

4 救助の内容

災害救助法による救助の種類とその実施期間は、次表のとおりである。知事は救助を実施するとともに、その一部を市長に委任する。市長は救助の補助にあたりとともに、委任のあった救助を実施する。

災害救助法による救助の種類

種類	実施期間（延長可）	市の対策部
避難所の設置	原則7日以内	教育対策部
応急仮設住宅の供与	原則20日以内に着工	土木水道対策部
炊き出しその他による食品の給与	原則7日以内	教育対策部
飲料水の供給	原則7日以内	土木水道対策部
被服、寝具その他生活必需品の提供又は貸与	原則10日以内	教育対策部
医療及び助産	原則14日以内 原則分娩の日から7日以内	健康福祉対策部 公立安栗総合病院
被災者の救出	原則3日以内	西はりま消防組合
被災した住宅の応急修理	原則1か月以内	土木水道対策部
学用品の給与	原則教科書等1か月以内 原則文房具等15日以内	教育対策部
埋葬	原則10日以内	市民生活対策部
遺体の搜索	原則10日以内	本部室（消防団） 総務対策部
遺体の処理	原則10日以内	市民生活対策部
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	原則10日以内	土木水道対策部

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。

6 実施期間の延長

市長は前4に示す実施期間で救助を実施することが困難であると判断する場合は、知事に期間の延長を要請する。

第2節 避難対策

市が防災体制下で発する避難情報の発令から避難所の開設に至るまでの避難対策について、必要な事項を示す。

対策部	住民・自主防災組織・消防団

第1款 避難と避難誘導

市は本編第3章第4節第2款に示す発令基準に基づき、避難情報を住民へ伝達する。住民は早めの避難行動を心がけるとともに、本編第4章に示す「避難行動のあり方」をふまえた行動をとるものとする。自主防災組織と消防団、避難支援等関係者は連携して避難誘導にあたり、要配慮者の避難を支援する。職員は避難誘導には原則あらず、自助と共助による避難行動を支援する。なお、市は消防団員でもある職員は原則、消防団員としての活動を優先する配備を計画するものとする。

避難行動の手順

- 1 電気のブレーカーを落とす（通電火災を防ぐ）
- 2 戸締りをする
- 3 非常持出品を入れたリュックサックを背負う
- 4 状況に応じ荷物は最小限にする
- 5 避難行動のあり方（第4章）をふまえ早期に行動する
- 6 避難は原則、徒歩で行うが、自動車を利用せざるを得ない場合は特に早期に行動する
- 7 高齢者や子どもなどの要配慮者を介助する
- 8 家族とともに事前に打ち合わせた避難場所へ避難する
- 9 自主防災組織などが決めた集合場所があればそこへ集合する

対策部	本部室・教育対策部・避難所担当職員・小中高等学校・健康福祉対策部

第2款 避難所の開設と運営

市長は事前に指定する避難所から必要な避難所を選定し、開設を指示する。職員配備計画に示す避難所担当職員は、しそ防ネットを通じてメールで配信される避難所開設指令を受けた場合、又は2号配備となる震度5弱以上の地震が観測された場合は、直ちに避難所を開設するとともに、避難者の受入れにあたる。なお、市長は被害の状況に応じて、事前に指定する避難所のほか、自治会施設や民間施設に協力を求め、これらの施設の中から、事後に避難所を指定することができる。また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

1 指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設（◎災害の種別や程度によって開設できない場合もある）

番号	校区	指定避難所	収容 人員 (人)	洪水時	河川氾濫時の浸水想定深	土砂災害警戒 区域	地震時	大規模 火災時
1	山崎西中	山崎小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
2		山崎西中学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
3		宍粟防災センター	100	○	－	－	○	×
4		県立山崎高等学校	200	○	－	該当	○	○
5		相生学院宍粟校（旧土万小学校）	100	○	－	－	○	○
6		山崎西小学校	200	○	－	該当	○	○
7	山崎南中	山崎南小学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
8		山崎南中学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
9		旧戸原小学校	100	△	3.0～5.0m	該当	○	○
10	山崎東中	河東小学校	200	△	5.0～10.0m	該当	○	○
11		神野小学校	200	△	3.0～5.0m	該当	○	○
12		山崎東中学校	200	○	－	該当	○	○
13		蔦沢小学校	100	○	－	該当	○	○
14		旧都多小学校	100	△	0.5～3.0m	該当	○	○
15		生涯学習センター学遊館	100	△	0.5m未満	該当	○	○
16	一宮南中	はりま一宮小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
17		一宮南中学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
18		スポニックパーク一宮	200	○	－	－	○	○
19		県立伊和高等学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
20		県立森林大学校（旧染河内小学校）	100	○	－	該当	○	○
21	一宮北中	旧下三方小学校	100	○	－	該当	○	○
22		一宮北中学校	200	△	0.5～3.0m	該当	○	○
23		ゲストハウス繁盛校（旧繁盛小学校）	100	△	0.5～3.0m	－	○	○
24	波賀中	波賀中学校	200	△	0.5～3.0m	該当	○	○
25		波賀小学校	200	○	－	該当	○	○
26		波賀B＆G海洋センター	100	△	5.0～10.0m	該当	○	○
27		旧野原小学校	100	△	5.0～10.0m	－	○	○
28	千種中	千種小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
29		千種中学校	200	○	－	－	○	○
30		県立千種高等学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
合 計			4,900					

○：使用可 △：状況により使用可 ×：使用不可

2 指定緊急避難場所

公園・広場等

番号	指定避難場所	収容人員 (人)	洪水時	河川氾濫時の浸水想定深	土砂災害警戒区域	地震時	大規模火災時
1	夢公園	—	×	5.0～10.0m	—	○	○
2	本多公園グラウンド	—	×	5.0～10.0m	—	○	○
3	城の子公園	—	×	3.0～5.0m	—	○	○
4	かみかわ緑地公園	—	×	3.0～5.0m	—	○	○
5	神野運動公園	—	×	0.5～3.0m	該当	○	○
6	山崎スポーツセンター	—	×	0.5～3.0m	該当	○	○
7	土万運動公園	—	×	0.5m未満	—	○	○
8	菅野防災広場	—	×	0.5～3.0m	—	○	○
9	御形公園広場	—	×	0.5～3.0m	—	○	○
10	家原遺跡公園	—	○	—	—	○	○
11	みかた四季公園	—	○	—	該当	○	○
12	波賀総合スポーツ公園	—	×	3.0～5.0m	該当	○	○
13	波賀市民グラウンド	—	○	—	—	○	○
14	エーガイヤ屋内運動施設	—	×	0.5～3.0m	—	○	○

◎地震及び大規模火災時においては公園や野球場、学校のグラウンド等を指定する。

3 受入対象者

避難所に受入れる対象者は、次に定めるとおりとする。ただし、発災前後は条件を満たすか否かの判断が困難であるため、厳密に区分することなく受入れるものとする。

(1) 災害による被災者

- ① 住家が被害を受け居住の場所を失った人
- ② 災害に遭遇し避難が必要な旅行者
- ③ 道路等が通行できず帰宅できない人

(2) 災害により被害を受けるおそれがある人

- ① 避難情報等の発令のある区域の人
- ② 緊急に避難する必要のある人

4 教職員等の応援

市立小中学校の教職員等は、災害対策本部の要請に基づき、市の避難所担当職員の補助にあたる。なお、市の避難所担当職員に事故があるときは、避難所の開設と運営に自らあたるものとする。

5 開設期間の延長

避難所の開設期間はおおむね7日以内とするが、被害の状況や避難者数等を考慮し、県と協議の上開設期間を延長する。

6 避難所の開設

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやしーたん通信、市公式SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

7 避難所の開設手順

避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

順	項目	内容
1	事前準備	災害対策本部から開設指令がある前に、携帯電話の充電を完了させるとともに、「避難所開設・運営マニュアル（各様式含む）」、筆記具、懐中電灯、携帯電話充電器などを準備し、リュックサックなどで携行する。
2	施設の解錠と開門	門を大きく開き、敷地内のすべての照明（外灯を含む）を点灯させる。体育館などは暗幕カーテンを開き、夜間でも避難経路が明るく照らされるようにする。
3	避難者への協力要請	避難者に対して協力を呼びかけ、手分けして開設準備にあたる。
4	施設の安全確認	建物と周囲に異常がないかを目視で確認する。柱や壁、周囲の崖に亀裂があるなど、危険な要素がある場合は、他の避難所へ移動させるなどの措置を検討するとともに、本部室（現地災害対策本部）へその旨を連絡する。
5	開設の報告	開設準備が整えば、本部室（現地災害対策本部）へ報告する。また、避難所までの経路に危険な箇所があった場合にはその旨もあわせて連絡する。
6	避難者の受入れ	高齢者や障がいのある人などの要配慮者を優先して避難所へ誘導するとともに、世帯ごとに避難者名簿を配付し記入を依頼する。
7	避難者数の報告	世帯から回収した避難者名簿をもとに、避難者数を集計する。初動期における本部室（現地災害対策本部）への報告は、開設直後から1時間おきに行う。翌日からは本部室が指定する時刻（おおむね1日1回）に報告する。なお、避難者の中に治療を要する人がある場合は、本部室へ救援を要請する。
8	居住組（班）の編成	共同生活を行う単位となる居住組（班）を編成する。原則として隣保を1つの単位とし、それぞれ組（班）長を選出する。避難生活が続く場合、居住組がリーダーの選出や避難所のルール作りに役立つ。なお、旅行者などの地域外の人はまとめて一つの居住組とする。
9	居住場所の割当	居住組ごとに居住場所を割り振る。高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児などは、施設の1階にある和室や空調設備の整った部屋を優先して割り振る。
10	避難所運営委員会の設置	住民による運営が行えるよう居住組の組長からなる避難所運営委員会を設置し、リーダーを選出する。発災直後は1日1回、夕食時に開き前夜の会議以降に生じた問題点について協議する。はじめの会議では、避難所の基本的なルール作りや各班の役割、災害対策本部への要請事項などが議題となる。
11	購入物品の記録	避難所が独自に購入した生活用品などは、後に災害対策本部から代金を支払うため、購入物品の記録を残すようにする。様式は「避難所開設・運営マニュアル」に示す。
12	支援物資の記録	避難所へ直接的に提供のあった支援物資などは、物品名や数量、提供者の住所、氏名、連絡先などを記録する。

8 感染症対策

避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

避難所運営に当たっては、感染症予防のための手洗い・うがいの徹底や清掃等の衛生対策に努める。また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

9 女性及び要配慮者への配慮

要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

女性のニーズ例

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場作り 等

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 仮設トイレの確保

避難所施設内のトイレが使用できない場合、教育対策部はその復旧措置を図るとともに、応急仮設トイレの設置を市民生活対策部へ要請する。なお困難が続く場合は、県に仮設トイレの確保を要請する。

11 入浴対策

避難生活が長期に及ぶ場合、教育対策部は指定避難所に仮設風呂と洗濯機の設置を進めるものとする。なお、応急的な入浴対策は、官民入浴施設の開放や自衛隊への協力要請により行う。

12 生活環境対策

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

13 大災害における措置

大規模な災害により市内の施設では被災者を収容できない場合には、隣接市町の施設の利用について、県に要請するものとする。この場合、被災者を輸送する手段についてもあわせて検討する。

14 福祉避難所の開設

一般の指定避難所は、必ずしも高齢者や障がいのある人、妊産婦に配慮した構造ではないほか、常に介助を要する人にとっては避難生活を続けることが困難な場所である。これらの住民には、それぞれの特性に応じた専用の避難所である福祉避難所の開設が必要となる。健康福祉対策部は被害の程度や教育対策部の要請に応じて、福祉避難所を開設する。なお、事前に指定する福祉避難所は次に示すとおりであるが、必要に応じて民間の高齢者福祉施設や社会福祉施設に受入れを求めるなどの措置も必要となる。

(1) 市が事前に指定する福祉避難所

地域	施設名	収容人員	浸水想定深	土砂災害警戒区域
山崎地域	宍粟防災センター 3階、4階	60人	—	—
一宮地域	一宮市民協働センター	15人	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	波賀市民協働センター	50人	0.5m～3.0m	—
千種地域	千種保健福祉センター	20人	0.5m～3.0m	—

(2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所

地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域
山崎地域	特別養護老人ホームありがとう	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	養護老人ホームだんだん	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	特別養護老人ホームやまさき白寿園	0.5m～3.0m	該当
山崎地域	特別養護老人ホームしそうの杜	3.0m～5.0m	—
山崎地域	グループホームやまなか	—	—
山崎地域	小規模多機能型居宅介護施設すまいる	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	しそう自立の家	0.5m～3.0m	—
一宮地域	特別養護老人ホームまどか園 ※1	0.5m～3.0m	該当
一宮地域	グループホームまどか園	3.0m～5.0m	該当
一宮地域	はりま自立の家	—	該当
一宮地域	やすらぎ介護センター	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	特別養護老人ホームかえで園	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	老人保健施設むつみ園	0.5m～3.0m	該当
波賀地域	グループホームささゆり	0.5m～3.0m	—
千種地域	特別養護老人ホームちくさの郷	—	—

※1 一宮地域 特別養護老人ホームまどか園は、令和7年4月1日に山崎地域に移転予定で、浸水想定深、土砂災害警戒区域共に非該当となる。

(3) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの配慮を必要とする人とする。なお、一時的な避難については、通常の指定避難所に避難を求め、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(4) 福祉避難所の支援要請

健康福祉対策部は、前(1)に定めるもののほか、民間施設に協力を求め、福祉避難所を開設する。なお、市内の施設だけでは対応が困難な場合は、県や他の市町村に受入れを要請する。この場合の要請は、前第5章「広域応援要請及び派遣」に基づき、本部室が行う。

15 要配慮者への配慮

(1) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(2) 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

(3) 食料、生活必需品の供給

市は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

(4) 福祉サービスの提供

市は、県と連携し、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がいのある人等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障がい福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

(5) 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障がいのある人等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

16 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースを避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

17 広域避難・広域一時滞在

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。

また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在有に関する事項について助言を求める。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れを協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

対策部	市民生活対策部・県・避難所担当者

第3款 愛玩動物の対策

1 放置された愛玩動物の対応

市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

2 避難所等における愛玩動物の対応

指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。市は、必要に応じ、家庭動物のためのスペース及び資材を確保し、動物救援本部に対し、動物の受入状況等について情報提供する。

対策部	健康福祉対策部・避難支援等関係者・民生委員・児童委員・自主防災組織・消防団

第3節 要配慮者の支援

健康福祉対策部は、第2編第3章第13節の「要配慮者対策への備え」に基づき、避難行動要支援者の安否を確認の上、避難支援等関係者や自主防災組織などと連携し避難行動を支援する。本節では再度、避難行動要支援者の定義を確認するとともに、その避難誘導手段を示す。

1 要配慮者と避難行動要支援者の定義

要配慮者とは適切な避難行動を一人で行うことが困難な人のことで、一般的には高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、日本語に不慣れな外国人などのことをいう。一方で避難行動要支援者とは前述の要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、自力で避難する事が困難な人をいう。市は真に支援を要する避難行動要支援者を次のとおり定義し、重点的に避難対策にあたる。

市が定義する「避難行動要支援者」

生活の基盤が自宅にあり、避難時に支援を要する次の(1)～(6)の人

- (1) 要介護認定3～5
- (2) 身体障がい者手帳1、2級
- (3) 療育手帳A
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1級
- (5) 難病認定者（県から情報提供がある人）
- (6) 市又は自主防災組織などが支援の必要性を認める人

2 避難誘導體制

健康福祉対策部は避難情報の発令状況や避難所開設状況を把握した上で、個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難誘導を行う。地域の連絡窓口は①避難支援等関係者、②民生委員・児童委員、③自主防災組織連絡員、④自主防災組織の会長が担うものとする。不在者を想定し複数のルートを設けるが、状況に応じて一部の構成員に過度な負担をかけないように配慮する必要がある。特に自主防災組織の会長は避難行動を総括する立場にあるため、できるだけ①避難支援等関係者、若しくは②民生委員・児童委員を優先する。

なお、避難支援等関係者や自主防災組織で対応できない事態が生じた場合は、地元の消防団、若しくは消防本部へ救助を要請する。

3 専門家による支援

市は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、セラピスト、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

4 外国人への情報伝達等

外国人市民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語等による情報提供、相談を行う。

(1) 外国人の被災情報の把握

県、県警察本部、外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。また、外国人団体等に照会してニーズを把握する。

(2) 外国人への情報提供

外国人相談窓口を開設するよう努める。

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市は、県と連携し、社会福祉施設の被害状況調査を行う。また、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 震災障がい者（震災で障がいを負った方）への対応

市は、県と連携し、震災で障がいを負った方の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

震災で障がいを負った方は入院等で被災地外に移動する場合があります、また、障がいが固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

7 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

（１）震災遺児の把握と支援の実施

市は、県と連携し、震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

（２）民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

8 その他必要な事項

要配慮者の避難所生活に必要な対策や必要な事項は、第２編第３章第11節の「要配慮者対策への備え」に示す。

対策部	本部室・西はりま消防組合・現地災害対策本部・土木水道対策部・産業対策部

第４節 孤立集落対策

土砂災害などで集落が孤立した場合に必要な応急対策を示す。なお、被害が甚大な地域ほど情報が入らないものであるため、孤立する可能性がある集落については、特に市が情報を収集するよう努める必要がある。

1 孤立可能性集落

災害により孤立するおそれがある孤立可能性集落は、次表のとおり22集落を想定している。土木水道対策部は緊急輸送道路のほか、これら集落へのアクセス道路についても巡視を強化する。なお、同集落の自主防災組織や消防団は、特にアクセス道路の状況を市へ通報するとともに、平常時から第２編第３章第８節の「家庭内備蓄の推進」に示す物資のほか、ジャッキやバール、ロープなどの救助用資機材の整備に努める必要がある。

孤立する可能性がある集落

集落名	集落のおおよその中心位置		ヘリコプターの駐機スペース				事前に想定するホイスト地点	
	緯度	経度	使用できる機種	使用条件	緯度	経度	緯度	経度
大谷	N35° 03'16.68"	E134° 31'41.99"	—	—	—	—	N35° 03'14.38"	E134° 31'34.64"
上ノ上	N35° 06'10.14"	E134° 30'09.11"	—	—	—	—	N35° 05'50.84"	E134° 30'04.57"
梯	N35° 03'30.84"	E134° 32'29.51"	小型機	災害時	N35° 03'02.52"	E134° 32'34.69"	N35° 03'02.52"	E134° 32'34.69"
三谷	N35° 01'09.24"	E134° 34'17.51"	小型機	災害時	N35° 01'04.10"	E134° 33'51.59"	N35° 01'04.10"	E134° 33'51.59"
小茅野	N35° 06'29.61"	E134° 28'53.51"	小型機	災害時	N35° 06'27.84"	E134° 29'30.88"	N35° 06'27.84"	E134° 29'30.88"
塩田	N35° 03'21.99"	E134° 28'53.51"	小型機	災害時	N35° 03'20.04"	E134° 28'53.94"	N35° 03'21.10"	E134° 28'55.02"
上ノ下の一部	N35° 04'32.79"	E134° 30'26.39"	—	—	—	—	N35° 04'31.37"	E134° 30'19.48"
深河谷	N35° 08'38.82"	E134° 35'22.31"	小型機	災害時	N35° 08'39.70"	E134° 35'22.74"	N35° 08'24.48"	E134° 35'36.78"
倉床の一部	N35° 14'46.98"	E134° 39'00.47"	—	—	—	—	N35° 14'08.21"	E134° 39'00.25"
千町	N35° 11'48.21"	E134° 41'23.03"	小型機	災害時	N35° 11'25.73"	E134° 41'05.10"	N35° 11'25.73"	E134° 41'05.10"
草木	N35° 11'19.89"	E134° 39'30.71"	小型機	災害時	N35° 11'01.48"	E134° 40'02.68"	N35° 11'01.48"	E134° 40'02.68"
福知の一部	N35° 09'39.00"	E134° 39'24.23"	—	—	—	—	N35° 09'35.46"	E134° 39'30.28"
西公文の一部	N35° 13'57.42"	E134° 36'29.27"	—	—	—	—	N35° 14'15.82"	E134° 36'21.92"
黒原の一部	N35° 12'48.39"	E134° 40'18.23"	—	—	—	—	N35° 12'58.65"	E134° 40'17.36"
河原田の一部	N35° 13'07.86"	E134° 34'56.39"	—	—	—	—	N35° 13'05.73"	E134° 34'58.98"
音水	N35° 13'45.03"	E134° 31'26.87"	—	—	—	—	N35° 13'44.67"	E134° 31'29.24"
野尻の一部	N35° 11'09.27"	E134° 31'29.03"	—	—	—	—	N35° 11'05.02"	E134° 31'23.63"
日ノ原	N35° 13'16.71"	E134° 31'44.15"	—	—	—	—	N35° 13'14.41"	E134° 31'52.14"
鹿伏の一部	N35° 15'36.54"	E134° 33'10.55"	—	—	—	—	N35° 15'35.30"	E134° 33'13.36"
岩野辺の一部	N35° 09'31.92"	E134° 29'12.95"	—	—	—	—	N35° 09'29.44"	E134° 29'09.28"
西河内の一部	N35° 12'14.76"	E134° 25'52.07"	—	—	—	—	N35° 12'10.69"	E134° 25'51.20"
七野の一部	N35° 07'47.49"	E134° 25'58.55"	—	—	—	—	N35° 07'45.01"	E134° 25'57.25"

2 ヘリコプターの出動要請

孤立集落に緊急医療が必要な患者がある場合やアクセス道路の復旧に目途が立たない場合は、本部室、又は西はりま消防組合が県消防防災ヘリコプターや自衛隊機の出動を要請する。この場合、現地の活動地点などは、GPSを利用し座標を取得する。前1の表中に示す数字は、孤立可能性集落のGPSによる位置情報のほか、同集落内に想定するヘリコプターの駐機スペースとホイスト地点を示す。現地にGPS端末がない場合は、住所のほか、表中に想定する緯度・経度を要請先に伝えるものとする。なお、ヘリコプターの出動要請手続きは、前第5章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

3 道路の啓開

土木水道対策部と産業対策部は、アクセス道路の応急復旧工事を実施し、3日以内の孤立解消をめざす。なお、応急復旧工事は市が直営で行うほか、前第5章第4節第4款に示す協定締結事業者に応援を要請し実施するものとする。

4 通信機器の確保

一般加入電話や携帯電話などの通信が断たれた場合、県消防防災ヘリコプターや自衛隊機により孤立する集落へ本編第3章第1節に示す衛星携帯電話を持ち込み、現地との通信を確保するものとする。この場合、現地集落が救助を要請する可能性もあることから、位置情報を示すGPS端末もあわせて携行する。

5 ヘリコプター臨時離着陸場適地（再掲）

市が県に登録するヘリコプター臨時離着陸場適地は次のとおりである。前1に示す駐機スペースとあわせ必要に応じて活用する。

ヘリコプター臨時離着陸場適地

番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ
西161	山崎スポーツセンター 野球場	山崎町下町1	山崎スポーツセン ター	62-1880	川崎CH-47J	90m×90m
西162	本多公園グラウンド	山崎町中井 26-1	まちづくり推進課	63-3000	川崎バートル KV-107	110m×60m
西163	かみかわ緑地公園	山崎町岸田 521	住宅土地政策課	63-3000	川崎CH-47J	150m×95m
西166	スポニックパーク一宮 グラウンド	一宮町東市 場1090-3	指定管理者 同施設管理棟	72-1331	川崎バートル KV-107	120×120m 扇形
西168	伊和高等学校グラウン ド	一宮町安積 616-2	同校事務室	72-0240	川崎CH-47J	100×140m
西 播 285	家原遺跡公園「三方の 里」	一宮町三方 町624-1	三方町出張所	74-0001	川崎バートル KV-107	90m×50m
西169	波賀市民グラウンド	波賀町上野 164-6	同指定管理者	75-3811	川崎CH-47J	50m×60m
西170	鹿伏くるみの里グラウ ンド	波賀町鹿伏 175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎バートル KV-107	60m×70m
西171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀 97-1	同指定管理者	75-3811	川崎バートル KV-107	140m×140m 扇形
西172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民協働セ ンター	75-2220	AS332L1	50m×60m
西173	千種中学校運動場	千種町河呂 60-1	教育総務課	63-3000	川崎CH-47J	125m×80m
西174	ちくさ高原ネイチャー ランド駐車場	千種町西河 内1047	委託先 同施設管理室	76-3555	川崎CH-47J	80m×170m

第5節 救助救急、医療対策

救助期に行う救出活動から安否確認、行方不明者の捜索までを示す。

対策部	西はりま消防組合・消防団

第1款 救出対策

被災者の救出活動は、西はりま消防組合と消防団が主にその役割を担い、自主防災組織がその補助にあたる。救出が困難な事態がある場合、西はりま消防組合は県消防防災ヘリコプターの出動を県消防防災航空隊へ要請するとともに、本部室にその旨を伝達する。また、救出要請が対応能力を超えると判断する場合は、消防長が「兵庫県広域消防相互応援協定」による応援隊の派遣を姫路市消防局長に、市長が自衛隊及び緊急消防援助隊の災害派遣を知事に、それぞれ要請するものとする。

なお、これらの要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第5章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

対策部	総務対策部・現地災害対策本部

第2款 住民からの安否確認に対する回答

大規模な災害が発災した直後は、住民の安否を確認する通報が市役所へ殺到する。対策部は警察署や避難所などから寄せられる情報を整理し、被災者等の権利利益を侵害することのないよう配慮しながら安否の問合せに対応する。特にDVにより所在を伏せているものには取扱いに注意する。（災害対策基本法第86条の15）

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。

あわせて、市は、県の定める基本方針に基づき対応することとする。

1 受付体制の整備

大規模な災害が発生した直後の混乱期には、被災者の家族や親戚などから安否を確認する問合せが殺到することが予想される。対策部は安否確認に関する住民からの照会を他の通報と区分して整理するとともに、受付簿を作成し状況によっては対策部内に専属班を設け対応するものとする。

2 安否情報の範囲

発災直後に詳細な安否情報を把握するのは困難であるため、この時期は警察署から寄せられる身元が判明した死亡者の情報のみを取り扱うものとする。生存者の安否は各避難所へ照会するよう伝えるとともに、混乱した状況が治まり次第、各避難所の避難者名簿を整理し対応する。適切な情報提供のために必要な場合は、警察等にも依頼し情報の収集に努める。

3 安否情報の回答

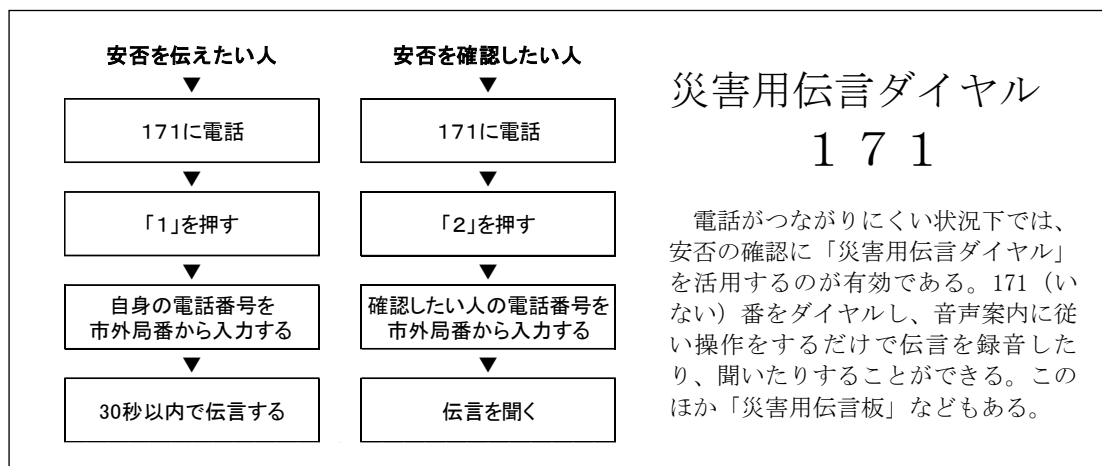
被災者の安否情報の問合せに対しては、照会者から身分証明書の提示を求めるものとし、原則電話での問合せには対応しないものとする。

照会者と被災者との関係により回答できる内容は以下のとおりとする。

- (1) 被災者の同意を得ている場合や同居の親族である場合は、安否、負傷状況、居所等
- (2) 被災者の親族又は職場の関係者等である場合は、安否、負傷状況
- (3) 被災者の知人である場合は、安否情報

4 安否確認手段の伝達

安否を確認する手段として、「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」などがある。対策部はこれらの手段を試すよう問合せで対応するものとする。ただし、当人同士が事前にこれらの存在を知らない場合は、安否の確認ができる可能性は低いと思われる。



対策部	健康福祉対策部・公立宍粟総合病院

第3款 医療、助産対策

医療機関だけでは医療及び助産対策が困難と判断した場合、健康福祉対策部は、救護所を開設し、公立宍粟総合病院及び宍粟市医師会等に救護班の編成と派遣を要請する。なお不足する場合は、直ちに県や自衛隊に医療チームの派遣を要請するものとする。要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第5章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

1 救護所の設置基準

- (1) 医療機関が被害を受け、医療機能が低下したとき
- (2) 患者が多数で医療機関の対応が困難であるとき
- (3) 被災地と医療機関の距離、傷病者数と搬送能力などから、被災地での医療が必要となるとき

市内の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適

当と判断した場合は、宍粟市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 災害時を想定した医療体制の検討

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と調整し、災害時に必要となる次の事項について、連携した受援体制の構築を図る。

- (1) 救護班の編成
- (2) 救護所の設置
- (3) 医薬品の備蓄（調達）
- (4) トリアージの実施（トリアージタグの備蓄）
- (5) 重症患者の搬送体制
- (6) その他必要な事項

3 救護所の設置予定場所と収容人員

救護所は原則として被災地に隣接する公共施設に開設するものとする。想定する施設は次のとおりである。ただし、屋内施設が確保できない場合は、小中学校のグラウンドや公園スペースなどを活用するものとし、救護テントなどの資機材の確保を医療チームの派遣要請とあわせ行う。

救護所設置予定施設

設置予定施設名	収容人員(人)	備考
指定避難所	—	公共施設のみを想定
宍粟市山崎文化会館	100	
一宮市民協働センター	50	
波賀市民協働センター	50	
千種保健福祉センター	50	
その他公共施設	—	被災地近隣施設

4 医薬品の供給

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と連携し、必要な医薬品の確保に努めるとともに、不足するものについては、本章第7節に示す方法により県機関や被災地域外の企業などから協力を求める。

5 書籍類及び帳簿等の整備

医療及び助産を施した場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 医薬品衛生材料受払簿
- (3) 救護班活動状況
- (4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (5) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (6) 助産台帳
- (7) 助産関係支出証拠書類

対策部	本部室・総務対策部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署

第4款 行方不明者の捜索

対策部は受け付けた捜索願や自主防災組織から寄せられる情報をもとに、行方不明者リストを作成し、警察署に提供する。消防団は警察署と連携し行方不明者の捜索を実施する。なお、不足する場合は、自衛隊の災害派遣など本編第5章に示す「広域応援要請及び派遣」を活用するものとする。

1 捜索期間

災害救助法では行方不明者の捜索は災害発生の日から10日以内とされる。通常4日目以降の生存率は極端に下がることから、3日目までは救出のための捜索、4日目以降は遺体の捜索と

して扱う。

2 搜索期間の延長

災害発生の日から11日以上が経過しても、なお遺体を搜索するやむを得ない事情がある場合は、知事に期間の延長を求める。

3 行方不明者を発見した場合の措置

搜索中に行方不明者を発見した場合、直ちに警察署と本部室、西はりま消防組合に発見日時や場所、状況などを連絡する。

4 搜索のために支出する費用

搜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合、兵庫県災害救助法施行細則に定められた限度内において県の負担となるが、その他の場合は市が負担する。搜索のために支出する費用の範囲は、重機その他搜索に必要な機械や器具等の借り上げ費、修繕費及び燃料費とし、その額は限度内における実費とする。

5 書籍及び帳簿等の整備

搜索を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録簿
- (2) 物資受払状況（被災者救出用等機械器具及び燃料等）
- (3) 被災者救出状況等記録簿
- (4) 救出用等関係支払証拠書類

対策部	本部室・現地災害対策本部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署

第6節 旅行者への対策

対策部は警察や交通機関の管理者などと協力し、宿泊施設の旅行者や自力で帰宅することが困難な滞留者に対し、避難行動などを支援する。

1 旅客者の安全確保

対策部は警察署と連携して公共交通機関に避難情報などを伝達し、旅客者の安全確保を求める。事業者は道路施設や車両の安全性を確認し、旅客者の安全を確保する。なお、事業者が安全性を確保できない場合は、直近の指定避難所へ旅客者を誘導する。

2 宿泊客等の安全確保

対策部は警察署と連携して宿泊施設や観光施設の管理者に気象情報や避難情報を伝達し、安全確保を求める。施設の管理者は施設の安全性を確認し、宿泊客等の安全を確保する。施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた施設の宿泊客を安全な施設へ移送するなどの措置を実施するものとする。なお、施設管理者が安全を確保できない場合は、直近の指定避難所へ宿泊客等を誘導する。

対策部	教育対策部・健康福祉対策部

第7節 物資（食料と生活必需品）の供給対策

災害により食料や生活必需品が確保できない被災者に対して、速やかに供給を行い、人身の安全に万全を期するものとする。

1 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者や乳幼児、障がいのある人に対して優先的に供給するものとする。また、食物アレルギー対象者等への供給には十分注意を払うものと

する。

- (1) 避難所等に避難する被災者
- (2) 住家が被害を受け炊事ができない人（在宅被災者）
- (3) 病院やホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 災害応急対策に従事する人

2 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が被害を受けた人
- (2) 被服や寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した人
- (3) 生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

3 物資の確保

教育対策部は避難所へ配送する食料や生活必需品を公的備蓄品（資料編に掲載）のほか、本編第5章に示す民間事業者との協定や県への応援要請を活用し確保、配送するものとする。避難者から必要とされる食料や物資は時間の経過とともに変化するため、避難所を運営する教育対策部は、健康福祉対策部と連携して必要な物資を確保するものとする。健康福祉対策部は、実施に当たり高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

なお、急を要する場合は避難所から直接、供給可能な最寄りの商店へ物資の発注を行えるものとし、その指示は教育対策部が行う。この場合、あわせて発注記録を残すよう伝える。

必要とされる食料や生活必需品（再掲）

被災状況	発災直後 ライフライン断絶	発災～3日目 ライフライン断絶	3～4日目 電気、水道一部復旧	5日目以降 電気、水道復旧
食料品の条件	調理不要の食品		主食＋副食品	自炊食材
食料品	アルファ米 乾パン 水 粉ミルク	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料	カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 味噌・醤油・塩
	粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品			
医薬品	医薬品、医療器具、医療用品			
燃料等	LPガス、LPガス器具（卓上ガスコンロ）、小型エンジン発電機			
生活必需品	毛布、哺乳ビン、タオル、トイレットペーパー、生理用品、ティッシュペーパー、カイロ、軍手、ロープ、バケツ、ポリタンク、マッチ、ライター、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、ポリ袋、雨具、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、せっけん、洗面セット、紙皿、茶碗、紙コップ、箸、スプーン、文房具、防犯ブザー、ホイッスル、仮設トイレ等			
衛生物資	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、靴カバー、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等			

※障がいのある人等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する

4 県への要請

食料の供給が困難な場合又は緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請する。

- (1) 供給あつせんを必要とする理由

- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

5 不足する物資の募集

近隣から物資を調達できない場合、健康福祉対策部は市のホームページや報道機関を通じて物資を募集する。

(1) ニーズの把握

一般的に夏の水害ではタオルやTシャツなどが、冬の災害では毛布やバスタオルなどが大量に必要となる。健康福祉対策部は、避難所を運営する教育対策部を通じて被災者が必要とする物資を把握する。

(2) 募集記事に明記する事項

物資の整理に時間を費やさないよう必要な物資を必要な数量だけ確保することや、扱いが困難な古着や生ものが届かないようにすることなど、募集に当たっては次の項目を明記する。

- ① 必要とする物資と数量
- ② 最低受付個数
- ③ 受け付けない物資（古着や生ものなど）
- ④ 内容物表示（品名、数量、サイズ）の依頼
- ⑤ 届け先
- ⑥ 問合せ先

(3) 募集した物資の整理保管

受け付けた物資は種類別に台帳に記録し、内容物の表記がある面を表側にして、種類別に積み上げる。なお、物資の出入りがある場合はその都度、台帳に記録し在庫管理を徹底する。なお、物資の一時集積場所や配送の手段は、第2編第3章第5節第5款に示す。

6 食料の供給における留意

すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、食物アレルギーや文化的配慮を十分に周知できるよう関係機関との調整を図る。この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

- (1) 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。
- (2) 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を「かめない」「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
- (3) 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

7 炊き出しの実施

教育対策部は、各給食センターの被害状況を把握し、炊き出しが実施できるかを検討する。大規模な被害により炊き出しの実施が困難である場合は、県や自衛隊、ボランティアなどに要請を行う。この場合、被災者が平等に機会を得られるよう実施場所などの調整に教育対策部があたる。なお、炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の敷地内を利用するものとする。

8 地域内輸送拠点の確保

状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

対策部	現地対策本部・教育対策部

第8節 給水対策

災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料水に適する水を得ることができない人に対し、必要最小限の飲料水と生活用水の確保を図る。

1 給水対象者

災害により現に飲料に適する水を得ることができない人

2 水源及び給水量

(1) 水源

市は浄水場、配水池、宍粟防災センターに設置する60 t 貯水槽等の給水施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握し迅速に給水を実施する。

(2) 給水量

目標とする給水量は1人1日当たり、3日目までが3 L、10日目までが3～20 L、20日目までが20～100 L、以降は速やかに施設を復旧させ、被災前の水準をめざす。なお、3日目までの給水は、ペットボトルの飲料水を想定しているため、教育対策部が避難所へ配送する物資に必要な量の飲料水がある場合は、4日目以降の給水計画と施設の早期復旧を優先する。

1人1日当たりの目標給水量

期間	水量（1人1日当たり）	水の用途	給水方法
3日目まで	3 L	飲み水	ペットボトル
4～10日	3～20 L	調理、洗面	給水車
11～20日	20～100 L	浴用、洗濯	仮設配管給水
21日目以降	100～被災前の水準	通常生活	各戸給水

3 給水方法

(1) 土木水道対策部は運搬給水基地からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。

① 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い給水基地から給水車等により運搬供給する。

応急給水用資機材の保有状況

種類	数量
給水車（2.8m ³ ）	1台
ポリ容器（300 L以上）	5個
ポリ容器（50 L以上300 L未満）	2個
ポリ容器（18 L以上50 L未満）	149個
ポリ袋（5 L以上20 L未満）	400袋

(2) 人員や資材が不足する場合は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」による応援や、自衛隊の災害派遣を要請する。なお、要請を行うに当たり、次の事項を明らかにする。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- ⑥ その他必要な事項

(3) 給水は医療機関や救護所、避難所など、緊急性の高い施設から実施する。

4 広報

応急給水を実施する場合には、しーたん通信や広報車を活用し、その日時や場所、1人当たりの給水量などを広報するものとする。

5 給水施設の応急復旧

給水施設が破損した場合は、宍粟市管工事組合と結ぶ「災害等相互応援に係る協定」を活用し、迅速かつ効果的に応急復旧を行う。

対策部	土木水道対策部

第9節 住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住できない世帯に実施する対策の優先順と主要な対策の具体を示す。

第1款 住宅対策の種類と優先順

- 1 災害直後、直ちに市が行う必要のあるもの
 - (1) 住宅の応急修理
 - (2) 住居の障害物除去
 - (3) 空き家のあっせん（公営住宅及び民間賃貸住宅）
 - (4) 仮設住宅の建設
 - (5) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
 - (6) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
 - (7) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん
- 2 前1に続きできるだけ早期に市が実施すべきもの
 - (1) 住宅金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
 - (2) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
 - (3) 公営住宅法による公営住宅の復旧
 - (4) 罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
 - (5) 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
 - (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
 - (7) 民間住宅の復興に対する支援

第2款 住宅の応急修理

住宅が半壊、又は半焼し、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない人に対し、居室、炊事場、トイレ等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、市がブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。なお、建築業者が不足したり、建築資機材を調達したりすることが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼するものとする。

- 1 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- 2 修理を必要とする戸数
- 3 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- 4 派遣を必要とする建設業者数
- 5 連絡責任者
- 6 その他参考となる事項

第3款 住居の障害物除去

住居に流入した土石等の障害物により、日常生活に著しい支障を及ぼしている人に対し、障害物の除去を行う。なお、対応が困難であるときは県に対し、次の事項を示して応援を求める。

- 1 除去を必要とする住家戸数
- 2 除去に必要な人員
- 3 除去に必要な期間

- 4 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 5 除去した障害物の集積場所の有無
- 6 その他参考となる事項

第4款 仮設住宅の建設

被災者等への応急仮設住宅の建設、管理は市長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行うものとするが、大規模災害など市で対応が困難な場合には、知事に支援を要請するものとする。

1 供給対象者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した人
- (2) 住居する住家がない人
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することのできない人

2 供給方法

(1) 建設用地の選定

- ① 用地の選定に当たっては、原則として市有地、あるいは公有地とする。平時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。
- ② 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、所有者と賃貸契約を締結するものとする。
- ③ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。
- ④ 障がいのある人、高齢者等の要配慮者に配慮した用地とする。
- ⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅及び住宅の応急修理その他の応急工事を迅速かつ的確に実施するため、建設業者と協定の締結を推進するものとする。

3 県への協力要請

大規模災害により市が対応できない場合は、次の事項を県に示して、供給のあつせんを要請するものとする。

- (1) 被害戸数
- (2) 設置を必要とする型別戸数、建設場所
- (3) 連絡責任者

4 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障がいのある人向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮するものとする。

5 入居者の選定

入居者の選考に当たって民生委員・児童委員の意見を確認し、被災者の資力、その他の生活条件等を十分調査の上認定するものとする。また、高齢者、障がいのある人の優先入居等、要配慮者に十分配慮するものとする。

6 生活環境の整備

仮設住宅の整備とあわせて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進するものとする。なお、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

第10節 感染症対策

災害が発生した場合、生活環境の悪化や被災者の病原菌に対する抵抗力の低下など、感染症が蔓延する可能性が高くなる。対策部は龍野健康福祉事務所や自主防災組織、住民などと連携し消毒や予防活動を実施する。

第1款 消毒

感染症が発生するおそれがある場合、早期に消毒を実施する必要がある。本来なら、消毒はその場所の管理者が行うべきものであるが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条第2項に基づき、感染症を予防する目的で知事が指示した場合は、市が汚染された場所やその疑いのある場所（家屋や工場、店舗を問わずすべての場所）を消毒する。以下にその手順と必要な薬剤などを示す。

1 消毒の手順

順	項目	内容
1	消毒が必要な場所の把握	本部室や地域の情報をもとに、消毒が必要な地域や場所を把握する。
2	薬剤と資機材の確保	資機材：作業服（長袖、長ズボン）、ゴーグル、マスク、ゴム手袋、噴霧器、移動用車両 薬 剤：「(2) 消毒に使用する薬剤の例示」による（平成21年台風9号災害では、床下や屋外には消石灰を、屋内の壁や床、家財には塩化ベンザルコニウム液を使用）
3	消毒方法の決定	職員が消毒を行うのが原則であるが、状況によっては各戸に薬剤とその使用方法を配付し対応を求める。この場合でも高齢者のみの世帯などについては、職員が消毒を実施する必要がある。 次の事項の消毒を実施する。 1 飲料水の消毒 2 家屋の消毒 3 トイレの消毒 4 芥溜（ごみだめ）、溝渠（こうきょ）の消毒 5 患者輸送用器などの消毒
4	消毒範囲の設定	把握した情報から、消毒が必要な建物や範囲を決定する。後に被害が明らかになった場所はその都度、対応する。
5	人員の確保	人員が不足する場合は、本部室を通じて他の対策部や県、協定に基づく市町村の応援を要請する。
6	実施班の編成	他の市町村の応援要員を受入れた場合、市の職員が各班に1人は入るよう班編成を行う。班編成が決まれば、移動用の車両を班の数だけ確保するよう総務対策部へ要請する。
7	職員研修の実施	薬剤の希釈方法や消毒の方法、注意事項などの研修を行い、応援職員に必要な知識を与える。
8	広報	しーたん通信などで消毒を実施する旨を周知する。また、各戸に対応を求める場合は、薬剤の使用方法などをまとめたビラを作成し、薬剤とともに届ける。
9	消毒の実施	各班に分かれ消毒を実施する。希釈に必要な水は、現地で水道水などを調達する。作業が終了すれば、班ごとに作業日報を作成し、その日の業務を終える。

2 消毒に使用する薬剤の例示 参考文献：水害時の消毒法（社団法人名古屋薬剤師会）

対象	薬剤名	調達先	量の積算	使用方法
床下、屋外	消石灰	農協、ホームセンター	1軒20kg(1表)	全体にまんべんなくふりかけ、飛散しないようジョウロなどで軽く水をまく。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
	クレゾール石けん液	薬局	1軒300ml	30倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
	オルソ剤	薬局	1軒200ml	50倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
壁、床、家財	塩化ベンザルコニウム液	薬局	10%製品の場合、1軒につき100ml	塩化ベンザルコニウム(塩化ベンゼトニウム)の濃度を0.1%に希釈し、噴霧器で散布するか、浸した布でふく。その後は風通しをよくし、乾燥させる。
	塩化ベンゼトニウム液	薬局		※10%製品の場合は100倍に希釈(10mlに水1,000ml) ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意 ※食品工場では消毒用アルコールを使用
食器	次亜塩素酸ナトリウム ※煮沸消毒で対応可(沸騰後30分以上煮沸する)	薬局	—	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.02%になるよう希釈し、水洗いした食器を浸す。5分以上浸した後、自然乾燥させる。 ※界面活性剤が含まれるものは、すすぎが必要 ※10%製品の場合は2mlに水1,000ml ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム	薬局	—	汚染された井戸水は飲まない方がよい。やむを得ない場合のみ煮沸するか、残留塩素が1～2ppmの濃度になるよう調整し、30分以上放置してから飲用する。 ※界面活性剤が含まれるものは使用不可 ※10%製品の場合は水1リットルにつき1滴 ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意
廃棄物集積所の害虫駆除など	スミチオン乳剤	農協 薬局	—	散布方法や対象となる害虫により希釈濃度が変わる。薬剤の使用法を確認のうえ使用すること。

【注意を要する事項】

- 1 泥などの汚れは、薬剤を散布する前に洗い流すか、雑巾などで拭き取ること
- 2 長袖、長ズボン、ゴーグル、マスク、ゴム手袋を着用し、皮膚や目に薬剤がつかないようにすること
- 3 皮膚に薬剤が付着した場合は、大量の水と石けんでよく洗い流すこと。目に入った場合は水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けること
- 4 使用する直前に希釈すること
- 5 希釈濃度を守ること
- 6 浄化槽には散布しないこと
- 7 他の薬剤などと混合しないこと
- 8 誤飲を防ぐよう薬剤を小分けにしない。やむを得ない場合は薬剤名を容器に明記すること

第2款 ねずみ、昆虫等の駆除

県（龍野健康福祉事務所）は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条に基づくねずみ族、昆虫等の駆除について、住家の被害戸数などの基準に基づき、その対象地域を定める。対策部は県の指示に基づき、速やかにねずみ、昆虫等の駆除にあたる。

- 1 ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものとする。
- 2 ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

第3款 生活用水の供給等

県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

第4款 報告

- 1 対策部は感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに県に報告する。
- 2 感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

第5款 災害時感染症対策完了後の措置

災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、県に提出する。

対策部	健康福祉対策部

第11節 健康対策

対策部は県（DHEAT）と連携し、被災者のこころのケアと健康管理を行うための巡回健康相談や訪問指導、巡回栄養相談などを実施する。

1 巡回健康相談

- （1）対策部は県や医師会、応援医療チームなどと連携し、医師や保健師などによる巡回健康相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、健康に関する様々な相談に応じるとともに、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、特に配慮を要する人をはじめ、被災者の心身の健康状況の把握に努めるものとする。支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- （2）巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。また、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。
- （3）サービス提供に向け、県、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う
- （4）市、県及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する

2 巡回栄養相談

対策部は県と連携し栄養士による巡回栄養相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、栄養状態の確認とその改善を図るための指導を行う。

避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。巡回栄養相談の実施に当たり、連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 職員の健康管理

災害対策が長期間に及ぶ場合、対策部は職員の身体的、精神的な健康状態を調査し、その結果を総務対策部に報告するものとする。総務対策部は直ちに異常が認められる職員を休ませるとともに、適切なローテーションを組み直すよう各対策部に指示する。

4 精神科救護所の設置と巡回

県は精神科救護所を設置し、被災された精神障がいのある人の継続的医療の確保と精神疾患の急発を予防するための巡回相談を実施する。

5 食品衛生に関する広報

対策部は、県と連携し、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第12節 遺体の収容と火葬

災害により多数の死者が発生したと想定される場合、市が警察署や消防団などと連携し、遺体の捜索や収容、火葬などの一連の業務を担い、人心の安定を図る。

第1款 行方不明者の捜索

本章第5節第4款に示す。

第2款 遺体の安置と引き渡し

災害による死者や行方不明者が発生した場合、早期に遺体の身元を確認し、遺族に引き渡す必要がある。住民の安否にかかわることであり、また、問合せも殺到するおそれがあることから、迅速な対策の実施が求められる。以下に、多数の遺体が発見された場合の手順と措置を示す。なお、このような事態が発生した場合、市が大規模の被害を受けているものと想定できることから、自衛隊の災害派遣や緊急消防援助隊など、本編第5章に示す「広域応援要請及び派遣」を最大限に活用し、即時に対策を実施するものとする。

遺体の収容から引き渡しまでの手順

順	項目	内容
1	遺体数の把握	本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の収容数を想定する。
2	遺体安置所の選定	次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。 ・屋内施設を基本とする。 ・市内に複数箇所を確保する。 ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。 ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有すること。 ・照明設備、水道設備を有していること。
3	協力の要請	医師会と葬祭事業者、消防団に次の処置について協力を求める。 医師会：遺体の縫合 葬祭事業者：棺とドライアイスの確保、遺体の搬送と洗浄、消毒 消防団：行方不明者の捜索
4	遺体の収容	捜索により発見された遺体を搬送、収容し、発見の日時や場所、氏名などを確認の上、情報を表記する札を掲示するとともに、遺体処理台帳を作成する。
5	遺体の検視、検案	警察官の検視と医師の検案が速やかに行われるよう協力する。
6	遺体の処置	医師会と葬祭事業者の協力のもと、遺体の洗浄と消毒、縫合を行い、棺にドライアイスとともに納め安置する。
7	遺体の身元確認	警察署と連携し身元引受人の発見に努めるとともに、行方不明者に関する遺族の相談に応じる。数多く身元不明者がある場合は、遺体ごとに身体の特徴や服装、人相などを用紙に記すか、所持品などを写真に収めるなどにより掲示する。
8	遺体の引き渡し	身元が判明した場合は、だれにいつ引き渡したかを遺体処理台帳に記載し、遺族に引き渡す。
9	行旅死亡人の処理	一定の期間、安置しても身元が確認できず、引取人のない遺体は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規程に基づき処理する。
10	期間の延長	処置期間（10日以内）が不足する場合は、県知事に処置期間の延長を要請する。

第3款 遺体の埋火葬

災害による死者が多数ある場合、市内斎場施設の被害状況を確認の上、全遺体の火葬処置を検討する。以下に、市が埋葬を行う基準とその手順などを示す。

1 埋葬の基準

市が埋葬を実施する基準は次のとおりである。

- (1) 緊急避難を要するため、遺族が埋葬を行うことが困難である場合
- (2) 遺族がない場合
- (3) 墓地や火葬場の浸水、流失等により個人では埋葬を行うことが困難な場合
- (4) その他埋葬を行うことが困難な場合

2 遺体の埋火葬手順

順	項目	内容
1	遺体数の把握	本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の数を想定する。
2	市営斎場の状況確認	市営斎場の被害やライフラインの状況、斎場職員の出勤状況を確認し、火葬に必要な物品（火葬用品、灯油、骨つぼなど）の調達を依頼する。なお、斎場に被害がある場合は、復旧見込みを確認する。
3	火葬方法の検討	① 死者数や被害状況、市営斎場の機能を総合的に判断し、全遺体の火葬計画を策定する。 ② 県に被害状況を報告し、必要があれば市外斎場の利用について協力を要請するとともに、その利用方法を調整する。
4	斎場利用の情報提供	火葬計画に基づき、遺族に市内外で利用できる斎場やその日時などの情報を提供する。
5	遺体の火葬	① 埋火葬許可書を発行し、斎場へ遺体を搬送する。搬送手段の確保が困難な場合は、関係機関やボランティアへ協力を要請する。 ② 市外の斎場を利用する場合は、当該火葬場と協議し、遺体を搬送する。 ③ 埋火葬台帳を作成し、埋葬年月日や死亡者氏名、埋葬費などを記す。
6	遺骨、遺留品の一時保管	遺骨と遺留品を遺体が収容されていた安置所に一時保管する。
7	期間の延長	火葬期間（10日以内）が不足する場合は、県知事へ火葬期間の延長を要請する。

3 市営斎場

斎場名	所在地	電話番号
あじさい苑	姫路市安富町安志726	66-3353
しらぎく苑	宍粟市一宮町杉田503-3	72-0912
つつじ苑	宍粟市千種町千草793-6	76-2210（千種市民協働センター）

第7章 廃棄物処理対策

大規模な災害により発生したガレキや、被災者の生活ごみ、仮設トイレのし尿対策などについて必要な事項を定める。

第1款 班の編成

対策部は次のとおり部内にガレキ対策にあたるガレキ処理班、生活ごみとし尿の処理にあたる清掃班を編成するものとする。

1 ガレキ処理班

ガレキ処理班は、災害により発生する家屋や建築物、構造物などのあらゆるガレキ（災害廃棄物）の処理にあたる。

2 清掃班

避難所や在宅の被災者などのごみ処理、し尿処理にあたる。

第2款 処理の方法

1 ガレキ処理

(1) 情報の収集と全体処理量の把握

計画的にガレキ処理を実施する必要があることから、損壊建物数等の情報を収集し、ガレキの全体処理量を推計する。なお、ガレキ処理の必要性について県へ連絡する。

(2) 仮集積所の確保

大量に発生したガレキの処理には、相当期間を要することから、一時的にガレキを集積する仮集積所を開設する。この場合、分別、再利用、再資源化に留意し、最適な方法でガレキを処理できるよう搬入する。

(3) 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上の支障があるもの等から優先的に撤去するものとする。

(4) 処理方法

現有の資機材を用いて処理を行うが、必要により建設業者等の車両を借り上げ、又は廃棄物処理業者に委託して、迅速に処理するものとする。

2 ごみ処理

(1) 情報の収集

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮集積所を確保するものとする。

(3) 生活ごみ・粗大ごみの収集、処理

避難所の生活に支障が生じることがないように避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了するようにする。ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借り上げるとともに被災地住民及び消防団員等の協力を得て迅速に行うものとする。

(4) ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をすることとする。

3 し尿処理

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

しそうクリーンセンターの被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をするものとする。

第3款 県等への応援要請

1 ガレキ・生活ごみ・し尿等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うものとする。

2 近隣市町等で応援体制が確保できない場合、又は最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府縣市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

3 ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第4款 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市は、県と連携し、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（第3版）（令和5年4月）を参考に対策を行うよう指導する。

第8章 交通輸送対策

道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合、通行者の安全を確保するための交通規制措置や、重症患者の緊急搬送を実施するための交通路の確保が急務となる。また、被災者の食料や生活必需品を確保する上でも輸送路の確保が急がれる。本章では、これらの応急対策について必要な事項を示す。

対策部 本部室・土木水道対策部・現地災害対策本部・宍粟警察署

第1節 交通応急対策

災害が発生するおそれがある場合、土木水道対策部は宍粟警察署や国、県とともに道路パトロールを強化し、異常の発見に努めるとともに、二次災害を防ぐ措置を行う。

1 交通規制の実施

道路パトロールにより土木水道対策部が異常を発見した場合、当該道路管理者と宍粟警察署、本部室へ通報するとともに、二次被害を防ぐためにバリケードを設置し、次表に示す根拠に基づき、交通を規制するための措置を行う。なお、異常の発見者が他の機関である場合もまた同様の措置を行うものとする。

交通規制の実施者とその範囲

実施者	範囲	根拠法
道路管理者	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 通報連絡体制

道路や橋梁などの異常を発見した者は、速やかに警察官、又は市長に通報するものとする。通報を受けた警察官、又は市長は、当該管理者に連絡するとともに、本部室は本編第3章第4節第1款に示す「防災情報の伝達手段」に基づき住民や関係機関に周知する。なお、電力や通信、水道、その他道路占用工作物の被害による場合は、直ちに当該機関に通報する。通報を受けた機関は、それぞれが定める業務計画により、速やかに応急処置を実施し道路交通を確保するものとする。

3 交通規制に伴う措置

交通規制を実施する場合、規制を行う区間や対象、期間などを宍粟警察署に連絡するとともに、立番を配置するなど、交通の混乱を未然に防ぐ措置を実施するものとする。

第2節 緊急輸送対策

市は定期的に治療を要する難病患者や人工透析患者、又は災害による負傷者の搬送を最優先に、緊急輸送対策を実施する。

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部

第1款 緊急輸送の対象

緊急輸送対策を実施する対象は、おおむね次のとおりとする。

項目	輸送対象の想定
人命救助	・ 傷病者と救助救急活動の従事者 ・ 緊急輸送経路の応急復旧に要する人員や物資
被害の拡大防止	・ 消防水防活動や交通規制等に要する人員や物資 ・ 政府や県、市の災害対策要員 ・ ライフラインの初動応急対策に要する人員や物資
災害応急対策	・ 食料や飲料水、生活必需品 ・ 被災地の外へ輸送を要する傷病者や被災者 ・ 災害復旧に要する人員や物資

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部

第2款 道路の啓開

対策部は人工透析患者や負傷者の搬送路確保を最優先に、第2編第3章第9節に示す緊急輸送路のほか、患者と医療機関を結ぶ市道の啓開を実施する。ただし、旧町間を結ぶ緊急輸送路はすべて国県道であるため、被害が発生した場合は、いかに迅速に管理者へ状況を伝えられるかが重要となる。口頭で被害を連絡するほか、現場のデジタル画像を送信するなどの手段で国県担当者の状況把握を促し、着手を急がせる工夫も必要となる。また、被害規模や被害箇所数などから、管理者の対応が困難であると思われる場合は、復旧事業者が必要に応じて他の事業者を活用できるよう管理者へ助言することも必要である。なお、市道の啓開は市が直営で行うほか、本編第5章に示す「災害時における応急対策業務に関する協定」を活用し迅速に対応する。また、県は、市から要請があり、かつ、市における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、市が管理する市道について、啓開又は災害復旧に関する工事を市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部

第3款 車両の撤去

災害時に道路上において故障や立ち往生車両による緊急車両等の通行不能を解除するため、道路管理者は以下の手順で対応する。なお、下記の行為により生じた損失については、災害対策基本法第82条において損失補償を行うものとする。

1 措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

2 県公安委員会との連携

(1) 指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

(2) 公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

3 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内にある者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとる。

対策部	総務対策部・現地災害対策本部

第4款 車両の確保と緊急交通路の通行

対策部は災害応急対策に要する車両を確保し、各対策部の要請にあわせ配車を行う。

1 車両の確保

市が所有する公用車から災害復旧に使用できる車両を確保し、各対策部の要請に応じて配車の調整を行う。車両が不足する場合は、本編第5章に示す「災害時における障害物除去等の協力に関する協定」に基づく要請を行うほか、県、その他の民間事業者に協力を求めるものとする。なお、数多くの車両を同時に必要とする災害応急対策は、次表のものが想定される。

同時に数多くの車両を要すると想定される業務

項目	対策部	備考
消毒	市民生活対策部	感染症対策
応急危険度判定	土木水道対策部	建物の倒壊危険度を判定
家屋被害認定調査	市民生活対策部	罹災証明書に記載する家屋被害の程度を調査

2 緊急交通路の通行

兵庫県公安委員会が災害対策基本法に基づき規制する「緊急交通路」の通行に関しては、公安委員会が発行する「緊急」の標章及び確認証明書が必要となる。その詳細は第2編第3章第9節に示す。

交通規制の実施者

実施者	範囲	根拠法
道路管理者	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

3 燃料の確保

緊急通行車両の燃料は、本編第5章第4節第3款に示す「災害時における燃料の優先供給に関する協定」を活用し、速やかに補給を要請する。

第9章 ライフライン対策

電話や電気、LPガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道などの復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について、必要な事項を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部

第1節 ライフライン事業者との連携

対策部は電話と電気、ガスの早期復旧を図るため、各事業者と次のとおり連絡体制を確立し、被害情報と対策情報を共有するとともに、本編第3章第5節に示す方法により住民へ伝達する。また、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

1 市の連絡窓口

市の対策部（連絡窓口）は、本部室と現地災害対策本部とする。なお、災害対策本部を設置するまでは、市長公室危機管理課と市民局まちづくり推進課が対策にあたる。

市の連絡先

課名等	対策部名等	電話番号	FAX番号	備考
宍粟市役所 危機管理課	本部室	0790-63-3119	0790-63-3064	直通
		0790-63-3000	0790-63-3061	代表
一宮市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-72-1000	0790-72-1596	代表
波賀市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-75-2220	0790-75-3599	代表
千種市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-76-2210	0790-76-8020	代表

2 電話

住民や消防団などからの通報をもとに、電話の不通状況やその原因を確認し、NTT西日本兵庫支店災害対策室に復旧を要請する。NTT西日本は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

NTT西日本の連絡先

支店等	課名等	電話番号	FAX番号	備考
兵庫支店（神戸）	災害対策室	078-393-9440	078-326-7363	
	113担当	078-393-8320	078-325-1346	休日・夜間
兵庫支店（姫路）	公共担当	079-225-2877	079-225-2875	
		0120-184244		
電話の故障（住民の通報先）	—	113	—	固定電話から
	—	0120-444-113	—	携帯電話から

3 電気

住民や消防団などからの通報をもとに、停電の状況やその原因を確認し、関西電力送配電姫路本部に復旧を要請する。関西電力送配電は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

関西電力送配電株式会社の連絡先

支店等	電話番号	FAX番号	備考
姫路本部	平常時：0800-777-3081	079-227-0615	休日夜間とも

4 ガス

住民や消防団などからの通報をもとに、L P ガスの被害状況を確認し、次に示す事業者に復旧を要請する。各自業者は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

L P ガス取り扱い事業者の連絡先

地域	事業者名	電話番号	F A X 番号
山崎	ホンジョウプロパン（株）	0790-63-1234	0790-62-0096
	(有)長尾商店	0790-62-0245	0790-64-0511
	(株)J A ドリーム住まいるガスセンター山崎出張所	0790-62-8991	0790-63-1771
	三木産業（株）山崎工場	0790-62-0429	0790-64-2037
	三保産業（株）兵庫営業所	0790-63-0695	0790-64-3785
一宮	(有)丸居商店	0790-72-1133	0790-72-1135
	(有)志水礦油店	0790-72-0267	0790-72-0268
	(有)一宮産業	0790-74-0143	0790-74-0143
	(有)小林建材店	0790-72-0121	0790-72-0510
	(株)グリーンホームハリマ	0790-72-1660	0790-72-1668
波賀	(協)波賀ガスセンター	0790-75-2252	0790-75-2252
千種	(有)千種ガスセンター	0790-76-2502	0790-76-2502
－	一般社団法人 兵庫県 L P ガス協会	078-361-8064	078-361-8073

対策部	土木水道対策部

第2節 給水対策

本編第6章第8節に示す。

対策部	土木水道対策部

第3節 水道対策

機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

第1款 災害発生直後の対応

1 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

2 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市は、水道事業者と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

第2款 復旧過程

1 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

2 施設ごとの復旧方法

(1) 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた

重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

(2) 送・配水施設並びに給水管

配水池場・ポンプ場については、(1)と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

① 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

② 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

3 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

4 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

対策部	土木水道対策部

第4節 下水道対策

機能が停止した下水道施設の早期復旧を図るため、市は次のとおり応急対策を実施するものとする。

第1款 災害発生直後の対応

1 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施するものとする。

(1) 被害状況の調査と点検

災害発生後、次の事項に留意して、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施するものとする。

- ① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。
- ② 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ台帳等を作成して実施する。
- ③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

2 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員や資機材が不足する場合には、県や他の自治体に広域的な支援の要請を行うものとする。

第2款 復旧過程

1 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧に当たっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施するものとする。

2 施設ごとの応急措置・復旧方法

(1) 管路施設

① 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じるものとする。

② マンホール等からの溢水

(ア)水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(イ)バキューム等を利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

(ウ)分流式下水道の汚水管渠からの溢水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

③ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じるものとする。

(2) ポンプ場及び処理場施設

① ポンプ設備の機能停止

損傷箇所などの点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じるものとする。

② 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施するものとする。

③ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めるものとする。

④ 池及びタンクからの溢水や漏水

土のうなどによって流出防止に措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止するものとする。

3 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

第10章 教育対策

災害により教育施設が被災し、又は児童、生徒、園児（以下「児童生徒等」という。）の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急教育を実施し、教育の確保を図るものとする。

1 学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

2 応急教育の実施のための措置

(1) 市教育委員会は児童生徒等の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育事務所を通じて県教育委員会に報告することとする。

- ① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ② 校区の通学路や交通手段等の確保
- ③ 児童生徒等の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ④ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合には、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか学校給食の実施が困難になった場合も報告するものとする。

(2) 教育委員会は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。

- ① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）
- ② 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ③ 災害時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- ④ 被災職員の代替等対策
 - (ア) 複式授業の実施
 - (イ) 昼夜二部授業の実施
 - (ウ) 近隣府県、市町等からの人的支援の要請
 - (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - (オ) 教育委員会事務局職員の応援

(3) 災害救助法に基づく措置

市は、学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

① 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

② 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

3 心の健康管理

(1) 被災児童生徒への心のケア

- ① 教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ 教育支援センター、健康福祉部等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

- ① 災害救急医療チーム派遣制度の確立
- ② グループワーク活動の展開

4 教育施設の応急復旧対策

(1) 学校施設の応急復旧対策

被災者が発生した場合は、災害の多少を問わず次のような措置をとるものとする。

- ① 災害直後の施設の被害の範囲、程度、被害部分の位置等を説明する写真を教育事務所を通して県教育委員会事務局に提出する。

- ② 直接的応急復旧

被害を受けた部分について本工事を実施する前に一時的な復旧工事を行う。

- ③ 間接的応急復旧

被害箇所そのものの復旧ではないが校舎が全壊（半壊）したために応急教育計画に基づき体育館の仮設仕切、仮設トイレの設置等を行う。

(2) 学校施設の確保

- ① 校舎

軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。なお、被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、応急復旧が終わるまで応急教育実施予定場所において実施する。

- ② 校庭

校庭の被害については使用に危険のない程度の応急修理を行い、校舎等復旧工事の完了をまって整備する。

- ③ 備品等

被害により、流失、破損等使用不能の児童生徒用机、椅子の補充については、余剰のものを使用する等授業に支障のないようにするものとする。

(3) 社会教育施設の応急復旧対策

市の管理する社会教育施設（図書館等）が災害等により、被害を受けた場合は次のような措置をとる。

- ① 被害の程度、範囲等を調査して教育事務所を通じて電話連絡及び所定の様式により県教育委員会事務局に報告を行う。

- ② 学校施設に準じて応急復旧対策を行う。

(4) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

5 応急教育実施の予定場所

市教育委員会並びに校長等は、教育施設や児童生徒等の被害の状況を確認し、安全にして適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに実施状況を逐次教育事務所を通じて県教育委員会へ報告する。学校施設の被害が激しく仮設教室の建設が著しく遅延するときは、最寄りの自治会館、社寺等を借り上げて応急教育を実施する。

第11章 農林業対策

地震により農作物、林産物等に被害が発生したときは、的確、円滑な応急対策を実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第1款 農作物応急対策

1 主要作物

対策部は光都農林振興事務所・龍野農業改良普及センター(以下「県」という。)及び兵庫西農業協同組合、ハリマ農業協同組合等(以下「農協等」という。)と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

(1) 水稻

- ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

2 野菜

対策部は県及び農協等と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

3 果樹

対策部は県及び農協等と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

- (1) 露出した根部の覆土(地震により地割れ、地すべり等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

4 花き

対策部は県及び農協等と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

5 しいたけ

対策部は県及びしそ森林組合等と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

第2款 畜産応急対策

1 防疫対策

- (1) 災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ねずみ、害虫等の防除徹底の指導に努めるものとする。
- (2) 市長は、被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を家畜保健衛生所に報告するものとする。
- (3) 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、姫路家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の散布を行う。また、発生のおそれのある疾病については、姫路家畜保健衛生所に要請し、ワクチン接種を行うものとする。
- (4) 伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し、病家畜の出荷停止、死亡獣畜の埋却、家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び畜舎内外の消毒の徹底に努めるものとする。
- (5) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品を確保する。
- (6) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保を図る。

2 飼料の確保

災害時において畜産農家は自給飼料の確保に最大限の努力をするものとし、万一手持飼料が流出し、又は供給機関からの供給が途絶えたときは、市は、県に要請する等飼料の確保に努めるとともに、貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導するものとする。

第3款 林産物災害応急対策

- 1 対策部は、しそ森林組合等関係機関と協力し被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。
- 2 対策部は災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに所有者等関係者に対し、そのけい留を指示するものとする。
- 3 対策部は所有者等関係者に対し、伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導するものとする。
- 4 災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病虫害の発生防除のため折損木等の早期除去を所有者等関係者に指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努めるものとする。

第4款 流通対策

対策部は災害発生時において情報収集に努めるとともに、所有者等関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めるものとする。

第12章 二次災害防止対策

地震災害により公共土木施設が決壊、流出又は埋没等した場合には、復旧及び補強並びに付け替え等応急対策に必要な措置を速やかに講じ、人心の安定、社会経済活動の早期回復を図るものとする。なお、対策部は応急工事を迅速に施工するため、あらかじめ動員の確保、動員の体制及び資材の調達先、調達先からの輸送方法等を定めておくものとする。

1 土砂災害

- (1) 対策部は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (2) 対策部は管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (3) 対策部は危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。
- (4) 対策部は土砂災害警戒区域において異常等が発見された場合、関係機関等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

2 道路、橋梁

- (1) 道路管理者は早急に緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するものとする。
- (2) 道路管理者は危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図るものとする。
- (3) 道路管理者は緊急輸送路について重点的に復旧を行い、交通の確保を図るものとする。
- (4) 道路管理者は危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施するものとする。

3 河川

- (1) 河川管理者は緊急点検を実施し、被害状況を把握の上、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するものとする。
- (2) 河川管理者は危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図るものとする。

4 ため池

- (1) ため池管理者は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
- (2) ため池管理者はそれぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 対策部は危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

5 森林防災対策

- (1) 対策部は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
- (2) 対策部は管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置の推進
 - ③ 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 対策部は危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

6 農業土木施設

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。

- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

7 宅地防災対策

- (1) 対策部は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
- (2) 対策部は管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の設置
- (3) 対策部は民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

8 建築物対策

- (1) 対策部は公共土木施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じるものとする。
- (2) 対策部は必要に応じ応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請するものとする。

第13章 生活支援対策

前章までは、主に災害救助法に基づく被災者の応急救助策を示したが、本章では被災者の生活の再建に必要な支援策を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部

第1節 総合相談窓口の開設

災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合、対策部は総合相談窓口となる復興支援室を開設する。復興支援室は被災者の相談に応じるとともに、市が実施する支援制度の解説を行う。

1 支援制度の整理と周知

対策部は復興支援室の開設に先立ち、各対策部が実施する支援制度の概要をまとめた冊子を作成し、ホームページに掲示するとともに、自治会や避難所を通じて被災者に配付する。

2 復興支援室の開設

対策部は必要に応じて復興支援室を開設し、前1に示す冊子などをもとに、被災者の相談に応じる。開設場所は「罹災証明書」の発行窓口と併設するものとし、あらかじめその場所を次のとおり想定する。なお、人員が不足する場合は、他の対策部から職員を補充するほか、県に支援を要請するものとする。

復興支援室の開設場所

地域	開設場所	罹災証明書の発行窓口
山崎	宍粟市役所1階 市民ロビー	宍粟市役所1階 税務課窓口
一宮	一宮市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左
波賀	波賀市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左
千種	千種市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左

対策部	市民生活部

第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成

被害認定調査をもとに発行する罹災証明書は、家屋の被害程度を市長（火災は宍粟消防署長）が証明するもので、災害救助法による救助や被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税等の減免、義援金の支給など、あらゆる支援制度の適用基準となるため、市長は災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、被災者の求めに応じ遅滞なく住家の被害やその他の被害の状況を調査し、被害の程度を証明し交付する。

市長は、被災者援護の効率的な実施に必要な場合は同法第90条の3に基づき罹災証明書の発行基礎となる被害認定調査を基に各種支援措置の実施状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。なお、台帳情報の取扱いについては、本節4の(1)～(5)に示すとおりとする。

1 罹災証明書の発行手順

被害認定調査と罹災証明書の発行手順、必要な措置を次表に示す。なお、被害認定調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施する。必要な調査表や指針などは「内閣府防災情報のページ<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>」に示される。

順	項目	内容
1	方針の確認	次の要素を考慮し、被害認定調査の実施方針と罹災証明書の発行方針を決定する。 ① 被災家屋数 ② 罹災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き ③ 国や県、他の被災自治体の動き ④ 被害認定調査の実施期間 ⑤ 罹災証明書の発行期間 など
2	調査方法の決定	調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施するが、次の事項は被害家屋の状況により決定する。 ① 一定範囲の全棟を調査するか、あるいは自治会や被災者からの申し出によるか（水害の場合は自治会や被災者の申し出によるものとする） ② 外観目視調査と立入調査を別々にするか、あるいは当初から立入調査を実施するか（水害の場合は当初から立入調査とする）
3	実施に関する広報	方針が決まり次第、速やかにその内容を広報する。このとき、罹災証明書と罹災届出証明書との違い、被災建築物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達する。
4	調査範囲の設定	調査の必要な世帯を決定する。後に被害状況が明らかになった場合は必要に応じて追加する。
5	人員の確保	調査人員が不足する場合は他の部署の応援を要請する。さらに必要に応じて県への支援を要請する。なお、職員の派遣期間はできるだけ長期（おおむね7日以上）となるよう調整する。
6	資機材の確保	調査に必要な資機材を準備する。 ① 調査携行品：調査票、住宅地図、デジタルカメラ、ヘルメット、傾斜計（さげふり）、コンベックス、画板 ② 調査員用車両 ③ パソコン、カードリーダー（写真データ取り込み用）
7	罹災台帳の作成	被害認定調査の判定結果を入力するための罹災台帳を作成する。罹災台帳には家屋データや地番、被害状況や住民基本台帳データなどを集約し罹災証明書の発行日欄を設ける。※後に被災者台帳のベース資料とする。
8	班の編成	1班2人の調査班を編成する。うち1人は宍粟市の職員とする。
9	研修の実施	調査方法の研修を実施する。
10	調査の実施	班別に調査を実施し、終了した班から、その結果を罹災台帳に入力するとともに、写真をパソコンに取り込み整理する。
11	結果の通知	判定結果とともに必要な手続きを被災者へ通知する。通知書には整理番号を付番するなど、罹災証明書が効率的に発行できるような措置を行う。
12	罹災証明書の発行	罹災証明書の発行窓口を市役所1階税務課と市民協働センターまちづくり推進課に開設し申請を受け付けるとともに、罹災台帳に基づき、罹災証明書を発行する。
13	被災者台帳の作成	罹災台帳を基に被災者台帳を作成する。外部団体への被災者情報提供の同意書は罹災証明書の発行受付時等に記入を依頼する。
14	再調査の受付	再調査を受け付けた場合、被災者の立会いのもと再調査を実施する。その結果、被災度判定に変更があった場合は、罹災台帳を修正する。
15	判定委員会の開催	再調査で申請者の了解が得られなかった場合は「宍粟市被害家屋等調査判定委員会規程」に基づき判定委員会を開催する。専門知識を有する建築士や不動産鑑定士、学識経験者など、委員会への出席を要請する必要がある場合もある。

2 証明書の種類

罹災証明書は本来、住家を対象に罹災の事実とその程度を世帯ごとに証明するもので、様々な支援制度の適用基準となるものである。しかし、一方では民間事業者の損害保険金の請求などにも利用されるため、住家以外の建物などを対象とした被災証明書、物品を対象とした罹災届出証明書を求められる場合がある。このため、市は次表の区分により証明書を取り扱う。

なお、証明書の交付番号は発行にあたる課の文書番号を使用するものとするが、緊急時でそのいとまがない場合は適宜、発行元が分かる記号などを付し付番できるものとする。

罹災証明書等の種類

名称	対象	証明する事項	証明書の用途
罹災証明書	住宅（店舗や倉庫などとの併用住宅を含む）	罹災の事実とその程度	各種の被災者支援制度
被災証明書	非住家	被災の事実とその程度	損害保険金の請求など
罹災届出証明書	主に物品	罹災の届出があった事実	損害保険金の請求など

3 被災者台帳の掲載・記録項目

被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

被災者台帳には以下の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居住地
- (5) 住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他連絡先
- (9) 世帯構成
- (10) 罹災証明書の交付状況
- (11) 市長が台帳情報を宍粟市以外の者に提供することに被災者本人の同意がある場合の提出先
- (12) 前号に定める提出先に情報提供した場合の、日時とその旨
- (13) その他、被災者援護のために市長が必要と認める事項

4 外部からの情報収集と情報提供

被災者救護のために使用する場合に対し、外部団体へ以下のとおり提供する。

- (1) 市役所内における台帳情報(法第90条の4第1項第2号)
被災者援護に必要な場合は市役所内部でデータ共有する。
- (2) 被災者台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼(法第90条の3第4項)
関係地方公共団体等へ被災者台帳に必要な情報提供を求めることができる。
- (3) 他の地方公共団体からの台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第3号)
他の地方公共団体より被災者援護のために台帳情報の提供を求められた場合は、本人の同意なく情報提供を行う。
- (4) 本人の台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第1号)
本人により台帳情報の提供を求められれば提供する。
- (5) 本人の同意を得た台帳情報提供(法第90条の4第1項第1号)
本人が同意している場合は、提供依頼のある同意先に台帳情報を提供する。

交付番号

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※ の所在地	兵庫県宍粟市
住家※の被害 の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

特記事項	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

宍粟市長

印

(裏面)

- ・ この証明は災害救助の一環として応急的な救済を目的に、市長が確認できる被害について証明するものです。民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 罹災証明書は世帯ごとに発行します。「罹災程度」は、日常的に使用する住宅(別棟がある場合は含む)を対象に判定します。住宅に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象とはなりません。
- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定します。部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・ 「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体などの部位別に、表面に現れた被害を観察して判定します。表面に現れない被害がある場合には、「罹災程度」と異なることもあります。

罹災届出証明書 交付願

交付番号

太枠内をご記入ください。

申請者 罹災者ご本人 でない場合は 委任状が必要 です	住 所	電話	—	—
	フリガナ			
	氏 名			

下記の内容について証明願います。

罹 災 日 時	年	月	日	時	分ごろ
罹 災 場 所	宍粟市 町				
罹 災 者 氏 名					
罹 災 者 住 所					
届 出 の 内 容					

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

宍粟市長

印

対策部	全対策部

第3節 被災者の支援制度

被災者の生活再建を支援する制度は、支援の方法（給付、貸付、現物支給、助成、税の減免）もその分野も多岐にわたる。以下に支援制度とその適用条件、実施する担当課などを示す。各対策部は住民生活の速やかな再建を図るために、これら制度の実施に早期に着手するものとする。

1 平成21年台風第9号災害において実施した制度

(1) 市の支援制度（県補助制度を含む）

制度名称	適用条件	根拠	種別	範囲	担当課
災害見舞金	災害	災害市災害等見舞金支給規則	給付	建物、死亡、負傷	秘書広報課
災害弔慰金		災害市災害弔慰金の支給等に関する条例	給付	死亡	
災害障害見舞金	住家の滅失が市内で5世帯以上あるときほか	平成12年厚生省告示第192号「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」	給付	負傷疾病による障害	社会福祉課
災害援護資金			貸付	住宅補修	
災害復旧に係る借入金金利補給	一定基準の災害（市独自基準）	災害市災害復旧に係る借入金金利補給金交付要綱	助成	市内金融機関で借入	消防防災課
市税の軽減 ▽申告納付等の期限延長▽納税の猶予▽個人市民税の減免▽固定資産税（都市計画税）の減免▽国民健康保険税の減免	災害	災害市条例施行規則ほか	軽減	-	税務課
医療保険料の軽減 ▽後期高齢者医療保険料の減免▽後期高齢者医療保険料一部負担金の免除▽国民健康保険一部負担金の減免と猶予▽福祉医療一部負担金の免除▽国民年金保険料の免除▽介護保険料の減免▽介護給付サービス利用者負担金の減免▽障害福祉サービス利用者負担金の減免▽要援護者の緊急ショート利用料の減免	災害	-	軽減	-	市民課 社会福祉課 高年・障害福祉課
上下水道料金の減免	災害	災害市水道事業料金減免規程ほか	軽減	-	水道部管理課
幼保保育料の減免	災害	災害市立幼稚園保育料徴収条例ほか	軽減	-	こども未来課
民家等へ流入した小規模な土砂の撤去支援	平成21年台風第9号災害	要綱等なし…重機借上、燃料費、回送費10分の10、業者発注は2分の1	助成	住宅等土砂撤去	生活衛生課
ゴミ運搬に係るトラック等リース料の経費負担	平成21年台風第9号災害	要綱等なし…トラック借上げ料10分の10	助成	災害廃棄物の運搬	生活衛生課
被災住宅等解体廃棄物運搬補助	平成21年台風第9号災害	災害市被災住宅等解体廃棄物運搬等補助金交付要綱	助成	住宅廃棄物の運搬処理	生活衛生課
合併浄化槽復旧支援	平成21年台風第9号災害（一宮）	災害市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱、災害市浄化槽の設置助成に関する条例施行規則	助成	合併浄化槽の復旧	水道部管理課
農地及び農業用施設の土砂撤去支援	平成21年台風第9号災害	災害市被災農地等災害復旧事業補助金交付要綱	助成	農地土砂撤去	農業振興課
鳥獣被害防護柵復旧支援	平成21年台風第9号災害	災害市鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要綱	助成	鳥獣被害防護柵の復旧	農業振興課
民有林道内の流木・土砂等撤去支援	平成21年台風第9号災害	災害市林業振興基盤整備促進事業補助金交付要綱	助成	林道土砂撤去	森づくり課
災害関係の証明書等発行手数料の減免	平成21年台風第9号災害	-	軽減	り災証明書、住民票など	税務課
ボランティア災害共済加入負担金の免除	平成21年台風第9号災害	-	助成	ボランティア	社会福祉課
美しい村づくり資金災害資金利子補給（一部県負担）	局地天災	災害市美しい村づくり資金利子補給規則	助成	農家経営	農業振興課
被災者生活再建支援（県補助） ※被災者生活再建支援法で救われない半壊、床上浸水の世帯を支援するために創設	平成21年台風第9号災害	災害市被災者生活再建支援金交付要綱	給付	住宅	消防防災課
中小企業融資利子補給（県補助）	平成21年台風第9号及び6月9日～8月2日の豪雨	災害市平成21年台風第9号等災害対策中小企業融資利子補給金交付要綱	助成	事業再建	商工労政課
住宅災害復興融資利子補給（県補助）	平成21年台風第9号災害	災害市住宅災害復興融資利子補給制度実施要綱	助成	住宅補修、建築	都市整備課
高齢者住宅再建支援（県補助）	平成21年台風第9号災害	災害市高齢者住宅再建支援事業実施要綱	助成	住宅建設、購入	都市整備課
住宅再建に伴う一時転居者支援（県補助）	平成21年台風第9号災害	災害市住宅再建に伴う一時転居者支援事業実施要綱	助成	住宅再建の一時転居	都市整備課
農業近代化資金利子補給（一部県負担）	平成21年台風第9号災害	災害市農業近代化資金利子補給規則	助成	農業施設復旧	農業振興課
野生動物防護柵災害復旧事業補助金（県補助）	平成21年台風第9号災害	災害市野生動物防護柵災害復旧事業補助金交付要綱	助成	野生動物防護柵の復旧	農業振興課

(2) 国、県などの支援制度

実施者	制度名称	適用条件	根拠	種別	範囲	担当課
兵庫県	災害援護金	住家滅失が市内で5世帯以上あるときほか	災害援護金等の支給に関する規則	給付	住宅、死亡、重症	社会福祉課
	被災者生活復興資金貸付	平成21年台風第9号災害	平成21年度被災者生活復興資金貸付制度要綱	無利子貸付	家財・自動車購入、住宅補修	社会福祉課
	ひょうご住宅災害復興ローン	平成21年台風第9号災害	平成21年度災害に係るひょうご住宅災害復興ローン制度要綱	貸付	住宅建設、補修	都市整備課
	県税の軽減 ▽申告、納付等の期限延長 ▽納税の猶予 ▽軽油取引税の免除 ▽個人事業税の減免 ▽不動産取得税の減免 ▽自動車税の減免 ▽自動車取得税の減免 ▽納税証明書交付手数料の減免	災害	-	軽減	-	龍野県税事務所
	経営円滑化貸付（災害復旧枠）	平成21年台風第9号災害（中小企業者）	-	貸付	-	商工労政課
	借換貸付の金利引き下げ	平成21年台風第9号災害（中小企業者）	-	助成	既借入金の金利引き下げ	商工労政課
	地域産業振興資金貸付（災害復旧貸付）	平成21年台風第9号災害（地場産業従業員20人以下）	-	貸付	-	商工労政課
	災害復旧高度化事業	災害（兵庫県手延素麺協同組合）	-	無利子貸付	製造設備の組合員リース	商工労政課
	福祉医療機構災害復旧貸付利子補給	平成21年台風第9号災害（医療機関）	-	助成	施設機能復旧	健康増進課
	地域医療機能復旧支援	災害（在宅当番医制に参加している病院）	-	助成	施設機能復旧	健康増進課
	生活衛生融資（災害復旧貸付）	災害（生活衛生関係業者）	-	貸付	営業復旧	生活衛生課
	被災者生活再建支援	住家滅失が市内で10世帯以上ほか	被災者生活再建支援法	給付	住宅	消防防災課
国	災害救助法による救助	住家滅失が市内で60世帯以上ほか 施行令第1条 ※一部は所得制限あり。適用時に国から要綱が示される。	災害救助法	原則現物支給の直接執行	住居の障害物除去 住宅の応急修理 学用品の給与 埋葬 ※世帯支援に関するもの	都市整備課 学校教育課 生活衛生課
県社会福祉協議会	生活福祉資金の災害援護資金	災害で困窮した市民税非課税世帯	-	貸付	住宅補修、家財購入	社会福祉協議会
住宅金融支援機構	災害復興住宅融資	災害	-	貸付	住宅	金融機関

2 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 実施機関

市

(2) 実施内容

- ① 「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。
- ② これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、罹災証明書等の交付体制を整備する。

3 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額(下記アとイの合計で最大300万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区分 (2)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円
④世帯	50万円	補修 100万円 賃借 50万円
⑤世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

4 災害ケースマネジメントの推進

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

5 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入または補修資金の融資
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理事業による土地区画整理事業の計画及び実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

6 公営住宅法による災害公営住宅

災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。なお、建設に必要な要件は次のとおりである。

- (1) 地震その他の異常な自然現象による場合
 - ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ② 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ③ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- (2) 火災による場合
 - ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ② 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- (3) 入居者の条件
次のいずれにも該当すること。
 - ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
 - ② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること
- (4) 建設戸数
被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）
- (5) 国庫補助
標準建設費の2／3国庫補助（激甚災害の場合は3／4）
- (6) 建設年度
原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

7 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

- (1) 国庫補助適用の基準
 - ① 再建設の場合
公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。
 - ② 補修の場合
1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

(ア) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

(イ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建設	1/2
損傷	補修	1/2

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある

8 被災住宅に対する融資等（災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付）

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

(1) 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

(2) 対象となる災害

① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

② 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

(3) 融資を受けることができる住宅の基準

① 新築家屋（建設）の基準

(ア) 店舗等の併用住宅は、住宅部分がおおむね1/2以上であること。

(イ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。

(ウ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。

(エ) 土地の権利が転貸借でないこと。

(オ) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

② 補修の基準

上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)のとおり。

(4) 条件（令和6年8月1日現在）

① 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合…………… 5,500万円

土地を取得しない場合…………… 4,500万円

② 貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）

年1.50%（令和6年8月1日現在）

③ 償還期間

建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内、補修の場合は据置1年）

(5) 融資の手続き

融資を希望する者は、市の発行する罹災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

対策部	土木水道対策部

第4節 応急危険度判定の実施

応急危険度判定は、地震により被災した建築物の危険性を判定し、建築物の倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するために実施するものである。判定の実施には県（県土整備部住宅建築局建築指導課）が養成した応急危険度判定士（建築士）の応援が不可欠となる。以下に判定に至る手順と必要な資機材などを示す。

1 実施手順

順	項目	内容
1	情報収集	本部室に集約される情報や現地確認をもとに、判定が必要な地域や棟数などの情報を収集する。
2	判定実施要否の判断	市長に必要な情報を提供し、判定実施の要否を具申する。地震発生直後は情報収集が困難になる可能性が高いため、情報が得られない場合は市内で「震度6弱」以上が観測された時点で判定の実施を決定するものとする。
3	実施本部の設置	土木水道対策部長を実施本部長に判定実施本部を設置する。実施本部長は判定実施に関する次の情報について、しーたん通信や報道機関などを通じて周知する。 ① 判定の開始日時 ② 判定の実施予定期間 ③ 判定の実施予定区域 ④ 判定に関する問合せ窓口 ⑤ 罹災証明書の発行に伴う被害認定調査との違い（被害認定調査は被災者を経済的に支援するために、罹災の程度を認定する調査） ⑥ その他
4	判定実施方針の決定	被害情報をもとに判定区域を設定し、対象建築物の棟数を推計する。推計した棟数と区域をもとに、実施可能なオペレーションタイプ（実施方針）を選択し、行政職判定士と民間判定士を区分して必要な判定士数と判定コーディネーター数を算定する。 オペレーションタイプ（実施方針）の種類 タイプ1：所有者の要請に応じて「立入」調査を含む判定を実施する タイプ2：すべての対象について「外観」調査を中心として判定を実施する タイプ3：すべての対象について「立入」調査を中心として判定を実施する なお、オペレーションタイプと判定実施区域の決定には、次の点に留意する必要がある。 ① 必要判定士数（タイプ3においては必要行政職員数） ② 当面の投入可能判定士数、不足判定士数 ③ 応援依頼判定士数 ④ オペレーションタイプ変更の要否 ⑤ 判定実施区域の変更の要否 ⑥ 判定対象となる建築物の用途、規模等の変更の要否 ⑦ 被災地の状況（火災の発生状況、被災者の救助、暴動状況等） ⑧ 判定活動の被害者等への影響 ⑨ 優先順位設定の要否
5	判定実施計画の策定	実施本部長は被害状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。 ① オペレーションタイプ ② 判定実施区域や施設の優先順位（1市役所と市民協働センター、消防署 →2避難所 →3病院 →4民間施設） ③ 対象とする建築物の用途規模 ④ 判定実施期間（おおむね10日間） ⑤ 必要判定士数（タイプ2の場合：1チーム2名／15棟／1日、稼働日数3日程度） ⑥ 応援判定士数 ⑦ 判定コーディネーター数（最大で判定士100人に1人 1班10チーム×5班） ※判定士の指導支援を行う行政職員、又は判定業務に精通した建築団体に属する人が望ましい。 ⑧ 判定資機材 ⑨ その他
6	県への支援要請	県知事に対して判定士と判定コーディネーターの派遣を要請する。 要請先：県土整備部住宅建築局建築指導課
7	判定士の受付	地元の判定士等と県に「参集場所、参集時間、従事予定期間」などを連絡し、判定士の受付を開始する。なお、受付名簿の書式は（2）に示す。
8	判定資機材の準備	判定に必要な資機材を準備する。標準的に要する判定資機材は（3）に示す。

順	項目	内容
9	ガイダンスの実施	判定レベルの統一化を図るために、判定方法や調査表の記入方法、1日の判定件数、チーム人数、被災地情報、結果の集計方法などについてガイダンスを行う。
10	住民への周知	判定実施の理解を得るために、判定開始時や実施中に必要な広報を行う。特に応急危険度判定と被害認定調査の違いについての広報は重要であり、判定中にもパンフレットなどで啓発する。
11	判定結果の集計	判定結果は日ごとに集計し市長へ報告する。全業務が終了したときは、全体を集計の上、次の資料を作成して市長に提出するものとする。 ① 判定実施区域図（全体区域図、住宅地図） ② 判定結果集計表 ③ 判定調査表 ④ その他資料

2 判定士受付名簿の書式

判定士記入欄									コーディネーター記入欄	
受付番号	氏名	携帯電話番号	年齢	認定番号	専門分野	判定経験	活動可能日	宿泊希望	判定地区	備考
1	〇〇〇〇	000-00-000	45	兵00000	木造	あり	3日～7日	あり	□□地区	土地勘あり
2	△△△△	000-00-001	55	神00000	RC	なし	3日～5日	なし	××地区	住宅希望

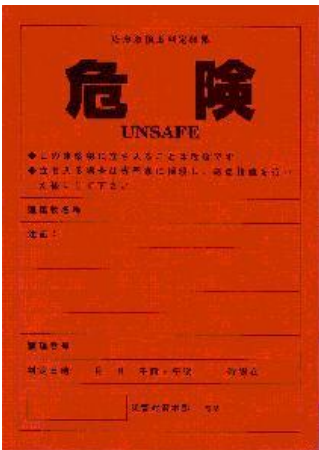
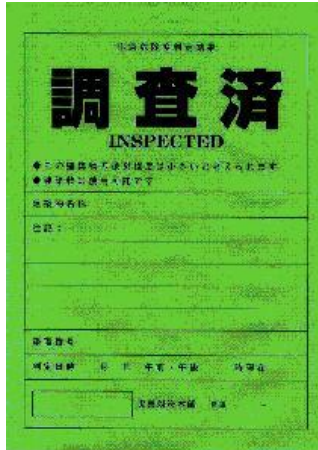
3 標準判定資機材一覧

区分	判定資機材		準備者			備考
			依頼側	派遣側	判定士	
必ず必要なもの	全国統一書式	登録証		○		
		腕章		○		
		判定調査表	○	△		協議会ホームページでダウンロード可
		判定ステッカー	○	△		協議会ホームページでダウンロード可
		判定マニュアル（判定士手帳）		○		
		ヘルメット用シール		○		
	汎用品	ヘルメット			○	
		判定街区マップ	○			
		筆記用具			○	
		下げ振り		○		
		クラックスケール		○		
		ガムテープ	○			
		雨具			○	
		防寒具			○	
		水筒			○	
		マスク			○	
あった方がよいもの	バインダー（台紙）	○				
	コンベックス			○		
	軍手			○		
	携帯電話	○	○	○		
	ナップザック			○		
あると便利なもの	ハンマー（打診器）		○			
	双眼鏡			○		
	ペンライト			○		
	ホイッスル			○		
	ポケットカメラ			○		
	コンパス（方位磁石）			○		

4 判定結果の表示

判定結果は、居住者のほか歩行者からも確認できるよう建物の出入口付近に掲示する。
なお、判定結果を示す判定ステッカーは次の3種類がある。

判定ステッカー（判定結果）の区分

危険（台紙が赤色）	要注意（台紙が黄色）	調査済（台紙が緑色）
		
立ち入るのは危険である。立ち入るには、専門家に相談の上応急措置を実施する必要がある。	立ち入る場合は十分な注意が必要である。応急的な補強には専門家の指導を要する。	被害は小さいと考えられ使用が可能

5 その他必要な事項

応急危険度判定に必要な判定調査表や判定ステッカー、応急危険度判定必携（実施マニュアル）、住民向けパンフレットなどは「全国被災建築物応急危険度判定協議会」のホームページでダウンロードできる。ただし、その使用は緊急時に限られる。

※全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページアドレス
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq/index.html>

対策部	本部室・会計対策部

第5節 義援金の受入れと配分

市が実施する公的支援のほか、対策部は災害の規模や被害の状況に応じて義援金を募集し、被災者に配分する。

1 義援金の受入れ

義援金の受入れに関して必要な事項とその手順を以下に示す。

義援金の受入手順

順	項目	内容
1	実施の判断	本部室の情報などをもとに、死者や行方不明者、住家の被害状況を把握し、義援金の必要性を判断する。
2	口座の開設	金融機関と調整し、義援金の受入専用口座を開設する。 ※平成21年の台風第9号災害では、西兵庫信用金庫、ゆうちょ銀行、ハリマ農業協同組合の3金融機関に口座を開設している。
3	窓口の開設	現金を受入れるための窓口を市役所1階と、市民協働センターまちづくり推進課に開設するとともに、募金箱を設置する。
4	募集の広報	義援金の振り込み方法や送金方法など、受入れに関する情報を庁内ウェブやホームページ、広報紙、しーたん通信などで広報する。

順	項目	内容
5	領収書の発行	指定された災害の義援金（税務署に確認が必要）は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当する。個人が義援金を支払った場合には、特定寄附金として寄附金控除（所得控除）の対象となり、法人が義援金を支払った場合には、その支払額の全額が損金算入の対象となる。義援金を支払った人が控除を受けるには、市が発行する領収書が必要となるため、寄附金控除を希望する人には、市長名の領収書を発行する。 ①寄附金控除額、又は寄附金の損金算入額の計算 個人が義援金を支払った場合 所得税における寄附金控除は次の算式で計算する。なお、特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度となる。 【その年中に支出した特定寄附金の額の合計額－2千円＝寄附金控除額】 法人が義援金を支払った場合 法人税における損金算入額は、支出した義援金の額の全額となる。 ②適用を受けるための手続き 所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、確定申告書の提出の際に義援金の領収書を添付、又は提示する必要がある。 法人税：確定申告書に義援金の金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに義援金の領収書を保存する必要がある。 ※市が他の市町村へ贈るための義援金を募る場合は、市が発行する領収書では寄附金控除が受けられない可能性がある。（市が募金募集委員会に参加するなどした場合を除く）この場合は、寄附金控除を考慮する必要がある募金箱で義援金を募集する。なお、寄附金控除を受けたい人がある場合は、直接被災地や日本赤十字社、兵庫県募金募集委員会などへ義援金を送るよう勧めるものとする。

2 義援金の配分

募集した義援金の配分に関して必要な事項とその手順を示す。

義援金の配分手順

順	項目	内容																				
1	配分委員会の設置	「宍粟市災害義援金配分委員会要綱」に基づき、義援金配分委員会を設置する。																				
2	配分基準の作成	罹災証明書の「罹災程度」を指数化し、義援金を公平に配分する。なお、平成21年台風第9号災害時の配分指数は次のとおりである。 <table><tr><th colspan="5">平成21年台風第9号災害の義援金配分指数</th></tr><tr><th>被害区分</th><th>全壊</th><th>大規模半壊</th><th>半壊</th><th>床上浸水</th></tr><tr><th>指数</th><td>100</td><td>50</td><td>40</td><td>20</td></tr><tr><th>その他</th><td colspan="4">小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給</td></tr></table>	平成21年台風第9号災害の義援金配分指数					被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	指数	100	50	40	20	その他	小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給			
平成21年台風第9号災害の義援金配分指数																						
被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水																		
指数	100	50	40	20																		
その他	小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給																					
3	配付方法の検討	被災者を励ます意味合いから、平成21年台風第9号災害では被災者宅を1軒ずつ訪問し、義援金を手渡している（対象世帯220件、19班体制）。配分回数 は2回、1次が被災から約3か月後、2次が約8か月後であった。なお、兵庫県や日本赤十字社、報道機関などで作る兵庫県災害義援金募集委員会の義援金も市が届けることになるため、市の義援金と配付時期を合わせるよう配慮する。なお、被災世帯数によっては、手渡しが困難な場合もあるため、被害状況と応援人員を考慮し配付方法を検討する必要がある。																				
4	状況の公表	義援金の受入状況や配分状況をホームページや広報紙などで随時公表する。																				

第 5 編

大規模事故等 応急対策計画

第5編 大規模事故等応急対策計画もくじ

第1章 基本方針	1
第1款 応急対策計画の目標	
第2款 応急対策計画の構成	
第2章 組織と職員配備	4
第1節 組織の設置	4
第1款 防災体制の判断基準	
第2款 災害対策（警戒）本部の設置	
第3款 災害対策本部の組織と事務分掌	
第4款 災害対策本部の標識	
第2節 職員の配備	10
第1款 配備指令の伝達	
第2款 防災体制下の職員の行動	
第3節 職員の初動	12
第4節 市長権限の委譲	13
第5節 職員の健康管理	13
第3章 情報の収集と伝達	14
第1節 通信機器の確保	14
第2節 防災関係機関の伝達体制	15
第3節 情報の収集	16
第1款 気象予警報の発表基準	
第2款 気象予警報の伝達系統	
第3款 神戸地方気象台との連携	
第4款 被害情報の収集と通報の対応	
第4節 情報の伝達	18
第1款 防災情報の伝達	
第2款 避難情報の発令	
第3款 警戒区域の設定	
第4款 報道機関への情報の発信	
第5款 県への報告	
第6款 庁内の情報共有	
第4章 広域応援要請及び派遣	28
第1節 自衛隊の災害派遣要請	28
第2節 消防防災ヘリコプターの出動要請	30
第3節 緊急消防援助隊の要請	31
第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣	32
第1款 指定地方行政機関に対する応援要請	
第2款 国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣	
第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請	
第5節 災害ボランティアの要請と受入れ	37
第5章 被災者の応急救助	39
第1節 災害救助法による救助	39
第2節 避難対策	41
第1款 避難と避難誘導	
第2款 避難所の開設と運営	

第3款 愛玩動物の対策	
第3節 要配慮者の支援	48
第4節 孤立集落対策	49
第5節 救助救急、医療対策	51
第1款 救出対策	
第2款 住民からの安否確認に対する回答	
第3款 医療、助産対策	
第4款 行方不明者の搜索	
第6節 旅行者への対策	54
第7節 物資（食料と生活必需品）の供給対策	54
第8節 給水対策	57
第9節 住宅対策	58
第1款 住宅対策の種類と優先順	
第2款 住宅の応急修理	
第3款 住居の障害物除去	
第4款 仮設住宅の建設	
第10節 感染症対策	60
第1款 消毒	
第2款 ねずみ、昆虫等の駆除	
第3款 生活用水の供給等	
第4款 報告	
第5款 災害時感染症対策完了後の措置	
第11節 健康対策	62
第12節 遺体の収容と火葬	63
第1款 行方不明者の搜索	
第2款 遺体の安置と引き渡し	
第3款 遺体の埋火葬	
第6章 交通輸送対策	65
第1節 交通応急対策	65
第2節 緊急輸送対策	66
第1款 緊急輸送の対象	
第2款 道路の啓開	
第3款 車両の撤去	
第4款 車両の確保と緊急交通路の通行	
第7章 ライフライン対策	68
第1節 ライフライン事業者との連携	68
第2節 給水対策	69
第8章 生活支援対策	70
第1節 総合相談窓口の開設	70
第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成	70
第3節 被災者の支援制度	77
第4節 義援金の受入れと配分	81
第9章 雪害対策	83
第1節 道路の除雪対策	83
第2節 住宅の雪害対策	84
第3節 雪崩対策	84
第10章 大規模火災対策	85

第11章 危険物等事故の対策	86
第1款 危険物等の事故における連絡系統	
第2款 危険物事故の対策	
第3款 高圧ガス事故の対策	
第4款 火薬類事故の対策	
第5款 毒物劇物事故の対策	
第12章 突発重大事案の対策	91
第13章 道路災害対策	93
第1款 危険物等への対策	
第2款 雑踏事故の対策	
第14章 原子力事故対策	96
第1節 情報の収集と伝達	96
第2節 緊急時モニタリングの実施	97
第3節 防護対策	99
第4節 救急医療対策	101
第1款 救急対策	
第2款 スクリーニングによる医療対策	
第3款 健康相談の実施	
第5節 消火対策	103
第6節 飲食物の摂取制限	106
第7節 汚染の除去	108
第8節 県外からの避難者の受入れ	109
第9節 環境放射線モニタリング	112
第10節 制限の解除と風評被害対策	113
第11節 心身の健康相談体制の整備	113

第 1 章 基本方針

第 2 編の災害予防計画では「平常時の備え」を示したが、本編では①雪害、②大規模火災、③危険物等事故、④突発重大事案、⑤原子力事故の 5 つの災害を覚知した時点から復興に向かうまでに市などの防災関係機関が実施すべき応急対策を示す。

第 1 款 応急対策計画の目標

本大規模事故等応急対策計画は住民や地域、職員の初動を明確化し、それぞれが迅速に減災活動と被災者の救済措置を実施できるようにするための計画である。

第 2 款 応急対策計画の構成

前 1 款に掲げた目標を達成するための本大規模事故等応急対策計画の構成は、次のとおりである。

1 組織と職員配備…第 2 章

防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、主に災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

- (1) 組織の設置
- (2) 職員の配備
- (3) 職員の初動
- (4) 市長権限の委譲
- (5) 職員の健康管理

2 情報の収集と伝達…第 3 章

非常通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段について示す。

- (1) 通信機器の確保
- (2) 防災関係機関の伝達体制
- (3) 情報の収集
- (4) 情報の伝達

3 広域応援要請及び派遣…第 4 章

法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要な手続きなどを示す。

- (1) 自衛隊の災害派遣要請
- (2) 消防防災ヘリコプターの出動要請
- (3) 緊急消防援助隊の要請
- (4) 国や県、他市町への応援要請及び派遣
- (5) 災害ボランティアの要請と受入れ

4 被災者の応急救助…第 5 章

被災者を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

- (1) 災害救助法による救助
- (2) 避難対策
- (3) 要配慮者の支援
- (4) 孤立集落対策
- (5) 救助救急、医療対策
- (6) 旅行者への対策
- (7) 物資（食料と生活必需品）の供給対策
- (8) 給水対策
- (9) 住宅対策

- (10) 感染症対策
- (11) 健康対策
- (12) 遺体の収容と火葬

5 交通輸送対策…第6章

道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合の交通規制や患者の緊急搬送など、緊急輸送路の確保に必要な対策を示す。

- (1) 交通応急対策
- (2) 緊急輸送対策

6 ライフライン対策…第7章

電話や電気、LPガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道の復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について必要な事項を示す。

- (1) ライフライン事業者との連携
- (2) 給水対策（再掲）

7 生活支援対策…第8章

被災者の生活再建のために必要となる支援策を示す。

- (1) 総合相談窓口の開設
- (2) 罹災証明書の発行
- (3) 被災者の支援制度
- (4) 義援金の受入れと配分

8 雪害対策…第9章

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。

- (1) 道路の除雪対策
- (2) 住宅の雪害対策
- (3) 雪崩対策

9 大規模火災対策…第10章

大規模火災が発生した場合に必要となる応急対策を示す。

10 危険物等事故の対策…第11章

危険物等の事故が発生した場合に必要となる応急対策を示す。

12 突発重大事案の対策…第12章

航空機事故や大規模交通事故などの突発的な災害が発生した場合に必要となる応急対策を示す。

13 道路災害対策…第13章

雑踏事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。

14 原子力事故対策…第14章

第1編第8節に想定する原子力事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。

- (1) 情報の収集と伝達
- (2) 緊急時モニタリングの実施
- (3) 防護対策
- (4) 救急医療対策
- (5) 消火対策
- (6) 飲食物の摂取制限
- (7) 汚染の除去

- (8) 県外からの避難者の受入れ
- (9) 環境放射線モニタリング
- (10) 制限の解除と風評被害対策
- (11) 心身の健康相談体制の整備

第2章 組織と職員配備

災害応急対策を迅速に展開するためには、全ての職員が緊急時の組織体制や職員配備、各対策部の業務を理解しておく必要がある。本章では防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

※ 以下表中の対策部とは、災害発生時に、役割に応じた迅速な対応を行うため、宍粟市災害対策本部に加え、主に関係する公的機関、関係団体等の組織及び個人を記載。

対策部	全対策部

第1節 組織の設置

災害に警戒が必要な場合の市の防災体制は、大きく3つの段階に区分できる。第1段階は消防防災担当課が主に情報を収集する「準備体制（連絡員待機、警戒待機）」、第2段階は初期に必要な避難行動要支援者支援などにあたる「災害警戒本部体制（1号配備）」、第3段階は全ての対策部が応急対策活動にあたる「災害対策本部体制（2号、3号配備）」である。本節では災害が発生、又はそのおそれがある場合に市が整える防災体制について定める。

第1款 防災体制の判断基準

防災体制は次の基準と被害情報などから、市長が総合的に判断し決定する。

防災体制の判断基準

体制	職員配備	判断の基準	配備人員
準備体制	連絡員待機	1 大雪又は暴風雪の警報又は特別警報のいずれかが発表され、被害が生じるおそれが高まったとき 2 火災警報を発する基準に達し、住民への注意喚起が必要になったとき 3 防災担当部長が必要と認めるとき	消防防災担当部局職員 ※建設課のあらかじめ指定された職員を除く
災害警戒本部体制	1号配備	1 大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき（住家の除雪：障害物の除去を含む）	全職員の2割程度（主に副課長以上）
災害対策本部体制	2号配備	3 消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に達する被害が生じたとき（要領は資料編に掲載）	全職員の6割程度（主に係長以上）
	3号配備	4 市長が必要と認めるとき	全職員
通常体制	解除	1 災害応急対策が完了したとき 2 災害が発生するおそれが解消したとき 3 市長が必要と認めるとき	—

第2款 災害対策（警戒）本部の設置

災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると市長が認めるときは、災害対策基本法第23条及び宍粟市災害対策本部条例（平成17年条例174号）に基づき、宍粟市災害対策本部を宍粟市役所及び各市民協働センターに設置する。なお、災害対策本部が設置される前で、被害状況によって警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部（災害対策本部を準用）を宍粟市役所に設けて対処するものとする。

1 設置場所

災害対策本部は宍粟市役所3階に置く。なお、災害対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「宍粟市災害対策本部」の掲示を行う。

2 設置、廃止の基準

災害対策本部は、前1款の防災体制の判断基準により市長が設置する。なお、廃止する時期は、災害応急対策が完了したとき、又は本部長が前1款の防災体制の判断基準をもとに災害発生のおそれが解消したと認めるときとする。

3 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに防災関係機関と住民にその旨を公表する。

4 本部長の職務代理者

市長が登庁できない場合、又は登庁に時間を要する場合は、登庁した者の中から次の順位で職務代理者を決め、災害応急対策にあたる。

その順位は次のとおりとする。

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	防災担当部長
第4順位	その場における最高責任者

第3款 災害対策本部の組織と事務分掌

災害対策本部の組織と事務分掌は、それぞれ次のとおりとする。なお、本部長が応急対策に要すると判断する場合は、必要な人材を本部員に加えることができる。

災害対策本部の組織図

本部長		市長		
副本部長		副市長 教育長		
災害対策本部(宍粟市役所)			現地災害対策本部(各市民局)	
部局名		対策部名	本部員	
市長公室		本部室	市長公室長	
総務部		総務対策部	総務部長	
議会事務局			議会事務局長	
市民生活部		市民生活対策部	市民生活部長	
健康福祉部		健康福祉対策部	健康福祉部長	
産業部		産業対策部	産業部長	
農業委員会事務局			農業委員会事務局長	
建設部		土木水道対策部	建設部長	
会計課		会計対策部	会計管理者	
教育委員会事務局		教育対策部	教育部長	
公立宍粟総合病院		-	事務部長	
消防団		-	消防団長 副団長 山崎支団長	
西はりま消防組合 宍粟消防署		-	署長	
宍粟警察署		-	署長	
市民局(復旧期のみ)		-	市民局長	

災害対策本部（本庁）の事務分掌

主管部局	主管課等	事務分掌
市長公室	危機管理課	1 本部の設置、運営に関する事 2 情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備指令とその伝達に関する事 5 避難情報の発表に関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関する事 8 広域応援要請に関する事 9 被害状況の総括に関する事 10 市民局との連絡調整に関する事 11 災害救助法の適用申請事務に関する事 12 罹災届出証明書の発行に関する事 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関する事 14 被災者生活再建支援制度に関する事
市長公室	秘書政策課 地域創生課	1 指定避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の市内集計に関する事 3 自治会の被害状況調査の市内集計に関する事 4 支援制度の取りまとめ、周知に関する事 5 市長のメッセージと避難所訪問に関する事 6 大栗市災害見舞金及び義援金の配分、支給に関する事
総務部 議会事務局	広報情報課	1 避難情報の伝達に関する事 2 交通情報の伝達に関する事 3 避難状況の伝達に関する事 4 報道機関の対応に関する事 5 写真の撮影と映像の保存、広報に関する事
	総務課 財務課 議会事務局	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関する事 2 緊急通行車両の確保に関する事 3 行政支援の調整と動員計画に関する事 4 職員の健康管理に関する事 5 安否情報に関する事
市民生活部	まちづくり推進課 人権推進課	1 一時避難所等開設の確認に関する事（山崎地域） 2 広域避難所以外の避難者数の集計に関する事（山崎地域） 3 自治会の被害状況調査に関する事（山崎地域） 4 自治会との連絡調整に関する事（山崎地域）
	税務課	1 家屋被害認定調査に関する事 2 罹災証明書の発行に関する事 3 被災者台帳の作成に関する事
	市民課 生活衛生課	1 防疫に関する事 2 廃棄物の収集と処理に関する事 3 遺体の処置、安置に関する事 4 遺体の埋火葬に関する事 5 し尿の収集と処理に関する事 6 避難所仮設トイレの設置に関する事
健康福祉部	社会福祉課 高年福祉課 障がい福祉課 福祉相談課 保健福祉課 子育て支援課	1 要配慮者の支援に関する事 2 社会福祉協議会との調整に関する事（災害ボランティアセンターの設置など） 3 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関する事 4 被災者生活復興資金貸付制度に関する事 5 被災者の健康管理に関する事 6 救護所の開設に関する事 7 応急医療に関する事 8 食品衛生対策、感染症対策に関する事 9 福祉避難所の運営に関する事

主管部局	主管課等	事務分掌
産業部 農業委員会事務局	農業振興課 森林環境課 商工観光課 農業委員会事務局	1 河川の監視に関する事 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関する事 3 山林の被害調査と復旧に関する事 4 林道の被害調査と復旧に関する事 5 風呂の無料開放に関する事 6 一時宿泊所の確保に関する事
建設部	建設課 住宅土地政策課	1 道路の巡視と交通規制に関する事 2 緊急輸送路の確保に関する事 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する事 4 道路上の支障となる放置車両の移動に関する事 5 応急危険度判定に関する事 6 住宅の応急修理に関する事 7 住宅の障害物除去に関する事 8 仮住宅の確保（市営、県営住宅）に関する事 9 仮設住宅の建築に関する事 10 住宅災害復興融資利子補給制度に関する事 11 高齢者住宅再建支援制度に関する事 12 ひょうご住宅災害復興ローン制度に関する事
	水道管理課 上下水道課	1 応急給水に関する事 2 上下水道の被害調査と復旧に関する事
教育委員会事務局	教育総務課 学校教育課 こども未来課 施設整備課 社会教育文化財課 山崎給食センター	1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関する事 2 避難所の運営に関する事 3 避難所の物資、食料の調達に関する事 4 救援物資の確保と配送に関する事 5 児童生徒の保護、施設利用者の安全確認に関する事（管理下にある場合） 6 応急教育に関する事
会計課	会計管理者 会計課	1 災害対策本部の支援に関する事 2 義援金の募集に関する事 3 義援金の送金に関する事（他市町の支援）
公立宍粟総合病院	—	1 患者の安全確保に関する事 2 応急医療に関する事 3 重病患者や人工透析患者などの対応に関する事 4 医療機関との連絡調整に関する事
消防団本部	—	1 消防団員の出動命令に関する事 2 警戒活動に関する事 3 水防活動に関する事 4 避難誘導に関する事 5 救助活動に関する事 6 消火活動に関する事 7 広報活動に関する事 8 行方不明者の捜索に関する事 9 本部室との連絡調整に関する事
西はりま消防組合	—	1 被害情報の収集と本部室との連絡調整に関する事 2 救急救助活動に関する事 3 消火活動に関する事 4 兵庫県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動要請に関する事 5 ヘリコプター臨時離着陸場適地の開設に関する事 6 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 7 行方不明者の捜索に関する事

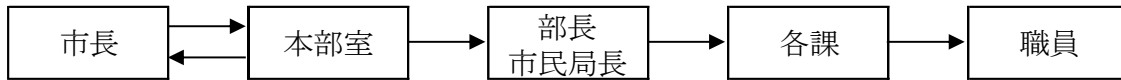
※各対策部はこの事務分掌表によるもののほか、通常所管する施設の被害調査、及び本編第13章第3節に示す各種支援制度の実施にもあたるものとする。

現地災害対策本部（市民局）の事務分掌

主管課等	事務分掌	本庁部局
まちづくり推進課 三方町出張所	1 現地本部の設置、運営に関すること 2 情報の収集に関すること 3 消防団の配備に関すること 4 配備命令に関すること 5 避難情報の発令と伝達に関すること 6 警察など、関係機関との連絡に関すること 7 本部室との連絡調整に関すること 8 罹災届出証明書の発行に関すること	市長公室 市民生活部
	1 避難所開設の確認に関すること 2 避難者数の集計に関すること 3 自治会の被害状況調査に関すること 4 2、3の報告に関すること 5 自治会との連絡調整に関すること 6 被災者生活再建支援制度に関すること	
	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること 2 緊急通行車両の確保に関すること	総務部 議会事務局
	1 罹災証明書の発行に関すること	市民生活部
	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること	
	1 住宅の応急修理に関すること 2 住宅の障害物除去に関すること	建設部
	1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること 2 避難所の運営に関すること	教育委員会 事務局
保健福祉課	1 要配慮者の支援に関すること 2 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関すること 3 被災者の健康管理に関すること 4 救護所の設置に関すること 5 応急医療に関すること 6 福祉避難所の運営に関すること	健康福祉部
北部事務所	1 河川の監視に関すること 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関すること 3 山林の被害調査と復旧に関すること 4 林道の被害調査と復旧に関すること	産業部
	1 道路の巡視と交通規制に関すること 2 緊急輸送路の確保に関すること 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関すること 4 応急給水に関すること 5 上下水道の被害調査と復旧に関すること	建設部
給食センター	1 避難所の物資、食料の調達に関すること 2 施設利用者の安全確認に関すること	教育委員会 事務局
診療所	1 患者の安全確保に関すること 2 応急医療に関すること 3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること	健康福祉部

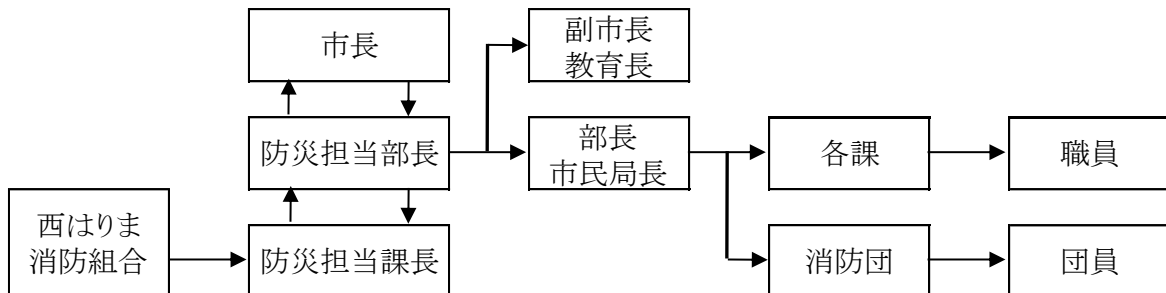
1 勤務時間内の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間内は市長と本部室が協議の上、本部室が備えるべき防災体制と配備指令を各部局長へ伝達する。部局長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。



2 勤務時間外の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間外は、西はりま消防組合の情報指令員が異常の発生を防災担当課長へ伝達する。防災担当課長は防災担当部長へ、防災担当部長は市長と協議の上、備えるべき防災体制を副市長、教育長、各部局長へ伝達する。部局長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。



第2款 防災体制下の職員の行動

1 参集時の行動

原則として職員は地域で活動せず、防災体制を整えるために配備に就くものとする。地域での救助活動には、別に定める職員配備計画で消防団員として活動することがあらかじめ定められている職員があたる。交通路の断絶など、計画配備に就けない事情がある場合は、配備先の上司に連絡の上市民協働センターや指定避難所など、直近の防災拠点で配備に就くものとする。なお、参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する。

参集時の留意事項

- 1 原則、地域で活動せず参集する
- 2 計画配備に就けない場合は、直近の職場へ向かう
- 3 参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する

※職員配備が優先できるよう平常時から家族や近隣、地域と有事の体制を話し合う必要がある。

2 参集直後の行動

職員は所属する対策部の「災害時の職員初動マニュアル」や本応急対策計画に従い、業務を迅速かつ的確に実施し、その結果を対策部長に報告する。各対策部長は状況の把握に努めるとともに、現活動状況や対策に必要な人員、広域応援要請の要否を災害対策本部に報告する。

3 突発的な災害で配備指令がない場合の行動

配備指令の有無にかかわらず被害が生じるおそれがある場合、職員は職員配備計画に基づき、自ら配置に就くものとする。突発的な災害である場合、参集時に災害対策本部が開設されていない状況も想定される。この場合、参集した職員が初動班を立ち上げ、災害対策本部を設置する。初動は被害状況の把握に努めるとともに、人命救助を最優先に応急対策を進めるものとする。

対策部	全対策部

第3節 職員の初動

各対策部が実施する災害応急対策は、本章第1節の事務分掌表に示したが、これらの対策のうち発災後の初動期に必要な可能性があるものを次に示す。各対策部は次節に示す「市長権限の委譲」もふまえ、迅速に初動対策にあたるものとする。なお、事故種別ごとに必要となる個別の対策は本編第9章に示す。

時系列に示す職員の初動（大規模事故等）

経過	対策期	対策	指揮	連携
6時間	救助期	組織（災害対策本部）の設置	本部室	
		避難所の運営と職員配置	教育対策部	
		通信機器の確保	本部室	総務対策部
		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室
		人命救助、消火活動	西はりま消防組合	
		応急医療	公立宍粟総合病院	
		避難情報の伝達	本部室	総務対策部
		広域応援要請（防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊）	西はりま消防組合	
		広域応援要請（自衛隊・県・協定市町村）	本部室	
		要配慮者の支援	健康福祉対策部	
		交通規制	土木水道対策部	
		緊急輸送道路の確保	土木水道対策部	
		緊急通行車両の確保	総務対策部	
24時間	応急期	被害情報の収集と伝達	本部室	全対策部
		応援隊との調整	総務対策部	本部室
		家屋の被害状況調査（→被害認定調査）	本部室	
		応急給水	土木水道対策部	
		上下水道の復旧	土木水道対策部	
		ライフライン事業者との連携	本部室	
		災害ボランティアセンターの設置	健康福祉対策部	
		救援物資の確保と避難所への配送	教育対策部	健康福祉対策部
		避難所仮設トイレの設置	市民生活対策部	
		廃棄物の収集と処理	市民生活対策部	
		遺体の安置	市民生活対策部	
48時間	応急期	救護所の開設	健康福祉対策部	公立宍粟総合病院
		防疫	市民生活対策部	
		食品衛生と感染症対策の指導	健康福祉対策部	
		義援金の受入と配分	会計対策部	
72時間	復旧期	罹災証明書の発行と被害認定調査（火災は消防本部）	市民生活対策部	
		支援制度の整理と周知	本部室	
		し尿の収集と処理	市民生活対策部	
		住居の障害物除去（原則10日以内に完了）	土木水道対策部	
72時間以降	復旧期	住宅の応急修理（原則1か月で完了）	土木水道対策部	
		仮住宅の確保	土木水道対策部	
		仮設住宅の建築（原則20日以内に着工）	土木水道対策部	
		こころのケア	健康福祉対策部	
		職員の健康管理	総務対策部	健康福祉対策部
		遺体の埋火葬	市民生活対策部	

対策部	全対策部

第4節 市長権限の委譲

大規模災害が発生した場合、権限の多くを市長に集中する方式では、処理限界を超える情報が集中し、迅速に被災者を救済するという目的が阻害されることが予想される。この問題を軽減するため、初動期においては事前に権限を各対策部に委譲し、市長は大局的な観点から指示や調整を行うものとする。なお、市長が保持する権限はおおむね次に掲げるものを想定する。これらに属さない権限に関する業務は、本応急対策計画のほか、「災害時の職員初動マニュアル」をもとに各対策部で即時に対応するものとする。

市長が保持する権限

権限の種類	根拠法令等
柔軟な財政措置に関する意思決定と各部署への周知	
活動優先順の決定（人命救助、緊急輸送路確保、被害認定調査等）	
職員の配備調整	
初動活動期における消防、警察、自衛隊など人命救助機関との調整	
避難指示、警戒区域の設定	災害対策基本法第60条、63条関係
知事に対する緊急消防援助隊の要請	緊急消防援助隊運用要綱
知事等に対する応援の要請	災害対策基本法第68条関係
知事に対する自衛隊の災害派遣要請	災害対策基本法第68条の2関係
他市町村長等への応援要請	災害対策基本法第67条関係
放送事業者等に対する放送の要請	災害対策基本法第57条関係
災害救助法特別基準の知事への適用要請	
報道機関への広報対応と住民へのメッセージ	

対策部	本部室・総務対策部・健康福祉対策部・現地災害対策本部

第5節 職員の健康管理

本部室は職員の参集状況により、人員を要する対策部へ職員を配置するほか、絶対的な人員が不足する場合は、県や他市町職員の支援を要請する。また、災害対応が長期にわたる場合、職員のこころのケアや健康管理に努めるものとする。

1 適切な人員配備

総務対策部は、各対策部から応援要請がある場合や今後の活動において人員の不足を生じるおそれがあると判断した場合は、災害対策本部と協議の上、各対策部の活動に支障を生じさせないよう応援要請のあった対策部へ職員を異動させるなどの措置を行う。

2 広域応援要請

本部室は絶対的な人員が不足する場合、市長と協議の上県や他市町の職員の派遣を求める。この場合、各対策部で不足する人員と支援を希望する業務などを総務対策部が取りまとめ、本部室が西播磨県民局総務企画室を通じて要請する。なお、広域応援要請に必要な事項は本編第4章に示す。

3 職員の健康管理

総務対策部は職員を交代で休息させるため、職員の異動や広域応援要請など、あらゆる手段を講じ適切な人員配備に努める。健康福祉対策部は職員のこころのケアなどの健康管理を行い、休暇を取得させるなどの助言を総務対策部に対して行う。また、総務対策部は全職員が公平に休暇を取得できるように配慮した勤務ローテーションを組むよう各対策部に指示する。感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

第3章 情報の収集と伝達

災害から住民を守るためには、正確な情報に基づく避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を迅速に伝達することが重要である。本章ではその情報源となる通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段を示す。

対策部 本部室・総務対策部・現地災害対策本部

第1節 通信機器の確保

対策部は電話やFAX（一斉同報機能含む）、フェニックス防災システム、しーたん通信、庁内ウェブなどの機能が良好な状態にあることを確認し、防災関係機関相互の通信と住民への伝達手段を確保する。また、停電に備え、各庁舎の自家発電装置が使用できるよう運転準備を行う。

災害時の通信手段は平常時と変わらず一般加入電話とIP電話（市役所内部）を活用するが、その通信手段が断たれた場合は、次表に示す非常通信機器を活用する。なお、災害時に連携が必要となる県内機器設置機関の電話番号は、資料編に掲載する。

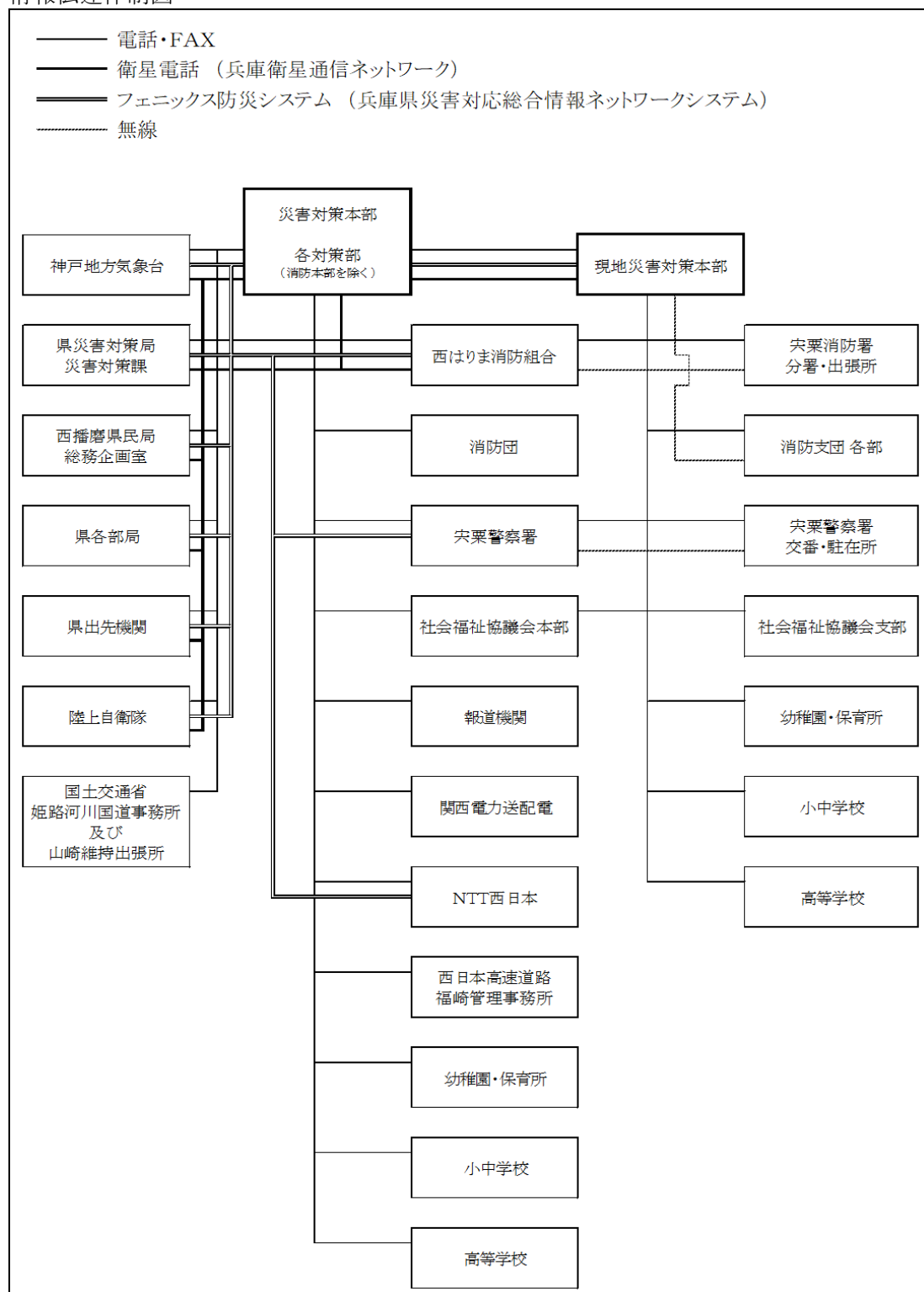
非常時に使用する通信機器

通信機器	機器設置機関		番号簿等
衛星電話・衛星FAX（兵庫衛星通信ネットワーク） ※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可	市内	宍粟市役所 宍粟事業所（龍野土木） 引原ダム管理所	電話機に備え付け 県内は資料編に掲載
	県内	兵庫県庁 県民局ほか県機関 西はりま消防組合 各市町 各消防本部	
	国内	都道府県機関 各市町村 各消防本部	
テレビ電話（フェニックス防災システム） ※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可	市内	宍粟市役所	テレビ画面で検索
	県内	兵庫県庁 県民局ほか県機関 県内各市町	
衛星携帯電話（NTTドコモ） ※一般加入電話と通信可	—	宍粟市役所	080-2411-9109 080-2411-9110
		一宮市民協働センター	080-2411-9111
		三方町出張所	080-2411-9114
		波賀市民協働センター	080-2411-9112
		千種市民協働センター	080-2411-9113
通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか）	市内	宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局	—

第2節 防災関係機関の伝達体制

防災関係機関等、相互の情報伝達は、次図に示すとおり行う。図中の細い実線で結ぶ間は電話やFAXなどの有線通信を、太い実線は衛星電話（兵庫衛星通信ネットワーク）を、二重線はフェニックス防災システムを、点線は無線通信をそれぞれ示す。円滑に災害応急対策を進めるには、図に表記のある機関全てが、情報を共有する必要があるため、新たな情報がある場合は、相互に伝達するよう努める必要がある。

情報伝達体制図



対策部	全対策部

第3節 情報の収集

災害応急対策にあたる上で最初に必要となる気象情報や被害状況などの情報収集手段について必要な事項を示す。

第1款 気象予警報の発表基準

気象庁や市が発する警報や注意報の発表基準を示す。

1 警報と注意報の発表基準

気象庁は気象の状況が次表に示す値に達すると予想される場合に、気象業務法に基づく警報や注意報を発表する。

宋栗市	府県予報区	兵庫県（県内の発表区域図は資料編に示す）	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた区域	播磨北西部	
警報	暴風雪	平均風速	20m／s 雪を伴う
	大雪	平地の降雪の深さ	12時間20 c m
		山地の降雪の深さ（宋栗市）	12時間50 c m
注意報	風雪	平均風速	12m／s 雪を伴う
	大雪	平地の降雪の深さ	12時間10 c m
		山地の降雪の深さ（宋栗市）	12時間25 c m
	乾燥	最小湿度40%で実行湿度60%	
	雪崩	① 積雪の深さ70 c m以上あり降雪の深さ20 c m以上 ② 積雪の深さ50 c m以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上※	
	低温	最低気温-4℃以下※	
	霜	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温2℃以下	
	着雪	24時間降雪の深さ：20 c m以上 気温：2℃以下※	

※ 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値

2 火災警報の発令基準

消防法第22条第3項に基づく火災警報は、知事から通報を受けた場合のほか、気象の状況が次のいずれかに該当する場合（西はりま消防組合火災予防規則第5条）に管理者が発令する。

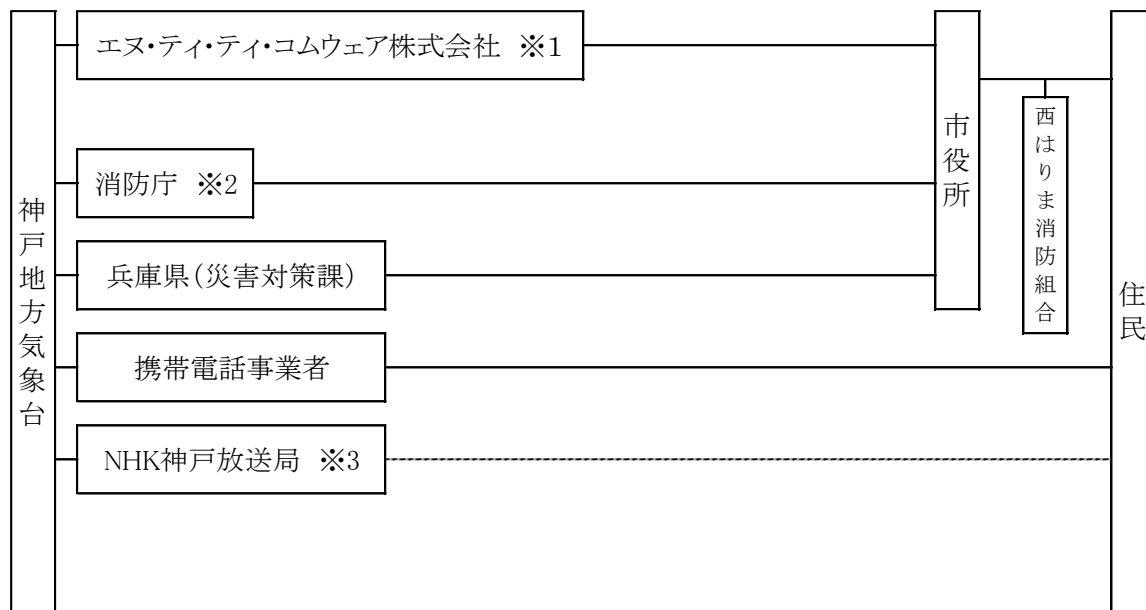
- （1）実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下であり、かつ、最大風速が7 m以上となると予想されるとき。
- （2）現に風速10m以上であるとき、又は風速10mになると予想されるとき。ただし、降雨、降雪の場合は除く。

第2款 気象予警報の伝達系統

気象庁や市が発する警報や注意報などの伝達経路を示す。

1 警報と注意報の伝達系統

神戸地方気象台から発表される警報や注意報などの情報は、複数の方法と経路で市へ伝達される。FAXでは兵庫衛星通信ネットワークとNTT回線で、電子端末ではフェニックス防災システムと、ひょうご防災ネットを通じて届けられる。



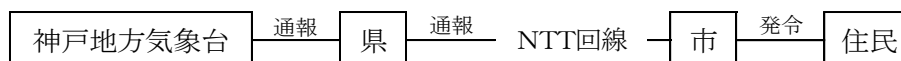
※1 特別警報、警報のみ伝達する。

※2 全国瞬時警報システム（Jアラート）による。

※3 9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪拠点放送局に通知する。

2 火災警報の伝達系統

火災警報の発令に伴う通報は、神戸地方気象台から県を通じて市へ伝達される。

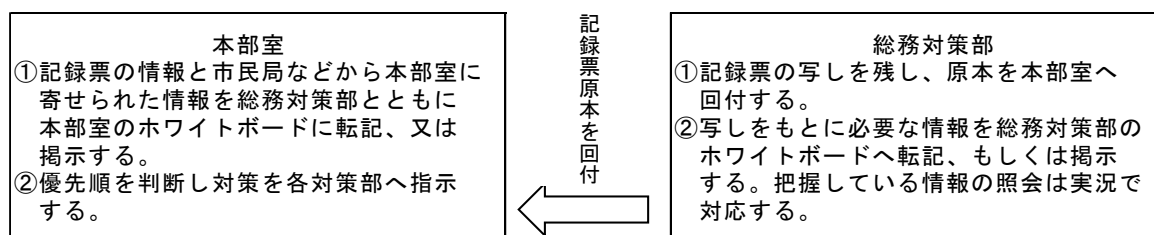


第3款 神戸地方気象台との連携

通信機器による気象情報のほか神戸地方気象台と連携し、より詳細な情報を得る。

第4款 被害情報の収集と通報の対応

各対策部は自らが管轄する施設や構造物などの被害状況や、通報のあった緊急事案を本部室へ報告する。また、総務対策部は住民から通報のあった緊急事案を災害対応記録票に記入の上、総務対策部と本部室の両ホワイトボードに転記、又は掲示するとともに、本部室に対策の決定を求める。なお、各対策部（現地災害対策本部を含む）も同手法により通報に対応する。



1 通報の受信に必要な用具

- (1) 災害対応記録票（資料編に掲載）
- (2) ホワイトボード
- (3) ボードマーカー

2 記録票に記入せずに対応する情報

これまでに寄せられた情報をもとに回答できる問合せに関しては、災害対応記録票に記入せず、受信者が即時に回答する。交通規制箇所や避難所開設状況、被害状況など、本部ホワイトボードに記載された事項などが考えられる。

3 通報受信時の注意事項

- (1) 報道機関から未確認情報の照会があった場合は、確認中である旨を伝え記録票に記入する。本章第4節第4款に示す会見の時刻が定まっている場合は、その時刻もあわせて伝える。
- (2) 災害時には一時に通報があるため、通報者の氏名や連絡先などの情報が曖昧であれば、本部室が判断する緊急出動の優先順を下げる可能性がある。冷静に対応し、記録票に事実を正確に記入する。
- (3) 記録票は総務対策部に写しを残し、原本を速やかに本部室へ回付する。
- (4) 総務対策部の職員のうち最低2人は、電話対応に必要な情報をホワイトボードに転記、又は掲示し情報を整理するとともに、本部室との調整にあたる。

4 直後に収集する被害情報

大規模な災害が発生した場合、各対策部が通常時に所管する業務の範囲にとらわれず、参集した人員をもとに効率的に被害の全容を把握する必要がある。発生の直後は住民からの通報による情報のほか、各対策部はおおむね次表に示す区分により被害情報を収集するものとする。

なお、通報のない地域は被害が甚大であるものと想定し、早期に職員を派遣するなどの措置を行う。

収集する被害情報と主な対策部

情報の種類	対策部
救急救助要請に関する情報	本部室・総務対策部・現地災害対策本部・西はりま消防組合・会計対策部
火災の発生状況	本部室・総務対策部・現地災害対策本部・西はりま消防組合・会計対策部
負傷者の受入状況	公立宍粟総合病院
避難所の開設状況と避難状況	教育対策部・健康福祉対策部
家屋の被害	土木水道対策部・市民生活対策部
道路の被害	土木水道対策部・産業対策部
ライフラインの状況	本部室・現地災害対策本部・土木水道対策部

第4節 情報の伝達

住民と防災関係機関、報道機関への防災情報の伝達手段などについて、必要な事項を示す。

対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部

第1款 防災情報の伝達

対策部は気象や防災体制、被害状況などの防災情報を迅速に発表するよう努める。

1 伝達すべき防災情報の種類

伝達すべき防災情報を次表に示す。発表する情報は、避難行動を行うに当たっての判断基準となるため、その情報に至った理由もあわせ、簡潔に伝達できるよう努める必要がある。

時期	種類	備考
警戒期	気象情報	① 気象予警報 ② 土砂災害警戒情報 ③ 記録的短時間大雨情報 ④ 特別警報
	河川水位の状況	
	市の防災体制	① 災害警戒本部の設置 ② 災害対策本部の設置
	避難所の開設情報	
	避難情報	① 高齢者等避難 ② 避難指示 ③ 緊急安全確保
	警戒区域の設定	
	避難者数	発災当日は避難所開設から1時間おきに集計し発表する
	交通情報	道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
応急期	被災状況と応急措置の状況	
	避難者数	1日1回、時間を定めて集計し発表する
	交通情報	
	ライフラインの状況	① 電気 ② 電話 ③ 水道
	人的被害、家屋被害の状況	
	医療機関の状況	
	感染症対策活動の実施状況	
	物資の供給状況	① 食料 ② 生活必需品 ③ 燃料
	その他住民や事業所のとるべき措置	① 火災・土砂災害・危険物施設等に対する対応 ② 電話の利用制約 ③ 食料・生活必需品の確保
復旧期	被災者支援情報	① 罹災証明 ② 支援制度 ③ 義援金 など

2 防災情報の伝達手段

対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位以下の発信用原稿として活用できるよう総務対策部へ回付する。なお、避難情報の発令様式は資料編に掲載する。

順	伝達手段	伝達対象	対策部
1	フェニックス防災システム	県、警察署ほか端末設置機関 ※同時に、Ｌアラート（災害情報共有システム）を介して下記報道機関へ伝達される。 ① テレビデータ放送視聴者（NHK・サンテレビ） ② ラジオ聴者（ラジオ関西） ③ Y a h o o ! J A P A N（防災速報・天気・災害）	本部室
2	シーたん通信	市内加入者	総務対策部
3	しろう防災ネット	システム登録者	本部室
	緊急速報メール	携帯電話契約者 NTTドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイル	
4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関（平常時用・県情報伝達体制連絡会用） ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県（災害対策課・西播磨県民局総務防災課） ⑥ 龍野土木事務所（管理課・宍粟事業所） ⑦ 姫路河川国道事務所（道路管理第二課・山崎維持出張所） ⑧ 西日本高速道路㈱関西支社福崎高速道路事務所（運転手配付用） ⑨ ㈱ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室	総務対策部
5	電子メール	自治会	本部室
6	しろうチャンネルＬ字放送	市内契約者	
7	市ホームページ	全地域	
8	市公式SNS	システム登録者 （フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ）	
9	広報車	全地域	
10	ひょうご防災ネット	システム登録者	本部室

対策部	本部室・現地災害対策本部

第2款 避難情報の発令

情報収集で得た防災情報をもとに、市長は被害を受けるおそれがある地域の住民を対象に避難情報の発令を行う。以下にその基準を示すとともに、避難情報の意味合いや、通信が断たれた場合にその判断を行う者を示す。

1 発令要件と求める行動

避難情報は災害対策基本法に規定される。このほか、避難指示のみを規定する法律には水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法、原子力災害対策特別措置法などがある。

以下に市が発令を判断する基準と住民へ求める行動を示す。ただし、原子力事故に関しては特別な避難行動を要することから、本編第13章第3節の「防護対策」に別記する。

(1) 発令基準

- ① 降雪による二次被害が発生するおそれがあるとき
- ② 雪崩により住民の生命に危険が及ぶと認められるとき
- ③ 火災の拡大により住民の生命に危険が及ぶと認められるとき
- ④ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき

(2) 住民に求める行動

種別	住民へ求める行動	非常持出品
高齢者等避難	危険な場所にいる高齢者や介助の必要な人は、避難を開始する。その家族や近隣の住民は、避難の支援を開始する。通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意と避難準備を開始する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※法的な強制力はない	避難行動の障害にならないようリュックサックなどに入れて携行する。 ・懐中電灯 ・携帯電話と充電器 ・携帯ラジオ ・飲料水 ・非常食 ・医薬品 ・衣類 ・貴重品
避難指示	危険な場所にいる全員が、直ちに避難を開始する。避難所までの道のりに危険な場所がある場合や、避難に余裕がない場合は、近くの丈夫な建物の2階以上に避難する（堤防の隣接地でない浸水想定深が3m未満の地域の場合）。 ※拘束力は高くなるが法的な強制力はない	
緊急安全確保	すでに災害が発生又は切迫している状況で、避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険であるため、その場において命が助かる最善の方法をとる。 ※拘束力は高くなるが法的な強制力はない	

(3) 発令要件

実施責任者	災害別	要件	根拠法令
市長(指示等)	全災害	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
水防管理者(指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事(指示等)	全災害	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき	災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた職員(指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
警察官(指示)	全災害	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官(指示)	全災害	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

2 非常時における発令の判断

原則として避難情報は、現地災害対策本部（市民局長）と災害対策本部（市長）が協議の上発令するが、通信が断たれた場合や緊急を要する場合は、現地災害対策本部の判断により発令できるものとする。ただし、その場合にあっては現地災害対策本部は災害対策本部との連絡確保に努め、後に災害対策本部に発令の事実を報告するものとする。なお、避難に関する情報の発信は、ホットラインを通じた気象台の助言、防災気象情報システムの活用、現場の巡視、通報などを参考に総合的かつ迅速に行うものとする。

3 避難情報の内容

避難情報を発令する際、以下の事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された地域名
- (2) 避難経路及び避難先
- (3) 避難時の服装、携行品
- (4) 避難行動における注意事項

対策部	本部室・現地災害対策本部

第3款 警戒区域の設定

災害により住民の生命が危ぶまれる場合、市長は災害対策基本法に基づき危険のある地域を「警戒区域」に設定し、その区域への立入りを制限したり、禁止したり、又はその区域からの退去を命令したりできる。これらの立入制限や立入禁止、退去命令には法的な拘束力がある。また、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域は市長のほか、知事や警察官、消防職員、消防団員、自衛官も設定することができる。それぞれが警戒区域を設定するために必要とする要件は次表のとおりである。

警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件（各法令条文の抜粋）	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条第1項
知事	知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第73条第1項
水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条第1項
警察官	前項の場合において、市長若しくはその委任を受けて同項に規定する市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条第2項
	前項の場所においては、消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。	水防法 第21条第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	第一項の規定は、市長その他同項に規定する市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。	災害対策基本法 第63条第3項

第4款 報道機関への情報の発信

対策部は責任者を副本部長(副市長)とし、防災情報を積極的に報道機関へ提供し、住民への周知を図る。伝達手段は前1款に示すとおりであるが、本款では市が所有する情報伝達設備が麻痺した場合や大規模な災害が発生した場合の伝達手段について必要な事項を定める。

1 放送の要請

市が所有する放送伝達設備が麻痺した状況下で、緊急を要する災害対策基本法第56条の規定に基づく予報や警報、通知を伝達する必要がある場合、市長は同法第57条の規定により、基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。なお、放送の形式は放送事業者がその都度決定する。

(1) 放送要請の手続き

県が放送事業者と結ぶ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項(連絡責任者等)

(2) 協定締結放送事業者

県と協定を結ぶ放送事業者は、日本放送協会(NHK)、ラジオ関西、サンテレビジョン、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送(ラジオ大阪)、FM802である。

2 緊急警報放送の要請

電波法施行規則第2条第1項第84条の2号に定める緊急警報信号による「緊急警報放送」は、緊急かつ多くの人命や財産に重大な影響のある災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市長が日本放送協会(NHK)に対して要請する。

(1) 緊急警報放送を要請できる事項

緊急警報放送による放送を要請できる事項は次のとおりである。

- ① 住民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 知事が特に必要と認めるもの

(2) 緊急警報放送の要請手続き

県が日本放送協会と結ぶ「緊急警報放送の要請に関する覚書」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ 災害の状況(災害の種類、災害発生日時、災害の発生場所、その他)
- ⑤ その他必要な事項(連絡責任者等)

3 記者会見の開催

対策部は大規模な被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、速やかに記者控室を兼ねる記者会見場を市役所4階の会議室に開設する。記者会見場には記者席と会見者席を設け、記者用の電源(コードリール)や資料を掲示するホワイトボードなどを準備する。

市長は住民の生命に関する情報(人的被害、行方不明者など)や住家被害、公共土木施設被害、避難所、ライフラインの状況など、その時点で把握できている情報を定時に発表する。発災直後は2、3時間ごとの定期に発表する必要がある。

会見で発表する情報の例示

初動時	応急復旧時
① 災害の発生状況 ② 災害対策本部の設置 ③ 安否情報 ④ 被害状況の概要 ⑤ 避難所などの情報 ⑥ 救援活動の状況 ⑦ 二次災害防止に関する情報 ⑧ 災害応急対策の実施状況 ⑨ 医療機関の活動状況 ⑩ 水や食料などの物資供給状況 ⑪ ボランティア受入情報 等	① ライフラインの被害状況と復旧見込み ② 生活必需品の供給状況 ③ 道路・交通情報 ④ 医療情報 ⑤ 教育関連情報 ⑥ 災害ごみの処理方法 ⑦ 相談窓口の開設状況 ⑧ 罹災証明書、義援金関連情報 ⑨ 住宅関連情報 ⑩ 各種貸付、融資制度などの支援情報 ⑪ 各種減免措置などの状況 ⑫ 復興関連情報 等

対策部	本部室（雪害・突発重大事案）・西はりま消防組合（大規模火災・危険物等事故・原子力事故などの即報基準該当災害）

第5款 県への報告

本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、県へ報告する。なお、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。

1 報告の基準

市は原則として、災害対策本部を設置したすべての災害について、県へ状況を報告する。なお、被害状況などから判断する報告の基準は次のとおりとする。

（雪害）

- （1）雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- （2）道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

（火災）

- （3）交通機関の火災

航空機又は自動車の火災で次に掲げるもの。

- （例）・航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ・トンネル内の車両火災

- （4）その他

特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの。

- （例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

（危険物等に係る事故）

- （5）危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

- （例）・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
- ・負傷者が5名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
- ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）
- ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
- ・河川への危険物等流出事故
- ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

（救急・救助事故）

- （6）死者5名以上の救急事故
- （7）死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が30名以上の救急事故
- （8）要救助者が5名以上の救助事故
- （9）覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- （10）その他社会的に影響度が高い救急・救助事故

- (例) ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(災害)

- (11) 災害救助法の適用基準に合致すると判断される災害
- (12) 災害対策本部を設置した災害
- (13) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (14) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (15) 前記（１）～（３）に定める災害になるおそれのある災害

2 報告の内容

(1) 緊急報告

次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

- ① 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災）
- ② 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- ③ 救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

- (ア) バスの転覆等による救急・救助事故
- (イ) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、西播磨県民局それぞれに対し報告する。

消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

(2) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

報告すべき災害を覚知したとき、直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、「災害概況即報」の様式により把握できた範囲から逐次、西播磨県民局へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を西播磨県民局へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で、「被害状況即報」の様式により、西播磨県民局に報告する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに西播磨県民局に文書で災害確定報告を行う。

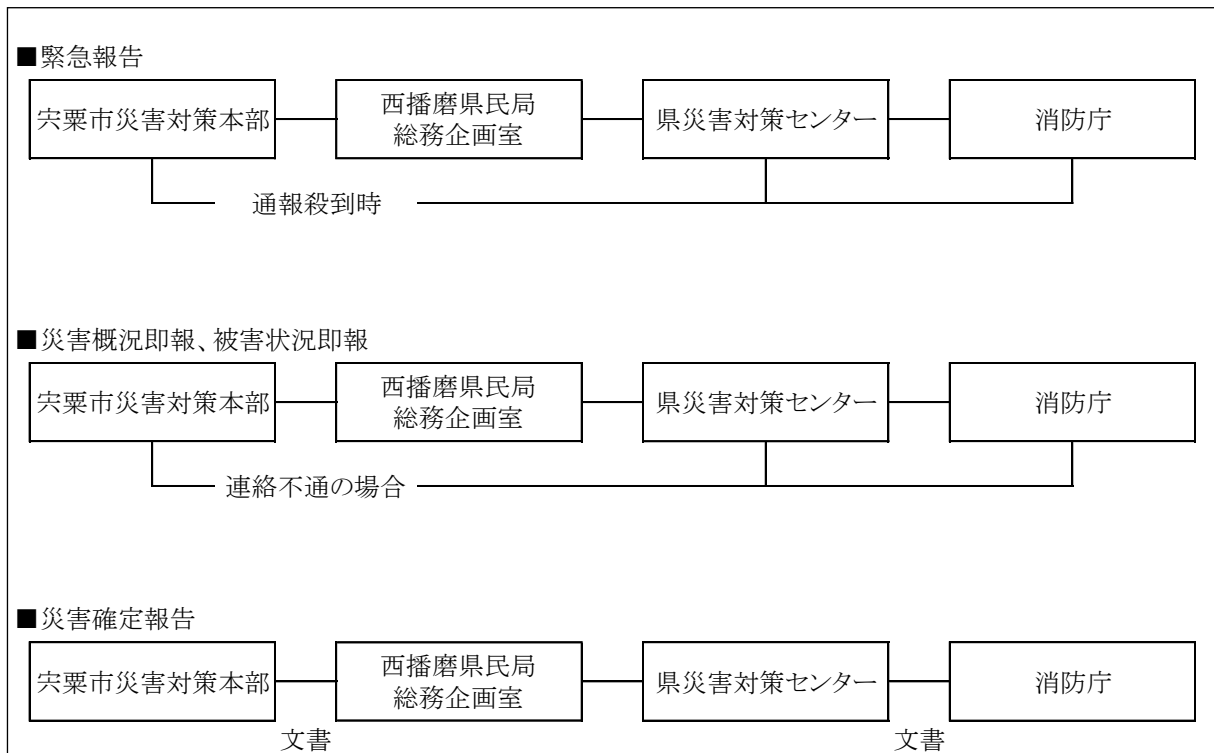
(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

人命救助要請や孤立集落がある場合などは、広域応援要請を行うための情報として、県への報告（要請）が必要となる。その詳細は本編第4章に示す。

3 報告の系統

被害状況の報告は原則、西播磨県民局を通じて県災害対策センター（県庁）へ行う。なお、県との通信が途絶えた場合は、消防庁応急対策室へ報告するが、この場合も県との連絡に努め、後に報告する。報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。



報告先	衛星電話	一般加入電話	F A X
西播磨県民局 総務企画室	7-15187-189-1124	0791-58-2112	0791-58-2328
兵庫県危機管理部 災害対策課	7-151-3140	078-362-9988	078-362-9911
兵庫県災害対策本部	—	—	—
消防庁応急対策室	7-048-500-9043421	03-5253-7527	03-5253-7537
消防庁休日夜間（宿直室）	7-048-500-9049101	03-5253-7777	03-5253-7553

4 報告の手段

あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

西播磨県民局への被害状況の報告は原則、フェニックス防災システムで行う。システムが不通である場合は、一般加入電話やF A Xによるが、これらも不通である場合は、本章第1節に示す衛星電話や衛星F A X、テレビ電話をもって行う。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

第6款 庁内の情報共有

対策部は前1款の1「伝達すべき防災情報の種類」のうち、応急期の情報（避難者数、交通情報、ライフラインの状況、人的被害と家屋被害の状況、医療機関の状況）と復旧期の情報（被災者支援情報）を庁内ウェブや市ホームページ、館内放送などを用いて周知し、職員間で共有化する。なお、罹災台帳（罹災証明書の発行のための住宅被害調査結果をベースにした基礎資料）などの個人情報を含むものは、庁内ウェブ閲覧板機能などを活用し伝達する。

第4章 広域応援要請及び派遣

市単独では災害応急対策が不可能であると判断した場合、市長はさまざまな機関や団体に支援を要請できる。本章では次表に示す法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要の手続きなどを示す。

法令等に定めのある応援要請

要請先	要請ができる事項	根拠法令等
指定地方行政機関の長	職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊法第83条第1項
	兵庫県消防防災ヘリコプターの出動要請	兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
	緊急消防援助隊の要請	緊急消防援助隊運用要綱
	指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第1項
	他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第2項
	応援の要求と応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条
	職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
市長	応援の要求	災害対策基本法第67条
	職員の派遣要請	地方自治法第252条の17

対策部 本部室・総務対策部

第1節 自衛隊の災害派遣要請

市長は災害の発生に際し、市の組織だけでは事態を収拾することができない場合、又は事態が急変し緊急を要する場合に、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の災害派遣を知事に求める。

1 自衛隊の活動範囲

市長は次表に示す応急対策に自衛隊の支援を要すると判断した場合、西播磨県民局長と宍粟警察署長に協議の上、知事に自衛隊の災害派遣を求める。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の搜索、救助	行方不明者、負傷者等の搜索、救助
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
道路や水路の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の除去等
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等

項目	活動内容
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯、給水及び入浴支援	被災者への炊飯、給水及び入浴支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による。
危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 支援要請の手続き

市長は次の事項を明らかにし知事（県災害対策課、設置時は県災害対策本部）に対して自衛隊の災害派遣を要請する。なお、知事に要請ができない場合には直接、自衛隊（中部方面特科連隊）に通知することができる。この場合、後に速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

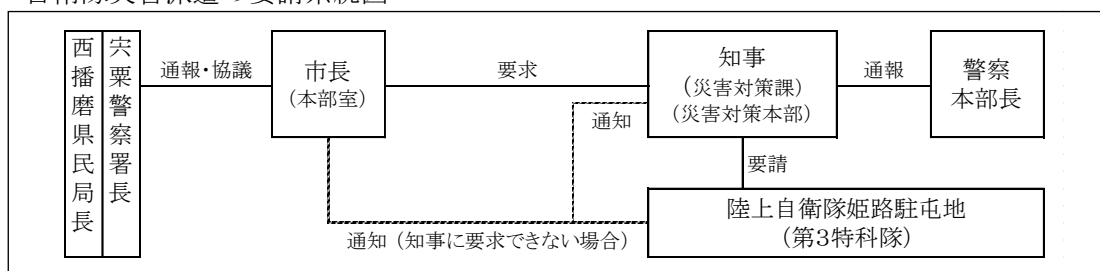
- （１）災害の状況及び派遣を要請する理由
- （２）派遣を希望する期間
- （３）派遣を希望する区域及び活動内容
- （４）要請責任者の職氏名
- （５）災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- （６）派遣地への最適経路
- （７）連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

自衛隊の出動要請先

区分	要請先	電話番号	FAX番号
勤務時間内外	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911～9912
		7-151-3140	7-151-6380
勤務時間内	（災害対策本部未設置時） 兵庫県 災害対策課 （防災・危機管理班）	078-362-9988	078-362-9911～9912
		7-151-5361	—
勤務時間外		078-362-9900	078-362-9911～9912
		7-151-5361	—
県と不通の場合 （勤務時間内）	陸上自衛隊姫路駐屯地 中部方面特科連隊	0792-22-4001 内線：650、238	0792-22-4001 内線：239
		7-984-31～33	7-984-61
県と不通の場合 （勤務時間外）	陸上自衛隊姫路駐屯地 中部方面特科連隊	0792-22-4001 内線：302(当直司令)	0792-22-4001 内線：398
		7-984-31～33	7-984-61

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

自衛隊災害派遣の要請系統図



3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。なお、この場合にはできる限り早急に知事に連絡し、所要の手続きをとるものとする。自主派遣の判断基準は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 受入体制と準備

本部室は自衛隊の応急対策が迅速かつ効果的に実施できるように、次の事項についてあらかじめ体制を整える。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者と連絡方法の確認
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、又はキャンプ設営適地（小中高等学校グラウンドやスポーツ施設）などの受入拠点の準備と活用するヘリコプター臨時離着陸場適地（第2編第2章第5節）の決定

5 撤収の要請

市長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、知事に自衛隊の撤収の要請を行う。

6 経費の負担区分

自衛隊が救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担するものとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）

対策部	本部室・西はりま消防組合

第2節 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害による被害を最小限に抑えるため、市長は県と神戸市が所有する消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。なお、同ヘリコプターの運航は原則、夜明けから日没までの間に限られる。

1 消防防災ヘリコプターの活動範囲

- (1) 救急活動
 - ① 医師の同乗による緊急患者の搬送及び病院への搬送
 - ② 緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送
- (2) 救助活動
被災者の搜索及び救助
- (3) 災害応急対策活動
 - ① 災害等の状況把握並びに監視

- ② 緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送
- (4) 火災防御活動
- (5) 情報収集活動

2 支援要請の手続き

消防防災ヘリコプターの出動要請は、西はりま消防組合を介し「兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき行う。西はりま消防組合は、次に示す事項を明らかにした上で、兵庫県消防防災航空隊へ緊急出動を要請し、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運行要請書を県（消防防災航空隊）へ提出する。なお、県災害対策本部が設置された場合は、同組合を通じて出動要請を行う。

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要な事項

消防防災ヘリコプターの出動要請先

区分	要請先	電話番号(昼間)	FAX番号(昼間)
県災害対策本部非設置時	西はりま消防組合	0791-76-7300	0791-72-7119
県災害対策本部設置時	兵庫県災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911

※市から要請した場合、西はりま消防組合に連絡することとする。（場外離着陸場の警戒が必要）

要請者において措置する事項

1	離発着場の選定
2	離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

3 受入体制と準備

対策部は消防防災ヘリコプターの受入に当たり、次の事項についてあらかじめ体制を整える。

- (1) 患者が離着陸場に至るまでの交通手段を確保する。
- (2) 着陸すべき場所に適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。
- (3) 現地責任者を離着陸場に待機させ、必要に応じ機長との連絡にあたる。
- (4) 緊急輸送の場合、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。
- (5) 活用するヘリコプター臨時離着陸場適地（第2編第2章第5節、本編第6章第4節）と可能である場合はGPSによるヘリコプター駐機地点とホイスト昇降地点を明らかにする。

対策部	本部室・西はりま消防組合

第3節 緊急消防援助隊の要請

市長が災害の状況や市の消防力、県内の消防応援力だけでは十分な対応がとれないと判断した場合は、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

緊急消防援助隊の出動要請先

区分	要請先	電話番号	FAX番号
平日の昼間	兵庫県危機管理部 消防保安課	078-362-9824	078-362-9915
		7-151-3417	7-151-6384
休日と夜間	兵庫県災害対策センター（宿日直）	078-362-9900	—
		7-151-5361	—

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣

市単独での災害応急対策が困難である場合、市長は法令に基づき国の指定地方行政機関や県、市町村の応援を求めることができる。本節では、これら法令に基づく要請や市が結ぶ協定に基づく要請を行うために必要な手続きを示す。

対策部	本部室・総務対策部

第1款 指定地方行政機関に対する応援要請

市長は災害対策基本法第29条第2項に基づき、必要がある場合は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条第1項に基づき、知事に指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求めることができる。これらの派遣の要請やあつせんを求める場合は、災害対策基本法施行令第15条及び第16条の規定により、次の事項を記載した文書をもって行う必要がある。

- 1 派遣を要請する文書に記載する事項
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を要請する期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣に必要な事項
- 2 派遣のあつせんを求める文書に記載する事項
 - (1) 派遣のあつせんを求める理由
 - (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣のあつせんを求める期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

対策部	本部室・総務対策部・市民生活対策部・土木水道対策部・公立宍粟総合病院

第2款 国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣

市が他の市町村などと結ぶ協定（消防署の業務を除く）は、次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。なお、応援要請を行うに当たっては、食料や宿泊所の確保を応援側で手配するよう依頼するとともに、次に示す事項を伝達する必要がある。

1 国県や市町村間で結ぶ協定（消防署の業務を除く）

名称	主な内容	締結相手	要請先
兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市、西栗倉村	各市町村防災担当課
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	西播磨5市6町	姫路市 危機管理室
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	県、県内全市町	西播磨県民局総務企画室 兵庫県災害対策本部
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	八頭町、若桜町	各町防災担当課
播磨広域連携防災協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	播磨地域13市9町	連絡主管：姫路市 連絡副主管：たつの市
災害時相互応援協定	1 資器材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	千葉県匝瑳市	匝瑳市
兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	上郡町、佐用町、美作市、西栗倉村、智頭町	各市町村防災担当課
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	1 応急給水作業 2 応急復旧工事 3 資機材、車両等の提供	県、県内市町、県内水道企業団、日水協県支部、県簡水協会	西播磨ブロック代表市町
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	1 資機材の提供 2 職員の派遣 3 焼却、破砕等の中間処理	県、県内市町、一部事務組合	西播磨県民局 環境課 若しくは近隣市町
災害時等の応援に関する申し合わせ	1 情報収集（情報連絡員リエゾン派遣、ヘリコプターの活用） 2 職員、専門家の派遣 3 通信機器の提供 4 災害対策用機械の提供	国土交通省 近畿地方整備局	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
災害時の協力に関する覚書	1 被害情報の収集・伝達 2 災害時の食料等の調達及び備蓄品の提供 3 避難場所の提供及び公有地の使用	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	—
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	1 医療救護チームの派遣 2 患者の受入れ 3 医師や看護師、医療技術職員、事務職員の派遣 4 応急医薬品等の提供	（神戸市）、（兵庫県）西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、（公立豊岡病院組合管理者）、（公立八鹿病院組合管理者）	1 公立神崎総合病院 2 相生市民病院
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立伊和高等学校	県立伊和高等学校
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立千種高等学校	県立千種高等学校
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立山崎高等学校	県立山崎高等学校

名称	主な内容	締結相手	要請先
新型コロナウイルス濃厚接触者専用避難所に関する覚書	感染症等の濃厚接触者等に関する専用避難所	県立山崎高等学校	県立山崎高等学校

2 応援を要請する場合に明らかにする事項

- (1) 被害の状況と応援を求める理由
- (2) 希望する物資や資機材の品名と数量
- (3) 派遣を希望する職員の職種と必要人員
- (4) 応援の場所とその経路
- (5) 応援を必要とする期間 など

3 応援職員等の拠点確保

応援職員等の受入れの際には、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

対策部	本部室・土木水道対策部・産業対策部・教育対策部

第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請

市が民間事業者等と結ぶ協定は次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	要請先
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	西日本電信電話株式会社 兵庫支店
災害時における応急対策業務に関する協定	1 河川決壊を防ぐための築堤、土のう積 2 道路の障害物除去、仮ガードレールの設置 3 市が必要とする応急作業	宍粟防災組合	同組合会長
災害時における緊急測量業務等に関する協定	1 復旧工法の検討に必要な測量作業 2 被災状況の写真撮影 3 市が必要とする緊急測量作業	宍粟市測量・設計災害対策協力会	同協会会長
災害に係る情報発信等に関する協定	1 ヤフーサービス上への市ホームページキャッシュサイトの掲載 2 避難情報、避難所状況等のヤフーサービス	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社 ソーシャルアクション室
災害時等における相互協力に関する協定	1 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援 2 資機材及び物資の提供 3 敷地、施設の提供 4 緊急開口部を活用した緊急車両の通行	NEXCO西日本関西支社福崎管理事務所	同事務所長
覚書(テレビ再放送サービスに関する覚書)	指定避難所でのテレビ再放送サービス	姫路ケーブルテレビ株式会社	姫路ケーブルテレビ株式会社
災害等相互応援に係る協定	1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保	宍粟市管工事組合	同組合会長

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	1 電力設備の復旧のための優先的な道路啓開の実施 2 道路啓開にあたり障害となる電力設備の適切な処置	関西電力送配電株式会社	関西電力送配電株式会社
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	兵庫県自動車整備振興会西播北支部	同会西播北支部長
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	(株)八木木材	(株)八木木材
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	(株)宮辻造林	(株)宮辻造林
災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	食料品、日用品の供給と運搬	マックスバリュ西日本(株)	同社各店舗
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	1 食料品、日用品の供給と運搬 2 避難場所(駐車場)の提供	山崎商業開発(株) イオン(株)西日本カンパニー	山崎商業開発(株) イオン山崎店
災害時等における「山崎町」と「山崎町区内郵便局」との相互協力に関する覚書	被害、避難情報の提供	山崎町区内郵便局代表 播磨山崎郵便局	同左
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	1 災害時における相互協力 2 地域見守り支援 3 不法投棄の情報提供 4 道路損傷等による危険個所の情報提供 5 その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること	播磨広域連携協議会(姫路市、加古川市、たつの市、小野市、高砂市、西脇市、三木市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町)、日本郵便株式会社近畿支社	日本郵便(株)
災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	同クラブ会長
緊急時における生活物資の確保に関する協定	食料品、日用品の確保と供給	生活協同組合コープこうべ	第6地区本部長
災害時における物資供給に関する協定書	作業用品、日用品の確保と供給	NPO法人コメリ災害対策センター	(株)コメリ
災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッド、段ボール製品の確保と供給	山崎紙器(株) セツカートン(株)	山崎紙器(株) セツカートン(株)
災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	ゴダイ(株)	ゴダイ(株)管理本部本部長
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	(株)ナフコ	(株)ナフコ
災害時における救援物資の輸送等に関する協定	救援物資の輸送等	一般社団法人兵庫県トラック協会	一般社団法人兵庫県トラック協会
災害時における物資供給(ユニットハウス等)に関する協定	避難所等へのユニットハウス等の供給、運搬	三協フロンテア(株)	三協フロンテア(株)

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	住宅地図の貸与と地図複製利用許可、地図製品の供給	(株)ゼンリン	(株)ゼンリン
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給	株式会社ナンバホームセンター	株式会社ナンバホームセンター
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会、社会福祉法人正久福祉会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、有限会社信翁会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉法人恩徳福祉会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	各施設
災害時における施設利用支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	有限会社伊沢の里 播磨いちのみや株式会社 宍粟メイプル株式会社	各運営事業者
災害時における宍粟市と宍粟市社会福祉協議会のボランティア活動等に関する協定書	災害ボランティアセンターの開設、運営	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会
災害時におけるボランティア支援に関する協定	ボランティアへの資機材等の提供	山崎ライオンズクラブ	同会会長
災害時におけるLPガス等支援協力に関する協定書	LPガス及び燃焼機器等の機材の優先的供給、運搬	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部
災害時における支援協力に関する協定	1 緊急通行車両等への優先的給油 2 給油取扱所を一時休憩所として水道水及びトイレの提供 3 避難所へ石油類燃料を可能な限り優先的に供給	兵庫県石油商業組合	兵庫県石油商業組合
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	行政書士による被災支援の相談窓口の設置	兵庫県行政書士会	兵庫県行政書士会
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	1 相続に関する相談 2 不動産登記及び商業、法人登記に関する相談 3 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 4 成年後見制度に関する相談 5 その他司法書士に定める業務に関する相談	兵庫県司法書士会	兵庫県司法書士会
災害時における連携協力に関する協定	1 被災者に対する弁護士による相談 2 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供	兵庫県弁護士会	兵庫県弁護士会

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における医療救護活動に関する協定	1 傷病者に対する応急措置 2 トリアージ 3 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 4 軽症患者、搬送困難な患者等に対する医療 5 死亡の確認 6 その他医療救護活動に関すること	宍粟市医師会	同会会長
災害時における医療救護活動に関する協定	1 市が設置する救護所での医師の処方に基づく調剤及び服薬指導 2 救護所における医薬品等の供給管理 3 衣料品等集積所における医薬品等の仕分け及び管理 4 災害医療救護班長（責任者）が指示する事項 5 その他医療救護活動に関すること	兵庫県薬剤師会西播支部 宍粟市薬剤師会	同会会長
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置 2 救護所及び避難所等における歯科巡回診療等の実施 3 その他歯科医療救護活動に関すること	宍粟市歯科医師会	同会会長
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	1 災害発現場等の被災状況の把握 2 被災者の捜索 3 物資の運搬	(株)エアーアシストジャパン (株)ドリームクエスト	(株)エアーアシストジャパン (株)ドリームクエスト

対策部	本部室・健康福祉対策部・社会福祉協議会

第5節 災害ボランティアの要請と受入れ

ボランティア活動は、被災した住民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、対策部内の連携による活動環境やボランティアの受入体制を整えることが重要である。本節ではボランティア活動が、円滑に行われるために必要な対策について定める。

1 災害ボランティアセンターの開設

対策部は被害状況などから、災害ボランティアセンターの要否を判断する。開設が必要な場合、健康福祉対策部は社会福祉協議会にセンターの開設を要請する。社会福祉協議会は、健康福祉対策部などから寄せられた被害状況をもとに、原則として被災地に隣接する支部に地域災害ボランティアセンターを、本部に宍粟市災害ボランティアセンターを開設するものとする。ただし、市全域に被害が生じた場合などについては、各支部が独立してセンターを運営することも検討が必要である。なお、健康福祉対策部は必要に応じて調整を行う職員と運営資機材をセンターに提供し、開設を支援するものとする。

感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し、感染症予防措置の周知徹底を図る。

(1) 宍粟市災害ボランティアセンターの役割

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全域のボランティアニーズの総合調整を行う。

(2) 地域災害ボランティアセンターの役割

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

2 スタッフの確保

大規模な災害により、センターの運営スタッフが不足する場合、対策部は日本赤十字社兵庫県支部や他市町社会福祉協議会の職員の派遣を要請する。また、市内で運営ボランティアを募ることも検討する。

3 センターが担う業務

社会福祉協議会はセンターの開設にあわせ、次の業務を行うものとする。

- (1) 道路案内看板の設置（主要道路）
- (2) 被災者ニーズの把握
- (3) ボランティアの募集
- (4) ボランティアの受入れと保険加入手続き
- (5) ボランティアと支援を必要とする住民とのコーディネート
- (6) 被災状況の把握と市役所等への情報提供、支援要請
- (7) 障がいのある人や高齢者などの要配慮者の状況確認
- (8) その他、被災状況や時期により必要と認められるもの

4 ボランティアの募集方法

社会福祉協議会は、被害規模に応じてボランティアを市内のみで募集するか、広域で募集するかを判断する。市内のみで募る場合はその旨をホームページで告知するとともに、しーたん通信などを活用し周知する。広域で募る場合は、ホームページに募集記事を掲示するとともに報道機関などを活用し周知する。なお、どちらの場合においても、市と社会福祉協議会のホームページの連携が必要である。ボランティアの募集に当たり、社会福祉協議会と健康福祉対策部がそれぞれのホームページに掲示すべき事項は次のとおりである。

- (1) ホームページに明記する事項
 - ① 必要とするボランティアの種類
 - ② 活動場所
 - ③ 個人で準備する物品
 - ④ 活動にかかる注意事項
 - ⑤ ボランティア保険の個人加入の要否
 - ⑥ センターの連絡先
- (2) 募集に当たり注意が必要な事項
 - ① 被災者のニーズは時期により変化する。また、交通路の断絶などで被災地へ派遣できない場合もあるため、必要とする活動や人数を正確に発信する必要がある。
 - ② ボランティアは休日に集中し、平日に不足する傾向がある。平日に活動できるボランティアのみを募集することも検討する。
- (3) 各機関との調整

被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第5章 被災者の応急救助

本章では、被災した住民やそのおそれのある住民を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

対策部	全対策部

第1節 災害救助法による救助

災害救助法は生活の糧を奪われた被災者を応急的に救うための法律で、基準を超える被害が生じた場合に知事が適用する。この場合、同法による救助には知事があたり、市長はこの補助を行うことになるが、現地での対策は知事から委任を受けた市長があたることになる。

1 適用基準

災害救助法は原因が同一の災害による被災者が救助を要する状態にあり、次表の基準のいずれかに該当する場合に適用される。なお、人口要件は直近の国勢調査確定値（宍粟市が3万人以上5万人未満、兵庫県が3百万人以上）が用いられる。

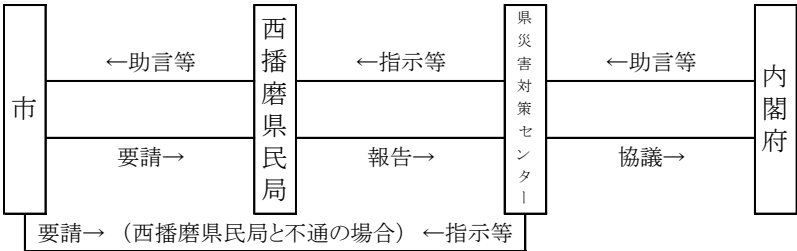
災害救助法の適用基準	根拠
住家の滅失が市内に60世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第1号
住家の滅失が県内に2,500世帯以上、かつ市内に30世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第2号
住家の滅失が県内に12,000世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第3号の前段
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情※がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき ※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第1条）	災害救助法施行令第1条第1項第3号の後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準※に該当するとき ※災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第1号） ※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第2号）	災害救助法施行令第1条第1項第4号

備考1 半壊と半焼は2世帯で1滅失、床上浸水は3世帯で1滅失

備考2 令和2年国勢調査確定値は市内が34,819人、県内が5,465,002人

2 適用手続き

前1の基準に該当する見込みがある場合、対策部は西播磨県民局（総務企画室）へ被害状況の報告と災害救助法の適用を要請する。なお、西播磨県民局への伝達系統が断たれた場合は、県災害対策センター（災害対策課）に行く。



3 救助の実施

地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

4 救助の内容

災害救助法による救助の種類とその実施期間は、次表のとおりである。知事は救助を実施するとともに、その一部を市長に委任する。市長は救助の補助にあたるとともに、委任のあった救助を実施する。

災害救助法による救助の種類

種類	実施期間（延長可）	市の対策部
避難所の設置	原則7日以内	教育対策部
応急仮設住宅の供与	原則20日以内に着工	土木水道対策部
炊き出しその他による食品の給与	原則7日以内	教育対策部
飲料水の供給	原則7日以内	土木水道対策部
被服、寝具その他生活必需品の提供又は貸与	原則10日以内	教育対策部
医療及び助産	原則14日以内 原則分娩の日から7日以内	健康福祉対策部 公立宍粟総合病院
被災者の救出	原則3日以内	西はりま消防組合
被災した住宅の応急修理	原則1か月以内	土木水道対策部
学用品の給与	原則教科書等1か月以内 原則文房具等15日以内	教育対策部
埋葬	原則10日以内	市民生活対策部
遺体の搜索	原則10日以内	本部室（消防団） 総務対策部
遺体の処理	原則10日以内	市民生活対策部
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	原則10日以内	土木水道対策部

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。

6 実施期間の延長

市長は前4に示す実施期間で救助を実施することが困難であると判断する場合は、知事に期間の延長を要請する。

第2節 避難対策

市が防災体制下で発する避難情報の発令から避難所の開設に至るまでの避難対策について、必要な事項を示す。

対策部	住民・自主防災組織・消防団

第1款 避難と避難誘導

市は本編第3章第4節第2款に示す発令基準に基づき、避難情報を住民へ伝達する。住民は「安全な場所」へ早めの避難行動を心がけるものとする。自主防災組織と消防団、避難支援等関係者は連携して避難誘導にあたるとともに、要配慮者の避難を支援する。職員は避難誘導には原則あたらず、自助と共助による避難行動を支援する。なお、市は消防団員でもある職員は原則、消防団員としての活動を優先する配備を計画するものとする。

対策部	本部室・教育対策部・避難所担当職員・小中高等学校・健康福祉対策部

第2款 避難所の開設と運営

市長は事前に指定する避難所から必要な避難所を選定し、開設を指示する。職員配備計画に示す避難所担当職員は、しそ防災ネットを通じてメールで配信される避難所開設指令を受けた場合、直ちに避難所を開設するとともに、避難者の受入れにあたる。なお、市長は被害の状況に応じて、事前に指定する避難所のほか、自治会施設や民間施設に協力を求め、これらの施設の中から、事後に避難所を指定することができる。また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

1 指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設（◎災害の種別や程度によって開設できない場合もある）

番号	校区	指定避難所	収容 人員 (人)	洪水時	河川氾濫時の浸水想定深	土砂災害警戒 区域	地震時	大規模 火災時
1	山崎西中	山崎小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
2		山崎西中学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
3		宍粟防災センター	100	○	－	－	○	×
4		県立山崎高等学校	200	○	－	該当	○	○
5		相生学院宍粟校（旧土万小学校）	100	○	－	－	○	○
6		山崎西小学校	200	○	－	該当	○	○
7	山崎南中	山崎南小学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
8		山崎南中学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
9		旧戸原小学校	100	△	3.0～5.0m	該当	○	○
10	山崎東中	河東小学校	200	△	5.0～10.0m	該当	○	○
11		神野小学校	200	△	3.0～5.0m	該当	○	○
12		山崎東中学校	200	○	－	該当	○	○
13		薦沢小学校	100	○	－	該当	○	○
14		旧都多小学校	100	△	0.5～3.0m	該当	○	○
15		生涯学習センター学遊館	100	△	0.5m未満	該当	○	○
16	一宮南中	はりま一宮小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
17		一宮南中学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
18		スポニックパーク一宮	200	○	－	－	○	○
19		県立伊和高等学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
20		県立森林大学校（旧染河内小学校）	100	○	－	該当	○	○
21	一宮北中	旧下三方小学校	100	○	－	該当	○	○
22		一宮北中学校	200	△	0.5～3.0m	該当	○	○
23		ゲストハウス繁盛校（旧繁盛小学校）	100	△	0.5～3.0m	－	○	○
24	波賀中	波賀中学校	200	△	0.5～3.0m	該当	○	○
25		波賀小学校	200	○	－	該当	○	○
26		波賀B＆G海洋センター	100	△	5.0～10.0m	該当	○	○
27		旧野原小学校	100	△	5.0～10.0m	－	○	○
28	千種中	千種小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
29		千種中学校	200	○	－	－	○	○
30		県立千種高等学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
合　　計			4,900					

○：使用可 △：状況により使用可 ×：使用不可

2 指定緊急避難場所

公園・広場等

番号	指定避難場所	収容人員 (人)	洪水時	河川氾濫時の浸水想定深	土砂災害警戒区域	地震時	大規模火災時
1	夢公園	—	×	5.0～10.0m	—	○	○
2	本多公園グラウンド	—	×	5.0～10.0m	—	○	○
3	城の子公園	—	×	3.0～5.0m	—	○	○
4	かみかわ緑地公園	—	×	3.0～5.0m	—	○	○
5	神野運動公園	—	×	0.5～3.0m	該当	○	○
6	山崎スポーツセンター	—	×	0.5～3.0m	該当	○	○
7	土万運動公園	—	×	0.5m未満	—	○	○
8	菅野防災広場	—	×	0.5～3.0m	—	○	○
9	御形公園広場	—	×	0.5～3.0m	—	○	○
10	家原遺跡公園	—	○	—	—	○	○
11	みかた四季公園	—	○	—	該当	○	○
12	波賀総合スポーツ公園	—	×	3.0～5.0m	該当	○	○
13	波賀市民グラウンド	—	○	—	—	○	○
14	エーガイヤ屋内運動施設	—	×	0.5～3.0m	—	○	○

◎地震及び大規模火災時においては公園や野球場、学校のグラウンド等を指定する。

3 受入対象者

避難所に受入れる対象者は、次に定めるとおりとする。ただし、発災前後は条件を満たすか否かの判断が困難であるため、厳密に区分することなく受入れるものとする。

(1) 災害による被災者

- ① 住家が被害を受け居住の場所を失った人
- ② 災害に遭遇し避難が必要な旅行者
- ③ 道路等が通行できず帰宅できない人

(2) 災害により被害を受けるおそれがある人

- ① 避難情報等の発令のある区域の人
- ② 緊急に避難する必要のある人

4 教職員等の応援

市立小中学校の教職員等は、災害対策本部の要請に基づき、市の避難所担当職員の補助にあたる。なお、市の避難所担当職員に事故があるときは、避難所の開設と運営に自らあたるものとする。

5 開設期間の延長

避難所の開設期間はおおむね7日以内とするが、被害の状況や避難者数等を考慮し、県と協議の上開設期間を延長する。

6 避難所の開設

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやしーたん通信、市公式SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

7 避難所の開設手順

避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

順	項目	内容
1	事前準備	災害対策本部から開設指令がある前に、携帯電話の充電を完了させるとともに、「避難所開設・運営マニュアル（各様式含む）」、筆記具、懐中電灯、携帯電話充電器などを準備し、リュックサックなどで携行する。
2	施設の解錠と開門	門を大きく開き、敷地内の全ての照明（外灯を含む）を点灯させる。体育館などは暗幕カーテンを開き、夜間でも避難経路が明るく照らされるようにする。
3	避難者への協力要請	避難者に対して協力を呼びかけ、手分けして開設準備にあたる。
4	施設の安全確認	建物と周囲に異常がないかを目視で確認する。柱や壁、周囲の崖に亀裂があるなど、危険な要素がある場合は、他の避難所へ移動させるなどの措置を検討するとともに、本部室（現地災害対策本部）へその旨を連絡する。
5	開設の報告	開設準備が整えば、本部室（現地災害対策本部）へ報告する。また、避難所までの経路に危険な箇所があった場合にはその旨もあわせて連絡する。
6	避難者の受入れ	高齢者や障がいのある人などの要配慮者を優先して避難所へ誘導するとともに、世帯ごとに避難者名簿を配付し記入を依頼する。
7	避難者数の報告	世帯から回収した避難者名簿をもとに、避難者数を集計する。初動期における本部室（現地災害対策本部）への報告は、開設直後から1時間おきに行う。翌日からは本部室が指定する時刻（おおむね1日1回）に報告する。なお、避難者の中に治療を要する人がある場合は、本部室へ救援を要請する。
8	居住組（班）の編成	共同生活を行う単位となる居住組（班）を編成する。原則として隣保を1つの単位とし、それぞれ組（班）長を選出する。避難生活が続く場合、居住組がリーダーの選出や避難所のルール作りに役立つ。なお、旅行者などの地域外の人はまとめて一つの居住組とする。
9	居住場所の割当	居住組ごとに居住場所を割り振る。高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児などは、施設の1階にある和室や空調設備の整った部屋を優先して割り振る。
10	避難所運営委員会の設置	住民による運営が行えるよう居住組の組長からなる避難所運営委員会を設置し、リーダーを選出する。発災直後は1日1回、夕食時に開き前夜の会議以降に生じた問題点について協議する。はじめの会議では、避難所の基本的なルール作りや各班の役割、災害対策本部への要請事項などが議題となる。
11	購入物品の記録	避難所が独自に購入した生活用品などは、後に災害対策本部から代金を支払うため、購入物品の記録を残すようにする。様式は「避難所開設・運営マニュアル」に示す。
12	支援物資の記録	避難所へ直接的に提供のあった支援物資などは、物品名や数量、提供者の住所、氏名、連絡先などを記録する。

8 感染症対策

避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

避難所運営に当たっては、感染症予防のための手洗い・うがいの徹底や清掃等の衛生対策に努める。また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

9 女性及び要配慮者への配慮

要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

女性のニーズ例

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場作り 等

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 仮設トイレの確保

避難所施設内のトイレが使用できない場合、教育対策部はその復旧措置を図るとともに、応急仮設トイレの設置を市民生活対策部へ要請する。なお困難が続く場合は、県に仮設トイレの確保を要請する。

11 入浴対策

避難生活が長期に及ぶ場合、教育対策部は指定避難所に仮設風呂と洗濯機の設置を進めるものとする。なお、応急的な入浴対策は、官民入浴施設の開放や自衛隊への協力要請により行う。

12 生活環境対策

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

13 大災害における措置

大規模な災害により市内の施設では被災者を収容できない場合には、隣接市町の施設の利用について、県に要請するものとする。この場合、被災者を輸送する手段についてもあわせて検討する。

14 福祉避難所の開設

一般の指定避難所は、必ずしも高齢者や障がいのある人、妊産婦に配慮した構造ではないほか、常に介助を要する人にとっては避難生活を続けることが困難な場所である。これらの住民には、それぞれの特性に応じた専用の避難所である福祉避難所の開設が必要となる。健康福祉対策部は被害の程度や教育対策部の要請に応じて、福祉避難所を開設する。なお、事前に指定する福祉避難所は次に示すとおりであるが、必要に応じて民間の高齢者福祉施設や社会福祉施設に受入れを求めるなどの措置も必要となる。

(1) 市が事前に指定する福祉避難所

地域	施設名	収容人数	浸水想定深	土砂災害警戒区域
山崎地域	穴栗防災センター3階、4階	60人	—	—
一宮地域	一宮市民協働センター	15人	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	波賀市民協働センター	50人	0.5m～3.0m	—
千種地域	千種保健福祉センター	20人	0.5m～3.0m	—

(2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所

地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域
山崎地域	特別養護老人ホームありがとう	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	養護老人ホームだんだん	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	特別養護老人ホームやまさき白寿園	0.5m～3.0m	該当
山崎地域	特別養護老人ホームしそうの杜	3.0m～5.0m	—
山崎地域	グループホームやまなか	—	—
山崎地域	小規模多機能型居宅介護施設すまいる	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	しそう自立の家	0.5m～3.0m	—
一宮地域	特別養護老人ホームまどか園 ※1	—	該当
一宮地域	グループホームまどか園	—	該当
一宮地域	はりま自立の家	—	該当
一宮地域	やすらぎ介護センター	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	特別養護老人ホームかえで園	—	該当
波賀地域	老人保健施設むつみ園	—	該当
波賀地域	グループホームささゆり	0.5m～3.0m	—
千種地域	特別養護老人ホームちくさの郷	—	—

※1 一宮地域 特別養護老人ホームまどか園は、令和7年4月1日に山崎地域に移転予定で、浸水想定深、土砂災害警戒区域共に非該当となる。

(3) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの配慮を必要とする人とする。なお、一時的な避難については、通常の指定避難所に避難を求め、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(4) 福祉避難所の支援要請

健康福祉対策部は、前(1)に定めるもののほか、民間施設に協力を求め、福祉避難所を開設する。なお、市内の施設だけでは対応が困難な場合は、県や他の市町村に受入れを要請する。この場合の要請は、前第4章「広域応援要請及び派遣」に基づき、本部室が行う。

15 要配慮者への配慮

(1) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(2) 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

(3) 食料、生活必需品の供給

市は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

(4) 福祉サービスの提供

市は、県と連携し、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がいのある人等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障がい福祉サービスの利用が可能であることを留意する。

(5) 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障がいのある人等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

16 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースを避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

17 広域避難・広域一時滞在

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。

また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在有に関する事項について助言を求める。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れを協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

対策部	市民生活対策部・県・避難所担当者

第3款 愛玩動物の対策

1 放置された愛玩動物の対応

市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容

対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

2 避難所等における愛玩動物の対応

指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。市は、必要に応じ、家庭動物のためのスペース及び資材を確保し、動物救援本部に対し、動物の受入状況等について情報提供する。

対策部	健康福祉対策部・避難支援等関係者・民生委員・児童委員・自主防災組織・消防団

第3節 要配慮者の支援

健康福祉対策部は、第2編第3章第13節の「要配慮者対策への備え」に基づき、避難行動要支援者の安否を確認の上、避難支援等関係者や自主防災組織などと連携し避難行動を支援する。本節では再度、避難行動要支援者の定義を確認するとともに、その避難誘導手段を示す。

1 要配慮者と避難行動要支援者の定義

要配慮者とは適切な避難行動を一人で行うことが困難な人のことで、一般的には高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、日本語に不慣れな外国人などのことをいう。一方で避難行動要支援者とは前述の要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、自力で避難する事が困難な人をいう。市は真に支援を要する避難行動要支援者を次のとおり定義し、重点的に避難対策にあたる。

市が定義する「避難行動要支援者」

- | |
|---|
| 生活の基盤が自宅にあり、避難時に支援を要する次の（１）～（６）の人
（１）要介護認定3～5
（２）身体障がい者手帳1、2級
（３）療育手帳A
（４）精神障がい者保健福祉手帳1級
（５）難病認定者（県から情報提供がある人）
（６）市又は自主防災組織などが支援の必要性を認める人 |
|---|

2 避難誘導体制

健康福祉対策部は避難情報の発令状況や避難所開設状況を把握した上で、個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難誘導を行う。地域の連絡窓口は①避難支援等関係者、②民生委員・児童委員、③自主防災組織連絡員、④自主防災組織の会長が担うものとする。不在者を想定し複数のルートを設けるが、状況に応じて一部の構成員に過度な負担をかけないように配慮する必要がある。特に自主防災組織の会長は避難行動を総括する立場にあるため、できるだけ①避難支援等関係者、又は②民生委員・児童委員を優先する。

なお、避難支援等関係者や自主防災組織で対応できない事態が生じた場合は、地元の消防団、又は西はりま消防組合へ救助を要請する。

3 専門家による支援

市は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、セラピスト、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

4 外国人への情報伝達等

外国人市民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語等による情報提供、相談を行う。

- （１）外国人の被災情報の把握

県、県警察本部、外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。また、外国人団体等に照会してニーズを把握する。

（２）外国人への情報提供

外国人相談窓口を開設するよう努める。

５ 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市は、県と連携し、社会福祉施設の被害状況調査を行う。また、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

６ 災害障がい者（災害で障がいを負った方）への対応

市は、県と連携し、災害で障がいを負った方の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

災害で障がいを負った方は入院等で被災地外に移動する場合があります、また、障がいが固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

７ 災害遺児（災害で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

（１）災害遺児の把握と支援の実施

市は、県と連携し、災害遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

災害遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

（２）民間支援団体等との連携

災害遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

８ その他必要な事項

要配慮者の避難所生活に必要な対策や必要な事項は、第２編第３章第13節の「要配慮者対策への備え」に示す。

対策部	本部室・西はりま消防組合・現地災害対策本部・土木水道対策部・産業対策部

第４節 孤立集落対策

土砂災害などで集落が孤立した場合に必要な応急対策を示す。なお、被害が甚大な地域ほど情報が入らないものであるため、孤立する可能性がある集落については、特に市が情報を収集するよう努める必要がある。

１ 孤立可能性集落

災害により孤立するおそれがある孤立可能性集落は、次表のとおり22集落を想定している。土木水道対策部は緊急輸送道路のほか、これら集落へのアクセス道路についても巡視を強化する。なお、同集落の自主防災組織や消防団は、特にアクセス道路の状況を市へ通報するとともに、平常時から第２編第３章第８節の「家庭内備蓄の推進」に示す物資のほか、ジャッキやバール、ロープなどの救助用資機材の整備に努める必要がある。

孤立する可能性がある集落

集落名	集落のおおよその中心位置		ヘリコプターの駐機スペース				事前に想定するホイス地点	
	緯度	経度	使用できる機種	使用条件	緯度	経度	緯度	経度
大谷	N35° 03'16.68"	E134° 31'41.99"	—	—	—	—	N35° 03'14.38"	E134° 31'34.64"
上ノ上	N35° 06'10.14"	E134° 30'09.11"	—	—	—	—	N35° 05'50.84"	E134° 30'04.57"
梯	N35° 03'30.84"	E134° 32'29.51"	小型機	災害時	N35° 03'02.52"	E134° 32'34.69"	N35° 03'02.52"	E134° 32'34.69"
三谷	N35° 01'09.24"	E134° 34'17.51"	小型機	災害時	N35° 01'04.10"	E134° 33'51.59"	N35° 01'04.10"	E134° 33'51.59"
小茅野	N35° 06'29.61"	E134° 28'53.51"	小型機	災害時	N35° 06'27.84"	E134° 29'30.88"	N35° 06'27.84"	E134° 29'30.88"
塩田	N35° 03'21.99"	E134° 28'53.51"	小型機	災害時	N35° 03'20.04"	E134° 28'53.94"	N35° 03'21.10"	E134° 28'55.02"
上ノ下の一部	N35° 04'32.79"	E134° 30'26.39"	—	—	—	—	N35° 04'31.37"	E134° 30'19.48"
深河谷	N35° 08'38.82"	E134° 35'22.31"	小型機	災害時	N35° 08'39.70"	E134° 35'22.74"	N35° 08'24.48"	E134° 35'36.78"
倉床の一部	N35° 14'46.98"	E134° 39'00.47"	—	—	—	—	N35° 14'08.21"	E134° 39'00.25"
千町	N35° 11'48.21"	E134° 41'23.03"	小型機	災害時	N35° 11'25.73"	E134° 41'05.10"	N35° 11'25.73"	E134° 41'05.10"
草木	N35° 11'19.89"	E134° 39'30.71"	小型機	災害時	N35° 11'01.48"	E134° 40'02.68"	N35° 11'01.48"	E134° 40'02.68"
福知の一部	N35° 09'39.00"	E134° 39'24.23"	—	—	—	—	N35° 09'35.46"	E134° 39'30.28"
西公文の一部	N35° 13'57.42"	E134° 36'29.27"	—	—	—	—	N35° 14'15.82"	E134° 36'21.92"
黒原の一部	N35° 12'48.39	E134° 40'18.23"	—	—	—	—	N35° 12'58.65"	E134° 40'17.36"
河原田の一部	N35° 13'07.86"	E134° 34'56.39"	—	—	—	—	N35° 13'05.73"	E134° 34'58.98"
音水	N35° 13'45.03"	E134° 31'26.87"	—	—	—	—	N35° 13'44.67"	E134° 31'29.24"
野尻の一部	N35° 11'09.27"	E134° 31'29.03"	—	—	—	—	N35° 11'05.02"	E134° 31'23.63"
日ノ原	N35° 13'16.71"	E134° 31'44.15"	—	—	—	—	N35° 13'14.41"	E134° 31'52.14"
鹿伏の一部	N35° 15'36.54"	E134° 33'10.55"	—	—	—	—	N35° 15'35.30"	E134° 33'13.36"
岩野辺の一部	N35° 09'31.92"	E134° 29'12.95"	—	—	—	—	N35° 09'29.44"	E134° 29'09.28"
西河内の一部	N35° 12'14.76"	E134° 25'52.07"	—	—	—	—	N35° 12'10.69"	E134° 25'51.20"
七野の一部	N35° 07'47.49"	E134° 25'58.55"	—	—	—	—	N35° 07'45.01"	E134° 25'57.25"

2 ヘリコプターの出動要請

孤立集落に緊急医療が必要な患者がある場合やアクセス道路の復旧に目途が立たない場合は、本部室、又は西はりま消防組合が県消防防災ヘリコプターや自衛隊機の出動を要請する。この場合、現地の活動地点などは、GPSを利用し座標を取得する。前1の表中に示す数字は、孤立可能性集落のGPSによる位置情報のほか、同集落内に想定するヘリコプターの駐機スペースとホイス地点を示す。現地にGPS端末がない場合は、住所のほか、表中に想定する緯度・経度を要請先に伝えるものとする。なお、ヘリコプターの出動要請手続きは、前第4章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

3 道路の啓開

土木水道対策部と産業対策部は、アクセス道路の応急復旧工事を実施し、3日以内の孤立解消をめざす。なお、応急復旧工事は市が直営で行うほか、前第4章第4節第4款に示す協定締結事業者に応援を要請し実施するものとする。

4 通信機器の確保

一般加入電話や携帯電話などの通信が断たれた場合、県消防防災ヘリコプターや自衛隊機により孤立する集落へ本編第3章第1節に示す衛星携帯電話を持ち込み、現地との通信を確保するものとする。この場合、現地集落が救助を要請する可能性もあることから、位置情報を示すGPS端末もあわせて携行する。

5 ヘリコプター臨時離着陸場適地（再掲）

市が県に登録するヘリコプター臨時離着陸場適地は次のとおりである。前1に示す駐機スペースとあわせ必要に応じて活用する。

ヘリコプター臨時離着陸場適地

番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ
西161	山崎スポーツセンター野球場	山崎町下町1	山崎スポーツセンター	62-1880	川崎CH-47J	90m×90m
西162	本多公園グラウンド	山崎町中井26-1	まちづくり推進課	63-3000	川崎バートルKV-107	110m×60m
西163	かみかわ緑地公園	山崎町岸田521	住宅土地政策課	63-3000	川崎CH-47J	150m×95m
西166	スポニックパーク一宮グラウンド	一宮町東市場1090-3	指定管理者 同施設管理棟	72-1331	川崎バートルKV-107	120×120m 扇形
西168	伊和高等学校グラウンド	一宮町安積616-2	同校事務室	72-0240	川崎CH-47J	100×140m
西播285	家原遺跡公園「三方の里」	一宮町三方町624-1	三方町出張所	74-0001	川崎バートルKV-107	90m×50m
西169	波賀市民グラウンド	波賀町上野164-6	同指定管理者	75-3811	川崎CH-47J	50m×60m
西170	鹿伏くるみの里グラウンド	波賀町鹿伏175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎バートルKV-107	60m×70m
西171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀97-1	同指定管理者	75-3811	川崎バートルKV-107	140m×140m 扇形
西172	谷山村広場	波賀町谷179-13	波賀市民協働センター	75-2220	AS332L1	50m×60m
西173	千種中学校運動場	千種町河呂60-1	教育総務課	63-3000	川崎CH-47J	125m×80m
西174	ちくさ高原ネイチャーランド駐車場	千種町西河内1047	委託先 同施設管理室	76-3555	川崎CH-47J	80m×170m

第5節 救助救急、医療対策

救助期に行う救出活動から安否確認、行方不明者の搜索までを示す。

対策部	西はりま消防組合・消防団

第1款 救出対策

被災者の救出活動は、西はりま消防組合と消防団が主にその役割を担い、自主防災組織がその補助にあたる。救出が困難な事態がある場合、西はりま消防組合は県消防防災ヘリコプターの出動を県消防防災航空隊へ要請するとともに、本部室にその旨を伝達する。また、救出要請が対応能力を超えると判断する場合は、消防長が「兵庫県広域消防相互応援協定」による応援隊の派遣を姫路市消防局長に、市長が自衛隊及び緊急消防援助隊の災害派遣を知事に、それぞれ要請するものとする。

なお、これらの要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第4章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

対策部	総務対策部・現地災害対策本部

第2款 住民からの安否確認に対する回答

大規模な災害が発災した直後は、住民の安否を確認する通報が市役所へ殺到する。対策部は警察署や避難所などから寄せられる情報を整理し、被災者等の権利利益を侵害することのないよう配慮しながら安否の問合せに対応する。特にDVにより所在を伏せているものの取扱いに注意する。（災害対策基本法第86条の15）

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。

あわせて、市は、県の定める基本方針に基づき対応することとする。

1 受付体制の整備

大規模な災害が発生した直後の混乱期には、被災者の家族や親戚などから安否を確認する問合せが殺到することが予想される。対策部は安否確認に関する住民からの照会を他の通報と区分して整理するとともに、受付簿を作成し状況によっては対策部内に専属班を設け対応するものとする。

2 安否情報の範囲

発災直後に詳細な安否情報を把握するのは困難であるため、この時期は警察署から寄せられる身元が判明した死亡者の情報のみを取り扱うものとする。生存者の安否は各避難所へ照会するよう伝えとともに、混乱した状況が治まり次第、各避難所の避難者名簿を整理し対応する。適切な情報提供のために必要な場合は、警察等にも依頼し情報の収集に努める。

3 安否情報の回答

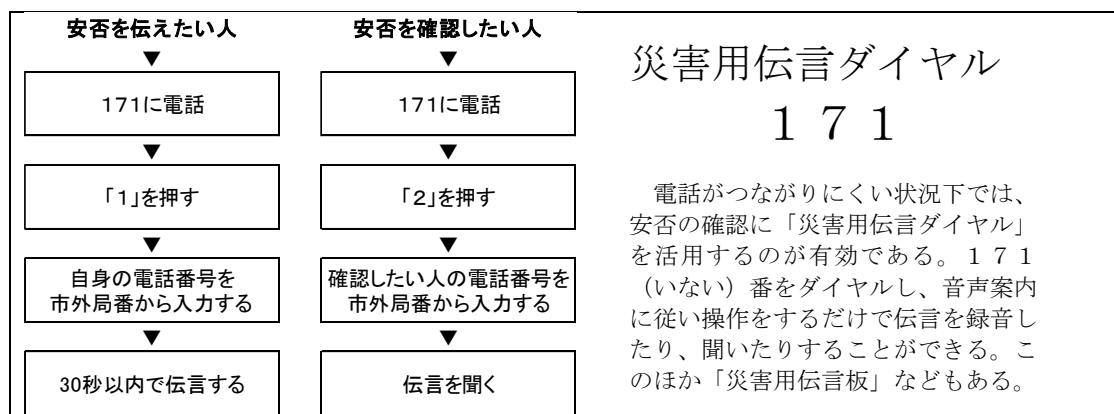
被災者の安否情報の問合せに対しては、照会者から身分証明書の提示を求めるものとし、原則電話での問合せには対応しないものとする。

照会者と被災者との関係により回答できる内容は以下のとおりとする。

- (1) 被災者の同意を得ている場合や同居の親族である場合は、安否、負傷状況、居所等
- (2) 被災者の親族又は職場の関係者等である場合は、安否、負傷状況
- (3) 被災者の知人である場合は、安否情報

4 安否確認手段の伝達

安否を確認する手段として、「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」などがある。対策部はこれらの手段を試すよう問合せで対応するものとする。ただし、本人同士が事前にこれらの存在を知らない場合は、安否の確認ができる可能性は低いと思われる。



対策部	健康福祉対策部・公立宍粟総合病院

第3款 医療、助産対策

医療機関だけでは医療及び助産対策が困難と判断した場合、健康福祉対策部は、救護所を開設し、公立宍粟総合病院及び宍粟市医師会等に救護班の編成と派遣を要請する。なお不足する場合は、直ちに県や自衛隊に医療チームの派遣を要請するものとする。要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第4章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

1 救護所の設置基準

- (1) 医療機関が被害を受け、医療機能が低下したとき
- (2) 患者が多数で医療機関の対応が困難であるとき

- (3) 被災地と医療機関の距離、傷病者数と搬送能力などから、被災地での医療が必要なとき

市内の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、宍粟市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 災害時を想定した医療体制の検討

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と調整し、災害時に必要となる次の事項について、連携した受援体制の構築を図る。

- (1) 救護班の編成
- (2) 救護所の設置
- (3) 医薬品の備蓄（調達）
- (4) トリアージの実施（トリアージタグの備蓄）
- (5) 重症患者の搬送体制
- (6) その他必要な事項

3 救護所の設置予定場所と収容人員

救護所は原則として被災地に隣接する公共施設に開設するものとする。想定する施設は次のとおりである。ただし、屋内施設が確保できない場合は、小中学校のグラウンドや公園スペースなどを活用するものとし、救護テントなどの資機材の確保を医療チームの派遣要請とあわせ行う。

救護所設置予定施設

設置予定施設名	収容人員(人)	備考
指定避難所	—	公共施設のみを想定
宍粟市山崎文化会館	100	
一宮市民協働センター	50	
波賀市民協働センター	50	
千種保健福祉センター	50	
その他公共施設	—	被災地近隣施設

4 医薬品の供給

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と連携し、必要な医薬品の確保に努めるとともに、不足するものについては、本章第7節に示す方法により県機関や被災地域外の企業などから協力を求める。

5 書籍類及び帳簿等の整備

医療及び助産を施した場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 医薬品衛生材料受払簿
- (3) 救護班活動状況
- (4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (5) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (6) 助産台帳
- (7) 助産関係支出証拠書類

対策部	本部室・総務対策部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署

第4款 行方不明者の捜索

対策部は受け付けた捜索願や自主防災組織から寄せられる情報をもとに、行方不明者リストを作成し、警察署に提供する。消防団は警察署と連携し行方不明者の捜索を実施する。なお、不足する場合は、自衛隊の災害派遣など本編第4章に示す「広域応援要請及び派遣」を活用するものとする。

1 搜索期間

災害救助法では行方不明者の搜索は災害発生の日から10日以内とされる。通常4日目以降の生存率は極端に下がることから、3日目までは救出のための搜索、4日目以降は遺体の搜索として扱う。

2 搜索期間の延長

災害発生の日から11日以上が経過しても、なお遺体を搜索するやむを得ない事情がある場合は、知事に期間の延長を求める。

3 行方不明者を発見した場合の措置

搜索中に行方不明者を発見した場合、直ちに警察署と本部室、西はりま消防組合に発見日時や場所、状況などを連絡する。

4 搜索のために支出する費用

搜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合、兵庫県災害救助法施行細則に定められた限度内において県の負担となるが、その他の場合は市が負担する。搜索のために支出する費用の範囲は、重機その他搜索に必要な機械や器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、その額は限度内における実費とする。

5 書籍及び帳簿等の整備

搜索を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録簿
- (2) 物資受払状況（被災者救出用等機械器具及び燃料等）
- (3) 被災者救出状況等記録簿
- (4) 救出用等関係支払証拠書類

対策部	本部室・現地災害対策本部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署

第6節 旅行者への対策

対策部は警察や交通機関の管理者などと協力し、宿泊施設の旅行者や自力で帰宅することが困難な滞留者に対し、避難行動などを支援する。

1 旅客者の安全確保

対策部は警察署と連携して公共交通機関に避難情報などを伝達し、旅客者の安全確保を求める。事業者は道路施設や車両の安全性を確認し、旅客者の安全を確保する。なお、事業者が安全性を確保できない場合は、直近の指定避難所へ旅客者を誘導する。

2 宿泊客等の安全確保

対策部は警察署と連携して宿泊施設や観光施設の管理者に気象情報や避難情報を伝達し、安全確保を求める。施設の管理者は施設の安全性を確認し、宿泊客等の安全を確保する。施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた施設の宿泊客を安全な施設へ移送するなどの措置を実施するものとする。なお、施設管理者が安全を確保できない場合は、直近の指定避難所へ宿泊客等を誘導する。

対策部	教育対策部・健康福祉対策部

第7節 物資（食料と生活必需品）の供給対策

災害により食料や生活必需品が確保できない被災者に対して、速やかに供給を行い、人身の安全に万全を期するものとする。

1 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者や乳幼児、障がいのある人に対して優先的に供給するものとする。また、食物アレルギー対象者等への供給には十分注意を払うものとする。

- (1) 避難所等に避難する被災者
- (2) 住家が被害を受け炊事ができない人（在宅被災者）
- (3) 病院やホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 災害応急対策に従事する人

2 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が被害を受けた人
- (2) 被服や寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した人
- (3) 生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

3 物資の確保

教育対策部は避難所へ配送する食料や生活必需品を公的備蓄品（資料編に掲載）のほか、本編第4章に示す民間事業者との協定や県への応援要請を活用し確保、配送するものとする。避難者から必要とされる食料や物資は時間の経過とともに変化するため、避難所を運営する教育対策部は、健康福祉対策部と連携して必要な物資を確保するものとする。健康福祉対策部は、実施に当たり高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

なお、急を要する場合は避難所から直接、供給可能な最寄りの商店へ物資の発注を行えるものとし、その指示は教育対策部が行う。この場合、あわせて発注記録を残すよう伝える。

必要とされる食料や生活必需品（再掲）

被災状況	発災直後 ライフライン断絶	発災～3日目 ライフライン断絶	3～4日目 電気、水道一部復旧	5日目以降 電気、水道復旧
食料品の条件	調理不要の食品		主食＋副食品	自炊食材
食料品	アルファ米 乾パン 水 粉ミルク	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料	カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 味噌・醤油・塩
	粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品			
医薬品	医薬品、医療器具、医療用品			
燃料等	LPガス、LPガス器具（卓上ガスコンロ）、小型エンジン発電機			
生活必需品	毛布、哺乳ビン、タオル、トイレットペーパー、生理用品、ティッシュペーパー、カイロ、軍手、ロープ、バケツ、ポリタンク、マッチ、ライター、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、ポリ袋、雨具、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、せっけん、洗面セット、紙皿、茶碗、紙コップ、箸、スプーン、文房具、防犯ブザー、ホイッスル、仮設トイレ等			
衛生物資	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、靴カバー、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等			

※障がいのある人等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する

4 県への要請

食料の供給が困難な場合又は緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請する。

- (1) 供給あつせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

5 不足する物資の募集

近隣から物資を調達できない場合、健康福祉対策部は市のホームページや報道機関を通じて物資を募集する。

(1) ニーズの把握

一般的に夏の水害ではタオルやTシャツなどが、冬の災害では毛布やバスタオルなどが大量に必要となる。健康福祉対策部は、避難所を運営する教育対策部を通じて被災者が必要とする物資を把握する。

(2) 募集記事に明記する事項

物資の整理に時間を費やさないよう必要な物資を必要な数量だけ確保することや、扱いが困難な古着や生ものが届かないようにすることなど、募集に当たっては次の項目を明記する。

- ① 必要とする物資と数量
- ② 最低受付個数
- ③ 受け付けない物資（古着や生ものなど）
- ④ 内容物表示（品名、数量、サイズ）の依頼
- ⑤ 届け先
- ⑥ 問合せ先

(3) 募集した物資の整理保管

受け付けた物資は種類別に台帳に記録し、内容物の表記がある面を表側にして、種類別に積み上げる。なお、物資の出入りがある場合はその都度、台帳に記録し在庫管理を徹底する。なお、物資の一時集積場所や配送の手段は、第2編第3章第5節第5款に示す。

6 食料の供給における留意

すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、食物アレルギーや文化的配慮を十分に周知できるよう関係機関との調整を図る。この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

- (1) 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。
- (2) 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を「かめない」「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
- (3) 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

7 炊き出しの実施

教育対策部は、各給食センターの被害状況を把握し、炊き出しが実施できるかを検討する。大規模な被害により炊き出しの実施が困難である場合は、県や自衛隊、ボランティアなどに要請を行う。この場合、被災者が平等に機会を得られるよう実施場所などの調整に教育対策部があたる。なお、炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の敷地内を利用するものとする。

8 地域内輸送拠点の確保

状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

第8節 給水対策

災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料水に適する水を得ることができない人に対し、必要最小限の飲料水と生活用水の確保を図る。

1 給水対象者

災害により現に飲料に適する水を得ることができない人

2 水源及び給水量

(1) 水源

市は浄水場、配水池、穴栗防災センターに設置する60 t 貯水槽等の給水施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握し迅速に給水を実施する。

(2) 給水量

目標とする給水量は1人1日当たり、3日目までが3 L、10日目までが3～20 L、20日目までが20～100 L、以降は速やかに施設を復旧させ、被災前の水準をめざす。なお、3日目までの給水は、ペットボトルの飲料水を想定しているため、教育対策部が避難所へ配送する物資に必要な量の飲料水がある場合は、4日目以降の給水計画と施設の早期復旧を優先する。

1人1日当たりの目標給水量

期間	水量（1人1日当たり）	水の用途	給水方法
3日目まで	3 L	飲み水	ペットボトル
4～10日	3～20 L	調理、洗面	給水車
11～20日	20～100 L	浴用、洗濯	仮設配管給水
21日目以降	100 L～被災前の水準	通常生活	各戸給水

3 給水方法

(1) 土木水道対策部は運搬給水基地からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。

① 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い給水基地から給水車等により運搬供給する。

応急給水用資機材の保有状況

種類	数量
給水車（2.8 m ³ ）	1台
ポリ容器（300 L以上）	5個
ポリ容器（50 L以上300 L未満）	2個
ポリ容器（18 L以上50 L未満）	149個
ポリ袋（5 L以上20 L未満）	400袋

(2) 人員や資材が不足する場合は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」による応援や、自衛隊の災害派遣を要請する。なお、要請を行うに当たり、次の事項を明らかにする。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- ⑥ その他必要な事項

(3) 給水は医療機関や救護所、避難所など、緊急性の高い施設から実施する。

4 広報

応急給水を実施する場合には、しーたん通信や広報車を活用し、その日時や場所、1人当たりの給水量などを広報するものとする。

5 給水施設の応急復旧

給水施設が破損した場合は、宍粟市管工事組合と結ぶ「災害等相互応援に係る協定」を活用し、迅速かつ効果的に応急復旧を行う。

対策部	土木水道対策部

第9節 住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住できない世帯に実施する対策の優先順と主要な対策の具体を示す。

第1款 住宅対策の種類と優先順

- 1 災害直後、直ちに市が行う必要のあるもの
 - (1) 住宅の応急修理
 - (2) 住居の障害物除去
 - (3) 空き家のあっせん（公営住宅及び民間賃貸住宅）
 - (4) 仮設住宅の建設
 - (5) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
 - (6) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
 - (7) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん
- 2 前1に続きできるだけ早期に市が実施すべきもの
 - (1) 住宅金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
 - (2) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
 - (3) 公営住宅法による公営住宅の復旧
 - (4) 罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
 - (5) 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
 - (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
 - (7) 民間住宅の復興に対する支援

第2款 住宅の応急修理

住宅が半壊、又は半焼し、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない人に対し、居室、炊事場、トイレ等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、市がブルーシートを展開を含む応急修理を実施する。なお、建築業者が不足したり、建築資機材を調達したりすることが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼するものとする。

- 1 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- 2 修理を必要とする戸数
- 3 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- 4 派遣を必要とする建設業者数
- 5 連絡責任者
- 6 その他参考となる事項

第3款 住居の障害物除去

住居に流入した土石等の障害物により、日常生活に著しい支障を及ぼしている人に対し、障害物の除去を行う。なお、対応が困難であるときは県に対し、次の事項を示して応援を求める。

- 1 除去を必要とする住家戸数
- 2 除去に必要な人員
- 3 除去に必要な期間

- 4 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 5 除去した障害物の集積場所の有無
- 6 その他参考となる事項

第4款 仮設住宅の建設

被災者等への応急仮設住宅の建設、管理は市長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行うものとするが、大規模災害など市で対応が困難な場合には、知事に支援を要請するものとする。

- 1 供給対象者
 - (1) 住家が全焼、全壊又は流出した人
 - (2) 住居する住家がない人
 - (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することのできない人
- 2 供給方法
 - (1) 建設用地の選定
 - ① 用地の選定に当たっては、原則として市有地、あるいは公有地とする。平時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。
 - ② 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、所有者と賃貸契約を締結するものとする。
 - ③ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。
 - ④ 障がいのある人、高齢者等の要配慮者に配慮した用地とする。
 - ⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
 - (2) 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅及び住宅の応急修理その他の応急工事を迅速かつ的確に実施するため、建設業者と協定の締結を推進するものとする。
- 3 県への協力要請

大規模災害により市が対応できない場合は、次の事項を県に示して、供給のあつせんを要請するものとする。

 - (1) 被害戸数
 - (2) 設置を必要とする型別戸数、建設場所
 - (3) 連絡責任者
- 4 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障がいのある人向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮するものとする。
- 5 入居者の選定

入居者の選考に当たって民生委員・児童委員の意見を確認し、被災者の資力、その他の生活条件等を十分調査の上認定するものとする。また、高齢者、障がいのある人の優先入居等、要配慮者に十分配慮するものとする。
- 6 生活環境の整備

仮設住宅の整備とあわせて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進するものとする。なお、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

第10節 感染症対策

災害が発生した場合、生活環境の悪化や被災者の病原菌に対する抵抗力の低下など、感染症が蔓延する可能性が高くなる。対策部は龍野健康福祉事務所や自主防災組織、住民などと連携し消毒や予防活動を実施する。

第1款 消毒

感染症が発生するおそれがある場合、早期に消毒を実施する必要がある。本来なら、消毒はその場所の管理者が行うべきものであるが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条第2項に基づき、感染症を予防する目的で知事が指示した場合は、市が汚染された場所やその疑いのある場所（家屋や工場、店舗を問わず全ての場所）を消毒する。以下にその手順と必要な薬剤などを示す。

1 消毒の手順

順	項目	内容
1	消毒が必要な場所の把握	本部室や地域の情報をもとに、消毒が必要な地域や場所を把握する。
2	薬剤と資機材の確保	資機材：作業服（長袖、長ズボン）、ゴーグル、マスク、ゴム手袋、噴霧器、移動用車両 薬 剤：「（2）消毒に使用する薬剤の例示」による（平成21年台風9号災害では、床下や屋外には消石灰を、屋内の壁や床、家財には塩化ベンザルコニウム液を使用）
3	消毒方法の決定	職員が消毒を行うのが原則であるが、状況によっては各戸に薬剤とその使用方法を配付し対応を求める。この場合でも高齢者のみの世帯などについては、職員が消毒を実施する必要がある。 次の事項の消毒を実施する。 1 飲料水の消毒 2 家屋の消毒 3 トイレの消毒 4 芥溜（ごみだめ）、溝渠（こうきょ）の消毒 5 患者輸送用器などの消毒
4	消毒範囲の設定	把握した情報から、消毒が必要な建物や範囲を決定する。後に被害が明らかになった場所はその都度、対応する。
5	人員の確保	人員が不足する場合は、本部室を通じて他の対策部や県、協定に基づく市町村の応援を要請する。
6	実施班の編成	他の市町村の応援要員を受入れた場合、市の職員が各班に1人は入るよう班編成を行う。班編成が決まれば、移動用の車両を班の数だけ確保するよう総務対策部へ要請する。
7	職員研修の実施	薬剤の希釈方法や消毒の方法、注意事項などの研修を行い、応援職員に必要な知識を与える。
8	広報	しーたん通信などで消毒を実施する旨を周知する。また、各戸に対応を求める場合は、薬剤の使用法などをまとめたビラを作成し、薬剤とともに届ける。
9	消毒の実施	各班に分かれ消毒を実施する。希釈に必要な水は、現地で水道水などを調達する。作業が終了すれば、班ごとに作業日報を作成し、その日の業務を終える。

2 消毒に使用する薬剤の例示 参考文献：水害時の消毒法（社団法人名古屋薬剤師会）

対象	薬剤名	調達先	量の積算	使用方法
床下、屋外	消石灰	農協、ホームセンター	1軒20kg(1表)	全体にまんべんなくふりかけ、飛散しないようジョウロなどで軽く水をまく。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
	クレゾール石けん液	薬局	1軒300ml	30倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
	オルソ剤	薬局	1軒200ml	50倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
壁、床、家財	塩化ベンザルコニウム液	薬局	10%製品の場合、1軒につき100ml	塩化ベンザルコニウム(塩化ベンゼトニウム)の濃度を0.1%に希釈し、噴霧器で散布するか、浸した布でふく。その後は風通しをよくし、乾燥させる。
	塩化ベンゼトニウム液	薬局		※10%製品の場合は100倍に希釈(10mlに水1,000ml) ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意 ※食品工場では消毒用アルコールを使用
食器	次亜塩素酸ナトリウム ※煮沸消毒で対応可(沸騰後30分以上煮沸する)	薬局	—	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.02%になるよう希釈し、水洗いした食器を浸す。5分以上浸した後、自然乾燥させる。 ※界面活性剤が含まれるものは、すすぎが必要 ※10%製品の場合は2mlに水1,000ml ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム	薬局	—	汚染された井戸水は飲まない方がよい。やむを得ない場合のみ煮沸するか、残留塩素が1～2ppmの濃度になるよう調整し、30分以上放置してから飲用する。 ※界面活性剤が含まれるものは使用不可 ※10%製品の場合は水1リットルにつき1滴 ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意
廃棄物集積所の害虫駆除など	スミチオン乳剤	農協 薬局	—	散布方法や対象となる害虫により希釈濃度が変わる。薬剤の使用法を確認のうえ使用すること。

【注意を要する事項】

- 1 泥などの汚れは、薬剤を散布する前に洗い流すか、雑巾などで拭き取ること
- 2 長袖、長ズボン、ゴーグル、マスク、ゴム手袋を着用し、皮膚や目に薬剤がかからないようにすること
- 3 皮膚に薬剤が付着した場合は、大量の水と石けんでよく洗い流すこと。目に入った場合は水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けること
- 4 使用する直前に希釈すること
- 5 希釈濃度を守ること
- 6 浄化槽には散布しないこと
- 7 他の薬剤などと混合しないこと
- 8 誤飲を防ぐよう薬剤を小分けにしない。やむを得ない場合は薬剤名を容器に明記すること

第2款 ねずみ、昆虫等の駆除

県（龍野健康福祉事務所）は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条に基づくねずみ族、昆虫等の駆除について、住家の被害戸数などの基準に基づき、その対象地域を定める。対策部は県の指示に基づき、速やかにねずみ、昆虫等の駆除にあたる。

- 1 ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものとする。
- 2 ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

第3款 生活用水の供給等

県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

第4款 報告

- 1 対策部は感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに県に報告する。
- 2 感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

第5款 災害時感染症対策完了後の措置

災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、県に提出する。

対策部	健康福祉対策部

第11節 健康対策

対策部は県（DHEAT）と連携し、被災者のこころのケアと健康管理を行うための巡回健康相談や訪問指導、巡回栄養相談などを実施する。

1 巡回健康相談

- （1）対策部は県や医師会、応援医療チームなどと連携し、医師や保健師などによる巡回健康相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、健康に関するさまざまな相談に応じるとともに、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、特に配慮を要する人をはじめ、被災者の心身の健康状況の把握に努めるものとする。支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- （2）巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。また、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。
- （3）サービス提供に向け、県、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う
- （4）市、県及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する

2 巡回栄養相談

対策部は県と連携し栄養士による巡回栄養相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、栄養状態の確認とその改善を図るための指導を行う。

避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。巡回栄養相談の実施に当たり、連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 職員の健康管理

災害対策が長期間に及ぶ場合、対策部は職員の身体的、精神的な健康状態を調査し、その結果を総務対策部に報告するものとする。総務対策部は直ちに異常が認められる職員を休ませるとともに、適切なローテーションを組み直すよう各対策部に指示する。

4 精神科救護所の設置と巡回

県は精神科救護所を設置し、被災された精神障がいのある人の継続的医療の確保と精神疾患の急発を予防するための巡回相談を実施する。

5 食品衛生に関する広報

対策部は、県と連携し、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第12節 遺体の収容と火葬

災害により多数の死者が発生したと想定される場合、市が警察署や消防団などと連携し、遺体の捜索や収容、火葬などの一連の業務を担い、人心の安定を図る。

第1款 行方不明者の捜索

本章第5節第4款に示す。

第2款 遺体の安置と引き渡し

災害による死者や行方不明者が発生した場合、早期に遺体の身元を確認し、遺族に引き渡す必要がある。住民の安否にかかわることであり、また、問合せも殺到するおそれがあることから、迅速な対策の実施が求められる。以下に、多数の遺体が発見された場合の手順と措置を示す。なお、このような事態が発生した場合、市が大規模の被害を受けているものと想定できることから、自衛隊の災害派遣や緊急消防援助隊など、本編第4章に示す「広域応援要請及び派遣」を最大限に活用し、即時に対策を実施するものとする。

遺体の収容から引き渡しまでの手順

順	項目	内容
1	遺体数の把握	本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の収容数を想定する。
2	遺体安置所の選定	次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。 ・屋内施設を基本とする。 ・市内に複数箇所を確保する。 ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。 ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有すること。 ・照明設備、水道設備を有していること。
3	協力の要請	医師会と葬祭事業者、消防団に次の処置について協力を求める。 医師会：遺体の縫合 葬祭事業者：棺とドライアイスの確保、遺体の搬送と洗浄、消毒 消防団：行方不明者の捜索
4	遺体の収容	捜索により発見された遺体を搬送、収容し、発見の日時や場所、氏名などを確認の上、情報を表記する札を掲示するとともに、遺体処理台帳を作成する。
5	遺体の検視、検案	警察官の検視と医師の検案が速やかに行われるよう協力する。
6	遺体の処置	医師会と葬祭事業者の協力のもと、遺体の洗浄と消毒、縫合を行い、棺にドライアイスとともに収め安置する。
7	遺体の身元確認	警察署と連携し身元引受人の発見に努めるとともに、行方不明者に関する遺族の相談に応じる。数多く身元不明者がある場合は、遺体ごとに身体の特徴や服装、人相などを用紙に記すか、所持品などを写真に収めるかして掲示する。
8	遺体の引き渡し	身元が判明した場合は、だれにいつ引き渡したかを遺体処理台帳に記載し、遺族に引き渡す。
9	行旅死亡人の処理	一定の期間、安置しても身元が確認できず、引取人のない遺体は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定に基づき処理する。
10	期間の延長	処置期間（10日以内）が不足する場合は、県知事に処置期間の延長を要請する。

第3款 遺体の埋火葬

災害による死者が多数ある場合、市内斎場施設の被害状況を確認の上、全遺体の火葬処置を検討する。以下に、市が埋葬を行う基準とその手順などを示す。

1 埋葬の基準

市が埋葬を実施する基準は次のとおりである。

- (1) 緊急避難を要するため、遺族が埋葬を行うことが困難である場合
- (2) 遺族がない場合
- (3) 墓地や火葬場の浸水、流失等により個人では埋葬を行うことが困難な場合
- (4) その他埋葬を行うことが困難な場合

2 遺体の埋火葬手順

順	項目	内容
1	遺体数の把握	本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の数を想定する。
2	市営斎場の状況確認	市営斎場の被害やライフラインの状況、斎場職員の出勤状況を確認し、火葬に必要な物品（火葬用品、灯油、骨つぼなど）の調達を依頼する。なお、斎場に被害がある場合は、復旧見込みを確認する。
3	火葬方法の検討	① 死者数や被害状況、市営斎場の機能を総合的に判断し、全遺体の火葬計画を策定する。 ② 県に被害状況を報告し、必要があれば市外斎場の利用について協力を要請するとともに、その利用方法を調整する。
4	斎場利用の情報提供	火葬計画に基づき、遺族に市内外で利用できる斎場やその日時などの情報を提供する。
5	遺体の火葬	① 埋火葬許可書を発行し、斎場へ遺体を搬送する。搬送手段の確保が困難な場合は、関係機関やボランティアへ協力を要請する。 ② 市外の斎場を利用する場合は、当該火葬場と協議し、遺体を搬送する。 ③ 埋火葬台帳を作成し、埋葬年月日や死亡者氏名、埋葬費などを記す。
6	遺骨、遺留品の一時保管	遺骨と遺留品を遺体が収容されていた安置所に一時保管する。
7	期間の延長	火葬期間（10日以内）が不足する場合は、県知事へ火葬期間の延長を要請する。

3 市営斎場

斎場名	所在地	電話番号
あじさい苑	姫路市安富町安志726	66-3353
しらぎく苑	宍粟市一宮町杉田503-3	72-0912
つつじ苑	宍粟市千種町千草793-6	76-2210（千種市民協働センター）

第6章 交通輸送対策

道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合、通行者の安全を確保するための交通規制措置や、重症患者の緊急搬送を実施するための交通路の確保が急務となる。また、被災者の食料や生活必需品を確保する上でも輸送路の確保が急がれる。本章では、これらの応急対策について必要な事項を示す。

対策部	本部室・土木水道対策部・現地災害対策本部・宍粟警察署

第1節 交通応急対策

災害が発生するおそれがある場合、土木水道対策部は宍粟警察署や国、県とともに道路パトロールを強化し、異常の発見に努めるとともに、二次災害を防ぐ措置を行う。

1 交通規制の実施

道路パトロールにより土木水道対策部が異常を発見した場合、当該道路管理者と宍粟警察署、本部室へ通報するとともに、二次被害を防ぐためにバリケードを設置し、次表に示す根拠に基づき、交通を規制するための措置を行う。なお、異常の発見者が他の機関である場合もまた同様の措置を行うものとする。

交通規制の実施者とその範囲

実施者	範囲	根拠法
道路管理者	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 通報連絡体制

道路や橋梁などの異常を発見した者は、速やかに警察官、又は市長に通報するものとする。通報を受けた警察官、又は市長は、当該管理者に連絡するとともに、本部室は本編第3章第4節第1款に示す「防災情報の伝達手段」に基づき住民や関係機関に周知する。なお、電力や通信、水道、その他道路占用工作物の被害による場合は、直ちに当該機関に通報する。通報を受けた機関は、それぞれが定める業務計画により、速やかに応急処置を実施し道路交通を確保するものとする。

3 交通規制に伴う措置

交通規制を実施する場合、規制を行う区間や対象、期間などを宍粟警察署に連絡するとともに、立番を配置するなど、交通の混乱を未然に防ぐ措置を実施するものとする。

第2節 緊急輸送対策

市は定期的に治療を要する難病患者や人工透析患者、又は災害による負傷者の搬送を最優先に、緊急輸送対策を実施する。

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部

第1款 緊急輸送の対象

緊急輸送対策を実施する対象は、おおむね次のとおりとする。

項目	輸送対象の想定
人命救助	・傷病者と救助救急活動の従事者 ・緊急輸送経路の応急復旧に要する人員や物資
被害の拡大防止	・消防水防活動や交通規制等に要する人員や物資 ・政府や県、市の災害対策要員 ・ライフラインの初動応急対策に要する人員や物資
災害応急対策	・食料や飲料水、生活必需品 ・被災地の外へ輸送を要する傷病者や被災者 ・災害復旧に要する人員や物資

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部

第2款 道路の啓開

対策部は人工透析患者や負傷者の搬送路確保を最優先に、第2編第3章第9節に示す緊急輸送道路のほか、患者と医療機関を結ぶ市道の啓開を実施する。ただし、旧町間を結ぶ緊急輸送道路は全て国県道であるため、被害が発生した場合は、いかに迅速に管理者へ状況を伝えられるかが重要となる。口頭で被害を連絡するほか、現場のデジタル画像を送信するなどの手段で国県担当者の状況把握を促し、着手を急がせる工夫も必要となる。また、被害規模や被害箇所数などから、管理者の対応が困難であると思われる場合は、復旧事業者が必要に応じて他の事業者を活用できるよう管理者へ助言することも必要である。なお、市道の啓開は市が直営で行うほか、本編第4章に示す「災害時における応急対策業務に関する協定」を活用し迅速に対応する。また、県は、市から要請があり、かつ、市における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、市が管理する市道について、啓開又は災害復旧に関する工事を市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部

第3款 車両の撤去

災害時に道路上において故障や立ち往生車両による緊急車両等の通行不能を解除するため、道路管理者は以下の手順で対応する。なお、下記の行為により生じた損失については、災害対策基本法第82条において損失補償を行うものとする。

1 措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

2 県公安委員会との連携

(1) 指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

(2) 公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

3 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内にある者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとる。

対策部	総務対策部・現地災害対策本部

第4款 車両の確保と緊急交通路の通行

対策部は災害応急対策に要する車両を確保し、各対策部の要請にあわせ配車を行う。

1 車両の確保

市が所有する公用車から災害復旧に使用できる車両を確保し、各対策部の要請に応じて配車の調整を行う。車両が不足する場合は、本編第4章に示す「災害時における障害物除去等の協力に関する協定」に基づく要請を行うほか、県、その他の民間事業者に協力を求めるものとする。なお、数多くの車両を同時に必要とする災害応急対策は、次表のものが想定される。

同時に数多くの車両を要すると想定される業務

項目	対策部	備考
消毒	市民生活対策部	感染症対策
応急危険度判定	土木水道対策部	建物の倒壊危険度を判定
家屋被害認定調査	市民生活対策部	罹災証明書に記載する家屋被害の程度を調査

2 緊急交通路の通行

兵庫県公安委員会が災害対策基本法に基づき規制する「緊急交通路」の通行に関しては、公安委員会が発行する「緊急」の標章及び確認証明書が必要となる。その詳細は第2編第3章第9節に示す。

交通規制の実施者と車両標の発行者

実施者	範囲	根拠法
道路管理者	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

3 燃料の確保

緊急通行車両の燃料は、本編第4章第4節第3款に示す「災害時における燃料の優先供給に関する協定」を活用し、速やかに補給を要請する。

第7章 ライフライン対策

電話や電気、LPガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道などの復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について、必要な事項を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部

第1節 ライフライン事業者との連携

対策部は電話と電気、ガスの早期復旧を図るため、各事業者と次のとおり連絡体制を確立し、被害情報と対策情報を共有するとともに、本編第3章第5節に示す方法により住民へ伝達する。また、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

1 市の連絡窓口

市の対策部（連絡窓口）は、本部室と現地災害対策本部とする。なお、災害対策本部を設置するまでは、市長公室危機管理課と市民局まちづくり推進課が対策にあたる。

市の連絡先

課名等	対策部名等	電話番号	FAX番号	備考
宍粟市役所 危機管理課	本部室	0790-63-3119	0790-63-3064	直通
		0790-63-3000	0790-63-3061	代表
一宮市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-72-1000	0790-72-1596	代表
波賀市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-75-2220	0790-75-3599	代表
千種市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-76-2210	0790-76-8020	代表

2 電話

住民や消防団などからの通報をもとに、電話の不通状況やその原因を確認し、NTT西日本兵庫支店災害対策室に復旧を要請する。NTT西日本は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

NTT西日本の連絡先

支店等	課名等	電話番号	FAX番号	備考
兵庫支店（神戸）	災害対策室	078-393-9440	078-326-7363	
	113担当	078-393-8320	078-325-1346	休日・夜間
兵庫支店（姫路）	公共担当	079-225-2877	079-225-2875	
		0120-184244		
電話の故障 （住民の通報先）	—	113	—	固定電話から
	—	0120-444-113	—	携帯電話から

3 電気

住民や消防団などからの通報をもとに、停電の状況やその原因を確認し、関西電力送配電姫路本部に復旧を要請する。関西電力送配電は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

関西電力送配電株式会社の連絡先

支店等	電話番号	FAX番号	備考
姫路本部	平常時：0800-777-3081	079-227-0615	休日夜間とも

4 ガス

住民や消防団などからの通報をもとに、L P ガスの被害状況を確認し、次に示す事業者に復旧を要請する。各自業者は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

L P ガス取扱い事業者の連絡先

地域	事業者名	電話番号	F A X 番号
山崎	ホンジョウプロパン（株）	0790-63-1234	0790-62-0096
	（有）長尾商店	0790-62-0245	0790-64-0511
	（株）J A ドリーム住まいるガスセンター山崎出張所	0790-62-8991	0790-63-1771
	三木産業（株）山崎工場	0790-62-0429	0790-64-2037
	三保産業（株）兵庫営業所	0790-63-0695	0790-64-3785
一宮	（有）丸居商店	0790-72-1133	0790-72-1135
	（有）志水礦油店	0790-72-0267	0790-72-0268
	（有）一宮産業	0790-74-0143	0790-74-0143
	（有）小林建材店	0790-72-0121	0790-72-0510
	（株）グリーンホームハリマ	0790-72-1660	0790-72-1668
波賀	（協）波賀ガスセンター	0790-75-2252	0790-75-2252
千種	（有）千種ガスセンター	0790-76-2502	0790-76-2502
ー	一般社団法人 兵庫県 L P ガス協会	078-361-8064	078-361-8073

対策部	土木水道対策部

第2節 給水対策

本編第5章第8節に示す。

第8章 生活支援対策

前章までは、主に災害救助法に基づく被災者の応急救助策を示したが、本章では被災者の生活再建に必要な支援策を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部

第1節 総合相談窓口の開設

災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合、対策部は総合相談窓口となる復興支援室を開設する。復興支援室は被災者の相談に応じるとともに、市が実施する支援制度の解説を行う。

1 支援制度の整理と周知

対策部は復興支援室の開設に先立ち、各対策部が実施する支援制度の概要をまとめた冊子を作成し、ホームページに掲示するとともに、自治会や避難所を通じて被災者に配付する。

2 復興支援室の開設

対策部は必要に応じて復興支援室を開設し、前1に示す冊子などをもとに、被災者の相談に応じる。開設場所は「罹災証明書」の発行窓口と併設するものとし、あらかじめその場所を次のとおり想定する。なお、人員が不足する場合は、他の対策部から職員を補充するほか、県に支援を要請するものとする。

復興支援室の開設場所

地域	開設場所	罹災証明書の発行窓口
山崎	宍粟市役所1階 市民ロビー	宍粟市役所1階 税務課窓口
一宮	一宮市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左
波賀	波賀市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左
千種	千種市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左

対策部	市民生活部

第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成

被害認定調査をもとに発行する罹災証明書は、家屋の被害程度を市長（火災は宍粟消防署長）が証明するもので、災害救助法による救助や被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税の減免、義援金の支給など、あらゆる支援制度の適用基準となるため、市長は災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、被災者の求めに応じ遅滞なく住家の被害やその他の被害の状況を調査し、被害の程度を証明し交付する。

市長は、被災者援護の効率的な実施に必要な場合は同法第90条の3に基づき罹災証明書の発行基礎となる被害認定調査を基に各種支援措置の実施状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。なお、台帳情報の取扱いについては、本節4の(1)～(5)に示すとおりとする。

1 罹災証明書の発行手順

被害認定調査と罹災証明書の発行手順、必要な措置を次表に示す。なお、被害認定調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施する。必要な調査表や指針などは「内閣府防災情報のページ<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>」に示される。

順	項目	内容
1	方針の確認	次の要素を考慮し、被害認定調査の実施方針と罹災証明書の発行方針を決定する。 ① 被災家屋数 ② 罹災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き ③ 国や県、他の被災自治体の動き ④ 被害認定調査の実施期間 ⑤ 罹災証明書の発行期間 など
2	調査方法の決定	調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施するが、次の事項は被害家屋の状況により決定する。 ① 一定範囲の全棟を調査するか、あるいは自治会や被災者からの申し出によるか（水害の場合は自治会や被災者の申し出によるものとする） ② 外観目視調査と立入調査を別々にするか、あるいは当初から立入調査を実施するか（水害の場合は当初から立入調査とする）
3	実施に関する広報	方針が決まり次第、速やかにその内容を広報する。このとき、罹災証明書と罹災届出証明書との違い、被災建築物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達する。
4	調査範囲の設定	調査の必要な世帯を決定する。後に被害状況が明らかになった場合は必要に応じて追加する。
5	人員の確保	調査人員が不足する場合は他の部署の応援を要請する。さらに必要に応じて県への支援を要請する。なお、職員の派遣期間はできるだけ長期（おおむね7日以上）となるよう調整する。
6	資機材の確保	調査に必要な資機材を準備する。 ① 調査携行品：調査票、住宅地図、デジタルカメラ、ヘルメット、傾斜計（さげふり）、コンベックス、画板 ② 調査員用車両 ③ パソコン、カードリーダー（写真データ取り込み用）
7	罹災台帳の作成	被害認定調査の判定結果を入力するための罹災台帳を作成する。罹災台帳には家屋データや地番、被害状況や住民基本台帳データなどを集約し罹災証明書の発行日欄を設ける。※後に被災者台帳のベース資料とする。
8	班の編成	1班2人の調査班を編成する。うち1人は宍粟市の職員とする。
9	研修の実施	調査方法の研修を実施する。
10	調査の実施	班別に調査を実施し、終了した班から、その結果を罹災台帳に入力するとともに、写真をパソコンに取り込み整理する。
11	結果の通知	判定結果とともに必要な手続きを被災者へ通知する。通知書には整理番号を付番するなど、罹災証明書が効率的に発行できるような措置を行う。
12	罹災証明書の発行	罹災証明書の発行窓口を市役所1階税務課と市民協働センターまちづくり推進課に開設し申請を受け付けるとともに、罹災台帳に基づき、罹災証明書を発行する。
13	被災者台帳の作成	罹災台帳を基に被災者台帳を作成する。外部団体への被災者情報提供の同意書は罹災証明書の発行受付時等に記入を依頼する。
14	再調査の受付	再調査を受け付けた場合、被災者の立会いのもと再調査を実施する。その結果、被災度判定に変更があった場合は、罹災台帳を修正する。
15	判定委員会の開催	再調査で申請者の了解が得られなかった場合は「宍粟市被害家屋等調査判定委員会規程」に基づき判定委員会を開催する。専門知識を有する建築士や不動産鑑定士、学識経験者など、委員会への出席を要請する必要がある場合もある。

2 証明書の種類

罹災証明書は本来、住家を対象に罹災の事実とその程度を世帯ごとに証明するもので、さまざまな支援制度の適用基準となるものである。しかし、一方では民間事業者の損害保険金の請求などにも利用されるため、住家以外の建物などを対象とした被災証明書、物品を対象とした罹災届出証明書を求められる場合がある。このため、市は次表の区分により証明書を取り扱うものとする。

なお、証明書の交付番号は発行にあたる課の文書番号を使用するものとするが、緊急時でそのいとまがない場合は適宜、発行元が分かる記号などを付し付番できるものとする。

罹災証明書等の種類

名称	対象	証明する事項	証明書の用途
罹災証明書	住家（店舗や倉庫などとの併用住宅を含む）	罹災の事実とその程度	各種の被災者支援制度
被災証明書	非住家	被災の事実とその程度	損害保険金の請求など
罹災届出証明書	主に物品	罹災の届出があった事実	損害保険金の請求など

3 被災者台帳の掲載・記録項目

被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

被災者台帳には以下の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他連絡先
- (9) 世帯構成
- (10) 罹災証明書の交付状況
- (11) 市長が台帳情報を宍粟市以外の者に提出することに被災者本人の同意がある場合の提出先
- (12) 前号に定める提出先に情報提供した場合の日時とその旨
- (13) その他、被災者援護のために市長が必要と認める事項

4 外部からの情報収集と情報提供

被災者救護のために使用する場合に対し、外部団体へ以下のとおり提供する。

- (1) 市役所内における台帳情報(法第90条の4第1項第2号)
被災者援護に必要な場合は市役所内部でデータ共有する。
- (2) 被災者台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼(法第90条の3第4項)
関係地方公共団体等へ被災者台帳に必要な情報提供を求めることができる。
- (3) 他の地方公共団体からの台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第3号)
他の地方公共団体より被災者援護のために台帳情報の提供を求められた場合は、本人の同意なく情報提供を行う。
- (4) 本人の台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第1号)
本人により台帳情報の提供を求められれば提供する。
- (5) 本人の同意を得た台帳情報提供(法第90条の4第1項第1号)
本人が同意している場合は、提供依頼のある同意先に台帳情報を提供する。

交付番号

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※ の所在地	兵庫県宍粟市
住家※の被害 の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

特記事項	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

宍粟市長

印

(裏面)

- ・ この証明は災害救助の一環として応急的な救済を目的に、市長が確認できる被害について証明するものです。民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 罹災証明書は世帯ごとに発行します。「罹災程度」は、日常的に使用する住宅(別棟がある場合は含む)を対象に判定します。住宅に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象とはなりません。
- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定します。部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・ 「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体などの部位別に、表面に現れた被害を観察して判定します。表面に現れない被害がある場合には、「罹災程度」と異なることもあります。

罹災届出証明書 交付願

交付番号	

太枠内をご記入ください。

申請者 罹災者ご本人 でない場合は 委任状が必要 です	住 所
	電話 — —
	フリガナ
	氏 名

下記の内容について証明願います。

罹 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ
罹 災 場 所	宋栗市 町
罹災者氏名	
罹災者住所	
届 出 の 内 容	

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

宋栗市長



対策部	全対策部

第3節 被災者の支援制度

被災者の生活再建を支援する制度は、支援の方法（給付、貸付、現物支給、助成、税の減免）もその分野也多岐にわたる。以下に支援制度とその適用条件、実施する担当課などを示す。各対策部は住民生活の速やかな再建を図るために、これら制度の実施に早期に着手するものとする。

1 平成21年台風第9号災害において実施した制度

(1) 市の支援制度（県補助制度を含む）

制度名称	適用条件	根拠	種別	範囲	担当課
災害見舞金	災害	災害市災害等見舞金支給規則	給付	建物、死亡、負傷	秘書広報課
災害弔慰金	住家の被災が市内で5世帯以上あるとき ほか	災害市災害弔慰金の支給等に関する条例	給付	死亡	社会福祉課
災害障害見舞金		平成12年厚生省告示第192号「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」	給付	負傷疾病による障害	社会福祉課
災害援護資金			貸付	住宅補修	
災害復旧に係る借入金金利補給	一定基準の災害(市独自基準)	災害市災害復旧に係る借入金金利補給金交付要綱	助成	市内金融機関で借入	消防防災課
市税の軽減 ▽申告納付等の期限延長▽納税の猶予▽個人市民税の減免▽固定資産税(都市計画税)の減免▽国民健康保険税の減免	災害	災害市条例施行規則ほか	軽減	-	税務課
医療保険料の軽減 ▽後期高齢者医療保険料の減免▽後期高齢者医療保険料一部負担金の免除▽国民健康保険一部負担金の減免と猶予▽福祉医療一部負担金の免除▽国民年金保険料の免除▽介護保険料の減免▽介護給付サービス利用者負担金の減免▽障害福祉サービス利用者負担金の減免▽要援護者の緊急シートの利用料の減免	災害	-	軽減	-	市民課 社会福祉課 高齢・障害福祉課
上下水道料金の減免	災害	災害市水道事業料金減免規程ほか	軽減	-	水道部管理課
幼保保育料の減免	災害	災害市立幼稚園保育料徴収条例ほか	軽減	-	こども未来課
民家等へ流入した小規模な土砂の撤去支援	平成21年台風第9号災害	要綱等なし…重機借上、燃料費、回送費10分の10、業者発注は2分の1	助成	住宅等土砂撤去	生活衛生課
ゴミ運搬に係るトラック等リース料の経費負担	平成21年台風第9号災害	要綱等なし…トラック借上げ料10分の10	助成	災害廃棄物の運搬	生活衛生課
被災住宅等解体廃棄物運搬補助	平成21年台風第9号災害	災害市被災住宅等解体廃棄物運搬等補助金交付要綱	助成	住宅廃棄物の運搬処理	生活衛生課
合併浄化槽復旧支援	平成21年台風第9号災害(一宮)	災害市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱、災害市浄化槽の設置助成に関する条例施行規則	助成	合併浄化槽の復旧	水道部管理課
農地及び農業用施設の土砂撤去支援	平成21年台風第9号災害	災害市被災農地等災害復旧事業補助金交付要綱	助成	農地土砂撤去	農業振興課
鳥獣被害防護柵復旧支援	平成21年台風第9号災害	災害市鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要綱	助成	鳥獣被害防護柵の復旧	農業振興課
民有林林道内の流木・土砂等撤去支援	平成21年台風第9号災害	災害市林業振興基盤整備促進事業補助金交付要綱	助成	林道土砂撤去	森づくり課
災害関係の証明書等発行手数料の減免	平成21年台風第9号災害	-	軽減	防災証明書、住民票など	税務課
ボランティア災害共済加入負担金の免除	平成21年台風第9号災害	-	助成	ボランティア	社会福祉課
美しい村づくり資金災害資金利子補給(一部県負担)	局地大災害	災害市美しい村づくり資金利子補給規則	助成	農家経営	農業振興課
被災者生活再建支援(県補助) ※被災者生活再建支援法で救われない半壊、床上浸水の世帯を支援するために創設	平成21年台風第9号災害	災害市被災者生活再建支援金交付要綱	給付	住宅	消防防災課
中小企業融資利子補給(県補助)	平成21年台風第9号及び6月9日～8月2日の豪雨	災害市平成21年台風第9号等災害対策中小企業融資利子補給金交付要綱	助成	事業再建	商工労政課
住宅災害復興融資利子補給(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市住宅災害復興融資利子補給制度実施要綱	助成	住宅補修、建築	都市整備課
高齢者住宅再建支援(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市高齢者住宅再建支援事業実施要綱	助成	住宅建設、購入	都市整備課
住宅再建に伴う一時転居者支援(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市住宅再建に伴う一時転居者支援事業実施要綱	助成	住宅再建の一時転居	都市整備課
農業近代化資金利子補給(一部県負担)	平成21年台風第9号災害	災害市農業近代化資金利子補給規則	助成	農業施設復旧	農業振興課
野生動物防護柵災害復旧事業補助金(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市野生動物防護柵災害復旧事業補助金交付要綱	助成	野生動物防護柵の復旧	農業振興課

(2) 国、県などの支援制度

実施者	制度名称	適用条件	根拠	種別	範囲	担当課
兵庫県	災害援護金	住家減失が市内で5世帯以上あるとき ほか	災害援護金等の支給に関する規則	給付	住宅、死亡、重症	社会福祉課
	被災者生活復興資金貸付	平成21年台風第9号災害	平成21年度被災者生活復興資金貸付制度要綱	無利子貸付	家財・自動車購入、住宅補修	社会福祉課
	ひょうご住宅災害復興ローン	平成21年台風第9号災害	平成21年度災害に係るひょうご住宅災害復興ローン制度要綱	貸付	住宅建設、補修	都市整備課
	県税の軽減 ▽申告、納付等の期限延長 ▽納税の猶予 ▽軽油取引税の免除 ▽個人事業税の減免 ▽不動産取得税の減免 ▽自動車税の減免 ▽自動車取得税の減免 ▽納税証明書交付手数料の減免	災害	-	軽減	-	龍野県税事務所
	経営円滑化貸付(災害復旧枠)	平成21年台風第9号災害(中小企業者)	-	貸付	-	商工労政課
	借換貸付の金利引き下げ	平成21年台風第9号災害(中小企業者)	-	助成	既借入金の金利引き下げ	商工労政課
	地域産業振興資金貸付(災害復旧貸付)	平成21年台風第9号災害(地場産業従業員20人以下)	-	貸付	-	商工労政課
	災害復旧高度化事業	災害(兵庫県手延素麺協同組合)	-	無利子貸付	製造設備の組合員リース	商工労政課
	福祉医療機構災害復旧貸付利子補給	平成21年台風第9号災害(医療機関)	-	助成	施設機能復旧	健康増進課
	地域医療機能復旧支援	災害(在宅当番医制に参加している病院)	-	助成	施設機能復旧	健康増進課
	生活衛生融資(災害復旧貸付)	災害(生活衛生関係業者)	-	貸付	営業復旧	生活衛生課
	被災者生活再建支援	住家減失が市内で10世帯以上 ほか	被災者生活再建支援法	給付	住宅	消防防災課
	災害救助法による救助	住家減失が市内で60世帯以上 ほか 施行令第1条 ※一部は所得制限あり。適用時に国から要綱が示される。	災害救助法	原則現物支給の直接執行	住居の障害物除去 住宅の応急修理 学用品の給与 埋葬 ※世帯支援に関するもの	都市整備課 学校教育課 生活衛生課
	県社会福祉協議会	生活福祉資金の災害援護資金	-	貸付	住宅補修、家財購入	社会福祉協議会
	住宅金融支援機構	災害復興住宅融資	-	貸付	住宅	金融機関

2 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 実施機関

市

(2) 実施内容

- ①「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。
- ②これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、罹災証明書等の交付体制を整備する。

3 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額(下記アとイの合計で最大300万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区分 ((2)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円
④世帯	50万円	補修 100万円 賃借 50万円
⑤世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

4 災害ケースマネジメントの推進

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

5 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入または補修資金の融資
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理事業による土地区画整理事業の計画及び実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

6 公営住宅法による災害公営住宅

災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。なお、建設に必要な要件は次のとおりである。

- (1) 暴風雨、洪水その他の異常な自然現象による場合その他の異常な自然現象による場合
 - ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ② 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ③ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- (2) 火災による場合
 - ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ② 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- (3) 入居者の条件
次のいずれにも該当すること。
 - ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
 - ② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること
- (4) 建設戸数
被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）
- (5) 国庫補助
標準建設費の2／3国庫補助（激甚災害の場合は3／4）
- (6) 建設年度
原則として災害発生日、やむを得ない場合は翌年度

7 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

- (1) 国庫補助適用の基準
 - ① 再建設の場合
公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。
 - ② 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

(ア) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

(イ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建設	1/2
損傷	補修	1/2

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある

8 被災住宅に対する融資等（災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付）

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

(1) 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

(2) 対象となる災害

- ① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害
- ② 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

(3) 融資を受けることができる住宅の基準

① 新築家屋（建設）の基準

- (ア) 店舗等の併用住宅は、住宅部分がおおむね1/2以上であること。
- (イ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。
- (ウ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。
- (エ) 土地の権利が転貸借でないこと。
- (オ) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

② 補修の基準

上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)のとおり。

(4) 条件（令和6年8月1日現在）

① 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合…………… 5,500万円
土地を取得しない場合…………… 4,500万円

② 貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）

年1.50%（令和6年8月1日現在）

③ 償還期間

建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内、補修の場合は据置1年）

(5) 融資の手続き

融資を希望する者は、市の発行する罹災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

第4節 義援金の受入れと配分

市が実施する公的支援のほか、対策部は災害の規模や被害の状況に応じて義援金を募集し、被災者に配分する。

1 義援金の受入れ

義援金の受入れに関して必要な事項とその手順を以下に示す。

義援金の受入手順

順	項目	内容
1	実施の判断	本部室の情報などをもとに、死者や行方不明者、住家の被害状況を把握し、義援金の必要性を判断する。
2	口座の開設	金融機関と調整し、義援金の受入専用口座を開設する。 ※平成21年の台風第9号災害では、西兵庫信用金庫、ゆうちょ銀行、ハリマ農業協同組合の3金融機関に口座を開設している。
3	窓口の開設	現金を受入れるための窓口を市役所1階と、市民協働センターまちづくり推進課に開設するとともに、募金箱を設置する。
4	募集の広報	義援金の振り込み方法や送金方法など、受入れに関する情報を庁内ウェブやホームページ、広報紙、しーたん通信などで広報する。
5	領収書の発行	指定された災害の義援金（税務署に確認が必要）は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当する。個人が義援金を支払った場合には、特定寄附金として寄附金控除（所得控除）の対象となり、法人が義援金を支払った場合には、その支払額の全額が損金算入の対象となる。義援金を支払った人が控除を受けるには、市が発行する領収書が必要となるため、寄附金控除を希望する人には、市長名の領収書を発行する。 ①寄附金控除額、又は寄附金の損金算入額の計算 個人が義援金を支払った場合 所得税における寄附金控除は次の算式で計算する。なお、特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度となる。 【その年中に支出した特定寄附金の額の合計額－2千円＝寄附金控除額】 法人が義援金を支払った場合 法人税における損金算入額は、支出した義援金の額の全額となる。 ②適用を受けるための手続き 所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、確定申告書の提出の際に義援金の領収書を添付、又は提示する必要がある。 法人税：確定申告書に義援金の金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに義援金の領収書を保存する必要がある。 ※市が他の市町村へ贈るための義援金を募る場合は、市が発行する領収書では寄附金控除が受けられない可能性がある。（市が募金募集委員会に参加するなどした場合を除く）この場合は、寄附金控除を考慮する必要がない募金箱で義援金を募集する。なお、寄附金控除を受けたい人がある場合は、直接被災地や日本赤十字社、兵庫県募金募集委員会などへ義援金を送るよう勧めるものとする。

2 義援金の配分

募集した義援金の配分に関して必要な事項とその手順を示す。

義援金の配分手順

順	項目	内容																				
1	配分委員会の設置	「宍粟市災害義援金配分委員会要綱」に基づき、義援金配分委員会を設置する。																				
2	配分基準の作成	罹災証明書の「罹災程度」を指数化し、義援金を公平に配分する。なお、平成21年台風第9号災害時の配分指数は次のとおりである。 <table><tr><th colspan="5">平成21年台風第9号災害の義援金配分指数</th></tr><tr><th>被害区分</th><th>全壊</th><th>大規模半壊</th><th>半壊</th><th>床上浸水</th></tr><tr><th>指数</th><td>100</td><td>50</td><td>40</td><td>20</td></tr><tr><th>その他</th><td colspan="4">小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給</td></tr></table>	平成21年台風第9号災害の義援金配分指数					被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	指数	100	50	40	20	その他	小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給			
平成21年台風第9号災害の義援金配分指数																						
被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水																		
指数	100	50	40	20																		
その他	小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給																					
3	配付方法の検討	被災者を励ます意味合いから、平成21年台風第9号災害では被災者宅を1軒ずつ訪問し、義援金を手渡している（対象世帯220件、19班体制）。配分回数は2回、1次が被災から約3か月後、2次が約8か月後であった。なお、兵庫県や日本赤十字社、報道機関などで作る兵庫県災害義援金募集委員会の義援金も市が届けることになるため、市の義援金と配付時期を合わせるよう配慮する。なお、被災世帯数によっては、手渡しが困難な場合もあるため、被害状況と応援人員を考慮し配付方法を検討する必要がある。																				
4	状況の公表	義援金の受入状況や配分状況をホームページや広報紙などで随時公表する。																				

第9章 雪害対策

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、前章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

対策部	土木水道対策部（建設課）・現地災害対策本部（地域振興係）

第1節 道路の除雪対策

対策部は姫路河川国道事務所や龍野土木事務所、宍粟警察署の防災関係機関と連携し、それぞれが所管する道路の除雪にあたる。

1 気象情報の収集

降雪量の予測は第2編第3章第4節に示す雪氷気象情報や気象庁ホームページなどで、実況の積雪深は河川ライブカメラシステムや姫路河川国道事務所ホームページ、職員の巡視を通じて確認するものとする。

2 連携を要する防災関係機関

降雪による交通渋滞や孤立集落が発生するおそれがある場合に連携する防災関係機関を以下に示す。豪雪時においては、これら機関が管轄を越えた除雪作業を実施するものとする。

なお、国道29号における緊急時の対策本部は、宍粟市に大雪警報が発令され、波賀町野尻で12時間の降雪量が50cmを超えるとの予測又は波賀町戸倉で3時間の降雪量が20cmを超えるとの予測がでたときに姫路河川国道事務所に設置される。

除雪に関する防災関係機関の連絡先

名称	課名等	電話番号	FAX番号
姫路河川国道事務所	道路管理第二課	079-282-8512	079-282-9477
	道路情報室	079-222-3686	079-222-5845
山崎維持出張所	—	0790-62-0714	0790-63-0204
龍野土木事務所宍粟事業所	—	0790-62-0049	0790-62-8904
宍粟警察署	—	0790-62-0110	0790-62-9110
宍粟市役所（除雪対策本部）	代表（休日夜間）	0790-63-3000	—
	建設課	0790-63-3069	0790-62-9939
一宮市民協働センター（除雪対策本部）	北部事務所	0790-72-1000	0790-72-1596
波賀市民協働センター（除雪対策本部）	北部事務所	0790-75-2220	0790-75-3599
千種市民協働センター（除雪対策本部）	北部事務所	0790-76-2210	0790-76-3379

3 除雪の基準

市道の除雪は路面の積雪深がおおむね10cm以上に達したときに開始するものとするが、地域や気象に応じて各除雪対策本部が決定する。

4 除雪計画の作成

対策部は除雪対策本部の組織や連絡体制、実施計画などを定める「除雪計画書」を毎年度更新し、その対策にあたるものとする。

第2節 住宅の雪害対策

自力で除雪が行えず、日常生活に支障をきたす高齢者世帯などを対象に、対策部は住宅の除雪を実施するものとする。なお、この場合であっても、原則として自主防災組織や消防団など、共助の力を活用した地域ぐるみの除雪を優先するものとする。

1 住宅除雪の推進

対策部は積雪の状況や地域の実情に応じて、次の対策を実施するものとする。なお、市は、単独で雪下ろしを実施することが困難な高齢者世帯等に対し、雪下ろし及びそれに伴う排雪に要した費用の一部を補助するために「宍粟市高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金交付要綱」を創設している。

- (1) 地域内一斉除雪の呼びかけ
- (2) 地域ぐるみ除雪に合わせて行う市道の除雪
- (3) 自力で除雪ができず地域の支援も届かない世帯の住宅の除雪
- (4) 隣接する住宅に被害が及ぶおそれがある所有者が不明の空き家の除雪

2 災害救助法による除雪

知事が災害救助法の適用を決定した場合、同法に基づく除雪（障害物の除去）を行うことができる。高齢者や障がいのある人などの自ら除雪ができない世帯が対象となる。

第3節 雪崩対策

対策部は県と協力して次の雪崩対策を行う。なお、県が定義する「雪崩危険箇所」は資料編に掲載する。

- 1 緊急パトロールによる危険箇所の把握
- 2 亀裂や崩壊箇所の応急措置と計測機器の設置
- 3 避難情報の発令と警戒区域の設定
- 4 住民への周知

第10章 大規模火災対策

大規模火災が発生した場合に必要な応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、第8章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

1 伝達体制

消防庁「火災・災害等即報要領（資料編に掲載）」に該当する大規模火災が発生した場合、西はりま消防組合と本部室は本編第3章に示すとおり住民や県、消防庁、防災関係機関にその状況を伝達する。

2 消火体制

西はりま消防組合は、火災の通報を受けた場合、速やかにその規模を把握するとともに、迅速に部隊の配置を行う。特に大規模な火災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め対策にあたるものとする。

3 相互応援協定の運用

西はりま消防組合は、「兵庫県広域消防相互応援協定」など、本編第4章に示す広域応援要請の円滑な運用に努める。なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発効等を要請する。

4 他機関との連携

西はりま消防組合は消防団や警察署と相互に協力し、住民の安全を確保するとともに、消火救急活動にあたる。

5 救急搬送業務

西はりま消防組合は、大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等に当たり、必要に応じて市内の医療機関や隣接消防機関等へ応援を求める。

6 消火活動

西はりま消防組合は状況に応じて現場指揮本部を設置し、消防団などと連携して消火にあたるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。また、地上隊による消火が困難であるときは、本編第4章に示す兵庫県消防防災ヘリコプターなどによる空中消火体制を要請する。空中消火体制に必要な事項を以下に示す。

- (1) 陸空通信隊の編成
- (2) 林野火災用防災地図の作成（林野火災の場合）
- (3) 空中消火補給基地の設定
- (4) ヘリポート等の設定

7 住民、自主防災組織等との連携

(1) 防火管理者等

不特定多数が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

(2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行う。消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

8 避難情報の発令

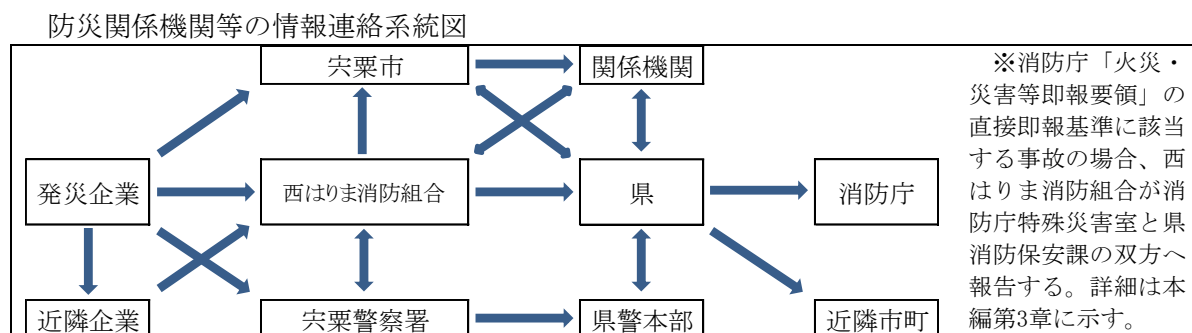
本部室は火災の延焼により危険が及ぶおそれのある地域に、避難指示を発令するとともに、避難所を開設するなどの対策にあたる。

第11章 危険物等事故の対策

消防法に基づく危険物等の事故が発生した場合に必要な応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、第8章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

第1款 危険物等の事故における連絡系統

次款以降に示す事故が発生した場合の情報連絡系統を次図に示す。関係機関は相互に連携し事態の収拾を図る。なお、消防庁「火災・災害等即報要領（資料編に掲載）」に該当する事故である場合、西はりま消防組合と本部室は本編第3章に示すとおり住民や県、消防庁、防災関係機関にその状況を伝達する。



第2款 危険物事故の対策

消防法に定める危険物（石油等）の応急対策については、当該事業所等が、西はりま消防組合等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、市、県、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所等が実施する措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとるものとする。

（1）連絡通報

- ① 責任者は、発災時に直ちに119番で西はりま消防組合に連絡するとともに、必要により、付近住民並びに近隣事業所に通報するものとする。
- ② 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報するものとする。

（2）初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行うものとする。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最前の方途を講ずるものとする。

（3）医療救護

事業所内救急班は、応急救護を実施するものとする。

（4）避難

責任者は、事業所自体の計画により、従業員等の避難を実施するものとする。

（5）住民救済対策

事業所は被災地区の僅少なものについて、事業所自体の補償で救済するものとする。

2 市等が実施する措置

災害規模や態様に応じ、対策部は関係機関との密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施するものとする。

(1) 災害情報の収集及び報告

市長は、災害現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の即報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うものとする。

(2) 災害広報

災害による不安、混乱を防止するため、市、県、報道機関等は相互に協力して、広報車、新聞、テレビ、ラジオ、しーたん通信、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

(3) 救急医療

被災地における負傷者等の救出及び救急医療業務は、当該事業所、警察署、消防署、消防団、医療関係、県、その他関係機関と連携して行う。

(4) 消防応急対策

西はりま消防組合及び消防団は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

(5) 避難

市長は、被災の状況によっては避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(6) 交通応急対策

道路管理者は交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域及びその周辺の交通対策に万全を期するものとする。

(7) 給水

市は必要により飲料水の供給を行うものとする。

(8) 住民救済対策

住民の救済対策については、事業所、市、県、その他関係機関が合同してこれにあたる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによるものとする。

第3款 高圧ガス事故の対策

高圧ガスの製造施設等については、火災、爆発、漏えい等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、当該事業所は関係機関と連携し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立するものとする。

1 当該事業所等が実施する措置

(1) 緊急通報

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防組合、警察）に通報するものとする。

(2) 災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施するものとする。

(3) 応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施するものとする。

① 状況により、設備の緊急運転停止

② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水

③ ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置

④ 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定

⑤ 状況により、防災要員以外の従業員の退避

⑥ 発災設備以外の設備の緊急総合点検

⑦ 交通規制措置

(4) 防災資機材の調達

事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所あるいは市等から調達するものとする。

(5) 被害の拡大防止措置

事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努めるものとする。

2 市が実施する措置

(1) 防災関係機関との連絡調整

対策部は高圧ガス関係事業所より高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった旨の報告を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

(2) 防災資機材の調達

対策部は当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。

(3) 避難

対策部は被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の指示を行うものとする。

第4款 火薬類事故の対策

火薬類に関する事故における応急措置及び被害の拡大防止措置を示す。

1 事業所等が実施する措置

(1) 緊急通報

火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合、事業者はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防機関、警察）等に通報することとする。

(2) 災害対策本部の設置

火薬類に関する災害が発生した場合、事業者は速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施することとする。

(3) 応急措置の実施

事業者は防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずることとする。

① 火薬類製造所における応急措置

(ア) 作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努めることとする。

(イ) 火災、爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供することとする。各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させることとする。

② 火薬庫における応急措置

(ア) 事業者は、火薬庫周辺に山火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬倉庫等に速やかに搬出することとする。なお、搬出に当たっては、警察、消防機関及び市などの関係機関に対して、連絡を密にして対処することとする。

(イ) 事業者は、時間的余裕がない等の事情により搬出ができないときは、消防機関（先着の消防隊員）に山火事の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

③ 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

(ア) 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出に当たっては、警察、消防機関及び市等の関係機関に対して、連絡を密にして対処することとする。

- (イ) 事業者は、時間的余裕がない等の事情により搬出ができないときは消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

④ 消費場所における応急措置

- (ア) 火薬類の使用者は、土砂崩れ、鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄することとする。
- (イ) 火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破発生場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

⑤ 運搬中における応急措置

- (ア) 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視することとする。
- (イ) 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。
- (ウ) 市、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

2 市が実施する措置

(1) 防災関係機関との連絡調整

対策部は火薬類関係事業所より火薬類施設が発災又は危険な状態となった旨の通報を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

(2) 防災資機材の調達

対策部は当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。

(3) 避難

対策部は被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の指示を行うものとする。

第5款 毒物劇物事故の対策

当該事業所等は、災害により、毒物又劇物保管施設等が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合には、市、県、消防組合、その他関係機関の協力のもとに迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

1 事業所等が実施する措置

(1) 緊急通報

事業所は毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合には、龍野健康福祉事務所、市、西はりま消防組合、宍粟警察署等へ緊急通報を行うものとする。

(2) 緊急措置の実施

事業所は危害防止のためのマニュアルに即した緊急措置を実施する。

2 市等が実施する措置

(1) 火災時の措置

西はりま消防組合及び消防団は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めるものとする。

(2) 被災者の救出救護等

西はりま消防組合は被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 広報活動及び避難

市長は速やかに地域住民に対し広報活動を実施し、必要があれば避難の指示を行うものとする。

第12章 突発重大事案の対策

航空機事故や大規模交通事故などの突発的な災害が発生した場合に必要な応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、第8章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

1 突発重大事案の定義

航空機事故、大規模交通事故、爆発事故、サリン等の発散事故、雑踏事故等の突発的な災害であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される事案をいう。

2 伝達体制

消防庁「火災・災害等即報要領（資料編に掲載）」に該当する事案である場合、西はりま消防組合と本部室は本編第3章に示すとおり住民や県、消防庁、防災関係機関にその状況を伝達する。

3 現地災害対策本部の設置

- (1) 市長は突発重大事案が発生した場合、原則として現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置するものとする。
- (2) 現地災害対策本部の構成は、市、防災関係機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求めるものとする。

4 現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模、被災状況など情報の統一を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたるものとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 広報
- (3) 防災関係機関の情報交換
- (4) 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- (5) 防災関係機関に対する応援要請
- (6) その他必要な事項

5 現地災害対策本部の設置場所

- (1) 市長は事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示するものとする。
- (2) 各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたるものとする。

6 現地災害対策本部の廃止

市長は事案に対する応急措置及び救急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聴いて、現地災害対策本部を廃止するものとする。

7 サリン等の発散による被害発生時の措置

- (1) 警察官又は消防吏員は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとるものとする。

- (2) 住民はサリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はそれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報するものとする。
- (3) 市はサリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく県に自衛隊等の専門家の派遣を要するものとする。

第13章 道路災害対策

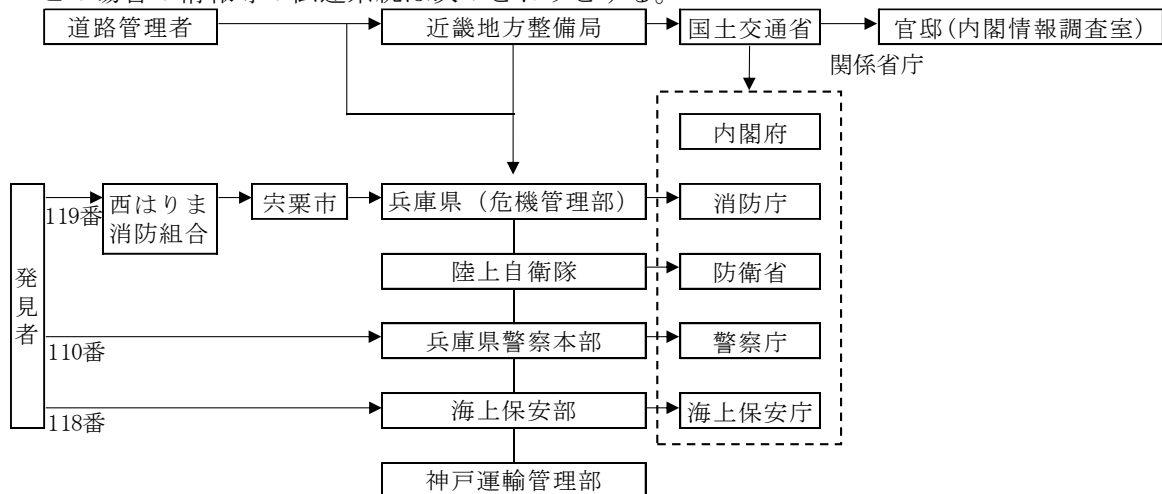
第1編第8節に想定する道路災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。なお、基本的な事項は、前章までに示す事項に基づき対策を実施する。

第1款 危険物等への対策

1 第一報の情報伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



2 災害広報

- (1) 市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。
- (2) 県は、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、市と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図る。

3 危険物等の特定

- (1) 西はりま消防組合、県警察本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。
また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携を取り、危険物等の種類の特定に努める。
- (2) 市、県その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

4 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、西はりま消防組合、県警察本部、県、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

- (1) 危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立入を禁止し、安全地帯を設定すること
- (2) 負傷者等を汚染された環境から搬出すること
- (3) 負傷者等の除染を行うこと

消防機関及び警察機関は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施する。

5 救急搬送等

西はりま消防組合は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携を取り、負傷者等を医療機関へ搬送する。

6 消防応急対策

西はりま消防組合は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施する。

7 避難

市は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。

8 災害警備

県警察本部は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

9 交通応急対策

道路管理者、県警察本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路の交通対策に万全を期する。

10 自衛隊、日赤等の出動

県は、必要に応じ自衛隊及び日本赤十字社兵庫県支部等に出動要請を行う。

11 専門家・専門機関等による助言

県は、必要に応じて危険物等取扱に関する専門家・専門機関等と連絡を取り、助言等の協力を求める。

12 環境モニタリング

県は、災害の規模・態様に応じて環境モニタリング調査を実施する。市は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

13 住民救済対策

市、県、企業、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講ずる。

14 風評被害の影響の軽減

（１）市、県、その他関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項についての確な情報提供を行うことにより、道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

- ① 道路等の使用又は供用の状況
- ② 被災した構造物等の復旧状況
- ③ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- ④ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

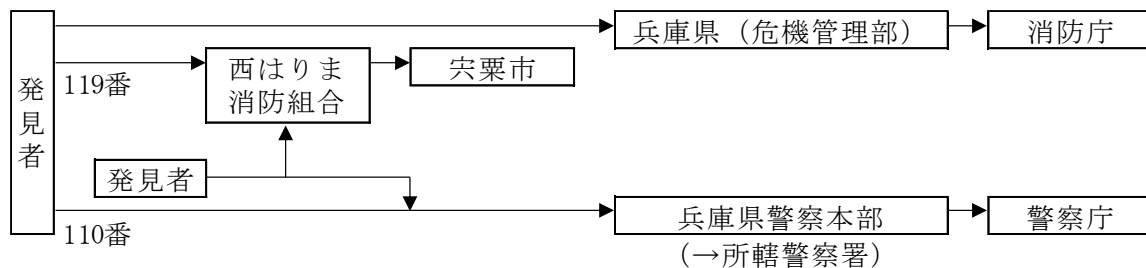
（２）万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

第２款 雑踏事故の対策

1 第一報の情報伝達

歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



2 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、西はりま消防組合、警察署、県、市、市医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

3 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群衆の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行う。
- (2) 西はりま消防組合は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

4 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施する。

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防機関、警察署、県等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

(2) 西はりま消防組合

- ①会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。
- ②必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請する。
- ③多数の負傷者が発生した場合、速やかに災害救急医療情報システムを活用し、災害拠点病院、市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

第14章 原子力事故対策

第1編第8節に想定する原子力事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に必要となる応急対策を示す。なお、本章に記載のない事項は、前章までに示す事項に基づき対策を実施するものとする。

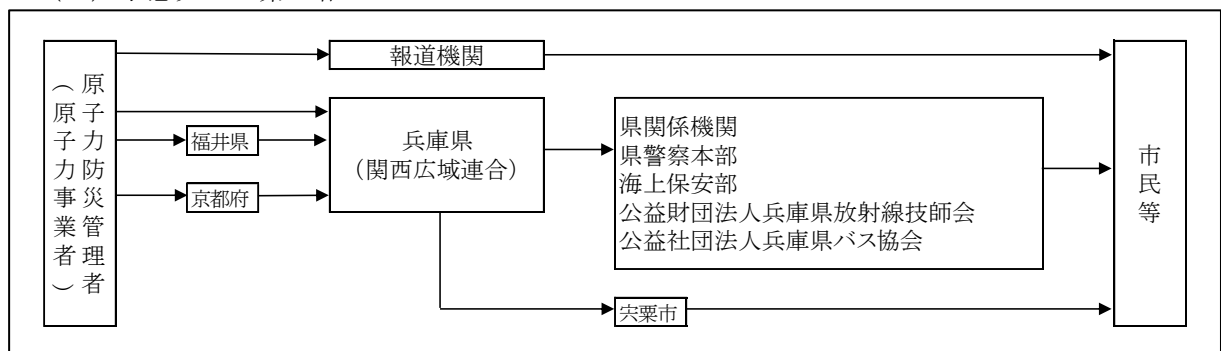
対策部 西はりま消防組合・本部室

第1節 情報の収集と伝達

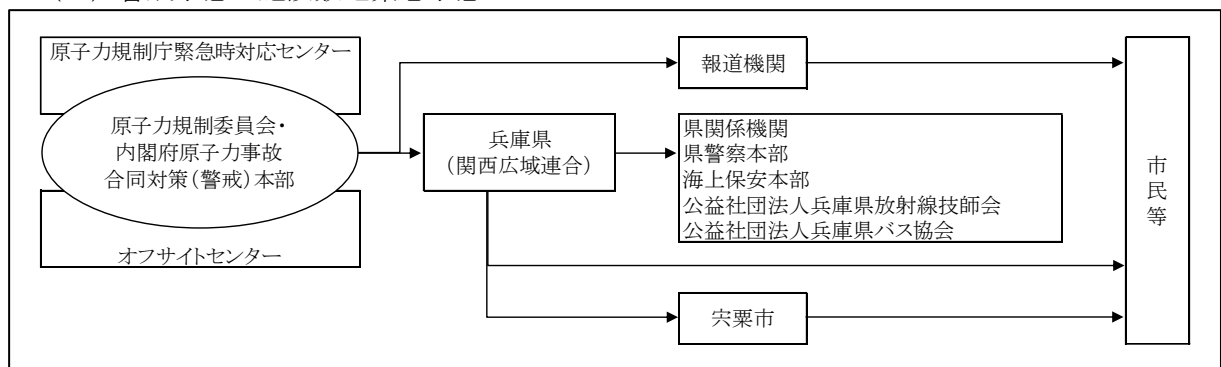
消防庁「火災・災害等即報要領（資料編に掲載）」に該当する原子力事故が市内で発生した場合、対策部は当該原子力事業者の通報や現場から情報を収集し、本編第3章に示すとおり住民や県、消防庁、防災関係機関などに伝達する。なお、市に影響を及ぼす範囲の近隣市町で原子力事故が発生した場合に備え、以下に情報伝達経路の全体像を示す。

1 福井県に立地する原子力施設事故災害発生時の情報伝達

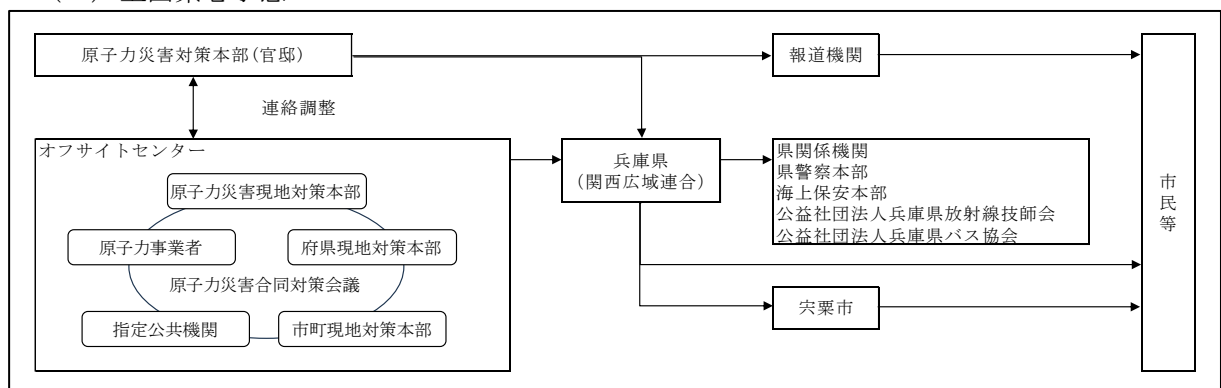
(1) 事態発生の一報



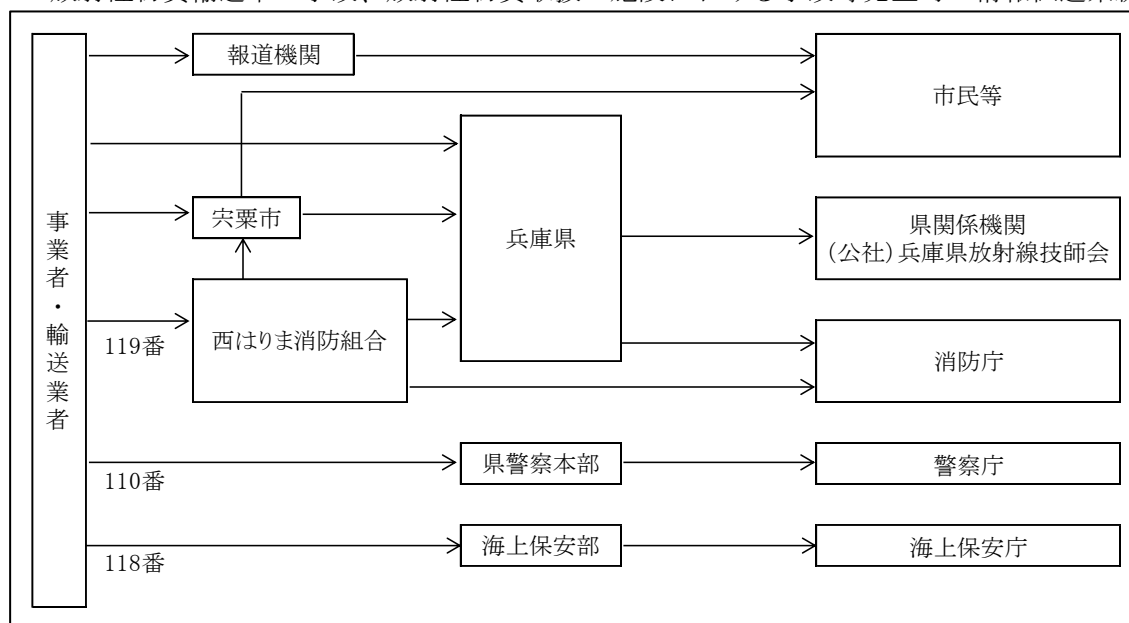
(2) 警戒事態・施設敷地緊急事態



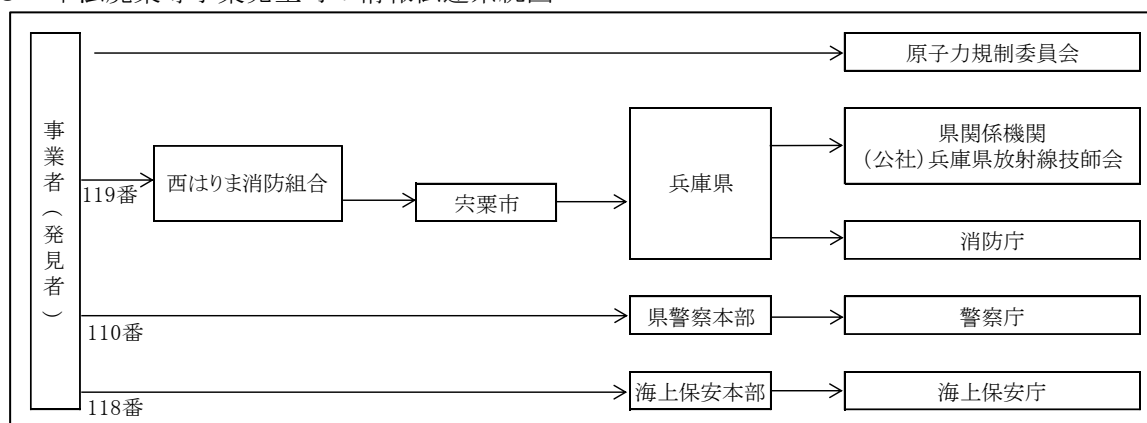
(3) 全面緊急事態



2 放射性物質輸送中の事故、放射性物質取扱い施設における事故等発生時の情報伝達系統図



3 不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図



4 相談活動

被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

対策部	西はりま消防組合・本部室・土木水道対策部・産業対策部

第2節 緊急時モニタリングの実施

放射性物質又は放射線の異常な放出、あるいはそのおそれがある場合、対策部は周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るための「緊急時モニタリング」を実施する。

1 原子力事業者等の措置

原子力事業者等は空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を国（文部科学省、経済産業省、国土交通省）、県、市に定期的に連絡するものとする。原子力緊急事態宣言が行われた後においては、国の現地対策本部にも同様の連絡を行う。

2 県の措置

県は、国の指示に基づき、測定頻度の増加や監視の強化を行い（環境放射線のモニタリングの強化）、その調査結果を速やかに公表する。また、国、立地県及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時モニタリングの結果を収集する

モニタリングポストの測定データに高い値が見受けられた場合には、国や専門機関と連携してモニタリングカーなどの可搬型測定機器、県や各消防本部が所有する放射線測定器（サーベイメータ）等を活用して、環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。

調査結果について、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。災害等により、国のホームページによる公表がされない場合は、県は、緊急時モニタリングセンターへ情報提供を求める。また、県内のモニタリングポストの測定結果を取りまとめ、独自に公表するとともに、必要な防護措置をとるための資料とする。

モニタリング情報のほか、必要に応じて国や専門機関から大気中放射性物質の拡散予測の情報を取得し、活用を図る。活用方法については、国や原子力発電所立地県等関係自治体における検討結果をふまえる。

3 海上保安本部の措置

海上保安本部は海上における緊急時モニタリングに関し、県知事が管区海上保安本部長に対し、要請を行ったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び資機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行うものとする。

4 消防署の措置

事故等の通報を受け出動した消防職員は、事業所側の放射線管理の専門家及び関係機関と協議した後、消防警戒区域の設定を行い、状況に応じて放射線量の測定を実施、その結果を本部室と県に連絡する。

5 市の措置

本部室は人への影響を加味した空間放射線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）を測定し、その結果を県へ報告するとともに、ホームページで公表する。さらに、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し県内への影響を調査する。

放射線モニタリング情報

機関	URL
原子力規制委員会	https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/
宍粟市	https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shichokoshitsu/shobobosai/osirase/1386726902784.html

また、土木水道対策部と産業対策部は必要に応じて飲料水、野菜類、穀類、肉、卵、その他必要と認められる試料の放射能濃度等の測定を行う。

6 実施内容

各主体が行う緊急時モニタリングの実施地域、地点、分析項目、頻度、試料品目、分析核種については、国、専門家等の指導助言のもと、各主体が連絡を密にし、役割に応じて決定することとする。

第3節 防護対策

周辺住民の被ばくを低減するために必要な防護対策を以下に示す。

1 屋内退避の実施

(1) 屋内退避の準備

国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

(2) 屋内退避の指示

国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、本編3章4節のとおり速やかに住民等に対し広報を行う。なお、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、気密性の低下等を考慮し、避難の実施も検討する必要がある。

(3) 屋内退避の際の注意事項

屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ることを。
- ② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

2 避難・一時移転の実施

(1) 避難指示の発令基準

市長は次に示す基準に該当する場合に、避難指示を行う。

- ① 原子力災害対策特別措置法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難指示の実施の指示があった場合
- ② 下表に掲げるO I L 1又はO I L 2に該当すると認められる場合
- ③ その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合

O I L※1による避難及び一時移転に関する指標

基準	防護措置	防護措置の内容
O I L 1 初期設定地：地上1mで計測した場合の空間放射線量率が500 μ S v/h	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。 数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。
O I L 2 初期設定地：地上1mで計測した場合の空間放射線量率20 μ S v/h	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。 1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に実施。

※1 OIL (Operational Intervention Level 運用上の介入レベル) :
環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。

原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(2) 避難指示の内容

避難指示を行う場合、本部室は次に掲げる事項を伝達する。

- ① 避難指示を行う地域名
- ② 避難経路及び避難先
- ③ 避難時の服装、携行品
- ④ 避難行動における注意事項

(3) 避難所の指定

市長は収容能力や避難経路、避難に要する時間を勘案の上、避難所を指定する。なお、透過力の強いガンマ線などの放射に備える必要があるため、避難所は原則として小中学校などのコンクリート建物から選定する。

3 避難退避時検査の実施

住民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行う。

(1) 避難退域時検査場所の開設

次の要件を満たす場所に避難退域時検査場所を開設する。

- ① 住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ② 検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ③ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ④ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

(2) 避難退域時検査場所の運営

国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行う。

避難退域時検査の開設・運営に当たっては、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、（公財）高輝度光科学研究センター、（公社）兵庫県放射線技師会の支援を得ることとする。

感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民等が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。

(3) 避難退域時検査場所の運営

「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁）により、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

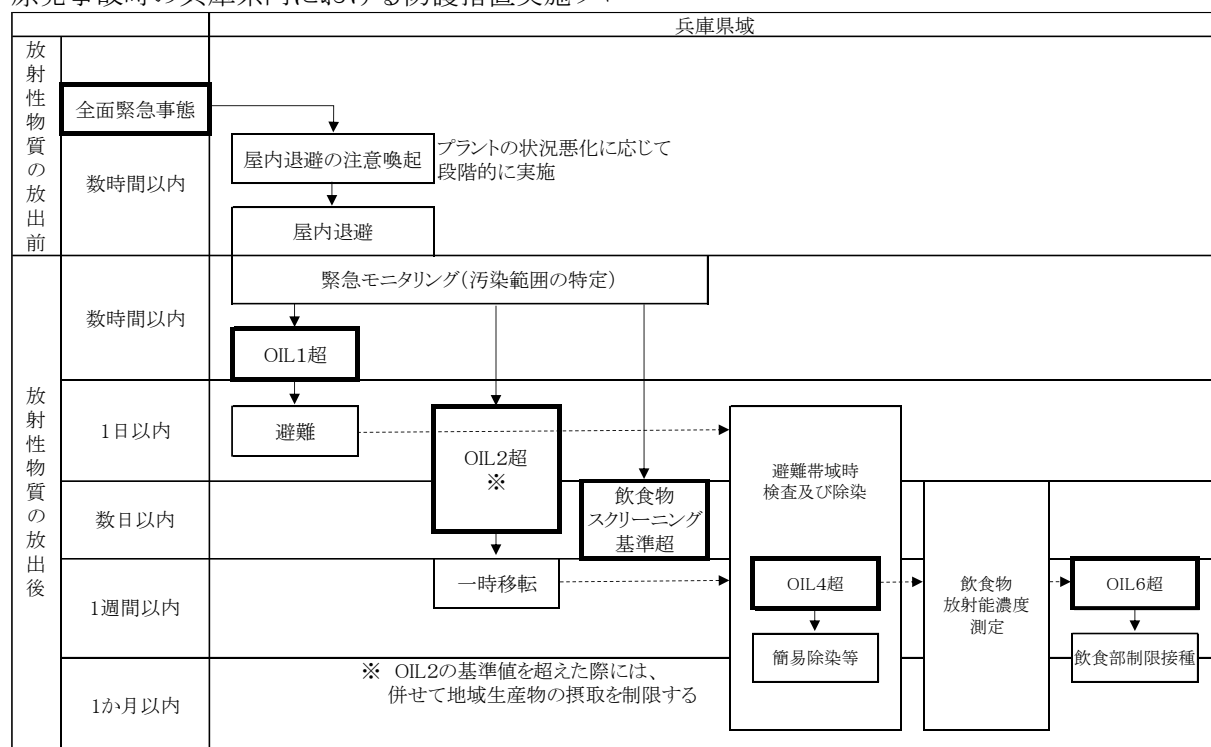
避難退域時検査における除染基準

基準の種類	基準の概要	初期設定地	防護措置の内容
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 c p m	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
		β 線：13,000 c p m 【1か月後の値】	

4 避難所の開設・運営、広域一時滞在

住民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営並びに広域一時滞在又は受入れを行う。その際、本編第5章第2節に示すとおり実施する。

原発事故時の兵庫県内における防護措置実施フロー



対策部 西はりま消防組合・健康福祉対策部・本部室

第4節 救急医療対策

負傷者の発見から通報、搬送、救急医療の提供に至るまでの対策を以下に示す。なお、除染や負傷者の搬送に当たっては、兵庫県災害対策本部内に設置される原子力災害医療調整官の助言の下、活動を行う。

第1款 救急対策

原子力災害等に係る負傷者を発見した者（発見者、原子力事業者、放射性同位元素取扱い事業者など）は、直ちに西はりま消防組合に通報する。また、原子力事業者、又は放射性同位元素取扱い事業者は、被害の状況や汚染の有無を直ちに関係機関に通報する。

1 負傷者の救出

(1) モニタリング

事業者の放射線管理の専門家と十分に連携を図り、西はりま消防組合はモニタリングを行うなど、職員に十分な汚染、被ばく管理を行った上で除染等の活動を行う。

(2) 救出

事業者は負傷者を速やかに救出する。西はりま消防組合は災害の規模、内容等を放射線管理の専門家及び関係機関と協議し、状況に応じ必要な人員機材を出動させ消防警戒区域の設定を行う。重傷者については、除染よりも救命処置を優先させ、必要最低限の汚染拡大防止措置を行って直ちに医療機関へ搬送する。その際、汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受入体制が整っていることが必要となることから、搬送前に患者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。なお、救出活動は事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図るものとする。

(3) 除染等

事業者は放射性物質に汚染された負傷者（以下「汚染者等」という。）がいるときは、必要に応じて、汚染状況の検査（原子力施設における事故等にあつては、避難退域時検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。

2 医療施設への搬送

- (1) 西はりま消防組合は災害の規模、内容等を放射線管理の専門家及び関係機関と協議し、状況に応じて職員と搬送車両を現場に出動させ搬送にあたる。搬送に当たっては、放射能の測定等により負傷者の状態把握に努めるとともに、職員の十分な汚染、被ばく管理を行うものとする。
- (2) 簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送する。また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ搬送する。
- (3) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - ② その他の応急的に調達した車両の活用
 - ③ 隣接市町への広域応援要請
- (4) 西はりま消防組合は搬送を要すると判断した場合は、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、出動を要請する。なお、移送に際しては、専門家の指示をふまえることとする。
- (5) 西はりま消防組合は放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意することとする。
 - ① 二次汚染を防ぐため搬送に従事する職員は、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。
 - ② 機材の二次汚染を防ぐため、担架に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車の床をビニールシートなどでカバーする。
 - ③ 過度の被ばく、又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送に当たっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗、過剰保温に留意する。

3 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

- (1) 事業者は事故等の規模や内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療が行える医療関係者の出動を要請する。
- (2) 県は事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療を行える医療関係者を現場へ出動させるものとする。なお、その際には放射線管理の専門家の同行を要請する。

4 負傷者の収容

- (1) 負傷者の収容は事業者が特に指示する場合を除き、次のとおり行う。
 - ① 汚染・被ばく者等
第2編第5章第4節に示す緊急被ばく医療施設

② その他の負傷者

下記の施設を活用する。

(ア) 災害拠点病院

(イ) 2次救急医療機関

(ウ) 救急告示病院・診療所

(エ) その他の医療施設

(オ) 救護所

- (2) 負傷者が死亡した場合、死体の見分、その他所要の処理を行う必要があることから、西はりま消防組合は速やかに県警察本部に連絡を行う。死体見分に支障が生じるほどの多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得ることとする。

5 関係機関への協力要請

対象原子力災害等の規模や内容により必要がある場合、本部室は時機を失することなく関係機関に協力を要請するものとする。

第2款 スクリーニングによる医療対策

緊急被ばく医療が必要か否かを判定するスクリーニングは、国や県から派遣されるスクリーニングチームにより実施される。健康福祉対策部は国や県に協力し、スクリーニングを実施する会場（救護所、病院、保健所、避難所など）を選定するとともに、業務を補助する。県は必要があると認めるときは、あらかじめ協力体制を構築している(社)兵庫県放射線技師会に対し、放射能汚染の計測等に係る協力を要請する。

スクリーニングの結果、除染が必要と認められる住民は、第2編第5章第4節に示す緊急被ばく医療施設、又は放射線障がい専門病院に移送する。なお、搬送に当たっては県、県警察本部、神戸市、自衛隊、海上保安庁のヘリコプターの利用も検討する。

第3款 健康相談の実施

国や指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等と連携し、避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。必要に応じ、放射性物質による表面汚染等に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

また、健康福祉対策部は、住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置するよう務める。さらに、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

対策部	西はりま消防組合

第5節 消火対策

放射性物質や放射性同位元素の輸送事故に伴う火災、又は取扱い事業所での火災が発生した場合に必要な消火活動を以下に示す。

1 放射性物質輸送中の火災

(1) 事業者の措置

① 原子力事業者等

原子力事業者等は核燃料物質等の運搬を行う車両に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を西はりま消防組合に通報する。（原子炉等規制法第64条第1項）

② 放射性同位元素取扱い事業者等

放射性同位元素取扱い事業者等は、放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を西はりま消防組合に通報する。（放射線障害防止法第33条第1項）

(2) 西はりま消防組合の措置

① 情報の収集

西はりま消防組合は通報があった際に内容等を関係機関と情報共有した後、放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認する。また、輸送責任者や同行する専門家から次表に示す情報を収集し、消火活動にあたる。輸送責任者や専門家が負傷するなど協力が得られない状況にある場合は、輸送物の形式や標識、表示から収納物を把握し、サーベイメータ等により放射線量を計測するとともに、本部室や県、関係機関に状況を連絡し専門家の支援を要請する。なお、輸送車両には「放射性物質の取扱い方法等を記載した書類」の携行が義務づけられている（L型輸送物を除く）ため、可能な場合はこれを活用し収納物の把握を行う。

収集する情報

放射性物質自体の性状	火災等による放射性物質への影響
・火気、熱気に対する危険性 ・禁水性、劇毒性 ・汚染又は汚染拡大の可能性	・輸送容器の亀裂等の有無及び程度 ・火災と輸送容器との位置関係 ・放射線の強度等の検出状況 ・周辺への影響の可能性

② 放射線量の確認

事業者等に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて西はりま消防組合でも放射線測定を実施する。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携する。B型輸送物や一部のA型輸送物には放射線測定器の携行が義務づけられているため、この活用も考慮する。

③ その他

消防庁が定める放射性物質輸送時消防対策マニュアルに基づき行動する。

2 放射性同位元素取扱い事業所の火災

(1) 放射性同位元素取扱い事業者の措置

放射性施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を西はりま消防組合に通報する。

(2) 西はりま消防組合の措置

① 消防活動

放射性同位元素取扱い事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「放射線物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を行う。

(ア) 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無

(イ) 放射性同位元素の拡散危険の有無

(ウ) 要救助者の有無

(エ) 放射線量

② 放射線量の確認

事業者等に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて西はりま消防組合でも放射線測定を実施する。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携する。

3 進入統制ラインの設定

放射線危険区域及び準危険区域（後述）が設定されるまでの間、消防隊員の出入りを統制する区域を示す進入統制ラインを設定する。

目的	設定の基準	留意点
放射線危険区域及び準危険区域が設定されるまでの間の不要な被ばくと汚染拡大防止	空間線量の測定値が、バックグラウンドレベル（平時の放射線量）と同程度であり、かつ、周囲の状況や関係者情報から現場指揮者がそれ以上進入することが危険であると判断した位置に設定	- 空間線量率が上昇した場合は後退して設定 - 警戒テープや標識で表示 - 除染区域等を設定することを考慮〔区域設定後〕 - 防護措置を行っている者のみ進入可 - 汚染検査等を行った者のみ退出

4 放射線危険区域等の設定

消防活動を行うため、対策を行う区域を設定する。

	目的	設定基準	留意点
消防警戒区域	- 消防活動エリアの確保 - 住民等の立入制限 - 前進指揮所、現場指揮本部の設置 - 救護所、2次トリアージ場所の設置	- 放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 - 進入統制ラインの外側に設定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲	- 原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 - 警戒テープや標識で表示 - 区域が事業所境界を越える場合、市と連携して周辺住民の迅速な避難・退避を実施
準危険区域	汚染検査所、除染所、1次トリアージ場所の確保	- 関係者の情報を得て協議の上設定 - 現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 - 除染区域はバックグラウンドレベルと同程度	- 準危険区域外へ汚染を拡大させない - 除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリアージを実施 - 汚染物は容器や袋に収納 - 区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施
放射線危険区域	不要な被ばくと汚染拡大の防止	- 関係者の情報を得て協議の上設定 - 関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 ①0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ②火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域	- 後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 - ロープ及び標識等により範囲を明示 - 必要に応じ放射線防護服を着用 - 区域が事業所境界線を越える場合、西はりま消防組合と連携して周辺住民等の迅速な避難・退避を実施

5 被ばく管理の実施

放射線危険区域及び準危険区域で活動する隊員に個人線量計を携帯させ、放射線管理を実施する。

区分	被ばく線量限度	個人警報線量計の警報設定値
通常の消防活動	1回の活動あたり10mSv以下	左記の値未満で設定
人命救助等の緊急時活動	100mSv	30～50mSvの範囲で設定

6 汚染検査・除染措置の実施

準危険区域内に除染区域（汚染検査所・除染所）を設置する。

事業者が汚染検査、除染を実施できない場合は、消防隊員が汚染検査及び除染を実施する。

7 消防隊員の安全確保

放射線危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具を所持する。危険区域からの退出前に、原則として汚染検査を行い、必要に応じて除染する。消防活動に従事した隊員については、被ばく状況の記録を行い、必要に応じて健康診断を実施する。

第6節 飲食物の摂取制限

放射性物質により汚染された飲料水や飲食物の摂取制限について必要な事項を以下に示す。

1 地域生産物の摂取制限に関する基準

県は、以下に示す基準を超える場合は、地域生産物※の摂取制限を実施する。

地域生産物の摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
〇 I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ S v/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 スクリーニング検査の実施

県は、国等が実施する緊急時モニタリングの結果、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域が県内に存在することが判明したときは、国の指示・要請又は独自の判断により、スクリーニングの検査計画を策定し、検査を行う。

スクリーニング検査の実施基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	〇 I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ S v/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定

3 摂取制限及び出荷制限に関する基準

- (1) 県は、国の指示等があったとき、及び県が実施した放射性核種濃度測定の結果が食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）等を超え、地域的な広がりが確認された場合には、地域・品目を限定して飲食物の出荷制限を行う。また、空間放射線量率等に基づき、以下のとおり飲食物の摂取制限を行う。
 - ① 空間放射線量率が〇 I L 2を超える地域では、一時移転の措置を講ずるとともに、当該地域の地域生産物の摂取制限を行う。飲食物の放射性核種濃度の測定結果が〇 I L 6の基準を超えた場合は、飲食物の摂取制限を行う。
 - ② 空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準の値を超える地域では、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、飲食物中の放射性核種濃度測定の結果が〇 I L 6を超えた場合には、摂取制限を行う。
- (2) 出荷制限及び摂取制限は、県域で実施することを原則とするが、市ごとの管理が可能である場合、管理状況等を考慮し、市・地域ごとに細分して区域が設定される。
- (3) 県は、飲食物の出荷制限等が必要な場合は、市に対してその旨要請するとともに、県民に対して広報する。

飲食物の摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300 B q /kg	2,000 B q /kg	
		放射性セシウム	200 B q /kg	500 B q /kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 B q /kg	10 B q /kg	
		ウラン	20 B q /kg	100 B q /kg	

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

セシウム（放射性物質のうち、セシウム134及びセシウム137をいう。）は、次の表の第1欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める濃度を超過して食品に含有されるものであってはならない。

第1欄	第2欄
ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）	10 B q / k g
原料に茶を含む清涼飲料水	10 B q / k g
飲用に供する茶	10 B q / k g
乳児の飲食に供することを目的として販売する食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第1項に規定する乳及び同条第12項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下この表において「乳等」という。）であって、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。）	50 B q / k g
上記以外の食品（乳等を除く。）	100 B q / k g
備考 第2欄に定める濃度の測定については、飲用に供する茶にあっては飲用に供する状態で、食用植物油品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1672号）第2条に規定する食用サフラワー油、食用綿実油、食用こめ油及び食用なたね油にあっては油脂の状態で、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）別表2に規定する乾燥きのこ類及び乾燥野菜類並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあっては飲食に供する状態で行わなければならない。※	

※加工食品品質表示基準

乾燥きのこ類	（日本標準商品分類（以下「商品分類」という。）に示された乾燥きのこ類のうち、）しいたけ、きくらげ
乾燥野菜	（商品分類に示された乾燥野菜のうち、）フレーク及びパウダーを除くものとし、かんぴょう、割り干しだいこん、切り干しだいこん、ぜんまい、わらび、いもがらなど
乾燥させた海藻類	（商品分類に示された加工海藻類のうち、）こんぶ、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天など
乾燥させた魚介類	（商品分類に示された素干魚介類のうち、）本干みがきにしん、棒たら、さめひれなど（煮干魚介類のうち、）干あわび、干なまこなど

※O I L 6は緊急時の防護措置のための基準である一方、食品衛生法に基づく基準値は、生涯の被ばくを考慮するなど平常時も含めて評価された値である。

4 摂取制限の実施

対策部は国や県、若しくは自らが実施する緊急時モニタリングにより、飲料水や飲食物、農林水産物の汚染度が、前1の基準を越え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導や助言、指示、又は県の指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

（1）飲料水の摂取制限

水道対策部は汚染水源の使用と汚染飲料水の飲用を禁止する措置を行う。

（2）飲食物の摂取制限

産業対策部は汚染飲食物の摂取を制限、又は禁止する措置を行う。

（3）農林水産物の採取及び出荷制限

産業対策部は農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第7節 汚染の除去

放射性物質により汚染された物質の除去について必要な事項を以下に示す。

1 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱い事業所災害等の場合

(1) 除去及び除染

① 事業者の措置

事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去と除染を行う。

※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱い事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。（原子炉等規制法第64条、放射線障害防止法第33条）

(2) 関係機関の措置

県と本部室、その他防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質の除去と除染が行われるように汚染物質の一時保管場所の提供に協力する。

(3) 除去及び除染の確認

県と本部室は国の専門家の助言をふまえ、事業者による除去と除染作業の確認を行う。

2 不法廃棄等事案の場合

(1) 必要な措置の実施

市（本部室）、西はりま消防組合、警察は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとる。

なお、病院、大学、研究機関、工場等、放射性物質の取扱いに関する許可を受け、あるいは届出を行っている機関において、管理区域外で放射性物質が発見されたときは、県は、当該機関に対して法令に基づく措置（必要な防護対策の実施、除染、管理の徹底、原子力規制委員会への報告等）を行うよう、助言する。

連絡先

原子力規制委員会 原子力規制庁 総務課事故対処室 TEL：03-5114-2112 FAX：03-5114-2183

確認・連絡するべき事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 発見場所② 連絡担当者の氏名／連絡先③ 発見した物質の詳細（名称、状態、表示、形状、重量、寸法等）④ 放射性物質の保管状況（住宅の有無など周囲の状況等）⑤ 放射線量の値（測定器までの距離など測定条件、測定器等）⑥ 放射性物質の所有経緯⑦ 放射性同位元素等規制法や原子炉等規制法の許可等の有無⑧ 他機関への連絡の有無 |
|--|

(2) 除去及び除染

管理者は当該放射性物質の除去等を行う。この際、市（本部室）、その他関係機関は必要な協力を行う。ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去と除染を実施させる。

(3) 不法廃棄者等の捜査

警察署は当該不法廃棄等を行った者の捜査を行う。

3 環境汚染への対処

事業者等が行う放射性物質による環境汚染の除去に対し、必要な協力を行う。

第8節 県外からの避難者の受入れ

関西広域連合の広域避難ガイドラインに基づく、福井県に立地する原子力施設の事故等における県外からの避難者の受入れについて定める。

1 広域避難に係る情報伝達と受入準備

(1) P A Z※1圏の住民の受入れを行う場合

①警戒事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から警戒事態発生との連絡を受けた場合、広域避難を受入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡する。

市は、県から警戒事態発生との連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等に広域避難の受入可能性があることを連絡する。

②施設敷地緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から施設敷地緊急事態発生との連絡を受けた場合、広域避難を受入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡をする。

市は、県から施設緊急事態発生との連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者又は運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。

市は、避難元府県から県及び避難元市町を通じて避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

③ 全面緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から全面緊急事態発生との連絡を受け、避難元府県から広域避難の受入要請があった場合、受入予定の市町に対し、受入要請を行う。

市は、避難受入れの要請を受けた場合、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者又は運営管理者等にその旨を連絡する。

(2) U P Z※2圏の住民の受入れを行う場合

① 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生について連絡を受けた場合、広域避難を受入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡をする。

市は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

② 全面緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から全面緊急事態発生との連絡を受けた場合、広域避難を受入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡する。

市は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者又は運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。

市は、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

③ O I Lに基づく避難等が指示された後

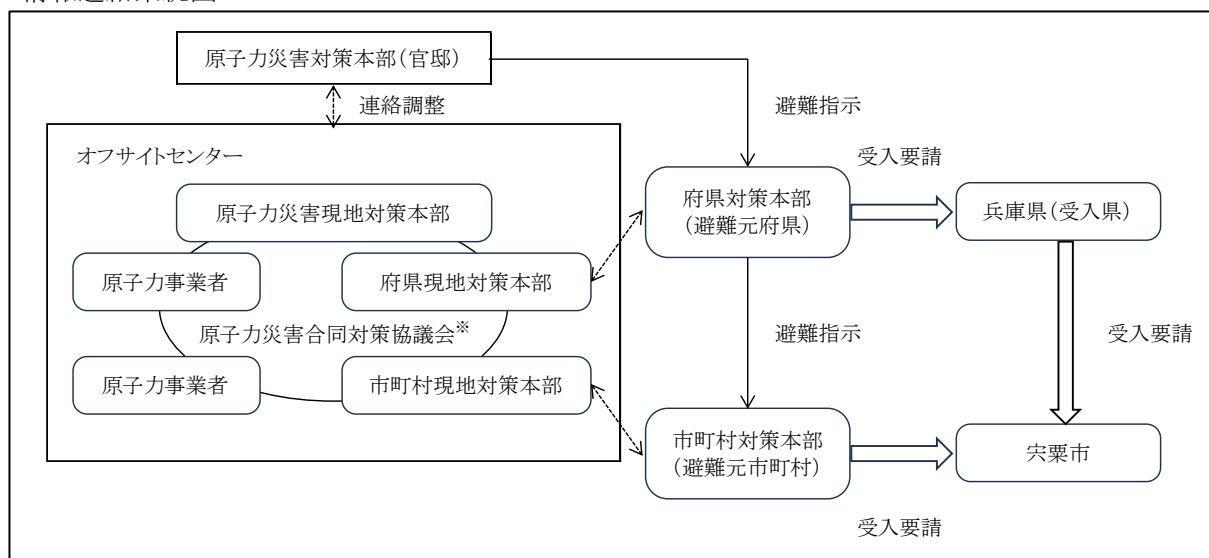
県は、避難等が指示され広域避難の受入要請を受けた場合、受入予定の市町に対し、受入要請を行う。

市は、避難受入れの要請を受けた場合、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者又は運営管理者等にその旨を連絡する。

※1 P A Z (Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域) : 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、E A L (緊急時活動レベル) に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

※2 U P Z (Urgent Protective action Planning Zone 緊急防護措置を準備する区域) : 原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径30kmの区域。

情報連絡系統図



※避難等の実施方針等について、関係者の情報共有、相互協力のための調整を行う場

2 避難ができない場合

災害等やむを得ない理由で、広域避難ガイドラインに定められた広域避難の受入れが困難となった場合、速やかに県に報告する。

3 避難所の開設・運営

(1) 避難所等の解説

① 開設準備

県から避難所の開設準備を要請された場合、速やかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示する。

また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行う。

② 開設

県から避難所の開設を要請された場合、速やかに避難所の運営責任者に対し、避難所の開設を指示する。

③ 開設期間

避難所の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。

(2) 避難所における受入れ

市は、避難所における受入れに当たって、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。

避難受入時の確認内容の例

住所（地区名）、氏名、避難所名、要配慮者かどうかの確認、家族の避難状況、避難退域時検査の有無（UPZ圏の住民のみ）※等
 ※ UPZ圏からの避難者の受入れを行う場合、避難所等において、国（避難元府県）が発行する通過証等で、避難退域時検査を受けているかどうかの確認を行う。PAZ圏の住民は通過証等を携行していないため、避難予定者名簿に基づき、当該避難者がPAZ圏の住民かどうかを確認する。

(3) 避難所の運営

① 運営主体

避難所の開設当初、避難所の運営を主導して行う。

避難者の受入れがおおむね完了し、避難元市町による避難所での運営体制が整った段階で、避難元市町と協議し、避難者の受入れ及び避難所の運営に関する業務を避難元市町に引き継ぐ。

ただし、避難元市町と協力して、市から直接避難者の自主運営に引き継ぐことがある。

② 運営体制

避難所の開設時には、他の自然災害と同様に職員派遣計画に基づき、避難所ごとに担当職員を配置し、人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請する。

③ 避難所運営に必要な物資の確保

避難元市町に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、避難元市町の求めに応じて、必要な物資の確保に協力する。

(4) 避難生活に支障をきたす可能性のある避難者への対応

病気・けが等により、避難所での生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図る。

社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、その受入先の確保について兵庫県を通じて避難元府県に調整を依頼する。

4 避難者の相談及び情報提供

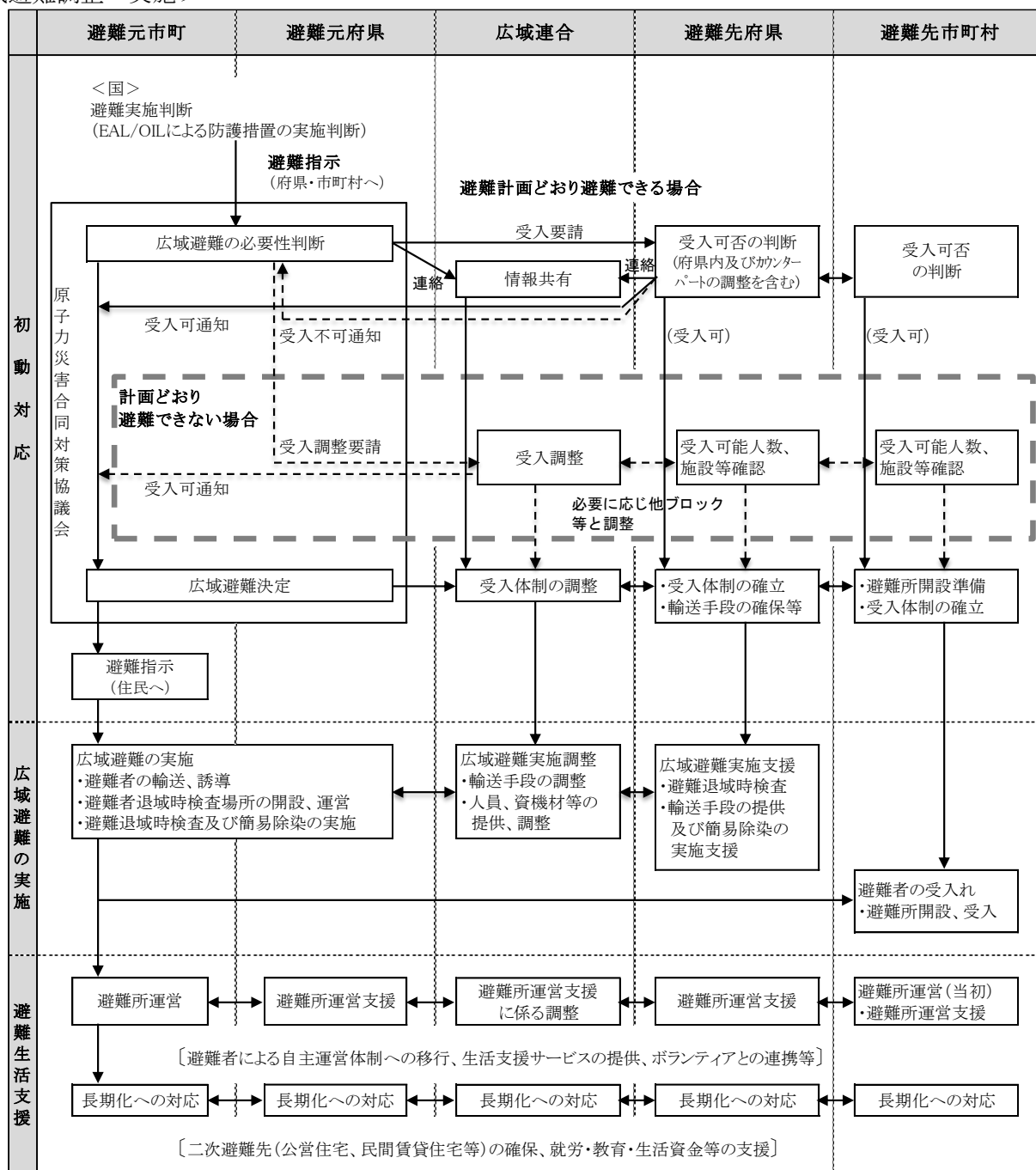
(1) 相談窓口の設置

避難者のさまざまな意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

(2) 避難者への情報提供

避難元府県・市町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努める。

広域避難調整・実施フロー



対策部 本部室・産業対策部

第9節 環境放射線モニタリング

事後に実施する環境放射線モニタリングについて、必要な事項を以下に示す。

1 核燃料物質等の事業所外運搬事故

環境放射線モニタリングの実施地域や地点、分析項目、頻度、試料品目、分析核種については、国や県、専門家の指導のもと、各主体が連携して役割を決定する。

(1) 原子力事業者の措置

原子力緊急事態解除宣言があった場合、原子力事業者は環境放射線モニタリングを行い、その結果を市(本部室)や国、県に報告する。

(2) 市の措置

本部室は、公的研究機関や技術者団体による環境放射線モニタリングの実施を県に要請する。また、必要に応じて人への影響を加味した空間放射線量率 ($\mu\text{Sv/h}$) を測定し、その結果を県へ報告するとともに、ホームページ等で公表する。さらに必要な場合は、飲料水や野菜類、穀類、肉、卵、その他必要と認められる試料の放射能濃度等の測定を行う。

2 放射性同位元素等の事故

(1) 放射性物質取扱い事業者の措置

応急対策がおおむね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了した場合、放射性物質取扱い事業者は環境放射線モニタリングを行い、その結果を市（本部室）や国、県に報告する。

(2) 市の措置

前（1）に準ずる。

対策部	本部室・土木水道対策部・産業対策部

第10節 制限の解除と風評被害対策

各種制限措置の解除と風評被害の防止策について、必要な事項を以下に示す。

1 各種制限措置の解除

土木水道対策部と産業対策部は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、立入制限や飲食物の摂取制限、農林水産物の採取出荷制限などの各種制限措置を解除する。

2 安全宣言

本部室と県、その他関係機関は、各種制限措置が全て解除されたときは、地域の安全が回復した旨を発表する。

3 風評被害対策

本部室は国や県、各報道機関の協力を得て、風評被害等の未然防止措置を行う。風評被害が発生した場合、対策部は飲料水や農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進と観光振興のための広報活動を強化する。

4 被害を受けた産業に対する支援

風評による影響を受けた業界に対し、地元製品のPR、誘客キャンペーン、物産展等による支援を検討する。

対策部	本部室・健康福祉部

第11節 心身の健康相談体制の整備

災害後の健康相談体制の整備について以下に示す。

1 健康調査の実施

市及び県は、国や専門家の意見を聴いて、必要に応じて、応急対策にあたった職員、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康調査を実施する。

その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮する。

2 健康相談の実施

市及び県は、通常の健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じて国や専門機関の相談窓口を紹介する。

第 6 編

災害復旧計画

第6編 災害復旧計画もくじ

第1章 災害復旧事業の実施	1
第1節 災害復旧事業	1
第2節 激甚災害の指定	1
第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	3
第2章 生活支援対策	4
第3章 復興本部	5
第1款 復興本部の設置	
第2款 復興本部の組織・運営	
第4章 復興計画の策定	6
第1款 復興計画の基本的な考え方	
第2款 復興計画策定における手順	
第3款 復興計画の策定	
第4款 分野別緊急復興計画の策定	

第1章 災害復旧事業の実施

災害発生後の人心の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項を示す。

第1節 災害復旧事業

公共土木施設などの復旧事業の種類を以下に示す。各対策部は所管する施設や構造物などの復旧を速やかに実施するものとする。

- (1) 公共土木施設復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 砂防施設災害復旧事業
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 道路災害復旧事業
 - ⑦ 下水道災害復旧事業
 - ⑧ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
 - ① 農地農業用施設災害復旧事業
 - ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ③ 林道施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 公立社会教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

第2節 激甚災害の指定

国は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定する。

- (1) 指定を受ける場合の手続き及び受けた場合の手続き
 - ① 激甚災害に関する調査
市は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するものとする。
 - ② 特別財政援助額の交付手続
市は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調査書等を作成し、県各部に提出しなければならない。
- (2) 指定に係る財政援助措置
 - ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業

- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 障害者福祉施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (サ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業
- (ス) 湛水排除事業
- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ その他の財政援助措置
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (オ) 水防資機材費の補助の特例
 - (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する特例
 - (キ) 産業労働者住宅建設資金の融通の特例
 - (ク) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - (ケ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (3) 局地激甚災害に係る財政援助措置
 - ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業
 - (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
 - (エ) 公営住宅等災害復旧事業
 - (オ) 生活保護施設災害復旧事業
 - (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (ク) 障害者福祉施設災害復旧事業
 - (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - (サ) 感染症予防事業
 - (シ) 堆積土砂排除事業
 - (ス) 湛水排除事業
 - ② 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助

- (ウ) 森林災害復旧事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ④ その他の財政援助措置
 - 公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等

第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により融資するものとする。

① 天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

② (株)日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等に融資するものとする。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うものとする。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うものとする。

対策部	全対策部

第 2 章 生活支援対策

第 3 編と第 4 編は第13章の、第 5 編は第 8 章の「生活支援対策」に示す。

第3章 復興本部

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第1款 復興本部の設置

市は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

第2款 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

第4章 復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第1款 復興計画の基本的な考え方

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることとする。

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請することとする。県は、必要に応じて職員の派遣にかかるあつせんに努めることとする。

第2款 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持ったさまざまな行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮することとする。

- ①被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の住民等への意見募集
- ②有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③さまざまな分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

第3款 復興計画の策定

1 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

（1）多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進することとする。

（2）ニーズや時代潮流の変化をふまえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮することとする。

2 構成例

- （1）基本方針
 - （2）基本理念
 - （3）基本目標
 - （4）施策体系
 - （5）復興事業計画 等
- 想定される事業分野
- ・生活
 - ・住宅
 - ・保健・医療
 - ・福祉
 - ・教育・文化
 - ・産業・雇用

- ・環境
- ・都市及び都市基盤 等

第4款 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定することとする。

1 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

イ 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいのある人、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等保健活動、在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など、こころのケア対策等

ウ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

オ 安全で快適な住まいの提供

応急仮設住宅の早期の供与と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

カ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

2 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア 早期の恒久住宅建設

県・市町・機構・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等

イ 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等

ウ 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等

エ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

3 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア 主要交通施設の整備

道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

イ 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

ウ ライフラインの整備

上下水道の早期復旧や情報通信システムの信頼性の向上等

エ 防災基盤の整備

河川、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

4 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談助言・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等

イ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

次世代型産業構造転換への支援や起業家支援など新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進等

ウ 産業配置と広域的連携

新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等

エ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等

5 その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。